

昭和三十七年自治省令第十七号

普通交付税に関する省令

地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)地方交付税法の一部を改正する等の法律(昭和三十七年法律第五十九号)附則第三項及び第四項、新市町村建設促進法(昭和三十一年法律第六十四号)第二十三條及び附則第六項(新産業都市建設促進法(昭和二十七年法律第六十七号)第二十四條第七号及び市の合併の特例に関する法律(昭和三十七年法律第十八号)第三條第一項第十号(同法附則第五項において準用する場合を含む。))においてこれらの規定の例によるものとされる場合を含む。)、低開発地域工業開発促進法(昭和三十六年法律第二百十六号)第五條、産炭地域振興臨時措置法(昭和三十六年法律第二百十九号)第六條並びに新産業都市建設促進法第二十二條の規定に基づき、並びに地方交付税法の規定を実施するため、地方団体に対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に関する省令を次のように定める。

地方団体に対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に関する省令(昭和三十六年自治省令第十九号)の全部を改正する。

目次

第一章 総則(第一条—第四条)

第二章 基準財政需要額の算定方法(第五条—第十七条)

第三章 基準財政収入額の算定方法(第十八条—第三十条)

第一節 都道府県分(第十八条—第三十条)

第二節 市町村分(第三十一条—第四十一条)

第三節 低開発地域工業開発促進法等による特例(第四十二条—第四十四条)

第四節 補則(第四十五条)

第四章 錯誤にかゝる措置(第四十六条—第四十六条の二)

第五章 合併市町村の特例(第四十七条—第五十条)

第六章 雑則

第一節 廃置分合又は境界変更があつた場合の措置(第五十一条—第五十二条)

第二節 大規模な災害があつた場合の特例(第五十三条—第五十四条)

第三節 意見の聴取(第五十五条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 地方団体に対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税(以下「普通交付税」とい

う。)に関しては、地方交付税法(以下「法」という。)その他の法令に定めるもののほか、この省令の定めるところによる。

(特別区の存する区域への準用)

第二条 特別区の存する区域(以下「特別区」という。)は、市とみなし、特別の定めがある場合のほか、この省令の規定中市に関する規定を準用する。

(普通交付税の算定に関する資料)

第三条 都道府県知事は、総務大臣の定める様式によつて、当該都道府県の基準財政需要額及び基準財政収入額に関する資料その他総務大臣の定める資料を作成し、これを総務大臣の指定する日までに総務大臣に提出しなければならない。

市町村長は、総務大臣の定める様式によつて、当該市町村の基準財政需要額及び基準財政収入額に関する資料その他総務大臣の定める資料を作成し、これを総務大臣の指定する日までに都道府県知事に提出しなければならない。

地方団体の長は、当該地方団体に係る次の各号に掲げる測定単位の数値の算定の基礎となる事項を記載した台帳を備えておかなければならない。

一 道路の面積及び道路の延長

二 河川の延長

三 港湾(漁港を含む。)における係留施設の延長及び外郭施設の延長

四 市町村が管理する都市公園の面積

五 恩給受給権者数

六 災害復旧事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債(発行について地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第五条の三第六項の規定による届出がされた地方債のうち同条第一項の規定による協議を受けたならば同条第十項に規定する基準に照らして同意をすることとなる)と認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。)

七 辺地対策事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金

八 平成四年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債のうち総務大臣が指定したものに係る元利償還金

地方団体の長は、当該地方団体に係る次の各号に掲げる補正係数の算定の基礎となる事項を記載した台帳を備えておかなければならない。

一 港湾事業費(漁港事業費を含む。)の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金

二 河川事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金

三 地方公営交通事業の再建のため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金

四 地下鉄事業費に係る支払利息の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金

五 地下高速鉄道の建設に係る事業費の出資金の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金

六 地下高速鉄道の緊急整備に係る事業費の出資金に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金

七 新住宅市街地開発事業又は土地区画整理事業及び空港の利用者の利用のために建設される鉄道又は軌道(以下「ニュータウン鉄道等」という。)の建設に係る事業費の出資金の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金

八 上水道事業の水源開発及び広域化対策並びにそれらに係る事業費の出資金に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金

九 上水道高度浄水施設整備事業、老朽管更新事業、上水道未普及地域解消事業及び上水道災害・安全対策事業の事業費の出資金に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金

十 簡易水道事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金

十一 公園緑地事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金

十二 下水道事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金

十三 空港整備事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金

十四 地域防災計画に掲げられている災害危険区域において災害の発生を予防し、又は災害

の拡大を防止するために単独で実施する事業に係る経費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金

十五 義務教育施設整備事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金

十六 立替施行に係る義務教育施設の譲受代金の年次支払額

十七 病院事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金

十八 公立大学附属病院事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金

十九 清掃施設整備事業費(用地取得費及び清掃運搬施設等整備事業費を除く。)の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金

二十 立替施行に係る清掃施設の譲受代金の年次支払額

二十一 産炭地域開発就労事業費、炭鉱離職者緊急就労対策事業費、特定地域開発就労事業費、旧炭鉱離職者緊急就労対策事業従事者暫定就労事業費、産炭地域開発就労事業従事者自立促進事業費及び産炭地域開発就労事業従事者就労確保事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金

二十二 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二百二条第一項各号に掲げる場合に係る経費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金

二十三 市町村が管理する農道の延長(端数計算)

第四条 基準財政需要額及び基準財政収入額を算定する場合においては、特別な定めがある場合のほか、その算定の過程及び算定した額に五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。

第二章 基準財政需要額の算定方法(測定単位の数値の算定方法)

第五条 法第十二条第一項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、それぞ

れ中欄に定める算定方法によつて、下欄に掲げる表示単位に基づいて算定する。

測定単位の数値の算定方法	測定単位	表示
<p>1 国土地理院において公表した前年度の平均一日現在の当該地方団体の面積。ただし、入会地、錯雑地、共有地、組合地、国キ有林等で分割すべきものについてはこれら面積の範囲内において関係地方団体の長メの協議によつて修正した面積とし、湖沼、池又は潟（国土地理院において前年度中に湖沼として面積を公表しているものをいう。以下同じ。）で二以上の都道府県の区域にまたがるものうち国土地理院において公表した関係都道府県の面積に含まれていないものについてはこれらの面積を関係都道府県知事の協議によつて分割しこれをそれぞれ当該関係都道府県の面積に加えるものとする。</p> <p>2 都道府県の「地方行政に要する経費のうち個別算定経費以外のもの」に係る面積のうち「宅地の面積」は、当該都道府県の区域内の市町村に係る3による「宅地の面積」を合計して得た数値とし、「耕地の面積」は、農林業センサス規則（昭和四十四年農林省令第三十九号）によつて調査した令和二年二月一日現在の耕地の面積とし、「林野の面積」は、農林業センサス規則によつて調査した令和二年二月一日現在の民間有林野（独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）、国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下同じ。）及び特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法</p>	人	表

三 警察職員数 四 道路の路面積

<p>人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第八号の規定の適用を受けるものをいう。以下同じ。）の所管する林野を除く。）の面積とし、「その他の面積」は、1の面積から「宅地の面積」、「耕地の面積」及び「林野の面積」を除いたものとする。</p> <p>3 市町村の「地域振興費」及び「地方行政に要する経費のうち個別算定経費以外のもの」に係る面積のうち「宅地の面積」は、前年度分の固定資産税に係る概要調査（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百八十八条又は第四百二十一条第一項に規定する概要調査をいう。以下同じ。）に記載されている宅地の面積とし、「田畑の面積」は、前年度分の固定資産税に係る概要調査に記載されている田畑の面積と畑の面積との合計数とし、「森林の面積」は、農林業センサス規則によつて調査した令和二年二月一日現在における公有及び私有の森林の合計面積とし、「その他の面積」は、1の面積から「宅地の面積」、「田畑の面積」及び「森林の面積」を除いたものとする。ただし、「宅地の面積」、「田畑の面積」及び「森林の面積」の合計数が1の面積を超えるときは、その合計数が1の面積となるようにそれぞれ按分した数値とする。</p> <p>4 1から3までの数値に小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。</p> <p>当該年度の四月一日現在における警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）別表第二に定める当該都道府県の地方警察職員である警察官の定員の基準数（同令附則第二十五項の規定により加えられたものは、含まれないものとする。）</p> <p>前年の四月一日現在において道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二十八条に規定する道路台帳（以下「道路台帳」という。）に記載されている道路（同法第九条の路線の認定の公示、同法第十八条第一項の道路の区域の決定の公示及び同条第二項の供用開始の公示が行われたものをいい、渡船施設、路面幅員二・五メートル未満の国道及び都道府県道（橋りょうを除く。）、</p>	人	表
--	---	---

五 道路の延長

<p>路面幅員一・五メートル未満の市町村道（橋りょうを除く。）並びに道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第十八条の規定によつて料金を徴収するもの及び同法附則第四条又は第五条第二項の規定により維持、修繕その他の管理を行うものを除く。）で当該地方団体が管理するものの面積。ただし、前年の四月二日からその年の四月一日までの間において、地方団体の廃置分合、大規模な境界変更、指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の指定若しくは平成二十五年十二月二十日の閣議決定「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」に基づく国と当該地方団体との個別協議により又は道路法第十七条第二項若しくは第三項の規定に基づき道路を管理する地方団体に変更があつたときは、総務大臣が必要と認める場合に限り当該面積をその年の四月一日現在における道路の管理者の区分により分別した数値を用いることができる。</p> <p>前年の四月一日現在において道路台帳に記載されている道路（道路法第九条の路線の認定の公示、同法第十八条第一項の供用開始の決定の公示及び同条第二項の供用開始の公示が行われたものをいい、渡船施設、路面幅員一・五メートル未満の市町村道（橋りょうを除く。）並びに道路整備特別措置法第十八条の規定によつて料金を徴収するもの及び同法附則第四条又は第五条第二項の規定により維持、修繕その他の管理を行うものを除く。）で当該地方団体が管理するもの（道路法第十三条第一項に規定する政令で指定する区間（以下「指定区間」という。）内の道路で当該地方団体がその経費の一部又は全部を負担するものを含む。）及び直轄高速道路（高速自動車国道法（昭和三十三年法律第七十九号）第五条の規定に基づき、令和五年四月一日以前に開催された国土開発幹線自動車道建設会議の議を経た整備計画により、直轄方式で整備することとなつた区間をいう。以下同じ。）で高速自動車国道法第七条第一項の区域の決定の公示及び同条第二項の供用開始の公示が行われたものの延長。ただし、前年の四月二日からその年の四月一日まで</p>	人	表
--	---	---

六 河川の延長

<p>前年の四月一日現在において河川法（昭和三十三年法律第六十七号）第十二条第二項に規定する河川現況台帳（以下「河川現況台帳」という。）に記載されている河川（当該地方団体がその経費を負担しないものを除く。）の河岸のうち当該地方団体の区域内に所在するものの延長。ただし、前年の四月二日からその年の四月一日までの間において、地方団体の廃置分合、大規模な境界変更、道府県から指定都市への管理権限の委譲等により河川を管理する地方団体に変更があつたときは、総務大臣が必要と認める場合に限り当該河川の延長をその年の四月一日現在における河川管理者の区分により分別した数値を用いることができる。</p> <p>1 前年の三月三十一日現在において港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四十八条の二第一項の港湾台帳（以下「港湾台帳」という。）に記載されている係留施設（係留浮標及びドルフィン以外の係留施設を除く。）の延長の合計数。ただし、当該地方団体が経費を負担しない施設（企業庁、企業局その他これに類似するものが経費を負担する施設を含む。）、当該地方団体の組織する組合（地方自治法第二百八十四条第一項の組合をいう。以下同じ。）又は港湾局が経費を負担しない施設及び漁港（港湾法第三条ただし書の規定によつて同法の規定の適用を受ける漁港のうち国際拠点港湾又は重要港湾に指定されているものを除く。）に係るものを除く。</p> <p>2 地方団体が組織する組合又は港湾局が管理する港湾における係留施設の延長は、これらの数値を当該港湾における経費の負担割合を基礎として当該組合又は港湾局を組織する地方団体の長が協議して定める率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）によつて按分したものを、それぞれ</p>	人	表
--	---	---

八 港 湾 お け る 外 郭 施 設 の 延 長

1 前年の三月三十一日現在において港湾メ
 台帳に記載されている外郭施設（水門及び
 こう門を除き、廃棄物処理施設のうち廃棄
 物埋立護岸を含む。）の延長の合計数。た
 だし、当該地方団体が経費を負担しない施
 設（企業庁、企業局その他これに類似する
 ものが経費を負担する施設を含む。）、当該
 地方団体の組織する組合又は港務局が経費
 を負担しない施設及び漁港（港湾法第三
 条ただし書の規定によつて同法の規定の適用
 を受ける漁港のうち国際拠点港湾又は重要
 港湾に指定されているものを除く。）に係
 るものを除く。

2 地方団体が組織する組合又は港務局が
 管理する港湾における外郭施設の延長につ
 いては、この表中七の二の規定を準用す
 る。

3 二以上の地方団体が経費を負担する港
 湾又は漁港における外郭施設の延長は、こ
 れらの数値を当該港湾又は漁港における経
 費の負担割合を基礎として関係地方団体の
 長が協議して定める率（協議が成立しない
 とときは、総務大臣が定める率）によつて按
 分したものを、それぞれ関係地方団体に属
 する外郭施設の延長とする。

4 前年の四月一日からその年の四月一日
 までの間において、地方団体の廃置分合又
 は境界変更があつたこと等により港湾管理
 者、地方団体が組織する組合若しくは港務
 局の構成団体又は港湾における経費の負担
 割合（以下この表中八において「港湾の管
 理状況」と総称する。）に変更があつた場

十 漁 港

1 前年の三月三十一日現在において漁港メ
 台帳に記載されている外郭施設（水門及び
 こう門を除く。）の延長の合計数。ただし、
 当該地方団体が経費を負担しない施設（企
 業庁、企業局その他これに類似するものが
 経費を負担する施設を含む。）及び港湾法
 第三条ただし書の規定によつて同法の規定
 を受ける漁港のうち国際拠点港湾又は重要
 港湾に指定されているものを除く。）に係
 るものを除く。

2 地方団体が組織する組合又は港務局が
 管理する漁港における係留施設の延長は、
 これらの数値を当該漁港における経費の負
 担割合を基礎として当該組合又は港務局を
 組織する地方団体の長が協議して定める率
 （協議が成立しないときは、総務大臣が定
 める率）によつて按分したものを、それぞ
 れ関係地方団体に属する係留施設の延長と
 する。

3 前年の四月一日からその年の四月一日
 までの間において、地方団体の廃置分合又
 は境界変更があつたこと等により漁港管理
 者、地方団体が組織する組合若しくは港務
 局の構成団体又はこれらの管理する漁港に
 おける経費の負担割合（以下この表中九及
 び十並びに附則第二十一条第一号の表
 中四及び五において「漁港の管理状況」
 と総称する。）に変更があつた場合にお
 ける関係地方団体の係留施設の延長は、総
 務大臣が必要と認める場合限り、その年の
 四月一日現在における漁港の管理状況によ
 り二の規定を適用して算定した数値を用い
 ることができる。

九 漁 港 お け る 外 郭 施 設 の 延 長

合における関係地方団体の外郭施設の延長
 は、総務大臣が必要と認める場合に限り、
 その年の四月一日現在における港湾の管理
 状況により二又は三の規定を適用して算定
 した数値を用いることができる。

1 前年の三月三十一日現在において漁港メ
 漁場整備法（昭和二十五年法律第三百十七
 号）第三十六条の二の漁港台帳（以下この
 表及び附則第二十一条第一号の表に
 おいて「漁港台帳」という。）に記載され
 ている係留施設（係船浮標及び係船くいを
 除く。）の延長の合計数。ただし、当該地
 方団体が経費を負担しない施設（企業庁、
 企業局その他これに類似するものが経費を
 負担する施設を含む。）及び港湾法第三
 条ただし書の規定によつて同法の規定の適用
 を受ける漁港のうち国際拠点港湾又は重要
 港湾に指定されているものに係るものを除
 く。

2 地方団体が組織する組合又は港務局が
 管理する漁港における係留施設の延長は、
 これらの数値を当該漁港における経費の負
 担割合を基礎として当該組合又は港務局を
 組織する地方団体の長が協議して定める率
 （協議が成立しないときは、総務大臣が定
 める率）によつて按分したものを、それぞ
 れ関係地方団体に属する係留施設の延長と
 する。

十一 都 市 計 画 区 域 内 にお け る 外 郭 施 設 の 延 長

業庁、企業局その他これに類似するものが
 経費を負担する施設を含む。）及び港湾法
 第三条ただし書の規定によつて同法の規定
 の適用を受ける漁港のうち国際拠点港湾又
 は重要港湾に指定されているものに係るも
 のを除く。

2 地方団体が組織する組合又は港務局が
 管理する漁港における外郭施設の延長につ
 いては、この表中七の二の規定を準用す
 る。

3 二以上の地方団体が経費を負担する漁
 港における外郭施設の延長については、こ
 の表中八の三の規定を準用する。

4 前年の四月一日からその年の四月一日
 までの間において、地方団体の廃置分合又
 は境界変更があつたこと等により漁港の管
 理状況に変更があつた場合における関係地
 方団体の外郭施設の延長は、総務大臣が必
 要と認める場合限り、その年の四月一日
 現在における漁港の管理状況により二又は
 三の規定を適用して算定した数値を用い
 ることができる。

前年の四月一日現在における都市計画法
 （昭和四十三年法律第百号）第四条第二項
 の規定による都市計画区域に係る当該地方
 団体の人口（当該地方団体の区域の一部が
 都市計画区域であるときは、総務大臣の承
 認した人口）

都市公園法（昭和三十一年法律第七十九
 号）に基づき市町村が設置する都市公園平
 園は、当該都市公園が所在する市町村の都
 市公園とみなす。のうち前年の四月一日
 現在において同法第十七条第一項に規定す
 る都市公園台帳に記載されている面積（表
 示単位未満の端数があるときは、その端数
 を四捨五入する。）

十五 小 学 校

当該年度の五月一日現在における当該都道
 府県の区域内の市町村の設置する小学校及
 び義務教育学校の前期課程について、公立
 義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数
 の標準に関する法律第三十一条第一項、標準法
 改正法附則第二条第一項の規定により読み

四十 小 学 校 の 児 童 数

学校基本調査規則（昭和二十七年文部省令
 第四号）によつて調査した当該年度の五月
 一日現在における市町村立の小学校及び義
 務教育学校の前期課程（市町村が組織する
 組合立の小学校又は義務教育学校の前期課
 程は、当該小学校又は義務教育学校の前期
 課程の所在する市町村立の小学校又は義務
 教育学校の前期課程とみなし、学校教育法
 施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）
 第二十五条の規定によつて分校として当該
 都道府県の教育委員会に届出のあつたもの
 は独立の学校とみなす。以下同じ。）に在
 学する児童の数（学校教育法（昭和二十二
 年法律第二十六号）第四十条の規定によつ
 て委託した児童（以下「委託児童」とい
 う。）があるときは、当該委託児童の数は、
 当該委託された市町村の児童の数とみな
 す。）

三十 積 算 の 小 学 校 の 教 職 員 数

当該年度の五月一日現在における当該都道
 府県の区域内の市（指定都市を除く。）町
 村の設置する小学校及び義務教育学校の前
 期課程について、公立義務教育諸学校の学
 級編制及び教職員定数の標準に関する法律
 （昭和三十三年法律第百十六号）第三条第
 一項、公立義務教育諸学校の学級編制及び
 教職員定数の標準に関する法律の一部を改
 正する法律（令和三年法律第十四号。以下
 「標準法改正法」という。）附則第二条第
 一項の規定により読み替えて適用する標準法
 改正法による改正後の公立義務教育諸学校
 の学級編制及び教職員数の標準に関する法
 律第三条第二項及び公立義務教育諸学校の
 学級編制及び教職員定数の標準に関する法
 律施行令（昭和三十三年政令第二百一十
 号）第一条に規定する学級編制の標準により編
 制した場合における学級数を基礎として同
 法第六条の規定によつて算定した教職員の
 総数の標準となる数として総務大臣が調査
 した数

<p>型携連保幼び及園稚幼</p>	<p>七十二数の徒生び及童児幼の校学</p>	<p>立私</p>	<p>六十二</p>	<p>数の生学</p>	<p>の学</p>
<p>学校基本調査規則によつて調査した当該年度の五月一日現在における当該市町村立の幼稚園及び幼保連携型認定こども園に在籍する小学校就学前子ども(子ども・子育て支援法第二十条第一項の認定に係る同法第十九条第一項第一号に掲げるもの(以下「二号認定子ども」という。)に限る。)の数(特別利用教育を受ける子どもを含む。)</p>	<p>学校基本調査規則によつて調査した当該年度の五月一日現在における当該市町村立の幼稚園及び幼保連携型認定こども園に在籍する小学校就学前子ども(子ども・子育て支援法第二十条第一項の認定に係る同法第十九条第一項第一号に掲げるもの(以下「二号認定子ども」という。)に限る。)の数(特別利用教育を受ける子どもを含む。)</p>	<p>制度移行私立幼稚園」という。)を除く。)、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に在籍する幼児、児童及び生徒の数</p>	<p>学校基本調査規則によつて調査した当該年度の五月一日現在における当該道府県の区域内の私立の幼稚園(子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第二十七條第一項の確認を受けたもの(以下「新制度移行私立幼稚園」という。)を除く。)、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に在籍する幼児、児童及び生徒の数</p>	<p>公立大学法人の設置する大学のうち、都道府県及び市町村が設立団体である公立大学法人の設置する大学の学科、専攻科及び大学院に在籍する学生の数は、当該学生の数を当該大学を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率(協議が成立しないときは、総務大臣が定める率)により按分したものをそれぞれの都道府県立の大学の学部、専攻科及び大学院に在籍する学生の数とする。</p>	<p>む。)の学部、専攻科及び大学院に在籍する学生の数 2 公立大学法人の設置する大学のうち、都道府県及び市町村が設立団体である公立大学法人の設置する大学の学科、専攻科及び大学院に在籍する学生の数は、当該学生の数を当該大学を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率(協議が成立しないときは、総務大臣が定める率)により按分したものをそれぞれの都道府県立の大学の学部、専攻科及び大学院に在籍する学生の数とする。</p>
<p>口人上以歳五十六</p>	<p>十三口人部市</p>	<p>九十二口人部村町</p>	<p>八十二数のもどり</p>	<p>前学就校学小の園もど</p>	<p>定認</p>
<p>当該市(福祉事務所設置町村を含む。)に係る人口</p>	<p>当該市(福祉事務所設置町村を含む。)に係る人口</p>	<p>当該都道府県の人口のうち町村(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に規定する福祉に関する事務所を設置する町村(以下「福祉事務所設置町村」という。)を除く。)に係る人口</p>	<p>当該都道府県の人口のうち町村(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に規定する福祉に関する事務所を設置する町村(以下「福祉事務所設置町村」という。)を除く。)に係る人口</p>	<p>当該都道府県の人口のうち町村(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に規定する福祉に関する事務所を設置する町村(以下「福祉事務所設置町村」という。)を除く。)に係る人口</p>	<p>当該都道府県の人口のうち町村(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に規定する福祉に関する事務所を設置する町村(以下「福祉事務所設置町村」という。)を除く。)に係る人口</p>
<p>十三積面の野林有公</p>	<p>四十三積面の野林の外以有公</p>	<p>三十三数家農</p>	<p>二十三口人上以歳五十七</p>	<p>一十三</p>	<p>一十三</p>
<p>1 海面に係る水産業者の数(漁業センサス規則(昭和三十八年農林省令第三十九</p>	<p>農林業センサス規則によつて調査した令和二年二月一日現在における公有林野(都道府県及び森林整備法人(分収林特別措置法(昭和三十三年法律第五十七号)第十条第一号の森林整備法人をいう。)の所管するル林野)の面積</p>	<p>農林業センサス規則によつて調査した令和二年二月一日現在における公有林野(独立行政法人、国立大学法人及び特殊法人の所管する林野及び公有林野(この表中三十四に定める公有林野をいう。)を除く。)の面積</p>	<p>農林業センサス規則によつて調査した令和二年二月一日現在における農家(農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第三項に規定する農地所有適格法人を含む。)の数</p>	<p>農林業センサス規則によつて調査した令和二年二月一日現在における農家(農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第三項に規定する農地所有適格法人を含む。)の数</p>	<p>国勢調査令によつて調査した令和二年十月一日現在における七十五歳以上の人口(以下「七十五歳以上人口」という。)</p>
<p>恩給法(大正十二年法律第四十八号)を準用するそれぞれの法律の規定によつて前年度の最後の支給期月において当該都道府県</p>	<p>前年度の三月三十一日現在において戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)第七條の規定により戸籍簿につづられた戸籍及び同法第十九条第二項の規定により戸籍簿に蓄積された戸籍の数</p>	<p>前年度の三月三十一日現在において戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)第七條の規定により戸籍簿につづられた戸籍及び同法第十九条第二項の規定により戸籍簿に蓄積された戸籍の数</p>	<p>国勢調査令によつて調査した令和二年十月一日現在における世帯数</p>	<p>国勢調査令によつて調査した令和二年十月一日現在における世帯数</p>	<p>号)によつて調査した平成三十年十一月一日現在における漁業経営体総数から漁船非使用に係る漁業経営体総数(漁業センサス内水面に係る水産業者の数(漁業センサス規則によつて調査した平成三十年十一月一日現在における内水面養殖経営体数と湖沼漁業経営体総数から漁船非使用に係る漁業経営体数を控除した数の合計数)の合計数とする。</p>

係に債方地た得を可許は又意同ていつに行発めたるて充に源財の費業事旧復害災十四数者権給受恩

から恩給を支給された者及び当該都道府県の退職年金に関する条例の規定によつて前年度の最後の支給期月において当該都道府県から年金を支給された者（恩給を支給された者を除く。）の数。ただし、東京都にあつては退職前、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）に規定する消防職員であつた者を除く。

1 次の各号に掲げる地方債（地方財政法千七百六十七号）に定める事業に係る地方債（第七号に掲げるものを除く。）平成二十二年から令和四年度までの各年度において地方債の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、財源対策債（公共事業等、義務教育施設、廃棄物処理施設、社会福祉施設等の建設事業に係る経費に充てるため昭和六十三年及び平成六年度から令和四年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち当該各年度の財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものをいう。以下同じ。）平成四年度から令和四年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債のうち公共事業等に係るもの、臨時財政特別債（国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律（昭和六十年法律第三十七号）、国の補助金等の臨時特例等に関する法律（昭和六十一年法律第四十六号）等の規定による改正後の法律の規定等に基づく昭和六十年度から平成四年度までの各年度における国の負担又は補助の割合の引下げ措置に伴い、道路、河川、港湾その他の土木施設等の公共施設又は公用施設の建設事業に係る国の負担額又は補助額の減額による地方負担の増大に対処するため、特別に発行を許可された地方債をいう。以下同じ。）並びに借入後返還を命じられた地方債及び当該年度の六月一日以降に借り入れた地方債を除く。以下「災害復旧事業債」という。）の当該年度分の元利償還金（繰上償還に係る地方債（当該地方債の借換債を除く。）については当該繰上償還が行われないものとして算定した当該

元 利 償 還 金

年度分の元利償還金（元金償還金以外の支払を要しない繰上償還に係る地方債（当該地方債の借換債を除く。））については、当該繰上償還が行われないものとして算定した当該年度分の元金償還金）に相当する額と、当該地方債の借換債については当該借換債に係る当該年度分の元利償還金に相当する額とし、当該年度において繰上償還する分及び前年度以前において償還すべきであつた分を除く。以下同じ。）

一 国庫の負担金（国庫の負担金の支出に伴つて支出された都道府県の負担金を含む。以下同じ。）を受けて施行した暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な天然現象（以下「天然現象」という。）若しくは火災によつて生じた河川、海岸、堤防、砂防施設、道路、都市計画事業による施設、港湾施設、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設その他の公用施設及び公用施設（公営住宅を除く。以下「公用施設等」という。）の災害復旧事業に係る経費並びに国若しくは都道府県が行うこれらの事業に対する法令に基づく負担金に充てるため起こした地方債で昭和六十三年及び平成四年度において発行について同意又は許可を得たもの（発行について地方財政法第五条の三第六項の規定による届出がされた地方債のうち同条第一項の規定による協議を受けたならば同条第十項に規定する基準に照らして同意をすることとなることを認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（平成九年度から平成十四年度までの各年度において国の補正予算に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債のうち過半分について資金手当として通常の充当率を超えて発行を許可された場合の当該超える部分を除く。以下「公共災害復旧事業債」という。）

二 国庫の負担金を受けないで施行した天然現象によつて生じた公用施設等の災害復旧事業に係る経費に充てるため起こした地方債（第八号に該当する地方債を除く。以下「単独災害復旧事業債」という。）

三 国庫の負担金を受けて施行した地盤沈下の地盤変動若しくは海岸侵食の防除のための事業に係る経費又は国若しくは都道府県が行うこれらの事業に対する法令に基づ

く負担金に充てるため起こした地方債（以下「地盤沈下等対策事業債」という。）

四 国庫の負担金を受けて施行した災害に伴う緊急治山、緊急砂防、緊急地すべり対策、緊急河川若しくは荒廃林地復旧のための事業に係る経費又は国若しくは都道府県が行うこれらの事業に対する法令に基づく負担金に充てるため起こした地方債で昭和六十三年以降に発行について同意又は許可を得たもの（以下「緊急治山等事業債」という。）

五 国庫の負担金を受けて施行した災害に伴う砂防激甚災害対策特別緊急事業、地すべり激甚災害対策特別緊急事業、治山激甚災害対策特別緊急事業及び河川激甚災害対策特別緊急事業に係る経費又は国若しくは都道府県が行うこれらの事業に対する法令に基づく負担金に充てるため起こした地方債（以下「激甚災害対策特別緊急事業債」という。）

六 国庫の負担金を受けて施行した特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第三条第一項の事業計画に基づく事業に係る経費又は国若しくは都道府県が行うこれらの事業に対する法令に基づく負担金に充てるため起こした地方債で総務大臣の指定するもの（以下「特殊土壌対策事業債」という。）

七 国庫の補助金を受けて施行した臨時石炭鉱害復旧法（昭和二十七年法律第二百九十五号）の規定に基づく鉱害復旧事業に係る経費又は地方団体以外の者が施行する鉱害復旧事業につき同法第五十三条の規定により負担し、若しくは同法第五十三条の三第一項の規定により支弁するため要する経費若しくは同法第九十四条第二項の規定により補助金を交付するために要する経費に充てるため起こした地方債（以下「鉱害復旧事業債」という。）

八 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二十四条に規定する地方債で昭和六十三年以降において発行について同意又は許可を得たもの（以下「小災害債」という。）

2 組合又は港務局が起こした1の地方債に係る元利償還金は、当該元利償還金を当

十四 一 辺地

該組合又は港務局を構成する地方団体の長が協議して定め総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの地方団体に係る元利償還金（総務大臣が承認する場合）は、当該組合又は港務局を構成する地方団体のうち都道府県知事が指定する地方団体に係る元利償還金）とみなす。

3 1の各号に掲げる地方債ごとの元利償還金の額に、五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。

1 辺地に係る公共的施設の総合整備のため財政上の特別措置等に関する法律（昭和三十一年法律第八十八号）第六条に規定する地方債（当該年度の六月一日以降に借り入れた地方債を除く。）で総務大臣の指定するもの（臨時財政特例債を除く。以下「辺地対策事業債」という。）に係る当該年度分の元利償還金（令和三年以降において発行について同意又は許可を得た地方債にあつては、総務大臣が調査したものに係る元利償還金に限る。）の場合において、組合が起こした地方債に係る元利償還金については、この表中四十の2の規定を準用する。

2 1の地方債の元利償還金の額に千円未満の端数がある場合には、この表中四十の3の規定を準用する。

補正予算等に係る事業の費用の財源に充てられたる地方債の額の償還

債課長通知)に基づき発行について同意又は許可を得た地方債(以下「平成十八年度補正予算債」という。))のうち、一般公共事業、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般補助施設整備等事業及び地域活性化事業に係る地方債で、総務大臣が指定したものに係る額、平成十九年度において「平成十九年度国の補正予算等に係る地方債の取扱いについて」(平成二十年二月七日付け総財地第十二号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて総務省自治財政局地方債課長通知)に基づき発行について同意又は許可を得た地方債(以下「平成十九年度補正予算債」という。))のうち、一般公共事業、社会福祉施設整備事業、一般補助施設整備等事業及び地域活性化事業に係る地方債で、総務大臣が指定したものに係る額、平成二十年年度国の補正予算等に係る地方債の取扱いについて「平成二十年十月十七日付け総財地第二一〇号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて総務省自治財政局地方債課長通知)及び「平成二十年年度の補正予算(第二号)等に係る地方債の取扱いについて」(平成二十一年三月五日付け総財地第五十九号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて総務省自治財政局地方債課長通知)に基づき発行について同意又は許可を得た地方債(以下「平成二十年年度補正予算債」という。))のうち、一般公共事業、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業、一般事業及び地域活性化事業に係る地方債で、総務大臣が指定したものに係る額、平成二十一年年度において「平成二十一年度の補正予算(第一号)等に係る地方債の取扱いについて」(平成二十一年六月十五日付け総財地第三百三十九号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて総務省自治財政局地方債課長通知)及び「平成二十一年年度の補正予算(第二号)等に係る地方債の取扱いについて」(平成二十二年一月二十九日付け総財地第十六号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて総務省自治財政局地方債課長通知)に基づき発行について同意又は

許可を得た地方債(以下「平成二十一年度補正予算債」という。))のうち、一般公共事業、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業、一般事業及び地域活性化事業に係る地方債で、総務大臣が指定したものに係る額、平成二十二年年度において「平成二十二年年度の経済危機対応・地域活性化予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」(平成二十二年六月十八日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡)、「平成二十二年年度の経済危機対応・地域活性化予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」(平成二十二年九月二十四日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡)及び「平成二十二年年度の補正予算(第一号)等に係る地方債の取扱いについて」(平成二十二年十一月二十九日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡)のうち、一般公共事業、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般補助施設整備等事業、一般事業及び地方道路等整備事業に係る地方債(以下「平成二十二年年度補正予算債」という。))で、総務大臣が指定したものに係る額、平成二十三年度において「平成二十三年年度の補正予算(第三号)等に係る地方債の取扱いについて」(平成二十三年十二月二日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡)及び「平成二十三年年度の補正予算(第四号)等に係る地方債の取扱いについて」(平成二十四年二月八日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡)のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業及び一般補助施設整備等事業に係る地方債(以下「平成二十三年年度補正予算債」という。))で、総務大臣が指定したものに係る額、平成二十四年度において「平成二十四年度の補正予算(第一号)等に係る地方債の取扱いについて」(平成二十五年二月二十六日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当

課あて事務連絡)、「平成二十四年度国の一般会計の予備費及び経済危機対応・地域活性化予備費並びに東日本大震災復興特別会計予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」(平成二十四年十一月三十日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡)及び「平成二十四年度国の一般会計の予備費及び経済危機対応・地域活性化予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」(平成二十四年十二月二十六日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係る地方債(以下「平成二十四年度補正予算債」という。))で、総務大臣が指定したものに係る額、平成二十五年年度において「平成二十五年年度の補正予算(第二号)等に係る地方債の取扱いについて」(平成二十六年二月六日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡)のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係る地方債(以下「平成二十五年年度補正予算債」という。))で、総務大臣が指定したものに係る額、平成二十六年年度において「平成二十六年年度の補正予算(第一号)等に係る地方債の取扱いについて」(平成二十七年二月三日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡)のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業に係る地方債(以下「平成二十六年年度補正予算債」という。))及び一般事業に係る地方債(以下「平成二十六年年度補正予算債」という。))で、総務大臣が指定したものに係る額、平成二十七年年度において「平成二十七年年度の補正予算(第一号)等に係る地方債の取扱いについて」(平成二十八年一月二十日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡)のうち、公共事業等、学

校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係る地方債(以下「平成二十七年年度補正予算債」という。))で、総務大臣が指定したものに係る額、平成二十八年年度において「平成二十八年年度の補正予算(第一号)により創設された一般会計熊本地震復旧等予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」(平成二十八年七月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡)、「平成二十八年年度の補正予算(第二号)に係る地方債の取扱いについて」(平成二十八年十月十一日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡)及び「平成二十八年年度の補正予算(第三号)に係る地方債の取扱いについて」(平成二十九年一月三十一日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各指定都市財政担当課あて事務連絡)のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係る地方債(以下「平成二十八年年度補正予算債」という。))で、総務大臣が指定したものに係る額、平成二十九年年度において「平成二十九年年度の補正予算(第一号)に係る地方債の取扱いについて」(平成三十年二月一日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡)のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係る地方債(以下「平成二十九年年度補正予算債」という。))で、総務大臣が指定したものに係る額、平成三十年度において「平成三十年年度一般会計の予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」(平成三十年八月三日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡)、「平成三十年年度一般会計の予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」(平成三十年九月七日付け各都道府県財政担当課、各都道府県

区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市議会事務局、各指定都市議会事務局、平成三十年度補正予算(第一号)に係る地方債の取扱いについて(平成三十年十一月七日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局)及び「平成三十年度補正予算(第二号)に係る地方債の取扱いについて(平成三十一年二月七日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局)のうち公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業、一般事業及び地域活性化事業に係る地方債(以下「平成三十年度補正予算」という。))で、総務大臣が指定したものに係る額、令和元年度において「令和元年度一般会計の予備費の使用に係る地方債の取扱いについて(令和元年十一月八日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局)及び「令和元年度補正予算(第一号)に係る地方債の取扱いについて(令和二年一月三十一日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局)のうち公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業、一般事業及び地域活性化事業に係る地方債(以下「令和元年度補正予算」という。))で、総務大臣が指定したものに係る額、令和二年度において「令和二年度一般会計の予備費の使用に係る地方債の取扱い等について(令和二年五月一日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局)及び「令和二年度補正予算(第二号)に係る地方債の取扱い等について(令和二年六月二十四日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担

当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局、平成三十年度補正予算(第一号)に係る地方債の取扱いについて(令和二年七月三十一日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局)及び「令和二年度一般会計の予備費の使用に伴う地方債の取扱いについて(令和二年七月三十一日付け各都道府県財政担当課、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局)及び「令和二年度一般会計の予備費の使用に伴う地方債の取扱いについて(令和二年九月十五日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局)のうち公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備等事業、一般補助施設整備等事業、一般廃棄物処理事業、一般事業及び地域活性化事業に係る地方債(以下「令和二年度補正予算(第三号)に係る地方債の取扱い等について(令和三年一月二十八日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局)及び「令和二年度補正予算(第三号)に係る地方債の取扱い等について(令和三年一月二十八日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局)のうち公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備等事業、一般補助施設整備等事業、一般廃棄物処理事業、一般事業及び地域活性化事業に係る地方債(以下「令和二年度補正予算(第三号)に係る地方債の取扱い等について(令和三年二月二十日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局)のうち公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備等事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業、一般事業及び地域活性化事業に係る地方債(以下「令和三年度補正予算」という。))で、総務大臣が指定したものに係る額並びに令和四年度において「令和四年度補正予算(第二号)に係る地方債の取扱い等について(令和四年十二月二日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局)のうち公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備等事業、一般補助施設整備等事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業、一般事業及び地域活性化事業に係る地方債(以下「令和三年度補正予算」という。))で、総務大臣が指定したものに係る額並びに令和四年度において「令和四年度補正予算(第二号)に係る地方債の取扱い等につ

四 一般事業、地域活性化事業及び国土強靱化施策に係る地方債(以下「令和四年度補正予算」という。))で、総務大臣が指定したものに係る額

2 組合が起こした1の地方債の額については、この表中四十の2の規定を準用する。

四 1 地方税(道府県にあつては道府県民税千の法人税制及び利子割、法人の行う事業に對する事業税、地方法人特別譲与税並びに特別法人事業譲与税、市町村にあつては市町村民税の法人税制、地方税法第七十一条の二十六の規定により市町村に交付するものとされる利子割に係る交付金(以下「利子割交付金」という。))及び同法第十二条の七十六又は第七百三十四条第四項の規定により市町村に交付するものとされる法人の行う事業に對する事業税に係る交付金(以下「法人事業税交付金」という。))に於ける利子割の減収補填のため、平成十五年度において「平成十五年度減収補てん債に係る起債許可予定額の枠配分について(平成十六年三月十九日付け総財地第八十四号都道府県知事あて総務事務次官通知)」に基づき発行を許可された地方債(以下「平成十五年度減収補填債」という。)、平成十六年度において「平成十六年度減収補てん債に係る起債許可予定額の枠配分について(平成十七年三月十八日付け総財地第八十二号都道府県知事あて総務事務次官通知)」に基づき発行を許可された地方債(以下「平成十六年度減収補填債」という。))及び、平成十七年度において「平成十七年度減収補てん債に係る起債許可予定額の枠配分について(平成十八年三月十七日付け総財地第九十四号都道府県知事あて総務事務次官通知)」に基づき発行を許可された地方債(以下「平成十七年度減収補填債」という。))、平成十八年度において「平成十八年度地方債同意等予定額について(平成十九年三月八日付け総財地第八十八号都道府県知事あて総務事務次官通知)」に基づき平成十八年度減収補填債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債(以下「平成十八年度減収補填債」という。))、平成十九年度において「平成十九年度地方債同意等予定額について(平成二十年三月七日付け総財地第六十六号都道府県知事あて総務事務次官通知)」に基づき平成十九年度減収補填債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債(以下「平成十九年度減収補填債」という。))、平成二十年において「平成二十年地方債同意等予定額について(平成二十一年二月十八日付け総財地第三十四号都道府県知事あて総務事務次官通知)」に基づき平成二十年減収補填債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債(以下「平成二十年減収補填債」という。))、平成二十一年において「平成二十一年度地方債同意等予定額について(平成二十二年三月九日付け総財地第六十七号及び第六十八号都道府県知事あて総務大臣通知)」に基づき平成二十一年度減収補填債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債(以下「平成二十一年度減収補填債」という。))、平成二十二年において「平成二十二年地方債同意等予定額について(平成二十三年二月二十三日付け総財地第二十六号及び第二十七号都道府県知事あて総務大臣通知)」に基づき平成二十二年減収補填債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債(以下「平成二十二年減収補填債」という。))、平成二十三年において「平成二十三年度地方債同意等予定額について(平成二十四年二月二十二日付け総財地第三十八号、総財務第二十八号都道府県知事あて総務大臣通知及び総財地第三十九号、総財務第二十九号都道府県知事あて総務大臣通知)」に基づき平成二十三年度減収補填債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債(以下「平成二十三年度減収補填債」という。))、平成二十四年度において「平成二十四年度地方債同意等予定額について(平成二十五年二月二十二日付け総財地第三十五号、総財務第十七号都道府県知事あて総務大臣通知)」に基づき平成二十四年度減収補填債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債(以下「平成二十四年度減収補填債」という。))、平成二十五年度において「平成二十

発に行つては又意同ていつに

行つては又意同ていつに

平成二十年三月七日付け総財地第六十六号都道府県知事あて総務事務次官通知)」に基づき平成十九年度減収補填債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債(以下「平成十九年度減収補填債」という。))、平成二十年において「平成二十年地方債同意等予定額について(平成二十一年二月十八日付け総財地第三十四号都道府県知事あて総務事務次官通知)」に基づき平成二十年減収補填債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債(以下「平成二十年減収補填債」という。))、平成二十一年において「平成二十一年度地方債同意等予定額について(平成二十二年三月九日付け総財地第六十七号及び第六十八号都道府県知事あて総務大臣通知)」に基づき平成二十一年度減収補填債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債(以下「平成二十一年度減収補填債」という。))、平成二十二年において「平成二十二年地方債同意等予定額について(平成二十三年二月二十三日付け総財地第二十六号及び第二十七号都道府県知事あて総務大臣通知)」に基づき平成二十二年減収補填債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債(以下「平成二十二年減収補填債」という。))、平成二十三年において「平成二十三年度地方債同意等予定額について(平成二十四年二月二十二日付け総財地第三十八号、総財務第二十八号都道府県知事あて総務大臣通知及び総財地第三十九号、総財務第二十九号都道府県知事あて総務大臣通知)」に基づき平成二十三年度減収補填債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債(以下「平成二十三年度減収補填債」という。))、平成二十四年度において「平成二十四年度地方債同意等予定額について(平成二十五年二月二十二日付け総財地第三十五号、総財務第十七号都道府県知事あて総務大臣通知)」に基づき平成二十四年度減収補填債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債(以下「平成二十四年度減収補填債」という。))、平成二十五年度において「平成二十

別減税等による収入の減少に伴う道府県又は市町村に対する譲与される消費譲与税の額の減少による平成七年度の減収額及び地方税法等改正法の施行による個人の道府県民税又は市町村民税の同年度の減収額として地方交付税法等の一部を改正する法律（平成七年法律第四十一号）附則第三条の規定により算定した減収見込額（以下「平成七年度減収補填債」という。）、地方税法等改正法の施行による個人の道府県民税又は市町村民税の同年度の減収額及び地方税法等の一部を改正する法律（平成八年法律第一二二号）第一条の規定による改正後の地方税法附則第三条の四の規定による個人の道府県民税又は市町村民税に係る特別減税による同年度の減収額として地方交付税法等の一部を改正する法律（平成八年法律第十三号）附則第三条の規定により算定した減収見込額（以下「平成八年度減収補填債」という。）、地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八号）第八條による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）以下「改正前の特例交付金法」という。）、第十三條の規定により平成十五年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成十五年度減収補填債」という。）、改正前の特例交付金法第十三條の規定により平成十七年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成十七年度減収補填債」という。）、並びに改正前の特例交付金法第十三條の規定により平成十八年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成十八年度減収補填債」という。）」
--

第七十四 額の債方地たれさとところきでがとこすこ起に別特ていおに度年各該当めたるす填補を取減の

地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第十八号）第三条の規定により改正前の地方財政法第三十三條の五の二第一項の規定により平成十五年度において
--

起すことができることとされた地方債の額（以下「平成十五年度臨時財政対策債」という。）、地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第二十四号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三條の五の二第一項の規定により平成十六年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成十六年度臨時財政対策債」という。）、同項の規定により平成十七年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成十七年度臨時財政対策債」という。）、同項の規定により平成十八年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成十八年度臨時財政対策債」という。）、地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三條の五の二第一項の規定により平成十九年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成十九年度臨時財政対策債」という。）、同項の規定により平成二十年において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成二十年臨時財政対策債」という。）、同項の規定により平成二十一年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成二十一年度臨時財政対策債」という。）、地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三條の五の二第一項の規定により平成二十二年において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成二十二年臨時財政対策債」という。）、地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五号）第五条の規定による改正前の地方財政法第三十三條の五の二第一項の規定により平成二十三年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成二十三年度臨時財政対策債」という。）、同項の規定により平成二十四年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成二十四年度臨時財政対策債」という。）、同項の規定により平成二十五年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成二十五年度臨時財政対策債」という。）」
--

十二成平 八十四 額の債方地たれさと

<p>という。）、地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三條の五の二第一項の規定により平成二十六年において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成二十六年臨時財政対策債」という。）、同項の規定により平成二十七年において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成二十七年臨時財政対策債」という。）、同項の規定により平成二十八年において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成二十八年臨時財政対策債」という。）、同項の規定により平成二十九年において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成二十九年臨時財政対策債」という。）、地方交付税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第六号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三條の五の二第一項の規定により平成二十九年において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成二十九年臨時財政対策債」という。）、同項の規定により平成三十年において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成三十年臨時財政対策債」という。）、同項の規定により令和元年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「令和元年度臨時財政対策債」という。）、地方交付税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三條の五の二第一項の規定により令和二年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「令和二年度臨時財政対策債」という。）、同項の規定により令和三年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「令和三年度臨時財政対策債」という。）、及び同項の規定により令和四年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「令和四年度臨時財政対策債」という。）」</p> <p>1 東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるため、平成二十五年年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十五年東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）、平成二十六年年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十六年東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）」</p>

3 種別補正を行う場合並びに段階補正及び都道府県に係る普通態容補正（法第十三条第四項第三号イ及びロの規定による態容補正をいう。以下同じ。）を行う場合において、別表第一に定める率を乗じた後のそれぞれの数値を表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。ただし、面積及び市町村の「高等学校費」に係る教職員数について種別補正を行う場合においては種別補正後の数値の小数点以下二位未満の端数を四捨五入する。

4 段階補正、密度補正、普通態容補正、経常態容補正（法第十三条第四項第三号ハの規定による態容補正のうち経常経費に係るものをいう。以下同じ。）、投資態容補正（法第十三条第四項第三号ハの規定による態容補正のうち投資的経費に係るものをいう。以下同じ。）、寒冷補正、第十五条の数値急増補正、第十六条の数値急減補正及び第十七条の「災害復旧費」の補正に係る補正係数を算定する場合には、当該補正係数に小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

5 段階補正、密度補正、普通態容補正、経常態容補正、投資態容補正、寒冷補正、第十五条の数値急増補正及び第十六条の数値急減補正のうち二以上をあわせて行う場合における測定単位の数値に係る補正係数は、それぞれの理由ごとに算定した補正係数を別表第一（3）に定めるところにより連乗又は加算した率による。

6 前項の規定によつてそれぞれの理由ごとの補正係数を連乗する場合においては、連乗の過程においては掛け放しとし、連乗した後の数値に小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

7 測定単位の数値を補正した後の数値に表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。ただし、面積、小学校及び中学校の学校数並びに市町村の「高等学校費」に係る教職員数については、小数点以下二位未満の端数を四捨五入する。

（種別補正に用いる種別）

第七条 種別補正に用いる種別は、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとにそれぞれ同表の種別の欄に定めるところによる。

団体の種類	種別	測定単位	地経方費
都道府県	国際戦略港湾 国際拠点港湾 重要港湾 地方港湾	港湾の延長	港湾における係留施設の延長
二	（1）高等専門学校 （2）短期大学 （3）理学系学科、工学系学科、農学系学科及び保健系学科 （4）文科系学科（家政系学科及び芸術系学科を除く。） （5）家政系学科及び芸術系学科	1 高等学校及び大学の学生数 2 大学の学生数	1 高等学校及び大学の学生数 2 大学の学生数
その他	（1）保健系学部（医学部及び歯学部を除き、薬学及び看護学（衛生学を含む。）に関する単科大学を含む。） （2）社会科学系学部（社会科学に関する単科大学を含む。） （3）人文科学系学部（人文科学に関する単科大学を含む。） （4）家政系学部及び芸術系学部（家政及び芸術に関する単科大学を含む。） （5）専門職大学（理科系学部及び芸術系学部） （6）専攻法人の設置する幼稚園（新制度移行私立幼稚園を除く。）	1 高等専門学校 2 短期大学 3 理学系学科、工学系学科、農学系学科及び保健系学科 4 文科系学科（家政系学科及び芸術系学科を除く。） 5 家政系学科及び芸術系学科	1 高等専門学校 2 短期大学 3 理学系学科、工学系学科、農学系学科及び保健系学科 4 文科系学科（家政系学科及び芸術系学科を除く。） 5 家政系学科及び芸術系学科
教育費	（1）国際戦略港湾 （2）国際拠点港湾 （3）重要港湾 （4）地方港湾	港湾の延長	港湾における係留施設の延長

災害復旧費	災害復旧費	災害復旧費	災害復旧費	災害復旧費	災害復旧費	災害復旧費	災害復旧費	災害復旧費	災害復旧費
（1）公共災害復旧事業債 （2）単独災害復旧事業債 （3）地盤沈下等対策事業債 （4）緊急治山等事業債 （5）激甚災害対策特別緊急は許可を得る事業債 （6）特殊土壌対策事業債 （7）鉱害復旧事業債 （8）小災害債	（1）平成四年度補正予算債 （2）平成五年度補正予算債 （3）平成六年度補正予算債 （4）平成七年度補正予算債 （5）平成八年度補正予算債 （6）平成九年度補正予算債 （7）平成十年度補正予算債	（1）平成四年度補正予算債 （2）平成五年度補正予算債 （3）平成六年度補正予算債 （4）平成七年度補正予算債 （5）平成八年度補正予算債 （6）平成九年度補正予算債 （7）平成十年度補正予算債	（1）平成四年度補正予算債 （2）平成五年度補正予算債 （3）平成六年度補正予算債 （4）平成七年度補正予算債 （5）平成八年度補正予算債 （6）平成九年度補正予算債 （7）平成十年度補正予算債	（1）平成四年度補正予算債 （2）平成五年度補正予算債 （3）平成六年度補正予算債 （4）平成七年度補正予算債 （5）平成八年度補正予算債 （6）平成九年度補正予算債 （7）平成十年度補正予算債	（1）平成四年度補正予算債 （2）平成五年度補正予算債 （3）平成六年度補正予算債 （4）平成七年度補正予算債 （5）平成八年度補正予算債 （6）平成九年度補正予算債 （7）平成十年度補正予算債	（1）平成四年度補正予算債 （2）平成五年度補正予算債 （3）平成六年度補正予算債 （4）平成七年度補正予算債 （5）平成八年度補正予算債 （6）平成九年度補正予算債 （7）平成十年度補正予算債	（1）平成四年度補正予算債 （2）平成五年度補正予算債 （3）平成六年度補正予算債 （4）平成七年度補正予算債 （5）平成八年度補正予算債 （6）平成九年度補正予算債 （7）平成十年度補正予算債	（1）平成四年度補正予算債 （2）平成五年度補正予算債 （3）平成六年度補正予算債 （4）平成七年度補正予算債 （5）平成八年度補正予算債 （6）平成九年度補正予算債 （7）平成十年度補正予算債	（1）平成四年度補正予算債 （2）平成五年度補正予算債 （3）平成六年度補正予算債 （4）平成七年度補正予算債 （5）平成八年度補正予算債 （6）平成九年度補正予算債 （7）平成十年度補正予算債

源に充てる策事業、災害関連緊急地すべため発行にり対策事業、災害関連緊急治つて同意山等事業に限る。）、災害関連又は許可を緊急事業（新潟県中越地震に得た地方債に係る直轄砂防災害関連緊急事業及び直轄地すべり防止災害関連緊急事業に限る。）に係る経費に充てるため発行を許可されたもの（以下「平成十六年度都道府県九十五・〇％分」という。）

イ アに掲げる事業以外の事業に係る経費に充てるため発行を許可されたもの（以下「平成十六年度都道府県五十・〇％分」という。）

（2）平成十七年度補正予算債
（3）平成十八年度補正予算債
（4）平成十九年度補正予算債
（5）平成二十年補正予算債

ア 学校教育施設等整備事業（大規模改造事業等を除く。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「平成二十年都道府県六十・〇％分」という。）

イ 整備新幹線整備事業分
ウ ア及びイに掲げる事業以外の事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「平成二十年都道府県五十・〇％分」という。）

（6）平成二十一年度補正予算債
ア 学校教育施設等整備事業（大規模改造事業等を除く。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「平成二十一年度

都道府県六十・〇％分」という。

イ 整備新幹線整備事業分
ウ ア及びイに掲げる事業以外の事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「平成二十一年度都道府県五十・〇％分」という。）

(7) 平成二十二年補正予算債
ア 学校教育施設等整備事業（大規模改造事業等を除く。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「平成二十二年都道府県六十・〇％分」という。）

イ 国の経済危機対応・地域活性化予備費の使用に係るもの（以下「平成二十二年都道府県五十・〇％分」という。）

ウ 整備新幹線整備事業分
エ ア、イ及びウに掲げる事業以外の事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「平成二十二年都道府県四十・〇％分」という。）

(8) 平成二十三年補正予算債
ア 公共事業等（平成二十三年度一般会計補正予算（第三号）等に係るものに限る。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「平成二十三年度都道府県八十・〇％分」という。）

イ アに掲げる事業以外の事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「平成二十三年度都道府県五十・〇％分」という。）

(9) 平成二十四年度補正予算債

ア 学校教育施設等整備事業（大規模改造事業等を除く。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「平成二十四年度都道府県六十・〇％分」という。）

イ アに掲げる事業以外の事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「平成二十四年度都道府県五十・〇％分」という。）

(10) 平成二十五年度補正予算債
ア 学校教育施設等整備事業（大規模改造事業等を除く。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「平成二十五年都道府県六十・〇％分」という。）

イ アに掲げる事業以外の事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「平成二十五年都道府県五十・〇％分」という。）

(11) 平成二十六年補正予算債
ア 学校教育施設等整備事業（大規模改造事業等を除く。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「平成二十六年都道府県六十・〇％分」という。）

イ アに掲げる事業以外の事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「平成二十六年都道府県五十・〇％分」という。）

(12) 平成二十七年補正予算債
ア 学校教育施設等整備事業（大規模改造事業等を除く。）

に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「平成二十七年都道府県六十・〇％分」という。）

イ アに掲げる事業以外の事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「平成二十七年都道府県五十・〇％分」という。）

(13) 平成二十八年補正予算債
ア 公共事業等及び一般補助施設整備等事業（平成二十八年一般会計補正予算（第一号）により創設された一般会計熊本地震復旧等予備費の使用に係るものに限る。）並びに熊本地震による災害の復興事業（再度の災害を防止する事業）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「平成二十八年都道府県八十・〇％分」という。）

イ 学校教育施設等整備事業（大規模改造事業等を除く。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「平成二十八年都道府県六十・〇％分」という。）

ウ ア及びイに掲げる事業以外の事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「平成二十八年都道府県五十・〇％分」という。）

(14) 平成二十九年補正予算債
ア 熊本地震による災害の復興事業（再度の災害を防止する事業）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「平成二十九年都道府県八十・〇％分」という。）

イ 学校教育施設等整備事業（大規模改造事業等を除く。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「平成二十九年都道府県六十・〇％分」という。）

ウ ア及びイに掲げる事業以外の事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「平成二十九年都道府県五十・〇％分」という。）

(15) 平成三十年補正予算債
ア 熊本地震及び平成三十年七月豪雨への対応に伴う投資的経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「平成三十年都道府県八十・〇％分」という。）

イ 学校教育施設等整備事業（大規模改造事業等を除く。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「平成三十年都道府県六十・〇％分」という。）

ウ ア及びイに掲げる事業以外の事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「平成三十年都道府県五十・〇％分」という。）

(16) 令和元年度補正予算債
ア 公共事業等（令和元年度一般会計の予備費の使用（令和元年十一月八日閣議決定）に係るものに限る。）並びに平成二十八年熊本地震、平成三十年七月豪雨及び令和元年台風第十九号への対応に伴う投資的経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「平成三十年都道府県八十・〇％分」という。）

「平成二十六年財源対策債」という。）
 (13) 平成二十七年において発行について同意又は許可を得た財源対策債（以下この表及び別表第一において「平成二十七年財源対策債」という。）
 (14) 平成二十八年において発行について同意又は許可を得た財源対策債（以下この表及び別表第一において「平成二十八年財源対策債」という。）
 (15) 平成二十九年において発行について同意又は許可を得た財源対策債（以下この表及び別表第一において「平成二十九年財源対策債」という。）
 (16) 平成三十年において発行について同意又は許可を得た財源対策債（以下この表及び別表第一において「平成三十年財源対策債」という。）
 (17) 令和元年度において発行について同意又は許可を得た財源対策債（以下この表及び別表第一において「令和元年度財源対策債」という。）
 (18) 令和二年度において発行について同意又は許可を得た財源対策債（以下この表及び別表第一において「令和二年度財源対策債」という。）
 (19) 令和三年度において発行について同意又は許可を得た財源対策債（以下この表及び別表第一において「令和三年度財源対策債」という。）
 (20) 令和四年度において発行について同意又は許可を得た財源対策債（以下この表及び別表第一において「令和四年度財源対策債」という。）

七	八	九
個人の道府県民税に係る特別減税等による平成六年から平成八年までの各債年度及び平成十五年債年度から平成十八年度までの債	臨時財政対策債の額 平成十五年債年度から令和四年度までの債	平成二十五年度から令和四年度までの債
平成六年財源対策債 平成七年財源対策債 平成八年財源対策債 平成九年財源対策債 平成十年財源対策債 平成十一年財源対策債 平成十二年財源対策債 平成十三年財源対策債 平成十四年財源対策債 平成十五年財源対策債 平成十六年財源対策債 平成十七年財源対策債 平成十八年財源対策債	臨時財政対策債 平成十五年臨時財政 平成十六年臨時財政 平成十七年臨時財政 平成十八年臨時財政 平成十九年臨時財政 平成二十年臨時財政 平成二十一年臨時財政 平成二十二年臨時財政 平成二十三年臨時財政 平成二十四年臨時財政 平成二十五年臨時財政 平成二十六年臨時財政 平成二十七年臨時財政	平成二十五年臨時財政 平成二十六年臨時財政 平成二十七年臨時財政 平成二十八年臨時財政 平成二十九年臨時財政 平成三十年臨時財政 令和元年臨時財政 令和二年臨時財政 令和三年臨時財政 令和四年度臨時財政

十	十一	十二
令和元年度から令和四年度までの各債年度において国土強靭化施策に業（大規模改造事業等を除く）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和元年度国土強靭化施策債」という。）	令和元年度から令和四年度までの各債年度において国土強靭化施策に業（大規模改造事業等を除く）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和元年度国土強靭化施策債」という。）	令和元年度から令和四年度までの各債年度において国土強靭化施策に業（大規模改造事業等を除く）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和元年度国土強靭化施策債」という。）
緊急防災・減災事業債 令和元年度国土強靭化 令和二年国土強靭化 令和三年国土強靭化 令和四年度国土強靭化	緊急防災・減災事業債 令和元年度国土強靭化 令和二年国土強靭化 令和三年国土強靭化 令和四年度国土強靭化	緊急防災・減災事業債 令和元年度国土強靭化 令和二年国土強靭化 令和三年国土強靭化 令和四年度国土強靭化

十三	十四	十五
令和元年度から令和四年度までの各債年度において国土強靭化施策に業（大規模改造事業等を除く）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和元年度国土強靭化施策債」という。）	令和元年度から令和四年度までの各債年度において国土強靭化施策に業（大規模改造事業等を除く）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和元年度国土強靭化施策債」という。）	令和元年度から令和四年度までの各債年度において国土強靭化施策に業（大規模改造事業等を除く）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和元年度国土強靭化施策債」という。）
緊急防災・減災事業債 令和元年度国土強靭化 令和二年国土強靭化 令和三年国土強靭化 令和四年度国土強靭化	緊急防災・減災事業債 令和元年度国土強靭化 令和二年国土強靭化 令和三年国土強靭化 令和四年度国土強靭化	緊急防災・減災事業債 令和元年度国土強靭化 令和二年国土強靭化 令和三年国土強靭化 令和四年度国土強靭化

市町村	道路の面積	たもの（以下「令和三年度都道府県国土強靱化施策債六十・〇％分」という。） （イ）に掲げる事業以外の事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和三年度都道府県国土強靱化施策債五十・〇％分」という。） イ 緊急自然災害防止対策事業分 （４） 令和四年度国土強靱化施策債 ア 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業分 （ア） 学校教育施設等整備事業（大規模改造事業等を除く。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和四年度都道府県国土強靱化施策債六十・〇％分」という。） （イ）に掲げる事業以外の事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和四年度都道府県国土強靱化施策債五十・〇％分」という。） イ 緊急自然災害防止対策事業分
市町村道	道路の面積	（１） 路面幅員が六・五メートル以上の市町村道（橋りょうを除く。以下この表及び別表第一において同じ。） （２） 路面幅員が四・五メートル以上六・五メートル未満の市町村道 （３） 路面幅員が二・五メートル以上四・五メートル未満の市町村道 （４） 路面幅員が一・五メートル以上二・五メートル未満の市町村道 （５） 市町村道の橋りょう

二	港湾	三	高等学	校	費	二	港湾	三	高等学	校	費
	の延長	数	生徒数	2			の延長	数	生徒数	2	
	（６） 国道及び道府県道（橋りょうを含む。別表第一において同じ。） （イ） 港湾における都道府県の「港湾費」に同じ。	（１） 市町村立の全日制 （２） 指定都市立の定時制 （３） 指定都市以外の市町村立の定時制 （４） 市町村立の通信制 （５） 市町村立の全日制（別表及び別表第一において同じ。） ア 厚生に関する学科のうち衛生看護科に類する学科及び福祉に関する学科（以下「衛生看護科等」という。） イ 農業に関する学科 ウ 工業に関する学科及び情報に関する学科 エ 水産に関する学科 オ 商業に関する学科（理数科に類する学科を含む。以下同じ。）及び家庭に関する学科（以下「商業科等」という。） カ 普通科及びその他の学科でアからオまでに掲げる学科以外の学科（以下「普通科等」という。） （２） 指定都市立の定時制 ア 独立校 （ア） 普通科等 （イ） 商業科等 （ウ） 衛生看護科等 （エ） 農業に関する学科 （オ） 工業に関する学科及び情報に関する学科 イ 併設校 アに掲げるものに同じ。 （３） 指定都市以外の市町村立の定時制 （４） 市町村立の全日制及び定時制の別科及び専攻科									

六	補正	予算	償還	費	四	地域	振興	費	五	災害	復旧	費	
1	平成四年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算（六）に充てるた業費の財源	1	平成四年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算（六）に充てるた業費の財源	面積	1	職業科（衛生看護科等、農業に関する学科、工業に関する学科、情報に関する学科及び水産に関する学科に類する学科をいう。別表第一において同じ。） イ 職業科以外の学科 （１） 第五条第一項の表中二の3の田畑の面積 （２） 第五条第一項の表中二の3の宅地の面積 （３） 第五条第一項の表中二の3の森林の面積 （４） 第五条第一項の表中二の3のその他の面積 （５） 公共災害復旧事業債 （６） 単独災害復旧事業債 （７） 地盤沈下等対策事業債 （８） 緊急治山等事業債 （９） 激甚災害対策特別緊急復旧事業債 （１０） 特殊土壌対策事業債 （１１） 特殊土壌復旧事業債 （１２） 小災害債 （１３） 公共土木施設等小災害債 （１４） 公共土木施設及び公立学校施設に係るものをいう。以下同じ。 イ 農地等小災害債（農地その他の農林水産業施設に係るものをいう。以下同じ。）	1	平成四年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算（六）に充てるた業費の財源	1	平成四年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算（六）に充てるた業費の財源	面積	1	職業科（衛生看護科等、農業に関する学科、工業に関する学科、情報に関する学科及び水産に関する学科に類する学科をいう。別表第一において同じ。） イ 職業科以外の学科 （１） 第五条第一項の表中二の3の田畑の面積 （２） 第五条第一項の表中二の3の宅地の面積 （３） 第五条第一項の表中二の3の森林の面積 （４） 第五条第一項の表中二の3のその他の面積 （５） 公共災害復旧事業債 （６） 単独災害復旧事業債 （７） 地盤沈下等対策事業債 （８） 緊急治山等事業債 （９） 激甚災害対策特別緊急復旧事業債 （１０） 特殊土壌対策事業債 （１１） 特殊土壌復旧事業債 （１２） 小災害債 （１３） 公共土木施設等小災害債 （１４） 公共土木施設及び公立学校施設に係るものをいう。以下同じ。 イ 農地等小災害債（農地その他の農林水産業施設に係るものをいう。以下同じ。）

令和四年度	一般公共事業（災害関連）	令和四年度	一般公共事業（災害関連）	
までの各年（各種災害関連現年分）事業	までの各年（各種災害関連現年分）事業	までの各年（各種災害関連現年分）事業	までの各年（各種災害関連現年分）事業	
国において（新潟県中越地震に係る災害関連の補正予算地域防災がけ崩れ対策事業等）に係る経費に充てるため発行を許可されたもの（以下「平成十六年度市町村九ため発行に十五・〇％分」という。） イ 義務教育諸学校の建設事業又は許可を（義務教育諸学校施設費国庫負担法（昭和三十三年法律第八十一号）第三条第一項（第三号を除く。）に規定する施設に係るものに限る。）に係る経費に充てるため発行を許可されたもの（以下「平成十六年度市町村六十・〇％分」という。） ウ ア及びイに掲げる事業以外の事業に係る経費に充てるため発行を許可されたもの（以下「平成十六年度市町村五十・〇％分」という。） （２） 平成十七年度補正予算 ア 義務教育施設の建設事業（義務教育諸学校施設費国庫負担法第三条第一項（第三号を除く。）に規定する施設に係るものに限る。）に係る経費に充てるため発行を許可されたもの（以下「平成十七年度市町村六十・〇％分」という。） （ア） 平成十七年度市場公募都市に係るもの （イ） 平成十七年度市場公募都市以外の市町村に係るもの イ アに掲げる事業以外の事業に係る経費に充てるため発行を許可されたもの（以下「平成十七年度市町村五十・〇％分」という。） （ア） 平成十七年度市場公募都市に係るもの （イ） 平成十七年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	令和四年度	一般公共事業（災害関連）	令和四年度	一般公共事業（災害関連）

(3) 平成十八年度補正予算
 債
 ア 義務教育施設の建設事業
 (義務教育諸学校施設費国庫負担法第三条第一項(第三号を除く。)に規定する施設に係るものに限る。)に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの(以下「平成十八年度市町村六十・〇%分」という。)
 (ア) 平成十八年度市場公募都市に係るもの
 (イ) 平成十八年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
 イ アに掲げる事業以外の事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの(以下「平成十八年度市町村五十・〇%分」という。)
 (ア) 平成十八年度市場公募都市に係るもの
 (イ) 平成十八年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
 (4) 平成十九年度補正予算
 債
 ア 義務教育施設の建設事業
 (義務教育諸学校施設費国庫負担法第三条第一項(第三号を除く。)に規定する施設に係るものに限る。)に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの(以下「平成十九年度市町村六十・〇%分」という。)
 (ア) 平成十九年度市場公募都市に係るもの
 (イ) 平成十九年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
 イ アに掲げる事業以外の事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの(以下「平成十九年度市町村五十・〇%分」という。)
 (ア) 平成十九年度市場公募都市に係るもの

(イ) 平成十九年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
 (5) 平成二十年補正予算
 債
 ア 義務教育施設の建設事業
 (義務教育諸学校施設費国庫負担法第三条第一項(第三号を除く。)に規定する施設に係るものに限る。)に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの(以下「平成二十年市町村六十・〇%分」という。)
 (ア) 平成二十年市場公募都市に係るもの
 (イ) 平成二十年市場公募都市以外の市町村に係るもの
 イ アに掲げる事業以外の事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの(以下「平成二十年市町村五十・〇%分」という。)
 (ア) 平成二十年市場公募都市に係るもの
 (イ) 平成二十年市場公募都市以外の市町村に係るもの
 (6) 平成二十一年度補正予算
 債
 ア 義務教育施設の建設事業
 (義務教育諸学校施設費国庫負担法第三条第一項(第三号を除く。)に規定する施設に係るものに限る。)に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの(以下「平成二十一年度市町村六十・〇%分」という。)
 (ア) 平成二十一年度市場公募都市に係るもの
 (イ) 平成二十一年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
 (7) 平成二十二年補正予算
 債
 ア 義務教育施設の建設事業
 (義務教育諸学校施設費国庫負担法第三条第一項(第三号を除く。)に規定する施設に係るものに限る。)に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの(以下「平成二十二年市町村六十・〇%分」という。)
 (ア) 平成二十二年市場公募都市に係るもの
 (イ) 平成二十二年市場公募都市以外の市町村に係るもの
 (8) 平成二十三年補正予算
 債
 ア 公共事業等(平成二十三年度一般会計補正予算(第三

年度市町村五十・〇%分」という。)
 (ア) 平成二十一年度市場公募都市に係るもの
 (イ) 平成二十一年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
 (7) 平成二十二年補正予算
 債
 ア 義務教育施設の建設事業
 (義務教育諸学校施設費国庫負担法第三条第一項(第三号を除く。)に規定する施設に係るものに限る。)に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの(以下「平成二十二年市町村六十・〇%分」という。)
 (ア) 平成二十二年市場公募都市に係るもの
 (イ) 平成二十二年市場公募都市以外の市町村に係るもの
 (8) 平成二十三年補正予算
 債
 ア 公共事業等(平成二十三年度一般会計補正予算(第三

号)等に係るものに限る。)に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの(以下「平成二十三年度市町村八十・〇%分」という。)
 (ア) 平成二十三年度市場公募都市に係るもの
 (イ) 平成二十三年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
 イ アに掲げる事業以外の事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの(以下「平成二十三年度市町村五十・〇%分」という。)
 (ア) 平成二十三年度市場公募都市に係るもの
 (イ) 平成二十三年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
 (9) 平成二十四年度補正予算
 債
 ア 義務教育施設の建設事業
 (義務教育諸学校施設費国庫負担法第三条第一項(第三号を除く。)に規定する施設に係るものに限る。)に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの(以下「平成二十四年度市町村六十・〇%分」という。)
 (ア) 平成二十四年度市場公募都市に係るもの
 (イ) 平成二十四年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
 (イ) 平成二十四年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
 イ アに掲げる事業以外の事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの(以下「平成二十四年度市町村五十・〇%分」という。)
 (ア) 平成二十四年度市場公募都市に係るもの

(イ) 平成二十四年度市場公
募都市以外の市町村に係るもの
(10) 平成二十五年度補正
予算債
ア 義務教育施設の建設事業
(義務教育諸学校施設費国庫負
担法第三条第一項(第三号を
除く。)に規定する施設に係る
ものに限る。)に係る経費に充
てるため発行について同意又
は許可を得たもの(以下「平
成二十五年度市町村六十・
〇%分」という。)
(ア) 平成二十五年度市場公
募都市に係るもの
(イ) 平成二十五年度市場公
募都市以外の市町村に係るもの
イ アに掲げる事業以外の事
業に係る経費に充てるため発
行について同意又は許可を得
たもの(以下「平成二十五
年度市町村五十・〇%分」とい
う。)
(ア) 平成二十五年市場公
募都市に係るもの
(イ) 平成二十五年市場公
募都市以外の市町村に係るもの
イ アに掲げる事業以外の事
業に係る経費に充てるため発
行について同意又は許可を得
たもの(以下「平成二十五
年度市町村五十・〇%分」とい
う。)
(ア) 平成二十五年市場公
募都市に係るもの
(イ) 平成二十五年市場公
募都市以外の市町村に係るもの
イ アに掲げる事業以外の事
業に係る経費に充てるため発
行について同意又は許可を得
たもの(以下「平成二十五
年度市町村五十・〇%分」とい
う。)

行について同意又は許可を得
たもの(以下「平成二十六
年度市町村五十・〇%分」とい
う。)
(ア) 平成二十六年市場公
募都市に係るもの
(イ) 平成二十六年市場公
募都市以外の市町村に係るもの
(12) 平成二十七年補正
予算債
ア 義務教育施設の建設事業
(義務教育諸学校施設費国庫負
担法第三条第一項(第三号を
除く。)に規定する施設に係る
ものに限る。)に係る経費に充
てるため発行について同意又
は許可を得たもの(以下「平
成二十七年市場町村六十・
〇%分」という。)
(ア) 平成二十七年市場公
募都市に係るもの
(イ) 平成二十七年市場公
募都市以外の市町村に係るもの
イ アに掲げる事業以外の事
業に係る経費に充てるため発
行について同意又は許可を得
たもの(以下「平成二十七
年度市町村五十・〇%分」とい
う。)
(ア) 平成二十七年市場公
募都市に係るもの
(イ) 平成二十七年市場公
募都市以外の市町村に係るもの
(13) 平成二十八年補正予
算債
ア 公共事業等及び一般補助
施設整備等事業(平成二十八
年度一般会計補正予算(第一
号)により創設された一般会
計熊本地震復旧等予備費の使
用に係るものに限る。)並びに
熊本地震による災害の復興事
業(再度の災害を防止する事
業)に係る経費に充てるため

発行について同意又は許可を
得たもの(以下「平成二十八
年度市町村八十・〇%分」と
いう。)
(ア) 平成二十八年市場公
募都市に係るもの
(イ) 平成二十八年市場公
募都市以外の市町村に係るもの
イ 義務教育施設の建設事業
(義務教育諸学校施設費国庫負
担法第三条第一項(第三号を
除く。)に規定する施設に係る
ものに限る。)に係る経費に充
てるため発行について同意又
は許可を得たもの(以下「平
成二十八年度市町村六十・
〇%分」という。)
(ア) 平成二十八年度市場公
募都市に係るもの
(イ) 平成二十八年度市場公
募都市以外の市町村に係るもの
ウ ア及びイに掲げる事業以
外の事業に係る経費に充てる
ため発行について同意又は許
可を得たもの(以下「平成二
十八年度市町村五十・〇%分
」という。)
(ア) 平成二十八年度市場公
募都市に係るもの
(イ) 平成二十八年度市場公
募都市以外の市町村に係るもの
(14) 平成二十九年補正
予算債
ア 熊本地震による災害の復
興事業(再度の災害を防止す
る事業)に係る経費に充てる
ため発行について同意又は許
可を得たもの(以下「平成二
十九年度市町村八十・〇%分
」という。)
(ア) 平成二十九年市場公
募都市に係るもの
(イ) 平成二十九年市場公
募都市以外の市町村に係るもの

イ 義務教育施設の建設事業
(義務教育諸学校施設費国庫負
担法第三条第一項(第三号を
除く。)に規定する施設に係る
ものに限る。)に係る経費に充
てるため発行について同意又
は許可を得たもの(以下「平
成二十九年度市町村六十・
〇%分」という。)
(ア) 平成二十九年度市場公
募都市に係るもの
(イ) 平成二十九年度市場公
募都市以外の市町村に係るもの
ウ ア及びイに掲げる事業以
外の事業に係る経費に充てる
ため発行について同意又は許
可を得たもの(以下「平成二
十九年度市町村五十・〇%分
」という。)
(ア) 平成二十九年度市場公
募都市に係るもの
(イ) 平成二十九年度市場公
募都市以外の市町村に係るもの
(15) 平成三十年補正予
算債
ア 熊本地震及び平成三十年
七月豪雨への対応に伴う投資
的経費に充てるため発行につ
いて同意又は許可を得たもの
(以下「平成三十年市場町村八
十・〇%分」という。)
(ア) 平成三十年市場公募
都市に係るもの
(イ) 平成三十年市場公募
都市以外の市町村に係るもの
イ 義務教育施設の建設事業
(義務教育諸学校施設費国庫負
担法第三条第一項(第三号を
除く。)に規定する施設に係る
ものに限る。)に係る経費に充
てるため発行について同意又
は許可を得たもの(以下「平
成三十年市場町村六十・〇%
分」という。)

ア	平成二十三年度市場公募都市に係るもの
イ	平成二十三年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
(9)	平成二十四年度減収補填債
ア	平成二十四年度市場公募都市に係るもの
イ	平成二十四年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
(10)	平成二十五年度減収補填債
ア	平成二十五年度市場公募都市に係るもの
イ	平成二十五年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
(11)	平成二十六年度減収補填債
ア	平成二十六年度市場公募都市に係るもの
イ	平成二十六年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
(12)	平成二十七年減収補填債
ア	平成二十七年市場公募都市に係るもの
イ	平成二十七年市場公募都市以外の市町村に係るもの
(13)	平成二十八年度減収補填債
ア	平成二十八年度市場公募都市に係るもの
イ	平成二十八年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
(14)	平成二十九年度減収補填債
ア	平成二十九年度市場公募都市に係るもの
イ	平成二十九年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
(15)	平成三十年度減収補填債
ア	平成三十年度市場公募都市に係るもの
イ	平成三十年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
(16)	令和元年度減収補填債

八 財源対策債償還費

平成十三年	平成十三年
度から令和	度から令和
四年まで	四年まで
の各年度の	の各年度の
財源対策の	財源対策の
ため当該各	ため当該各
年度におい	年度におい
て発行につ	て発行につ
いて同意又	いて同意又
は許可を得	は許可を得
た地方債の	た地方債の
額	額
ア	ア
イ	イ
(17)	(17)
債	債
ア	ア
イ	イ
(18)	(18)
債	債
ア	ア
イ	イ
(19)	(19)
債	債
ア	ア
イ	イ
(20)	(20)
債	債
ア	ア
イ	イ
(21)	(21)
債	債
ア	ア
イ	イ
(22)	(22)
債	債
ア	ア
イ	イ
(23)	(23)
債	債
ア	ア
イ	イ
(24)	(24)
債	債
ア	ア
イ	イ
(25)	(25)
債	債
ア	ア
イ	イ
(26)	(26)
債	債
ア	ア
イ	イ
(27)	(27)
債	債
ア	ア
イ	イ
(28)	(28)
債	債
ア	ア
イ	イ
(29)	(29)
債	債
ア	ア
イ	イ
(30)	(30)
債	債
ア	ア
イ	イ
(31)	(31)
債	債
ア	ア
イ	イ
(32)	(32)
債	債
ア	ア
イ	イ
(33)	(33)
債	債
ア	ア
イ	イ
(34)	(34)
債	債
ア	ア
イ	イ
(35)	(35)
債	債
ア	ア
イ	イ
(36)	(36)
債	債
ア	ア
イ	イ
(37)	(37)
債	債
ア	ア
イ	イ
(38)	(38)
債	債
ア	ア
イ	イ
(39)	(39)
債	債
ア	ア
イ	イ
(40)	(40)
債	債
ア	ア
イ	イ
(41)	(41)
債	債
ア	ア
イ	イ
(42)	(42)
債	債
ア	ア
イ	イ
(43)	(43)
債	債
ア	ア
イ	イ
(44)	(44)
債	債
ア	ア
イ	イ
(45)	(45)
債	債
ア	ア
イ	イ
(46)	(46)
債	債
ア	ア
イ	イ
(47)	(47)
債	債
ア	ア
イ	イ
(48)	(48)
債	債
ア	ア
イ	イ
(49)	(49)
債	債
ア	ア
イ	イ
(50)	(50)
債	債
ア	ア
イ	イ
(51)	(51)
債	債
ア	ア
イ	イ
(52)	(52)
債	債
ア	ア
イ	イ
(53)	(53)
債	債
ア	ア
イ	イ
(54)	(54)
債	債
ア	ア
イ	イ
(55)	(55)
債	債
ア	ア
イ	イ
(56)	(56)
債	債
ア	ア
イ	イ
(57)	(57)
債	債
ア	ア
イ	イ
(58)	(58)
債	債
ア	ア
イ	イ
(59)	(59)
債	債
ア	ア
イ	イ
(60)	(60)
債	債
ア	ア
イ	イ
(61)	(61)
債	債
ア	ア
イ	イ
(62)	(62)
債	債
ア	ア
イ	イ
(63)	(63)
債	債
ア	ア
イ	イ
(64)	(64)
債	債
ア	ア
イ	イ
(65)	(65)
債	債
ア	ア
イ	イ
(66)	(66)
債	債
ア	ア
イ	イ
(67)	(67)
債	債
ア	ア
イ	イ
(68)	(68)
債	債
ア	ア
イ	イ
(69)	(69)
債	債
ア	ア
イ	イ
(70)	(70)
債	債
ア	ア
イ	イ
(71)	(71)
債	債
ア	ア
イ	イ
(72)	(72)
債	債
ア	ア
イ	イ
(73)	(73)
債	債
ア	ア
イ	イ
(74)	(74)
債	債
ア	ア
イ	イ
(75)	(75)
債	債
ア	ア
イ	イ
(76)	(76)
債	債
ア	ア
イ	イ
(77)	(77)
債	債
ア	ア
イ	イ
(78)	(78)
債	債
ア	ア
イ	イ
(79)	(79)
債	債
ア	ア
イ	イ
(80)	(80)
債	債
ア	ア
イ	イ
(81)	(81)
債	債
ア	ア
イ	イ
(82)	(82)
債	債
ア	ア
イ	イ
(83)	(83)
債	債
ア	ア
イ	イ
(84)	(84)
債	債
ア	ア
イ	イ
(85)	(85)
債	債
ア	ア
イ	イ
(86)	(86)
債	債
ア	ア
イ	イ
(87)	(87)
債	債
ア	ア
イ	イ
(88)	(88)
債	債
ア	ア
イ	イ
(89)	(89)
債	債
ア	ア
イ	イ
(90)	(90)
債	債
ア	ア
イ	イ
(91)	(91)
債	債
ア	ア
イ	イ
(92)	(92)
債	債
ア	ア
イ	イ
(93)	(93)
債	債
ア	ア
イ	イ
(94)	(94)
債	債
ア	ア
イ	イ
(95)	(95)
債	債
ア	ア
イ	イ
(96)	(96)
債	債
ア	ア
イ	イ
(97)	(97)
債	債
ア	ア
イ	イ
(98)	(98)
債	債
ア	ア
イ	イ
(99)	(99)
債	債
ア	ア
イ	イ
(100)	(100)
債	債
ア	ア
イ	イ

ア	平成十八年度市場公募都市に係るもの
イ	平成十八年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
(7)	平成十九年度財源対策債
ア	平成十九年度市場公募都市に係るもの
イ	平成十九年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
(8)	平成二十年度財源対策債
ア	平成二十年度市場公募都市に係るもの
イ	平成二十年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
(9)	平成二十一年度財源対策債
ア	平成二十一年度市場公募都市に係るもの
イ	平成二十一年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
(10)	平成二十二年度財源対策債
ア	平成二十二年度市場公募都市に係るもの
イ	平成二十二年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
(11)	平成二十三年度財源対策債
ア	平成二十三年度市場公募都市に係るもの
イ	平成二十三年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
(12)	平成二十四年度財源対策債
ア	平成二十四年度市場公募都市に係るもの
イ	平成二十四年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
(13)	平成二十五年度財源対策債
ア	平成二十五年度市場公募都市に係るもの
イ	平成二十五年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
(14)	平成二十六年度財源対策債
ア	平成二十六年度市場公募都市に係るもの
イ	平成二十六年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
(15)	平成二十七年財源対策債
ア	平成二十七年市場公募都市に係るもの
イ	平成二十七年市場公募都市以外の市町村に係るもの
(16)	平成二十八年財源対策債
ア	平成二十八年市場公募都市に係るもの
イ	平成二十八年市場公募都市以外の市町村に係るもの
(17)	平成二十九年財源対策債
ア	平成二十九年市場公募都市に係るもの
イ	平成二十九年市場公募都市以外の市町村に係るもの
(18)	平成三十年財源対策債
ア	平成三十年市場公募都市に係るもの
イ	平成三十年市場公募都市以外の市町村に係るもの
(19)	令和元年度財源対策債
ア	令和元年度市場公募都市に係るもの
イ	令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

イ 緊急防災・減災事業債分 ア 平成二十七年市場公 募都市に係るもの イ 平成二十七年市場公 募都市以外の市町村に係るもの (4) 平成二十八年東日本 大震災全国緊急防災施策等債 緊急防災・減災事業債分 ア 平成二十八市場公募 都市に係るもの イ 平成二十八市場公募 都市以外の市町村に係るもの (5) 平成二十九東日本 大震災全国緊急防災施策等債 緊急防災・減災事業債分 ア 平成二十九市場公募 都市に係るもの イ 平成二十九市場公募 都市以外の市町村に係るもの (6) 平成三十東日本大 震災全国緊急防災施策等債 緊急防災・減災事業債分 ア 平成三十市場公募都 市に係るもの イ 平成三十市場公募都 市以外の市町村に係るもの (7) 令和元東日本大震 災全国緊急防災施策等債 緊急防災・減災事業債分 ア 令和元市場公募都市 に係るもの イ 令和元市場公募都市 以外の市町村に係るもの (8) 令和二東日本大震 災全国緊急防災施策等債 緊急防災・減災事業債分 ア 令和二市場公募都市 に係るもの イ 令和二市場公募都市 以外の市町村に係るもの (9) 令和三東日本大震 災全国緊急防災施策等債 緊急防災・減災事業債分 ア 令和三市場公募都市 に係るもの イ 令和三市場公募都市 以外の市町村に係るもの

二十	国土強	強	化	策	債	償	還	費
令和元年度 から令和四 年度までの 各年度にお いて国土強 化施策に業 に充てるた 行について 同意又は許 可を得たも の(以下「令 和元年度市 町村国土強 化施策債六十 ・〇分」とい う。)	令和元年度 から令和四 年度までの 各年度にお いて国土強 化施策に業 に充てるた 行について 同意又は許 可を得たも の(以下「令 和元年度市 町村国土強 化施策債六十 ・〇分」とい う。)	令和元年度 から令和四 年度までの 各年度にお いて国土強 化施策に業 に充てるた 行について 同意又は許 可を得たも の(以下「令 和元年度市 町村国土強 化施策債六十 ・〇分」とい う。)	令和元年度 から令和四 年度までの 各年度にお いて国土強 化施策に業 に充てるた 行について 同意又は許 可を得たも の(以下「令 和元年度市 町村国土強 化施策債六十 ・〇分」とい う。)	令和元年度 から令和四 年度までの 各年度にお いて国土強 化施策に業 に充てるた 行について 同意又は許 可を得たも の(以下「令 和元年度市 町村国土強 化施策債六十 ・〇分」とい う。)	令和元年度 から令和四 年度までの 各年度にお いて国土強 化施策に業 に充てるた 行について 同意又は許 可を得たも の(以下「令 和元年度市 町村国土強 化施策債六十 ・〇分」とい う。)	令和元年度 から令和四 年度までの 各年度にお いて国土強 化施策に業 に充てるた 行について 同意又は許 可を得たも の(以下「令 和元年度市 町村国土強 化施策債六十 ・〇分」とい う。)	令和元年度 から令和四 年度までの 各年度にお いて国土強 化施策に業 に充てるた 行について 同意又は許 可を得たも の(以下「令 和元年度市 町村国土強 化施策債六十 ・〇分」とい う。)	令和元年度 から令和四 年度までの 各年度にお いて国土強 化施策に業 に充てるた 行について 同意又は許 可を得たも の(以下「令 和元年度市 町村国土強 化施策債六十 ・〇分」とい う。)

町村国土強 化施策債六十 ・〇分」とい う。)	町村国土強 化施策債六十 ・〇分」とい う。)	町村国土強 化施策債六十 ・〇分」とい う。)	町村国土強 化施策債六十 ・〇分」とい う。)	町村国土強 化施策債六十 ・〇分」とい う。)	町村国土強 化施策債六十 ・〇分」とい う。)	町村国土強 化施策債六十 ・〇分」とい う。)	町村国土強 化施策債六十 ・〇分」とい う。)	町村国土強 化施策債六十 ・〇分」とい う。)
----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------

イ 緊急自然災害防止対策事 業分 ア 令和三年市場公募都 市に係るもの イ 令和三年市場公募都 市以外の市町村に係るもの (4) 令和四年度国土強 化施策債六十 ・〇分」とい う。)	イ 緊急自然災害防止対策事 業分 ア 令和三年市場公募都 市に係るもの イ 令和三年市場公募都 市以外の市町村に係るもの (4) 令和四年度国土強 化施策債六十 ・〇分」とい う。)	イ 緊急自然災害防止対策事 業分 ア 令和三年市場公募都 市に係るもの イ 令和三年市場公募都 市以外の市町村に係るもの (4) 令和四年度国土強 化施策債六十 ・〇分」とい う。)	イ 緊急自然災害防止対策事 業分 ア 令和三年市場公募都 市に係るもの イ 令和三年市場公募都 市以外の市町村に係るもの (4) 令和四年度国土強 化施策債六十 ・〇分」とい う。)	イ 緊急自然災害防止対策事 業分 ア 令和三年市場公募都 市に係るもの イ 令和三年市場公募都 市以外の市町村に係るもの (4) 令和四年度国土強 化施策債六十 ・〇分」とい う。)	イ 緊急自然災害防止対策事 業分 ア 令和三年市場公募都 市に係るもの イ 令和三年市場公募都 市以外の市町村に係るもの (4) 令和四年度国土強 化施策債六十 ・〇分」とい う。)	イ 緊急自然災害防止対策事 業分 ア 令和三年市場公募都 市に係るもの イ 令和三年市場公募都 市以外の市町村に係るもの (4) 令和四年度国土強 化施策債六十 ・〇分」とい う。)	イ 緊急自然災害防止対策事 業分 ア 令和三年市場公募都 市に係るもの イ 令和三年市場公募都 市以外の市町村に係るもの (4) 令和四年度国土強 化施策債六十 ・〇分」とい う。)	イ 緊急自然災害防止対策事 業分 ア 令和三年市場公募都 市に係るもの イ 令和三年市場公募都 市以外の市町村に係るもの (4) 令和四年度国土強 化施策債六十 ・〇分」とい う。)
--	--	--	--	--	--	--	--	--

2 「港湾費」の測定単位について種別補正を行
なう場合においては、港湾費の当該年度の四
月一日現在における種別によつて補正するもの
とする。

3 地方行政に要する経費のうち個別算定経費以
外のものうち面積を測定単位とするものに係
る種別補正に用いる種別は、次の表に掲げる地
方団体の種類及び測定単位ごとにそれぞれ同表
の種別の欄に定めるところによる。

地方団体の種類	種別	
都道府県	(1) 第五条第一項の表中二の2の宅地の面積 (2) 第五条第一項の表中二の2の耕地の面積 (3) 第五条第一項の表中二の2の林野の面積 (4) 第五条第一項の表中二の2のその他の面積	
市町村	(1) 第五条第一項の表中二の3の宅地の面積 (2) 第五条第一項の表中二の3の田畑の面積 (3) 第五条第一項の表中二の3の森林の面積 (4) 第五条第一項の表中二の3のその他の面積	
村積		

第八条 次の表の都道府県の欄に掲げる都道府県につき経費の種類を掲げる欄に掲げる都道府県単位について段階補正を行う場合においては、経費の種類ごとに当該経費に係る測定単位の数値を同表の地域区分の欄に掲げる地域に係るものに区分し、当該区分した数値に別表第二(1)に定める率を乗じて得た数値(表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する)を合計した数値を用いて段階補正係数を算定するものとする。

(段階補正係数の算定方法)

都道府県	経費の種類	地域区分
指定都市及び中核市(地方自治法第二十五條の二第二項の教育都市中核市をいう。以下同じ。)	その他	指定都市
指定都市及び中核市(地方自治法第二十五條の二第二項の教育都市中核市をいう。以下同じ。)	その他	中核市
指定都市及び中核市(地方自治法第二十五條の二第二項の教育都市中核市をいう。以下同じ。)	その他	区域
指定都市及び中核市(地方自治法第二十五條の二第二項の教育都市中核市をいう。以下同じ。)	その他	その他

うち六歳以上の人口を測定するもの	都道府県	指定都市、中核市、特別区又は保健衛生費
その他	指定都市、中核市、特別区又は保健衛生費	指定都市、中核市、特別区又は保健衛生費
その他	指定都市、中核市、特別区又は保健衛生費	指定都市、中核市、特別区又は保健衛生費
その他	指定都市、中核市、特別区又は保健衛生費	指定都市、中核市、特別区又は保健衛生費

第九條 密度補正に用いる密度は、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとにそれぞれ同表の密度の算定方法の欄に定める方法によつて算定した数とし、同表に掲げるもの以外のものにあつては人口密度(当該地方団体の人口を面積で除して得た数(表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する))をいう。以下同じ。によるものとする。

市町村の次の各号に掲げる経費について段階補正を行う場合において、段階補正係数が別表第二(2)に定める率を超えるときは、同表に定める率をそれぞれ当該経費に係る段階補正係数とする。	市町村の次の各号に掲げる経費について段階補正を行う場合において、段階補正係数が別表第二(2)に定める率を超えるときは、同表に定める率をそれぞれ当該経費に係る段階補正係数とする。
1 消防費	1 消防費
2 その他の土木費	2 その他の土木費
3 その他の教育費のうち人口を測定単位とするもの	3 その他の教育費のうち人口を測定単位とするもの
4 社会福祉費	4 社会福祉費
5 保健衛生費	5 保健衛生費
6 高齢者保健福祉費のうち六十五歳以上人口を測定単位とするもの	6 高齢者保健福祉費のうち六十五歳以上人口を測定単位とするもの
7 農業行政費	7 農業行政費
8 商工行政費	8 商工行政費
9 徴税費	9 徴税費
10 戸籍住民基本台帳費のうち戸籍数を測定単位とするもの	10 戸籍住民基本台帳費のうち戸籍数を測定単位とするもの
11 戸籍住民基本台帳費のうち世帯数を測定単位とするもの	11 戸籍住民基本台帳費のうち世帯数を測定単位とするもの
3 市町村の地方行政に要する経費のうち個別算定経費以外のものうち人口を測定単位とするものについて段階補正を行う場合において、段階補正係数が十五・〇〇〇を超えるときは、十五・〇〇〇とする。	3 市町村の地方行政に要する経費のうち個別算定経費以外のものうち人口を測定単位とするものについて段階補正を行う場合において、段階補正係数が十五・〇〇〇を超えるときは、十五・〇〇〇とする。

地方団体の種類	種別	
都道府県	(1) 密度補正に用いる密度は、国土交通省において実施した平成二十七年全国道路の交通情勢調査による調査区間別の十二時間平均交通量及び道路延長に基づき、総務大臣が算定した道路一キロメートル当たり十二時間平均交通量とする。	
市町村	(1) 密度補正IIに用いる密度は、次の算式に人口より算定した数(小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する)とする。	
村積		

算式

$$\frac{(B+C) \times 0.800}{A}$$

算式の符号

A 測定単位の数値

B 次の算式によつて算定した額

算式

$$A_n \times (1 - (C/B)^n) \text{ 及び } D_n \times (1 - (F/E)^n)$$

は、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A_n 平成n年度に建設に着手した第1種公営住宅(公営住宅法の一部を改正する法律(平成8年法律第55号。以下「公営住宅法改正法」という。))の規定による改正前の公営住宅法(昭和26年法律

第193号。以下「旧公営住宅法」という。第2条第3号に規定する第一種公営住宅をいう。以下同じ。のうち都道府県が管理するもの（以下「平成n年度都道府県営第一種公営住宅」という。）に係る土地取得造成費の100分の3に相当する額として総務大臣が通知する額

B_n 平成n年度都道府県営第一種公営住宅の戸数として総務大臣が通知する数

C_n 平成n年度都道府県営第一種公営住宅の収入超過者入居戸数として総務大臣が通知する数

D_n 平成n年度に建設に着手した第二種公営住宅（旧公営住宅法第2条第4号に規定する第二種公営住宅をいう。以下同じ。）のうち都道府県が管理するもの（以下「平成n年度都道府県営第二種公営住宅」という。）に係る土地取得造成費の100分の4に相当する額として総務大臣が通知する額

E_n 平成n年度都道府県営第二種公営住宅の戸数として総務大臣が通知する数

F_n 平成n年度都道府県営第二種公営住宅の収入超過者入居戸数として総務大臣が通知する数

C 次の算式によつて、公営住宅法改正法の規定による改正後の公営住宅法（以下「新公営住宅法」という。）第2条第2号に規定する公営住宅（以下「新法公営住宅」という。）、旧公営住宅法に基づき整備された公営住宅（昭和55年度以降管理開始されたもの）に限り、住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第29条第1項において準用する場合を含む。）、住宅地区改良法第2条第6号に規定する改良住宅、小集落地区等改良事業制度要綱（昭和57年4月5日付け建設省住居整備第26号）第2第7項に規定する小集落改良住宅、密集住宅市街地整備促進事業制度要綱（平成6年6月23日付け建設省住居第46号）第2第11号に規定するコミュニティ住宅、住宅地区改良事業に準ずる事業の取扱いについて（昭和49年9月1日付け建設省

住居整備第91号）に基づき建設または購入された住宅及び改良住宅等管理要領（昭和54年5月11日付け建設省住居第25号）第2第16号に規定する更新住宅（以下「旧法公営住宅等」という。）並びに特定借上・買取賃貸住宅制度要綱（平成7年4月1日付け建設省住居第10号）に規定する特定借上・買取賃貸住宅（以下「特定住宅」という。）及び特定目的借上公共賃貸住宅制度要綱（平成6年6月23日付け建設省住居第50号。以下「特目要綱」という。）に基づき特定目的借上公共賃貸住宅（以下「特目住宅」という。）のそれぞれについて次の算式によつて算定した額の合算額

$$(a+b) \times 1.2 \times 1.022 \times a$$

（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

a 新法公営住宅にあつては、公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第3条の規定に基づき算定した近傍同種の家賃の額として国土交通大臣が調査した額、旧法公営住宅等にあつては、旧公営住宅法第12条第1項（住宅地区改良法第29条第1項において準用する場合を含む。）又は改良住宅等管理要領（昭和54年5月11日付け建設省住居第6号）第4第1項の規定に基づき算出する月割額として国土交通大臣が調査した額、特定住宅にあつては、公営住宅法施行令第3条の規定に基づき算定した近傍同種の家賃の額として国土交通大臣が調査した額、特目住宅にあつては、家賃（特目要綱第17第1項ただし書に規定する特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号。以下「特定優良賃貸住宅供給促進法施行規則」という。）第20条の規定に準じて算定した額（以下「限度額家賃」という。）又は特目要綱第17第1項ただし書に規定する特定優良賃貸住宅供給促進法施行規則第21条第1項の基準に該当する場合において特定優良賃貸住宅供給促進法施行規則第21条第2項

に準じて算定した額（以下「変更限度額家賃」という。）を超える場合には当該限度額家賃又は当該変更限度額家賃として国土交通大臣が調査した額

b 新法公営住宅にあつては、公営住宅法施行令第2条第2項の規定による家賃算定基礎額に、同条第1項第1号から第3号までに掲げる数値を乗じた額（当該額が近傍同種の住宅の家賃の額を超える場合にあつては、近傍同種の住宅の家賃の額）として国土交通大臣が調査した額、旧法公営住宅等にあつては、入居階層に於ける負担能力を勘案して、国土交通省住宅局長が別に定める額、特定住宅にあつては、公営住宅法施行令第2条第2項の規定による家賃算定基礎額に、同条第1項第1号から第3号までに掲げる数値を乗じた額（当該額が近傍同種の住宅の家賃の額を超える場合にあつては、近傍同種の住宅の家賃の額）として国土交通大臣が調査した額

a 新法公営住宅のうち、災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため借上をした公営住宅にあつては3分の2、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第22条第1項の規定の適用を受けて建設若しくは買取りをした公営住宅又は同項に規定する政令で定める地域にあつた住宅であつて激甚災害により滅失したものにその災害の当時居住していた低額所得者に転貸するため借上げをした新法公営住宅にあつては3分の2（最初の5年間は4分の3）、その他の公営住宅にあつては2分の1、旧法公営住宅のうち旧第一種公営住宅にあつては2分の1、旧第二種公営住宅にあつては3分の2、特定住宅及び特目住宅のうち阪神・淡路大震災の被災居住者等が入居する管理入住宅以外の住宅にあつては3分の2（最初の5年間は4分の3）、管理人の居住する住宅にあつては3分の1、その他の住宅にあつては2分の1

三 教員密度補正に用いる密度は、次の算式による

職密度補正に用いる密度は、次の算式による

$$\frac{B+C+D}{A \times 5,847,000}$$

算式

A 測定単位の数値

B 次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

$$36,900 \times b1 \times b2$$

算式

b1 学校基本調査規則によつて調査した当該年度の5月1日現在における当該都道府県立の併設型中学校、夜間中学及び中等教育学校の前期課程に在学する生徒の数

b2 スクールバス等の数に160.76を乗じて得た数を、符号b1の数値で除して得た数（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

C 次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

$$1,101,000 \times c1 \times (c2 + c3)$$

算式

c1 当該年度の5月1日現在における当該都道府県立の併設型中学校、夜間中学及び中等教育学校の前期課程について、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条第1項及び第2項並びに公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律施行令第1条に規定する学級編成の標準によつて算定した学級数

c2 当該都道府県の区域内の市町村の地域手当の地区区分が100分の20地

域の市町村にあつては1.023、1.00分の16地域の市町村にあつては1.019、1.000分の15地域の市町村にあつては1.017、1.000分の12地域の市町村にあつては1.014、1.00分の10地域の市町村にあつては1.012、1.000分の6地域の市町村にあつては1.007、1.000分の3地域の市町村にあつては1.003、その他地域の市町村にあつては1.000を当該区域内地域手当の級地ごとの市町村の人口に乗じて得た数(整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する)の合計数を当該都道府県の人口で除して得た率(小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する)とする。ただし、当該率が1.000に満たないときは、1.000とする。

算式

$$\frac{a}{b} + \frac{c}{d}$$

算式

$$\frac{a}{b} + \frac{c}{d}$$

四 特別支援学校校費

雪の差による別表第4(3)の地域区分が1級地の市町村にあつては0.068、2級地の市町村にあつては0.137、3級地の市町村にあつては0.344、4級地の市町村にあつては0.755、その他地域の市町村にあつては0.000を当該区域内の積雪の差による地域区分ごとの市町村の人口に乗じて得た数の合計数を当該都道府県の人口で除して得た率(小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する)とする。

D 次の算式によつて算定した額(整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する)。

算式

$$10,532,000 \times d$$

算式の符号
 d 学校基本調査規則によつて調査した当該年度の5月1日現在における当該都道府県立の併設型中学校、夜間中学及び中等教育学校の前期課程の数。ただし、在学生徒を有しない学校の数を除く。

在学生徒を有しない学校の数を除く。

学校基本調査規則によつて調査したその年の5月1日現在における当該都道府県の区域内の市(指定都市を除く。)町村の設置する特別支援学校の幼稚部に在学する幼児の数に〇・六四〇を乗じて得た数と学校基本調査規則によつて調査したその年の5月1日現在における当該都道府県の区域内の市町村の設置する特別支援学校の幼稚部に在学する幼児の数に〇・〇二〇を乗じて得た数と学校基本調査規則によつて調査したその年の5月1日現在における当該都道府県の区域内の市(指定都市を除く。)町村の設置する特別支援学校の高等部(別科及び専攻科を除く。)に在学する生徒の数に〇・〇一を乗じて得た数と学校基本調査規則によつて調査したその年の5月1日現在における当該都道府県の区域内の市町

五 その他の教育費

村の設置する特別支援学校の高等部(別科及び専攻科を除く。)に在学する生徒の数に〇・〇三八を乗じて得た数と学校基本調査規則によつて調査したその年の5月1日現在における当該都道府県の区域内の市(指定都市を除く。)町村の設置する特別支援学校の高等部(別科及び専攻科に限る。)に在学する生徒の数に一・八三五を乗じて得た数と学校基本調査規則によつて調査したその年の5月1日現在における当該都道府県の区域内の市町村の設置する特別支援学校の高等部(別科及び専攻科に限る。)に在学する生徒の数に〇・〇四九を乗じて得た数と学校基本調査規則によつて調査したその年の5月1日現在における当該都道府県立の特別支援学校の幼稚部に在学する幼児の数に〇・六八二を乗じて得た数との合計数を測定単位の数値で除して得た数(小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する)とする。

算式

$$\frac{a}{b} \times 12$$

算式

$$\frac{B \times C \times 90.458}{A}$$

算式

$$\frac{B \times 22.092}{A}$$

算式

$$\frac{a}{b} \times 12$$

算式イの符号
 A 測定単位の数値
 B 当該都道府県内の市町村ごとの私立幼稚園(新制度移行私立幼稚園を除く。)の在籍人員数の合計数

算式イ

$$\frac{B \times 22.092}{A}$$

算式イの符号
 A 測定単位の数値
 B 当該都道府県内の市町村ごとの私立幼稚園(新制度移行私立幼稚園を除く。)の在籍人員数の合計数

算式イ

$$\frac{a}{b} \times 12$$

算式イの符号
 a 当該都道府県内の市町村ごとの新制度移行私立幼稚園在籍人員数及び私立認定こども園の1号認定子どもに係る前年度費用額の合計額の合計額
 b 当該都道府県内の市町村ごとの前年度新制度移行私立幼稚園在籍人員数及び前年度私立認定こども園在籍人員数の合計数の合計数

総務大臣が定める率)により按分したものをそれぞれの都道府県立短期大学の入学金減免対象学生数とする。符号R及び符号Sにおいて同じ。)

R 都道府県立短期大学入学金減免対象学生数のうち「準非課税世帯・2/3区分」の数

S 都道府県立短期大学入学金減免対象学生数のうち「準非課税世帯・1/3区分」の数

T 授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「都道府県立高等専門学校」の「令和4年度入学金減免対象学生数」(以下「都道府県立高等専門学校入学金減免対象学生数」という。)のうち「非課税世帯・満額区分」の数(公立大学法人の設置する高等専門学校のうち、都道府県及び市町村が設立団体である公立大学法人の設置する高等専門学校の入学金減免対象学生数については、当該学生数を当該高等専門学校を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率(協議が成立しないときは、総務大臣が定める率)により按分したものをそれぞれの都道府県立高等専門学校の入学金減免対象学生数とする。符号U及び符号Vにおいて同じ。)

U 都道府県立高等専門学校入学金減免対象学生数のうち「準非課税世帯・2/3区分」の数

V 都道府県立高等専門学校入学金減免対象学生数のうち「準非課税世帯・1/3区分」の数

W 授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「都道府県立専門学校」の「令和4年度入学金減免対象学生数」(以下「都道府県立専門学校入学金減免対象学生数」という。)のうち「非課税世帯・満額区分」の数

X 都道府県立専門学校入学金減免対象学生数のうち「準非課税世帯・2/3区分」の数

Y 都道府県立専門学校入学金減免対象学生数のうち「準非課税世帯・1/3区分」の数

Z 授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「私立専門学校」の「令和4年度授業料減免対象学生数」(以下「私立専門学校授業料減免対象学生数」という。)のうち「非課税世帯・満額区分」の数

AA 私立専門学校授業料減免対象学生数のうち「準非課税世帯・2/3区分」の数

AB 私立専門学校授業料減免対象学生数のうち「準非課税世帯・1/3区分」の数

AC 授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「私立専門学校」の「令和4年度入学金減免対象学生数」(以下「私立専門学校入学金減免対象学生数」という。)のうち「非課税世帯・満額区分」の数

AD 私立専門学校入学金減免対象学生数のうち「準非課税世帯・2/3区分」の数

AE 私立専門学校入学金減免対象学生数のうち「準非課税世帯・1/3区分」の数

a 次の算式により算定した率(小数点以下3位未満の端数がある場合はその端数を四捨五入し、当該率が1.000を超える場合は1.000とする。)

$$\frac{(a \times 3)}{166,800} / \frac{(b \times 3 + c \times 2 + d)}{\text{算式の符号}}$$

a 授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「都道府県立専門学校」の「令和4年度授業料減免額(実績)」

b 符号Kに同じ。

c 符号Lに同じ。

d 符号Mに同じ。

e 次の算式により算定した率(小数点以下3位未満の端数がある場合はその端数を四捨五入し、当該率が1.000を超える場合は1.000とする。)

$$\frac{(e \times 3)}{70,000} / \frac{(f \times 3 + g \times 2 + h)}{\text{算式の符号}}$$

e 授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「都道府県立専門学校」の「令和4年度入学金減免額(実績)」

f 符号Wに同じ。

g 符号Xに同じ。

h 符号Yに同じ。

h 次の算式により算定した率(小数点以下3位未満の端数がある場合はその端数を四捨五入し、当該率が1.000を超える場合は1.000とする。)

$$\frac{(i \times 3)}{590,000} / \frac{(j \times 3 + k \times 2 + l)}{\text{算式の符号}}$$

i 授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「私立専門学校」の「令和4年度授業料減免額(実績)」

j 符号Zに同じ。

k 符号AAに同じ。

l 符号ABに同じ。

m 次の算式により算定した率(小数点以下3位未満の端数がある場合はその端数を四捨五入し、当該率が1.000を超える場合は1.000とする。)

$$\frac{(m \times 3)}{160,000} / \frac{(n \times 3 + o \times 2 + p)}{\text{算式の符号}}$$

m 授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「私立専門学校」の「令和4年度入学金減免額(実績)」

n 符号ACに同じ。

o 符号ADに同じ。

p 符号AEに同じ。

2 新制度移行私立幼稚園在籍人員数及び私立認定こども園在籍人員数の合計数は、「子どもための教育・保育給付費支弁台帳について」(平成二十七年八月二十一日付け府本第二百七十一号、二十七初幼教第十九号、雇児保発〇八二一第二号各都道府県子ども・子育て支援新制度担当(局)長あて内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)、文部科学省初等中等教育局幼児

教育課長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)に基づき作成された子どもための教育・保育給付費支弁台帳(以下この号において「教育・保育給付費支弁台帳」という。)に記載された当該年度の四月一日現在の新制度移行私立幼稚園の在籍人員数及び私立認定こども園に在籍する一号認定子ども数の合計数とする。以下この表において同じ。

3 新制度移行私立幼稚園在籍人員及び私立認定こども園の一号認定子どもに係る前年度費用額の合計額は、教育・保育給付費支弁台帳に記載された特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(令和五年内閣府告示第二十九号)による改正前の特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平成二十七年内閣府告示第四十九号。以下「公定価格基準」という。)に基づき算出された費用の額のうち、令和四年十月の新制度移行私立幼稚園在籍人員及び私立認定こども園に在籍する一号認定子どもに係る額の合計額とする。以下この表において同じ。

4 前年度新制度移行私立幼稚園在籍人員数及び前年度私立認定こども園在籍人員数の合計数は、教育・保育給付費支弁台帳に記載された令和四年十月一日現在の新制度移行私立幼稚園の在籍人員数及び私立認定こども園に在籍する一号認定子ども数の合計数とする。以下この表において同じ。

5 私立幼稚園(新制度移行私立幼稚園を除く)に在籍人員数は、「子育てのための施設等利用給付費支弁台帳について」(令和元年十一月二十二日付け府本第六百八十四号、元初幼教第十号、子小発一一二第一号、子保発一一二第一号、子子発一一二第二号各都道府県子ども・子育て支援新制度担当(局)長あて内閣府子ども・子育て本部参事官

六 生活保護費

町 1 密度補正に用いる密度は、次の算式
村 ア及び算式イにより算定した数(小数点
部 以下三位未満の端数があるときは、その
人 端数を四捨五入する。)とする。
口 算式ア

$$D \times 0.964 \text{ 及び } (C - (D \times 0.964)) \times 0.983$$

に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式アの符号
A 測定単位の数値
B 被生活保護者等の数
C 被生活保護者等の実数
D 前年度における被生活保護者等の数

算式イの符号
A 測定単位の数値
B 被生活保護者等のうち生活扶助等を受けた者の数
2 被生活保護者等の数は、当該都道府県の区域内の前年度の四月一日から三月三十一日までの間において生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)の規定によつて生活扶助、住宅扶助、教育扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助を受けた者並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)の規定によつて生活支

七 会社

口 人
ア(1)、算式ア(2)、算式イ、算式ウ、算式エ(1)、算式エ(2)、算式エ(3)、算式オ、算式カ及び算式キにより

援給付、住宅支援給付、医療支援給付、介護支援給付、出産支援給付、生業支援給付及び葬祭支援給付を受けた者の月ごとの実人員のそれぞれの合計数からこの表中市町村の項第七号2に規定する方法によつて算定した当該都道府県の区域内の市(福祉事務所設置町村を含む。以下この号において同じ。)に係る被生活保護者等の数のそれぞれの合計数を控除した数に、別表第二の二に定める当該扶助に係るそれぞれの率を乗じて得た数(表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)の合計数とする。
3 被生活保護者等の実数は、2に準ずる。この場合において、「市町村の項第七号2」とあるのは「市町村の項第七号3」と、「別表第二の二」とあるのは「別表第二の三」と読み替えるものとする。
4 前年度における被生活保護者等の数は、2に準ずる。この場合において、「前年度」とあるのは「前々年度」と、「市町村の項第七号2」とあるのは「市町村の項第七号4」と、「別表第二の二」とあるのは「別表第二の四」と読み替えるものとする。
5 被生活保護者等のうち生活扶助等を受けた者の数は、前年度の四月一日から三月三十一日までの間において生活保護法の規定によつて生活扶助を受けた者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定によつて生活支援給付を受けた者の月ごとの実人員の合計数からこの表中市町村の項第七号5に規定する方法によつて算定した当該都道府県の区域内の市に係る被生活保護者等のうち生活扶助等を受けた者の数を控除した数に、別表第二の二に定める当該扶助に係る率を乗じて得た数(表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)とする。
1 密度補正に用いる密度は、次の算式ア(1)、算式ア(2)、算式イ、算式ウ、算式エ(1)、算式エ(2)、算式エ(3)、算式オ、算式カ及び算式キにより

福祉費

$$\alpha \times B \times 8.754$$

A
算式ア(2)

算定した数(小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)とする。
算式ア(1)
算式ア(1)の符号
A 測定単位の数値
B 当該都道府県内の市町村ごとの私立保育所在籍人員数及び私立認定子ども園在籍人員数(子ども・子育て支援法第23条第4項に規定する満3歳未満保育認定子ども(以下この表において「満3歳未満保育認定子ども」という。)に係るものに限る。)の合計数
a 次の算式によつて算定した率(小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)
算式
$$\frac{(a-b) \times 12 \times 0.25}{c} \times \frac{1}{348.691}$$

B $(a-b) \times 12 \times 0.25 / c$ に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。
算式の符号
a 当該都道府県内の市町村ごとの前年度私立保育所等費用額(満3歳未満保育認定子どもに係るものに限る。)の合計額
b 当該都道府県内の市町村ごとの前年度私立保育所等利用者負担額の合計額
c 当該都道府県内の市町村ごとの前年度私立保育所等在籍人員数(満3歳未満保育認定子どもに係るものに限る。)の合計数
算式
$$\frac{a \times 12 \times 0.25}{b} \times \frac{1}{200.592}$$

算式
A 測定単位の数値
B 当該都道府県内の市町村ごとの私立保育所在籍人員数及び私立認定子ども園在籍人員数(満3歳未満保育認定子どもに係るものを除く。)の合計数
a 次の算式によつて算定した率(小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)
算式
$$\frac{a \times 12 \times 0.25}{b} \times \frac{1}{200.592}$$

算式
B $(a \times 12 \times 0.25) / b$ に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。
算式の符号
a 当該都道府県内の市町村ごとの前年度私立保育所等費用額(満3歳未満保育認定子どもに係るものを除く。)の合計額
b 当該都道府県内の市町村ごとの前年度私立保育所等利用者負担額の合計額
算式
$$\frac{B \times 0.780 + C \times 1.463 + D \times 0.976 + E \times 0.976 + F \times 1.463 + G \times 1.463 + H \times 0.976 + I \times 0.976 + J \times 0.976 + K \times 0.976 + L \times 0.976 + M \times 0.976 + N \times 0.976 + O \times 0.976 + P \times 0.976 + Q \times 0.976 + R \times 0.976 + S \times 0.976 + T \times 0.976 + U \times 0.976 + V \times 0.976 + W \times 0.976 + X \times 0.976 + Y \times 0.976 + Z \times 0.976}{7 \times 0.995} / A$$

B $0.780, C \times 1.463, D \times 0.976, E \times 0.976, F \times 1.463, G \times 1.463, H \times 0.976, I \times 0.976, J \times 0.976, K \times 0.976, L \times 0.976, M \times 0.976, N \times 0.976, O \times 0.976, P \times 0.976, Q \times 0.976, R \times 0.976, S \times 0.976, T \times 0.976, U \times 0.976, V \times 0.976, W \times 0.976, X \times 0.976, Y \times 0.976, Z \times 0.976$
8及び(V+W+X+Y) $\times 2.927$

$$\frac{B \times 0.780 + C \times 1.463 + D \times 0.976 + E \times 0.976 + F \times 1.463 + G \times 1.463 + H \times 0.976 + I \times 0.976 + J \times 0.976 + K \times 0.976 + L \times 0.976 + M \times 0.976 + N \times 0.976 + O \times 0.976 + P \times 0.976 + Q \times 0.976 + R \times 0.976 + S \times 0.976 + T \times 0.976 + U \times 0.976 + V \times 0.976 + W \times 0.976 + X \times 0.976 + Y \times 0.976 + Z \times 0.976}{7 \times 0.995} / A$$

に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。	U 児童数（中学校）（非被用者・特例給付分）
算式イの符号	V 児童数（3歳未満）（地方公務員・特例給付分）
A 測定単位の数値	W 児童数（3歳～小学校）（地方公務員・特例給付分のうち第1子及び第2子分）
B 児童数（3歳未満）（被用者・本則給付分）及び（施設等受給資格者分）の計	X 児童数（3歳～小学校）（地方公務員・特例給付分のうち第3子以降分）
C 児童数（3歳未満）（非被用者・本則給付分）	Y 児童数（中学校）（地方公務員・特例給付分）
D 児童数（3歳～小学校）（被用者・本則給付分のうち第1子及び第2子分）及び（施設等受給資格者分）の計	算式ウ
E 児童数（3歳～小学校）（非被用者・本則給付分のうち第1子及び第2子分）	$B \times 0.834 + C \times 0.070$
F 児童数（3歳～小学校）（被用者・本則給付分のうち第3子以降分）	A
G 児童数（3歳～小学校）（非被用者・本則給付分のうち第3子以降分）	算式ウの数値
H 児童数（中学校）（被用者・本則給付分）及び（施設等受給資格者分）の計	A 測定単位の数値
I 児童数（中学校）（非被用者・本則給付分）	B 児童扶養手当支給者数
J 児童数（3歳未満）（地方公務員・本則給付分）	C 町村部人口
K 児童数（3歳～小学校）（地方公務員・本則給付分のうち第1子及び第2子分）	算式エ（1）
L 児童数（3歳～小学校）（地方公務員・本則給付分のうち第3子以降分）	$B \times 25.22$
M 児童数（中学校）（地方公務員・本則給付分）	A
N 児童数（3歳未満）（被用者・特例給付分）	算式エ（1）の数値
O 児童数（3歳～小学校）（被用者・特例給付分のうち第1子及び第2子分）	A 測定単位の数値
P 児童数（3歳～小学校）（被用者・特例給付分のうち第3子以降分）	B 障害福祉サービスのうち居住系サービス利用者数
Q 児童数（中学校）（被用者・特例給付分）	算式エ（2）
R 児童数（3歳未満）（非被用者・特例給付分）	算式エ（2）の数値
S 児童数（3歳～小学校）（非被用者・特例給付分のうち第1子及び第2子分）	$B \times 20.80$
T 児童数（3歳～小学校）（非被用者・特例給付分のうち第3子以降分）	A

U 児童数（中学校）（非被用者・特例給付分）	算式エ（3）の符号
V 児童数（3歳未満）（地方公務員・特例給付分）	A 測定単位の数値
W 児童数（3歳～小学校）（地方公務員・特例給付分のうち第1子及び第2子分）	B 障害福祉サービスのうち訪問系サービス利用者数
X 児童数（3歳～小学校）（地方公務員・特例給付分のうち第3子以降分）	算式オ
Y 児童数（中学校）（地方公務員・特例給付分）	$(B \times 1.2277 + C \times 1.0000 + (D + J) \times 0.7778 + E \times 1.0000 + 4 + F \times 1.9944 + G \times 0.9177 + H \times 0.5722 + I \times 0.5577) \times 27.481$ / A
算式ウ	$B \times 1.2277, C \times 1.0000, (D + J) \times 0.7778, E \times 1.0004, F \times 1.9944, G \times 0.9177, H \times 0.5722$ 及び $I \times 0.5577$ に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。
$B \times 0.834 + C \times 0.070$	算式オの符号
A	A 測定単位の数値
算式ウの数値	B 当該都道府県内の市町村ごとの家庭的保育事業に係る子どもの数の合計数
A 測定単位の数値	C 当該都道府県内の市町村ごとの小規模保育事業A型に係る子どもの数の合計数
B 児童扶養手当支給者数	D 当該都道府県内の市町村ごとの小規模保育事業B型に係る子どもの数の合計数
C 町村部人口	E 当該都道府県内の市町村ごとの小規模保育事業C型に係る子どもの数の合計数
算式エ（1）	F 当該都道府県内の市町村ごとの住宅訪問型保育事業に係る子どもの数の合計数
$B \times 25.22$	G 当該都道府県内の市町村ごとの小規模型事業所内保育事業A型に係る子どもの数の合計数
A	H 当該都道府県内の市町村ごとの小規模型事業所内保育事業B型に係る子どもの数の合計数
算式エ（1）の数値	I 当該都道府県内の市町村ごとの保育所型事業所内保育事業に係る子どもの数の合計数
A 測定単位の数値	J 当該都道府県内の市町村ごとの特例保育給付に係る子どもの数の合計数
B 障害福祉サービスのうち居住系サービス利用者数	算式カ
算式エ（2）	$B \times 260.488 + C \times 142.927$
算式エ（2）の数値	A

算式エ（3）の符号	算式カの符号
A 測定単位の数値	A 測定単位の数値
B 障害福祉サービスのうち訪問系サービス利用者数	B 次の算式により算定した数（整数未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。）
算式オ	算式
$(B \times 1.2277 + C \times 1.0000 + (D + J) \times 0.7778 + E \times 1.0000 + 4 + F \times 1.9944 + G \times 0.9177 + H \times 0.5722 + I \times 0.5577) \times 27.481$ / A	$(a - (b - c) / 1,000) / 40$
$B \times 1.2277, C \times 1.0000, (D + J) \times 0.7778, E \times 1.0004, F \times 1.9944, G \times 0.9177, H \times 0.5722$ 及び $I \times 0.5577$ に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。	$(a - (b - c) / 1,000)$ が負数となるときは0とする。
算式オの符号	算式の符号
A 測定単位の数値	a 当該都道府県の児童相談所における虐待相談対応件数
B 当該都道府県内の市町村ごとの家庭的保育事業に係る子どもの数の合計数	b 測定単位の数値
C 当該都道府県内の市町村ごとの小規模保育事業A型に係る子どもの数の合計数	c 当該都道府県の区域内の令和4年度における指定都市及び児童相談所設置中核市の人口の合計
D 当該都道府県内の市町村ごとの小規模保育事業B型に係る子どもの数の合計数	C 符号Bを6で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）
E 当該都道府県内の市町村ごとの小規模保育事業C型に係る子どもの数の合計数	算式キ
F 当該都道府県内の市町村ごとの住宅訪問型保育事業に係る子どもの数の合計数	$\alpha \times B \times 1.452$
G 当該都道府県内の市町村ごとの小規模型事業所内保育事業A型に係る子どもの数の合計数	A
H 当該都道府県内の市町村ごとの小規模型事業所内保育事業B型に係る子どもの数の合計数	算式キの符号
I 当該都道府県内の市町村ごとの保育所型事業所内保育事業に係る子どもの数の合計数	A 測定単位の数値
J 当該都道府県内の市町村ごとの特例保育給付に係る子どもの数の合計数	B 当該都道府県内の市町村ごとの子育てのための施設等利用給付に係る給付認定子ども数の合計数
算式カ	次の算式によつて算定した率（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）
$B \times 260.488 + C \times 142.927$	算式
A	$\frac{(a - b) \times 0.25}{c} \times \frac{1}{8.445}$
算式カの数値	$(a - (b - c) \times 0.25) / c$ に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式カの符号	算式キ
A 測定単位の数値	A 測定単位の数値
B 次の算式により算定した数（整数未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。）	B 当該都道府県内の市町村ごとの子育てのための施設等利用給付に係る給付認定子ども数の合計数
算式	次の算式によつて算定した率（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）
$(a - (b - c) / 1,000) / 40$	算式
$(a - (b - c) / 1,000)$ が負数となるときは0とする。	$\frac{(a - b) \times 0.25}{c} \times \frac{1}{8.445}$
算式の符号	$(a - (b - c) \times 0.25) / c$ に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。
a 当該都道府県の児童相談所における虐待相談対応件数	
b 測定単位の数値	
c 当該都道府県の区域内の令和4年度における指定都市及び児童相談所設置中核市の人口の合計	
C 符号Bを6で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）	
算式キ	
$\alpha \times B \times 1.452$	
A	
算式キの符号	
A 測定単位の数値	
B 当該都道府県内の市町村ごとの子育てのための施設等利用給付に係る給付認定子ども数の合計数	
次の算式によつて算定した率（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）	
算式	
$\frac{(a - b) \times 0.25}{c} \times \frac{1}{8.445}$	
$(a - (b - c) \times 0.25) / c$ に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。	

a 当該都道府県内の市町村ごとの前年度子育てのための施設等利用給付支給額の合計額

b 当該都道府県内の市町村ごとの前年度子育てのための施設等利用給付支給額(子ども・子育て支援法第7条第10項第2号に掲げる幼稚園に係るものに限る。)の合計額

c 当該都道府県内の市町村ごとの前年度子育てのための施設等利用給付に係る給付認定子ども数の合計数

2 私立保育所在籍人員数及び私立認定子ども園在籍人員数の合計数は、「子どものための教育・保育給付費支弁台帳について」(平成二十七年八月二十一日付け府令第277号、二十七日初幼教第十九号、雇児保発〇八二一第二号各都道府県子ども・子育て支援新制度担当部(局)長あて内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)に基づき作成された子どものための教育・保育給付費支弁台帳(以下この号において「教育・保育給付費支弁台帳」という。)に記載された当該年度の四月一日現在の私立保育所在籍人員数及び私立認定子ども園在籍人員(子ども・子育て支援法第二十条第一項の認定に係る同法第十九条第一項第二号及び第三号に掲げるもの(以下「二・三号認定子ども」という。))に限る。以下この号及びこの表市町村の項第八号において同じ。)の数の合計数とする。以下この表において

3 前年度私立保育所等費用額は、前年度の十月分として教育・保育給付支弁台帳に記載された費用の額(子ども・子育て支援法第二十七条第三項第一号及び第二十八条第二項第二号に規定する費用の額の合算額をいう。)のうち、私立保育所在籍人員及び私立認定子ども園在籍人員に係る額とする。以下この表において同じ。

4 前年度私立保育所等利用者負担額は、前年度の十月分として教育・保育給付支弁台帳に記載された子ども・子育て

支援法施行令(平成二十六年政令第二十三号)第四条から第六条までに定める利用者負担額のうち、私立保育所在籍人員及び私立認定子ども園在籍人員に係る額とする。以下この表において同じ。

5 前年度私立保育所等在籍人員数は、前年度の十月分として教育・保育給付支弁台帳に記載された私立保育所在籍人員数及び私立認定子ども園在籍人員数の合計数とする。以下この表において同じ。

6 児童数(3歳未満)(被用者・本則給付分)及び(施設等受給資格者分)の計)は、「令和四年度児童手当・特例給付支給状況報告について」(令和五年二月二十七日付け内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室事務連絡)に基づいて内閣府に報告された支給状況報告(以下「児童手当支給状況報告」という。)(被用者・非被用者分)における様式1第1表(1)中区分「支給対象児童数」の「0歳から3歳未満」の「本年2月未現在全体」の数に同報告における様式2第1表中区分「支給対象児童数」の「0歳から3歳未満」の「計」の数を加えて得た数の管内市町村の計とする。

7 児童数(3歳未満)(非被用者・本則給付分)は、児童手当支給状況報告(被用者・非被用者分)における様式1第2表(1)中区分「支給対象児童数」の「0歳から3歳未満」の「本年2月未現在全体」の数の管内市町村の計とする。

8 児童数(3歳小学校)(被用者・本則給付分のうち第1子及び第2子分)及び(施設等受給資格者分)の計)は、児童手当支給状況報告(被用者・非被用者分)における様式1第1表(1)中区分「支給対象児童数」の「3歳以上小学校修了前」の「本年2月未現在全体」の数から同表(1)中区分「支給対象児童数」の「3歳以上小学校修了前」の「うち第3子以降」の「本年2月未現在全体」の数を控除した数に同報告における様式2第1表中区分「支給対象児童数」の「3歳以上小学校修了前」の「計」の数を加えて得た数の管内市町村の計とする。

9 児童数(3歳小学校)(非被用者・本則給付分のうち第1子及び第2子分)は、児童手当支給状況報告(被用者・非被用者分)における様式1第2表(1)中区分「支給対象児童数」の「3歳以上小学校修了前」の「本年2月未現在全体」の数を控除した数の管内市町村の計とする。

10 児童数(3歳小学校)(被用者・本則給付分のうち第3子以降分)は、児童手当支給状況報告(被用者・非被用者分)における様式1第1表(1)中区分「支給対象児童数」の「3歳以上小学校修了前」の「うち第3子以降」の「本年2月未現在全体」の数を控除した数の管内市町村の計とする。

11 児童数(3歳小学校)(非被用者・本則給付分のうち第3子以降分)は、児童手当支給状況報告(被用者・非被用者分)における様式1第2表(1)中区分「支給対象児童数」の「3歳以上小学校修了前」の「うち第3子以降」の「本年2月未現在全体」の数の管内市町村の計とする。

12 児童数(中学校)(被用者・本則給付分)及び(施設等受給資格者分)の計)は、児童手当支給状況報告(被用者・非被用者分)における様式1第1表(1)中区分「支給対象児童数」の「小学校修了後中学校修了前」の「本年2月未現在全体」の数に同報告書における様式2第1表中区分「支給対象児童数」の「小学校修了後中学校修了前」の「計」の数を加えて得た数の管内市町村の計とする。

13 児童数(中学校)(非被用者・本則給付分)は、児童手当支給状況報告(被用者・非被用者分)における様式1第2表(1)中区分「支給対象児童数」の「小学校修了後中学校修了前」の「本年2月未現在全体」の数の管内市町村の計とする。

14 児童数(3歳未満)(地方公務員・本則給付分)は、児童手当支給状況

報告(地方公務員分)の都道府県分における第1表(1)中区分「支給対象児童数」の「0歳から3歳未満」の「本年2月未現在全体」の数とする。

15 児童数(3歳小学校)(地方公務員・本則給付分のうち第1子及び第2子分)は、児童手当支給状況報告(地方公務員分)の都道府県分における第1表(1)中区分「支給対象児童数」の「3歳以上小学校修了前」の「本年2月未現在全体」の数を控除した数とする。

16 児童数(3歳小学校)(地方公務員・本則給付分のうち第3子以降分)は、児童手当支給状況報告(地方公務員分)の都道府県分における第1表(1)中区分「支給対象児童数」の「3歳以上小学校修了前」の「うち第3子以降」の「本年2月未現在全体」の数の管内市町村の計とする。

17 児童数(中学校)(地方公務員・本則給付分)は、児童手当支給状況報告(地方公務員分)の都道府県分における第1表(1)中区分「支給対象児童数」の「小学校修了後中学校修了前」の「本年2月未現在全体」の数とする。

18 児童数(3歳未満)(被用者・特例給付分)は、児童手当支給状況報告(被用者・非被用者分)における様式1第1表(2)中区分「支給対象児童数」の「0歳から3歳未満」の「本年2月未現在全体」の数の管内市町村の計とする。

19 児童数(3歳小学校)(被用者・特例給付分のうち第1子及び第2子分)は、児童手当支給状況報告(被用者・非被用者分)における様式1第1表(2)中区分「支給対象児童数」の「3歳以上小学校修了前」の「本年2月未現在全体」の数から同表(2)中区分「支給対象児童数」の「3歳以上小学校修了前」の「うち第3子以降」の「本年2月未現在全体」の数を控除した数の管内市町村の計とする。

20 児童数(3歳小学校)(被用者・特例給付分のうち第3子以降分)

は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式1第1表（2）中区分「支給対象児童数」の「3歳以上小学校修了前」の「うち第3子以降」の「本年2月末現在全体」の数の管内市町村の計とする。

21 児童数（中学校）（被用者・特例給付分）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式1第1表（2）中区分「支給対象児童数」の「小学校修了後中学校修了前」の「本年2月末現在全体」の数の管内市町村の計とする。

22 児童数（3歳未満）（非被用者・特例給付分）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式1第2表（2）中区分「支給対象児童数」の「0歳から3歳未満」の「本年2月末現在全体」の管内市町村の計とする。

23 児童数（3歳小学校）（非被用者・特例給付分のうち第1子及び第2子分）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式1第2表（2）中区分「支給対象児童数」の「3歳以上小学校修了前」の「本年2月末現在全体」の数から同表（2）中区分「支給対象児童数」の「3歳以上小学校修了前」の「うち第3子以降」の「本年2月末現在全体」の数を控除した数の管内市町村の計とする。

24 児童数（3歳小学校）（非被用者・特例給付分のうち第3子以降分）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式1第2表（2）中区分「支給対象児童数」の「3歳以上小学校修了前」の「うち第3子以降」の「本年2月末現在全体」の数を控除した数の管内市町村の計とする。

25 児童数（中学校）（非被用者・特例給付分）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式1第2表（2）中区分「支給対象児童数」の「3歳以上小学校修了前」の「うち第3子以降」の「本年2月末現在全体」の数の管内市町村の計とする。

26 児童数（3歳未満）（地方公務員・特例給付分）は、児童手当支給状況

報告（地方公務員分）の都道府県分における第1表（2）中区分「支給対象児童数」の「0歳から3歳未満」の「本年2月末現在全体」の数の計とする。

27 児童数（3歳小学校）（地方公務員・特例給付分のうち第1子及び第2子分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の都道府県分における第1表（2）中区分「支給対象児童数」の「3歳以上小学校修了前」の「本年2月末現在全体」の数から同表（2）中区分「支給対象児童数」の「3歳以上小学校修了前」の「うち第3子以降」の「本年2月末現在全体」の数を控除した数とする。

28 児童数（3歳小学校）（地方公務員・特例給付分のうち第3子以降分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の都道府県分における第1表（2）中区分「支給対象児童数」の「3歳以上小学校修了前」の「うち第3子以降」の「本年2月末現在全体」の数の計とする。

29 児童数（中学校）（地方公務員・特例給付分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の都道府県分における第1表（2）中区分「支給対象児童数」の「小学校修了後中学校修了前」の「本年2月末現在全体」の数の計とする。

30 児童扶養手当支給者数は、令和3年度実施事業として地方厚生局（地方厚生支局を含む。以下この表市町村の項第八号において同じ。）に報告された児童扶養手当給付費国庫負担金交付要綱様式第9号付表2中「支出済額（A列）」の延月人数の「全部支給者」、「一部停止者」、「13条の2」、「13条の3」及び「13条の2かつ13条の3」の数の合計数とする。

31 町村部人口は、当該都道府県の人

口のうち町村（福祉事務所設置町村を除く。）に係る人口とする。

32 障害福祉サービスのうち居住系サービス利用者数は、令和四年十月分として厚生労働省が通知した「市町村単位におけるサービス利用状況」（以下「障害福祉サービス利用状況」という。）における当該都道府県の「施設入所支援」の「都道府県合計」、「共同生活援助（介護

サービス包括型・外部サービス利用型・日中サービス支援型）」の「都道府県合計」及び「自立生活援助」の「都道府県合計」を合算した数とする。

33 障害福祉サービスのうち日中活動系サービス利用者数は、障害福祉サービス利用状況における当該都道府県の「療養介護」の「都道府県合計」、「生活介護」の「都道府県合計」、「短期入所（ショートステイ）」の「都道府県合計」、「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」の「都道府県合計」、「宿泊型自立訓練」の「都道府県合計」、「就労移行支援」の「都道府県合計」、「就労継続支援（A型・B型）」の「都道府県合計」、「就労定着支援」の「都道府県合計」、「児童発達支援」の「都道府県合計」及び「放課後等デイサービス」の「都道府県合計」を合算した数とする。

34 障害福祉サービスのうち訪問系サービス利用者数は、障害福祉サービス利用状況における当該都道府県の「居宅介護」の「都道府県合計」、「重度訪問介護」の「都道府県合計」、「行動援護」の「都道府県合計」、「重度障害者等包括支援」の「都道府県合計」及び「同行援護」の「都道府県合計」を合算した数とする。

35 家庭的保育事業に係る子どもの数は、教育・保育給付支弁台帳に記載されたその年の四月一日現在の家庭的保育事業に係る子どもの数とする。以下この表において同じ。

36 小規模保育事業A型に係る子どもの数は、教育・保育給付支弁台帳に記載されたその年の四月一日現在の小規模保育事業A型に係る子どもの数とする。以下この表において同じ。

37 小規模保育事業B型に係る子どもの数は、教育・保育給付支弁台帳に記載されたその年の四月一日現在の小規模保育事業B型に係る子どもの数とする。以下この表において同じ。

38 小規模保育事業C型に係る子どもの数は、教育・保育給付支弁台帳に記載されたその年の四月一日現在の小規模保育事業C型に係る子どもの数とする。以下この表において同じ。

39 居宅訪問型保育事業に係る子どもの数は、教育・保育給付支弁台帳に記載されたその年の四月一日現在の居宅訪問型保育事業に係る子どもの数とする。以下この表において同じ。

40 小規模型事業所内保育事業A型に係る子どもの数は、教育・保育給付支弁台帳に記載されたその年の四月一日現在の小規模型事業所内保育事業A型に係る子どもの数とする。以下この表において同じ。

41 小規模型事業所内保育事業B型に係る子どもの数は、教育・保育給付支弁台帳に記載されたその年の四月一日現在の小規模型事業所内保育事業B型に係る子どもの数とする。以下この表において同じ。

42 保育所型事業所内保育事業に係る子どもの数は、教育・保育給付支弁台帳に記載されたその年の四月一日現在の保育所型事業所内保育事業に係る子どもの数とする。以下この表において同じ。

43 特例保育給付事業に係る子どもの数は、教育・保育給付支弁台帳に記載されたその年の四月一日現在の特例保育給付事業に係る子どもの数とする。以下この表において同じ。

44 児童相談所における虐待相談対応件数は、前年度の四月分として福祉行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第四十九 児童相談所における養護相談の理由別対応件数」のうち（2）虐待相談の相談種別「経路」の「（33）計」列の「（10）計」行の数とする。第十條第十八項において同じ。

45 子育てのための施設等利用給付に係る給付認定子ども数は、「子育てのための施設等利用給付支弁台帳」について（令和元年十一月二十二日付府子本第六百八十四号、元初幼教第十号、元少発一一二二第一号、元保発一一二二第一号、元子発一一二二第一号各都道府県子ども子育て支援新制度担当部（局）長あて内閣府子ども子育て本部参事官（子ども子育て支援担当）、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室

子ども子育て支援担当）、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室

費生衛 八

口人

長、厚生労働省子ども家庭局保育課長、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長（通知）に基づき作成された子育てのための施設等利用給付支弁台帳（以下「施設等利用給付支弁台帳」という。）に記載された当該年度の四月分の施設等利用給付認定子ども（子ども・子育て支援法第三十条の八第一項に規定するもの）をいう。以下この表において同じ。）数とする。

4 6 前年度子育てのための施設等利用給付支給額は、前年度分として施設等利用給付支弁台帳に記載された子ども・子育て支援法施行令第十五条の六に定める施設等利用費の支給額とする。以下この表において同じ。

4 7 前年度子育てのための施設等利用給付に係る給付認定子ども数は、前年度分として施設等利用給付支弁台帳に記載された施設等利用給付認定子ども数とする。以下この表において同じ。

1 密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式ア及び算式イにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式ア

$$\frac{200,000 \times B + 100,000 \times C + 1,000 \times D}{C \times 1,000 \times 0.45 + \frac{D}{0.15} + 1,000 \times E} + \frac{F}{1,000 \times G}$$

$$\frac{1,000 \times H + \frac{I}{0.15} + 1,000 \times J + \frac{K}{0.15} + 1,000 \times L}{1,000 \times M + \frac{N}{0.15} + 1,000 \times O} + \frac{P}{1,000 \times Q}$$

算式イ

$$\frac{1,000 \times R + \frac{S}{0.15} + 1,000 \times T + \frac{U}{0.15} + 1,000 \times V}{1,000 \times W + \frac{X}{0.15} + 1,000 \times Y} + \frac{Z}{1,000 \times AA}$$

A 測定単位の数値

B₁ 都道府県立病院病床数

B₂ 都道府県立病院特例病床数

C₁ 病院事業に充てられるため平成4年度から平成13年度までに発行を許可された地方債（平成14年度に許可を受けた平成13年度以前に基本設計等に着手した事業に係るもの（以下「平成13年度以前からの継続事業」という。）を含む。）の元利償還金の額に3分の2を乗じて得た額及び災害拠点病院の施設整備に充てられるため平成13年度に発行を許可された

E ₂₃	E ₂₂	E ₂₁	E ₂₀	E ₁₉	E ₁₈	E ₁₇	E ₁₆	E ₁₅	D _n
0.02958	0.3008	0.3066	0.3185	0.32	0.32	0.33	0.33	0.32	病院事業（医療施設整備事業）に充てられるため平成n年度に発行について同意又は許可を得た地方債（平成13年度以前に基本設計等に着手した事業に限る。）の額に3分の2を乗じて得た額及び災害拠点病院の施設整備（医療施設整備事業）に充てられるため平成n年度に発行について同意又は許可を得た地方債（平成13年度以前に基本設計等に着手した事業に限る。）の額に3分の1を乗じて得た額の合算額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

E ₂₄	F _n	G ₂₄	G ₂₃	G ₂₂	G ₂₁	G ₂₀	G ₁₉	G ₁₈	G ₁₇	G ₁₆	G ₁₅	H _n
0.2973	病院事業（医療施設整備事業）に充てられるため平成n年度に発行について同意又は許可を得た地方債（平成14年度に基本設計等に着手した事業に限る。）の額に3分の2を乗じて得た額及び災害拠点病院の施設整備（医療施設整備事業）に充てられるため平成n年度に発行について同意又は許可を得た地方債（平成14年度に基本設計等に着手した事業に限る。）の額に3分の1を乗じて得た額の合算額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）	0.2230	0.2219	0.2256	0.2300	0.2389	0.24	0.24	0.25	0.24	0.24	病院事業（医療施設整備事業）に充てられるためn年度に発行について同意又は許可を得た地方債（平成15年度以降に基本設計等に着手した事業に限り、符号H _n に係るものを除く。）の額に2分の1を乗じて得た額及び災害拠点病院の施設整備（医療施設整備事業）に充てられるためn年度に発行について同意又は許可を得た地方債（平成15年度以降に基本

I ₃₀	I ₂₉	I ₂₈	I ₂₇	I ₂₆	I ₂₅	I ₂₄	I ₂₃	I ₂₂	I ₂₁	I ₂₀	I ₁₉	I ₁₈	I ₁₇	I ₁₆	I ₁₅	H _n
0.1150	0.233	0.231	0.23	0.22	0.22	0.2230	0.2219	0.2256	0.2300	0.2389	0.24	0.24	0.25	0.24	0.24	病院事業（医療施設整備事業・特別分）に充てられるためn年度に発行について

I 2 2 9 0.0	I 2 2 8 0.0	I 2 2 7 0.0	I 2 2 6 0.0	I 2 2 5 0.0	I 2 2 4 0.0	I 2 2 3 0.0	I 2 2 2 0.0	I 2 2 1 0.0	I 2 2 0 0.0	I 2 1 9 0.0	I 2 1 8 0.0	I 2 1 7 0.0	I 2 1 6 0.0	I 2 1 5 0.0	I 2 1 4 0.0	I 2 1 3 0.0	I 2 1 2 0.0	I 2 1 1 0.0	I 2 1 0 0.0	I 2 0 9 0.0	I 2 0 8 0.0	I 2 0 7 0.0	I 2 0 6 0.0	I 2 0 5 0.0	I 2 0 4 0.0	I 2 0 3 0.0	I 2 0 2 0.0	I 2 0 1 0.0	I 2 0 0 0.0	
0 1 4 0	0 1 3 8	0 1 4	0 0 7 0 4	0 0 5 4 7	0 0 1 9 1	0 0 1 0 8 3	0 1 1 5 0	0 0 2 3 3	0 2 3 1	0 2 3 3	0 2 3 3	0 2 3 3	0 2 3 3	0 2 3 3	0 2 3 3	0 2 3 3	0 2 3 3	0 2 3 3	0 2 3 3	0 2 3 3	0 2 3 3	0 2 3 3	0 2 3 3	0 2 3 3	0 2 3 3	0 2 3 3	0 2 3 3	0 2 3 3	0 2 3 3	0 2 3 3

て同意又は許可を得た地方債の額に3分の2を乗じて得た額(千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

H 2 n 災害拠点病院の施設整備(医療施設整備事業・特別分)に充てるためn年度に発行について同意又は許可を得た地方債の額に3分の1を乗じて得た額(千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

M 2 9 0.0	M 2 8 0.0	M 2 7 0.0	M 2 6 0.0	M 2 5 0.0	M 2 4 0.0	M 2 3 0.0	M 2 2 0.0	M 2 1 0.0	M 2 0 0.0	M 1 9 0.0	M 1 8 0.0	M 1 7 0.0	M 1 6 0.0	M 1 5 0.0	M 1 4 0.0	M 1 3 0.0	M 1 2 0.0	M 1 1 0.0	M 1 0 0.0	M 0 9 0.0	M 0 8 0.0	M 0 7 0.0	M 0 6 0.0	M 0 5 0.0	M 0 4 0.0	M 0 3 0.0	M 0 2 0.0	M 0 1 0.0	M 0 0 0.0
0 6 7 5	0 6 7 8	0 6 9	0 0 6 9	0 0 5 4 7	0 0 1 1 5 0	0 0 1 0 8 3	0 1 1 5 0	0 0 2 3 3	0 2 3 1	0 2 3 3	0 2 3 3	0 2 3 3	0 2 3 3	0 2 3 3	0 2 3 3	0 2 3 3	0 2 3 3	0 2 3 3	0 2 3 3	0 2 3 3	0 2 3 3	0 2 3 3	0 2 3 3	0 2 3 3	0 2 3 3	0 2 3 3	0 2 3 3	0 2 3 3	0 2 3 3

I 2 3 0 0.0 0 0 6 9 0

I 2 合元 0.0 0 0 6 5 0

I 2 合2 0.0 0 0 1 1 5

I 2 合3 0.0 0 0 5 4 7

J n 病院事業(機械器具整備事業)に充てるためn年度に発行について同意又は許可を得た地方債(平成15年度以降に基本設計等に着手した事業に限り、符号L n に係るものを除く。)の額に2分の1を乗じて得た額及び災害拠点病院の施設整備(機械器具整備事業)に充てるためn年度に発行について同意又は許可を得た地方債(平成15年度以降に基本設計等に着手した事業に限り、符号N n に係るものを除く。)の額に2分の1を乗じて得た額の合算額(千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

O 2 7 0.0	O 2 8 0.0	O 2 9 0.0	O 3 0 0.0	O 3 1 0.0	O 3 2 0.0	O 3 3 0.0	O 3 4 0.0	O 3 5 0.0	O 3 6 0.0	O 3 7 0.0	O 3 8 0.0	O 3 9 0.0	O 4 0 0.0	O 4 1 0.0	O 4 2 0.0	O 4 3 0.0	O 4 4 0.0	O 4 5 0.0	O 4 6 0.0	O 4 7 0.0	O 4 8 0.0	O 4 9 0.0	O 5 0 0.0	O 5 1 0.0	O 5 2 0.0	O 5 3 0.0	O 5 4 0.0	O 5 5 0.0	O 5 6 0.0	O 5 7 0.0	O 5 8 0.0	O 5 9 0.0	O 6 0 0.0
0 3 4	0 3 3 9	0 3 3 8	0 3 3 3 5	0 3 3 3 8	0 3 3 3 8	0 3 3 3 8	0 3 3 3 8	0 3 3 3 8	0 3 3 3 8	0 3 3 3 8	0 3 3 3 8	0 3 3 3 8	0 3 3 3 8	0 3 3 3 8	0 3 3 3 8	0 3 3 3 8	0 3 3 3 8	0 3 3 3 8	0 3 3 3 8	0 3 3 3 8	0 3 3 3 8	0 3 3 3 8	0 3 3 3 8	0 3 3 3 8	0 3 3 3 8	0 3 3 3 8	0 3 3 3 8	0 3 3 3 8	0 3 3 3 8	0 3 3 3 8	0 3 3 3 8	0 3 3 3 8	

N n 災害拠点病院の機械器具整備事業(特別分)に充てるためn年度に発行について同意又は許可を得た地方債の額に3分の1を乗じて得た額(千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

O 2 7 0.0 0 3 4

O 2 8 0.0 0 3 3 9

O 2 9 0.0 0 3 3 8

O 3 0 0.0 0 3 3 3 5

O 3 1 0.0 0 3 3 3 8

O 3 2 0.0 0 3 3 3 8

O 3 3 0.0 0 3 3 3 8

O 3 4 0.0 0 3 3 3 8

O 3 5 0.0 0 3 3 3 8

O 3 6 0.0 0 3 3 3 8

O 3 7 0.0 0 3 3 3 8

O 3 8 0.0 0 3 3 3 8

O 3 9 0.0 0 3 3 3 8

O 4 0 0.0 0 3 3 3 8

O 4 1 0.0 0 3 3 3 8

O 4 2 0.0 0 3 3 3 8

O 4 3 0.0 0 3 3 3 8

O 4 4 0.0 0 3 3 3 8

O 4 5 0.0 0 3 3 3 8

O 4 6 0.0 0 3 3 3 8

O 4 7 0.0 0 3 3 3 8

O 4 8 0.0 0 3 3 3 8

O 4 9 0.0 0 3 3 3 8

O 5 0 0.0 0 3 3 3 8

O 5 1 0.0 0 3 3 3 8

O 5 2 0.0 0 3 3 3 8

O 5 3 0.0 0 3 3 3 8

O 5 4 0.0 0 3 3 3 8

O 5 5 0.0 0 3 3 3 8

O 5 6 0.0 0 3 3 3 8

O 5 7 0.0 0 3 3 3 8

O 5 8 0.0 0 3 3 3 8

O 5 9 0.0 0 3 3 3 8

O 6 0 0.0 0 3 3 3 8

F 2 2 0.0	F 2 1 0.0	F 2 0 0.0	F 1 9 0.0	F 1 8 0.0	F 1 7 0.0	F 1 6 0.0	F 1 5 0.0	F 1 4 0.0	F 1 3 0.0	F 1 2 0.0	F 1 1 0.0	F 1 0 0.0	F 0 9 0.0	F 0 8 0.0	F 0 7 0.0	F 0 6 0.0	F 0 5 0.0	F 0 4 0.0	F 0 3 0.0	F 0 2 0.0	F 0 1 0.0	F 0 0 0.0
0 2 0 0 6	0 2 0 4 4	0 2 1 2 4	0 2 1	0 2 1	0 2 2	0 2 2	0 2 2	0 2 2	0 2 2	0 2 2	0 2 2	0 2 2	0 2 2	0 2 2	0 2 2	0 2 2	0 2 2	0 2 2	0 2 2	0 2 2	0 2 2	0 2 2

E n 都道府県立大学附属病院事業(医療施設整備事業)に充てるため平成n年度に発行について同意又は許可を得た地方債(平成13年度以前に基本設計等に着手した事業に限る。また、用地、職員宿舎、看護師宿舎及び大学の用に供する研究・研修部門を除く。)の額(千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

F 2 2 0.0 0 2 0 0 6

F 2 1 0.0 0 2 0 4 4

F 2 0 0.0 0 2 1 2 4

F 1 9 0.0 0 2 1

F 1 8 0.0 0 2 1

F 1 7 0.0 0 2 2

F 1 6 0.0 0 2 2

F 1 5 0.0 0 2 2

F 1 4 0.0 0 2 2

F 1 3 0.0 0 2 2

F 1 2 0.0 0 2 2

F 1 1 0.0 0 2 2

F 1 0 0.0 0 2 2

F 0 9 0.0 0 2 2

F 0 8 0.0 0 2 2

F 0 7 0.0 0 2 2

F 0 6 0.0 0 2 2

F 0 5 0.0 0 2 2

F 0 4 0.0 0 2 2

F 0 3 0.0 0 2 2

F 0 2 0.0 0 2 2

F 0 1 0.0 0 2 2

F 0 0 0.0 0 2 2

算式イの符号

A 測定単位の数値

B 都道府県立大学附属病院病床数

C 都道府県立大学附属病院の建設又は改良に要する経費に充てるため平成5年度から平成14年度までに発行を許可された地方債(用地、職員宿舎、看護師宿舎及び大学の用に供する研究・研修部門を除く。)の元利償還金の額(千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

E n 都道府県立大学附属病院事業(医療施設整備事業)に充てるため平成n年度に発行について同意又は許可を得た地方債(平成13年度以前に基本設計等に着手した事業に限る。また、用地、職員宿舎、看護師宿舎及び大学の用に供する研究・研修部門を除く。)の額(千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

$$\begin{aligned}
 & \frac{1}{1000} \{ (B \times C) \times 0.85 + (B \times C) \times 0.15 \} \\
 & \frac{1}{1000} \{ (B \times 1000 \times F) + \frac{1}{1000} (B \times 1000 \times G) + \frac{1}{1000} (B \times 1000 \times H) + \frac{1}{1000} (B \times 1000 \times I) \} \\
 & \frac{1}{1000} (B \times 1000 \times J) + \frac{1}{1000} (B \times 1000 \times K) + \frac{1}{1000} (B \times 1000 \times L) + \frac{1}{1000} (B \times 1000 \times M) + \frac{1}{1000} (B \times 1000 \times N) + \frac{1}{1000} (B \times 1000 \times O) + \frac{1}{1000} (B \times 1000 \times P) + \frac{1}{1000} (B \times 1000 \times Q) + \frac{1}{1000} (B \times 1000 \times R) + \frac{1}{1000} (B \times 1000 \times S) + \frac{1}{1000} (B \times 1000 \times T) + \frac{1}{1000} (B \times 1000 \times U) + \frac{1}{1000} (B \times 1000 \times V) + \frac{1}{1000} (B \times 1000 \times W) + \frac{1}{1000} (B \times 1000 \times X) + \frac{1}{1000} (B \times 1000 \times Y) + \frac{1}{1000} (B \times 1000 \times Z) + \frac{1}{1000} (B \times 1000 \times AA) + \frac{1}{1000} (B \times 1000 \times AB) + \frac{1}{1000} (B \times 1000 \times AC) \\
 & 1000 \times YZ + 525000 \{ AB + 9230000 \{ AC
 \end{aligned}$$

J ₁₅	110.012	都道府県立大学附属病院事業（医療施設整備事業）に充てるため平成15年度に発行について同意又は許可を得た地方債（平成15年度以降に基本設計等に着手した事業に限る。また、用地、職員宿舎、看護師宿舎及び大学の用に供する研究・研修部門を除く。）の額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）
F ₂₃	01972	
F ₂₄	01982	
G _n	都道府県立大学附属病院事業（医療施設整備事業）に充てるため平成n年度に発行について同意又は許可を得た地方債（平成14年度に基本設計等に着手した事業に限る。また、用地、職員宿舎、看護師宿舎及び大学の用に供する研究・研修部門を除く。）の額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）	
H ₅	016	
H ₆	016	
H ₇	017	
H ₈	016	
H ₉	016	
H ₂₀	01593	
H ₂₁	01533	
H ₂₂	01504	
H ₂₃	01479	
H ₂₄	01487	
I _n	都道府県立大学附属病院事業（医療施設整備事業）に充てるためn年度に発行について同意又は許可を得た地方債（平成15年度以降に基本設計等に着手した事業に限る。また、用地、職員宿舎、看護師宿舎及び大学の用に供する研究・研修部門を除く。）の額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）	

J ₁₆	012	
J ₁₇	012	
J ₁₈	012	
J ₁₉	012	
J ₂₀	01195	
J ₂₁	01150	
J ₂₂	01128	
J ₂₃	01109	
J ₂₄	01115	
J ₂₅	011	
J ₂₆	012	
J ₂₇	010	
J ₂₈	0104	
J ₂₉	0105	
J ₃₀	00518	
J _{令元}	00487	
J _{令2}	00086	
J _{令3}	00137	
J _{令4}	00226	
K _n	都道府県立大学附属病院事業（機械器具整備事業）に充てるためn年度に発行について同意又は許可を得た地方債（平成15年度以降に基本設計等に着手した事業に限る。また、用地、職員宿舎、看護師宿舎及び大学の用に供する研究・研修部門を除く。）の額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）	

L ₂₇	026	
L ₂₈	0254	
L ₂₉	0253	
L ₃₀	02501	
L _{令元}	02541	
L _{令2}	02505	
L _{令3}	02530	
L _{令4}	00096	
M _n	病院事業一般会計出資債（医療施設整備事業）に充てるためn年度に発行について同意又は許可を得た地方債の額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）	
N ₂₀	02655	
N ₂₁	02555	
N ₂₂	02507	
N ₂₃	02465	
N ₂₄	02478	
N ₂₅	025	
N ₂₆	025	
N ₂₇	023	
N ₂₈	0231	
N ₂₉	0233	
N ₃₀	01150	
N _{令元}	01083	
N _{令2}	00191	
N _{令3}	00304	
O _n	病院事業一般会計出資債（機械器具整備事業）に充てるためn年度に発行に	

P ₂₇	057	
P ₂₈	0565	
P ₂₉	0563	
P ₃₀	0558	
P _{令元}	05647	
P _{令2}	05567	
P _{令3}	05622	
Q ₁	救急告示病院数	
Q ₂	救急告示等病床数	
R	上水道水源開発元利償還金	
S	独立行政法人水資源機構負担金	
T	上水道広域化対策元利償還金	
U	上水道一般会計出資債元利償還金（平成10年度以前発行許可分）	
V _n	n年度に発行について同意又は許可を得た上水道水源開発施設事業出資債、上水道広域化施設整備事業出資債、高度浄水施設整備事業出資債、老朽管更新事業出資債、上水道未普及地域解消事業出資債及び上水道災害・安全対策事業出資債の額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）	
W ₁₁	027	
W ₁₂	026	
W ₁₃	027	
W ₁₄	022	
W ₁₅	024	
W ₁₆	024	

W 1 0 . 0 2 5	W 1 0 . 0 2 4	W 1 0 . 0 2 4	W 1 0 . 0 2 3 8 9	W 2 0 . 0 2 3 0 0	W 2 1 . 0 2 3 0 0	W 2 2 . 0 2 2 5 6	W 2 3 . 0 2 2 1 9	W 2 4 . 0 2 2 3 0	W 2 5 . 0 2 2	W 2 6 . 0 2 2	W 2 7 . 0 2 0	W 2 8 . 0 2 0 7	W 2 9 . 0 2 0 9	W 3 0 . 0 1 0 3 5	W 令元 0 . 0 0 9 7 4	W 令2 0 . 0 0 1 7 2	W 令3 0 . 0 0 2 7 4	W 令4 0 . 0 0 5 0 3	V n n年度に発行について同意又は許可を得た広域化推進事業出資債の額(千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)	W 令4 0 . 0 0 6 0 3	W 令3 0 . 0 0 3 6 5	W 令2 0 . 0 0 2 2 9	W 令1 0 . 0 1 2 9 9	X 令和4年度に発行について同意又は許可を得た病院事業債(脱炭素化事業)
---------------	---------------	---------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	---------------	---------------	---------------	-----------------	-----------------	-------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	---	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------------------------

に係る地方債に相当する額(千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

Y 2 0 . 0 0 3 0 2

Z 令和4年度に発行について同意又は許可を得た上水道一般会計出資債(脱炭素化事業)に係る地方債に相当する額(千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

AA 1 0 . 0 0 3 0 2

R 当該都道府県の財政力指数(当該都道府県に係る基準財政収入額(錯誤に係る額として加減した額を除く。))を基準財政需要額(錯誤に係る額として加減した額を除く。)で除して得た数値(小数点以下2位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)で当該年度前3年度内の各年度に係るものを合算して得たものを3で除して得た数値(小数点以下2位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)をいう。)に10.50を乗じて得た数(小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)と0.70との合計数とする。ただし、当該合計数が0.300に満たないときは0.300とし、0.500を超えるときは0.500とする。

X 2 令和4年度に発行について同意又は許可を得た病院事業債(脱炭素化事業・残余分)に係る地方債に相当する額に2分の1を乗じて得た額(千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

Y 2 1 0 . 0 0 5 0 3

X 2 令和4年度に発行について同意又は許可を得た病院事業債(脱炭素化事業・特別分・残余分)に係る地方債に相当する額に3分の2を乗じて得た額(千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

Y 2 2 0 . 0 0 6 0 3

Z 令和4年度に発行について同意又は許可を得た上水道及び簡易水道事業債(脱炭素化事業分)に係る地方債に相当する額(千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

AA 1 0 . 0 0 3 0 2

AB 精神病床数

AC 救命救急センター数

2 都道府県立病院病床数は、前年の七月一日現在における当該都道府県立の医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定する病院(地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十九号)第二条第二項の財務規定等の適用があるもの又は当該都道府県が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である同法第八十一条の公営企業型地方独立行政法人(以下この表において「都道府県公営企業型地方独立行政法人」という。))の経営するものに限る。以下この表において「都道府県立病院」という。)の結核病床、精神病床及び感染症病床の許可病床数(「病院事業債に係る元利償還金等について(照会)」(令和四年十一月一日付け総財準第百三十三号。以下この表において「元利償還金等調査」という。))において報告された「病床機能報告制度において報告した病床数等に関する調」の表頭「許可病床数」の「結核」、「精神」及び「感染症」の欄の数を行い、前年の七月一日現在において休診している病院の病床及び病床利用率が令和元年七月二日から令和四年七月一日までの間継続して零である病床の種類に属する病床(感染症病床を除く。)の数を除く。以下この表において同じ。)

並びに前年度における一般病床及び療養病床の施設全体の最大使用病床数(元利償還金等調査において報告された「病床機能報告制度において報告した病床数等に関する調」の表頭「施設全体の最大使用病床数」の「一般」及び「療養」の欄の数をいう。以下この表において同じ。))を合算した数に、都道府県立病院ごとに次の算式により算定した数を合算した数を加えた数とし、都道府県立病院特例病床数は、六年前の三月三十一日から一年前の三月三十一日までの間の病床数の減少数として総務大臣が調査した数とする。この場合において、都道府県及び市町村が組織する組合立の病院(都道府県及び市町村が地方独立行政法人法第六条

第三項に規定する設立団体である同法第八十一条の公営企業型地方独立行政法人の経営する病院を含む。)の病床数は、当該病床数を当該組合を構成する都道府県の知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率(協議が成立しないときは、総務大臣が定める率)により按分したものをそれぞれの都道府県及び市町村立の病院の病床数(都道府県知事の申告がある場合には、当該申告に基づき総務大臣が指定した都道府県立又は市町村立の病院の総務大臣が調査した病床数)とみなす。

算式

$$(A - B) \times 0.3 + (B - C) \times 0.6 + (C - D) \times 0.9$$

(A - B)、(B - C)又は(C - D)が負数となるときはそれぞれ0とし、CがAよりも小さくないときは(A - B)は0とし、DがA、B又はCのいずれよりも小さくないときは(A - B)、(B - C)及び(C - D)は0とし、CはD、Bのときは(B - C)は(B - D)とし、BはC、D、A又はCはB、D、Aのときは(A - B)は(A - D)とし、BはD、C、A又はDはB、C、Aのときは(A - B)は(A - C)とし、(A - B) × 0.3、(B - C) × 0.6及び(C - D) × 0.9に小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A 4年前の7月1日現在における一般病床及び療養病床の稼働病床数(元利償還金等調査において報告された「病床機能報告制度において報告した病床数等に関する調」の表頭「稼働病床数」の「一般」及び「療養」の欄の数をいう。以下この表において同じ。)

B 3年前の7月1日現在における一般病床及び療養病床の稼働病床数(ただし、当該都道府県立病院が医療法第一条の5第2項に規定する診療所に転換した場合は、当該診療所の病床数)

C 前々年度における一般病床及び療養病床の施設全体の最大使用病床数(ただし、当該都道府県立病院が医療法第一条

の5第2項に規定する診療所に転換した場合は、当該診療所の病床数)

D 前年度における一般病床及び療養病床の施設全体の最大使用病床数(ただし、当該都道府県立病院が医療法第1条の5第2項に規定する診療所に転換した場合は、当該診療所の病床数)

3 都道府県立大学附属病院病床数は、前年の七月一日現在における当該都道府県立の大学に附属する医療法第一条の五第一項に規定する病院(以下この表において「都道府県立大学附属病院」という。)の結核病床、精神病床及び感染症病床の許可病床数並びに前年度における一般病床及び療養病床の施設全体の最大使用病床数を合算した数に、都道府県立大学附属病院ごとに次の算式により算定した数を合算した数を加えた数とする。

算式

$$(A-B) \times 0.3 + (B-C) \times 0.6 + (C-D) \times 0.9$$

(A-B)、(B-C)又は(C-D)が負数となるときはそれぞれ0とし、CがAよりも小さくないときは(A-B)は0とし、DがA、B又はCのいずれよりも小さくないときは(A-B)、(B-C)及び(C-D)は0とし、CはDのとき及び(B-C)は(B-D)とし、BはCのとき又はCはDのとき及び(A-B)は(A-D)とし、BはDのとき又はDはCのとき及び(A-B)は(A-C)とし、(A-B)×0.3、(B-C)×0.6及び(C-D)×0.9に小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A 4年前の7月1日現在における一般病床及び療養病床の稼働病床数

B 3年前の7月1日現在における一般病床及び療養病床の稼働病床数

C 前々年度における一般病床及び療養病床の施設全体の最大使用病床数

D 前年度における一般病床及び療養病床の施設全体の最大使用病床数

4 都道府県立リハビリ病院病床数は、前年の七月一日現在における当該都道府

県立のリハビリ病院(医療法第一条の五第一項に規定する病院のうちその病床が主として同法第七条第二項第五号に規定する一般病床である病院を主として理学療法又は作業療法を行う病院をいい、2に規定する都道府県立病院を除く。以下この表において「都道府県立リハビリ病院」という。)の結核病床、精神病床及び感染症病床の許可病床数並びに前年度における一般病床及び療養病床の施設全体の最大使用病床数を合算した数に、都道府県立リハビリ病院ごとに次の算式により算定した数を合算した数を加えた数とする。

算式

$$(A-B) \times 0.3 + (B-C) \times 0.6 + (C-D) \times 0.9$$

(A-B)、(B-C)又は(C-D)が負数となるときはそれぞれ0とし、CがAよりも小さくないときは(A-B)は0とし、DがA、B又はCのいずれよりも小さくないときは(A-B)、(B-C)及び(C-D)は0とし、CはDのとき及び(B-C)は(B-D)とし、BはCのとき又はCはDのとき及び(A-B)は(A-D)とし、BはDのとき又はDはCのとき及び(A-B)は(A-C)とし、(A-B)×0.3、(B-C)×0.6及び(C-D)×0.9に小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A 4年前の7月1日現在における一般病床及び療養病床の稼働病床数

B 3年前の7月1日現在における一般病床及び療養病床の稼働病床数

C 前々年度における一般病床及び療養病床の施設全体の最大使用病床数

D 前年度における一般病床及び療養病床の施設全体の最大使用病床数

5 都道府県立病院事業債元利償還金は、「令和四年度の地方公営企業繰出金について(通知)」(令和四年四月一日付け総財公第六十号。以下この表において「令和四年度繰出基準」という。)に該当するものうち医療法第一条の五第一項

に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所の建設又は改良に要する経費に充てるため平成四年度から平成十四年度までの各年度において発行を許可された地方債(当該年度の六月一日以降に借り入れた地方債を除く。)の当該年度における元利償還金(千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)に三分の二を乗じて得た額(千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)並びに令和四年度繰出基準に該当するものうち災害拠点病院が災害時における救急医療のために行う施設(通常の診療に必要な施設を上回る施設)の整備に要する経費に充てるため平成十三年度及び平成十四年度に発行を許可された地方債(当該年度の六月一日以降に借り入れた地方債を除く。)の当該年度における元利償還金(千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)に三分の一を乗じて得た額(千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)の合算額とする。この場合において、地方団体が組織する組合に係る当該元利償還金は、当該元利償還金を当該組合を構成する地方団体の長が協議して定め、総務大臣が承認した率(協議が成立しないときは、総務大臣が定める率)により按分したものをそれぞれの地方団体の元利償還金とみなす。

6 平成十五年度から令和四年度までの各年度分の都道府県立病院事業債同意等額は、令和四年度繰出基準に該当するものうち医療法第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所の建設又は改良に要する経費に充てるため平成十五年度から令和四年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成二十三年法律第百八号)第二条第三項に規定する再生可能エネルギー発電設備(以下「再生可能エネルギー発電設備」という。)の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債及び平成二十八年度から令和四年度までの各年度において発行につ

いて同意又は許可を得た地方債のうち当該都道府県の定める地域医療構想との整合性に係る当該都道府県の意見に基づき適当と認められないものとして総務大臣が通知したものを除く。)の額に相当する額(千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)に三分の二(平成十三年度以前からの継続事業、平成十四年度からの継続事業及び特別分(公立病院に係る財政措置の取扱いについて(平成二十七年四月十日付け総財準第六十一号)第13(1)の再編・ネットワーク化に係る公立病院の施設・設備の整備をいう。以下この6において同じ。)に係る事業以外の事業にあつては二分の一)を乗じて得た額(千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)と、令和四年度繰出基準に該当するものうち災害拠点病院が災害時における救急医療のために行う施設(通常の診療に必要な施設を上回る施設)整備に要する経費に充てるため平成十五年度から令和四年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債(再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債及び平成二十八年度から令和四年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち当該都道府県の定める地域医療構想との整合性に係る当該都道府県の意見に基づき適当と認められないものとして総務大臣が通知したものを除く。)の額に相当する額(千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)に三分の一(平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業にあつては二分の一)を乗じて得た額(千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)並びに令和四年度繰出基準に該当するものうち災害時医療施設(災害時の医療確保に必要な公立病院の施設整備に係る財政措置の取扱いについて(平成二十一年四月一日付け総財第七十号)において定める対象医療施設であつて、通常の診療に必要な施設を上回るものをいう。)の整備に

要する経費に充てるため平成二十一年度から令和四年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債及び平成二十八年から令和四年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち当該都道府県の定める地域医療構想との整合性に係る当該都道府県の意見に基づき適当と認められないものとして総務大臣が通知したものを除く。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。なお、令和三年度以前に発行については、当該額に二分の一（特別分に係る事業にあつては三分の一）を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。）の合算額（医療施設整備事業分のうち、平成二十一年度から平成二十五年までの各年度に同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートルあたり四十万円を上回る額、令和四年度に同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートルあたり四十七万円を上回る額を除く。）とする。この場合において、地方団体が組織する組合に係る当該地方債の同意等額は、当該同意等額を当該組合を構成する地方団体の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれ地方団体の同意等額とみなす。

7 都道府県立大学附属病院事業債元利償還金は、「地方公営企業に対する繰出金等の調査について（照会）」（令和四年八月三日付け総財公第百六号、総財管第百六十五号、総財準第九十一号。以下この表において「繰出金等について」とい

う。）によつて報告のあつた当該都道府県立の大学に附属する医療法第一条の五第一項に規定する病院の建設又は改良に要する経費に充てるため平成五年度から平成十四年度までの各年度において発行を許可された地方債（用地、職員宿舍、看護師宿舍及び大学の用に供する研究・研修部門に係るもの並びに当該年度の六月一日以降に借り入れた地方債を除く。）の当該年度における元利償還金（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

8 平成十五年度から令和四年度までの各年度分の都道府県立大学附属病院事業債同意等額は、「繰出金等について」によつて報告のあつた当該都道府県立の大学に附属する医療法第一条の五第一項に規定する病院の建設又は改良に要する経費に充てるため平成十五年度から令和四年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（用地、職員宿舍、看護師宿舍、大学の用に供する研究・研修部門及び再生可能エネルギー発電設備の設置に係るもの並びに当該年度の六月一日以降に借り入れた地方債を除く。）の額に相当する額（医療施設整備事業分のうち、平成二十一年度から平成二十五年までの各年度において同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートル当たり三十万円を上回る額、平成二十六年から令和二年度までの各年度において同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートル当たり三十三万円を上回る額、令和三年度に同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートルあたり四十万円を上回る額、令和四年度に同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートルあたり四十七万円を上回る額を除き、千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

9 都道府県病院事業一般会計出資債同意等額は、令和三年度繰出基準に該当するものうち医療法第三十一条に規定する公的医療機関の再編等に伴う建設又は改良に要する経費であつて通常の建設又

は改良に要する部分を超えるものに充てるため平成二十年度から令和三年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債を除く。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。この場合において、地方団体が組織する組合に係る当該地方債の同意等額は、当該同意等額を当該組合を構成する地方団体の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの地方団体の同意等額とみなす。

10 救急告示病院数は、前年の七月一日における救急告示病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第二条第一項の規定により告示された病院（以下この表において「救急告示病院」という。）で都道府県の経営する病院（都道府県公営企業型地方独立行政法人の経営するものを含む。）の数とする。この場合において、都道府県及び市町村が組織する組合立の救急告示病院（都道府県及び市町村が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である同法第八十一条の公営企業型地方独立行政法人の経営する救急告示病院を含む。）は、当該組合を構成する都道府県の知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（以下この表において「救急告示病院病床数」という。）又は「救急医療対策事業実施要綱」（昭和五十二年七月六日付け医発第六百九十一号）「第3 救命救急センター」4（1）の専用病床の数（以下この表において「救命救急センター病床数」という。）（その数が三十を超える場合にあつては、三十）を合算した数とする。この場合において、都道府県及び市町村が組織する組合立の救急告

示病院（都道府県及び市町村が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である同法第八十一条の公営企業型地方独立行政法人の経営する救急告示病院を含む。）の救急告示等病床数は、当該病床数を当該組合を構成する都道府県の知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの都道府県及び市町村の救急告示等病床数（都道府県知事の申告がある場合には、当該申告に基づき総務大臣が指定した都道府県又は市町村の救急告示病院の総務大臣が調査した救急告示等病床数）とみなす。

12 上水道水源開発元利償還金は、国庫の補助金を受けて施行する上水道水源開発施設整備事業に係る経費に充てるため昭和四十二年度から平成元年度までの各年度において発行を許可された地方債の許可額のうち国庫の補助金の額の算定の基礎となつた額の三十分の七（昭和五十五年以前に発行した地方債は、その端数を四捨五入する。）とされた事業以外の事業にあつては、三分の一）に相当する額に係る当該年度における元利償還金（建設仮勘定に係るものを除く。千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。この場合において、地方団体が組織する組合に係る当該元利償還金は、当該元利償還金を当該組合を構成する地方団体の長が協議して定め総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの地方団体の元利償還金とみなす。

13 独立行政法人水資源機構負担金は、独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）第二十五条の規定により当該年度中に当該都道府県が支払う割賦負担金（建設仮勘定に係るものを除く。）に三分の一を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。この場合において、地方団体が組織する組合に係る当該負担金は、当該負担金を当該組合

を構成する地方団体の長が協議して定め
総務大臣が承認した率（協議が成立しな
いときは、総務大臣が定める率）により
按分したものをそれぞれの地方団体の負
担金とみなす。

14 上水道広域化対策元利償還金は、
国庫の補助金を受けて施行する上水道広
域化施設整備事業に係る経費に充てるた
め昭和四十二年年度から平成元年度まで
各年度において発行を許可された地方債
の許可額のうち国庫の補助金の額の算定
の基礎となつた額（超過率の適用のある
ものにあつては、当該額にそれぞれの超
過率を乗じて得た額とする。）の三分分
の七（昭和五十五年年度以前の年度にお
いて発行を許可された地方債に係る事業及
び繰出基準に基づき一般会計から出資が
行われることとされた事業以外の事業に
あつては、三分の一）に相当する額に係
る当該年度における元利償還金（建設仮
勘定に係るものを除く。千円未満の端数
があるときは、その端数を四捨五入す
る。）とする。この場合において、地方
団体が組織する組合に係る当該元利償還
金は、当該元利償還金を当該組合を構成
する地方団体の長が協議して定め総務大
臣が承認した率（協議が成立しないとき
は、総務大臣が定める率）により按分し
たものをそれぞれの地方団体の元利償還
金とみなす。

15 上水道一般会計出資元利償還金
は、国庫の補助金を受けて施行する上水
道水源開発施設整備事業、上水道広域化
施設整備事業、高度浄水施設整備事業、
老朽管更新事業、上水道未普及地域解消
事業及び上水道災害・安全対策事業（以
下この表において「上水道施設整備等事
業」という。）に要する経費のうち、一
般会計が上水道事業特別会計に出資する
財源に充てるため平成十年年度以前に発行
を許可された地方債の当該年度における
元利償還金（千円未満の端数があるとき
は、その端数を四捨五入する。）とする。
この場合において、地方団体が組織する
組合に係る当該元利償還金は、当該元利
償還金を当該組合を構成する地方団体の
長が協議して定め、総務大臣が承認した

率（協議が成立しないときは、総務大臣
が定める率）により按分したものをそれ
ぞれの地方団体の元利償還金とみなす。

16 平成十一年度から令和四年度まで
の各年度分の都道府県上水道一般会計出
資債同意等額は、国庫の補助を受けて施
行する上水道施設整備等事業に要する経
費のうち、一般会計が上水道事業特別会
計に出資する財源に充てるため平成十一
年度から令和四年度までの各年度におい
て発行について同意又は許可を得た地方
債（再生可能エネルギー発電設備の設置
に係る経費に充てるため発行について同
意又は許可を得た地方債及び上水道一般
会計出資債（脱炭素化事業）に係る地方
債を除く。）の額に相当する額（千円未
満の端数があるときは、その端数を四捨
五入する。）とする。この場合において、
地方団体が組織する組合に係る当該地方
債の同意等額は、当該同意等額を当該組
合を構成する地方団体の長が協議して定
め、総務大臣が承認した率（協議が成立
しないときは、総務大臣が定める率）に
より按分したものをそれぞれの地方団体
の同意等額とみなす。

17 広域化推進事業（二水道広域化推
進プラン）の策定について（平成三十
一年一月二十五日付け総財営第八十五
号、生食発第〇一二五第四号）により策
定した「水道広域化推進プラン」に基づ
き広域化のために実施する地方単独事業
及び国庫の補助金（生活基盤施設耐震化
等交付金のうち、広域化事業、運営基盤
強化等事業及び水道施設共同化事業に限
る。）を受けて施行する事業をいう。以
下同じ。）に係る令和元年度から令和四
年度までの各年度分の都道府県上水道一
般会計出資債同意等額は、広域化推進事
業に要する経費のうち、一般会計が上水
道事業特別会計に出資する財源に充てる
ため令和元年度から令和四年度までの各
年度において発行について同意又は許可
を得た地方債（再生可能エネルギー発電
設備の設置に係る経費に充てるため発行
について同意又は許可を得た地方債及び
上水道一般会計出資債（脱炭素化事業）
に係る地方債を除く。）の額に相当する

額（千円未満の端数があるときは、その
端数を四捨五入する。）とする。この場
合において、地方団体が組織する組合に
係る当該地方債の同意等額は、当該同意
等額を当該組合を構成する地方団体の長
が協議して定め、総務大臣が承認した率
（協議が成立しないときは、総務大臣が
定める率）により按分したものをそれぞ
れの地方団体の同意等額とみなす。

18 精神病床数は、前年の七月一日現
在における都道府県立病院、都道府県立
大学附属病院及び都道府県立リハビリ病
院の精神病床の許可病床を合算した数と
する。

19 救命救急センター数は、前年の七
月一日現在における「救急医療対策事業
実施要綱」第3「救命救急センター」
に該当する都道府県立の救命救急センタ
ー数を合算した数とする。この場合にお
いて、都道府県及び市町村が組織する組
合立の救命救急センター（都道府県及び
市町村が地方独立行政法人法第六条第三
項に規定する設立団体である同法第八十
一条の公営企業型地方独立行政法人の経
営する救命救急センターを含む。）は、
当該組合を構成する都道府県の知事及び
市町村の長が協議して定め、総務大臣が
承認したいずれかの都道府県及び市町村
の経営する救命救急センターとみなす。

20 密度補正IIIに用いる密度は、次の
算式ウ、算式エ、算式オ及び算式カによ
り算定した数（小数点以下三位未満の端
数があるときは、その端数を四捨五入す
る。）とする。

算式ウ

$$\frac{(1/6) + (5/6) \times \alpha \times B \times 0.778 + (1/6) + (5/6) \times \beta \times C \times 0.532}{A}$$

算式ウの符号

A 測定単位の数値
B 7(6) 軽減保険料軽減者数の当
該都道府県内の市町村ごとの数の合計数
に1.75を乗じて得た数、5(4) 割
軽減保険料軽減者数の当該都道府県内の
市町村ごとの数の合計数に1.25を乗
じて得た数及び2 軽減保険料軽減者数
の当該都道府県内の市町村ごとの数の合

計数に0.50を乗じて得た数を合算し
た数（整数未満の端数があるときは、そ
の端数を四捨五入する。）

C 7(6) 軽減保険料軽減世帯数の
当該都道府県内の市町村ごとの数の合計
数に1.75を乗じて得た数、5(4)
軽減保険料軽減世帯数の当該都道府県
内の市町村ごとの数の合計数に1.25
を乗じて得た数及び2 軽減保険料軽減
世帯数の当該都道府県内の市町村ごとの
数の合計数に0.50を乗じて得た数を
合算した数（整数未満の端数があるとき
は、その端数を四捨五入する。）

α 次の算式によつて算定した率（小数
点以下3位未満の端数があるときは、そ
の端数を四捨五入する。）

$$\frac{a \times 1,000}{b} \times \frac{1}{10.262}$$

に整数未満の端数がある

ときは、その端数を四捨五入する。
算式の符号
a 減額した被保険者均等割額計の当該
都道府県内の市町村ごとの数の合計数
b 符号Bと同じ。

β 次の算式によつて算定した率（小数
点以下3位未満の端数があるときは、そ
の端数を四捨五入する。）

$$\frac{c \times 1,000}{d} \times \frac{1}{7.020}$$

算式
c 軽減保険料軽減世帯数の当該都道府県
内の市町村ごとの数の合計数に1.75を
乗じて得た数及び2 軽減保険料軽減者
数の当該都道府県内の市町村ごとの数の
合計数に1.25を乗じて得た数

$c \times 1,000$ d に整数未満の端数がある	ときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 c 減額した世帯別平等割額計の当該都道府県内の市町村ごとの数の合計数 d 符号Cに同じ。 算式エ	$B \times 0.337$ A 算式エの符号 A 測定単位の数値 B 7 (6) 割軽減保険料軽減者数の当該都道府県内の市町村ごとの数の合計数、5 (4) 割軽減保険料軽減者数の当該都道府県内の市町村ごとの数の合計数に0.93を乗じて得た数及び2割軽減保険料軽減者数の当該都道府県内の市町村ごとの数の合計数に0.87を乗じて得た数を合算した数(整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)算式オ	$B \times 0.266$ A 算式オの符号 A 測定単位の数値 B 一般被保険者数の当該都道府県内の市町村ごとの数の合計数 算式カ	$B \times a \times 0.09$ $A \times 15,000$ 算式カ A 測定単位の数値
--------------------------------------	---	---	--	---

B 「令和3年度国民健康保険療養給付費等負担金等の事業実績報告について」(令和4年5月20日付け保国発第0520第1号。以下この表において「令和3年度事業実績報告」という。)に定める「都道府県様式第1 令和3年度国民健康保険療養給付費等負担金等実績調査」中「2. 療養給付費等負担金の額に関する調」「新国庫補助対象給付費」(23)「欄の数値から「都道府県様式第9 (その1) 令和3年度療養給付費負担金対象費用額算出表(都道府県(全体分))」中「保険基盤安定繰入金」の1/2」「3」欄の数値及び「都道府県様式第6」欄の数値及び「都道府県分」中「6. 本年度退職被保険者等に係る額」「調整対象基準額」「本年度退職被保険者等に係る額」「52」欄の数値の合算値を控除し「都道府県様式第6」欄の数値及び「都道府県分」中「6. 本年度退職被保険者等に係る額」を調整対象基準額に算入した額を「調整対象基準額」とし、(2)前期高齢者納付金(合計「61」欄の数値から「1前期高齢者交付金」「合計「58」欄の数値を控除した数値を加えた数値に「都道府県様式第10 令和3年度国民健康保険療養給付費等負担金算出表」中「2. 負担金内訳」のうち、「(2) 老人保健医療費拠出金にかかる分」「負担金の基礎となる額」「合計「18」欄の数値、「(3) 後期高齢者支援金にかかる分」「負担金の基礎となる額」「合計「24」欄の数値及び「(4) 介護納付金にかかる分」「負担金の基礎となる額」(合計「30」欄の数値の合算値を加えた数値)を算出した数値

21 七(六) 割軽減保険料軽減者数は、前年度の市町村税課税状況等の調(国民健康保険関係)(以下この表において「市町村税課税状況調(国保関係)」という。)の「第2表 n-2年度国民健康保険税(料)の実績等に関する調」の「その3 減額対象となった世帯数等」の表側「基礎課税(賦課)」のうち、表頭「減額した世帯数等(世帯、人)」(以下21及び22において「減額した世帯数等」という。)の「所得区分1」の「被保険者数」の欄の数とし、五(四) 割軽減保険料軽減者数は、減額した世帯数等の「所得区分2」の「被保険者数」の欄の数とし、二割軽減保険料軽減者数は、減額した世帯数等の「所得区分3」の「被保険者数」の欄の数とする。以下この表において同じ。

22 七(六) 割軽減保険料軽減世帯数は、減額した世帯数等の「所得区分1」の「世帯数」の欄の数とし、五(四) 割軽減保険料軽減世帯数は、減額した世帯数等の「所得区分2」の「世帯数」の欄の数とし、二割軽減保険料軽減世帯数は、減額した世帯数等の「所得区分3」の「世帯数」の欄の数とする。以下この表において同じ。

23 減額した被保険者均等割額は、市町村税課税状況調(国保関係)の「第2表 n-2年度国民健康保険税(料)の実績等に関する調」の「その3 減額対象となった世帯数等」の表側「基礎課税(賦課)」のうち、表頭「減額した均等割額(千円)」の「計」の欄の数とする。以下この表において同じ。

24 減額した世帯別平等割額は、市町村税課税状況調(国保関係)の「第2表 n-2年度国民健康保険税(料)の実績等に関する調」の「その3 減額対象となった世帯数等」の表側「基礎課税(賦課)」のうち、表頭「減額した平等割額(千円)」の「計」の欄の数とする。以下この表において同じ。

25 一般被保険者数は、市町村税課税状況調(国保関係)の「第1表 n-2年度国民健康保険の加入者の状況に関する調」の「その1 基礎課税(賦課)額に係る分」の表中「被保険者数(E)」の欄の数とする。以下この表において同じ。

九 密度補正に用いる密度は、次の算式及び算式イにより算定した数(小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)とする。

上 算式ア

福人(B×4.132+C×10.281) 算式イ/A

算式の符号
A 測定単位の数値
B 居宅介護サービス等受給者数
C 施設介護サービス受給者数
算式イ
B×0.065/A

算式イ/A
A 測定単位の数値
B 所得段階別第1号被保険者数における、第1段階被保険者数に1.00を乗じて得た数、第2段階被保険者数に1.25を乗じて得た数及び第3段階被保険者数に0.25を乗じて得た数(それぞれについて整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)を合算した数

2 居宅介護サービス等受給者数は、当該都道府県の区域内の市町村において、「介護保険事業状況報告について」(平成十二年五月十七日付け老発第四百八十七号厚生省老人保健福祉局長通知。以下「介護保険事業状況報告(月報)」という。)によつて令和五年二月分として厚生労働省に報告された「一般状況(11) 居宅介護(介護予防)サービス受給者数」の表側「総数」、表頭「合計」の欄の数値及び「一般状況(12) 地域密着型(介護予防)サービス受給者数」の表側「総数」、表頭「合計」の欄の数値の合計数を合算した数とする。

3 施設介護サービス受給者数は、当該都道府県の区域内の市町村において、介護保険事業状況報告(月報)によつて令和五年二月分として厚生労働省に報告された「一般状況(13) 施設介護サービス受給者数」の表側「総数」、表頭「合計」の欄の数値の合計数とする。

4 第一段階被保険者数は、当該都道府県の区域内の市町村において、「介護保険事業状況報告について(年報)」(平成十四年一月二十三日付け老発第〇一二三〇〇二号厚生労働省老健局長通知。以下「介護保険事業状況報告(年報)」という。)によつて令和二年分として厚生労働省に報告された「一般状況(4) 所

費政行業農十	家農	口人上	五十七	得段階別第1号被保険者数(当年度末現在)の「ア 第1段階」の表側「第1段階」の表頭「年度末現在被保険者数」の欄の数値の合計数、第2段階被保険者数は、「イ 第2段階」の表側「第2段階」の表頭「年度末現在被保険者数」の欄の数値の合計数、第3段階被保険者数は、「ウ 第3段階」の表側「第3段階」の表頭「年度末現在被保険者数」の欄の数値の合計数とする。
2	1	A	1	密度補正Iに用いる密度は、次の算式により算定した数(小数点以下三位未満の数があるときは、その端数を四捨五入する。)とする。
作付延べ面積は、作物統計調査規則(昭和四十六年農林省令第四十号)によつて調査した前々年度農作物の作付延べ	密度補正Iに用いる密度は、作付延べ面積に一〇〇を乗じて得た数を測定単位の端数で除して得た数(表示単位未満の数があるときは、その端数を四捨五入する。)とする。	測定単位の数値	密度補正Iに用いる密度は、次の算式により算定した数(小数点以下三位未満の数があるときは、その端数を四捨五入する。)とする。	

算式	面積とし、表示単位はヘクタールとする。	算式	密度補正IIに用いる密度は、次の算式により算定した数(小数点以下三位未満の数があるときは、その端数を四捨五入する。)とする。
$(0.0388 \times B + 0.0112 \times C + 10.1060 \times D) / A$		測定単位の数値	
		基幹的農業従事者数	
		耕地面積	
		市町村数	
		基幹的農業従事者数は、農林業センサス規則によつて調査した令和二年二月一日現在における基幹的農業従事者数の数とする。	
		耕地面積は、農林業センサス規則によつて調査した令和二年二月一日現在における市町村数とする。	
		市町村数は、令和四年二月一日現在における市町村数とする。	
		密度補正IIIに用いる密度は、次の算式により算定した数(小数点以下四位未満の数があるときは、その端数を四捨五入する。)とする。	
$(0.0527 \times \alpha + 0.0336 \times \beta + 0.0047 \times \gamma) / A$		測定単位の数値	
		畑の面積	
		畑の面積	
		田及び牧草専用地的面積は、農林業センサス規則によつて調査した令和二年二月一日現在における畑の面積から、牧草専用地的面積を除いた面積に、樹園地の面積を加えた面積とする。	
		密度補正IVに用いる密度は、次の算式により算定した数(小数点以下四位未満の数があるときは、その端数を四捨五入する。)とする。	

費政行野林一十	積面	算式	算式
	A	$(B \times 427 + C \times 19,719 + D \times 14) / (5,230 \times A)$	$0.0770 \times B + 0.0422 \times C + 0.0384 \times D / A$
	B	測定単位の数値	測定単位の数値
	C	都道府県の森林環境譲与税の譲与の基準となる私有人工林面積	中山間地域における田の面積
	D	都道府県の森林環境譲与税の譲与の基準となる人口	中山間地域における畑の面積
		都道府県の森林環境譲与税の譲与の基準となる私有人工林面積(第二十九条の四において「都道府県譲与基準面積」という)は、当該都道府県の区域内の各市町村に係る施行後の森林環境譲与税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三十号)以下「森林環境税法」という)第二十八条第一項に規定	中山間地域における牧草専用地的面積

費興振域地二	口人	算式	算式
	A	$(B \times 427 + C \times 19,719 + D \times 14) / (5,230 \times A)$	$0.0770 \times B + 0.0422 \times C + 0.0384 \times D / A$
	B	測定単位の数値	測定単位の数値
	C	都道府県の森林環境譲与税の譲与の基準となる私有人工林面積	中山間地域における田の面積
	D	都道府県の森林環境譲与税の譲与の基準となる人口	中山間地域における畑の面積
		都道府県の森林環境譲与税の譲与の基準となる私有人工林面積(第二十九条の四において「都道府県譲与基準面積」という)は、当該都道府県の区域内の各市町村に係る施行後の森林環境譲与税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三十号)以下「森林環境税法」という)第二十八条第一項に規定	中山間地域における牧草専用地的面積

する私有人工林の面積(以下この表において「私有人工林面積」という)を森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行規則(平成三十一年総務省令第四十号)以下「森林環境税法施行規則」という)第一条の二の規定により補正した数を合算した数として総務大臣が調査した数とする。

3 都道府県の森林環境譲与税の譲与の基準となる林業従業者数(第二十九条の四において「都道府県譲与基準従業者数」という)は、森林環境税法第二十九条及び森林環境税法施行規則第二十九条に規定する各都道府県において林業に就業する者の数とする。ただし、森林環境税法施行規則附則第四条第二項の規定の適用を受ける都道府県については、当該規定による数とする。

4 都道府県の森林環境譲与税の譲与の基準となる人口(第二十九条の四において「都道府県譲与基準人口」という)は、森林環境税法施行規則第三条に規定する各都道府県の人口とする。ただし、森林環境税法施行規則附則第五条第二項の規定の適用を受ける都道府県については、当該規定による人口とする。

市町村		消	防	費
1	密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。	算式	(B×668) / A	
A	測定単位の数値			
B	当該市町村における石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第2号に規定する石油コンビナート等特別防災区域（以下この表において「特別防災区域」という。）の石油の貯蔵・取扱量を100で除して得た数（小数点以下2位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と当該特別防災区域の高圧ガスの処理量を200で除して得た数（小数点以下2位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）との合計数（以下「区域指定指数」という。）に別表第一のAに定める当該区域指定指数の段階に応ずる率を乗じて得た数（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と同表のBに定める当該区域指定指数の段階に応ずる数値との合計数			
2	石油の貯蔵・取扱量及び高圧ガスの処理量は、その年の一月一日現在において消防庁長官が調査した数値とし、表示単位は石油の貯蔵・取扱量にあつては千キロリットル、高圧ガスの処理量にあつては十立方メートルとする。			
3	密度補正Ⅲに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。	算式		
58.886 × B が 28,148 × A × C × D / 100,000				
8.886 × B が 28,148 × A × C × D / 100,000				
28,148 × A × C × D / 100,000				

市町村		消	防	費
1	密度補正に用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。	算式	(B×5.46 + C×10.97 + D×15.61 + E×22.48 + F×23.73 + G×20.19 + H×22.04 + I×24.01 + J×31.38 + K×15.06 + L×28.87 + M×23.53 + N×18.20 + O×26.04) / A	
A	測定単位の数値			
B	公共下水道に係る排水人口			
C	農業集落排水施設に係る排水人口（うち汚水に係るもの）			
D	漁業集落排水施設に係る排水人口（うち汚水に係るもの）			
E	林業集落排水施設に係る排水人口（うち汚水に係るもの）			
F	簡易排水処理施設に係る排水人口（うち汚水に係るもの）			
G	小規模集合排水処理施設に係る排水人口（うち汚水に係るもの）			
H	合併処理浄化槽に係る処理人口（うち特定地域生活排水処理施設に係るもの）			
I	合併処理浄化槽に係る処理人口（うち個別排水処理施設に係るもの）			
J	公共下水道に係る排水面積			
K	農業集落排水施設に係る排水面積（うち汚水に係るもの）			
L	漁業集落排水施設に係る排水面積（うち汚水に係るもの）			
M	林業集落排水施設に係る排水面積（うち汚水に係るもの）			
N	簡易排水処理施設に係る排水面積（うち汚水に係るもの）			
O	小規模集合排水処理施設に係る排水面積（うち汚水に係るもの）			

市町村		消	防	費
1	密度補正に用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。	算式	(B + C) × 0.725 / A	
A	測定単位の数値			
B	公共下水道に係る排水人口			
C	農業集落排水施設に係る排水人口（うち汚水に係るもの）			

その他の土木費

市町村		消	防	費
1	密度補正に用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。	算式	(B + C) × 0.725 / A	
A	測定単位の数値			
B	公共下水道に係る排水人口			
C	農業集落排水施設に係る排水人口（うち汚水に係るもの）			

$$\frac{A \times (1 - (C/B)^n) + D \times (1 - (F/E)^n)}{n}$$

A_n 平成n年度に建設に着手した第1種公営住宅のうち市町村が管理するもの（以下「平成n年度市町村営第1種公営住宅」という。）に係る土地取得造成費の100分の3に相当する額として総務大臣が通知する額

B_n 平成n年度市町村営第1種公営住宅の戸数として総務大臣が通知する数

C_n 平成n年度市町村営第1種公営住宅の収入超過者入居戸数として総務大臣が通知する数

D_n 平成n年度に建設に着手した第2種公営住宅のうち市町村が管理するもの（以下「平成n年度市町村営第2種公営住宅」という。）に係る土地取得造成費の100分の4に相当する額として総務大臣が通知する額

E_n 平成n年度市町村営第2種公営住宅の戸数として総務大臣が通知する数

F_n 平成n年度市町村営第2種公営住宅の収入超過者入居戸数として総務大臣が通知する数

C 次の算式によつて新法公営住宅、旧法公営住宅等、特定住宅、特目住宅のそれぞれに算定した額の合算額

算式

$(a \cdot b) \times 12 \times 1.022 \times r$

（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式の符号

a 新法公営住宅にあつては、公営住宅法施行令第3条の規定に基づき算定した

近傍同種の家賃の額として国土交通大臣が調査した額、旧法公営住宅等にあつては、旧法公営住宅法第12条第1項（住宅地区改良法第29条第1項において準用する場合を含む。）又は改良住宅等管理要領（昭和54年5月11日付建設省住宅整備第6号）第4第1項の規定に基づき算出する月割額として国土交通大臣が調査した額、特定住宅にあつては、公営住宅法施行令第3条の規定に基づき算定した近傍同種の家賃の額として国土交通大臣が調査した額、特目住宅にあつては、家賃（限度額家賃又は変更限度額家賃を超える場合には当該限度額家賃又は当該変更限度額家賃）として国土交通大臣が調査した額

b 新法公営住宅にあつては、公営住宅法施行令第2条第2項の規定による家賃算定基礎額に、同条第1項第1号から第3号までに掲げる数値を乗じた額（当該額が近傍同種の家賃の額を超える場合は、近傍同種の家賃の額を超える額）として国土交通大臣が調査した額、旧法公営住宅等にあつては、入居階層に依つての負担能力を勘案して、国土交通省住宅局長が別に定める額、特定住宅にあつては、公営住宅法施行令第2条第2項の規定による家賃算定基礎額に、同条第1項第1号から第3号までに掲げる数値を乗じた額（当該額が近傍同種の家賃の額を超える場合は、近傍同種の家賃の額を超える額）として国土交通大臣が調査した額、特目住宅にあつては、入居者負担基準額として国土交通大臣が調査した額

r 新法公営住宅にあつては、災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に貸付するため借上をした公営住宅は3分の2、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第22条第1項の規定の適用を受けて建設若しくは買取りをした公営住宅又は同項に規定する政令で定める地域にあつた住宅であつて激甚災害により滅失したものにその災害の当時居住していた低額所得者に転貸するため借上げをした新法公営住宅にあつては3分の2（最初の5年間は4分の

四 小 学 校 学 費

3）、その他の新法公営住宅にあつては2分の1、旧法公営住宅にあつては、旧第一種公営住宅にあつては2分の1、旧第二種公営住宅にあつては3分の2、特定住宅及び特目住宅にあつては、阪神・淡路大震災の被災居住者等が入居する管理人住宅以外の住宅にあつては3分の2（最初の5年間は4分の3）、管理人の居住する住宅にあつては3分の1、その他の住宅にあつては2分の1

1 密度補正Iに用いる密度は、スクーパルス等の数に二・九・五二を乗じて得た数を当該市町村の測定単位の数値で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

2 スクールバス等の数は、都道府県知事が調査した児童の通学の用に供するため当該年度において当該市町村が運行しているスクールバス及びスクールポート（当該市町村が児童の通学の用に供するため他の者に運行を委託したものを含む、特別支援学校の児童の通学の用に供するためのものを除く。）の合計数とする。この場合において、二以上の市町村が共同で所有し、又は設置したスクールバス等（市町村が組織する組合立の小学校又は義務教育学校の前期課程に係るものを除く。）は、当該スクールバス等の定置場所所在地の市町村が所有したものとみなす。

3 市町村が組織する組合立の小学校又は義務教育学校の前期課程があるときは、当該学校に係る児童の数、スクールバス等の数は、当該学校の所在する市町村の数値とみなして、1及び2の規定を適用する。

4 密度補正IIに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

五 中 学 校 学 費

算式の符号

A 測定単位の数値

B 当該市町村における「被保護者調査」によつて厚生労働省に報告された令和4年7月31日現在の「第5表教育扶助受給人員」のうち小学校及び義務教育学校の前期課程に係る数

C 当該市町村における「令和3年度学校給食実施状況等調査」によつて文部科学省に報告された小学校及び義務教育学校の前期課程の完全給食実施校に在籍する児童数、補食給食実施校に在籍する児童数及びミルク給食実施校に在籍する児童数を合算した数

この場合において、「一・二・九・五二」とあるのは「一四〇・二四」と、「児童」とあるのは「生徒」と、「小学校又は義務教育学校の前期課程」とあるのは「中学校、義務教育学校の後期課程又は中等教育学校の前期課程」と、「45,800」とあるのは「42,300」と、「453」とあるのは「1,226」と、「135,811」とあるのは「182,914」と、「670」とあるのは「722」と、「小学校及び義務教育学校の前期課程」とあるのは「中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程」と、「児童数」とあるのは「生徒数」と読み替えるものとする。

1 密度補正IIに用いる密度は、次の算式A、算式B、算式C及び算式Dにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式A

$(B \times 658 + C \times 256 + D \times 292 + E \times 37 + F \times 76 + G \times 139 + H \times 155 + I \times 63 + J \times 105 + K \times 119 + L \times 8 + M \times 81 + N \times 95 + O \times 122) / A$

算式Aの符号

A 測定単位の数値

B 学校基本調査規則によつて調査したその年の5月1日現在における当該市町村立大学（当該市町村が地方独立行政法人法第6条第3項に規定する設立団体

(以下この号において「設立団体」という。)である同法第68条第1項の公立大学法人(以下この号において「公立大学法人」という。)の設置する大学を含む。以下この号において同じ。)の医学部(医学科に限り、医学に関する単科大学を含む。以下この号において同じ。)に在学する学生(大学院に在学する学生を含む。)の数(公立大学法人の設置する大学のうち、都道府県及び市町村が設立団体である公立大学法人の設置する大学の学科、専攻科及び大学院に在学する学生の数については、当該学生の数を当該大学を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率(協議が成立しないときは、総務大臣が定める率)により按分したものをそれぞれ市町村立の大学の学部、専攻科及び大学院に在学する学生の数とし、大学の開設(学部及び学科の開設を除く。)をした場合においては、開設初年度目にあつては当該開設した大学の学生数に2.0を、開設2年度目にあつては1.5を、開設3年度目にあつては1.25をそれぞれ乗じて得た数(整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)とする。符号Cから符号Gまでに同じ。)

C 学校基本調査規則によつて調査したその年の5月1日現在における当該市町村立大学の理科学系学部(理学部、工学部、農学部及び水産学部をいい、理学、工学、農学及び水産学に関する単科大学を含む。)に在学する学生数

D 学校基本調査規則によつて調査したその年の5月1日現在における当該市町村立大学の保健系学部(医学部を除き、薬学及び看護学(衛生学を含む。))に関する単科大学を含む。)に在学する学生数

E 学校基本調査規則によつて調査したその年の5月1日現在における当該市町村立大学の社会科学系学部(社会科学に関する単科大学を含む。)に在学する学生数

F 学校基本調査規則によつて調査したその年の5月1日現在における当該市町

村立大学の人文科学系学部(人文科学に関する単科大学を含む。)に在学する学生数

G 学校基本調査規則によつて調査したその年の5月1日現在における当該市町村立大学の家政系学部及び芸術系学部(家政及び芸術に関する単科大学を含む。)に在学する学生数

H 学校基本調査規則によつて調査したその年の5月1日現在における当該市町村立短期大学(当該市町村が設立団体である公立大学法人の設置する短期大学を含む。以下この号において同じ。)の理学系学科、工学系学科、農学系学科及び保健系学科に在学する学生数(3年制短期大学の開設(学科の開設を除く。))をした場合においては、開設初年度目にあつては当該学生数に3.0を、開設2年度目にあつては当該学生数に1.5をそれぞれ乗じて得た数とし、2年制短期大学の開設(学科の開設を除く。)をした場合においては、開設初年度目にあつては当該学生数に2.0を乗じて得た数とする。符号I及び符号Jにおいて同じ。)

I 学校基本調査規則によつて調査したその年の5月1日現在における当該市町村立短期大学の文科系学科(家政系学科及び芸術系学科を除く。)に在学する学生数

J 学校基本調査規則によつて調査したその年の5月1日現在における当該市町村立短期大学の家政系学科及び芸術系学科に在学する学生数

K 学校基本調査規則によつて調査したその年の5月1日現在における当該市町村立高等専門学校(当該市町村が設立団体である公立大学法人の設置する高等専門学校を含む。)に在学する学生数

L 学校基本調査規則によつて調査したその年の5月1日現在における当該市町村立の特別支援学校(市町村が組織する組合立の特別支援学校は、当該特別支援学校の所在する市町村立の特別支援学校とみなす。以下この表において同じ。)の幼稚部に在学する幼児の数

M 学校基本調査規則によつて調査したその年の5月1日現在における当該市町

村立の特別支援学校の小学部及び中学部に在学する児童及び生徒の数

N 学校基本調査規則によつて調査したその年の5月1日現在における当該市町村立の特別支援学校の高等部(別科及び専攻科を除く。)に在学する生徒の数

O 学校基本調査規則によつて調査したその年の5月1日現在における当該市町村立の特別支援学校の高等部(別科及び専攻科に限る。)に在学する生徒の数

算式イ

B × C × 133

A

A 測定単位の数値

B 市町村立の認定こども園に在籍する1号認定子ども数(追加分)

C 次の算式によつて算定した率(小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式

$$\frac{2 \times A \times 1 + 0}{2 \times A \times 1 + 0}$$

ただし、第11条の2第4項の算式の符号Aが0の場合は1.000とする。

算式の符号

第11条の2第4項の算式の符号Aの率と同じ率

第11条の2第4項の算式の符号Bの率と同じ率

第11条の2第4項の算式の符号Cの率と同じ率

第11条の2第4項の算式の符号Dの率と同じ率

算式ウ

$$\frac{B \times 13.503}{A}$$

算式ウの数値

A 測定単位の数値

B 私立幼稚園(新制度移行私立幼稚園を除く。)に籍人員数

算式エ

$$\frac{(B \times 93 + 835 + C \times 62 + 557 + D \times 31 + 278 + E \times 68 + 301 + F \times 45 + 534 + G \times 22 + 767 + H \times 41 + 086 + I \times 27 + 391 + J \times 13 + 695 + (K \times 29 + 21 + L \times 19 + 475 + M \times 9 + 737) \times 2 + N \times 49 + 387 + O \times 3 + 925 + P \times 16 + 462 + Q \times 2 + 632 + R \times 19 + 755 + S \times 9 + 877 + T \times 14 + 816 + U \times 9 + 877 + V \times 4 + 939 + (W \times 1 + 259 + X \times 8 + 179 + Y \times 4 + 098) \times 1 + 195}{A}$$

13. 695 + (K × 29 + 21 + L × 19 + 475 + M × 9 + 737) × 2 + N × 49 + 387 + O × 3 + 925 + P × 16 + 462 + Q × 2 + 632 + R × 19 + 755 + S × 9 + 877 + T × 14 + 816 + U × 9 + 877 + V × 4 + 939 + (W × 1 + 259 + X × 8 + 179 + Y × 4 + 098) × 1 + 195

13. 695 + (K × 29 + 21 + L × 19 + 475 + M × 9 + 737) × 2 + N × 49 + 387 + O × 3 + 925 + P × 16 + 462 + Q × 2 + 632 + R × 19 + 755 + S × 9 + 877 + T × 14 + 816 + U × 9 + 877 + V × 4 + 939 + (W × 1 + 259 + X × 8 + 179 + Y × 4 + 098) × 1 + 195

13. 695 + (K × 29 + 21 + L × 19 + 475 + M × 9 + 737) × 2 + N × 49 + 387 + O × 3 + 925 + P × 16 + 462 + Q × 2 + 632 + R × 19 + 755 + S × 9 + 877 + T × 14 + 816 + U × 9 + 877 + V × 4 + 939 + (W × 1 + 259 + X × 8 + 179 + Y × 4 + 098) × 1 + 195

13. 695 + (K × 29 + 21 + L × 19 + 475 + M × 9 + 737) × 2 + N × 49 + 387 + O × 3 + 925 + P × 16 + 462 + Q × 2 + 632 + R × 19 + 755 + S × 9 + 877 + T × 14 + 816 + U × 9 + 877 + V × 4 + 939 + (W × 1 + 259 + X × 8 + 179 + Y × 4 + 098) × 1 + 195

$$\begin{aligned} & \times 1.9 \cdot 475 + M \times 9.737 \times R \\ & + N \times 4.9 \cdot 387 + O \times 3.2 \cdot 925 \\ & + P \times 1.6 \cdot 462 + Q \times 2.9 \cdot 632 \\ & + R \times 1.9 \cdot 755 + S \times 9.877 + \\ & T \times 1.4 \cdot 816 + U \times 9.877 + V \\ & \times 4.939 + (W \times 1.2 \cdot 259 + X \\ & \times 8.179 + Y \times 4.098) \times B \\ & \times 1.195 / A \text{に小数点以下3位未満} \\ & \text{の端数があるときは、その端数を四捨五} \\ & \text{入する。} \end{aligned}$$

算式エの符号

A 測定単位の数値

B 「高等教育の修学支援新制度における授業料等減免対象学生数等に係る調査について」（令和4年4月15日付け文部科学省高等教育局学生・留学生高等教育修学支援室事務連絡。以下この号において「授業料等減免対象学生数等調査」という。）に基づいて文部科学省に報告された「市町村立大学」の「令和4年度授業料減免対象学生数」（以下「市町村立大学授業料減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯・満額区分」の数（公立大学法人の設置する大学のうち、都道府県及び市町村が設立団体である公立大学法人の設置する大学の授業料減免対象学生数については、当該学生数を当該大学を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれ市町村立大学の授業料減免対象学生数とする。符号C及び符号Dにおいて同じ。）

C 市町村立大学授業料減免対象学生数のうち「準非課税世帯・2/3区分」の数

D 市町村立大学授業料減免対象学生数のうち「準非課税世帯・1/3区分」の数

E 授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「市町村立短期大学」の「令和4年度授業料減免対象学生数」（以下「市町村立短期大学授業料減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯・満額区分」の数（公立

大学法人の設置する短期大学のうち、都道府県及び市町村が設立団体である公立大学法人の設置する短期大学の授業料減免対象学生数については、当該学生数を当該短期大学を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれ市町村立短期大学の授業料減免対象学生数とする。符号F及び符号Gにおいて同じ。）

F 市町村立短期大学授業料減免対象学生数のうち「準非課税世帯・2/3区分」の数

G 市町村立短期大学授業料減免対象学生数のうち「準非課税世帯・1/3区分」の数

H 授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「市町村立高等専門学校」の「令和4年度授業料減免対象学生数」（以下「市町村立高等専門学校授業料減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯・満額区分」の数（公立大学法人の設置する高等専門学校のうち、都道府県及び市町村が設立団体である公立大学法人の設置する高等専門学校授業料減免対象学生数については、当該学生数を当該高等専門学校を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれ市町村立高等専門学校の授業料減免対象学生数とする。符号I及び符号Jにおいて同じ。）

I 市町村立高等専門学校授業料減免対象学生数のうち「準非課税世帯・2/3区分」の数

J 市町村立高等専門学校授業料減免対象学生数のうち「準非課税世帯・1/3区分」の数

K 授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「市町村立専門学校」の「令和4年度授業料減免対象学生数」（以下「市町村立専門学校

授業料減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯・満額区分」の数

L 市町村立専門学校授業料減免対象学生数のうち「準非課税世帯・2/3区分」の数

M 市町村立専門学校授業料減免対象学生数のうち「準非課税世帯・1/3区分」の数

N 授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「市町村立大学」の「令和4年度入学金減免対象学生数」（以下「市町村立大学入学金減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯・満額区分」の数（公立大学法人の設置する大学のうち、都道府県及び市町村が設立団体である公立大学法人の設置する大学の入学金減免対象学生数については、当該学生数を当該大学を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれ市町村立大学の入学金減免対象学生数とする。符号O及び符号Pにおいて同じ。）

O 市町村立大学入学金減免対象学生数のうち「準非課税世帯・2/3区分」の数

P 市町村立大学入学金減免対象学生数のうち「準非課税世帯・1/3区分」の数

Q 授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「市町村立短期大学」の「令和4年度入学金減免対象学生数」（以下「市町村立短期大学入学金減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯・満額区分」の数（公立大学法人の設置する短期大学のうち、都道府県及び市町村が設立団体である公立大学法人の設置する短期大学の入学金減免対象学生数については、当該学生数を当該短期大学を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそ

れぞれ市町村立短期大学の入学金減免対象学生数とする。符号R及び符号Sにおいて同じ。）

R 市町村立短期大学入学金減免対象学生数のうち「準非課税世帯・2/3区分」の数

S 市町村立短期大学入学金減免対象学生数のうち「準非課税世帯・1/3区分」の数

T 授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「市町村立高等専門学校」の「令和4年度入学金減免対象学生数」（以下「市町村立高等専門学校入学金減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯・満額区分」の数（公立大学法人の設置する高等専門学校のうち、都道府県及び市町村が設立団体である公立大学法人の設置する高等専門学校の入学金減免対象学生数については、当該学生数を当該高等専門学校を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれ市町村立高等専門学校の入学金減免対象学生数とする。符号U及び符号Vにおいて同じ。）

U 市町村立高等専門学校入学金減免対象学生数のうち「準非課税世帯・2/3区分」の数

V 市町村立高等専門学校入学金減免対象学生数のうち「準非課税世帯・1/3区分」の数

W 授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「市町村立専門学校」の「令和4年度入学金減免対象学生数」（以下「市町村立専門学校入学金減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯・満額区分」の数

X 市町村立専門学校入学金減免対象学生数のうち「準非課税世帯・2/3区分」の数

Y 市町村立専門学校入学金減免対象学生数のうち「準非課税世帯・1/3区分」の数

Z 次の算式により算定した率（小数点以下3位未満の端数がある場合はその端

算式	数えを四捨五入し、当該率が1.000を超える場合は1.000とする。
(a×3) / (b×3 + c×2 + d)	
166,800	
算式の符号	
a 授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「市町村立専門学校」の「令和3年度授業料減額(実績)」	
b 符号Kに同じ。	
c 符号Lに同じ。	
d 符号Mに同じ。	
e 次の算式により算定した率(小数点以下3位未満の端数がある場合はその端数を四捨五入し、当該率が1.000を超える場合は1.000とする。)	
算式	
(e×3) / (f×3 + g×2 + h)	
70,000	
算式の符号	
e 授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「市町村立専門学校」の「令和4年度入学減免額(実績)」	
f 符号Wに同じ。	
g 符号Xに同じ。	
h 符号Yに同じ。	
2 密度補正IIIに用いる密度は、次の算式により算定した数(小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)とする。	
算式	
B × C × 55.289	
A	
算式の符号	
A 測定単位の数値	
B 新制度移行私立幼稚園在籍人員数及び私立認定こども園在籍人員数の合計数	
C 次の算式によつて算定した率(小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、b=0のときは、1.000とする。)	

算式	a / b × 12
	882,936
算式の符号	
a 市町村ごとの新制度移行私立幼稚園在籍人員及び私立認定こども園の1号認定子どもに係る前年度費用額の合計額	
b 市町村ごとの前年度新制度移行私立幼稚園在籍人員数及び前年度私立認定こども園在籍人員数の合計数	
3 市町村立の認定こども園に在籍する1号認定子ども数(追加分)は、「子ども・子育て支援新制度における園児数等に係る調査について」(令和五年四月十七日付けこども家庭庁成育局保育政策課事務連絡。以下「園児数等調査」という。)に基づいてこども家庭庁に報告された「調査票」認定こども園の機能部分に係る状況について」の「保育所型認定こども園(令和五年四月一日現在)」及び「地方裁量型認定こども園(令和五年四月一日現在)」の「認定区分 一号」の「利用児童数 合計」の数の合計とする。	
1 密度補正に用いる密度は、次の算式A及び算式Iにより算定した数(小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)とする。	
算式A	
(D + E - (D × 0.964) + 0.983) × 100	
A	
D × 0.964及び(C - (D × 0.964)) × 0.983に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。	
算式Aの符号	
A 測定単位の数値	

B 被生活保護者等の数	
C 前年度における被生活保護者等の数	
算式I	(B × 100) / A
算式の符号	
A 測定単位の数値	
B 被生活保護者等のうち生活扶助等を受けた者の数	
2 被生活保護者等の数は、前年度の四月一日から三月三十一日までの間において生活保護法の規定によつて当該市(福祉事務所設置町村を含む。以下この号において同じ。)から生活扶助、住宅扶助、教育扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助を受けた者並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定によつて当該市から生活支援給付、住宅支援給付、医療支援給付、介護支援給付、出産支援給付、生業支援給付及び葬祭支援給付を受けた者で、当該市がその経費を負担したものの月ごとの実人員のそれぞれの合計数(生活扶助に係る実人員の合計数にあつては、当該実人員の合計数が、前々年度の四月一日から三月三十一日までの間において生活保護法の規定により当該市から生活扶助を受けた者で当該市がその経費を負担したものの月ごとの実人員の合計数に〇・九を乗じて得た数に満たないときは、当該〇・九を乗じて得た数とする。この場合において、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)に、別表第二の二に定める当該扶助に係るそれぞれの率を乗じて得た数(表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)	
この場合における当該年度の四月二日から当該年度の四月一日までの間において町村(福祉事務所設置町村を除く。以下この号において同じ。)が市となり、又は市の区域の変更があつた場合における当該市の数値は、当該市が前年度中において当該年度の四月一日における区域をもつて存在していたものと仮定して算定した数値と	

し、前年度の四月二日から当該年度の四月一日までの間において指定都市又は中核市以外の市が指定都市又は中核市となつた場合における当該市の数値は、当該市が前年度中において指定都市又は中核市であつたと仮定して算定した数値とする。	
3 被生活保護者等の実数は、2に準ずる。この場合において、「別表第二の二」とあるのは「別表第二の三」と読み替へるものとする。	
4 前年度における被生活保護者等の数は、2に準ずる。この場合において、「前年度の四月一日」とあるのは「前々年度の四月一日」と、「当該実人員の合計数が、前々年度」とあるのは「前年度の密度の算定において前々年度」と、「得た数に満たないときは、当該〇・九を乗じて得た数とする。この場合において表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。」とあるのは、「得た数を前々年度の四月一日から三月三十一日までの間における生活扶助者数として用いた場合にあつては、当該用いた数とする。」と、「別表第二の二」とあるのは「別表第二の四」と、「前年度中」とあるのは「前々年度中」と読み替へるものとする。	
5 被生活保護者等のうち生活扶助等を受けた者の数は、前年度の四月一日から三月三十一日までの間において生活保護法の規定によつて生活扶助を受けた者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定によつて生活支援給付を受けた者の月ごとの実人員の合計数に、別表第二の二に定める当該扶助に係る率を乗じて得た数(表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)とする。ただし、前年度の四月二日から当該年度の四月一日までの間において町村が市となり、又は市の区域の変更があつた場合における当該市の数値は、当該市が前年度中において当該年度の四月一日における区域をもつて存在していたものと仮定して算出した数値とし、前年度の四月二日	

八 社 会 福 祉 費

から当該年度の四月一日までの間において指定都市又は中核市以外の市が指定都市又は中核市となった場合における当該市の数値は、当該市が前年度中において指定都市又は中核市であったと仮定して算定した数値とする。

ロ ア 1 密度補正に用いる密度は、次の算式(1)、算式ア(2)、算式イ(1)、算式ウ(2)、算式エ、算式オ、算式カ(1)、算式カ(2)、算式カ(3)、算式キ及び算式クにより算定した数(小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)とする。

算式ア(1)

$$A = \frac{\alpha \times B \times 100}{A}$$

算式イ(1)の符号

A 測定単位の数値

B 公立の保育施設在籍人員数のうち0歳児数及び1・2歳児数の合計数

α 次の算式によつて算定した率(小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、公立保育所在籍人員数、公立幼保連携型認定こども園在籍人員数及び公立認定こども園在籍人員数(追加分)のうち0歳児数及び1・2歳児数の合計数が0の場合は1,000とする。)

算式

$$1.2 \times \left(\frac{a \times b \times c}{1.051} + d \right) - 0.2 \times e$$

算式の符号

a 地域区分が100分の20地域の市町村にあつては1,103、100分の16地域の市町村にあつては1,074、100分の15地域の市町村にあつては1,066、100分の12地域の市町村にあつては1,044、100分の

の10地域の市町村にあつては1,029、100分の6地域の市町村にあつては1,000、100分の3地域の市町村にあつては0,978、その他地域の市町村にあつては0,956とする。

b 次の算式によつて算定した率(小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式

$$w / v \times 1.697 + x / v \times 1.000$$

w/v、x/v及びw/v×1.697に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

v 公立の保育施設在籍人員数のうち0歳児数及び1・2歳児数の合計数

w 公立の保育施設在籍人員数のうち0歳児数

x 公立の保育施設在籍人員数のうち1・2歳児数

c 次の算式によつて算定した率(小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

$$\frac{\sum_{i=1}^n (y_i \times z_i)}{x}$$

y×zに整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

x 公立保育所在籍人員数、公立幼保連携型認定こども園在籍人員数及び公立認定こども園在籍人員数(追加分)の合計数(以下「公立保育施設在籍人員数(基礎分)」という。)

y_i 公立保育施設在籍人員数(基礎分)のうち2・3号認定子どもに係る利用定員がi人(iは1以上n以下の整数)の施設に在籍する人員数

z_i i人(10のとき 3,774
11人(10のとき 2,258

21人(10のとき 1,682
31人(10のとき 1,448
41人(10のとき 1,385
51人(10のとき 1,270
61人(10のとき 1,190
71人(10のとき 1,130
81人(10のとき 1,083
91人(10のとき 1,000
101人(10のとき 0,974
111人(10のとき 0,951
121人(10のとき 0,933
131人(10のとき 0,917
141人(10のとき 0,904
161人(10のとき 0,892
171人(10のとき 0,882

n 利用定員の最大値

d 冷暖房費加算区分が1級地の市町村にあつては0,010、2級地の市町村にあつては0,008、3級地の市町村にあつては0,008、4級地の市町村にあつては0,006、その他地域の市町村にあつては0,001とする。

e 次の算式によつて算定した率(小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

$$\frac{\sum_{i=1}^n (y_i \times z_i) \times 12}{x} \times \frac{1}{384}$$

y×zに整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。ただし、x110かつ符号B√0の場合は1,000とする。

算式の符号

x 前年度公立保育施設在籍人員数(基礎分)のうち3号認定子ども数

y₁ 前年度公立保育施設在籍人員数(基礎分)のうち子ども・子育て支援法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者(子ども・子育て支援法施行令第4条第2項第1号に規定する短時間認定保護者を除く。以下この表において「教育・保育給付認定保護者(標準時

間)」という。)が子ども・子育て支援法施行令第4条第2項第7号の区分に該当し、かつ、同令第14条各号に該当しない3号認定子ども数

y₂ 前年度公立保育施設在籍人員数(基礎分)のうち教育・保育給付認定保護者(標準時間)が子ども・子育て支援法施行令第4条第2項第7号ただし書の区分に該当する特定教育・保育給付認定保護者(以下この表において「特定教育・保育給付認定保護者」という。)であつて、かつ、同令第14条各号に該当しない3号認定子ども数

y₃ 前年度公立保育施設在籍人員数(基礎分)のうち教育・保育給付認定保護者(標準時間)が子ども・子育て支援法施行令第4条第2項第7号の区分に該当し、かつ、同令第14条第1号に該当する3号認定子ども数

y₄ 前年度公立保育施設在籍人員数(基礎分)のうち教育・保育給付認定保護者(標準時間)が子ども・子育て支援法施行令第4条第2項第5号の区分に該当し、かつ、同令第13条第1項各号及び第14条各号に該当しない3号認定子ども数

y₅ 前年度公立保育施設在籍人員数(基礎分)のうち教育・保育給付認定保護者(標準時間)が子ども・子育て支援法施行令第4条第2項第6号の区分に該当する特定教育・保育給付認定保護者であつて、かつ、同令第14条各号に該当しない3号認定子ども数

y₆ 前年度公立保育施設在籍人員数(基礎分)のうち教育・保育給付認定保護者(標準時間)が子ども・子育て支援法施行令第4条第2項第5号の区分に該当し、かつ、同令第13条第1項第1号又は第14条第1号に該当する3号認定子ども数

y₇ 前年度公立保育施設在籍人員数(基礎分)のうち教育・保育給付認定保護者(標準時間)が子ども・子育て支援法施行令第4条第2項第4号の区分に該当し、かつ、同令第13条第1項各号に該当しない3号認定子ども数

y₈ 前年度公立保育施設在籍人員数(基礎分)のうち教育・保育給付認定保

護者（標準時間）が子ども・子育て支援法施行令第4条第2項第4号の区分に該当し、かつ、同令第13条第1項第1号に該当する3号認定子ども数
 y 9 前年度公立保育施設在籍人員数（基礎分）のうち教育・保育給付認定保護者（標準時間）が子ども・子育て支援法施行令第4条第2項第3号の区分に該当し、かつ、同令第13条第1項各号に該当しない3号認定子ども数
 y 10 前年度公立保育施設在籍人員数（基礎分）のうち教育・保育給付認定保護者（標準時間）が子ども・子育て支援法施行令第4条第2項第3号の区分に該当し、かつ、同令第13条第1項第1号に該当する3号認定子ども数
 y 11 前年度公立保育施設在籍人員数（基礎分）のうち教育・保育給付認定保護者（標準時間）が子ども・子育て支援法施行令第4条第2項第2号の区分に該当し、かつ、同令第13条第1項各号に該当しない3号認定子ども数
 y 12 前年度公立保育施設在籍人員数（基礎分）のうち教育・保育給付認定保護者（標準時間）が子ども・子育て支援法施行令第4条第2項第2号の区分に該当し、かつ、同令第13条第1項第1号に該当する3号認定子ども数
 y 13 前年度公立保育施設在籍人員数（基礎分）のうち教育・保育給付認定保護者（標準時間）が子ども・子育て支援法施行令第4条第2項第1号の区分に該当し、かつ、同令第13条第1項各号に該当しない3号認定子ども数
 y 14 前年度公立保育施設在籍人員数（基礎分）のうち教育・保育給付認定保護者（標準時間）が子ども・子育て支援法施行令第4条第2項第1号の区分に該当し、かつ、同令第13条第1項第1号に該当する3号認定子ども数
 y 15 前年度公立保育施設在籍人員数（基礎分）のうち子ども・子育て支援法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者（子ども・子育て支援法施行令第4条第2項第1号に規定する短時間認定保護者に限る。以下この表において「教育・保育給付認定保護者（短時間）」という。）が子ども・子育て支援法施行令第4条第2項第7号の区分に該当し、かつ、同令第14条各号に該当しない3号認定子ども数
 y 16 前年度公立保育施設在籍人員数（基礎分）のうち教育・保育給付認定保護者（短時間）が子ども・子育て支援法施行令第4条第2項第7号ただし書の区分に該当する特定教育・保育給付認定保護者（以下この表において「特定教育・保育給付認定保護者」という。）であつて、かつ、同令第14条各号に該当しない3号認定子ども数
 y 17 前年度公立保育施設在籍人員数（基礎分）のうち教育・保育給付認定保護者（短時間）が子ども・子育て支援法施行令第4条第2項第7号の区分に該当し、かつ、同令第14条各号に該当する3号認定子ども数
 y 18 前年度公立保育施設在籍人員数（基礎分）のうち教育・保育給付認定保護者（短時間）が子ども・子育て支援法施行令第4条第2項第5号の区分に該当し、かつ、同令第13条第1項各号及び第14条各号に該当しない3号認定子ども数
 y 19 前年度公立保育施設在籍人員数（基礎分）のうち教育・保育給付認定保護者（短時間）が子ども・子育て支援法施行令第4条第2項第6号の区分に該当する特定教育・保育給付認定保護者であつて、かつ、同令第14条各号に該当しない3号認定子ども数
 y 20 前年度公立保育施設在籍人員数（基礎分）のうち教育・保育給付認定保護者（短時間）が子ども・子育て支援法施行令第4条第2項第5号の区分に該当し、かつ、同令第13条第1項第1号又は第14条第1号に該当する3号認定子ども数
 y 21 前年度公立保育施設在籍人員数（基礎分）のうち教育・保育給付認定保護者（短時間）が子ども・子育て支援法施行令第4条第2項第4号の区分に該当し、かつ、同令第13条第1項各号に該当しない3号認定子ども数
 y 22 前年度公立保育施設在籍人員数（基礎分）のうち教育・保育給付認定保護者（短時間）が子ども・子育て支援法施行令第4条第2項第1号の区分に該当し、かつ、同令第13条第1項第1号に

護者（短時間）が子ども・子育て支援法施行令第4条第2項第4号の区分に該当し、かつ、同令第13条第1項第1号に該当する3号認定子ども数
 y 23 前年度公立保育施設在籍人員数（基礎分）のうち教育・保育給付認定保護者（短時間）が子ども・子育て支援法施行令第4条第2項第3号の区分に該当し、かつ、同令第13条第1項各号に該当しない3号認定子ども数
 y 24 前年度公立保育施設在籍人員数（基礎分）のうち教育・保育給付認定保護者（短時間）が子ども・子育て支援法施行令第4条第2項第3号の区分に該当し、かつ、同令第13条第1項第1号に該当する3号認定子ども数
 y 25 前年度公立保育施設在籍人員数（基礎分）のうち教育・保育給付認定保護者（短時間）が子ども・子育て支援法施行令第4条第2項第2号の区分に該当し、かつ、同令第13条第1項各号に該当しない3号認定子ども数
 y 26 前年度公立保育施設在籍人員数（基礎分）のうち教育・保育給付認定保護者（短時間）が子ども・子育て支援法施行令第4条第2項第2号の区分に該当し、かつ、同令第13条第1項第1号に該当する3号認定子ども数
 y 27 前年度公立保育施設在籍人員数（基礎分）のうち教育・保育給付認定保護者（短時間）が子ども・子育て支援法施行令第4条第2項第1号の区分に該当し、かつ、同令第13条第1項各号に該当しない3号認定子ども数
 y 28 前年度公立保育施設在籍人員数（基礎分）のうち教育・保育給付認定保護者（短時間）が子ども・子育て支援法施行令第4条第2項第1号の区分に該当し、かつ、同令第13条第1項第1号に

護者（短時間）が子ども・子育て支援法施行令第4条第2項第4号の区分に該当し、かつ、同令第13条第1項第1号に該当する3号認定子ども数
 z 7 4 4 5
 z 6 1 5
 z 5 9 3 0
 z 4 3 0
 z 3 9 7 5
 z 2 9
 z 1 19 5
 該当する3号認定子ども数

$\frac{a \times b \times c}{1.036} + d$	算式	z 8 2 2 2 5
$\frac{\alpha \times B \times 100}{A}$	算式ア(2)	z 9 6 1 2 5
A	測定単位の数値	z 10 3 0 5
B	公立の保育施設在籍人員数のうち3歳児数及び4歳以上児数の合計数	z 11 8 0
C	次の算式によつて算定した率（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、公立保育所在籍人員数、公立幼保連携型認定子ども園在籍人員数及び公立認定子ども園在籍人員数（追加分）のうち3歳児数及び4歳以上児数の合計数が0の場合は1,000とする。）	z 12 4 0
		z 13 1 0 4
		z 14 5 2
		z 15 1 9 3
		z 16 9 9
		z 17 9 6 5
		z 18 2 9 6
		z 19 9 9
		z 20 1 4 8
		z 21 4 3 9
		z 22 2 1 9 5
		z 23 6 0 1
		z 24 3 0 0 5
		z 25 7 8 8
		z 26 3 9 4
		z 27 1 0 2 4
		z 28 5 1 2

$\frac{(a-b) \times 12 \times 0.25}{c} \times \frac{1}{348,691}$	算式 1. 000とする。	算式イ(1)の符号 A 測定単位の数値 B 私立保育所在籍人員数及び私立認定子ども園在籍人員数(満3歳未満保育認定子どもに係るものに限る。)の合計数 C 次の算式によつて算定した率(小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、c 0のときは、1.000とする。)	算式イ(1) A $\alpha \times B \times 100$	算式の符号 a 算式ア(1)の符号 b 次の算式によつて算定した率(小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)	算式 w/v x 1. 193 + x/v x 1. 0 w/v、x/v及びw/v x 1. 193に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。	算式の符号 v 公立の保育施設在籍人員数のうち3歳児数及び4歳以上児数の合計数 w 公立の保育施設在籍人員数のうち3歳児数 x 公立の保育施設在籍人員数のうち4歳以上児数 c 算式ア(1)の符号 d 冷暖房費加算区分が1級地の市町村にあつては0.026、2級地の市町村にあつては0.023、3級地の市町村にあつては0.023、4級地の市町村にあつては0.017、その他地域の市町村にあつては0.003とする。
--	------------------	---	--	--	--	---

$(B+C) \times 100$	算式ウ	算式イ(2)の符号 A 測定単位の数値 B 私立保育所在籍人員数及び私立認定子ども園在籍人員数(満3歳未満保育認定子どもに係るものを除く。)	算式イ(2) A $\alpha \times B \times 100$	算式の符号 a 前年度私立保育所等費用額(満3歳未満保育認定子どもに係るものを除く。)	算式イ(2) A 測定単位の数値 B 私立保育所在籍人員数及び私立認定子どもに係るものを除く。)	算式の符号 a 前年度私立保育所等費用額(満3歳未満保育認定子どもに係るものを除く。)
--------------------	-----	--	--	--	--	--

算式ウの符号 A 測定単位の数値 B 保育所及び幼保連携型認定子ども園における障害児受入人員数(ただし、障害児保育のための加配職員数に2を乗じた数(以下この表において「加配対象受入障害児数」という。)を上回る場合は、加配対象受入障害児数)	算式エ C 公立の幼稚園型認定子ども園及び公立の地方裁量型認定子ども園並びに特別利用保育等に係る障害児受入人員数	算式 A $0.707 + E \times 0.707 + F \times 1.060 + G \times 1.060 + H \times 0.707 + I \times 0.707 + J \times 6.360 + K \times 4.240 + L \times 6.360 + M \times 4.240 + (N + O + P + Q) \times 0.353 + (R + S + T + U) \times 0.353 + (V + W + X + Y) \times 2.120 \times 0.995$ / A	算式エ A 測定単位の数値 B 児童数(3歳未満)(非被用者・本則給付分)及び(施設等受給資格者分)の計 C 児童数(3歳未満)(非被用者・本則給付分) D 児童数(3歳小学校)(被用者・本則給付分のうち第1子及び第2子分)及び(施設等受給資格者分)の計 E 児童数(3歳小学校)(非被用者・本則給付分のうち第1子及び第2子分) F 児童数(3歳小学校)(被用者・本則給付分のうち第3子以降分) G 児童数(3歳小学校)(非被用者・本則給付分のうち第3子以降分)
---	---	--	--

H 児童数(中学校)(被用者・本則給付分)及び(施設等受給資格者分)の計 I 児童数(中学校)(非被用者・本則給付分) J 児童数(3歳未満)(地方公務員・本則給付分)(市町村が組織する組合に係る児童数は、当該児童数を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率(協議が成立しないときは、総務大臣が定める率)により按分したものをそれぞれの市町村の児童数とする。符号Kから符号M及び符号Vから符号Yにおいて同じ。)	K 児童数(3歳小学校)(地方公務員・本則給付分のうち第1子及び第2子分) L 児童数(3歳小学校)(地方公務員・本則給付分のうち第3子以降分) M 児童数(中学校)(地方公務員・本則給付分) N 児童数(3歳未満)(被用者・特例給付分) O 児童数(3歳小学校)(被用者・特例給付分のうち第1子及び第2子分) P 児童数(3歳小学校)(被用者・特例給付分のうち第3子以降分) Q 児童数(中学校)(被用者・特例給付分) R 児童数(3歳未満)(非被用者・特例給付分) S 児童数(3歳小学校)(非被用者・特例給付分のうち第1子及び第2子分) T 児童数(3歳小学校)(非被用者・特例給付分のうち第3子以降分) U 児童数(中学校)(非被用者・特例給付分) V 児童数(3歳未満)(地方公務員・特例給付分) W 児童数(3歳小学校)(地方公務員・特例給付分のうち第1子及び第2子分) X 児童数(3歳小学校)(地方公務員・特例給付分のうち第3子以降分)
--	---

Y 児童数（中学校）（地方公務員・特 例給付分 算式オ	$\frac{B \times 0.604}{A}$	算式オの符号 A 測定単位の数値 B 児童扶養手当支給者数 算式力（1）
算式カ（1）の符号 A 測定単位の数値 B 障害福祉サービスのうち居住系サ ービス利用者数 算式力（2）	$\frac{B \times 100}{A} \times 0.183$	算式カ（1）の符号 A 測定単位の数値 B 障害福祉サービスのうち居住系サ ービス利用者数 算式力（2）
算式カ（2）の符号 A 測定単位の数値 B 障害福祉サービスのうち日中活動系 サービス利用者数 算式力（3）	$\frac{B \times 100}{A} \times 0.178$	算式カ（2）の符号 A 測定単位の数値 B 障害福祉サービスのうち日中活動系 サービス利用者数 算式力（3）
算式カ（3）の符号 A 測定単位の数値 B 障害福祉サービスのうち訪問系サ ービス利用者数 算式キ	$\frac{B \times 100}{A} \times 0.151$	算式カ（3）の符号 A 測定単位の数値 B 障害福祉サービスのうち訪問系サ ービス利用者数 算式キ
$(D+J) \times 0.778 + C \times 1.000 +$ $(B \times 1.227 + E \times 1.000 +$ $(A \times 0.994 + G \times 0.917 +$ $H \times 0.557) \times 1$ $9.907 / A$		

算式クの符号 A 測定単位の数値 B 子育てのための施設等利用給付に係 る給付認定子ども数 C 次の算式によって算定した率（小数 点以下3位未満の端数があるときは、そ の端数を四捨五入する。） 算式	$\frac{\alpha \times B \times 100}{A}$	算式クの符号 A 測定単位の数値 B 子育てのための施設等利用給付に係 る給付認定子ども数 C 次の算式によって算定した率（小数 点以下3位未満の端数があるときは、そ の端数を四捨五入する。） 算式
算式ルの符号 A 測定単位の数値 B 小規模保育事業A型に係る子ども の数 C 小規模保育事業B型に係る子ども の数 D 小規模保育事業C型に係る子ども の数 E 小規模保育事業D型に係る子ども の数 F 小規模保育事業E型に係る子ども の数 G 小規模保育事業F型に係る子ども の数 H 小規模保育事業G型に係る子ども の数 I 小規模保育事業H型に係る子ども の数 J 小規模保育事業I型に係る子ども の数 算式	$\frac{(a-b) \times 0.25}{c} \times \frac{1}{8.445}$	算式ルの符号 A 測定単位の数値 B 小規模保育事業A型に係る子ども の数 C 小規模保育事業B型に係る子ども の数 D 小規模保育事業C型に係る子ども の数 E 小規模保育事業D型に係る子ども の数 F 小規模保育事業E型に係る子ども の数 G 小規模保育事業F型に係る子ども の数 H 小規模保育事業G型に係る子ども の数 I 小規模保育事業H型に係る子ども の数 J 小規模保育事業I型に係る子ども の数 算式

（a-b）×0.25 / c × 1 / 8.445

算式ルの符号
A 測定単位の数値
B 小規模保育事業A型に係る子ども
の数
C 小規模保育事業B型に係る子ども
の数
D 小規模保育事業C型に係る子ども
の数
E 小規模保育事業D型に係る子ども
の数
F 小規模保育事業E型に係る子ども
の数
G 小規模保育事業F型に係る子ども
の数
H 小規模保育事業G型に係る子ども
の数
I 小規模保育事業H型に係る子ども
の数
J 小規模保育事業I型に係る子ども
の数
算式

（1）公立保育所在籍人員数 その年の
四月分として福祉行政報告例によつて厚
生労働省に報告された「第五十四 保育
所・在所者」の「初日入所人員年齢階
層」の「0歳」、「1・2歳」、「3歳」及
び「4歳以上」の基礎となつた児童数の
うち市町村長が都道府県立の保育所以外
の公立保育所（その年の五月一日現在に
おいて幼稚園であるものを除く。）へ入
所させた児童数を合算した数
（2）公立幼保連携型認定子ども園在籍
人員数 その年の四月分として福祉行政
報告例によつて厚生労働省に報告された
「第五十四の二 幼保連携型認定子ども
園・在所者」の「初日入所人員年齢階
層」の「0歳」、「1・2歳」、「3歳」及
び「4歳以上」の基礎となつた児童数の
うち市町村長が都道府県立の幼保連携型
認定子ども園以外の幼保連携型認定こ
ども園（その年の五月一日現在において幼
稚園であるものを除く。）へ入所させた
児童数を合算した数
（3）公立認定子ども園在籍人員数（追
加分） 園児数等調査に基づいて子ども
家庭庁に報告された「調査票1 認定こ
ども園の機能部分に係る状況について」
の「幼稚園型認定子ども園（令和五年四
月一日現在）」及び「地方裁量型認定こ

ども園（令和五年四月一日現在）」の
「認定区分 2・3号」の「利用児童数
合計」の数
（4）特別利用保育等に係る子ども
数 園児数等調査に基づいて子ども家庭
庁に報告された「調査票2 保育所の状
況（1号認定）」について「保育所
（令和五年四月一日現在）」の「設置主
体 公立」の「利用児童数 合計」の数
（5）（1）から（4）までに掲げる数
及び都道府県の項第七号35から43ま
でに規定する子どもの数以外の公立保育
施設に係る令和五年四月一日時点の「0
歳」、「1・2歳」、「3歳」及び「4歳以
上」の入所人員数として総務大臣が調査
した数を合算した数
3 保育所及び幼保連携型認定子ども園
における障害児受入人員数は、その年の
四月分として福祉行政報告例によつて厚
生労働省に報告された「第五十四 保育
所・在所者」の「初日入籍」の「障害児
受入人員」の「公立」及び「私立」の合
計数の基礎となつた児童数のうち市町村
長が都道府県立の保育所以外の保育所
（その年の五月一日現在において幼稚園
であるものを除く。）へ入所させた児童
数並びに「第五十四の二 幼保連携型認
定子ども園・在所者」の「初日入籍」の
「障害児受入人員」の「公立」及び「私
立」の合計数の基礎となつた児童数のう
ち市町村長が都道府県立の幼保連携型認
定子ども園以外の幼保連携型認定こ
ども園（その年の五月一日現在において幼
稚園であるものを除く。）へ入所させた児
童数の合計数とする。
4 障害児保育のための加配職員数は、
その年の四月分として福祉行政報告例に
よつて厚生労働省に報告された「第五十
四 保育所・在所者」の「障害児保育の
ための加配職員数」の「公立」及び「私
立」の合計数並びに「第五十四の二 幼
保連携型認定子ども園・在所者」の「障
害児保育のための加配職員数」の「公
立」及び「私立」の合計数の合算した数
とする。
5 公立の幼稚園型認定子ども園及び公
立の地方裁量型認定子ども園並びに特別

利用保育等に係る障害児受入人員数は、園児数等調査に基づいて、ことも家庭庁に報告された「調査票1 認定こども園の機能部分に係る状況について」の「幼稚園型認定こども園(令和五年四月一日現在)」及び「地方裁量型認定こども園(令和五年四月一日現在)」の「認定区分 2・3号」の「利用児童数 合計のうち障害児数」の数並びに「調査票2 保育所の状況(1号認定)について」の「保育所(令和五年四月一日現在)」の「設置主体 公立」及び「設置主体 私立」の「利用児童数 合計のうち障害児数」の数の合計数とする。

6 児童数(3歳未満)(被用者・本則給付分)及び(施設等受給資格者分)の計)は、児童手当支給状況報告(被用者・非被用者分)における様式1第1表(1) 中区分「支給対象児童数」の「0歳から3歳未満」の「計」の数を加えて得た数とする。

7 児童数(3歳未満)(非被用者・本則給付分)は、児童手当支給状況報告(被用者・非被用者分)における様式1第2表(1) 中区分「支給対象児童数」の「0歳から3歳未満」の「計」の数を加えて得た数とする。

8 児童数(3歳小学校)(被用者・本則給付分のうち第1子及び第2子)及び(施設等受給資格者分)の計)は、児童手当支給状況報告(被用者・非被用者分)における様式1第1表(1) 中区分「支給対象児童数」の「3歳以上小学校修了前」の「本年2月末現在全体」の数から同表(1) 中区分「支給対象児童数」の「3歳以上小学校修了前」の「本年2月末現在全体」の数(1) 中区分「支給対象児童数」の「3歳以上小学校修了前」の「計」の数を加えて得た数とする。

9 児童数(3歳小学校)(非被用者・本則給付分のうち第1子及び第2子)は、児童手当支給状況報告(被用者・非被用者分)における様式1第2表(1) 中区分「支給対象児童数」の「3歳以上小学校修了前」の「本年2月末現在全体」の数(1) 中区分「支給対象児童数」の「3歳以上小学校修了前」の「計」の数を加えて得た数とする。

者・非被用者分)における様式1第2表(1) 中区分「支給対象児童数」の「3歳以上小学校修了前」の「本年2月末現在全体」の数から同表(1) 中区分「支給対象児童数」の「3歳以上小学校修了前」の「本年2月末現在全体」の数(1) 中区分「支給対象児童数」の「3歳以上小学校修了前」の「計」の数を加えて得た数とする。

10 児童数(3歳小学校)(被用者・本則給付分のうち第3子以降)は、児童手当支給状況報告(被用者・非被用者分)における様式1第1表(1) 中区分「支給対象児童数」の「3歳以上小学校修了前」の「うち第3子以降」の「本年2月末現在全体」の数とする。

11 児童数(3歳小学校)(非被用者・本則給付分のうち第3子以降)は、児童手当支給状況報告(被用者・非被用者分)における様式1第2表(1) 中区分「支給対象児童数」の「3歳以上小学校修了前」の「うち第3子以降」の「本年2月末現在全体」の数とする。

12 児童数(中学校)(被用者・本則給付分)及び(施設等受給資格者分)の計)は、児童手当支給状況報告(被用者・非被用者分)における様式1第1表(1) 中区分「支給対象児童数」の「小学校修了後中学校修了前」の「計」の数を加えて得た数とする。

13 児童数(中学校)(非被用者・本則給付分)は、児童手当支給状況報告(被用者・非被用者分)における様式1第2表(1) 中区分「支給対象児童数」の「小学校修了後中学校修了前」の「本年2月末現在全体」の数とする。

14 児童数(3歳未満)(地方公務員・本則給付分)は、児童手当支給状況報告(地方公務員分)の市町村分における第1表(1) 中区分「支給対象児童数」の「0歳から3歳未満」の「本年2月末現在全体」の数とする。

15 児童数(3歳小学校)(地方公務員・本則給付分のうち第1子及び第2子)は、児童手当支給状況報告(地方公務員分)の市町村分における第1表

(1) 中区分「支給対象児童数」の「3歳以上小学校修了前」の「本年2月末現在全体」の数から同表(1) 中区分「支給対象児童数」の「3歳以上小学校修了前」の「本年2月末現在全体」の数(1) 中区分「支給対象児童数」の「3歳以上小学校修了前」の「計」の数を加えて得た数とする。

16 児童数(3歳小学校)(地方公務員・本則給付分のうち第3子以降)は、児童手当支給状況報告(地方公務員分)の市町村分における第1表(1) 中区分「支給対象児童数」の「3歳以上小学校修了前」の「うち第3子以降」の「本年2月末現在全体」の数とする。

17 児童数(中学校)(地方公務員・本則給付分)は、児童手当支給状況報告(地方公務員分)の市町村分における第1表(1) 中区分「支給対象児童数」の「小学校修了後中学校修了前」の「本年2月末現在全体」の数とする。

18 児童数(3歳未満)(被用者・本則給付分)は、児童手当支給状況報告(被用者・非被用者分)における様式1第1表(2) 中区分「支給対象児童数」の「0歳から3歳未満」の「本年2月末現在全体」の数とする。

19 児童数(3歳小学校)(被用者・本則給付分のうち第1子及び第2子)は、児童手当支給状況報告(被用者・非被用者分)における様式1第1表(2) 中区分「支給対象児童数」の「3歳以上小学校修了前」の「本年2月末現在全体」の数(2) 中区分「支給対象児童数」の「3歳以上小学校修了前」の「計」の数を加えて得た数とする。

20 児童数(3歳小学校)(被用者・本則給付分のうち第3子以降)は、児童手当支給状況報告(被用者・非被用者分)における様式1第1表(2) 中区分「支給対象児童数」の「3歳以上小学校修了前」の「うち第3子以降」の「本年2月末現在全体」の数(2) 中区分「支給対象児童数」の「3歳以上小学校修了前」の「計」の数を加えて得た数とする。

21 児童数(中学校)(被用者・本則給付分)は、児童手当支給状況報告(被用者・非被用者分)における様式1第1表(2) 中区分「支給対象児童数」の「小学校修了後中学校修了前」の「本年2月末現在全体」の数とする。

22 児童数(3歳未満)(非被用者・本則給付分)は、児童手当支給状況報告(被用者・非被用者分)における様式1第2表(2) 中区分「支給対象児童数」の「0歳から3歳未満」の「本年2月末現在全体」の数とする。

23 児童数(3歳小学校)(非被用者・本則給付分のうち第1子及び第2子)は、児童手当支給状況報告(被用者・非被用者分)における様式1第2表(2) 中区分「支給対象児童数」の「3歳以上小学校修了前」の「本年2月末現在全体」の数から同表(2) 中区分「支給対象児童数」の「3歳以上小学校修了前」の「計」の数を加えて得た数とする。

24 児童数(3歳小学校)(非被用者・本則給付分のうち第3子以降)は、児童手当支給状況報告(被用者・非被用者分)における様式1第2表(2) 中区分「支給対象児童数」の「3歳以上小学校修了前」の「うち第3子以降」の「本年2月末現在全体」の数(2) 中区分「支給対象児童数」の「3歳以上小学校修了前」の「計」の数を加えて得た数とする。

25 児童数(中学校)(非被用者・本則給付分)は、児童手当支給状況報告(被用者・非被用者分)における様式1第2表(2) 中区分「支給対象児童数」の「小学校修了後中学校修了前」の「本年2月末現在全体」の数とする。

26 児童数(3歳未満)(地方公務員・本則給付分)は、児童手当支給状況報告(地方公務員分)の市町村分における第1表(2) 中区分「支給対象児童数」の「0歳から3歳未満」の「本年2月末現在全体」の数(2) 中区分「支給対象児童数」の「3歳以上小学校修了前」の「計」の数を加えて得た数とする。

27 児童数(3歳小学校)(地方公務員・本則給付分のうち第1子及び第2子)は、児童手当支給状況報告(地方公務員分)の市町村分における第1表(2) 中区分「支給対象児童数」の「3歳以上小学校修了前」の「本年2月末現在全体」の数(2) 中区分「支給対象児童数」の「3歳以上小学校修了前」の「計」の数を加えて得た数とする。

28 児童数(3歳小学校)(地方公務員・本則給付分のうち第3子以降)は、児童手当支給状況報告(地方公務員分)の市町村分における第1表

九 保健衛生

は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の市町村分における第1表（2）中区分「支給対象児童数」の「3歳以上小学校修了前」のうち第3子以降の「本年2月末現在全体」の数とする。

29 児童数（中学校）（地方公務員・特例給付分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の市町村分における第1表（2）中区分「支給対象児童数」の「小学校修了後中学校修了前」の「本年2月末現在全体」の数とする。

30 児童扶養手当支給者数は、令和3年度実施事業として地方厚生局に報告された児童扶養手当給付費国庫負担金交付要綱様式第8号付表2中「支出済額（A列）」の延月人数の「全部支給者」、「一部停止者」、「13条の2」、「13条の3」及び「13条の2かつ13条の3」の数の合計数とする。

31 障害福祉サービスのうち居住系サービス利用者数は、障害福祉サービス利用状況における「施設入所支援」、「共同生活援助（介護サービス包括型・外部サービス利用型・日中サービス支援型）」及び「自立生活援助」を合算した数とする。

32 障害福祉サービスのうち日中活動系サービス利用者数は、障害福祉サービス利用状況における「療養介護」、「生活介護」、「短期入所（ショートステイ）」、「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」、「宿泊型自立訓練」、「就労移行支援」、「就労継続支援（A型・B型）」、「就労定着支援」、「児童発達支援」及び「放課後等デイサービス」を合算した数とする。

33 障害福祉サービスのうち訪問系サービス利用者数は、障害福祉サービス利用状況における「居宅介護」、「重度訪問介護」、「行動援護」、「重度障害者等包括支援」及び「同行援護」を合算した数とする。

1 密度補正1に用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下四位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

費 生

H ₂₀	町村に係るもの	0.036
I	平成19年度市場公募都市以外の市	0.049
の	平成19年度市場公募都市に係るもの	0.049
A	平成19年度市場公募都市に係るもの	0.049
H ₁₉	町村に係るもの	0.038
I	平成18年度市場公募都市以外の市	0.049
の	平成18年度市場公募都市に係るもの	0.049
A	平成18年度市場公募都市に係るもの	0.049
H ₁₈	町村に係るもの	0.040
I	平成17年度市場公募都市以外の市	0.050
の	平成17年度市場公募都市に係るもの	0.050
A	平成17年度市場公募都市に係るもの	0.050
H ₁₇	町村に係るもの	0.043
H ₁₆	0.043	
H ₁₅	0.053	
H ₁₄	0.045	
H ₁₃	0.052	
H ₁₂	0.049	
G _n	簡易水道事業債元利償還金	
F	簡易水道事業債元利償還金	
E	簡易水道等給水人口	
D	高料金対策簡易水道有収水量	
C	高料金対策簡易水道資本費	
B ₂	診療所病床数	
B ₁	診療所の数	
A	測定単位の数値	

H ₃₀	町村に係るもの	0.07235
I	平成29年度市場公募都市以外の市	0.0721
の	平成29年度市場公募都市に係るもの	0.0721
A	平成29年度市場公募都市に係るもの	0.0721
H ₂₉	町村に係るもの	0.0720
I	平成28年度市場公募都市以外の市	0.0720
の	平成28年度市場公募都市に係るもの	0.0720
A	平成28年度市場公募都市に係るもの	0.0720
H ₂₈	町村に係るもの	0.073
I	平成27年度市場公募都市以外の市	0.073
の	平成27年度市場公募都市に係るもの	0.073
A	平成27年度市場公募都市に係るもの	0.073
H ₂₇	町村に係るもの	0.000
H ₂₆	0.000	
H ₂₅	0.000	
H ₂₄	0.000	
H ₂₃	0.000	
H ₂₂	0.04701	
I	平成22年度市場公募都市以外の市	0.054
の	平成22年度市場公募都市に係るもの	0.054
A	平成22年度市場公募都市に係るもの	0.054
H ₂₁	町村に係るもの	0.07204
I	令和元年市場公募都市以外の市	0.07200
の	令和元年市場公募都市に係るもの	0.07200
A	令和元年市場公募都市に係るもの	0.07200

I	平成30年度市場公募都市以外の市	0.07221
H _{合元}	町村に係るもの	0.07221
A	令和元年市場公募都市に係るもの	0.07200
H ₂₁	町村に係るもの	0.07204
I	令和2年度市場公募都市に係るもの	0.00095
の	令和2年度市場公募都市以外の市	0.00101
A	令和2年度市場公募都市に係るもの	0.00101
H ₂₂	町村に係るもの	0.00143
I	令和3年度市場公募都市以外の市	0.00115
の	令和3年度市場公募都市に係るもの	0.00115
A	令和3年度市場公募都市に係るもの	0.00115
H ₂₃	町村に係るもの	0.00326
I	令和4年度市場公募都市以外の市	0.00375
の	令和4年度市場公募都市に係るもの	0.00375
A	令和4年度市場公募都市に係るもの	0.00375
H ₂₄	町村に係るもの	0.00375
I	市町村立等病院病床数	
I ₂	市町村立等病院特例病床数	
J ₁	市町村立大学附属病院病床数	
J ₂	市町村立立りハビリ病院病床数	
K ₁	病院事業債に係る元利償還金（令和4年度繰出基準第5、1、（2）に該当する事業のうち、平成3年度から平成13年度までに発行を許可された病院事業債（平成14年度に許可を受けた平成13年度以前に基本設計等に着手した事業に係るもの（以下「平成13年度以前からの継続事業」という。）を含み、介護老人保健施設に係るものを除く。）の元利償還金に3分の2を乗じて得た額及び災害拠点病院の施設整備に充てるため平成13年度に発行を許可された地方債（平成13年度以前からの継続事業を含む。）の元利償還金に3分の1を乗じて得た額の合算額）	
K ₂	病院事業債に係る元利償還金（令和4年度繰出基準第5、1、（2）に該当	

Q 2 9	町村に係るもの	0.0245	イ	平成28年度市場公募都市以外の市
の			ア	平成28年度市場公募都市に係るもの
0.0214			イ	平成27年度市場公募都市以外の市
Q 2 8	町村に係るもの	0.024	の	
0.021			ア	平成27年度市場公募都市に係るもの
Q 2 7	町村に係るもの	0.023	の	
0.021			イ	平成26年度市場公募都市以外の市
Q 2 6	町村に係るもの	0.024	の	
0.021			イ	平成25年度市場公募都市以外の市
Q 2 5	町村に係るもの	0.024	の	
0.0211			イ	平成24年度市場公募都市以外の市
Q 2 4	町村に係るもの	0.024	の	
0.0211			イ	平成23年度市場公募都市以外の市
Q 2 3	町村に係るもの	0.024	の	
0.02115			イ	平成22年度市場公募都市以外の市
Q 2 2	町村に係るもの	0.025	の	
0.0215			イ	平成21年度市場公募都市以外の市

Q 3 0	町村に係るもの	0.0248	イ	平成30年度市場公募都市以外の市
0.00971			ア	平成30年度市場公募都市に係るもの
Q 2 9	町村に係るもの	0.0293	の	
0.00896			イ	平成29年度市場公募都市以外の市
Q 2 8	町村に係るもの	0.029	の	
0.01298			イ	平成28年度市場公募都市以外の市
Q 2 7	町村に係るもの	0.026	の	
0.00300			イ	平成27年度市場公募都市以外の市
Q 2 6	町村に係るもの	0.0308	の	
0.00495			イ	平成26年度市場公募都市以外の市
Q 2 5	町村に係るもの	0.0308	の	
0.00300			イ	平成25年度市場公募都市以外の市
Q 2 4	町村に係るもの	0.0190	の	
0.00896			イ	平成24年度市場公募都市以外の市
Q 2 3	町村に係るもの	0.01225	の	
0.00190			イ	平成23年度市場公募都市以外の市
Q 2 2	町村に係るもの	0.0192	の	
0.00300			イ	平成22年度市場公募都市以外の市
Q 2 1	町村に係るもの	0.0308	の	
0.00300			イ	平成21年度市場公募都市以外の市

Q 3 0	町村に係るもの	0.0297	イ	平成30年度市場公募都市以外の市
0.01165			ア	平成30年度市場公募都市に係るもの
Q 2 9	町村に係るもの	0.0158	の	
0.01075			イ	平成29年度市場公募都市以外の市
Q 2 8	町村に係るもの	0.01470	の	
0.00227			イ	平成28年度市場公募都市以外の市
Q 2 7	町村に係るもの	0.0230	の	
0.00360			イ	平成27年度市場公募都市以外の市
Q 2 6	町村に係るもの	0.0369	の	
0.00594			イ	平成26年度市場公募都市以外の市
Q 2 5	町村に係るもの	0.0613	の	
0.00594			イ	平成25年度市場公募都市以外の市
Q 2 4	町村に係るもの	0.0613	の	
0.00594			イ	平成24年度市場公募都市以外の市
Q 2 3	町村に係るもの	0.0613	の	
0.00594			イ	平成23年度市場公募都市以外の市
Q 2 2	町村に係るもの	0.030	の	
0.02417			イ	平成22年度市場公募都市以外の市
Q 2 1	町村に係るもの	0.030	の	
0.02586			イ	平成21年度市場公募都市以外の市
Q 2 0	町村に係るもの	0.030	の	
0.02586			イ	平成20年度市場公募都市以外の市

Q 2 4	町村に係るもの	0.02580	イ	平成24年度市場公募都市以外の市
0.02580			ア	平成24年度市場公募都市に係るもの
Q 2 3	町村に係るもの	0.029	の	
0.026			イ	平成23年度市場公募都市以外の市
Q 2 2	町村に係るもの	0.029	の	
0.026			イ	平成22年度市場公募都市以外の市
Q 2 1	町村に係るもの	0.029	の	
0.026			イ	平成21年度市場公募都市以外の市
Q 2 0	町村に係るもの	0.029	の	
0.026			イ	平成20年度市場公募都市以外の市
Q 2 9	町村に係るもの	0.0245	の	
0.00190			イ	平成19年度市場公募都市以外の市
Q 2 8	町村に係るもの	0.0192	の	
0.00190			イ	平成18年度市場公募都市以外の市

Q2令3	令和3年度市場公募都市に係るもの 0.00540
ア	令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.00554
Q2令4	令和4年度市場公募都市に係るもの 0.00693
イ	令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.00715
P2n	災害拠点病院の施設整備（医療施設整備事業・特別分）に充てるためn年度に発行について同意又は許可を得た地方債の額に3分の1を乗じて得た額
Q2,27	平成27年度市場公募都市に係るもの 0.013
イ	平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.014
Q2,28	平成28年度市場公募都市に係るもの 0.0128
イ	平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.0147
Q2,29	平成29年度市場公募都市に係るもの 0.0128
イ	平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.0149
Q2,30	平成30年度市場公募都市に係るもの 0.00582
イ	平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.00779
Q2,令元	令和元年度市場公募都市に係るもの 0.00538
イ	令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.00735
Q2,令2	令和2年度市場公募都市に係るもの 0.00114
イ	令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.00115
Q2,令3	令和3年度市場公募都市に係るもの 0.00540

イ	令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.00554
R	PF I事業により行われる病院事業（医療施設整備事業）に充てるため平成18年度に発行について同意又は許可を得た地方債の額
S	平成18年度市場公募都市に係るもの 0.051
イ	平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.038
Tn	病院事業（機械器具整備事業）に充てるためn年度に発行について同意又は許可を得た地方債（平成15年度以降に基本設計等に着手した事業に限り、符号Tnに係るものを除く。）の額に2分の1を乗じて得た額及び災害拠点病院の施設整備（機械器具整備事業）に充てるためn年度に発行について同意又は許可を得た地方債（平成15年度以降に基本設計等に着手した事業に限り、符号T2nに係るものを除く。）の額に2分の1を乗じて得た額の合算額
U27	平成27年度市場公募都市に係るもの 0.056
イ	平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.058
U28	平成28年度市場公募都市に係るもの 0.0556
イ	平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.0586
U29	平成29年度市場公募都市に係るもの 0.0556
イ	平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.0583
U30	平成30年度市場公募都市に係るもの 0.0558

イ	平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.0558
U令元	令和元年度市場公募都市に係るもの 0.05557
イ	令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.05919
U令2	令和2年度市場公募都市に係るもの 0.05564
イ	令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.05903
U令3	令和3年度市場公募都市に係るもの 0.05609
イ	令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.04196
U令4	令和4年度市場公募都市に係るもの 0.00175
イ	令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.00190
Tn	病院事業（機械器具整備事業・特別分）に充てるためn年度に発行について同意又は許可を得た地方債の額に3分の2を乗じて得た額
U27	平成27年度市場公募都市に係るもの 0.067
イ	平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.070
U28	平成28年度市場公募都市に係るもの 0.0667
イ	平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.0703
U29	平成29年度市場公募都市に係るもの 0.0667
イ	平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.0699
U30	平成30年度市場公募都市に係るもの 0.06670
イ	平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.06670

U令元	令和元年度市場公募都市に係るもの 0.06668
イ	令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.07102
U令2	令和2年度市場公募都市に係るもの 0.06676
イ	令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.07084
U令3	令和3年度市場公募都市に係るもの 0.06730
イ	令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.05035
U令4	令和4年度市場公募都市に係るもの 0.00210
イ	令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.00228
T2n	災害拠点病院の機械器具整備に充てるためn年度に発行について同意又は許可を得た地方債の額（符号T2nに係るものを除く。）に2分の1を乗じて得た額
U27	平成27年度市場公募都市に係るもの 0.056
イ	平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.058
U28	平成28年度市場公募都市に係るもの 0.0556
イ	平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.0586
U29	平成29年度市場公募都市に係るもの 0.0556
イ	平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.0583
U30	平成30年度市場公募都市に係るもの 0.05558
イ	平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.05558

ア	令和元年度市場公募都市に係るもの	0.05557
イ	令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.05919
U2	令和2年度市場公募都市に係るもの	0.05564
ア	令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.05903
U2	令和3年度市場公募都市に係るもの	0.10095
イ	令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.07553
U2	令和4年度市場公募都市に係るもの	0.00245
イ	令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00266
T2	災害拠点病院の機械器具整備(特別分)に充てるためn年度に発行について同意又は許可を得た地方債の額に3分の1を乗じて得た額	
U2	平成27年度市場公募都市に係るもの	0.0334
イ	平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.035
U2	平成28年度市場公募都市に係るもの	0.0334
イ	平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0352
U2	平成29年度市場公募都市に係るもの	0.0334
イ	平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0350
U2	平成30年度市場公募都市に係るもの	0.03335
イ	平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03335
U2	令和元年度市場公募都市に係るもの	0.03334

イ	令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03551
U2	令和2年度市場公募都市に係るもの	0.03338
イ	令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03542
U2	令和3年度市場公募都市に係るもの	0.10095
イ	令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.07553
V	市町村立大学附属病院の建設又は改良に要する経費に充てるため平成5年度から平成14年度までに発行を許可された地方債(用地、職員宿舍及び大学の用に供する研究・研修部門を除く。)の元利償還金(繰出金等について)によって報告されたもの	
W	市町村立大学附属病院事業(医療施設整備事業)に充てるため平成n年度に発行について同意又は許可を得た地方債(平成13年度以前に基本設計等に着手した事業に限る。また、用地、職員宿舍、看護師宿舍及び大学の用に供する研究・研修部門を除く。)の額	
X15	平成17年度市場公募都市に係るもの	0.021
X16	平成17年度市場公募都市に係るもの	0.017
X17	平成17年度市場公募都市に係るもの	0.020
イ	平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.016
X18	平成18年度市場公募都市に係るもの	0.020
イ	平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.015
X19	平成19年度市場公募都市に係るもの	0.020

イ	平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.015
X20	平成20年度市場公募都市に係るもの	0.01991
イ	平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.023
X21	平成21年度市場公募都市に係るもの	0.01934
イ	平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.022
X22	平成22年度市場公募都市に係るもの	0.01880
イ	平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.022
X23	平成23年度市場公募都市に係るもの	0.01876
イ	平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.021
X24	平成24年度市場公募都市に係るもの	0.01876
イ	平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.021
Y	市町村立大学附属病院事業(医療施設整備事業)に充てるため平成n年度に発行について同意又は許可を得た地方債(平成14年度に基本設計等に着手した事業に限る。また、用地、職員宿舍、看護師宿舍及び大学の用に供する研究・研修部門を除く。)の額	
Z15	平成23年度市場公募都市に係るもの	0.016
Z16	平成23年度市場公募都市に係るもの	0.013
Z17	平成24年度市場公募都市に係るもの	0.01407

ア	平成17年度市場公募都市に係るもの	0.015
イ	平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.012
Z18	平成18年度市場公募都市に係るもの	0.015
イ	平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.011
Z19	平成19年度市場公募都市に係るもの	0.015
イ	平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.011
Z20	平成20年度市場公募都市に係るもの	0.01493
イ	平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.017
Z21	平成21年度市場公募都市に係るもの	0.01450
イ	平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.017
Z22	平成22年度市場公募都市に係るもの	0.01410
イ	平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.016
Z23	平成23年度市場公募都市に係るもの	0.01407
イ	平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.016
Z24	平成24年度市場公募都市に係るもの	0.01407

AB ₂₁	町のイ	平成20年度市場公募都市以外の市	0.001120
AB ₂₀	町のイ	平成19年度市場公募都市以外の市	0.001100
AB ₁₉	町のイ	平成18年度市場公募都市以外の市	0.001100
AB ₁₈	町のイ	平成17年度市場公募都市以外の市	0.001100
AB ₁₇	町のイ	平成16年度市場公募都市以外の市	0.001100
AB ₁₆	町のイ	平成15年度市場公募都市以外の市	0.001100
AB ₁₅	町のイ	平成14年度市場公募都市以外の市	0.001100
AA _n	町のイ	平成24年度市場公募都市以外の市 市町村立大学附属病院事業（医療施設整備事業）に充てるためn年度に発行 について同意又は許可を得た地方債（平 成15年度以降に基本設計等に着手した 事業に限る。また、用地、職員宿舍、看 護師宿舍及び大学の用に供する研究・研 修部門を除く。）の額	0.0016

AB ₂₈	町のイ	平成27年度市場公募都市以外の市	0.001100
AB ₂₇	町のイ	平成26年度市場公募都市以外の市	0.001100
AB ₂₆	町のイ	平成25年度市場公募都市以外の市	0.001100
AB ₂₅	町のイ	平成24年度市場公募都市以外の市	0.001055
AB ₂₄	町のイ	平成23年度市場公募都市以外の市	0.001039
AB ₂₃	町のイ	平成22年度市場公募都市以外の市	0.001058
AB ₂₂	町のイ	平成21年度市場公募都市以外の市	0.001088
AA _n	町のイ	平成21年度市場公募都市以外の市 市町村立大学附属病院事業（医療施設整備事業）に充てるためn年度に発行 について同意又は許可を得た地方債（平 成15年度以降に基本設計等に着手した 事業に限る。また、用地、職員宿舍、看 護師宿舍及び大学の用に供する研究・研 修部門を除く。）の額	0.0012

AB ₃₀	町のイ	平成30年度市場公募都市以外の市	0.000437
AB ₂₉	町のイ	平成29年度市場公募都市以外の市	0.000996
AB ₂₈	町のイ	平成28年度市場公募都市以外の市	0.001110
AB ₂₇	町のイ	平成27年度市場公募都市以外の市	0.001110
AB ₂₆	町のイ	平成26年度市場公募都市以外の市	0.001350
AB ₂₅	町のイ	平成25年度市場公募都市以外の市	0.001350
AB ₂₄	町のイ	平成24年度市場公募都市以外の市	0.000860
AB ₂₃	町のイ	平成23年度市場公募都市以外の市	0.000860
AB ₂₂	町のイ	平成22年度市場公募都市以外の市	0.000860
AB ₂₁	町のイ	平成21年度市場公募都市以外の市	0.000860
AA _n	町のイ	平成28年度市場公募都市以外の市 市町村立大学附属病院事業（機械器具整備事業）に充てるためn年度に発行 について同意又は許可を得た地方債（平 成15年度以降に基本設計等に着手した 事業に限る。また、用地、職員宿舍、看 護師宿舍及び大学の用に供する研究・研 修部門を除く。）の額	0.0096

AD ₃₀	町のイ	平成30年度市場公募都市以外の市	0.002501
AD ₂₉	町のイ	平成29年度市場公募都市以外の市	0.002500
AD ₂₈	町のイ	平成28年度市場公募都市以外の市	0.002500
AD ₂₇	町のイ	平成27年度市場公募都市以外の市	0.002500
AD ₂₆	町のイ	平成26年度市場公募都市以外の市	0.002504
AD ₂₅	町のイ	平成25年度市場公募都市以外の市	0.002504
AD ₂₄	町のイ	平成24年度市場公募都市以外の市	0.002663
AD ₂₃	町のイ	平成23年度市場公募都市以外の市	0.002663
AD ₂₂	町のイ	平成22年度市場公募都市以外の市	0.002663
AD ₂₁	町のイ	平成21年度市場公募都市以外の市	0.002663
AA _n	町のイ	平成27年度市場公募都市以外の市 市町村立大学附属病院事業（機械器具整備事業）に充てるためn年度に発行 について同意又は許可を得た地方債（平 成15年度以降に基本設計等に着手した 事業に限る。また、用地、職員宿舍、看 護師宿舍及び大学の用に供する研究・研 修部門を除く。）の額	0.0079

イ	令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00086
AE _n	病院事業一般会計出資債（医療施設整備事業）に充てるためn年度に発行について同意又は許可を得た地方債の額	
AF ₂₀	平成20年度市場公募都市に係るもの	0.02489
イ	平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0229
AF ₂₁	平成21年度市場公募都市に係るもの	0.02417
イ	平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.028
AF ₂₂	平成22年度市場公募都市に係るもの	0.02351
イ	平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.027
AF ₂₃	平成23年度市場公募都市に係るもの	0.02345
イ	平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.027
AF ₂₄	平成24年度市場公募都市に係るもの	0.02346
イ	平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.026
AF ₂₅	平成25年度市場公募都市に係るもの	0.024
イ	平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.026

AF ₂₆	平成26年度市場公募都市に係るもの	0.023
イ	平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.026
AF ₂₇	平成27年度市場公募都市に係るもの	0.021
イ	平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.024
AF ₂₈	平成28年度市場公募都市に係るもの	0.0214
イ	平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0245
AF ₂₉	平成29年度市場公募都市に係るもの	0.0214
イ	平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0248
AF ₃₀	平成30年度市場公募都市に係るもの	0.00971
イ	平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.01298
AF _{令元}	令和元年度市場公募都市に係るもの	0.00896
イ	令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.01225
AF _{令2}	令和2年度市場公募都市に係るもの	0.00190
イ	令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00192
AF _{令3}	令和3年度市場公募都市に係るもの	0.00300

AG _n	病院事業一般会計出資債（機械器具整備事業）に充てるためn年度に発行について同意又は許可を得た地方債の額	
イ	令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00308
AH ₂₇	平成27年度市場公募都市に係るもの	0.056
イ	平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.058
AH ₂₈	平成28年度市場公募都市に係るもの	0.0556
イ	平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0586
AH ₂₉	平成29年度市場公募都市に係るもの	0.0556
イ	平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0583
AH ₃₀	平成30年度市場公募都市に係るもの	0.05558
イ	平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0558
AH _{令元}	令和元年度市場公募都市に係るもの	0.05557
イ	令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.05919
AH _{令2}	令和2年度市場公募都市に係るもの	0.05564
イ	令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.05903
AH _{令3}	令和3年度市場公募都市に係るもの	0.05609

AI ₁	救急告示病院数	0.04196
AI ₂	救急告示等病床数	
AJ	上水道の高料金対策に係る繰出基準額	
AK	上水道水源開元利償還金	
AL	独立行政法人水資源機構負担金	
AM	上水道広域化対策元利償還金	
AN	上水道一般会計出資債元利償還金（平成11年度以前）	
AO _n	n年度における市町村上水道一般会計出資債同意等額（符号AO _n に係るものを除く。）	
AP ₁₂	0.026	
AP ₁₃	0.027	
AP ₁₄	0.022	
AP ₁₅	0.024	
AP ₁₆	0.019	
AP ₁₇	平成17年度市場公募都市に係るもの	0.023
イ	平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.018
AP ₁₈	平成18年度市場公募都市に係るもの	0.022

イ	平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.017
ア	平成19年度市場公募都市に係るもの	0.022
イ	平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.016
ア	平成20年度市場公募都市に係るもの	0.02240
イ	平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.026
ア	平成21年度市場公募都市に係るもの	0.02175
イ	平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.025
ア	平成22年度市場公募都市に係るもの	0.02115
イ	平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.024
ア	平成23年度市場公募都市に係るもの	0.02111
イ	平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.024
ア	平成24年度市場公募都市に係るもの	0.02111
イ	平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.024

イ	平成25年度市場公募都市に係るもの	0.021
ア	平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.024
イ	平成26年度市場公募都市に係るもの	0.021
ア	平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.023
イ	平成27年度市場公募都市に係るもの	0.019
ア	平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.022
イ	平成28年度市場公募都市に係るもの	0.0192
ア	平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0220
イ	平成29年度市場公募都市に係るもの	0.0192
ア	平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0223
イ	平成30年度市場公募都市に係るもの	0.00874
ア	平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.01168
イ	令和元年度市場公募都市に係るもの	0.00806
ア	令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.01103
イ	令和2年度市場公募都市に係るもの	0.00171

イ	令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00173
ア	令和3年度市場公募都市に係るもの	0.00270
イ	令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00277
ア	令和4年度市場公募都市に係るもの	0.00495
イ	令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00511
イ	令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.01075
ア	令和元年度市場公募都市に係るもの	0.01470
イ	令和2年度市場公募都市に係るもの	0.00227
ア	令和2年度市場公募都市に係るもの	0.00230
イ	令和3年度市場公募都市に係るもの	0.00360
ア	令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00369
イ	令和4年度市場公募都市に係るもの	0.00594
ア	令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00613
イ	市町村立看護師等養成所生徒数	AR
ア	令和4年度に発行について同意又は許可を得た病院事業債(脱炭素化事業)に係る地方債に相当する額(千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)	AS
イ	令和4年度市場公募都市に係るもの	0.00297
ア	令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00307

イ	令和4年度に発行について同意又は許可を得た上水道及び簡易水道一般会計出資債(脱炭素化事業)に係る地方債に相当する額(千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)	AU
イ	令和4年度市場公募都市に係るもの	0.00297
ア	令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00307
イ	当該市町村の財政力指数(当該市町村に係る基準財政収入額(錯誤に係る額として加減した額を除く。))を基準財政需要額(錯誤に係る額として加減した額を除く。)で除して得た数値(小数点以下2位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)	AR2
ア	当該市町村の財政力指数(当該市町村に係る基準財政収入額(錯誤に係る額として加減した額を除く。))を基準財政需要額(錯誤に係る額として加減した額を除く。)で除して得た数値(小数点以下2位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)	AS2
イ	令和4年度市場公募都市に係るもの	0.00495
ア	令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00511
イ	令和4年度に発行について同意又は許可を得た病院事業債(脱炭素化)	AR2

事業・特別分・残余分)に係る地方債に相当する額に3分の2を乗じて得た額(千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

AS2.

A 令和4年度市場公募都市に係るもの0.00594

I 令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの0.00613

2 診療所の数は、前年の四月一日現在における当該市町村立の医療法第一条の五第二項に規定する診療所(市町村が組織する組合立の診療所は、当該診療所の所在する市町村立の診療所(当該市町村が当該組合を構成する市町村以外の市町村である場合で総務大臣が承認する場合には、当該組合を構成する市町村のうち都道府県知事が指定する市町村立の診療所)とみなす。)のうち同日現在において休診しているものを除いたもの(以下「市町村立診療所」という。)の数として都道府県知事の申告に基づき総務大臣が調査した数とする。

3 診療所病床数は、前年度における医療法第三十条の十三第一項の規定により都道府県知事に報告した市町村立診療所の病床数(以下この表において「診療所最大使用病床数」という。)に、市町村立診療所ごとに次の算式により算定した数を合算した数を加えた数とする。
算式
(A+B)×0.3+(B+C)×0.6+(C+D)×0.9

(A+B)は(A+B)又は(C+D)が負数となるときはそれぞれ0とし、CがAよりも小さくないときは(A+B)は0とし、DがA、B又はCのいずれよりも小さくないときは(A+B)、(B+C)及び(C+D)は0とし、C、D、A及びBのときは(A+B)は(A+B)とし、B、C、D、A又はD、B、C、Aのときは(A+B)は(A+C)とし、(A+B)×0.3、(B+C)×0.6及び(C+D)×0.9に小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号
A 4年前の7月1日現在における診療所稼働病床数(診療所病床数は、医療法第三十条の十三第一項の規定により都道府県知事に報告した市町村立診療所の病床数(以下この表において「診療所稼働病床数」という。))

B 3年前の7月1日現在における診療所稼働病床数

C 前々年度における診療所最大使用病床数

D 前年度における診療所最大使用病床数

4 簡易水道等給水人口は、前年の三月三十一日現在における市町村公共施設状況調による当該市町村又は当該市町村の組織する組合が経営する簡易水道事業の施設及び飲料水供給施設に係る給水人口に次の算式により算定した数を加えた数とする。

算式
A+B×0.9+C×0.7+D×0.5+E×0.3+F×0.1

A 「統合水道に係る旧簡易水道区域の給水人口について」(令和4年10月25日付け総財第69号)において報告された5年前の4月1日から1年前の3月31日までの間に簡易水道事業を統合し有することとなった統合水道に係る旧簡易水道区域における給水人口

B 「統合水道に係る旧簡易水道区域の給水人口について」において報告された6年前の4月1日から5年前の3月31日までの間に簡易水道事業を統合し有することとなった統合水道に係る旧簡易水道区域における給水人口

C 「統合水道に係る旧簡易水道区域の給水人口について」において報告された7年前の4月1日から6年前の3月31日までの間に簡易水道事業を統合し有することとなった統合水道に係る旧簡易水道区域における給水人口

D 「統合水道に係る旧簡易水道区域の給水人口について」において報告された8年前の4月1日から7年前の3月31日までの間に簡易水道事業を統合し有することとなった統合水道に係る旧簡易水道区域における給水人口

ることとなった統合水道に係る旧簡易水道区域における給水人口

E 「統合水道に係る旧簡易水道区域の給水人口について」において報告された9年前の4月1日から8年前の3月31日までの間に簡易水道事業を統合し有することとなった統合水道に係る旧簡易水道区域における給水人口

F 「統合水道に係る旧簡易水道区域の給水人口について」において報告された10年前の4月1日から9年前の3月31日までの間に簡易水道事業を統合し有することとなった統合水道に係る旧簡易水道区域における給水人口

5 簡易水道事業元利償還金は、簡易水道整備事業費(簡易水道未普及解消緊急対策事業費を含む。)の財源に充てるため平成三年度から平成十一年度までの各年度において発行を許可された地方債(当該年度の六月一日以降に借り入れた地方債を除く。)の当該年度における元利償還金(千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)に四十分の一を乗じて得た額(千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

に簡易水道未普及解消緊急対策事業費の財源に充てるため平成十一年度以前に発行を許可された地方債(当該年度の六月一日以降に借り入れた地方債を除く。)の当該年度における元利償還金(千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

の当該年度における元利償還金(千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

(千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

この場合において、市町村が組織する組合に係る当該元利償還金は、当該元利償還金を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め総務大臣が承認した率(協議が成立しないときは、総務大臣が定める率)により按分したものをそれぞれの市町村の元利償還金とみなす。

6 平成十二年度から令和四年度までの各年度分の簡易水道事業元利償還金は、簡易水道整備事業費(簡易水道未普及解消緊急対策事業費を含む。)の財源に充てるため平成十二年度及び平成十三年度に発行を許可された地方債の額に相当す

る額に四分の一を乗じて得た額並びに平成十四年度から平成二十二年までの各年度に発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額に四十分の九を乗じて得た額(千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

る額に四分の一を乗じて得た額並びに平成十四年度から平成二十二年までの各年度に発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額に四十分の九を乗じて得た額(千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

並びに簡易水道事業に係る地方公営企業法の財務規定等の適用に要する経費に充てるため平成二十七年から令和二年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額に二分の一を乗じて得た額並びに令和三年度及び令和四年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額に二十分の十一を乗じて得た額を加えた額とする。

この場合において、市町村が組織する組合に係る当該地方債の同意等額は、当該同意等額を当該組合を構成する地方団体の長が協議して定め、総務大臣が承認した率(協議が成立しないときは、総務大臣が定める率)により按分したものをそれぞれの地方団体の同意等額とみなす。

7 高料金対策簡易水道資本費は、次の(1)及び(2)の規定の全てに該当する簡易水道事業(公営企業の経営に当たつての留意事項について)(平成二十六年八月二十九日付け総財公第百七号、総財第百七十三号、総財第百八十三号)に基づく「経営戦略」策定の定義を満たす経営戦略(以下「経営戦略」という。)を策定した事業であり、かつ、国勢調査令によつて調査した平成二十二年十月一日現在における人口が三万人以上の市町村(構成市町村の人口合計が三万人以上の地方自治法第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合及び広域連合を含む。)が行う事業にあつては、地方公営企業法第二条第三項の規定により同法の規定の全部又は一部を適用している事業として総務大臣が調査した事業に限る。以下「高料金対策簡易水道事業」と

する。以下「高料金対策簡易水道事業」と

する。以下「高料金対策簡易水道事業」と

する。以下「高料金対策簡易水道事業」と

する。以下「高料金対策簡易水道事業」と

する。以下「高料金対策簡易水道事業」と

する。以下「高料金対策簡易水道事業」と

する。以下「高料金対策簡易水道事業」と

する。以下「高料金対策簡易水道事業」と

する。以下「高料金対策簡易水道事業」と

する。以下「高料金対策簡易水道事業」と

する。以下「高料金対策簡易水道事業」と

する。以下「高料金対策簡易水道事業」と

いう。)について総務大臣が調査した前々年度の三月三十一日現在の当該簡易水道事業の有収水量一立方メートル当たりの資本費の額とする。

(1) 総務大臣が調査した当該簡易水道事業の有収水量一立方メートル当たりの資本費の額が一五三円以上であること。

(2) 総務大臣が調査した当該簡易水道事業の有収水量一立方メートル当たりの供給単価が一八一円以上であること。

8 高料金対策簡易水道有収水量は、高料金対策簡易水道事業について総務大臣が調査した前々年度の三月三十一日現在の当該高料金対策簡易水道事業の有収水量とする。

9 市町村立等病院病床数は、前年の七月一日現在における当該市町村立の医療法第一条の五第一項に規定する病院(地方公営企業法第二条第二項の財務規定等の適用があるもの又は当該市町村若しくは当該市町村が構成団体である一部事務組合が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である同法第八十一条の公営企業型地方独立行政法人(以下この表において「市町村公営企業型地方独立行政法人」という。)の経営するものに限る。以下この表において「市町村立病院」という。)の結核病床、精神病床及び感染症病床の許可病床数並びに前年の四月一日現在における一般病床及び療養病床の施設全体の最大使用病床数を合算した数に、市町村立病院ごとに次の算式により算定した数を合算した数を加えた数とし、市町村立等病院特例病床数は、六年前の三月三十一日から一年前の三月三十一日までの間の病床数の減少数として総務大臣が調査した数とする。この場合において、市町村が組織する組合立の病院(都道府県、市町村及び一部事務組合が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である同法第八十一条の公営企業型地方独立行政法人の経営する病院を含む。)の病床数は、当該病床数を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率(協議が成立しないときは、総務大臣が定める率)により按分したものをそれぞれ

れの市町村立の病院の病床数(総務大臣が承認する場合には、当該組合を構成する市町村のうち都道府県知事が指定する市町村立の病院の病床数)とみなし、都道府県及び市町村が組織する組合立の病院(都道府県、市町村及び一部事務組合が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である同法第八十一条の公営企業型地方独立行政法人の経営する病院を含む。)の病床数は、当該病床数を当該組合を構成する都道府県の知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率(協議が成立しないときは、総務大臣が定める率)により按分したものをそれぞれ都道府県立及び市町村立の病院の病床数(都道府県知事の申告がある場合には、当該申告に基づき総務大臣が指定した都道府県立又は市町村立の病院の総務大臣が調査した病床数)とみなす。

し、当該市町村立病院が医療法第一条の五第二項に規定する診療所に転換した場合は、当該診療所の病床数) D 前年度における一般病床及び療養病床の施設全体の最大使用病床数(ただし、当該市町村立病院が医療法第一条の五第二項に規定する診療所に転換した場合は、当該診療所の病床数) 10 市町村立大学附属病院病床数は、前年の七月一日現在における当該市町村立の大学に附属する医療法第一条の五第一項に規定する病院(以下この表において「市町村立大学附属病院」という。)の結核病床、精神病床及び感染症病床の許可病床数並びに前年度における一般病床及び療養病床の施設全体の最大使用病床数を合算した数に、市町村立大学附属病院ごとに次の算式により算定した数を合算した数を加えた数とする。

立のリハビリ病院(医療法第一条の五第一項に規定する病院のうちその病床が主として同法第七条第二項第五号に規定する一般病床である病院で主として理学療法又は作業療法を行う病院をいい、市町村立病院を除く。以下この表において「市町村立リハビリ病院」という。)の結核病床、精神病床及び感染症病床の許可病床数並びに前年度における一般病床及び療養病床の施設全体の最大使用病床数を合算した数に、市町村立リハビリ病院ごとに次の算式により算定した数を合算した数を加えた数とする。

算式 (A-B) × 0.3 + (B-C) × 0.6 + (C-D) × 0.9 (A-B)、(B-C)又は(C-D)が負数となるときはそれぞれ0とし、CがAよりも小さくないときは(A-B)は0とし、DがA、B又はCのいずれよりも小さくないときは(A-B)、(B-C)及び(C-D)は0とし、C/D/Aのときは(B-C)は(B-D)とし、B/C/D/A又はC/D/A/B/Aのときは(A-B)は(A-D)とし、B/D/A/C/A又はD/A/B/A/C/Aのときは(A-B)は(A-C)とし、(A-B) × 0.3、(B-C) × 0.6及び(C-D) × 0.9に小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号 A 4年前の7月1日現在における一般病床及び療養病床の稼働病床数 B 3年前の7月1日現在における一般病床及び療養病床の稼働病床数(ただし、当該市町村立病院が医療法第一条の五第二項に規定する診療所に転換した場合は、当該診療所の病床数) C 前々年度における一般病床及び療養病床の施設全体の最大使用病床数 D 前年度における一般病床及び療養病床の施設全体の最大使用病床数

算式の符号 A 4年前の7月1日現在における一般病床及び療養病床の稼働病床数 B 3年前の7月1日現在における一般病床及び療養病床の稼働病床数 C 前々年度における一般病床及び療養病床の施設全体の最大使用病床数 D 前年度における一般病床及び療養病床の施設全体の最大使用病床数

算式の符号 A 4年前の7月1日現在における一般病床及び療養病床の稼働病床数 B 3年前の7月1日現在における一般病床及び療養病床の稼働病床数 C 前々年度における一般病床及び療養病床の施設全体の最大使用病床数 D 前年度における一般病床及び療養病床の施設全体の最大使用病床数

算式の符号 A 4年前の7月1日現在における一般病床及び療養病床の稼働病床数 B 3年前の7月1日現在における一般病床及び療養病床の稼働病床数 C 前々年度における一般病床及び療養病床の施設全体の最大使用病床数 D 前年度における一般病床及び療養病床の施設全体の最大使用病床数

充てらるため平成三年度から平成十四年度までの各年度において発行を許可された地方債（当該年度の六月一日以降に借り入れた地方債を除く。）の当該年度における元利償還金（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に三分の二を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）並びに令和四年度繰出基準に該当するものうち災害拠点病院が災害時における救急医療のために行う施設（通常の診療に必要な施設を上回る施設）の整備に要する経費に充てらるため平成十三年度及び平成十四年度に発行を許可された地方債（当該年度の六月一日以降に借り入れた地方債を除く。）の当該年度における元利償還金（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に三分の一を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額とする。この場合において、地方団体が組織する組合に係る当該元利償還金は、当該元利償還金を当該組合を構成する地方団体の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの地方団体の元利償還金とみなす。

13 平成十五年度から令和四年度までの各年度分の市町村立等病院事業債同意額は、令和四年度繰出基準に該当するものうち医療法第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所の建設又は改良に要する経費に充てらるため平成十五年度から令和四年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てらるため発行について同意又は許可を得た地方債及び平成二十八年度から令和三年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち当該都道府県の定める地域医療構想との整合性に係る当該都道府県の意見に基づき適当と認められないものとして総務大臣が通知したものを除く。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨

五入する。）に三分の二（平成十三年度以前からの継続事業、平成十四年度からの継続事業及び特別分（公立病院に係る財政措置の取扱いについて）（平成二十七年四月十日付け総務第六十一号）第13（1）の再編・ネットワーク化に係る公立病院の施設・設備の整備をいう。以下この13において同じ。）に係る事業以外の事業にあつては二分の一）を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）令和四年度繰出基準に該当するものうち災害拠点病院が災害時における救急医療のために行う施設（通常の診療に必要な施設を上回る施設）整備に要する経費に充てらるため平成十五年度から令和四年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てらるため発行について同意又は許可を得た地方債及び平成二十八年度から令和四年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち当該都道府県の定める地域医療構想との整合性に係る当該都道府県の意見に基づき適当と認められないものとして総務大臣が通知したものを除く。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に三分の一（平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業にあつては二分の一）を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）若しくは令和四年度繰出基準に該当するものうち災害時医療施設（「災害時の医療確保に必要な公立病院の施設整備に係る財政措置の取扱いについて」（平成二十一年四月一日付け総経第七十号）において定める対象医療施設であつて、通常の診療に必要な施設を上回るものをいう。）の整備に要する経費に充てらるため平成二十一年度から令和四年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てらるため発行について同意又は許可を得た地方債及び平成二十八年度から令和四

年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち当該都道府県の定める地域医療構想との整合性に係る当該都道府県の意見に基づき適当と認められないものとして総務大臣が通知したものを除く。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に三分の一（平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業にあつては二分の一）を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

同意又は許可を得た地方債のうち当該都道府県の定める地域医療構想との整合性に係る当該都道府県の意見に基づき適当と認められないものとして総務大臣が通知したものを除く。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。の合算額（医療施設整備事業分のうち、平成二十一年度から平成二十五年まで同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートルあたり三十三万円を上回る額を、平成二十六年から令和二年度までの各年度に同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートルあたり三十六万円を上回る額、令和三年度に同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートルあたり四十万円を上回る額、令和四年度に同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートルあたり四十七万円を上回る額を除く。）とする。

この場合において、地方団体が組織する組合に係る当該地方債の同意等額は、当該同意等額を当該組合を構成する地方団体の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの地方団体の同意等額とみなす。

15 平成十五年度から令和四年度までの各年度分の市町村立大学附属病院事業債同意等額は、「繰出金等について」によつて報告のあつた当該市町村立の大学に附属する医療法第一条の五第一項に規定する病院の建設又は改良に要する経費に充てらるため平成十五年度から令和三年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（用地、職員宿舎、看護師宿舎、大学の用に供する研究・研修部門に係るもの並びに当該年度の六月一日以降に借り入れた地方債を除く。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。この場合において、地方団体が組織する組合に係る当該地方債の同意等額は、当該同意等額を当該組合を

14 市町村立大学附属病院事業債元利償還金は、「繰出金等について」によつて報告のあつた当該市町村立の大学に附属する医療法第一条の五第一項に規定する病院の建設又は改良に要する経費に充てらるため平成五年度から平成十四年度までの各年度において発行を許可された地方債（用地、職員宿舎、看護師宿舎及び大学の用に供する研究・研修部門に係るもの並びに当該年度の六月一日以降に借り入れた地方債を除く。）の当該年度における元利償還金（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

16 病院事業一般会計出資債同意等額は、令和三年度繰出基準に該当するものうち医療法第三十一条に規定する公的医療機関の再編等に伴う建設又は改良に要する経費であつて通常の建設又は改良に要する部分を超えるものに充てらるため平成二十年度から令和三年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てらるため発行について同意又は許可を得た地方債を除く。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

15 平成十五年度から令和四年度までの各年度分の市町村立大学附属病院事業債同意等額は、「繰出金等について」によつて報告のあつた当該市町村立の大学に附属する医療法第一条の五第一項に規定する病院の建設又は改良に要する経費に充てらるため平成十五年度から令和三年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（用地、職員宿舎、看護師宿舎、大学の用に供する研究・研修部門及び再生可能エネルギー発電設備の設置に係るもの並びに当該年度の六月一日以降に借り入れた地方債を除く。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。この場合において、地方団体が組織する組合に係る当該地方債の同意等額は、当該同意等額を当該組合を

構成する地方団体の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの地方団体の同意等額とみなす。

17 救急告示病院数は、前年の七月一日における救急病院等を定める省令第二条第一項の規定により告示された市町村の経営する病院（市町村公営企業型地方独立行政法人の経営するものを含む。）の数とする。この場合において、市町村が組織する組合立の救急告示病院（都道府県及び市町村が地方独立行政法人法第六條第三項に規定する設立団体である同法第六條第八十一條の公営企業型地方独立行政法人の経営する病院を含む。）は、当該組合を構成するいずれかの市町村の経営する救急告示病院とみなし、都道府県及び市町村が組織する組合立の救急告示病院（都道府県及び市町村が同法第六條第三項に規定する設立団体である同法第六條第八十一條の公営企業型地方独立行政法人の経営する救急告示病院を含む。）は、当該組合を構成する都道府県の知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの都道府県及び市町村の経営する救急告示病院とみなす。

18 救急告示等病床数は、前年の七月一日における17に規定する病院の救急告示病院病床数又は救命救急センター病床数（その数が三十を超える場合にあつては、三十）を合算した数とする。この場合において、市町村が組織する組合立の救急告示病院（都道府県及び市町村が地方独立行政法人法第六條第三項に規定する設立団体である同法第八十一條の公営企業型地方独立行政法人の経営する救急告示病院を含む。）の救急告示等病床数は、当該病床数を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村の救急告示等病床数（総務大臣が承認する場合には、当該組合を構成する市町村のうち都道府県知事が指定する市町村の救急告示等病床数）とみなし、都道府県及び市町村が

組織する組合立の救急告示病院（都道府県及び市町村が同法第六條第三項に規定する設立団体である同法第八十一條の公営企業型地方独立行政法人の経営する救急告示病院を含む。）の救急告示等病床数は、当該病床数を当該組合を構成する都道府県の知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの都道府県及び市町村の救急告示等病床数（都道府県知事の申告がある場合には、当該申告に基づき総務大臣が指定した都道府県又は市町村の救急告示病院の総務大臣が調査した救急告示等病床数）とみなす。

19 上水道の高料金対策に係る繰出基準額は、「令和五年度の地方公営企業繰出金について（通知）」（令和五年四月三日付け総財第二十八号）第1、6（2）イ（ア）に該当する繰出基準額として次の算式により得られる額として総務大臣が調査した額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式
(A-148) × B

A 次の(1)から(3)までの規定の全てに該当する高料金対策上水道事業（経営戦略を策定した事業として総務大臣が調査した事業に限る。以下「高料金対策上水道事業」という。）について総務大臣が調査した前々年度の3月31日現在の当該高料金対策上水道事業の有収水量1立方メートル当たりの資本費
(1) 総務大臣が調査した当該上水道事業の有収水量1立方メートル当たりの資本費の額が148円以上であること。
(2) 総務大臣が調査した当該上水道事業の有収水量1立方メートル当たりの給水原価が244円以上であること。

(3) 総務大臣が調査した当該上水道事業（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第2項に規定する特定被災地方公共団体のうち浪江町及び特定被災地方公共団体が加入する地方自治法第284条第1項に規定する一部事業組合又は広域連合のうち双葉地方水産企業団が実施する上水道事業を除く。）の有収水量1立方メートル当たりの供給単価が181円以上であること。
B 高料金対策上水道事業について総務大臣が調査した前々年度の3月31日現在の当該高料金対策上水道事業の有収水量

町及び特定被災地方公共団体が加入する地方自治法第284条第1項に規定する一部事業組合又は広域連合のうち双葉地方水産企業団が実施する上水道事業を除く。）の有収水量1立方メートル当たりの供給単価が181円以上であること。
B 高料金対策上水道事業について総務大臣が調査した前々年度の3月31日現在の当該高料金対策上水道事業の有収水量

20 上水道水源開発元利償還金は、国庫の補助金を受けて施行する上水道水源開発施設整備事業に係る経費に充てるため昭和四十二年年度から平成元年度までの各年度において発行を許可された地方債の許可額のうち国庫の補助金の額の算定の基礎となつた額の三十分の七（昭和五十五年年度以前の年度において発行を許可された地方債に係る事業及び繰出基準に基づき一般会計から出資が行われることとされた事業以外にあっては、三分の一）に相当する額に係る元利償還金（建設仮勘定に係るものを除く。千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

この場合において、地方団体が組織する組合に係る当該元利償還金は、当該元利償還金を当該組合を構成する地方団体の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの地方団体の元利償還金とみなす。
21 独立行政法人水資源機構負担金は、独立行政法人水資源機構法第二十五条の規定により当該年度中に当該市町村が支払う割賦負担金の額（建設仮勘定に係るものを除く。）に三分の一を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。この場合において、地方団体が組織する組合に係る当該負担金は、当該負担金を当該組合を構成する地方団体の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの地方団体の負担金とみなす。

22 上水道広域化対策元利償還金は、国庫の補助金を受けて施行する上水道広域化施設整備事業に係る経費に充てるため昭和四十二年年度から平成元年度までの各年度において発行を許可された地方債の許可額のうち国庫の補助金の額の算定の基礎となつた額（超過率の適用のあるものにあつては、当該額にそれぞれの超過率を乗じて得た額とする。）の三十分の七（昭和五十五年年度以前の年度において発行を許可された地方債に係る事業及び繰出基準に基づき一般会計から出資が行われることとされた事業以外にあっては、三分の一）に相当する額に係る当該年度における元利償還金（建設仮勘定に係るものを除く。千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。この場合において、地方団体が組織する組合に係る当該元利償還金は、当該元利償還金を当該組合を構成する地方団体の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの地方団体の元利償還金とみなす。

23 上水道一般会計出資元利償還金は、国庫の補助金を受けて施行する上水道施設整備等事業に要する経費のうち、一般会計が上水道事業特別会計に出資する財源に充てるため平成十一年度以前に発行を許可された地方債（当該年度の六月一日以降に借り入れた地方債を除く。）の当該年度における元利償還金（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。この場合において、地方団体が組織する組合に係る当該元利償還金は、当該元利償還金を当該組合を構成する地方団体の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの地方団体の元利償還金とみなす。

24 平成十二年度から令和四年度までの各年度分の市町村上水道一般会計出資債同意等額は、国庫の補助金を受けて施行する上水道施設整備等事業に要する経費のうち、一般会計が上水道事業特別会計に出資する財源に充てるため平成十二年度から令和四年度までの各年度にお

域化施設整備事業に係る経費に充てるため昭和四十二年年度から平成元年度までの各年度において発行を許可された地方債の許可額のうち国庫の補助金の額の算定の基礎となつた額（超過率の適用のあるものにあつては、当該額にそれぞれの超過率を乗じて得た額とする。）の三十分の七（昭和五十五年年度以前の年度において発行を許可された地方債に係る事業及び繰出基準に基づき一般会計から出資が行われることとされた事業以外にあっては、三分の一）に相当する額に係る当該年度における元利償還金（建設仮勘定に係るものを除く。千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。この場合において、地方団体が組織する組合に係る当該元利償還金は、当該元利償還金を当該組合を構成する地方団体の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの地方団体の元利償還金とみなす。

て発行について同意又は許可を得た地方債（再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債を除く。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。この場合において、地方団体が組織する組合に係る当該地方債の同意等額は、当該同意等額を当該組合を構成する地方団体の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの地方団体の同意等額とみなす。

25 広域化推進事業に係る令和元年度から令和四年度までの各年度分の市町村上水道一般会計出資債同意等額は、広域化推進事業に要する経費のうち、一般会計が上水道事業特別会計に出資する財源に充てるため令和元年度から令和四年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債を除く。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。この場合において、地方団体が組織する組合に係る当該地方債の同意等額は、当該組合を構成する地方団体の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの地方団体の同意等額とみなす。

26 市町村立看護師等養成所生徒数は、「繰出金等について」によつて報告された当該市町村立看護師養成所及び看護師養成所の前年の四月一日現在の生徒数と保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和二十六年文部省・厚生省令第一号）により都道府県知事が指定した当該市町村立保健師養成所及び助産師養成所の前年の四月一日現在の生徒数の合計数とする。

27 密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式イ、算式ウ、算式エ及び算式オによる

り算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式イ

$$\frac{1}{A} \times (0.5 + 0.5 \times \frac{2}{B}) \times B \times 0.467 + (0.5 + 0.5 \times \frac{3}{B}) \times C \times 0.319$$

算式イの符号

A 測定単位の数値

B 7（6）割軽減保険料軽減者数に1.75を乗じて得た数、5（4）割軽減保険料軽減者数に1.25を乗じて得た数及び2割軽減保険料軽減者数に0.5を乗じて得た数を合算した数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

C 7（6）割軽減保険料軽減世帯数に1.75を乗じて得た数、5（4）割軽減保険料軽減世帯数に1.25を乗じて得た数及び2割軽減保険料軽減世帯数に0.5を乗じて得た数を合算した数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式ウ

次式の算式によつて算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

$$\frac{a \times 1,000}{b} \times \frac{1}{10,262}$$

算式

この算式は、その端数を四捨五入する。

算式オ

減額した被保険者均等割額計

符号Bに同じ。

次の算式によつて算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式オの符号

$$\frac{1}{A} \times \left(\frac{B \times C \times 0.321 \times 68 + 23 \times B \times C}{630} \right)$$

算式オ

A 測定単位の数値

B 一般被保険者数

算式エ

$$\frac{B \times 0.469}{A}$$

算式エ

この算式は、その端数を四捨五入する。

算式ウ

測定単位の数値

B 7（6）割軽減保険料軽減者数、5（4）割軽減保険料軽減者数に0.93を乗じて得た数及び2割軽減保険料軽減者数に0.87を乗じて得た数を合算した数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式ウ

$$\frac{B \times 0.606}{A}$$

算式ウ

減額した世帯別平等割額計

符号Cに同じ。

算式ウ

この算式は、その端数を四捨五入する。

算式イ

$$\frac{c \times 1,000}{d} \times \frac{1}{7,020}$$

算式イ

この算式は、その端数を四捨五入する。

算式

$$\frac{0.5 + 0.5 \times \frac{a}{b} \times B + 0.5 \times \frac{c}{d} \times C \times 0.752}{1,000}$$

算式

A 測定単位の数値

B 次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$$\frac{(a/b)}{0.54}$$

算式

0.54

54

算式

次式の算式によつて算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$$\frac{\gamma - 0.56}{0.05}$$

算式

この算式は、その端数を四捨五入する。

算式

次式の算式により算定した数

算式

この算式は、その端数を四捨五入する。

算式

この算式は、その端数を四捨五入する。

<p>費 社 福 健 保 者 齢 高 十</p> <p>口 人 上 以 十 六</p> <p>A 算式イの符号</p> <p>B 測定単位の数値</p>	<p>算式イ</p> <p>B × 3.450 + C × 6.099</p> <p>A</p>	<p>算式ウの符号</p> <p>A (a/b) > 0.43 のとき 0</p> <p>a 符号Dに同じ。</p> <p>b 前年度9月30日現在一般被保険者数</p> <p>28 市町村が組織する組合が国民健康保険を行うときは、当該組合に係る七(六)割軽減保険料軽減者数、五(四)割軽減保険料軽減者数、二割軽減保険料軽減者数、七(六)割軽減保険料軽減者数、五(四)割軽減保険料軽減者数、二割軽減保険料軽減者数、五(四)割軽減保険料軽減者数、二割軽減保険料軽減者数、減額した被保険者均等割額計及び減額した世帯別平等割額計を当該組合を構成する市町村ごとに分別して26の規定を適用する。</p> <p>29 一般被保険者世帯等数は、市町村税課税状況調(国保関係)の「第1表n-2年度国民健康保険の加入者の状況に関する調」の「その1基礎課税(賦課)額に係る分」の「被保険者世帯等数」の「計(C)」の欄の数とする。</p> <p>1 密度補正に用いる密度は、次の算式ア、算式イ、算式ウ及び算式エにより算定した数(小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する)とする。</p> <p>算式ア</p> <p>B × 1.0 / A</p> <p>算式イ</p> <p>A</p> <p>算式ウ</p> <p>B</p>
--	--	---

<p>B 居宅介護サービス等受給者数</p> <p>C 施設介護サービス受給者数</p> <p>算式ウ</p>	<p>(B × 6.3 + 5.56 + C × 8.0 + 4.60 + D × 12.6 + 7.22) / A</p> <p>算式ウの符号</p> <p>A 測定単位の数値</p> <p>B 年間平均利用者数が5人以下である生活支援ハウス施設数</p> <p>C 年間平均利用者数が6人以上10人以下である生活支援ハウス施設数</p> <p>D 年間平均利用者数が11人以上である生活支援ハウス施設数</p> <p>算式エ</p> <p>B × 0.052 / A</p> <p>算式エの符号</p> <p>A 測定単位の数値</p> <p>B 所得段階別第1号被保険者数における、第1段階被保険者数に1.00を乗じて得た数、第2段階被保険者数に1.25を乗じて得た数及び第3段階被保険者数に0.25を乗じて得た数(それぞれについて整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する)を合算した数</p>	<p>2 養護老人ホーム被措置者数は、当該年度の四月一日現在において老人福祉法(昭和二十八年法律第百三十三号)の規定によって養護老人ホームに入所措置されている者として福祉行政報告例によって厚生労働省に報告された「第三十三養護老人ホームの措置人数」のうち当該市町村がその経費を負担したものの実人員数に〇・八四〇〇を乗じて得た数(整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する)の合計数とする。</p> <p>3 居宅介護サービス等受給者数は、当該市町村において、介護保険事業状況報告によつて令和五年二月分として厚生労働省に報告された「一般状況(11)居宅介護(介護予防)サービス受給者数」の表側「総数」、表頭「合計」の欄の数値(以下「居宅介護サービス受給者数」という。)及び「一般状況(12)地域密着型(介護予防)サービス受給者数」の表側「総数」、表頭「合計」の欄の数値(以下「地域密着型サービス受給者数」という。)の合計数とする。</p>
---	---	---

<p>4 施設介護サービス受給者数は、当該市町村において、介護保険事業状況報告によつて令和五年二月分として厚生労働省に報告された「一般状況(13)施設介護サービス受給者数」の表側「総数」、表頭「合計」の欄の数値とする。</p> <p>5 生活支援ハウス施設数は、当該年度の四月一日現在において、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八条第七項に規定する通所介護を行うこと又は同条第八項に規定する通所リハビリテーションを行うことが可能な施設に併設又は隣接される居住施設のうち、原則として、六十歳以上の者のうち、一人暮らしの者、夫婦のみの世帯に属する者又は家族による援助を受けることが困難な者であつて、高齢等のため独立して生活することについて困難であると市町村長が認めるもの(以下この号において「利用者」という。)の居住の用に供され、次の各号に掲げる要件を満たす施設(ただし、地方団体が組織する組合が利用者を決定する施設は当該施設の所在する市町村が運営する施設とみなす。)として総務大臣が通知した数とする。</p> <p>一 次の各号に掲げる事業を実施すること。</p> <p>(一) 利用者に対する各種相談、助言及び緊急時の対応</p> <p>(二) 利用者の虚弱化等に伴い、保健医療サービス及び福祉サービスを必要とする場合における利用手続きの援助</p> <p>(三) 利用者地域住民との交流を図るための各種事業の実施及び交流のための場の提供</p> <p>二 利用者に対するサービス内容を市町村(地方団体が組織する組合を含む)が決定すること。</p> <p>三 当該年度の四月一日現在において、当該施設の運営に係る条例、規則又は要綱が施行されていること。</p> <p>6 年間平均利用者数は、前年度における施設の延べ利用者数を施設の運営日数で除して得た数(整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する)とする。</p> <p>7 第一段階被保険者数は、当該都道府県の区域内の市町村において介護保険事</p>	<p>業状況報告(年報)によつて令和二年度分として厚生労働省に報告された「一般状況(4)所得段階別第1号被保険者数(当年度末現在)」の「ア 第1段階」の表側「第1段階」、表頭「年度末現在被保険者数」の欄の数値、第2段階被保険者数は、「イ 第2段階」の表側「第2段階」、表頭「年度末現在被保険者数」の欄の数値、第3段階被保険者数は、「ウ 第3段階」の表側「第3段階」、表頭「年度末現在被保険者数」の欄の数値とする。</p> <p>8 市町村が組織する組合が介護保険を行うときは、当該組合に係る居宅介護サービス受給者数、地域密着型サービス受給者数、施設介護サービス受給者数、第一段階被保険者数、第二段階被保険者数及び第三段階被保険者数を当該組合を構成する市町村ごとに分別して3、4及び7の規定を準用する。</p>
---	--

<p>十 口 人</p> <p>1 密度補正に用いる密度は、入湯税納税義務者数に〇・〇〇三を乗じて得た数(整数未満の端数があるときは、その</p>	<p>算式</p> <p>(B × 0.076) / A</p> <p>算式イの符号</p> <p>A 測定単位の数値</p> <p>B 2割軽減被保険者数に0.4を乗じて得た数、5割軽減被保険者数に1.0を乗じて得た数及び7割軽減被保険者数に1.4を乗じて得た数(それぞれについて整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する)を合算した数</p> <p>2 二割軽減被保険者数は、高齢者医療実態調査によつて調査した表「令和4年度市区町村別データ」における表頭「2割軽減」、各市町村に該当する表側部分の数値、五割軽減被保険者数は、表頭「5割軽減」、各市町村に該当する表側部分の数値及び七割軽減被保険者数は、表頭「7割軽減」、各市町村に該当する表側部分の数値とする。</p>	<p>七 1 密度補正に用いる密度は、次の算式により算定した数(小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する)とする。</p> <p>算式</p> <p>(B × 0.076) / A</p> <p>算式イの符号</p> <p>A 測定単位の数値</p> <p>B 2割軽減被保険者数に0.4を乗じて得た数、5割軽減被保険者数に1.0を乗じて得た数及び7割軽減被保険者数に1.4を乗じて得た数(それぞれについて整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する)を合算した数</p> <p>2 二割軽減被保険者数は、高齢者医療実態調査によつて調査した表「令和4年度市区町村別データ」における表頭「2割軽減」、各市町村に該当する表側部分の数値、五割軽減被保険者数は、表頭「5割軽減」、各市町村に該当する表側部分の数値及び七割軽減被保険者数は、表頭「7割軽減」、各市町村に該当する表側部分の数値とする。</p>
---	---	---

費政行業農		費掃清	
<p>算式</p> $\frac{50 \times \alpha}{90,500} \times A$ <p>算式の符号</p> <p>A 測定単位の数値</p> <p>α 農道延長</p> <p>5 農道延長は、前年度の八月一日現在において、「農道台帳について」（平成二年三月二十二日付け2構改D第四十六号）に基づき作成された土地改良法に基</p>		<p>算式</p> $0.0675 \times r + 0.0431 \times b + 0.0061 \times c \div A$ <p>算式の符号</p> <p>A 測定単位の数値</p> <p>B 田の面積</p> <p>C 畑の面積</p> <p>D 牧草専用地の面積</p> <p>E 田及び牧草専用地の面積は、農林業センサス規則によつて調査した令和二年二月一日現在における田及び牧草専用地の面積とする。</p> <p>F 畑の面積は、農林業センサス規則によつて調査した令和二年二月一日現在における畑の面積から、牧草専用地の面積を除いた面積に、樹園地の面積を加えた面積とする。</p> <p>G 密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。</p>	

づく土地改良事業、独立行政法人森林総合研究所法（平成十一年法律第九十八号）に基づき森林総合研究所事業（同法附則第十一条第一項の規定に基づく事業、独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成二十年法律第八号）による廃止前の独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第三十号）附則第八十八条の規定に基づく事業、同法附則第十条の規定による廃止前の緑資源公団法（昭和二十一年法律第八十五号）附則第十三条第一項の規定に基づく事業、森林開発公団法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十号）附則第八十八条の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和四十九年法律第四十三号）第十九条第一項及び附則第十九条第一項の規定に基づく事業並びに農用地開発公団法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第四十四号）による改正前の農用地開発公団法第十九条の規定に基づく事業を含む。）又はふるさと農道緊急整備事業（「ふるさと農道緊急整備事業について」（平成五年一月二十日付け5構改D第三十二号、自治調第一号）によつて採択された事業をいう。以下同じ。）により造成された道路（以下この条において農道という。）に係る台帳に記載されている農道のうち、幅員が全区間において四メートル以上であり、かつ、当該農道の起点及び終点が道路法第二条第一項に規定する道路又は農道台帳に記載されている農道で幅員が全区間において四メートル以上であるものと接続しているもので市町村が管理しているもの（市町村有で市町村が農道として管理している農道、国有で土地改良法第九十四条の六の規定に基づき市町村が管理している農道、都道府県有で同法第九十四条の十の規定に基づき市町村が管理している農道及び土地改良法第九十六条の四の規定に基づき土地改良区から申し出のあった農道で農道管理委託協定書が締結されている等委託関係が明らかかなものをいう。）の延長とする。

費政行産水野林三		費政行産水野林三	
<p>算式</p> $B \times 0.00077$ <p>算式の符号</p> <p>A 測定単位の数値</p> <p>B 公有及び私有の林野面積</p> <p>C 公有及び私有の林野面積は、農林業センサス規則によつて調査した令和二年二月一日現在における公有林野の面積とする。</p> <p>D 密度補正Ⅲに用いる密度は次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。</p> $\frac{(B \times 3, 132 + C \times 144, 606 + D \times 105) \div (471, 000 \times A)}$ <p>算式の符号</p> <p>A 測定単位の数値</p> <p>B 次の算式により算定した数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下「市町村譲与基準面積」という。）</p>		<p>算式</p> $B \times 0.048 \div A$ <p>算式の符号</p> <p>A 測定単位の数値</p> <p>B 市町村又は財産区の所有する森林の面積</p> <p>C 市町村又は財産区の所有する森林の面積は、農林業センサス規則によつて調査した令和二年二月一日現在における市町村の所有する森林の面積と財産区の所有する森林の面積との合計数とする。</p> <p>D 密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。</p>	

費興振域地		費興振域地	
<p>算式</p> $A \times 38.506 + (B \times 3, 563.2 + C \times 459.8) \times \alpha$ <p>算式の符号</p> <p>A 地位協定第一条に規定する合衆国軍隊の構成員、軍属及び家族で当該市町村に居住するものの数として総務大臣が通知した数</p> <p>B 地位協定第二条第一項に規定する施設及び区域に係る土地の面積として総務大臣が通知した数</p>		<p>算式</p> $a \times b$ <p>算式の符号</p> <p>a 私有林人工林面積</p> <p>b 森林環境税法施行規則第一条の2の表上欄に掲げる市町村の区分ごとに、それぞれ同表下欄に掲げる率</p> <p>C 市町村の森林環境譲与税の譲与の基準となる林業従業者数</p> <p>D 市町村の森林環境譲与税の譲与の基準となる人口</p> <p>E 市町村の森林環境譲与税の譲与の基準となる林業従業者数（以下「市町村譲与基準従業者数」という。）は、森林環境税法第二十八条第一項及び森林環境税法施行規則第二十一条に規定する各市町村において林業に就業する者の数とする。ただし、森林環境税法施行規則附則第四条第一項の規定の適用を受ける市町村については、当該規定による数とする。</p> <p>F 市町村の森林環境譲与税の譲与の基準となる人口（以下「市町村譲与基準人口」という。）は、森林環境税法第二十八条第一項及び森林環境税法施行規則第二十一条に規定する各市町村の人口とする。</p> <p>G 市町村の森林環境譲与税の譲与の基準となる人口（以下「市町村譲与基準人口」という。）は、森林環境税法第二十八条第一項及び森林環境税法施行規則第二十一条に規定する各市町村の人口とする。ただし、森林環境税法施行規則附則第四条第一項の規定の適用を受ける市町村については、当該規定による数とする。</p>	

<p>2 前項の規定によつて密度補正に用いる密度を算定する場合において、地方団体の廃置分合又は境界変更があり、かつ、当該密度の算定の基礎となる数値(測定単位の数値であるものを除く。)が、当該地方団体が当該年度の四月一日現在における区域(以下この項において「算定期日における区域」という。)と異なる区域をもつて存在する日若しくは当該地方団体が存在しない日又はこれらの日を含む期間(以下この項において「調査日等」と総称する。)における数値によることとされているときは、特別の定めがある場合のほか、当該地方団体の当該数</p>	<p>C 自衛隊法第2条第1項に規定する自衛隊の用に供する土地の面積として総務大臣が通知した数</p> <p>a BとCとの合計数を第5条第1項の表第2号1の面積で除して得た数(小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)が0.300未満の場合には1.0、0.300以上0.400未満の場合には1.1、0.400以上0.500未満の場合には1.2、0.500以上0.600未満の場合には1.3、0.600以上0.700未満の場合には1.5、0.700以上0.800未満の場合には2.0、0.800以上0.900未満の場合には3.0</p> <p>2 密度補正IIIに用いる密度は、次の算式により算定した数(小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)とする。</p> <p>算式</p> $\frac{B \times 4,816}{A \times 1.74}$ <p>A 測定単位の数値</p> <p>B 当該市町村が語学指導等を行う外国青年招致事業の実施のため採用した外国青年の数並びに外国自治体との自治体間交流及び外国自治体等との各種分野における交流に基づいて招致した外国籍職員の数(合計数として総務大臣が調査した数)</p>
<p>9 都道府県の「その他の教育費」に係る密度補正I係数は、人口密度に別表第一に定めるそれぞれの率を乗じて得た数の合計数を当該率を乗ずる前の人口密度で除して得た率とし、密度補正II係数は、当該測定単位に係る算式Aに係る密度補正IIの密度から0.三〇七を控除した数、当該測定単位に係る算式Bに係る密度補正IIの密度から0.〇八四を控除した数及び当該測定単位に係る算式Cに係る密度補正IIの密度から0.〇九一を控除した数を合算した率に一を加えた率とする。</p>	<p>値は、当該地方団体が調査日等において算定期日における区域をもつて存在していたものと仮定してそれぞれ区域の規定により算定した数値とする。ただし、総務大臣が当該境界変更に係る区域の面積及び人口が著しく少ないこと等特別の事情があると認めるときは、本文の規定を適用しないことができる。</p> <p>3 「下水道費」及び「特別支援学校費」に係る密度補正係数は、それぞれ当該測定単位に係る密度に一を加えた率とする。</p> <p>4 「消防費」の密度補正I係数は、人口密度に別表第一に定めるそれぞれの率を乗じて得た数の合計数を当該率を乗ずる前の人口密度で除して得た率とし、密度補正II係数は、当該測定単位に係る密度補正IIの密度に一を加えた率とし、密度補正III係数は、当該測定単位に係る密度補正IIIの密度に一を加えた率とする。</p> <p>5 都道府県の「その他の土木費」に係る密度補正I係数は、人口密度に別表第一に定めるそれぞれの率を乗じて得た数の合計数を当該率を乗ずる前の人口密度で除して得た率とし、密度補正II係数は、当該測定単位に係る密度から0.〇八〇を控除した数に一を加えた率とする。</p> <p>6 市町村の「その他の土木費」に係る密度補正係数は、当該測定単位に係る密度から0.〇七七を控除した数に一を加えた率とする。</p> <p>7 市町村の「小学校費」の密度補正係数は、当該測定単位に係る密度補正Iの密度及び当該測定単位に係る密度補正IIの密度から0.〇五〇を控除して得た率とを合算した率に一を加えた率とする。</p> <p>8 市町村の「中学校費」の密度補正係数は、当該測定単位に係る密度補正Iの密度及び当該測定単位に係る密度補正IIの密度から0.〇九八を控除して得た率とを合算した率に一を加えた率とする。</p>
<p>13 都道府県の「社会福祉費」に係る密度補正係数は、当該測定単位に係る算式A(一)に係る密度補正の密度から0.一一九を控除した数、当該測定単位に係る算式B(二)に係る密度補正の密度から0.〇八二を控除した数、当該測定単位に係る算式C(三)に係る密度補正の密度から一を加えた率とする。</p>	<p>10 市町村の「その他の教育費」に係る密度補正I係数は、人口密度に別表第一に定めるそれぞれの率を乗じて得た数の合計数を当該率を乗ずる前の人口密度で除して得た率とし、密度補正II係数は、当該測定単位に係る算式Aに係る密度補正IIの密度、当該測定単位に係る算式Bに係る密度補正IIの密度、当該測定単位に係る算式Cに係る密度補正IIの密度、当該測定単位に係る算式Dに係る密度補正IIの密度から0.〇五一を控除した数及び当該測定単位に係る算式Eに係る密度補正IIの密度から0.〇〇八を控除した数を合算した率に一を加えた率とし、密度補正III係数は、当該測定単位に係る算式Aに係る密度補正IIIの密度から0.一八八を控除した数に一を加えた率とし、密度補正IV係数は、人口密度に別表第一に定めるそれぞれの率を乗じて得た数の合計数を当該率を乗ずる前の人口密度で除して得た率とする。</p> <p>11 都道府県の「生活保護費」に係る密度補正係数は、当該測定単位に係る算式Aに係る密度補正の密度に別表第二の五に定めるそれぞれの率を乗じて得た率(小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)から四.九六七を控除した数に0.一五五を乗じて得た率(小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)に算式Bに係る密度補正の密度から一.四六一を控除した数に0.〇六九を乗じて得た率(小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)を加えた率に一を加えた率とする。</p> <p>12 市町村の「生活保護費」に係る密度補正係数は、当該測定単位に係る算式Aに係る密度補正の密度に別表第一に定めるそれぞれの率を乗じて得た率(小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)から四.九六六を控除した数に0.一五五を乗じて得た率(小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)に算式Bに係る密度補正の密度から一.四六一を控除した数に0.〇六九を乗じて得た率(小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)を加えた率に一を加えた率とする。</p>
<p>〇.一三三を控除した数、当該測定単位に係る算式Dに係る密度補正の密度から0.〇一五を控除した数、当該測定単位に係る算式E(一)に係る密度補正の密度から0.〇五八を控除した数、算式E(二)に係る密度補正の密度から0.二五三を控除した数、算式E(三)に係る密度補正の密度から0.〇四一を控除した数、算式E(四)に係る密度補正の密度から0.〇二〇を控除した数、算式E(五)に係る密度補正の密度から0.〇〇五を控除した数及び算式Fに係る密度補正の密度から0.〇〇六を控除した数を合算した率に一を加えた率とする。</p>	<p>14 市町村の「社会福祉費」に係る密度補正係数は、当該測定単位に係る算式A(一)に係る密度補正の密度から0.一七八を控除した数に0.五五四を乗じて得た数(小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)に算式B(二)に係る密度補正の密度から0.三五三を控除した数に0.二五四を乗じて得た数(小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)に算式C(三)に係る密度補正の密度から0.六二二を控除した数に0.一三九を乗じて得た数(小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)に算式D(四)に係る密度補正の密度から0.九四二を控除した数に0.〇六三を乗じて得た数(小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)に算式E(五)に係る密度補正の密度から0.〇四七を控除した数に0.五五三を乗じて得た数(小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)に算式F(六)に係る密度補正の密度から0.〇九六を控除した数、当該測定単位に係る算式G(七)に係る密度補正の密度から市(福祉事務所設置町村を含む。)にあつては0.〇四五を控除した数、当該測定単位に係る算式H(八)に係る密度補正の密度から0.〇四二を控除した数、算式I(九)に係る密度補正の密度から0.一八三を控除した数、算式J(一〇)に係る密度補正の密度から0.三〇〇を控除した数、算式Kに係る密度補正の密度から0.〇一五を控除した数及び算式Lに係る密度補正の密度から0.三九五を控除した数に0.〇一一を乗じて得た数(小数点以下三位未満の端数が</p>

制及び教職員定数の標準に関する法律第6条の2及び第8条の2の規定の例により算定した教職員の総数の標準となる数」と同法第3条第1項及び第4条第2項並びに公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令第1条に規定する学級編制の標準により編制した場合における学級数を基礎として同法第7条第1項、第8条及び第9条の規定の例により算定した教職員の総数の標準となる数とを合算した数として文部科学大臣が調査した数

二 次の算式により算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式
B/A+1

A 測定単位の数値

B 当該年度の5月1日現在における当該都道府県の設置する高等学校（特定公立国際教育学校等に該当するものに限る。）及び中等教育学校の後期課程について、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律第8条、第9条第1項、第10条から第12条まで並びに第22条第1号及び第2号（公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令第2条第2項の表の1の項（普通教育に関する科目及び専門教育に関する科目を生徒の選択によることを旨として総合的に履修させる学科を除く。）に限る。）の規定の例により算定した教職員の総数の標準となる数として文部科学大臣が調査した数

3 都道府県の「その他の教育費」のうち人口を測定単位とするものに係る普通態容補正係数は、当該都道府県の区域内の指定都市、中核市及びその他の市町村の区域に係る人口に別表第一に定めるそれぞれの率を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を合算して得た数を当該都道府県の人口で除して得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

4 都道府県の「社会福祉費」に係る普通態容補正係数は、当該都道府県の区域内の指定都市、

児童相談所設置中核市、その他の中核市、福祉事務所設置町村並びに指定都市、児童相談所設置中核市、その他の中核市及び福祉事務所設置町村以外の市町村の区域に係る人口に別表第一に定めるそれぞれの率を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を合算して得た数を当該都道府県の人口で除して得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

5 都道府県の「衛生費」に係る普通態容補正係数は、当該都道府県の区域内の指定都市、中核市、特別区及び保健所設置市並びにその他の市町村の区域に係る人口に別表第一に定めるそれぞれの率を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を合算して得た数を当該都道府県の人口で除して得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

6 都道府県の「高齢者保健福祉費」のうち六十五歳以上人口を測定単位とするものに係る普通態容補正係数は、当該都道府県の区域内の指定都市、中核市及びその他の市町村の区域に係る人口に別表第一に定めるそれぞれの率を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を合算して得た数を当該都道府県の人口で除して得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

7 都道府県の「商工行政費」に係る普通態容補正係数は、当該都道府県の区域内の中小企業支援市及び中小企業支援市の区域以外の区域に係る人口に別表第一に定めるそれぞれの率を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を合算して得た数を当該都道府県の人口で除して得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

8 都道府県の「地域振興費」に係る普通態容補正係数は、当該都道府県の区域内の市町村の地域手当の級地につき別表第一のAに定める率を当該区域内の当該地域手当の級地ごとの市町村の人口に乘じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を合計した数を当該都道府県の人口で除して得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）並びに当該都道府県庁の所

在する市の地域手当の級地に係る別表第一のBに定める率に、七〇〇、〇〇〇を当該都道府県の人口で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）及び当該都道府県の面積を六、五〇〇で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）（四・〇〇〇を超えるときは、四・〇〇〇とする。）を乗じて得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を合算した率に、当該都道府県の人口密度を五、〇〇〇以上のものであつては当該人口密度を、〇〇〇〇で除して得た数に一・二二九を乗じて得た率（小数点以下五位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）から六・三二一九八を控除して得た率を、その他の都道府県にあつては一・〇〇〇を乗じて得た率とする。ただし、当該率が一・〇〇〇に満たないときは、一・〇〇〇とする。

9 都道府県の「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る普通態容補正係数は、次の各号に定めるところにより算出した率を合算して得た率とする。

一 当該都道府県の区域内の各市町村について
次の算式Iによつて算定した指数（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）につき別表第一に定める乗率Aを当該区域内の指数ごとの市町村の人口に乘じて得た数値（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を合算した数値を当該都道府県の区域内の市町村の人口を合計した数で除して得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に次の算式IIによつて算定した率を乗じて得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式I
$$\frac{(A \times 4 + B \times 8 + C \times 12 + D \times 16 + E \times 20 + F \times 25 + G) / H}{\text{算式Iの符号}}$$

A へき地教育振興法施行規則（昭和34年文部省令第21号）第3条第2項又は第3項の規定に基づき指定されたへき地学校に準ずる小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程に在勤する教職員の数

B 当該市町村立の1級の小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程に在勤する教職員の数
C 当該市町村立の2級の小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程に在勤する教職員の数
D 当該市町村立の3級の小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程に在勤する教職員の数
E 当該市町村立の4級の小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程に在勤する教職員の数
F 当該市町村立の5級の小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程に在勤する教職員の数
G 当該市町村立の無級の小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程に在勤する教職員の数
H 当該市町村立の小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程に在勤する教職員の合計数

算式II
$$\frac{(A - B) \times 0.5}{A + B + 1}$$

$$\frac{(A - 1) \times 0.5}{A + 0.5} / B$$

に小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

A 算式Iによつて算定した指数が4以上の市町村の国勢調査令によつて調査した平成27年10月1日現在における人口を合算した数
B 算式Iによつて算定した指数が4以上の市町村の国勢調査令によつて調査した令和2年10月1日現在における人口を合算した数

二 当該都道府県の区域内の各市町村について
前号の算式Iによつて算定した指数（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）につき別表第一に定める乗率Bを当該区域内の指数ごとの市町村の人口（五〇、〇〇〇人を超える場合にあつては、五〇、〇〇〇人とする。以下この号において同じ。）に乘じて得た数値を合算した数値を当該都道府県の人口に〇・五四三を乗じて得た数で除して得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に次の算式によつて算定した率を乗

じて得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式 (A-B) × 0.5 / B + 1 (A-B) × 0.5 / B に小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A 当該都道府県内の区域内の各市町村（離島振興法（昭和28年法律第72号）、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）以下「奄美振興法」という。）若しくは小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の適用を受ける市町村又は沖繩振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号に規定する離島に係る市町村に限る。以下この号において同じ。）の国勢調査令によつて調査した平成27年10月1日現在における人口を合算した数

B 当該都道府県内の区域内の各市町村の国勢調査令によつて調査した令和2年10月1日現在における人口を合算した数は、へき地教育振興法（昭和29年法律第百四十三号）第五条の二の規定によつて条例で指定された令和四年四月一日現在における級別によるものとする。ただし、へき地教育振興法施行規則に規定する基準を満たすものに限る。

10 前項第一号の算式Iの符号において、級別は、へき地教育振興法（昭和29年法律第百四十三号）第五条の二の規定によつて条例で指定された令和四年四月一日現在における級別によるものとする。ただし、へき地教育振興法施行規則に規定する基準を満たすものに限る。

11 第九項第一号の算式Iの符号において、教職員数は、学校基本調査規則によつて調査した令和四年五月一日現在における教職員数で市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三十五号）第一条の規定によつて都道府県が給与を負担する者に係る数とする。

12 第九項第一号の算式Iの符号において、市町村が組織する組合立の学校に在勤する教職員の数は、当該組合を組織する市町村に居住する児童数又は生徒数で按分し、当該按分した数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を関係市町村の教職員数とする。この場合において、級別は、当該学校の級別による。

13 市町村の経費に係る普通態容補正係数（「その他教育費」及び「社会福祉費」にあつては、普通態容補正I係数）は、次項から第二十二項

までに定めるもののほか、第一号及び第二号の規定により算定した率を合算した率（「地域振興費」に係る普通態容補正係数にあつては、当該合算した率に一を加えた率）とする。ただし、次項から第二十二項までの規定による率又は当該合算した率が一・〇〇〇に満たないときは、一・〇〇〇（「社会福祉費」に係る町村の普通態容補正I係数にあつては、〇・九一六に満たないときは、〇・九一六）とする。

一 当該市町村の評点（次条第一項第一号の規定により算定した市町村の種地に係る点数の合計数をいう。以下同じ。）に別表第一（種地）のAに定める率を乗じて得た率と同表第一（種地）のBに定める率とを合算した率（同表の注において別に定められた率がある場合にあつては、当該定められた率とする。）

二 当該市町村の地域手当の級地につき別表第一（給与差等）に定める率

14 「下水道費」に係る人口集中地区人口を有しない市町村の普通態容補正係数については、前項ただし書の規定は適用しない。

15 市町村の「港湾費」、「小学校費」及び「中学校費」に係る普通態容補正係数並びに「高等学校費」のうち教職員数を測定単位とするもの、「農業行政費」及び「林野水産行政費」に係る普通態容補正I係数は、当該市町村の地域手当の級地につき、別表第一（給与差等）に定める率とする。

16 市町村の「高等学校費」のうち教職員数を測定単位とするものに係る普通態容補正II係数は、次の算式により算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式 B/A + 1

A 測定単位の数値

B 当該年度の5月1日現在における当該指定都市の設置する高等学校（特定公立国際教育学校等に該当するものに限る。）及び中等教育学校（特定公立国際教育学校等に該当するものに限る。）の後期課程について、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律第8条、第9条第1項、第10条から第12条まで並びに第22条第1号及び第2号（公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令第2条第

2項の表の一の項（普通教育に関する科目及び専門教育に関する科目を生徒の選択によることを旨として総合的に履修させる学科を除く。）に限る。）の規定の例により算定した教職員の総数の標準となる数として文部科学大臣が調査した数

17 市町村の「その他の教育費」のうち人口を測定単位とするものに係る普通態容補正II係数は、次の算式により算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式 (B+C+D+E) / (5,710 * A)

5,710円×Aに千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

A 測定単位の数値

B 次の算式によつて算定した額

算式 6,325千円 × 1 × (b × 2 + b × 3 + b × 4)

(b × 2) × 3 に小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、b × 1 × (b × 2) × 3 + b × 4 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

1 当該年度の5月1日現在における当該指定都市の設置する小学校及び義務教育学校の前期課程について、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条第1項及び第4条第2項並びに公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令第1条に規定する学級編制の標準により編制した場合における学級数を基礎として同法第6条の規定によつて算定した教職員の総数の標準となる数として総務大臣が調査した数

2 当該指定都市の地域手当の級地につき別表第一（給与差等）に定める普通態容補正IIの率

b 3 次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式 (a-1) × 0.895 + 1

算式の符号

a 前年度の5月1日現在において、当該指定都市の設置する小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校の前期課程（以下この項において「当該指定都市立の小中学校等」という。）について義務教育費国庫負担法第2条ただし書及び第3条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令（平成16年政令第157号。以下「限度政令」という。）第2条第2項に規定する指定都市算定総額から同条第2項第5号に規定する給料の調整額等のうち地域手当及び寒冷地手当として算定した額の総額を除いて得た額を当該指定都市立の小中学校等における限度政令第1条第13号、第15号及び第17号に掲げる数の合算数で除して得た額を12で除して得た額（円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を前年度の5月1日現在において、全国の市町村立の小学校、中学校、義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程又は都道府県立の併設型中学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下この項において「全国の小中学校等」という。）について限度政令第2条第1項に規定する都道府県算定総額から同条第1項第5号に規定する地域手当及び寒冷地手当として算定した額の総額を除いて得た額と限度政令第2条第2項に規定する指定都市算定総額から同条第2項第5号に規定する給料の調整額等のうち地域手当及び寒冷地手当として算定した額の総額を除いて得た額との合算数を全国の小中学校等における限度政令第1条第13号、第15号及び第17号に掲げる数の合算数で除して得た額を12で除して得た額（円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

b 4 札幌市にあつては0.009、その他の指定都市にあつては0.000

C 次の算式によつて算定した額
算式

$$6, 210 \text{千円} \times c \times 1 - (c \times c^2 \times c^3 + c^4)$$

($c \times c^3$) に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、 $c \times 1 - (c \times c^3 + c^4)$ に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

c1 当該年度の5月1日現在における当該指定都市の設置する中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程について、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条第1項及び第4条第2項並びに公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令第1条に規定する学級編制の標準により編制した場合における学級数を基礎として同法第6条の規定によつて算定した教職員の総数の標準となる数として総務大臣が調査した数並びに当該年度の5月1日現在における当該指定都市の設置する中学校(特定公立国際教育学校等に該当するものに限る。)及び中等教育学校(特定公立国際教育学校等に該当するものに限る。)の前期課程について、同法第6条の2及び第8条の2の規定の例により算定した教職員の総数の標準となる数と同法第3条第1項及び第4条第2項並びに同令第1条に規定する学級編制の標準により編制した場合における学級数を基礎として同法第7条第1項、第8条及び第9条の規定の例により算定した教職員の総数の標準となる数とを合算した数として文部科学大臣が調査した数の合計数

c2 当該指定都市の地域手当の級地につき別表第一(給与差等)に定める普通態容補正IIの率

c3 次の算式によつて算定した率(小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)
算式
$$(a-1) \times 0.8955 + 1$$

算式の符号

B 符号 b₃ の算式の符号 a に同じ。

c4 札幌市にあつては0.010、その他の指定都市にあつては0.000
D 次の算式によつて算定した額
算式

$$5, 880 \text{千円} \times (d_1 + d_2) \times \left[\frac{d_1 \times (d_3 \times d_4 + (d_2 \times 1.23) \times d_3)}{(d_1 + d_2) + d_5} \right] + (d_1 \times (d_3 \times d_4) + (d_2 \times 1.23) \times d_3) \times \left[\frac{d_1 \times (d_3 \times d_4 + (d_2 \times 1.23) \times d_3)}{(d_1 + d_2) + d_5} \right]$$

d1 当該年度の5月1日現在における当該指定都市の設置する特別支援学校の小学部及び中学部について、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条第1項及び第4条第2項並びに公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令第1条に規定する学級編制の標準により編制した場合における学級数を基礎として同法第10条の規定によつて算定した教職員の総数の標準となる数として総務大臣が調査した数

d2 当該年度の5月1日現在における当該指定都市の設置する特別支援学校の高等部について、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律第15条の規定によつて算定した教職員の総数の標準となる数として総務大臣が調査した数

d3 当該指定都市の地域手当の級地につき別表第一(給与差等)に定める普通態容補正IIの率

d4 次の算式によつて算定した率(小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式
($a-1$) \times 0.430 + 1
算式の符号

c 前年度の5月1日現在において、当該指定都市の設置する特別支援学校の小学部及び中学部について限度政令第2条第2項に規定する指定都市算定総額から同条第5号に規定する給料の調整額等のうち地域手当及び寒冷地手当として算定した額の総額を除いて得た額を当該指定都市の設置する特別支援学校の小学部及び中学部における限度政令第1条第19号に掲げる数で除して得た額を12で除して得た額(円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)を前年度の5月1日現在において、全国の公立の特別支援学校の小学部及び中学部について限度政令第2条第1項に規定する都道府県算定総額から同条第5号に規定する地域手当及び寒冷地手当として算定した額の総額を除いて得た額と限度政令第2条第2項に規定する指定都市算定総額から同条第5号に規定する給料の調整額等のうち地域手当及び寒冷地手当として算定した額の総額を除いて得た額との合算額を全国の公立の特別支援学校の小学部及び中学部における限度政令第1条第11号及び第19号に掲げる数の合算数で除して得た額を12で除して得た額(円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)で除して得た数(小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

d 札幌市にあつては0.010、その他の指定都市にあつては0.000
E 次の算式によつて算定した額
算式
$$1, 384 \text{千円} \times e + 4, 006 \text{千円} \times e$$

算式の符号

e1 学校基本調査規則によつて調査したその年の5月1日現在における当該指定都市の設置する特別支援学校の幼稚部に在学する幼児の数

e2 学校基本調査規則によつて調査したその年の5月1日現在における当該指定都市の設置する特別支援学校の高等部(別科及び専攻科に限る。)に在学する生徒の数

18 市町村の「社会福祉費」に係る普通態容補正II係数は、次の算式により算定した率(小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)とする。
算式
$$(B \times 188.693 + C \times 103.534) / A$$

A 測定単位の数値
B 次の算式により算定した数(整数未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。)
算式
$$(a - b / 1, 000) / 40$$

a 当該市町村の児童相談所における虐待相談対応件数
b 測定単位の数値
C 前記Bを6で除して得た数(整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

19 市町村の「農業行政費」及び「林野水産行政費」に係る普通態容補正II係数は、当該市町村について次条第一項第二号又は第三号の規定によつて定められる級地に係る別表第一に定めるそれぞれの普通態容補正IIの率とする。
市町村の「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る普通態容補正I係数は、当該市町村の評点に別表第一のAに定める率を乗じて得た率と同表のBに定める率を合算した率(小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)に次の算式により算定した率(小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)を加えた率とする。
算式
$$(a / 1.74) \times (1 / A) \times (1 / 0.7953) \times (1 / B)$$

a 1.74に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、 $(a / 1.74) \times (1 / A)$ 、 $(a / 1.74) \times (1 / A) \times (1 / 0.7953)$ 又は $(a / 1.74) \times (1 / A) \times (1 / 0.7953) \times (1 / 0.7953)$ に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。
算式の符号

20 市町村の「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る普通態容補正I係数は、当該市町村の評点に別表第一のAに定める率を乗じて得た率と同表のBに定める率を合算した率(小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)に次の算式により算定した率(小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)を加えた率とする。
算式
$$(a / 1.74) \times (1 / A) \times (1 / 0.7953) \times (1 / B)$$

a 1.74に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、 $(a / 1.74) \times (1 / A)$ 、 $(a / 1.74) \times (1 / A) \times (1 / 0.7953)$ 又は $(a / 1.74) \times (1 / A) \times (1 / 0.7953) \times (1 / 0.7953)$ に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。
算式の符号

21 市町村の「社会福祉費」に係る普通態容補正II係数は、次の算式により算定した率(小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)とする。
算式
$$(B \times 188.693 + C \times 103.534) / A$$

A 測定単位の数値
B 次の算式により算定した数(整数未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。)
算式
$$(a - b / 1, 000) / 40$$

a 当該市町村の児童相談所における虐待相談対応件数
b 測定単位の数値
C 前記Bを6で除して得た数(整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

A 測定単位の数値
B 当該市町村の段階補正係数
 21 次条の算式によつて算定した数（連携中核都市圏構想推進要綱（平成28年4月1日付け総行市第31号）第9の規定に基づき、連携中核拠点都市とみなされる二つの市にあつては、それぞれの市の人口によつて按分した数とする（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。））
 算式

$$a \times 0.1311 + 100.000$$

$$a \times 0.1311$$
 131に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、aが0のときは0とする。
 算式の符号
 a 当該団体における連携中核都市圏構想推進要綱第6（1）の連携中核都市圏の圏域人口（第49条において「連携中核都市圏人口」という。）として総務大臣が調査した数
 市町村の「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る普通態容補正係数は、当該市町村の評点に別表第一のAに定める率を乗じて得た率と同表のBに定める率を合算した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。
 22 市町村の「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る普通態容補正係数は、次条第一項第四号（一）に掲げる市町村（以下この項において「隔遠地市町村」という。）について次の算式により算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に1を加えた率とする。
 算式

$$A \times (B / C) \times [(D - C) / C] \times 0.5 + 1 + E + (F \times 70 + G \times 650) / (C \times 1.74)$$

$$B / C$$
 が7.50を超えるときは7.50とし、D-Cが負数となるときは0とし、(D-C) / C、(D-C) / C × 0.5又は(F × 70 + G × 650) / (C × 1.74)に小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。
 算式の符号
 A 当該隔遠地市町村について、本土及び離島の区分ごとに次条第一項第四号（二）の規定により定められる級地に係る別表第一に定める級地による補正率

B 当該隔遠地市町村の人口に、別表第一に定める普通態容補正係数の人口段階ごとのそれぞれの級地による補正率を乗じて得た数の合計数
C 当該隔遠地市町村の人口
D 当該隔遠地市町村の国勢調査令によつて調査した平成27年10月1日現在における人口（以下「平成27年人口」という。）
E 当該隔遠地市町村について、本土及び離島の区分ごとに次条第一項第四号（二）の規定により定められる級地に係る別表第一に定める級地による補正率
F 当該市町村の区域に属する島しよのうち、当該市町村の事務所（支所及び出張所を除く。）が所在しない島しよ（当該事務所と陸路続きのものを除く。）の人口（以下「島しよ人口」という。）
G 当該市町村の区域に属する島しよの数として総務大臣が通知した数
 （普通態容補正に用いる地域区分）
第十一条 法第十三条第八項の規定による市町村の種類区分は、次の各号に定めるところによる。
 一 行政の質及び量の差による種地に係る地域区分
 (一) 及び (二) に定めるところにより、市町村をIの地域（一種地から十種地まで）及びIIの地域（二種地から十種地まで）に区分する。
 (一) 次の(1)、(2)、(3)及び(4)に定めるところによつて算定した点数の合計数が九五〇点以上となるものをIの地域十種地、九〇〇点以上九五〇点未満となるものをIの地域九種地、八五〇点以上九〇〇点未満となるものをIの地域八種地、七五〇点以上八五〇点未満となるものをIの地域七種地、六五〇点以上七五〇点未満となるものをIの地域六種地、五五〇点以上六五〇点未満となるものをIの地域五種地、四五〇点以上五五〇点未満となるものをIの地域四種地、三五〇点以上四五〇点未満となるものをIの地域三種地、二〇〇点以上三五〇点未満となるものをIの地域二種地、二〇〇点未満となるものをIの地域一種地とする。
 国勢調査令によつて調査した令和二年十月一日現在における人口集中地区人口（以下

(2) 経済構造に係る点数

「令和二年人口集中地区人口」という。）を有する町村をIの地域一種地とする。 (1) 令和二年人口集中地区人口に係る点数 次の表のAの区分欄の各区分に対応する算式欄の算式によつて算定した数（整数未満の端数があるときはその端数を四捨五入し、当該数が七五に満たないときは当該数を七五とし、当該数が六〇〇を超えるときは当該数を六〇〇とする。）	Aの区分	算式
3,000以上25,000未満	(A/1,000) × 6.9333 + 4.67	
25,000以上50,000未満	(A/1,000) × 2.40 + 1.1	
50,000以上100,000未満	(A/1,000) × 1.38 + 1.6	
100,000以上400,000未満	(A/1,000) × 0.43 + 2.6	
400,000以上900,000未満	(A/1,000) × 0.208 + 3.8	
900,000以上	(A/1,000) × 0.0286 + 5.14.26	

A/1,000に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。
 算式の符号
 A 各市町村の令和二年人口集中地区人口に、当該令和二年人口集中地区人口を各市町村の国勢調査令によつて調査した令和二年10月1日現在における人口（以下「令和二年人口」という。）で除して得た率（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が0.80未満となる市町村にあつては1.00を、当該率が0.80以上1.00未満となる市町村にあつては1.05を、当該率が1.00となる市町村にあつては1.10をそれぞれ乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

(3) 宅地平均価格指数に係る点数

次の表のBの区分欄の各区分に対応する算式欄の算式によつて算定した数（整数未満の端数があるときはその端数を四捨五入し、当該数が負数となるときは当該数を零とする。）	Bの区分	算式
96未満	B × 0.98 + 4	
96以上	B × 1.25 + 7	

算式の符号
B 経済構造（国勢調査令によつて調査した令和二年10月1日現在における第二次産業就業者数（産業分類別就業者数のうちC鉱業、採石業、砂利採取業、D建設業及びE製造業の数の合計数をいう。）及び第三次産業就業者数（産業分類別就業者数のうちF電気・ガス・熱供給・水道業、G情報通信業、H運輸業、郵便業、I卸売業、小売業、J金融業、保険業、K不動産業、物品賃貸業、L学術研究、専門・技術サービス業、M宿泊業、飲食サービス業、N生活関連サービス業、娯楽業、O教育、学習支援業、P医療、福祉、Q複合サービス事業、Rサービス業（他に分類されないもの）、S公務（他に分類されるものを除く。）及びT分類不能の産業の数の合計数をいう。）の合計数を国勢調査令によつて調査した令和二年10月1日現在における第一次産業就業者数（産業分類別就業者数のうちA農業、林業及びB漁業の数の合計数をいう。）、第二次産業就業者数及び第三次産業就業者数の合計数で除して得た数（小数点以下一位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

Cの区分
 100未満
 算式

$$C \times 0.280$$

Dの区分	算式	1000以上2000未満	$C \times 0.070 + 2.1$
		2000以上3000未満	$C \times 0.090 + 1.7$
		3000以上	$C \times 0.040 + 3.2$

算定の過程に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

C 宅地平均価格指数（宅地の平均価格（令和4年度分の固定資産税に係る概要調査に記載されている宅地の決定価格の総額を宅地の総地積で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。以下同じ。）を38,513円で除して得た率に1000を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に、同調査に記載されている宅地の評価総地積が10平方メートル以上の市町村で、商工住宅地区の宅地の平均価格（同調査に記載されている商業地区、工業地区及び住宅地区の宅地の決定価格の合計数をこれらの地区の地積の合計数で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。以下同じ。）を全宅地の平均価格で除して得た数（小数点以下1位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が1.5以上2.0未満となるものにあつては1.25を、当該除して得た数が2.00以上となるものにあつては1.50を、その他の市町村にあつては1.00をそれぞれ乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。以下同じ。）

Dの区分	算式	1,000人以上	$(D/1,000) \times 17.00 + 4.8$
		6,000人以上	$0.01E$
		6,000人以上	$(D/1,000) \times 8.00 + 10.2$
		11,000人以上	$(D/1,000) \times 0.91 + 17.9$
		55,000人以上	$(D/1,000) \times 0.27 + 21.5$
		110,000人以上	$(D/1,000) \times 0.23 + 21.9$
		220,000人以上	$(D/1,000) \times 0.06 + 25.6$

D/1,000に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

D 昼間流入人口（国勢調査令によつて調査され、令和2年国勢調査報告に掲げられた「男女、年齢（5歳階級）、常住地又は従業地・通学地別人口及び昼夜間人口比率」中「常住地又は従業地・通学地」のうち「県内他市町村に常住」の「総数」と「他県に常住」の「総数」との合計数をいう。）の数

E 令和2年人口から昼間流出人口（国勢調査令によつて調査され、令和2年国勢調査報告に掲げられた「男女、年齢（5歳階級）、常住地又は従業地・通学地別人口及び昼夜間人口比率」中「常住地又は従業地・通学地」のうち「県内他市町村で従業・通学」の「総数」と「他県で従業・通学」の「総数」との合計数をいう。以下同じ。）を控除し昼間流入人口を加えた数を令和2年人口で除して得た率（小数点以下2位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が1.00未満の市町村にあつては、1.00から当該率を控除した率に167を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは

Aの区分	算式	200点以上350点未満	$3.00 - (B \times 1.00) \times 0.35$
		350点以上500点未満	$0.0667 + 7.0 - (B \times 1.00) \times 0.35$
		500点以上650点未満	0.70
		650点以上950点未満	$0.6134 - (B \times 1.00) \times 0.35$
		950点以上990点未満	$0.0 - (B \times 1.00) \times 0.35$
		990点以上	$0.411 - (B \times 1.00) \times 0.42$

は、その端数を四捨五入する。）とし、その他の市町村にあつては0とする。

(二) 次の(1)、(2)、(3)及び(4)に定めるところによつて算定した点数の合計数が九五〇点以上となるものをIIの地域十種地、九〇〇点以上九五〇点未満となるものをIIの地域九種地、八五〇点以上九〇〇点未満となるものをIIの地域八種地、八〇〇点以上八五〇点未満となるものをIIの地域七種地、七五〇点以上八〇〇点未満となるものをIIの地域六種地、七〇〇点以上七五〇点未満となるものをIIの地域五種地、六〇〇点以上七〇〇点未満となるものをIIの地域四種地、五〇〇点以上六〇〇点未満となるものをIIの地域三種地、三五〇点以上五〇〇点未満となるものをIIの地域二種地、三五〇点未満となるものをIIの地域一種地とする。

(1) Iの地域からの距離に係る点数

次の表のAの区分欄の各区分に対応する算式欄の算式によつて算定した数（当該数が負数となるときは、当該数を零とする。）

Aの区分	算式	市町村役場の所在地（町村役場が他の市町村の区域内に所在する場合には、当該町村役場は当該町村の区域のうち地方税法第411条の規定により令和4年度分の固定資産税に係る固定資産課税台帳に登録された宅地の3.3平方メートル当たりの価格が最高である地点に所在するものとみなす。以下この表において同じ。）とIの地域の市町村の役場（特別区にあつては山手線の駅とし、大阪市にあつては大阪環状線の駅とする。）の所在地との最短距離（最も経済的な通常の経路及び方法により旅行する場合における鉄道（定期バスを含む）、水路及び陸路による実距離とする。ただし、陸路のみにより旅行する場合にあつては実距離から1キロメートル（当該実距離が1キロメートル未満であるときは、当該実距離）を控除した距離を算定距離とみなし、その他の場合にあつては市町村役場の所在地及びIの地域の市町村役場の所在地を起点とする陸路間の実距離からそれぞれ0.5キロメートル（当該実距離が0.5キロメートル未満であるときは、当該実距離）を控除した距離を当該陸路間の実距離とみなす。区間ごとの実距離に0.1キロメートル未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）	$(B \times 1.00) \times 0.79$
		市町村役場の所在地（町村役場が他の市町村の区域内に所在する場合には、当該町村役場は当該町村の区域のうち地方税法第411条の規定により令和4年度分の固定資産税に係る固定資産課税台帳に登録された宅地の3.3平方メートル当たりの価格が最高である地点に所在するものとみなす。以下この表において同じ。）とIの地域の市町村の役場（特別区にあつては山手線の駅とし、大阪市にあつては大阪環状線の駅とする。）の所在地との最短距離（最も経済的な通常の経路及び方法により旅行する場合における鉄道（定期バスを含む）、水路及び陸路による実距離とする。ただし、陸路のみにより旅行する場合にあつては実距離から1キロメートル（当該実距離が1キロメートル未満であるときは、当該実距離）を控除した距離を算定距離とみなし、その他の場合にあつては市町村役場の所在地及びIの地域の市町村役場の所在地を起点とする陸路間の実距離からそれぞれ0.5キロメートル（当該実距離が0.5キロメートル未満であるときは、当該実距離）を控除した距離を当該陸路間の実距離とみなす。区間ごとの実距離に0.1キロメートル未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）	$(B \times 1.00) \times 0.79$

算定の過程に整数未満の端数があるときはその端数を四捨五入し、 $(B \times 1.00) \times 0.79$ 、 $(B \times 1.00) \times 0.79$ 、 $(B \times 1.00) \times 0.79$ が負数となるときはそれぞれ0とし、 $(B \times 1.00) \times 0.79$ が200を超えるときは $(B \times 1.00) \times 200$ とし、 $(B \times 1.00) \times 250$ を超えるときは $(B \times 1.00) \times 250$ とする。

算式の符号

A Iの地域の点数

B 市町村役場の所在地（町村役場が他の市町村の区域内に所在する場合には、当該町村役場は当該町村の区域のうち地方税法第411条の規定により令和4年度分の固定資産税に係る固定資産課税台帳に登録された宅地の3.3平方メートル当たりの価格が最高である地点に所在するものとみなす。以下この表において同じ。）とIの地域の市町村の役場（特別区にあつては山手線の駅とし、大阪市にあつては大阪環状線の駅とする。）の所在地との最短距離（最も経済的な通常の経路及び方法により旅行する場合における鉄道（定期バスを含む）、水路及び陸路による実距離とする。ただし、陸路のみにより旅行する場合にあつては実距離から1キロメートル（当該実距離が1キロメートル未満であるときは、当該実距離）を控除した距離を算定距離とみなし、その他の場合にあつては市町村役場の所在地及びIの地域の市町村役場の所在地を起点とする陸路間の実距離からそれぞれ0.5キロメートル（当該実距離が0.5キロメートル未満であるときは、当該実距離）を控除した距離を当該陸路間の実距離とみなす。区間ごとの実距離に0.1キロメートル未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）

(2) 昼間流出人口比率に係る点数

次の表の昼間流出人口区分欄ごとのCの区分欄の各区分に対応する算式欄の算式によつて算定した数（当該数が負数とな

るときは当該数を零とし、当該数は、昼間流出人口が一、一〇〇人未満の市町村にあつては二〇〇点、昼間流出人口が一、一〇〇人以上四一、〇〇〇人未満の市町村にあつては二五〇点、昼間流出人口が四一、〇〇〇人以上の市町村にあつては三〇〇点をもつてそれぞれ上限とする。

昼間流出人口区分	Cの区分	算式
41,000人未満	12未満	$C \times 1.8$
	23以上34未満	$2 - 1.1$
	35以上46未満	8
	47以上58未満	$C \times 6.4$
	59以上70未満	$+ 2.3$
	71以上82未満	$C \times 4.5$
	83以上94未満	$+ 6.7$
	95以上106未満	$C \times 1.4$
	107以上118未満	$+ 1.72$
	119以上130未満	$C \times 2.1$
	131以上142未満	$8 - 1.4$
	143以上154未満	2
	155以上166未満	$C \times 1.0$
	167以上178未満	0
	179以上190未満	$C \times 1.68$
	191以上202未満	$+ 1.68$
	203以上214未満	$C \times 1.8$
	215以上226未満	$+ 1.99$
	227以上238未満	$C \times 2.1$
	239以上250未満	$8 - 1.4$
	251以上262未満	2
	263以上274未満	$C \times 1.4$
	275以上286未満	$5 - 5.4$
	287以上298未満	$C \times 1.8$
	299以上310未満	$+ 2.39$
	311以上322未満	$3 - 0.0$
	323以上334未満	0
	335以上346未満	$3 - 0.0$
	347以上358未満	0
	359以上370未満	$3 - 0.0$
	371以上382未満	0
	383以上394未満	$3 - 0.0$
	395以上406未満	0
	407以上418未満	$3 - 0.0$
	419以上430未満	0
	431以上442未満	$3 - 0.0$
	443以上454未満	0
	455以上466未満	$3 - 0.0$
	467以上478未満	0
	479以上490未満	$3 - 0.0$
	491以上502未満	0
	503以上514未満	$3 - 0.0$
	515以上526未満	0
	527以上538未満	$3 - 0.0$
	539以上550未満	0
	551以上562未満	$3 - 0.0$
	563以上574未満	0
	575以上586未満	$3 - 0.0$
	587以上598未満	0
	599以上610未満	$3 - 0.0$
	611以上622未満	0
	623以上634未満	$3 - 0.0$
	635以上646未満	0
	647以上658未満	$3 - 0.0$
	659以上670未満	0
	671以上682未満	$3 - 0.0$
	683以上694未満	0
	695以上706未満	$3 - 0.0$
	707以上718未満	0
	719以上730未満	$3 - 0.0$
	731以上742未満	0
	743以上754未満	$3 - 0.0$
	755以上766未満	0
	767以上778未満	$3 - 0.0$
	779以上790未満	0
	791以上802未満	$3 - 0.0$
	803以上814未満	0
	815以上826未満	$3 - 0.0$
	827以上838未満	0
	839以上850未満	$3 - 0.0$
	851以上862未満	0
	863以上874未満	$3 - 0.0$
	875以上886未満	0
	887以上898未満	$3 - 0.0$
	899以上910未満	0
	911以上922未満	$3 - 0.0$
	923以上934未満	0
	935以上946未満	$3 - 0.0$
	947以上958未満	0
	959以上970未満	$3 - 0.0$
	971以上982未満	0
	983以上994未満	$3 - 0.0$
	995以上1006未満	0

(3) 経済構造に係る点数
次の表のDの区分欄の各区分に対応する算式欄の算式によつて算定した数(整数

未満の端数があるときはその端数を四捨五入し、当該数が負数となるときは当該数を零とする。)

Dの区分	算式
70未満	$D \times 5.25 - 2.6$
70以上96未満	2.50
96以上	$D \times 3.19 - 1.1$
	8.30
	$D \times 3.00 - 1.0$
	0.00

(4) 宅地平均価格指数に係る点数

次の表のEの区分欄の各区分に対応する算式欄の算式によつて算定した数(当該数が二〇〇を超えるときは、当該数を二〇〇とする。)

Eの区分	算式
10未満	$E \times 5.50$
10以上110未満	$E \times 0.85 + 4.6$
110以上220未満	$E \times 0.27 + 1.0$
220以上330未満	$E \times 0.23 + 1.19$
330以上	$E \times 0.07 + 1.72$

算定の過程に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

E 宅地平均価格指数

(三) (一)に定めるところによりIの地域に該当することとなる市町村にあつては、市町村の普通態容補正係数を算定する場合における市町村の種類区分は、該当するIの地域又はIIの地域の種地のうち当該市町村の長が選択する種地とする。ただし、当該市町村以外の市町村について(二)の(1)に定めるところにより点数を算定する場合においては、当該市町村の長がIIの地域の種地を選択したときも当該市町村をIの地域とみなすことができる。

二 農業行政の質及び量の差による級地に係る地域区分

次の(一)及び(二)に定めるところによつて算定した点数の合計数が五〇〇点以上となる市町村について一級地から五級地までに区分し、当該市町村につき、当該合計数が九〇〇点以上となるものを五級地、八〇〇点以上九〇〇点未満となるものを四級地、七〇〇点以上八〇〇点未満となるものを三級地、六〇〇点以上七〇〇点未満となるものを二級地、五〇〇点以上六〇〇点未満となるものを一級地とする。

(一) 農業就業業者数比率(国勢調査令によつて調査した令和二年十月一日現在における産業分類別就業業者数(以下「令和二年産業分類別就業業者数」という。)のうちA農業、林業のうち農業に係る就業業者数を令和二年産業分類別就業業者数の総数で除して得た率(パーセント未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)をいう。)

- 五五パーセント以上の市町村 七〇〇点
- 三五パーセント以上五五パーセント未満の市町村 五〇〇点
- 三五パーセントを越え五四パーセントまで
- 一〇パーセントにつき 一〇点
- 三五パーセント未満の市町村
- 〇パーセント 三二五点
- 〇パーセントを越え三四パーセントまで
- 一パーセントにつき 五点

(二) 耕地比率(令和二年度分の固定資産税に係る概要調査に記載されている田畑の面積に牧場の面積に〇・一を乗じて得た面積を加えた面積を田畑の面積に牧場の面積を加えた面積との合計数で除して得た率(パーセント未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)をいう。)

- 七〇パーセント以上の市町村 三〇〇点
- 七〇パーセント以上八五パーセント未満の市町村 一五〇点
- 七〇パーセントを越え八四パーセントまで
- 一パーセントにつき 一〇点
- 四五パーセント以上七〇パーセント未満の市町村
- 四五パーセント 二五五点
- 四五パーセントを越え六九パーセントまで

三 林野行政等の質及び量の差による級地に係る地域区分

次の(一)及び(二)に定めるところによつて算定した点数の合計数が五〇〇点以上となる市町村について一級地から五級地までに区分し、当該市町村につき、当該合計数が九〇〇点以上となるものを五級地、八〇〇点以上九〇〇点未満となるものを四級地、七〇〇点以上八〇〇点未満となるものを三級地、六〇〇点以上七〇〇点未満となるものを二級地、五〇〇点以上六〇〇点未満となるものを一級地とする。

- 一パーセントにつき 五点
- 二〇パーセント以上四五パーセント未満の市町村
- 二〇パーセント 〇点
- 二〇パーセントを越え四四パーセントまで
- 一パーセントにつき 一点
- 二〇パーセント未満の市町村 〇点

(一) 林業等就業業者数比率(令和二年産業分類別就業業者数のうちA農業、林業のうち林業及びB漁業の就業業者数の合計数を令和二年産業分類別就業業者数の総数で除して得た率(パーセント未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)をいう。)

- 二〇パーセント以上の市町村 七〇〇点
- 二〇パーセント未満の市町村
- 〇パーセント 四〇〇点
- 〇パーセントを越え一九パーセントまで
- 一パーセントにつき 一五五点

(二) 林野面積比率(農林業センサス規則によつて調査した令和二年二月一日現在における「林野面積」の「合計」の面積(以下「林野面積の総数」という。)を面積(第五条第一項の表中二一の面積をいう。)で除して得た率(パーセント未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)をいう。)

- 八〇パーセント以上の市町村 三〇〇点
- 八〇パーセント以上八〇パーセント未満の市町村
- 六〇パーセント 二〇〇点
- 六〇パーセントを越え七九パーセントまで
- 一パーセントにつき 五点
- 四〇パーセント以上六〇パーセント未満の市町村

四〇パーセント 一四〇点
 四〇パーセントを超え五九パーセントまで
 一パーセントにつき 三点
 四〇パーセント未満の市町村
 〇パーセント 六〇点
 〇パーセントを超え三九パーセントまで
 一パーセントにつき 二点
 行政の質及び量の差による隔遠地の級地に
 係る地域区分

四 (一) に掲げる市町村について、次の
 (二) による級地により区分する。

(一) 級地区分を行う市町村

(1) 当該市町村役場の所在地(町村役場が
 他の市町村の区域内に所在する場合に
 は、当該町村役場は当該町村の区域のう
 ち地方税法第四百十一條の規定により平
 成十九年度分の固定資産課税台帳に登録
 された宅地の三・三平方メートル当たり
 の価格が最高である地点にあるものとみ
 なす。)から当該市町村を包括する都道
 府県の都道府県庁の所在地(以下「県庁
 所在地」という。)までの距離(最も経
 済的な経路又は方法により旅行する場合
 の距離とする。この場合において、距離
 は、鉄道によることができる区間にあつ
 ては鉄道事業法(昭和六十一年法律第九
 十二号)第十三條に規定する鉄道運送事
 業者の調に係る鉄道旅客貨物運賃算出表
 に掲げる路程とし、鉄道によることがで
 きない区間にあつては水路については海
 上保安庁の調に係る距離表による路程
 の、陸路については実距離のそれぞれ二
 倍として計算し、一キロメートル未満の
 端数があるときは、その端数を四捨五入
 する。以下この号において同じ。)が二
 〇〇キロメートル以上の市町村

(2) (1) に掲げる市町村以外の市町村で
 当該市町村の職員が県庁所在地において
 開かれる一日の会議に出席するために通
 常二泊三日の旅行を要するものとして総
 務大臣が指定した市町村

(二) 級地区分の方法
 (一) に掲げる市町村は、一級地から六級
 地までに区分し、当該各市町村につき、次
 に掲げる市町村役場の所在地と県庁所在地

との距離、市町村役場の所在地と支庁所在
 地との距離及び離島事情ごとに次に定める
 ところによつて算定した点数(一点未満の
 端数があるときは、その端数を四捨五入す
 る。)の合計数が、八〇〇点以上となるも
 のを六級地、六〇〇点以上八〇〇点未満と
 なるものを五級地、四〇〇点以上六〇〇点
 未満となるものを四級地、二〇〇点以上四
 〇〇点未満となるものを三級地、一〇〇点
 以上二〇〇点未満となるものを二級地、一
 〇〇点未満となるものを一級地とする。

(1) 市町村役場の所在地と県庁所在地との
 距離

(一)の(1)に掲げる市町村
 一、〇〇〇キロメートル以上の市町村
 一、〇〇〇キロメートルまで 六八〇点
 一、〇〇〇キロメートルを超えるもの
 一〇キロメートル(一〇キロメートル未満
 の端数があるときは、その端数を切り捨
 てる。以下この号において同じ。)につ
 き 四点
 八〇〇キロメートル以上一、〇〇〇キロメ
 ートル未満の市町村
 八〇〇キロメートルまで 五三〇点
 八〇〇キロメートルを超える九九九キロメ
 ートルまで
 一〇キロメートルにつき 四点
 六〇〇キロメートル以上八〇〇キロメー
 ル未満の市町村
 六〇〇キロメートルまで 四〇〇点
 六〇〇キロメートルを超える七九九キロメ
 ートルまで
 一〇キロメートルにつき 四点
 四〇〇キロメートル以上六〇〇キロメー
 ル未満の市町村
 四〇〇キロメートルまで 二二〇点
 四〇〇キロメートルを超える五九九キロメ
 ートルまで
 一〇キロメートルにつき 四点
 二〇〇キロメートル以上四〇〇キロメー
 ル未満の市町村
 二〇〇キロメートルまで 一〇〇点
 二〇〇キロメートルを超える三九九キロメ
 ートルまで
 一〇キロメートルにつき 四点
 (二)の(2)に掲げる市町村 八〇点

(二)の(2)に掲げる市町村 八〇点

(2) 市町村役場の所在地と支庁所在地との
 距離(市町村役場の所在地と当該市町村
 を包括する都道府県の直近の支庁若しく
 は地方事務所又はこれらに類するもの
 (これらの事務所がない場合には、当該
 市町村を包括する都道府県の県庁所在地
 とする。)との距離をいう。)

四〇〇キロメートル以上の市町村 二一
 〇点
 二七〇キロメートル以上四〇〇キロメー
 ル未満の市町村 一八〇点
 二〇〇キロメートル以上二七〇キロメー
 ル未満の市町村 一二〇点
 一三〇キロメートル以上二〇〇キロメー
 ル未満の市町村 九〇点
 七〇キロメートル以上一三〇キロメー
 ル未満の市町村 三〇点

(3) 離島事情(離島に係る市町村(一)
)に掲げる市町村のうちその区域の一部又
 は全部につき離島振興法、奄美振興法又
 は小笠原諸島振興開発特別措置法の適用
 を受ける市町村(当該市町村役場が当該
 市町村の区域内でこれらの法律の適用を
 受けない地域にある市町村を除く。)を
 いう。について、平成十九年四月一日
 現在において当該市町村の区域内に所在
 する辺地(辺地に係る公共的施設の総合
 整備のための財政上の特別措置等に関す
 る法律第二条第一項の辺地をいう。以下
 この号において同じ。)ごとに総務大臣
 が調査した同日現在の住民基本台帳登録
 人口を基礎として次の算式によつて算定
 した点数をいう。)

算式

$$(A \times 80 + B \times 120 + C \times 180 + D \times 280 + E \times 340 + F \times 400 + G \times 40) \div H$$

A 当該市町村役場の所在地から当該辺地
 までの距離等について、辺地に係る公共
 的施設の総合整備のための財政上の特別
 措置等に関する法律施行規則(昭和37
 年自治省令第14号)別表第1の要素7
 及び別表第2の要素3の例によつて算定
 した点数の合計点数(以下「交通要素点
 数」という。)が25点以上50点未満
 の辺地に係る住民基本台帳登録人口

B 交通要素点数が50点以上75点未満
 の辺地に係る住民基本台帳登録人口
 C 交通要素点数が75点以上100点未
 満の辺地に係る住民基本台帳登録人口
 D 交通要素点数が100点以上125点
 未満の辺地に係る住民基本台帳登録人口
 E 交通要素点数が125点以上150点
 未満の辺地に係る住民基本台帳登録人口
 F 交通要素点数が150点以上の辺地に
 係る住民基本台帳登録人口
 G 当該市町村の住民基本台帳登録人口か
 らA、B、C、D、E及びFの数を控除
 した数

H 当該市町村の住民基本台帳登録人口

五 法令に基づく行政権能等の差による地域
 区分
 「都市計画費」にあつては指定都市、中核市、
 施行時特例市(地方自治法の一部を改正する
 法律(平成二十六年法律第四十二号)附則第
 二条の施行時特例市をいう。以下同じ。)及
 びその他の市町村、市町村の「その他の土木
 費」にあつては特別区、宅地造成等規制指定
 都市(宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和
 三十六年法律第九十一号)第十条の規定に
 基づき指定された宅地造成等工事規制区域を
 包括する指定都市をいう。以下同じ。)、その
 他の指定都市、宅地造成等規制中核市(宅地
 造成及び特定盛土等規制法第十条の規定に基
 づく指定された宅地造成等工事規制区域を包
 括する中核市をいう。以下同じ。)、その他の
 中核市、施行時特例市、別表第三の三に掲げ
 る建築主事設置市(建築基準法(昭和二十五
 年法律第二十一号)第四条第一項又は第二項
 の規定に基づき建築主事を置く市(特別区、
 指定都市、中核市及び施行時特例市を除く。)
 をいう。以下同じ。)、同表に掲げる建築基準
 法第九十七条の規定により建築主事を置く
 市町村(以下「限定特定行政庁設置市町
 村」という。))及びその他の市町村、都道府
 県の「その他の教育費」のうち人口を測定単
 位とするものにあつては指定都市、中核市及
 びその他の市町村、市町村の「その他の教育
 費」のうち人口を測定単位とするものにあつ
 ては指定都市、中核市及びその他の市町村、
 市町村の「生活保護費」にあつては指定都
 市、中核市及びその他の市(福祉事務所設置
 町村を含む。)、都道府県の「社会福祉費」に

市町村の「生活保護費」にあつては指定都
 市、中核市及びその他の市(福祉事務所設置
 町村を含む。)、都道府県の「社会福祉費」に

あつては指定都市、児童相談所設置中核市、その他の中核市、福祉事務所設置町村並びに指定都市、児童相談所設置中核市、その他の中核市及び福祉事務所設置町村以外の市町村、市町村の「社会福祉費」にあつては指定都市、児童相談所設置中核市、その他の中核市、指定都市、児童相談所設置中核市及びその他の中核市以外の市（福祉事務所設置町村を含む。）並びにその他の町村、「衛生費」及び「保健衛生費」にあつては特別区及び保健所設置市、指定都市、中核市並びにその他の市町村、都道府県の「高齢者保健福祉費」のうち六十五歳以上人口を測定単位とするものにあつては指定都市、中核市及びその他の市町村、市町村の「高年齢者保健福祉費」のうち六十五歳以上人口を測定単位とするものにあつては指定都市、中核市及びその他の市町村、市町村の「商工行政費」にあつては中小企業支援市、計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第四条に規定する市のうち中小企業支援市以外のもの（以下「計量市」という。）及びその他の市町村とする。

六 地域手当の級地による地域区分
別表第三の四の級地欄に掲げる級地に応じた市町村とする。

2 前項第一号（一）の（二）若しくは（四）又は（二）の（二）若しくは（三）の場合において、令和二年十月二日以後において市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合においては、廃置分合により一の市町村の区域がそのまま他の市町村の区域となつたときは、当該廃置分合後の市町村の産業分類別就業数、昼間流入人口又は昼間流出人口は、関係市町村の産業分類別就業数、昼間流入人口又は昼間流出人口を当該廃置分合又は境界変更が行われたときは、当該廃置分合又は境界変更後の関係市町村の産業分類別就業数、昼間流入人口又は昼間流出人口は、当該廃置分合前の市町村若しくは当該境界変更により区域を減ずる前の市町村の産業分類別就業数、昼間流入人口又は昼間流出人口を当該廃置分合に係る区域若しくは境界変更により減ずる区域及びその区域を除いた区域の別にその居住地によつて分別し、若しくはこれらの区域の人口によつて

按分した産業分類別就業数、昼間流入人口又は昼間流出人口（表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とし、又は当該分別し、若しくは按分した産業分類別就業数、昼間流入人口又は昼間流出人口を境界変更に係る区域が属することとなつた市町村の産業分類別就業数、昼間流入人口又は昼間流出人口に加えた数とする。

3 第一項第一号（一）の（三）又は（二）の（四）の場合において、令和四年一月二日以後において市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合においては、当該廃置分合又は境界変更後の市町村の宅地平均価格指数は、当該廃置分合又は境界変更後の市町村が同年一月一日現在において廃置分合又は境界変更後の区域をもつて存在していたものと仮定して総務大臣が定める指数とする。

4 第一項第二号（一）及び第三号（一）の場合において、令和二年十月二日以後において市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合においては、関係市町村の令和二年産業分類別就業数に

5 第一項第二号（二）の場合において、令和二年度分の固定資産税に係る概要調査を作成した後において市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合における関係市町村の田畑、牧場及び宅地の面積については、第五条第二項第二号の規定を準用する。

6 第一項第三号（二）の場合において、令和二年二月一日以後において市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合における関係市町村の林野面積の総数については、第五条第二項第二号の規定を準用する。

（経常態容補正係数の算定方法）
第十一條の二 都道府県の「小学校費」及び「中学校費」に係る経常態容補正係数は、それぞれ次の算式によつて算定した率とする。
算式
$$(A-1) \times r + 1$$

算式の符号
A 前年度の5月1日現在において、当該都道府県の区域内の市（指定都市を除く。）町村の設置する小学校、中学校、義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程又は当該都道府県立の併設型中学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下この項において「当該都道府県の区域内の小中学校等」という。）に

ついて限度政令第2条第1項に規定する都道府県算定総額を当該都道府県の区域内の小中学校等における限度政令第1条第5号、第7号及び第9号に掲げる数の合算数で除して得た額を12で除して得た額（円未満の端数があるときは、その端数金額を四捨五入する。）を前年度の5月1日現在において、全国の市町村立の小学校、中学校、義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程又は都道府県立の併設型中学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下この項において「全国の小中学校等」という。）について限度政令第2条第1項に規定する都道府県算定総額から同条第1項第5号に規定する地域手当及び寒冷地手当として算定した額の総額を除いて得た額と限度政令第2条第2項に規定する指定都市算定総額から同条第2項第5号に規定する給料の調整額等のうち地域手当及び寒冷地手当として算定した額の総額を除いて得た額との合算額を全国の小中学校等における限度政令第1条第5号、第7号、第9号、第13号、第15号及び第17号に掲げる数の合算数で除して得た額を12で除して得た額（円未満の端数があるときは、その端数金額を四捨五入する。）で除して得た数（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

2 「小学校費」にあつては0.168、「中学校費」にあつては0.168、「特別支援学校費」のうち教職員数を測定単位とするものに係る経常態容補正係数は、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。
算式
$$[A \times (C-1) \times 0.107 + D] + [B \times 1.24] \times D \div (A+B)$$

$$(C-1) \times 0.107$$
に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、 $A \times (C-1) \times 0.107 + D$ 、 $(B \times 1.24)$ 又は $(B \times 1.24) \times D$ に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。
算式の符号
A 当該年度の5月1日現在における当該都道府県又は当該都道府県の区域内の市（指定都市を除く。）町村の設置する特別支援学校

の小学部及び中学部について、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条第1項及び第3項並びに公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令第1条に規定する学級編制の標準により編制した場合における学級数を基礎として同法第10条の規定により算定した教職員定数の標準となる数として総務大臣が調査した数
B 測定単位の数値からAに掲げる数を控除した数
C 前年度の5月1日現在において、当該都道府県又は当該都道府県の区域内の市（指定都市を除く。）町村の設置する特別支援学校の小学部及び中学部について限度政令第1条第11号に掲げる数で除して得た額を12で除して得た額（円未満の端数があるときは、その端数金額を四捨五入する。）を前年度の5月1日現在において、全国の公立の特別支援学校の小学部及び中学部について限度政令第2条第1項に規定する都道府県算定総額から同条第1項第5号に規定する地域手当及び寒冷地手当として算定した額の総額を除いて得た額と限度政令第2条第2項に規定する指定都市算定総額から同条第2項第5号に規定する給料の調整額等のうち地域手当及び寒冷地手当として算定した額の総額を除いて得た額との合算額を全国の公立の特別支援学校の小学部及び中学部における限度政令第1条第11号及び第19号に掲げる数の合算数で除して得た額を12で除して得た額（円未満の端数があるときは、その端数金額を四捨五入する。）で除して得た数（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）
D 当該都道府県の区域内の市（指定都市を除く。）町村の地域手当の級地（当該級地に係る地域区分は、第11条第1項第1号並びに第2項及び第3項の規定の例による。）につき別表第一に定める率を当該区域内の当該地域手当の級地ごとの市（指定都市を除く。）町村の人口に乘じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

の合計数を当該都道府県の人口（当該都道府県の区域内の指定都市の人口を除く。）で除して得た率（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該率が1.000に満たないときは、1.000とする。）

3 市町村の「消防費」に係る経常態容補正係数は、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$B \div (A \times 1.1.6)$$

A 測定単位の数値

B 合併関係市町村（旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という。）第2条第3項又は市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号。以下「合併新法」という。）第2条第3項の市町村をいう。以下同じ。）（新市町村の市町村役場が所在する合併関係市町村を除く。）ごとに次の算式によつて算定した額の合算額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$$15.7 \times a \times b \div 18.26 \times a \times c$$

bが1.270を超えるときは1.270とする。

cが2.805を超えるときは2.805とする。

算式の符号

a 合併関係市町村の人口

b 当該合併関係市町村の人口に別表第1(2)に定める経常態容補正の合併関係市町村の人口段階による補正率のAに定める率を乗じて得た率（整数未満の端数を四捨五入する。）と同表のBに定める率とを合算した率を合併関係市町村の人口で除して得た率（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

c 当該新市町村の人口に別表第1(2)に定める経常態容補正の新市町村の人口段階による補正率のCに定める率を乗じて得た率（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と同表のDに定める率とを合算した率を新市町村の人口で除して得た率

4 (小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

市町村の「その他の教育費」のうち幼稚園及び幼保連携型認定こども園の小学校就学前子ども数を測定単位とするものに係る経常態容補正係数は、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$A \times B \times C + D$$

A 次の算式によつて算定した率（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式の符号

$$(b \div a) \times (1.218 + (c \div a) \times 1.000) \times (1 \div 1.050)$$

b/a、(b/a) × 1.218又はc/aに小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

a 学校基本調査規則によつて調査した当該年度の5月1日現在における市町村立の幼稚園の在籍人員数（市町村立の幼稚園型認定こども園に在籍する2・3号認定子どもを除く。以下「市町村立の幼稚園の在籍人員数」という。）及び学校基本調査規則によつて調査した当該年度の5月1日現在における市町村立の幼保連携型認定こども園に在籍する1号認定子ども数（以下「市町村立の幼保連携型認定こども園に在籍する1号認定子ども数」という。）の合計数

b 市町村立の幼稚園の在籍人員数及び市町村立の幼保連携型認定こども園に在籍する1号認定子ども数の合計数のうち3歳児数

c 市町村立の幼稚園の在籍人員数及び市町村立の幼保連携型認定こども園に在籍する1号認定子ども数の合計数のうち4歳以上児数

B 次の算式によつて算定した率（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$$\frac{\sum_{i=1}^n (b_i \times c_i)}{a}$$

算式

$$\frac{\sum_{i=1}^n (b_i \times c_i)}{a}$$

5 市町村の「保健衛生費」に係る経常態容補正係数Iは、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に1を加えた率とする。

算式

$$(A \div 0.280) \times 0.084 + 0.916 \div 1.000 \times B \times C$$

A/0.280が1.000を下回る場合は1.000とする。

算式の符号

A 六十五歳以上人口を人口で除して得た数（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

B 段階補正係数

C 普通態容補正係数

市町村の「保健衛生費」に係る経常態容補正係数IIは、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$B \div (A \times 8.33)$$

A 測定単位の数値

B 合併関係市町村（新市町村の市町村役場及び地方自治法第252条の20に規定する区の事務所（以下「区役所」という。）が所在する合併関係市町村を除く。以下この条において同じ。）ごとに次の算式によつて算定した額の合算額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$$6.1 \times a \times b \times c$$

bが3.340を超えるときは3.340とする。

cが1.837を超えるときは1.837とする。

算式の符号

a 合併関係市町村の人口

b 当該合併関係市町村の人口に別表第1(2)に定める経常態容補正IIの合併関係市町村の人口段階による補正率のAに定める率を乗じて得た率（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と同表のBに定める率とを合算した率を合併関係市町村の人口で除して得た率（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$$1 \text{ 市町村立の幼稚園の在籍人員数及び市町村立の幼保連携型認定こども園に在籍する1号認定子ども数の合計数}$$

a 市町村立の幼稚園の在籍人員数及び市町村立の幼保連携型認定こども園に在籍する1号認定子ども数の合計数

b 市町村立の幼稚園の在籍人員数及び市町村立の幼保連携型認定こども園に在籍する1号認定子ども数の合計数のうち3歳児数

c 市町村立の幼稚園の在籍人員数及び市町村立の幼保連携型認定こども園に在籍する1号認定子ども数の合計数のうち4歳以上児数

D 冷暖房費加算区分が1級地の市町村にあつては0.024、2級地の市町村にあつては0.024、3級地の市町村にあつては0.024、4級地の市町村にあつては0.018、その他地域の市町村にあつては0.000とする。

6 市町村の「保健衛生費」に係る経常態容補正係数IIは、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$B \div (A \times 8.33)$$

A 測定単位の数値

B 合併関係市町村（新市町村の市町村役場及び地方自治法第252条の20に規定する区の事務所（以下「区役所」という。）が所在する合併関係市町村を除く。以下この条において同じ。）ごとに次の算式によつて算定した額の合算額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$$6.1 \times a \times b \times c$$

bが3.340を超えるときは3.340とする。

cが1.837を超えるときは1.837とする。

算式の符号

a 合併関係市町村の人口

b 当該合併関係市町村の人口に別表第1(2)に定める経常態容補正IIの合併関係市町村の人口段階による補正率のAに定める率を乗じて得た率（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と同表のBに定める率とを合算した率を合併関係市町村の人口で除して得た率（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$$6.1 \times a \times b \times c$$

c 令和5年4月1日現在における市町村役場（指定都市にあつては、区役所とする。）の所在地（町村役場が他の市町村の区域内に所在する場合に、当該町村役場は当該町村の区域のうち地方税法第411条の規定により令和4年度分の固定資産税に係る固定資産課税台帳に登録された宅地の3.3平方メートル当たりの価格が最高である地点に町村役場が所在するものとみなす。）と合併の日の前日における当該合併関係市町村の市町村役場（以下この項において「旧市町村役場」という。）の所在地（新市町村に編入された区域に旧市町村役場が所在していなかった場合には、当該区域のうち地方税法第411条の規定により令和4年度分の固定資産税に係る固定資産課税台帳に登録された宅地の3.3平方メートル当たりの価格が最高である地点に旧市町村役場が所在していたものとみなす。）との最短距離（最も経済的な通常の経路及び方法により旅行する場合における鉄道（定期バスを含む）、水路及び陸路による実距離とする。ただし、水路を含む場合にあっては、その距離を2倍として計算した距離とする。以下この条において「本庁からの距離」という。）に別表第1（2）に定める經常態容補正IIの本庁からの距離段階による補正率のAに定める率を乗じて得た率と同表のBに定める率とを合算した率（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

7 市町村の「林野水産行政費」に係る經常態容補正係数は、次の算式によつて算定した率とする。

算式

$$(B/A) \times 2.75 + (C/A) \times 0.1$$

7 算式の符号

A 測定単位の数値

B 産業分類別就業者数のうちA農業、林業のうち林業の就業者数

C 産業分類別就業者数のうちB漁業の就業者数

8 市町村の「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る經常態容補正係数は、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式 B/(A×1.74)	測定単位の数値	算式 31.4×a×b×c	合併関係市町村の人口
A 測定単位の数値	合併関係市町村ごとに次の算式によつて算定した額の合算額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）	bが3.980を超えるときは3.980とする。	cが1.797を超えるときは1.797とする。
B 合併関係市町村ごとに次の算式によつて算定した額の合算額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）	算式 31.4×a×b×c	a 合併関係市町村の人口	b 当該合併関係市町村の人口に別表第1（2）に定める經常態容補正の合併関係市町村の人口段階による補正率のAに定める率を乗じて得た率（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と同表のBに定める率とを合算した率を合併関係市町村の人口で除して得た率（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）
算式 B/(A×1.74)	測定単位の数値	算式 31.4×a×b×c	合併関係市町村の人口
A 測定単位の数値	合併関係市町村ごとに次の算式によつて算定した額の合算額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）	bが3.980を超えるときは3.980とする。	cが1.797を超えるときは1.797とする。
B 合併関係市町村ごとに次の算式によつて算定した額の合算額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）	算式 31.4×a×b×c	a 合併関係市町村の人口	b 当該合併関係市町村の人口に別表第1（2）に定める經常態容補正の合併関係市町村の人口段階による補正率のAに定める率を乗じて得た率（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と同表のBに定める率とを合算した率を合併関係市町村の人口で除して得た率（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

三 港湾費	港湾における外郭施設の延長	事業費補正
四 高等学校費	漁港における外郭施設の延長	事業費補正及び投資補正
五 社会福祉費人口	生徒数	事業費補正
六 高齢者保健六十五歳以上人口	事業費補正	事業費補正
七 農業行政費農家数	事業費補正	事業費補正
八 林野行政費公有以外の林野の面積	事業費補正	事業費補正
九 地域振興費人口	事業費補正	事業費補正
市町一 道路橋りよ道路の延長	投資補正及び事業費補正	投資補正及び事業費補正
二 港湾費	港湾における外郭施設の延長	事業費補正
三 都市計画費	都市計画区域における事業費補正	事業費補正
四 公園費	事業費補正	事業費補正
五 下水道費	投資補正及び事業費補正	投資補正及び事業費補正
六 その他の土人口	事業費補正	事業費補正
七 小学校費	学級数	事業費補正
八 中学校費	学級数	事業費補正
九 高等学校費	生徒数	事業費補正
十 その他の教人口	投資補正II	投資補正II
十一 社会福人口	事業費補正	事業費補正
十二 高齢者保六十五歳以上人口	事業費補正	事業費補正
十三 清掃費	事業費補正	事業費補正
十四 農業行農家数	事業費補正	事業費補正
政費	事業費補正	事業費補正

十五 林野水産林業及び水事業費補正	行政費	事業費補正
十六 地域振人口	面積	事業費補正
十七 投資補正及び事業費補正	投資補正及び事業費補正	投資補正及び事業費補正
十八 投資補正及び事業費補正	投資補正及び事業費補正	投資補正及び事業費補正
十九 投資補正及び事業費補正	投資補正及び事業費補正	投資補正及び事業費補正
二十 投資補正及び事業費補正	投資補正及び事業費補正	投資補正及び事業費補正
二十一 投資補正及び事業費補正	投資補正及び事業費補正	投資補正及び事業費補正
二十二 投資補正及び事業費補正	投資補正及び事業費補正	投資補正及び事業費補正
二十三 投資補正及び事業費補正	投資補正及び事業費補正	投資補正及び事業費補正
二十四 投資補正及び事業費補正	投資補正及び事業費補正	投資補正及び事業費補正
二十五 投資補正及び事業費補正	投資補正及び事業費補正	投資補正及び事業費補正
二十六 投資補正及び事業費補正	投資補正及び事業費補正	投資補正及び事業費補正
二十七 投資補正及び事業費補正	投資補正及び事業費補正	投資補正及び事業費補正
二十八 投資補正及び事業費補正	投資補正及び事業費補正	投資補正及び事業費補正
二十九 投資補正及び事業費補正	投資補正及び事業費補正	投資補正及び事業費補正
三十 投資補正及び事業費補正	投資補正及び事業費補正	投資補正及び事業費補正
三十一 投資補正及び事業費補正	投資補正及び事業費補正	投資補正及び事業費補正
三十二 投資補正及び事業費補正	投資補正及び事業費補正	投資補正及び事業費補正
三十三 投資補正及び事業費補正	投資補正及び事業費補正	投資補正及び事業費補正
三十四 投資補正及び事業費補正	投資補正及び事業費補正	投資補正及び事業費補正
三十五 投資補正及び事業費補正	投資補正及び事業費補正	投資補正及び事業費補正
三十六 投資補正及び事業費補正	投資補正及び事業費補正	投資補正及び事業費補正
三十七 投資補正及び事業費補正	投資補正及び事業費補正	投資補正及び事業費補正
三十八 投資補正及び事業費補正	投資補正及び事業費補正	投資補正及び事業費補正
三十九 投資補正及び事業費補正	投資補正及び事業費補正	投資補正及び事業費補正
四十 投資補正及び事業費補正	投資補正及び事業費補正	投資補正及び事業費補正
四十一 投資補正及び事業費補正	投資補正及び事業費補正	投資補正及び事業費補正
四十二 投資補正及び事業費補正	投資補正及び事業費補正	投資補正及び事業費補正
四十三 投資補正及び事業費補正	投資補正及び事業費補正	投資補正及び事業費補正
四十四 投資補正及び事業費補正	投資補正及び事業費補正	投資補正及び事業費補正
四十五 投資補正及び事業費補正	投資補正及び事業費補正	投資補正及び事業費補正
四十六 投資補正及び事業費補正	投資補正及び事業費補正	投資補正及び事業費補正
四十七 投資補正及び事業費補正	投資補正及び事業費補正	投資補正及び事業費補正
四十八 投資補正及び事業費補正	投資補正及び事業費補正	投資補正及び事業費補正
四十九 投資補正及び事業費補正	投資補正及び事業費補正	投資補正及び事業費補正
五十 投資補正及び事業費補正	投資補正及び事業費補正	投資補正及び事業費補正

港灣費二

漁港における港外施

Table with 2 columns: 道長延路道 and 口人りた当長延路道. Row 1: 四捨五入する。以下この表において同じ。 1 人口（当該人口（指定都市を包...

高等学

施設長延路道

Table with 2 columns: 積面足不場動運内屋び及舎校般一りた当人 and 率比者業就業漁数者業産水る係に面海りた当長延の設. Row 1: 1 前年の五月一日現在において...

市町村

一道路

四地域振興費

Table with 2 columns: 率比長延路道 and 率比口人等域地疎過積面足不舎校振産りた当人一徒生. Row 1: 1 公立学校施設実態調査に基づき...

下水道費二

う費

Table with 2 columns: 量水収有率比数件事通交III率比備整路道II率比備整路道I率比備整路道 and 率比長延道県府道. Row 1: 測定単位の数値のうち路面幅員四...

超過算定対象資費単価

水道事業等」という。)に係る前年の三月三十一日現在における地方公営企業決算状況調査に基づく有収水量。この場合において、市町村の組織する組合が経営する公共下水道事業等に係る有収水量は、当該有収水量を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め総務大臣が承認した率(協議が成立しないときは、総務大臣が定める率)により按分したものをそれぞれ市町村が経営する公共下水道事業等に係る有収水量(総務大臣が承認する場合には、当該組合を構成する市町村のうち都道府県知事が指定する市町村の経営する公共下水道事業等に係る有収水量)とする。平成六年度以降に供用を開始した当該市町村又は当該市町村の組織する組合が経営する公共下水道事業等のうち、次の(1)及び(2)に掲げる基準に該当する公共下水道事業等(経営戦略を策定した事業として総務大臣が調査した事業に限る。以下「対象下水道事業」という。)に係る前年の三月三十一日現在における地方公営企業決算状況調査に基づく算定対象資費(市町村の組織する組合が経営する対象下水道事業に係る算定対象資費にあつては、当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率(協議が成立しないときは、総務大臣が定める率)により按分したものをそれぞれ市町村が経営する対象下水道事業に係る算定対象資費(総務大臣が承認する場合には、当該組合を構成する市町村のうち都道府県知事が指定する市町村の経営する対象下水道事業に係る算定対象資費)とみなす。)の額を当該事業に係る有収水量で除して得た有収水量一立方メートル当たりの算定対象資費の額(表示単位は円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)から四十七を控除した数に、対象下水道事業のうち地方公営企業法の適用があるもの(以下この

使用料単価

号及び別表第三の五(1)において「法適用事業」という。)にあつては別表第三の五(1)に定める有収水量一立方メートル当たりの算定対象資費の額の段階に応ずる率を乗じて得た数の合計数とし、同法の適用がないもの(以下この号及び別表第三の五(2)において「法非適用事業」という。)にあつては別表第三の五(2)に定める有収水量一立方メートル当たりの算定対象資費の額の段階に応ずる率を乗じて得た数の合計数とする。

(1) 前年の三月三十一日現在における地方公営企業決算状況調査に基づく当該公共下水道事業等の有収水量一立方メートル当たりの算定対象資費の額が四十八円以上であること。

(2) 前年の三月三十一日現在における地方公営企業決算状況調査に基づく当該公共下水道事業等に係る使用料又は料金収入(市町村の組織する組合が経営する公共下水道事業等に係る使用料又は料金収入は、当該使用料又は料金収入を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め総務大臣が承認した率(協議が成立しないときは、総務大臣が定める率)により按分したものをそれぞれ市町村が経営する公共下水道事業等に係る使用料又は料金収入(総務大臣が承認する場合には、当該組合を構成する市町村のうち都道府県知事が指定する市町村の経営する公共下水道事業等に係る使用料又は料金収入)とみなす。)の額を当該公共下水道事業等に係る有収水量で除して得た有収水量一立方メートル当たりの使用料又は料金収入の額(以下この号において「使用料単価」という。)が一五〇円以上であること。

対象下水道事業に係る使用料単価を二〇三・〇で除して得た数(小数点以下三位未満の端数があるときは、

その端数を四捨五入し、一・〇〇〇を超えるときは一・〇〇〇とする。)複数の公共下水道事業等が統合した公共下水道事業等であつて、統合後の公共下水道事業等として平成三十年四月二日以降に併用を開始したものの(以下「統合下水道」という。)について、統合前の公共下水道事業等に係る統合下水道の供用開始前年度(以下「統合前年度」という。)の地方公営企業決算状況調査に基づく有収水量。この場合において、市町村の組織する組合が経営する統合前の公共下水道事業等に係る有収水量は、当該有収水量を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め総務大臣が承認した率(協議が成立しないときは、総務大臣が定める率)により按分したものをそれぞれの市町村が経営する統合前の公共下水道事業等に係る有収水量(総務大臣が承認する場合には、当該組合を構成する市町村のうち都道府県知事が指定する市町村の経営する統合前の公共下水道事業等のうち、次の(1)及び(2)に掲げる基準に該当する公共下水道事業等(経営戦略を策定した事業であり、かつ、国勢調査令によつて調査した平成二十二年十月一日現在における人口が三万人以上の市町村(構成市町村の人口合計が三万人以上の地方自治法第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合及び広域連合を含む。)が行う事業にあつては、地方公営企業法第二条第三項の規定を適用して同法の規定の全部又は一部を適用している事業として総務大臣が調査した事業に限る。以下「統合前対象下水道事業」という。)に係る前年の三月三十一日現在における地方公営企業決算状況調査に基づく算定対象資費

(市町村の組織する組合が経営する統合前対象下水道事業に係る算定対象資費にあつては、当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率(協議が成立しないときは、総務大臣が定める率)により按分したものをそれぞれ市町村が経営する統合前対象下水道事業に係る算定対象資費(総務大臣が承認する場合には、当該組合を構成する市町村のうち都道府県知事が指定する市町村の経営する統合前対象下水道事業に係る算定対象資費)とみなす。)の額を当該事業に係る有収水量で除して得た有収水量一立方メートル当たりの算定対象資費の額(表示単位は円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)から四十七を控除した数に、統合前対象下水道事業のうち地方公営企業法の適用があるもの(以下この号及び別表第三の五(1)において「統合前法適用事業」という。)にあつては同表(1)に定める有収水量一立方メートル当たりの算定対象資費の額の段階に応ずる率を乗じて得た数の合計数とし、同法の適用がないもの(以下この号及び同表(2)において「統合前法非適用事業」という。)にあつては同表(2)に定める有収水量一立方メートル当たりの算定対象資費の額の段階に応ずる率を乗じて得た数の合計数とする。

(1) 統合前年度の地方公営企業決算状況調査に基づく当該公共下水道事業等の有収水量一立方メートル当たりの算定対象資費の額が四十八円以上であること。

(2) 統合前年度の地方公営企業決算状況調査に基づく当該公共下水道事業等に係る使用料又は料金収入(市町村の組織する組合が経営する統合前の公共下水道事業等に係る使用料又は料金収入は、当該使用料又は料金収入を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め総務大臣が承

三 そ の 他 の 教 育 費	
人口	
統 合 前 の 使 用 料 単 価 比 率	
特 別 支 援 学 校 の 幼 稚 部 の 学 級 数	
特 別 支 援 学 校 の 小 学 部 及 中 学 部 に 在 学 す る 児 童 又 は 生 徒 を も つ て 編 制 さ れ た 実 学 級 の 数	
<p>認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村が経営する公共下水道事業等に係る使用料又は料金収入（総務大臣が承認する場合には、当該組合を構成する市町村のうち都道府県知事が指定する市町村の経営する統合前の公共下水道事業等に係る使用料又は料金収入）とみなす。）の額を当該公共下水道事業等に係る有収水量で除して得た有収水量一立方メートル当たりの使用料又は料金収入の額（以下この号において「統合前使用料単価」という。）が一五〇円以上であること。</p> <p>統合前対象下水道事業に係る統合前使用料単価を二〇三・〇で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、一・〇〇〇を超えるときは一・〇〇〇とする。）</p>	<p>学校基本調査規則によつて調査したその年の五月一日現在における当該市町村立の特別支援学校の幼稚部に在学する幼児をもつて編制された実学級（多学年学級は、一学級とみなす。以下この号において同じ。）の数</p>

四 地 域 振 興 費	
積 面 積	
小 学 部 及 中 学 部 の 学 級 数	
特 別 支 援 学 校 の 高 等 部 に 在 学 す る 生 徒 を も つ て 編 制 さ れ た 実 学 級 の 数	
<p>学校基本調査規則によつて調査したその年の五月一日現在における当該市町村立の特別支援学校の高等部に在学する生徒をもつて編制された実学級の数</p>	<p>国勢調査令によつて調査した令和二年十月一日現在における人口集中地区面積</p>

地 方 団 体 の 経 費 測 定 単 位	
種 類	
都 道 府 県	
道 路 橋	
路 延 長	
橋 延 長	
費 用	
<p>算式及び算式の符号</p> <p>算式 $(A/0.369) \times 0.30 \times B + (B/0.449) \times 0.05 \times C + (C/2.061) \times 0.10 + D \times 0.30 + 0.25 \times E$</p> <p>算式の符号 A 国府県道未整備延長比率 B 道路延長当たり人口 C 道路延長当たり面積 D 標準道路延長比率 E 北海道にあつては0.950、沖縄県にあつては0.870、その他の都府県にあつては1</p> <p>算式 $1 + (0.7 \times + 0.3) \times 1 - 1 \times 0.8 \times (1 + (0.111) \times 0.8) \times (1 + (0.211) \times 0.8)$</p> <p>〇.7と〇.3に小数点以下1位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。</p> <p>算式の符号 a 次の算式によつて算定した数（当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が1.000以下の場合には1.000とし、2.000以上の場合には2.000とする。）</p> <p>算式 $a/b \times 1/0.008$</p> <p>a/bに小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。</p> <p>算式の符号 a 直轄高速道路未供用延長及び実延長の合計数 b 測定単位の数値</p> <p>〇1 直轄高速道路未供用延長及び実延長の合計数のうちのトンネル延長と</p>	<p>第五條第一項の表第二号3の「宅地の面積」及び「田畑の面積」を合算した数</p>

三 港 湾 費	
港 漁 港	
外 郭 施 設 の 延 長 及 び 実 延 長 の 合 計 数	
延 長 及 び 実 延 長 の 合 計 数	
高 等 三	
<p>算式 $(A/1.798) \times 0.8 + (B/1.6994) \times 0.2 \times 0.45$</p>	<p>して総務大臣が通知した数を直轄高速道路未供用延長及び実延長の合計数で除して得た数（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下この表において「トンネル延長比率」という。）を0.257（トンネル延長比率の全国平均）で除して得た数（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が2.000を超える道県にあつては1.6、その他の道県にあつては1.0</p> <p>〇2 直轄高速道路未供用延長及び実延長の合計数のうちの橋りよう延長として総務大臣が通知した数を直轄高速道路未供用延長及び実延長の合計数で除して得た数（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下この表において「橋りよう延長比率」という。）を0.105（橋りよう延長比率の全国平均）で除して得た数（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が2.000を超える道県にあつては1.6、その他の道県にあつては1.0</p> <p>〇 指定都市を包括する道府県にあつては別表第3の6に定める率、その他の道府県にあつては1.000</p> <p>算式 $0.704 + 0.296 \times A \times (B/0.105) \times 0.9 + 0.1 \times 1.3 \times 1.68$</p> <p>算式の符号 A 漁港における外郭施設の延長当たり海面に係る水産業者数 B 漁業就業者比率</p>

費道水下二		費うより橋路道一		費興振域地四		費校学	
口人		長延の路道		口人		口人	
D	C	B	A	算式	A	B	C
有収水量	使用料単価比率	超過算定対象資本費単価	測定単位の数値	算式の符号	算式の符号	算式	算式

費興振域地三		口人		E		F	
口人		算式		算式		算式	
a	b	c	d	e	f	g	h
人口	人口	統合前の有収水量	統合前の使用料単価比率	統合前の有収水量	統合前の使用料単価比率	統合前の有収水量	統合前の使用料単価比率

費興振域地二		費育教の他		費校学		費校学	
積面		積面		積面		積面	
C	B	A	D	E	F	G	H
人口集中地区面積	可住地面積	種別補正後の測定単位の数値	種別補正後の測定単位の数値	種別補正後の測定単位の数値	種別補正後の測定単位の数値	種別補正後の測定単位の数値	種別補正後の測定単位の数値

費興振域地一		費興振域地二		費興振域地三		費興振域地四	
長延の路道		長延の路道		長延の路道		長延の路道	
算式の符号		算式の符号		算式の符号		算式の符号	

費 う

A	測定単位の数値	
B _n	平成n年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債の同意等額（地方特定道路整備事業（「地方特定道路整備事業」として（平成4年1月20日付け建設省都街発第2号、建設省道企発第5号、自治調第5号）によつて採択された事業をいう。以下この表において同じ。）に係るもの、ふるさと農道・林道緊急整備事業に係るもの、被災市街地復興特別事業に係るもの及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）に相当する額	0188
C ₅		0188
C ₆		0188
C ₇		017
C ₈		016
C ₉		016
C ₂₀		01584
D _n	平成n年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち地方特定道路整備事業に係るもの（平成15年度から平成20年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額	0188
E ₅		0188
E ₆		0188
E ₇		017
E ₈		016

E ₉		016
E ₂₀		01584
F _n	平成n年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち地方特定道路整備事業に係るもの（平成15年度から平成20年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限り。）の額に相当する額	042
I ₁₅		049
I ₁₆		048
I ₁₇		046
I ₁₈		042
G ₂₀		02640
G ₁₉		026
G ₁₈		027
G ₁₇		031
G ₁₆		030
G ₁₅		033
H _n	平成n年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第5条の規定に基づき定められた被災市街地復興推進地域において地方団体が施行する土地区画整理事業及び市街地再開発事業（以下この表において「被災市街地復興特別事業」という。）に係るものの額に相当する額	042

I ₁₉		042
I ₂₀		04223
J _n	平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（発行について地方財政法第5条の3第6項の規定による届出がされた地方債のうち同条第1項の規定による協議を受けたならば同条第10項に規定する基準に照らして同意をすることとなる認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち通常事業（平成22年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に限る。）に係るもの（農道及び林道の整備事業に係るものを除く。）の額に相当する額	01681
K ₁		01681
K ₂		01684
L _n	平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち臨時事業（平成22年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に限る。）に係るもの（地方特定道路整備事業に係るもの、ふるさと農道・林道緊急整備事業に係るもの及び被災市街地復興特別事業に係るものを除く。）の額に相当する額	01681
M ₁		01681
M ₂		01684
N _n	平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額	01684

O ₁		01681
O ₂		01684
O ₃		01692
O ₄		01727
P _n	平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち臨時事業の地方特定道路整備事業に係るもの（平成21年度から平成24年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものに限る。）の額に相当する額	02802
Q ₁		02802
Q ₂		02807
Q ₃		02821
Q ₄		02878
R ₁	平成21年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額	02878

AG30	AG29	AG28	AG27	AG26	AG25	AG24	AG23	AG22	AG21	AG20	AG19	AG18	AG17	AG16	AG15	AG14	AG13	AG12	AG11	AG10	AG9	AG8	AG7	AG6	AG5	AG4	AG3	AG2	AG1	AG0
02596	02596	0257	027	028	028	02792	02747	02747	02747	02792	02792	02792	02792	02792	02792	02792	02792	02792	02792	02792	02792	02792	02792	02792	02792	02792	02792	02792	02792	02792

は許可を得た公共事業等に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの、平成23年度から令和4年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するもの及び平成23年度から令和4年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち高規格幹線道路建設事業に係るもの（高速自動車国道建設事業に係るものを除く。）の額に相当する額

AK30	AK29	AK28	AK27	AK26	AK25	AK24	AK23	AK22	AK21	AK20	AK19	AK18	AK17	AK16	AK15	AK14	AK13	AK12	AK11	AK10	AK9	AK8	AK7	AK6	AK5	AK4	AK3	AK2	AK1	AK0
02596	0259	0257	027	028	028	02792	02747	02747	02747	02792	02792	02792	02792	02792	02792	02792	02792	02792	02792	02792	02792	02792	02792	02792	02792	02792	02792	02792	02792	02792

は許可を得た公共事業等に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの、平成26年度から令和4年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するもの及び平成26年度から令和4年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち離島振興法第2条に基づき指定された離島振興対策実施地域において、平成26年度以降に地震津波対策として行われる道路の整備に係る公共事業のうち、特に離島の防災機能強化に資する事業に係るものの額に相当する額

AG17	AG16	AG15	AG14	AG13	AG12	AG11	AG10	AG9	AG8	AG7	AG6	AG5	AG4	AG3	AG2	AG1	AG0
027	030	030	030	030	030	030	030	030	030	030	030	030	030	030	030	030	030

平成n年度において発行を許可された臨時河川等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち地方特定河川等環境整備事業に係るもの（平成15年度から平成17年度までの各年度において財源対策のため発行を許可された地方債の額として総務大臣が指定するものに限り。）の額に相当する額

AG17	AG16	AG15	AG14	AG13	AG12	AG11	AG10	AG9	AG8	AG7	AG6	AG5	AG4	AG3	AG2	AG1	AG0
027	030	030	030	030	030	030	030	030	030	030	030	030	030	030	030	030	030

平成10年度以前において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭46年度、昭和50年度から昭和61年度までの各年度及び平成3年度から平成10年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭50年度から昭和57年度までの各年度、昭和59年度及び平成10年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、昭50年度補正予算債、昭51年度補正予算債、昭52年度補正予算債、昭53年度補正予算債、昭61年度補正予算債、昭62年度補正予算債、平成4年度補正予算債、平成5年度補正予算債、平成6年度補正予算債、平成7年度補正予算債、平成8年度補正予算債、平成9年度補正予算債及び平成10年度補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債（平成5年度において国の補助金等の整理及び合理化等に関する法律（平成5年法律第8号）による投資的経費に係る国庫補助負担率の恒久化措置の対象となる事業を行う地方団体に対し、昭和59年度国庫補助負担率と比較した場合の国庫補助金等の減少相当額について許可された地方債をいう。以下同じ。）、昭和44年度以前において発行を許可された地方債で縁故資金に係るもの、地方債計画上の新産業都市等建設事業債（通常の充当率を超える部分に係るものに限り。）として昭和50年度以前において発行を許可された地方債のうち縁故資金に係るもの、地方債計画に計上されない地方債並びに昭和51年度以降において発行について同意又は許可を得た地方債のうち総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金

平成n年度に国庫の補助金を受けて施行した河川事業及び砂防事業に係る経費又は国が行う当該事業に係る法令に基づく負担金に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、地方税の減収に伴い充てるため平成10年度以前において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭46年度、昭和50年度から昭和61年度までの各年度及び平成3年度から平成10年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭50年度から昭和57年度までの各年度、昭和59年度及び平成10年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、昭50年度補正予算債、昭51年度補正予算債、昭52年度補正予算債、昭53年度補正予算債、昭61年度補正予算債、昭62年度補正予算債、平成4年度補正予算債、平成5年度補正予算債、平成6年度補正予算債、平成7年度補正予算債、平成8年度補正予算債、平成9年度補正予算債及び平成10年度補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債（平成5年度において国の補助金等の整理及び合理化等に関する法律（平成5年法律第8号）による投資的経費に係る国庫補助負担率の恒久化措置の対象となる事業を行う地方団体に対し、昭和59年度国庫補助負担率と比較した場合の国庫補助金等の減少相当額について許可された地方債をいう。以下同じ。）、昭和44年度以前において発行を許可された地方債で縁故資金に係るもの、地方債計画上の新産業都市等建設事業債（通常の充当率を超える部分に係るものに限り。）として昭和50年度以前において発行を許可された地方債のうち縁故資金に係るもの、地方債計画に計上されない地方債並びに昭和51年度以降において発行について同意又は許可を得た地方債のうち総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金

行を許可された地方債、財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、地方債計画に計上されない地方債及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。)の額に相当する額(ただし、平成15年度から令和4年度までの各年度にあつては、ダム(平成22年度から令和4年度までの各年度において発行については同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続の事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。)、災害関連及び砂防(国が行う事業に限る。)に係るものとして総務大臣が通知した額とする。)

J 28	0 2 5 7
J 27	0 2 7
J 26	0 2 8
J 25	0 2 8
J 24	0 2 7 9 2
J 23	0 2 7 4 7
J 22	0 2 8 7 2
J 21	0 2 9 6 2
J 20	0 2 8 7 2
J 19	0 2 9
J 18	0 2 7
J 17	0 3 0
J 16	0 3 3
J 15	0 3 3

三 港 湾 費

港 湾 外 郭 施 設 の 延 長

J 29	0 2 5 9	<p>算式 $B \times 0.3 + \sum_{n=1}^n (C_n \times D_n)$ 5,310 円 × A</p> <p>A 測定単位の数値</p> <p>B 国庫の補助金を受けて施行した港湾事業に係る経費又は国が行うこれらの事業に係る法令に基づく負担金に充てられた平成10年度以前において発行について許可された地方債(災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和46年度、昭和50年度から昭和61年度まで及び平成30年度から平成10年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和50年度から昭和57年度までの各年度、昭和59年度及び平成10年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、昭和50年度補正予算債、昭和51年度補正予算債、昭和52年度補正予算債、昭和53年度補正予算債、昭和61年度補正予算債、昭和62年度補正予算債、平成4年度補正予算債、平成5年度補正予算債、平成6年度補正予算債、平成7年度補正予算債、平成8年度補正予算債、平成9年度補正予算債及び平成10年度補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、昭和44年度以前において発行を許可された地方債で縁故資金に係るもの、地方債計画上の新産業都市等建設事業債(通常の充当率を超える部分に係るものに限る。))として昭和50年度以前において発行を許可された地方債のうち縁故資金に係るもの、地方債計画に計上されない地方債並びに昭和51年度以降において発行について許可された地方債のうち総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。)の当該年度における元利償還金</p>
J 30	0 2 5 9 6	
J 元	0 2 5 6 1	
J 令 2	0 0 1 1 4	
J 令 3	0 0 1 5 7	
J 令 4	0 0 3 5 3	
K n	0 0 3 5 3	
L 令 2	0 7 1 1 3	
L 令 3	0 7 1 6 2	
L 令 4	0 7 4 3 7	

D 19	0 2 7	<p>算式 $B \times 0.3 + \sum_{n=1}^n (C_n \times D_n)$ 4,830 円 × A</p> <p>A 測定単位の数値</p> <p>B 国庫の補助金を受けて施行した漁港事業に係る経費又は国が行うこれらの事業に係る法令に基づく負担金に充てられた平成10年度以前において発行について許可された地方債(災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和46年度、昭和50年度から昭和61年度まで及び平成30年度から平成10年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和50年度から昭和57年度までの各年度、昭和59年度及び平成10年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、昭和50年度補正予算債、昭和51年度補正予算債、昭和52年度補正予算債、昭和53年度補正予算債、昭和61年度補正予算債、昭和62年度補正予算債、平成4年度補正予算債、平成5年度補正予算債、平成6年度補正予算債、平成7年度補正予算債、平成8年度補正予算債、平成9年度補正予算債及び平成10年度補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、昭和44年度以前において発行を許可された地方債で縁故資金に係るもの、地方債計画上の新産業都市等建設事業債(通常の充当率を超える部分に係るものに限る。))として昭和50年度以前において発行を許可された地方債のうち縁故資金に係るもの、地方債計画に計上されない地方債並びに昭和51年度以降において発行について許可された地方債のうち総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。)の当該年度における元利償還金</p>
D 18	0 2 7	
D 17	0 3 0	
D 16	0 3 3	
D 15	0 3 3	
D 14	0 3 3	
D 13	0 3 3	
D 12	0 3 3	
D 11	0 2 9 6 2	
D 10	0 2 8 7 2	

漁 港 外 郭 施 設 の 延 長

D 30	0 2 5 9 6	<p>算式 $B \times 0.3 + \sum_{n=1}^n (C_n \times D_n)$ 4,830 円 × A</p> <p>A 測定単位の数値</p> <p>B 国庫の補助金を受けて施行した漁港事業に係る経費又は国が行うこれらの事業に係る法令に基づく負担金に充てられた平成10年度以前において発行について許可された地方債(災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和46年度、昭和50年度から昭和61年度まで及び平成30年度から平成10年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和50年度から昭和57年度までの各年度、昭和59年度及び平成10年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、昭和50年度補正予算債、昭和51年度補正予算債、昭和52年度補正予算債、昭和53年度補正予算債、昭和61年度補正予算債、昭和62年度補正予算債、平成4年度補正予算債、平成5年度補正予算債、平成6年度補正予算債、平成7年度補正予算債、平成8年度補正予算債、平成9年度補正予算債及び平成10年度補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、昭和44年度以前において発行を許可された地方債で縁故資金に係るもの、地方債計画上の新産業都市等建設事業債(通常の充当率を超える部分に係るものに限る。))として昭和50年度以前において発行を許可された地方債のうち縁故資金に係るもの、地方債計画に計上されない地方債並びに昭和51年度以降において発行について許可された地方債のうち総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。)の当該年度における元利償還金</p>
D 29	0 2 5 9	
D 28	0 2 5 7	
D 27	0 2 7	
D 26	0 2 8	
D 25	0 2 8	
D 24	0 2 7 9 2	
D 23	0 2 7 4 7	
D 22	0 2 8 7 2	
D 21	0 2 9 6 2	

D₁₅ 10.033
 た。地方債、昭和50年度から昭和57年度までの各年度、昭和59年度及び平成10年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、昭和50年度補正予算債、昭和51年度補正予算債、昭和52年度補正予算債、昭和53年度補正予算債、昭和61年度補正予算債、昭和62年度補正予算債、平成4年度補正予算債、平成5年度補正予算債、平成6年度補正予算債、平成7年度補正予算債、平成8年度補正予算債、平成9年度補正予算債及び平成10年度補正予算債、地域財政特別対策債、臨時財政特別債、公共事業等臨時特別債、昭和44年度以前において発行を許可された地方債で縁故資金に係るもの、地方債計画上の新産業都市等建設事業債（通常の充当率を超える部分に係るものに限る。）として昭和50年度以前において発行を許可された地方債のうち縁故資金に係るもの、地方債計画に計上されない地方債並びに昭和51年度以降において発行について許可された地方債のうち総務大臣の指定する充当率を超える部分に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金
 C_n 国庫の補助金を受けて施行した漁港事業に係る経費又は国が行うこれらの事業に係る法令に基づく負担金に充てられたn年度において発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、財政健全化のため発行について同意又は許可を得た地方債、財源対策債、補正予算債、地域財政特別対策債、臨時財政特別債、公共事業等臨時特別債、地方債計画に計上されない地方債及び総務大臣の指定する充当率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額（平成22年度から令和4年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、災害関連及び平成21年度以前に着手した継続の事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）

四 高等学校等
 生徒数

A 算式の符号 測定単位の数値	算式 $\frac{\sum_{i=1}^n (B_i \times C_i) + \sum_{i=1}^n (D_i \times E_i) + F_{10} \times G_{10}}{59,800 \text{円} \times A}$	D ₁₆ 0.033	D ₁₇ 0.030	D ₁₈ 0.027	D ₁₉ 0.027	D ₂₀ 0.02872	D ₂₁ 0.02962	D ₂₂ 0.02872	D ₂₃ 0.02747	D ₂₄ 0.02792	D ₂₅ 0.028	D ₂₆ 0.028	D ₂₇ 0.027	D ₂₈ 0.0257	D ₂₉ 0.0259	D ₃₀ 0.02596	D _令 0.0353
		0.033	0.030	0.027	0.027	0.02872	0.02962	0.02872	0.02747	0.02792	0.028	0.028	0.027	0.0257	0.0259	0.02596	0.0353

五 人口

A 算式の符号 測定単位の数値	算式 G _令 20.00149	B _n 平成n年度において発行を許可された臨時高等学校整備事業に係る地方債の許可額のうち、大規模改造事業に係る単独分の許可額（特殊教育諸学校に係るものを除く。）に相当する額	C ₁₅ 0.0243	C ₁₆ 0.0242	D _n 平成n年度において発行を許可された臨時高等学校整備事業に係る地方債の許可額のうち、平成10年度までの特別老朽施設改築事業に係る許可額及び平成11年度以降の老朽施設改築事業に係る許可額（特殊教育諸学校に係るものを除く。）に相当する額	E ₉ 0.0046	E ₁₀ 0.0102	E ₁₁ 0.0088	E ₁₂ 0.0092	E ₁₃ 0.0104	E ₁₄ 0.0093	E ₁₅ 0.0243	E ₁₆ 0.0242	F _令 2 国庫の補助金を受けて施行した公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業に係る経費に充てるため令和2年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（同年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち高等学校に係るものの額に相当する額
		0.0243	0.0242	0.0046	0.0102	0.0088	0.0092	0.0104	0.0093	0.0243	0.0242	0.0093	0.0243	0.0242

六 高齢者保健福祉
 65歳以上

社会福祉施設費

A 算式の符号 測定単位の数値	算式 $\frac{\sum_{i=1}^n (B_i \times C_i)}{57,600 \text{円} \times A}$	B _n 一般財源化された次世代育成支援対策施設整備交付金（児童相談所に係るものに限る。）に係る施設整備事業に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額	C ₃₀ 0.03030	C _令 2 0.02994	C _令 3 0.00149	C _令 4 0.00483	D _n 児童相談所整備事業に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た一般単独（一般）事業債（総務大臣の指定する充当率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額	E _令 2 0.00107	E _令 3 0.00144	E _令 4 0.00345	F _n 児童相談所一時保護施設整備事業に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た一般補助施設整備等事業（一般分）に係る地方債の額に相当する額	G _令 2 0.00107	G _令 3 0.00144	G _令 4 0.00345
		0.03030	0.02994	0.00149	0.00483	0.00107	0.00144	0.00345	0.00107	0.00144	0.00345	0.00107	0.00144	0.00345

七農家数

算式
C4
C3
C2
C1
C0
C9
C8
C7
C6
C5
C4
C3
C2
C1
C0

0	03030
9	0380
8	0379
7	0380
6	0400
5	0410
4	04029
3	05641
2	05613
1	05603
0	05279
9	0520
8	0530
7	0520
6	05613
5	05613
4	05641
3	05641
2	05613
1	05603
0	05279

費社人

A 測定単位の数値
B 一般財源化された地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金に係る施設整備事業等に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額

費政

A 測定単位の数値
B 農林水産大臣が調査した国営土地改良事業（昭和63年4月1日以降に事業が完了するものに限る。）に係る都道府県の負担金（その支払期間の始期が平成13年度以前のものに限る。）のうち、ダム、干拓堤防、頭首工、排水機場、排水樋門、排水路、用水施設、道路、区画整理及び鳥獣害防止施設（以下「対象施設」という。）に係る土地改良法第90条第1項の規定に基づく負担金（土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第52条の2第1項第3号に規定する方法のうち事業が施行される各年度に支払う方法により支払われるものを除く。符号E及び符号Hにおいて同じ。）を基礎として総務大臣が算定して通知した額

C 農林水産大臣が調査した国立研究開発法人森林研究・整備機構の業務のうち旧緑資源機構及び旧農用地整備公団から継承された業務（平成元年4月1日以降に業務が完了するものに限る。）に係る都道府県の負担金（その支払期間の始期が平成13年度以前のものに限る。）のうち、対象施設に係る旧農用地整備公団法第27条第1項及び附則第19条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる農用地開発公団法の一部を改正する法律（昭和63年法律第44号。以下「農用地開発公団法改正法」という。）による改正前の農用地開発公団法第27条第1項の規定に基づく負担金（旧農用地整備公団法施行令（昭和49年政令第205号）第14条第2項に規定する方法により支払われるものを除く。符号F及び符号Iにおいて同じ。）を基礎として総務大臣が算定して通知した額
D 農林水産大臣が調査した独立行政法人水資源機構の業務（平成元年4月1日以降に業務が完了するものに限る。）に係る都道府県の負担金（その支払期間の始期が平成14年度以降のものに限る。）のうち、ダムに係る旧農用地整備公団法第27条第1項及び附則第19条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる農用地開発公団法改正法による改正前の農用地開発公団法第27条第1項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額
E 農林水産大臣が調査した国営土地改良事業（昭和63年4月1日以降に事業が完了するものに限る。）に係る都道府県の負担金（その支払期間の始期が平成14年度以降のものに限る。）のうち、ダムに係る土地改良法第90条第1項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額
F 農林水産大臣が調査した国立研究開発法人森林研究・整備機構の業務のうち旧緑資源機構及び旧農用地整備公団から継承された業務（平成元年4月1日以降に業務が完了するものに限る。）に係る都道府県の負担金（その支払期間の始期が平成14年度以降のものに限る。）のうち、ダムに係る旧農用地整備公団法第27条第1項及び附則第19条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる農用地開発公団法改正法による改正前の農用地開発公団法第27条第1項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額
G 農林水産大臣が調査した独立行政法人水資源機構の業務（平成元年4月1日以降に業務が完了するものに限る。）に係る都道府県の負担金（その支払期間の始期が平成14年度以降のものに限る。）のうち、ダムに係る独立行政法人水資源機構法附則第7条の規定により同法第26条第1項の規定に基づく負担金とみなすこととされた旧水資源開発公団法第30条第1項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額
H 農林水産大臣が調査した国営土地改良事業（昭和63年4月1日以降に事業が完了するものに限る。）に係る都道府県の負担金（その支払期間の始期が平成14年度から平成22年度までのものに限る。）のうち、対象施設（ダムを除く。）に係る都道府県の負担金（その支払期間の始期が平成23年度以降のものに限る。）のうち、対象施設（ダムを除く。）に係る旧農用地整備公団法第27条第1項及び附則

る都道府県の負担金（その支払期間の始期が平成13年度以前のものに限る。）のうち、対象施設に係る独立行政法人水資源機構法附則第7条の規定により同法第26条第1項の規定に基づく負担金とみなすこととされた旧水資源開発公団法第30条第1項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額
E 農林水産大臣が調査した国営土地改良事業（昭和63年4月1日以降に事業が完了するものに限る。）に係る都道府県の負担金（その支払期間の始期が平成14年度以降のものに限る。）のうち、ダムに係る土地改良法第90条第1項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額
F 農林水産大臣が調査した国立研究開発法人森林研究・整備機構の業務のうち旧緑資源機構及び旧農用地整備公団から継承された業務（平成元年4月1日以降に業務が完了するものに限る。）に係る都道府県の負担金（その支払期間の始期が平成14年度以降のものに限る。）のうち、ダムに係る旧農用地整備公団法第27条第1項及び附則第19条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる農用地開発公団法改正法による改正前の農用地開発公団法第27条第1項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額
G 農林水産大臣が調査した独立行政法人水資源機構の業務（平成元年4月1日以降に業務が完了するものに限る。）に係る都道府県の負担金（その支払期間の始期が平成14年度以降のものに限る。）のうち、ダムに係る独立行政法人水資源機構法附則第7条の規定により同法第26条第1項の規定に基づく負担金とみなすこととされた旧水資源開発公団法第30条第1項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額
H 農林水産大臣が調査した国営土地改良事業（昭和63年4月1日以降に事業が完了するものに限る。）に係る都道府県の負担金（その支払期間の始期が平成14年度から平成22年度までのものに限る。）のうち、対象施設（ダムを除く。）に係る都道府県の負担金（その支払期間の始期が平成23年度以降のものに限る。）のうち、対象施設（ダムを除く。）に係る旧農用地整備公団法第27条第1項及び附則

に係る土地改良法第90条第1項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額
I 農林水産大臣が調査した国立研究開発法人森林研究・整備機構の業務のうち旧緑資源機構及び旧農用地整備公団から継承された業務（平成元年4月1日以降に業務が完了するものに限る。）に係る都道府県の負担金（その支払期間の始期が平成14年度から平成22年度までのものに限る。）のうち、対象施設（ダムを除く。）に係る旧農用地整備公団法第27条第1項及び附則第19条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる農用地開発公団法改正法による改正前の農用地開発公団法第27条第1項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額
J 農林水産大臣が調査した独立行政法人水資源機構の業務（平成元年4月1日以降に業務が完了するものに限る。）に係る都道府県の負担金（その支払期間の始期が平成14年度から平成22年度までのものに限る。）のうち、対象施設（ダムを除く。）に係る独立行政法人水資源機構法附則第7条の規定により同法第26条第1項の規定に基づく負担金とみなすこととされた旧水資源開発公団法第30条第1項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額
K 農林水産大臣が調査した国営土地改良事業（昭和63年4月1日以降に事業が完了するものに限る。）に係る都道府県の負担金（その支払期間の始期が平成23年度以降のものに限る。）のうち、対象施設（ダムを除く。）に係る土地改良法第90条第1項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額
L 農林水産大臣が調査した国立研究開発法人森林研究・整備機構の業務のうち旧緑資源機構及び旧農用地整備公団から継承された業務（平成元年4月1日以降に業務が完了するものに限る。）に係る都道府県の負担金（その支払期間の始期が平成23年度以降のものに限る。）のうち、対象施設（ダムを除く。）に係る旧農用地整備公団法第27条第1項及び附則

第19条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる農用地開発公団法改正法による改正前の農用地開発公団法第27条第1項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

M 農林水産大臣が調査した独立行政法人水資源機構の業務（平成元年4月1日以降に業務が完了するものに限る。）に係る都道府県の負担金（その支払期間の始期が平成23年度以降のものに限る。）のうち、対象施設（ダムを除く。）に係る独立行政法人水資源機構法附則第7条の規定により同法第26条第1項の規定に基づく負担金とみなすこととされた旧水資源開発公団法第30条第1項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

N n 年度において発行について同意又は許可を得た都道府県営土地改良事業（農業生産基盤整備系統に限る。）に係る地方債（発行について地方財政法第5条の3第6項の規定による届出がされた地方債のうち同条第1項の規定による協議を受けたならば同条第10項に規定する基準に照らして同意をすることとなる）と認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成22年度から令和4年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、平成22年度から令和4年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、平成22年度から令和4年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債及び地方債計画に計上されない地方債を除く。）（平成22年度から令和4年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係る地方債に限る。）の同意等額（平成22年度から令和4年度までの各年度に

あつては、ダムに係るものとして総務大臣が通知した額とする。）

0220 045

0230 044

0240 044

0250 044

0260 044

0270 043

0280 042

0290 042

0300 04180

0310 04180

0320 01100

0330 001175

0340 00350

P n 年度において発行について同意又は許可を得た都道府県営土地改良事業（農地等保全管理事業及び農業施設災害関連事業に限る。）に係る地方債（発行について地方財政法第5条の3第6項の規定による届出がされた地方債のうち同条第1項の規定による協議を受けたならば同条第10項に規定する基準に照らして同意をすることとなる）と認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成20年度から令和4年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、平成20年度から令和4年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、平成20年度から令和4年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において

発行について同意又は許可を得た地方債及び地方債計画に計上されない地方債を除く。）（ダムに係るもので平成22年度から令和4年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係る地方債に限る。）の同意等額に相当する額（平成20年度から令和2年度までの各年度にあつてはダムに係るものとして総務大臣が通知した額とし、令和3年度及び令和4年度にあつてはダムに係るもの又は防災重点農業用ため池緊急整備事業に係るものとして総務大臣が通知した額とする。）

0200 046

0210 045

0220 045

0230 027

0240 026

0250 026

0260 025

0270 024

0280 0241

0290 0241

0300 02364

0310 02337

0320 00200

0330 00325

0340 00550

R n 年度において発行について同意又は許可を得た国営土地改良事業（国営かんがい排水事業、国営農用地再編開発事

業等に限る。）における都道府県の負担金（土地改良法施行令第52条の2第1項第3号に規定する方法のうち事業が施行される各年度に支払う方法により支払われるものに限る。）に係る地方債（発行について地方財政法第5条の3第6項の規定による届出がされた地方債のうち同条第1項の規定による協議を受けたならば同条第10項に規定する基準に照らして同意をすることとなる）と認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成22年度から令和4年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、平成22年度から令和4年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債、平成22年度から令和4年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債（臨時公共事業債分）及び地方債計画に計上されない地方債を除く。）の同意等額（平成22年度から令和4年度までの各年度にあつては、ダムに係るものとして総務大臣が通知した額とする。）

S300 04180

S290 0422

S280 0422

S270 042

S260 043

S250 044

S240 044

S230 044

S220 045

U ₂₅	0.026	U ₂₄	0.026	U ₂₃	0.027	U ₂₂	0.045	U ₂₁	0.045	U ₂₀	0.046	U ₁₉	0.045	U ₁₈	0.045	U ₁₇	0.045	U ₁₆	0.045	U ₁₅	0.045	U ₁₄	0.045	U ₁₃	0.045	U ₁₂	0.045	U ₁₁	0.045	U ₁₀	0.045	U ₉	0.045	U ₈	0.045	U ₇	0.045	U ₆	0.045	U ₅	0.045	U ₄	0.045	U ₃	0.045	U ₂	0.045	U ₁	0.045
-----------------	-------	-----------------	-------	-----------------	-------	-----------------	-------	-----------------	-------	-----------------	-------	-----------------	-------	-----------------	-------	-----------------	-------	-----------------	-------	-----------------	-------	-----------------	-------	-----------------	-------	-----------------	-------	-----------------	-------	-----------------	-------	----------------	-------	----------------	-------	----------------	-------	----------------	-------	----------------	-------	----------------	-------	----------------	-------	----------------	-------	----------------	-------

U ₂₆	0.025	U ₂₇	0.024	U ₂₈	0.024	U ₂₉	0.024	U ₃₀	0.023	U ₃₁	0.023	U ₃₂	0.023	U ₃₃	0.023	U ₃₄	0.023	U ₃₅	0.023	U ₃₆	0.023	U ₃₇	0.023	U ₃₈	0.023	U ₃₉	0.023	U ₄₀	0.023	U ₄₁	0.023	U ₄₂	0.023	U ₄₃	0.023	U ₄₄	0.023	U ₄₅	0.023	U ₄₆	0.023	U ₄₇	0.023	U ₄₈	0.023	U ₄₉	0.023	U ₅₀	0.023
-----------------	-------	-----------------	-------	-----------------	-------	-----------------	-------	-----------------	-------	-----------------	-------	-----------------	-------	-----------------	-------	-----------------	-------	-----------------	-------	-----------------	-------	-----------------	-------	-----------------	-------	-----------------	-------	-----------------	-------	-----------------	-------	-----------------	-------	-----------------	-------	-----------------	-------	-----------------	-------	-----------------	-------	-----------------	-------	-----------------	-------	-----------------	-------	-----------------	-------

Y ₃₀	0.04180	Y ₂₉	0.0422	Y ₂₈	0.0422	Y ₂₇	0.042	Y ₂₆	0.043	Y ₂₅	0.044	Y ₂₄	0.044	Y ₂₃	0.044	Y ₂₂	0.045	Y ₂₁	0.045	Y ₂₀	0.045	Y ₁₉	0.045	Y ₁₈	0.045	Y ₁₇	0.045	Y ₁₆	0.045	Y ₁₅	0.045	Y ₁₄	0.045	Y ₁₃	0.045	Y ₁₂	0.045	Y ₁₁	0.045	Y ₁₀	0.045	Y ₉	0.045	Y ₈	0.045	Y ₇	0.045	Y ₆	0.045	Y ₅	0.045	Y ₄	0.045	Y ₃	0.045	Y ₂	0.045	Y ₁	0.045
-----------------	---------	-----------------	--------	-----------------	--------	-----------------	-------	-----------------	-------	-----------------	-------	-----------------	-------	-----------------	-------	-----------------	-------	-----------------	-------	-----------------	-------	-----------------	-------	-----------------	-------	-----------------	-------	-----------------	-------	-----------------	-------	-----------------	-------	-----------------	-------	-----------------	-------	-----------------	-------	-----------------	-------	----------------	-------	----------------	-------	----------------	-------	----------------	-------	----------------	-------	----------------	-------	----------------	-------	----------------	-------	----------------	-------

A ₁₆	0.030	A ₁₅	0.030	A ₁₄	0.030	A ₁₃	0.030	A ₁₂	0.030	A ₁₁	0.030	A ₁₀	0.030	A ₉	0.030	A ₈	0.030	A ₇	0.030	A ₆	0.030	A ₅	0.030	A ₄	0.030	A ₃	0.030	A ₂	0.030	A ₁	0.030	A ₀	0.030	A ₋₁	0.030	A ₋₂	0.030	A ₋₃	0.030	A ₋₄	0.030	A ₋₅	0.030	A ₋₆	0.030	A ₋₇	0.030	A ₋₈	0.030	A ₋₉	0.030	A ₋₁₀	0.030
-----------------	-------	-----------------	-------	-----------------	-------	-----------------	-------	-----------------	-------	-----------------	-------	-----------------	-------	----------------	-------	----------------	-------	----------------	-------	----------------	-------	----------------	-------	----------------	-------	----------------	-------	----------------	-------	----------------	-------	----------------	-------	-----------------	-------	-----------------	-------	-----------------	-------	-----------------	-------	-----------------	-------	-----------------	-------	-----------------	-------	-----------------	-------	-----------------	-------	------------------	-------

大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。の額に相当する額	C15	0	0	1	8
	C16	0	0	1	8
	C17	0	0	1	6
	C18	0	0	1	6
	C19	0	0	1	6
	C20	0	0	1	5
	C21	0	0	1	6
	C22	0	0	1	6
	C23	0	0	1	6
	C24	0	0	1	7
	C25	0	0	1	8
	C26	0	0	1	7
	C27	0	0	1	7
	C28	0	0	1	6
	C29	0	0	1	6
	C30	0	0	1	2
	C元	0	0	1	2
	C令1	0	0	0	0
	C令2	0	0	0	0
	C令3	0	0	0	0
	C令4	0	0	0	2
防災対策事業（防災基盤整備事業分（特に推進すべきもの）に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額	Dn	0	0	1	2

大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。の額に相当する額	E17	0	0	2	7
	E18	0	0	2	7
	E19	0	0	2	6
	E20	0	0	2	6
	E21	0	0	2	8
	E22	0	0	2	8
	E23	0	0	2	8
	E24	0	0	2	8
	E25	0	0	2	9
	E26	0	0	2	9
	E27	0	0	2	8
	E28	0	0	2	7
	E29	0	0	2	7
	E30	0	0	2	1
	E元	0	0	2	1
	E令1	0	0	0	1
	E令2	0	0	0	1
	E令3	0	0	0	1
	E令4	0	0	0	3
防災対策事業（公共施設等耐震化事業分）に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債（平成21年度における建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）に規定する構造耐震指標（以下「Is値」という。）が0.3未満の施設を対象とした事業分及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額	Fn	0	0	2	1

大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。の額に相当する額	G15	0	0	3	0
	G16	0	0	3	0
	G17	0	0	2	7
	G18	0	0	2	7
	G19	0	0	2	6
	G20	0	0	2	6
	G21	0	0	2	8
	G22	0	0	2	8
	G23	0	0	2	8
	G24	0	0	2	8
	G25	0	0	2	9
	G26	0	0	2	9
	G27	0	0	2	8
	G28	0	0	2	7
	G29	0	0	2	7
	G30	0	0	2	1
	G元	0	0	2	1
	G令1	0	0	0	1
	G令2	0	0	0	1
	G令3	0	0	0	1
	G令4	0	0	0	3
防災対策事業（公共施設等耐震化事業のうちIs値が0.3未満の施設を対象とした事業分）に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額	Hn	0	0	2	1

大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。の額に相当する額	I21	0	0	3	7
	I22	0	0	3	7
	I23	0	0	3	7
	I24	0	0	3	8
	I25	0	0	3	9
	I26	0	0	3	8
	I27	0	0	3	7
	I28	0	0	3	6
	I29	0	0	3	6
	I30	0	0	2	9
	I元	0	0	2	8
	I令1	0	0	0	1
	I令2	0	0	0	1
	I令3	0	0	0	1
	I令4	0	0	0	4
防災対策事業（旧緊急防災基盤整備事業（継続事業分）に係る経費に充てるため平成n年度において発行を許可された地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額	Jn	0	0	2	8

L 国の施策に基づいて要請された金融支援として水保病発生地域において水保病の原因となる物質を排水した法人への無利子の貸付けに係る経費に充てるため、平成12年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金（ただし、当

該年度において水俣病の原因となる物質を排出した法人から償還される額を除く。及び水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成21年法律第81号）第5条の規定に基づく一時金の支給に伴い、一時金支給資金に係る金融支援を行う法人への出資に係る経費に充てるため、当該年度の前年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金（ただし、当該年度において一時金支給資金に係る金融支援を行う法人から償還される額を除く）

M_n 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（平成15年法律第98号）第6条の規定により、産業廃棄物不法投棄対策事業に係る経費に充てるため平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額

N₅ 0.030
N₆ 0.030
N₇ 0.027
N₈ 0.027
N₉ 0.026
N₁₀ 0.026
N₁₁ 0.028
N₁₂ 0.028
N₁₃ 0.028
N₁₄ 0.028
N₁₅ 0.028
N₁₆ 0.028
N₁₇ 0.028
N₁₈ 0.028
N₁₉ 0.028
N₂₀ 0.028
N₂₁ 0.028
N₂₂ 0.028
N₂₃ 0.028
N₂₄ 0.028
N₂₅ 0.028

O_n 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第8条第1項の規定により、地方公共団体がPFI法第5条第1項の実施方針を定めて実施するPFI法第2条第4項に規定する選定事業を実施するものとして選定されたもの（以下「PFI事

業者」という。）が整備し、n年度において供用を開始した公共施設等の施設整備費相当額（当該地方公共団体が当該施設を建設したとみなした場合に一般財源所要額として基準財政需要額に算入されるべき額の年次毎の合計額）として当該地方公共団体の長の申告に基づき総務大臣が通知した額

P₁₅ 0.012
P₁₆ 0.023
P₁₇ 0.010
P₁₈ 0.012
P₁₉ 0.010
P₂₀ 0.010
P₂₁ 0.010
P₂₂ 0.010
P₂₃ 0.010
P₂₄ 0.010
P₂₅ 0.010

ア 北海道に対して総務大臣が通知した額のうちAに係るもの 0.026
イ 北海道に対して総務大臣が通知した額のうちBに係るもの 0.015
エ 山梨県に対して総務大臣が通知した額に係るもの 0.020
エ 兵庫県に対して総務大臣が通知した額に係るもの 0.015

ア 高知県に対して総務大臣が通知した額に係るもの 0.023
イ ア以外の総務大臣が通知した額に係るもの 0.012

ウ 徳島県に対して総務大臣が通知した額のうちBに係るもの 0.028

ア 宮城県に対して総務大臣が通知した額のうちAに係るもの 0.011
イ 宮城県に対して総務大臣が通知した額のうちBに係るもの 0.016
P₂₆ 0.012
P₂₇ 0.000
P₂₈ 0.033
P₂₉ 0.000
P₃₀ 0.000
P₃₁ 0.000
P₃₂ 0.000
P₃₃ 0.000
P₃₄ 0.000
P₃₅ 0.000
P₃₆ 0.000
P₃₇ 0.000
P₃₈ 0.000
P₃₉ 0.000
P₄₀ 0.000
P₄₁ 0.000
P₄₂ 0.000
P₄₃ 0.000
P₄₄ 0.000
P₄₅ 0.000
P₄₆ 0.000
P₄₇ 0.000
P₄₈ 0.000
P₄₉ 0.000
P₅₀ 0.000
P₅₁ 0.000
P₅₂ 0.000
P₅₃ 0.000
P₅₄ 0.000
P₅₅ 0.000
P₅₆ 0.000
P₅₇ 0.000
P₅₈ 0.000
P₅₉ 0.000
P₆₀ 0.000
P₆₁ 0.000
P₆₂ 0.000
P₆₃ 0.000
P₆₄ 0.000
P₆₅ 0.000
P₆₆ 0.000
P₆₇ 0.000
P₆₈ 0.000
P₆₉ 0.000
P₇₀ 0.000
P₇₁ 0.000
P₇₂ 0.000
P₇₃ 0.000
P₇₄ 0.000
P₇₅ 0.000
P₇₆ 0.000
P₇₇ 0.000
P₇₈ 0.000
P₇₉ 0.000
P₈₀ 0.000
P₈₁ 0.000
P₈₂ 0.000
P₈₃ 0.000
P₈₄ 0.000
P₈₅ 0.000
P₈₆ 0.000
P₈₇ 0.000
P₈₈ 0.000
P₈₉ 0.000
P₉₀ 0.000
P₉₁ 0.000
P₉₂ 0.000
P₉₃ 0.000
P₉₄ 0.000
P₉₅ 0.000
P₉₆ 0.000
P₉₇ 0.000
P₉₈ 0.000
P₉₉ 0.000
P₁₀₀ 0.000

Q_n 石綿対策事業に係る経費に充てるため平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

R₁ 0.022
R₂ 0.022
R₃ 0.022
R₄ 0.022
R₅ 0.022
R₆ 0.022
R₇ 0.022
R₈ 0.022
R₉ 0.022
R₁₀ 0.022
R₁₁ 0.022
R₁₂ 0.022
R₁₃ 0.022
R₁₄ 0.022
R₁₅ 0.022
R₁₆ 0.022
R₁₇ 0.022
R₁₈ 0.022
R₁₉ 0.022
R₂₀ 0.022
R₂₁ 0.022
R₂₂ 0.022
R₂₃ 0.022
R₂₄ 0.022
R₂₅ 0.022
R₂₆ 0.022
R₂₇ 0.022
R₂₈ 0.022
R₂₉ 0.022
R₃₀ 0.022
R₃₁ 0.022
R₃₂ 0.022
R₃₃ 0.022
R₃₄ 0.022
R₃₅ 0.022
R₃₆ 0.022
R₃₇ 0.022
R₃₈ 0.022
R₃₉ 0.022
R₄₀ 0.022
R₄₁ 0.022
R₄₂ 0.022
R₄₃ 0.022
R₄₄ 0.022
R₄₅ 0.022
R₄₆ 0.022
R₄₇ 0.022
R₄₈ 0.022
R₄₉ 0.022
R₅₀ 0.022
R₅₁ 0.022
R₅₂ 0.022
R₅₃ 0.022
R₅₄ 0.022
R₅₅ 0.022
R₅₆ 0.022
R₅₇ 0.022
R₅₈ 0.022
R₅₉ 0.022
R₆₀ 0.022
R₆₁ 0.022
R₆₂ 0.022
R₆₃ 0.022
R₆₄ 0.022
R₆₅ 0.022
R₆₆ 0.022
R₆₇ 0.022
R₆₈ 0.022
R₆₉ 0.022
R₇₀ 0.022
R₇₁ 0.022
R₇₂ 0.022
R₇₃ 0.022
R₇₄ 0.022
R₇₅ 0.022
R₇₆ 0.022
R₇₇ 0.022
R₇₈ 0.022
R₇₉ 0.022
R₈₀ 0.022
R₈₁ 0.022
R₈₂ 0.022
R₈₃ 0.022
R₈₄ 0.022
R₈₅ 0.022
R₈₆ 0.022
R₈₇ 0.022
R₈₈ 0.022
R₈₉ 0.022
R₉₀ 0.022
R₉₁ 0.022
R₉₂ 0.022
R₉₃ 0.022
R₉₄ 0.022
R₉₅ 0.022
R₉₆ 0.022
R₉₇ 0.022
R₉₈ 0.022
R₉₉ 0.022
R₁₀₀ 0.022

S_n 公共施設等地上デジタル放送移行対策事業に係る経費に充てるため平成n年度において発行について同意又は許可を得た一般単独（一般）事業債（発行について地方財政法第5条の3第6項の規定による届出がされた地方債のうち同条第

1項の規定による協議を受けたならば同条第10項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

T₁ 0.016
T₂ 0.016
T₃ 0.016
T₄ 0.016
T₅ 0.016
T₆ 0.016
T₇ 0.016
T₈ 0.016
T₉ 0.016
T₁₀ 0.016
T₁₁ 0.016
T₁₂ 0.016
T₁₃ 0.016
T₁₄ 0.016
T₁₅ 0.016
T₁₆ 0.016
T₁₇ 0.016
T₁₈ 0.016
T₁₉ 0.016
T₂₀ 0.016
T₂₁ 0.016
T₂₂ 0.016
T₂₃ 0.016
T₂₄ 0.016
T₂₅ 0.016
T₂₆ 0.016
T₂₇ 0.016
T₂₈ 0.016
T₂₉ 0.016
T₃₀ 0.016
T₃₁ 0.016
T₃₂ 0.016
T₃₃ 0.016
T₃₄ 0.016
T₃₅ 0.016
T₃₆ 0.016
T₃₇ 0.016
T₃₈ 0.016
T₃₉ 0.016
T₄₀ 0.016
T₄₁ 0.016
T₄₂ 0.016
T₄₃ 0.016
T₄₄ 0.016
T₄₅ 0.016
T₄₆ 0.016
T₄₇ 0.016
T₄₈ 0.016
T₄₉ 0.016
T₅₀ 0.016
T₅₁ 0.016
T₅₂ 0.016
T₅₃ 0.016
T₅₄ 0.016
T₅₅ 0.016
T₅₆ 0.016
T₅₇ 0.016
T₅₈ 0.016
T₅₉ 0.016
T₆₀ 0.016
T₆₁ 0.016
T₆₂ 0.016
T₆₃ 0.016
T₆₄ 0.016
T₆₅ 0.016
T₆₆ 0.016
T₆₇ 0.016
T₆₈ 0.016
T₆₉ 0.016
T₇₀ 0.016
T₇₁ 0.016
T₇₂ 0.016
T₇₃ 0.016
T₇₄ 0.016
T₇₅ 0.016
T₇₆ 0.016
T₇₇ 0.016
T₇₈ 0.016
T₇₉ 0.016
T₈₀ 0.016
T₈₁ 0.016
T₈₂ 0.016
T₈₃ 0.016
T₈₄ 0.016
T₈₅ 0.016
T₈₆ 0.016
T₈₇ 0.016
T₈₈ 0.016
T₈₉ 0.016
T₉₀ 0.016
T₉₁ 0.016
T₉₂ 0.016
T₉₃ 0.016
T₉₄ 0.016
T₉₅ 0.016
T₉₆ 0.016
T₉₇ 0.016
T₉₈ 0.016
T₉₉ 0.016
T₁₀₀ 0.016

U_n 公共施設等地上デジタル放送移行対策事業に係る経費に充てるため平成n年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（発行について地方財政法第5条の3第6項の規定による届出がされた地方債のうち同条第1項の規定による協議を受けたならば同条第10項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（小中学校分及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

V₁ 0.016
V₂ 0.016
V₃ 0.016
V₄ 0.016
V₅ 0.016
V₆ 0.016
V₇ 0.016
V₈ 0.016
V₉ 0.016
V₁₀ 0.016
V₁₁ 0.016
V₁₂ 0.016
V₁₃ 0.016
V₁₄ 0.016
V₁₅ 0.016
V₁₆ 0.016
V₁₇ 0.016
V₁₈ 0.016
V₁₉ 0.016
V₂₀ 0.016
V₂₁ 0.016
V₂₂ 0.016
V₂₃ 0.016
V₂₄ 0.016
V₂₅ 0.016
V₂₆ 0.016
V₂₇ 0.016
V₂₈ 0.016
V₂₉ 0.016
V₃₀ 0.016
V₃₁ 0.016
V₃₂ 0.016
V₃₃ 0.016
V₃₄ 0.016
V₃₅ 0.016
V₃₆ 0.016
V₃₇ 0.016
V₃₈ 0.016
V₃₉ 0.016
V₄₀ 0.016
V₄₁ 0.016
V₄₂ 0.016
V₄₃ 0.016
V₄₄ 0.016
V₄₅ 0.016
V₄₆ 0.016
V₄₇ 0.016
V₄₈ 0.016
V₄₉ 0.016
V₅₀ 0.016
V₅₁ 0.016
V₅₂ 0.016
V₅₃ 0.016
V₅₄ 0.016
V₅₅ 0.016
V₅₆ 0.016
V₅₇ 0.016
V₅₈ 0.016
V₅₉ 0.016
V₆₀ 0.016
V₆₁ 0.016
V₆₂ 0.016
V₆₃ 0.016
V₆₄ 0.016
V₆₅ 0.016
V₆₆ 0.016
V₆₇ 0.016
V₆₈ 0.016
V₆₉ 0.016
V₇₀ 0.016
V₇₁ 0.016
V₇₂ 0.016
V₇₃ 0.016
V₇₄ 0.016
V₇₅ 0.016
V₇₆ 0.016
V₇₇ 0.016
V₇₈ 0.016
V₇₉ 0.016
V₈₀ 0.016
V₈₁ 0.016
V₈₂ 0.016
V₈₃ 0.016
V₈₄ 0.016
V₈₅ 0.016
V₈₆ 0.016
V₈₇ 0.016
V₈₈ 0.016
V₈₉ 0.016
V₉₀ 0.016
V₉₁ 0.016
V₉₂ 0.016
V₉₃ 0.016
V₉₄ 0.016
V₉₅ 0.016
V₉₆ 0.016
V₉₇ 0.016
V₉₈ 0.016
V₉₉ 0.016
V₁₀₀ 0.016

W_n 津波避難対策緊急事業に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

X₁ 0.025
X₂ 0.025
X₃ 0.025
X₄ 0.025
X₅ 0.025
X₆ 0.025
X₇ 0.025
X₈ 0.025
X₉ 0.025
X₁₀ 0.025
X₁₁ 0.025
X₁₂ 0.025
X₁₃ 0.025
X₁₄ 0.025
X₁₅ 0.025
X₁₆ 0.025
X₁₇ 0.025
X₁₈ 0.025
X₁₉ 0.025
X₂₀ 0.025
X₂₁ 0.025
X₂₂ 0.025
X₂₃ 0.025
X₂₄ 0.025
X₂₅ 0.025
X₂₆ 0.025
X₂₇ 0.025
X₂₈ 0.025
X₂₉ 0.025
X₃₀ 0.025
X₃₁ 0.025
X₃₂ 0.025
X₃₃ 0.025
X₃₄ 0.025
X₃₅ 0.025
X₃₆ 0.025
X₃₇ 0.025
X₃₈ 0.025
X₃₉ 0.025
X₄₀ 0.025
X₄₁ 0.025
X₄₂ 0.025
X₄₃ 0.025
X₄₄ 0.025
X₄₅ 0.025
X₄₆ 0.025
X₄₇ 0.025
X₄₈ 0.025
X₄₉ 0.025
X₅₀ 0.025
X₅₁ 0.025
X₅₂ 0.025
X₅₃ 0.025
X₅₄ 0.025
X₅₅ 0.025
X₅₆ 0.025
X₅₇ 0.025
X₅₈ 0.025
X₅₉ 0.025
X₆₀ 0.025
X₆₁ 0.025
X₆₂ 0.025
X₆₃ 0.025
X₆₄ 0.025
X₆₅ 0.025
X₆₆ 0.025
X₆₇ 0.025
X₆₈ 0.025
X₆₉ 0.025
X₇₀ 0.025
X₇₁ 0.025
X₇₂ 0.025
X₇₃ 0.025
X₇₄ 0.025
X₇₅ 0.025
X₇₆ 0.025
X₇₇ 0.025
X₇₈ 0.025
X₇₉ 0.025
X₈₀ 0.025
X₈₁ 0.025
X₈₂ 0.025
X₈₃ 0.025
X₈₄ 0.025
X₈₅ 0.025
X₈₆ 0.025
X₈₇ 0.025
X₈₈ 0.025
X₈₉ 0.025
X₉₀ 0.025
X₉₁ 0.025
X₉₂ 0.025
X₉₃ 0.025
X₉₄ 0.025
X₉₅ 0.025
X₉₆ 0.025
X₉₇ 0.025
X₉₈ 0.025
X₉₉ 0.025
X₁₀₀ 0.025

9 2	0.0259		
0 3	0.02596		
X 0	0.02561		
X 令2	0.00114		
X 令3	0.00157		
X 令4	0.00353		
Y n			公共施設最適化事業に係る経費に充てるため平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額
Z 2	0.028		
Z 2	0.0271		
A 2	0.028		地方創生推進交付金事業に係る経費に充てるため平成28年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額
A 2	0.0163		
A C			災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第102条第1項第2号に掲げる場合に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨）に充てるため平成28年度及び令和元年台風第19号及び令和2年7月豪雨による災害に係る災害廃棄物処理対策、平成28年熊本地震及び平成30年7月豪雨による災害に係る中小企業等グループ施設等復旧整備対策並びに令和2年7月豪雨による災害に係るなりわい再建支援事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成30年7月豪雨による災害に係る災害廃棄物処理対策に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債にあつては、平成三十年度補正予算（第二号）に係る地

A I	0.01299		
A E	0.0272		
A E	0.02165		
A E	0.02139		
A E	0.00107		
A E	0.00144		
A E	0.00345		
A F			公共施設等適正管理推進事業のうち、長寿命化事業、転用事業及び立地適正化事業に係る経費に充てるため平成29年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額
A G	0.0163		
A H			公共施設等適正管理推進事業のうち、長寿命化事業、転用事業、立地適正化事業、ユニバーサルデザイン化事業及び脱炭素化事業（義務教育施設の大規模改造事業分を除く。）に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額
A I	0.01299		

A I	0.01283		
A I	0.0064		
A I	0.0086		
A I	0.0207		
A K	0.01283		
A K	0.0064		
A K	0.0086		
A K	0.0207		
A L			当該都道府県の財政力指数（当該都道府県に係る基準財政収入額（錯誤に係る額として加減した額を除く。）を基準財政需要額（錯誤に係る額として加減した額を除く。）で除して得た数値（小数点以下2位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）で当該年度前3年度内の各年度に係るものを合算して得たものを3で除して得た数値（小数点以下2

A M	0.01299		
A M	0.01283		
A M	0.0064		
A M	0.0086		
A M	0.0207		
A N			地方大学・地域産業創生事業に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額
A O	0.01299		
A O	0.01283		
A O	0.0064		
A O	0.0086		
A O	0.0207		
A P			文化財保存・活用事業（国宝重要文化財等保存・活用事業及び史跡等購入事業に限る。）に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当

率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

Q 〇・〇 1 2 9 9

A Q 令 〇・〇 1 2 8 3
A Q 令 2 〇・〇 0 0 6 4
A Q 令 3 〇・〇 0 0 0 8 6
A Q 令 4 〇・〇 0 0 2 0 7

AR_n 有明海・八代海等再生事業に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額
AS 令 3 〇・〇 0 0 1 4 4
AS 令 4 〇・〇 0 0 3 4 5

AT_n n年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等（宅地耐震化推進事業（特別分）及び盛土緊急対策事業（特別分）に限る。）に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの及び令和4年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額
AU 令 4 〇・〇 0 0 3 5 3

AV_n 脱炭素化事業（病院事業並びに水道及び簡易水道事業に係るものを除く。）に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち公営企業債の額に相当する額
AW 令 4 〇・〇 0 0 3 0 2

算式II

算式IIの符号

A 測定単位の数値

B 流域下水道の整備事業、公共下水道幹線管渠等整備事業及び農業集落排水施設の整備事業に係る経費に充てるため昭和34年度から平成10年度までの各年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和46年度、昭和47年度、昭和50年度から昭和61年度までの各年度及び平成3年度から平成10年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和50年度から昭和57年度までの各年度及び昭和59年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、昭和50年度、昭和52年度、昭和53年度、昭和61年度及び平成4年度から平成10年度までの各年度において発行を許可された補正予算債、地域財政特別対策債、臨時財政特別債、公共事業等臨時特別債、平成6年度以降の各年度において国の補助金等の整理及び合理化に関する法律による投資的経費に係る国庫補助負担率の恒久化措置に伴う昭和59年度国庫補助負担率と比較した場合の国庫補助金等の減少相当額の発行を許可された地方債（以下この表において「下水道事業債特別措置分」という。）、昭和46年度以前の各年度において発行を許可された地方債で市場公募資金に係るもの及びその借換債、昭和50年度以前の各年度において発行を許可された地方債で緑故資金に係るもの、供用開始前の施設又は供用開始後の施設のうち未利用部分に係る地方債の元利償還金に充てるため発行を許可された地方債、終末処理場、ポンプ場、下水道庁舎及び取付道路の施設を当該年度に設置するため必要となる単独用地に係る経費に充てるため発行を許可された地方債並びに地方債計画に計上されない地方債を除く。）の当該年度における元利償還金（この表市町村の項第6号算式の符号ANの総務大臣が算定して通知した額の基礎となつた元利償還金を除く。）

C_n 流域下水道の整備事業、公共下水道幹線管渠等整備事業及び農業集落排水施設

D 設の整備事業に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債（平成16年度の下水道事業債の取扱いについて（平成16年4月20日付け総経第92号）により更新事業に区分された地方債（以下この号において「更新事業」という。）、災害復旧事業債、公害防止事業債、地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、財政健全化のために発行を許可された地方債、臨時財政特別債、下水道資本費平準化債、下水道事業債特別措置分、下水道事業債臨時措置分、供用開始前の施設又は供用開始後の施設のうち未利用部分に係る地方債の元利償還金に充てるため発行を許可された地方債、終末処理場、ポンプ場、下水道庁舎及び取付道路の施設を当該年度に設置するため必要となる単独用地に係る経費に充てるため発行を許可された地方債、地方債計画に計上されない地方債、復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第46号）第2条の規定による改正前の東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第78条第2項に規定する交付金（以下この表において「復興交付金」という。）を受けて施行する公営企業復興事業に係る経費に充てるため平成23年度から令和4年度までの各年度に発行について同意又は許可を得た地方債、全国的に緊急に実施する公営企業緊急防災・減災事業に係る経費に充てるため平成23年度から令和4年度までの各年度に発行について同意又は許可を得た地方債、再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債並びに公営企業会計適用債を除く。）の額に相当する額（この表市町村の項第6号算式の符号ANの総務大臣が算定して通知した額の基礎となつた地方債の額を除く。符号E_n、符号G_n、符号K_n及び符号O_nにおいて同じ。）

D 〇・〇 2 5

D 〇・〇 2 6

D 〇・〇 2 7

D 〇・〇 2 8

D 〇・〇 2 9

D 〇・〇 3 0

D 〇・〇 3 1

D 〇・〇 3 2

D 〇・〇 3 3

D 〇・〇 3 4

D 〇・〇 3 5

D 〇・〇 3 6

D 〇・〇 3 7

D 〇・〇 3 8

D 〇・〇 3 9

D 〇・〇 4 0

D 〇・〇 4 1

D 〇・〇 4 2

D 〇・〇 4 3

D 〇・〇 4 4

D 〇・〇 4 5

D 〇・〇 4 6

D 〇・〇 4 7

D 〇・〇 4 8

D 〇・〇 4 9

D 〇・〇 5 0

D 〇・〇 5 1

D 〇・〇 5 2

D 〇・〇 5 3

D 〇・〇 5 4

D 〇・〇 5 5

D 〇・〇 5 6

D 〇・〇 5 7

D 〇・〇 5 8

D 〇・〇 5 9

D 〇・〇 6 0

D 〇・〇 6 1

D 〇・〇 6 2

D 〇・〇 6 3

D 〇・〇 6 4

D 〇・〇 6 5

D 〇・〇 6 6

D 〇・〇 6 7

D 〇・〇 6 8

E_n 流域下水道の整備事業、公共下水道幹線管渠等整備事業及び農業集落排水施設

D 〇・〇 1 2 9 9

A Q 令 〇・〇 1 2 8 3
A Q 令 2 〇・〇 0 0 6 4
A Q 令 3 〇・〇 0 0 0 8 6
A Q 令 4 〇・〇 0 0 2 0 7

AR_n 有明海・八代海等再生事業に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額
AS 令 3 〇・〇 0 0 1 4 4
AS 令 4 〇・〇 0 0 3 4 5

AT_n n年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等（宅地耐震化推進事業（特別分）及び盛土緊急対策事業（特別分）に限る。）に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの及び令和4年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額
AU 令 4 〇・〇 0 0 3 5 3

AV_n 脱炭素化事業（病院事業並びに水道及び簡易水道事業に係るものを除く。）に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち公営企業債の額に相当する額
AW 令 4 〇・〇 0 0 3 0 2

算式II

算式IIの符号

H ₂₆	H ₂₅	H ₂₄	H ₂₃	H ₂₂	H ₂₁	H ₂₀	H ₁₉	H ₁₈	H ₁₇	H ₁₆	H ₁₅	H ₁₄	H ₁₃	H ₁₂	G _n	F ₁₇	F ₁₆	設の整備事業に係る経費に充てるため平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち更新事業に係るものの額に相当する額
0.049	0.050	0.04955	0.04930	0.05014	0.05110	0.05309	0.053	0.053	0.055	0.054	0.054	0.039	0.044	0.050	流域下水道の整備事業に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち下水道事業債臨時措置分(復興交付金を受けて施行する公営企業復興事業に係る経費に係るものを除く。)の額に相当する額	0.011	0.011	

H ₂₇	H ₂₈	H ₂₉	H ₃₀	H _{令元}	H _{令2}	H _{令3}	H _{令4}	I _n	設の整備事業に係る経費に充てるため平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち更新事業に係るものの額に相当する額
0.045	0.0461	0.0465	0.02300	0.02165	0.00382	0.00608	0.10005	旧公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和46年法律第70号)第2条の2第1項に規定する公害防止対策事業計画についての「公害防止対策事業計画の同意基準」(平成23年12月決定)を満たす地方公共団体が別に定める事業計画に基づいて実施する事業(公共下水道(下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第3号イに規定するものに限る。)及び流域下水道(同条第4号イに規定するものに限る。)(以下この号において「公共下水道等」という。))における設置及び改築の事業(下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第24条の2第1項第1号ロに規定する特定公共下水道の設置及び改築の事業並びに公共下水道等における処理場、ポンプ施設及び管路施設の供用開始後25年を経過したものに係る事業で、下水の処理量の増大又は放流水の水質の改善に資さないものを除く。)をいう。)に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額	

L ₃₀	L ₂₉	L ₂₈	L ₂₇	L ₂₆	L ₂₅	L ₂₄	L ₂₃	L ₂₂	L ₂₁	L ₂₀	L ₁₉	L ₁₈	L ₁₇	L ₁₆	して同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。(以下同じ。)の額に相当する額
0.03036	0.0303	0.0302	0.031	0.031	0.032	0.03131	0.03005	0.02982	0.02967	0.02977	0.030	0.030	0.030	0.031	

P ₃₀	P ₂₉	P ₂₈	P ₂₇	P ₂₆	P ₂₅	P ₂₄	P ₂₃	P ₂₂	P ₂₁	P ₂₀	P ₁₉	P ₁₈	P ₁₇	P ₁₆	は同条第10項に規定する基準に照らし同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定すると見込まれるものの額を含む。(以下同じ。)(公害防止事業分を除く。)として総務大臣が通知した額
0.06366	0.0634	0.0633	0.06336	0.06336	0.06336	0.06336	0.06336	0.06336	0.06336	0.06336	0.06336	0.06336	0.06336	0.06336	

算式Ⅲ

$$\frac{A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N+O+P+Q+R+S+T+U+V+W+X+Y+Z}{A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N+O+P+Q+R+S+T+U+V+W+X+Y+Z}$$

E ₂₄	E ₂₃	E ₂₂	E ₂₁	E ₂₀	E ₁₉	E ₁₈	E ₁₇	E ₁₆	E ₁₅	E ₁₄	E ₁₃	E ₁₂	E ₁₁	E ₁₀	E ₉	E ₈	E ₇	E ₆	E ₅	E ₄	E ₃	E ₂	E ₁	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
0	1	5	0	9	7	7	9	3	3	2	1	8												

基礎として総務大臣が算定して通知した額
 C 昭和44年度以降に建設された地下高速鉄道の建設に係る当該年度の事業費（ただし、符号Fに係るものを除く）を基礎として総務大臣が算定して通知した額
 D_n 地下高速鉄道の建設に係る事業費（ただし、符号Fに係るものを除く。）の一部を補助する財源に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債（発行について地方財政法第5条の3第6項の規定による届出がされた地方債のうち同条第1項の規定による協議を受けたならば同条第10項に規定する基準に照らして同意をすることとなる）と認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）の額のうち総務大臣が算定して通知した額

E ₂₅	E ₂₆	E ₂₇	E ₂₈	E ₂₉	E ₃₀	E ₃₁	E ₃₂	E ₃₃	E ₃₄	E ₃₅	E ₃₆	E ₃₇	E ₃₈	E ₃₉	E ₄₀	E ₄₁	E ₄₂	E ₄₃	E ₄₄	E ₄₅	E ₄₆	E ₄₇	E ₄₈	E ₄₉	E ₅₀
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

F 地方団体がその資本金その他これに準ずるもの（以下この表において「資本金等」という。）の2分の1以上を出資する株式会社（以下「第三セクター」という。）が行う地下高速鉄道の建設に係る事業費を基礎として総務大臣が算定して通知した額
 G 昭和47年度から昭和51年度までの各年度において発行を許可された地下鉄事業債の支払利息相当額を対象として昭和58年度から平成4年度までの各年度において発行を許可された地方債（以下「地下鉄事業新特例債」という。）に係る当該年度における元金償還金
 H 昭和58年度から平成2年度までの各年度において発行を許可された地下鉄建設事業債の支払利息相当額を対象として平成15年度以降の各年度において発行を許可された地方債（以下「地下鉄事業続特例債」という。）及び平成3年度から平成12年度までの各年度において発行を許可された地下鉄事業債の支払利息相当額を対象として平成25年度及び平成26年度に発行について同意又は許可を得た地方債（以下「地下鉄事業再特例債」という。）に係る当該年度における元金償還金の額のうち総務大臣が算定して通知した額
 I_n n年度（平成27年度以降に限る。）において発行について同意又は許可を得

M ₁₃	M ₁₂	M ₁₁	M ₁₀	M ₉	M ₈	M ₇	M ₆	M ₅	M ₄	M ₃	M ₂	M ₁	M ₀	M ₋₁	M ₋₂	M ₋₃	M ₋₄	M ₋₅	M ₋₆	M ₋₇	M ₋₈	M ₋₉	M ₋₁₀	M ₋₁₁	M ₋₁₂	M ₋₁₃
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

K 昭和46年度以降に建設された都道府県営の地下高速鉄道の建設に係る事業費の一部を出資する財源に充てるため平成11年度以前の各年度において発行を許可された地方債（昭和46年度、昭和47年度、昭和50年度から昭和61年度までの各年度及び平成3年度から平成11年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和50年度から昭和57年度までの各年度、昭和59年度、平成10年度及び平成11年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、地域財政特例対策債並びに当該年度の6月1日以降において借り入れた地方債を除く。）の当該年度における元利償還金
 L_n 昭和46年度以降に建設された都道府県営の地下高速鉄道の建設に係る事業費の一部を出資する財源に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債（平成12年度から平成20年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債及び平成12年度から平成20年度までの各年度において財政健全化のために発行について同意又は許可を得た地方債を除く。）の額に相当する額

N ₁₄	N ₁₃	N ₁₂	N ₁₁	N ₁₀	N ₉	N ₈	N ₇	N ₆	N ₅	N ₄	N ₃	N ₂	N ₁	N ₀	N ₋₁	N ₋₂	N ₋₃	N ₋₄	N ₋₅	N ₋₆	N ₋₇	N ₋₈	N ₋₉	N ₋₁₀	N ₋₁₁	N ₋₁₂	N ₋₁₃	N ₋₁₄
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2

N 地下鉄緊急整備事業（地下鉄緊急整備事業について）（平成6年3月31日付け鉄財第98号、自治企一第37号）に基づき施行する事業（第三セクターが実施する事業を含む。）をいう。）の地方単

独立整備区間に係る事業費に充てるため平成6年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（当該年度の6月1日以降に借り入れた地方債を除く。以下「地下鉄緊急整備事業債」という。）（大阪市において事業承継前に発行について同意又は許可を得た地方債を含む。）の当該年度における元利償還金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

O 地下鉄事業統特例債及び昭和58年度から平成2年度までの各年度において発行を許可された地下鉄事業の当該年度における支払利息相当額を当該年度における支払利息のうち、当該年度における支払利息のうち、当該地方債の年利率の1.2パーセントの範囲内で発行利率に相当する利率として計算した額として総務大臣が通知した額

P 地下高速鉄道を経営する第三セクターに対し出資する財源に充てるため平成6年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債の額のうち総務大臣が算定して通知した額に別表第3の10に定める率を乗じて得た額

Q 地下高速鉄道を経営する第三セクターに対し補助する財源に充てるため平成13年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債の額のうち総務大臣が算定して通知した額に別表第3の10に定める率を乗じて得た額

R ニュータウン鉄道を経営する第三セクターに対し出資する財源に充てるため平成10年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債の額のうち総務大臣が算定して通知した額に別表第3の10に定める率を乗じて得た額

S ニュータウン鉄道等を経営する第三セクターに対し補助する財源に充てるため平成14年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債の額のうち総務大臣が算定して通知した額に別表第3の10に定める率を乗じて得た額

T 都市モノレール事業及び案内軌条式鉄道事業（以下この表において「モノレール事業等」という。）を経営する第三セクターに対し出資する財源に充てるため昭和52年度以降の各年度において発行を許可された都市高速鉄道事業債（平成元年度までに償還を終了したものを除く。）の額のうち総務大臣が算定して通知した額に別表第3の10に定める率を乗じて得た額

$$\frac{B \times 0.5 + C \times 0.285 + D \times 0.285}{543 \text{ 円} \times A}$$

算式IV

A 測定単位の数値

B 国が行う第二種（A）空港（空港整備法及び航空法の一部を改正する法律（平成20年法律第75号）第1条の規定による改正前の空港整備法（昭和31年法律第80号）第2条第1項第2号において規定する第二種空港（以下この表において「第二種空港」という。）のうち国土交通大臣が管理するものをいう。以下この表において同じ。）の整備事業に係る法令に基づく負担金又は国庫の補助金を受けて施行した第三種空港（空港整備法及び航空法の一部を改正する法律第1条の規定による改正前の空港整備法第2条第1項第3号に規定する第三種空港をいう。以下この表において同じ。）の整備事業のうち奄美群島振興開発事業として行われるものに係る経費に充てるため昭和57年度から平成10年度までの各年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和57年度から昭和61年度までの各年度において発行を許可された地方債）に定める率を乗じて得た額

C 国庫の補助金を受けて施行した第二種（B）空港（第二種空港のうち地方団体が管理するものをいう。以下この表において同じ。）の整備事業に係る経費に充てるため昭和57年度から平成10年度までの各年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和57年度から昭和61年度までの各年度において発行を許可された地方債）に定める率を乗じて得た額

補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、地方債計画に計上されない地方債並びに総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金

C 国庫の補助金を受けて施行した第二種（B）空港（第二種空港のうち地方団体が管理するものをいう。以下この表において同じ。）の整備事業に係る経費に充てるため昭和57年度から平成10年度までの各年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和57年度から昭和61年度までの各年度において発行を許可された地方債）に定める率を乗じて得た額

D 国庫の補助金を受けて施行した第三種空港の整備事業（奄美群島振興開発事業として行われるものを除く。）に係る経費に充てるため昭和57年度から平成10年度までの各年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和57年度から昭和61年度までの各年度において発行を許可された地方債）に定める率を乗じて得た額

E 国庫の補助金を受けて施行した都市公園法第2条第1項に指定する都市公園又は都市公園等整備緊急措置法第2条第1項第3号に該当する公園の整備事業に係る経費に充てるため平成15年度において発行を許可された地方債（平成15年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、財源対策債、地方債計画に計上されない地方債及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）で総務大臣が調査した額

算式V

A 測定単位の数値

B 国庫の補助金を受けて施行した都市公園法第2条第1項に規定する都市公園又は都市公園等整備緊急措置法（昭和47年法律第67号）第2条第1項第3号に該当する公園の整備事業に係る経費に充てるため昭和63年度から平成10年度までの各年度において発行を許可された地方債（平成3年度から平成10年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、財源対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、地域財政特例対策債、地方債計画に計上されない地方債及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）で総務大臣が調査した額における元利償還金

$$\frac{B \times 0.3 + C_1 \times D_1}{543 \text{ 円} \times A}$$

算式VI

C 国庫の補助金を受けて施行した都市公園法第2条第1項に指定する都市公園又は都市公園等整備緊急措置法第2条第1項第3号に該当する公園の整備事業に係る経費に充てるため平成15年度において発行を許可された地方債（平成15年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、財源対策債、地方債計画に計上されない地方債及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）で総務大臣が調査した額

D 1 1 0 . 0 1 2

算式VI

$B \times \alpha \times 0.285$
543 円 $\times A$

算式VIの符号	A	測定単位の数値	0
B	災害対策基本法第40条第1項の規定に基づく都道府県地域防災計画に掲げられている災害危険区域において災害の発生を防止し、又は災害の拡大を防止するために単独で実施する治山、小規模山地崩壊等の事業の経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、昭和53年度から昭和61年度までの各年度及び平成3年度から平成20年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和53年度から昭和57年度までの各年度及び昭和59年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、地域財政特例対策債、臨時財源特例債、公共事業等臨時特例債、当該年度の6月1日以降において借り入れた地方債並びに地方債計画に計上されない地方債を除く。）の当該年度における元利償還金	2	0
算式VII	$\frac{B \times 0.6}{543 \text{ 円} \times A}$	測定単位の数値	0
A	測定単位の数値	0	0
B	産炭地域開発就労事業、炭鉱離職者緊急就労対策事業、旧炭鉱離職者緊急就	0	0

算式VIII	$\frac{\sum_{n=15}^{17} (B_n \times C_n)}{543 \text{ 円} \times A}$	測定単位の数値	0
A	測定単位の数値	0	0
B _n	住宅地関連公共施設整備促進事業等（住宅建設事業及び宅地開発事業に関する公共施設の整備に関する事業で一般単独（一般）事業債の対象とされたものをいう。以下この表において同じ。）に係る経費に充てるため平成n年度において発行を許可された地方債の額に相当する額	0	0
C ₁₅	0	0	0
C ₁₆	0	0	0
C ₁₇	0	0	0
算式IX	$\frac{\sum_{n=15}^{17} (B_n \times C_n)}{543 \text{ 円} \times A}$	測定単位の数値	0
A	測定単位の数値	0	0
B _n	被災市街地復興特別事業に係る経費に充てるため平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち一般公共事業債の額に相当する額	0	0
C ₁₅	0	0	0
C ₁₆	0	0	0
C ₁₇	0	0	0

算式IXの符号	A	測定単位の数値	0
B _n	被災市街地復興特別事業に係る経費に充てるため平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち一般公共事業債の額に相当する額	0	0
C ₁₅	0	0	0
C ₁₆	0	0	0
C ₁₇	0	0	0
C ₁₈	0	0	0
C ₁₉	0	0	0
C ₂₀	0	0	0
C ₂₁	0	0	0
C ₂₂	0	0	0
D _n	被災市街地復興特別事業（街路事業分を除く。）に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち公共事業等債の額に相当する額	0	0
E ₃₀	0	0	0
E ₂₉	0	0	0
E ₂₈	0	0	0
E ₂₇	0	0	0
E ₂₆	0	0	0
E ₂₅	0	0	0
E ₂₄	0	0	0
E ₂₃	0	0	0

算式Xの符号	A	測定単位の数値	0
B	$\sum_{n=1}^{12} (C_n \times D_n)$	測定単位の数値	0
C _n	全国新幹線鉄道整備法（昭和45年法律第71号）第7条の整備計画に基づき施行される新幹線整備の建設事業（以下この表において「新幹線鉄道整備事業」という。）に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額	0	0
D ₁₂	0	0	0
D ₁₁	0	0	0
D ₁₀	0	0	0
D ₉	0	0	0
D ₈	0	0	0
E ₁₂	0	0	0
E ₁₁	0	0	0
E ₁₀	0	0	0
E ₉	0	0	0
E ₈	0	0	0
E ₇	0	0	0
E ₆	0	0	0
E ₅	0	0	0
E ₄	0	0	0
E ₃	0	0	0
E ₂	0	0	0
E ₁	0	0	0
E ₀	0	0	0

D ₁₃	0.015
D ₁₄	0.009
D ₁₅	0.030
D ₁₆	0.030
D ₁₇	0.027
D ₁₈	0.027
D ₁₉	0.026
D ₂₀	0.026
D ₂₁	0.028
D ₂₂	0.028
D ₂₃	0.028
D ₂₄	0.028
D ₂₅	0.029
D ₂₆	0.029
D ₂₇	0.028
D ₂₈	0.027
D ₂₉	0.027
D ₃₀	0.021
D ₃₁	0.016
D ₃₂	0.013
D ₃₃	0.010
D ₃₄	0.007
D ₃₅	0.004
D ₃₆	0.003

次の算式によつて算定した率（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）（当該率が1.

算式 X I	0.000	に満たないときは1.000とする。
算式 X II	1.400	を超えるときは1.400とする。
算式 X III	$(\frac{a}{b} \times 100) \times 0.125 + 0.875$	
算式 X IV	$\frac{\sum_{n=17}^{20} (B_n \times C_n)}{543 \text{ 円} \times A}$	
算式 X V	測定単位の数値	
算式 X VI	地域住宅交付金交付要綱（平成17年国住備第99号）の規定に基づく事業に係る経費に充てるため平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方債（公営住宅建設事業及び下水道事業に地方債並びに総務大臣が指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額	
算式 X VII	測定単位の数値	
算式 X VIII	地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号。以下「地防法」という。）に基づく国庫補助率のかさ上げが行われる事業に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち符号 D _n 以外のものの額に相当する額	
算式 X IX	地防法第4条の規定に基づく公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学	

E ₃₀	0.030
E ₂₉	0.038
E ₂₈	0.037
E ₂₇	0.038
E ₂₆	0.040
E ₂₅	0.041
E ₂₄	0.040
E ₂₃	0.039
E ₂₂	0.039
E ₂₁	0.039
E ₂₀	0.036
E ₁₉	0.026
E ₁₈	0.027
E ₁₇	0.028
E ₁₆	0.027
E ₁₅	0.026
E ₁₄	0.026
E ₁₃	0.028
E ₁₂	0.028
E ₁₁	0.028
E ₁₀	0.026
E ₉	0.027
E ₈	0.027
E ₇	0.028
E ₆	0.029
E ₅	0.029
E ₄	0.027
E ₃	0.027
E ₂	0.021
E ₁	0.013
E ₀	0.007
E ₃₅	0.004
E ₃₄	0.003

算式 X III	$\frac{\sum_{n=17}^{20} (B_n \times C_n) + \sum_{n=31}^{35} (D_n \times E_n)}{543 \text{ 円} \times A}$
算式 X IV	$\frac{0.0001 \times \sum_{n=17}^{20} (B_n \times C_n) + 0.0001 \times \sum_{n=31}^{35} (D_n \times E_n)}{0.0001 \times \sum_{n=17}^{20} (B_n \times C_n) + 0.0001 \times \sum_{n=31}^{35} (D_n \times E_n)}$
算式 X V	$\frac{0.0001 \times \sum_{n=17}^{20} (B_n \times C_n) + 0.0001 \times \sum_{n=31}^{35} (D_n \times E_n)}{0.0001 \times \sum_{n=17}^{20} (B_n \times C_n) + 0.0001 \times \sum_{n=31}^{35} (D_n \times E_n)}$

当該率が負数となるときは0とする。

校の幼稚園、小学部若しくは中学部の校舎、屋内運動場又は寄宿舎で、やむを得ない理由により補強が困難なもの改築事業又は地震による倒壊の危険性が高いものの補強事業に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（原子力発電施設等立地地域振興特別事業に係るものを除く。）の額に相当する額

C ₃₀	C ₂₉	C ₂₈	C ₂₇	C ₂₆	C ₂₅	C ₂₄	C ₂₃	C ₂₂	C ₂₁	C ₂₀	C ₁₉	C ₁₈	C ₁₇	C ₁₆	C ₁₅
70967	8902	8885	902	934	951	94344	92475	92016	91852	86541	852	869	902	000	000

算式XIIIの符号
A 測定単位の数値
B_n 地域活性化事業に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債(総務大臣の指定する相当の率を超える部分に係るもの、平成15年度から令和4年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するもの及び平成16年度補正予算債に係るものを除く。)の額に相当する額

C ₃₀	C ₂₉	C ₂₈	C ₂₇	C ₂₆	C ₂₅	C ₂₄	C ₂₃	C ₂₂	C ₂₁	C ₂₀	C ₁₉	C ₁₈	C ₁₇	C ₁₆	C ₁₅
70115	03492	04721	11311	92016	92475	94344	94344	951	934	902	8885	8885	8902	8902	70967

D_n 地域活性化事業に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額(平成21年度までに提出された地域活性化計画に位置づけられている継続の事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限り、平成21年度において発行について同意又は許可を得た地域活性化事業債の額(平成21年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものを除く。))の額に相当する額

I ₂₇	I ₂₆	I ₂₅	I ₂₄	I ₂₃	I ₂₂	I ₂₁	I ₂₀	I ₁₉	I ₁₈	I ₁₇	I ₁₆	I ₁₅	G ₂₁	H _n
821	851	866	85896	84194	83776	83627	78791	776	791	821	910	000	000	000

のうち、定住自立圏推進事業に係るもの(平成21年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。)の額に相当する額

H_n n年度において発行について同意又は許可を得た地域活性化事業債の額(平成15年度から令和4年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものを除く。)(平成22年度から令和4年度までの各年度において発行については、平成21年度以前に着手した継続の事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限り。)

I ₂₈	I ₂₉	I ₃₀	I ₃₁	I ₃₂	I ₃₃	I ₃₄	I ₃₅	K ₁₉	K ₁₈	K ₁₇	K ₁₆	K ₁₅	J _n
8090	8104	64612	63836	03179	04299	10299	63836	852	869	902	000	000	000

J_n 平成n年度において発行について同意又は許可を得た地域総合整備事業債特別分及び旧地域総合整備事業債特別分(平成15年度から平成19年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。)の額に相当する額

K_n 当該都道府県の財政力指数(当該都道府県に係る基準財政収入額(錯誤に係る額として加減した額を除く。))を基準財政需要額(錯誤に係る額として加減した額を除く。)で除して得た数値(小数点以下2位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)で当該年度前3年度内の各年度に係るものを合算して得たものを3で除して得た数値(小数点以下2位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。))をいい、当該年度の4月1日以前3年の間に都道府県の境界変更によつてその区域に異動のあつた都道府県については、当該都道府県が当該年度の4月1日現在の区域をもつて存在していたものとみなして算定し、当該境界変

Q ₂₀	1.00000	相当する額	事業債のうち用地事業に係るものの額に	意又は許可を得た地域総合整備資金貸付	意又は許可を得た地域総合整備資金貸付	額に相当する額	N _n	平成n年度において発行について同意又は許可を得た地域総合整備資金貸付事業債(用地事業に係るものを除く)の額に相当する額	O ₂₀	1.00000	O ₂₁	1.46667	O ₂₂	1.46667	O ₂₃	1.66667	P _n	平成n年度において発行について同意又は許可を得た地域総合整備資金貸付	事業債のうち用地事業に係るものの額に相当する額
-----------------	---------	-------	--------------------	--------------------	--------------------	---------	----------------	---	-----------------	---------	-----------------	---------	-----------------	---------	-----------------	---------	----------------	------------------------------------	-------------------------

更に係る区域の額は、関係都道府県知事が協議して分別した額による。)に別表第3の9Aに定める当該財政力指数の段階に応ずる率を乗じて得た数(小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)と同表Bに定める当該財政力指数の段階に応ずる数値との合計数とする。ただし、当該合計数が、0.300に満たないときは0.300とし、0.550を超えるときは0.550とする。

L_n 平成n年度において発行について同意又は許可を得た地域総合整備事業債特別分及び旧地域総合整備事業債特別分(平成15年度から平成19年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。)

S ₂₈	0.8885	S ₂₇	0.902	S ₂₆	0.934	S ₂₅	0.951	S ₂₄	0.94344	S ₂₃	0.92475	S ₂₂	0.92016	S ₂₁	0.91852	S ₂₀	0.86541	S ₁₉	0.852	S ₁₈	0.869	S ₁₇	0.902	S ₁₆	0.000	S ₁₅	0.000	R _n	平成n年度において発行について同意又は許可を得た半島振興道路整備事業に係る地方債(発行について地方財政法第5条の3第6項の規定による届出がされた地方債のうち同条第1項の規定による協議を受けたならば同条第10項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。)(総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。)の額に相当する額	Q ₂₂	3.66667	Q ₂₁	1.46667
-----------------	--------	-----------------	-------	-----------------	-------	-----------------	-------	-----------------	---------	-----------------	---------	-----------------	---------	-----------------	---------	-----------------	---------	-----------------	-------	-----------------	-------	-----------------	-------	-----------------	-------	-----------------	-------	----------------	--	-----------------	---------	-----------------	---------

Q₂₁ 平成n年度において発行について同意又は許可を得た半島振興道路整備事業に係る地方債(発行について地方財政法第5条の3第6項の規定による届出がされた地方債のうち同条第1項の規定による協議を受けたならば同条第10項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。)(総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。)の額に相当する額

W ₂₄	0.94344	W ₂₃	0.92475	W ₂₂	0.92016	W ₂₁	0.91852	W ₂₀	0.86541	W ₁₉	0.852	W ₁₈	0.869	W ₁₇	0.902	W ₁₆	0.000	W ₁₅	0.000	U ₁₆	1.000	U ₁₅	1.000	V _n	合併特例法に基づき実施する市町村合併推進事業に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債(総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。)の額に相当する額	S ₃₀	0.70967	S ₂₉	0.8902
-----------------	---------	-----------------	---------	-----------------	---------	-----------------	---------	-----------------	---------	-----------------	-------	-----------------	-------	-----------------	-------	-----------------	-------	-----------------	-------	-----------------	-------	-----------------	-------	----------------	--	-----------------	---------	-----------------	--------

U₁₆ 平成n年度において発行を許可された地方拠点都市整備事業に係る地方債(総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。)の額に相当する額

V_n 合併特例法に基づき実施する市町村合併推進事業に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債(総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。)の額に相当する額

Y ₂₇	1.038	Y ₂₆	1.075	Y ₂₅	1.094	Y ₂₄	1.08585	Y ₂₃	1.06434	Y ₂₂	1.05906	Y ₂₁	1.05717	Y ₂₀	0.99604	Y ₁₉	0.981	Y ₁₈	1.000	X _n	合併新法に基づき実施する市町村合併推進事業に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債(総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。)の額に相当する額	W ₃₀	0.70967	W ₂₉	0.8902	W ₂₈	0.8885	W ₂₇	0.902	W ₂₆	0.934	W ₂₅	0.951
-----------------	-------	-----------------	-------	-----------------	-------	-----------------	---------	-----------------	---------	-----------------	---------	-----------------	---------	-----------------	---------	-----------------	-------	-----------------	-------	----------------	---	-----------------	---------	-----------------	--------	-----------------	--------	-----------------	-------	-----------------	-------	-----------------	-------

X_n 合併新法に基づき実施する市町村合併推進事業に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債(総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。)の額に相当する額

C ₂₁	C ₂₀	C ₁₉	C ₁₈	C ₁₇	C ₁₆	C ₁₅	<p>算式 X IV</p> $\frac{\sum_{n=1}^n (B_n \times C_n) - \frac{\sum_{n=1}^n (D_n \times E_n) + \frac{\sum_{n=1}^n (F_n \times G_n)}{543 \text{ 円} \times A}}{543 \text{ 円} \times A}$ <p>測定単位の数値</p> <p>B_n 地方税法附則第15条に規定する旅客会社等から鉄道施設の譲渡を受けるために同条に規定する特定鉄道事業者に対し補助する財源又は同条に規定する特定鉄道事業の用に供するための同条に規定する旅客会社等から鉄道施設の譲渡を受ける経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額（旅客分に限る。）に相当する額</p>									
0.02521	0.02376	0.024	0.024	0.025	0.027	0.027										

E ₂₀	E ₁₉	E ₁₈	E ₁₇	E ₁₆	E ₁₅	<p>D_n 鉄道施設の整備に要する経費について地方税法附則第15条に規定する特定鉄道事業者に対し補助する財源又は同条に規定する特定鉄道事業の用に供する経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額（旅客分に限る。）に相当する額</p>									
0.01584	0.016	0.016	0.016	0.018	0.018										

G ₂₉	G ₂₈	G ₂₇	G ₂₆	G ₂₅	<p>F_n 鉄道施設の整備に要する経費について旧過疎地域自立促進特別措置法第12条第1項第6号に規定する事業者に対し補助する財源又は同号に規定する事業の用に供する鉄道施設の整備に要する経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額</p>									
0.0163	0.0163	0.017	0.017	0.018										

算式 X VI	C ₃₀	C ₂₉	C ₂₈	C ₂₇	C ₂₆	C ₂₅	C ₂₄	C ₂₃	C ₂₂	<p>算式 X V</p> $\frac{\sum_{n=24}^{30} (B_n \times C_n)}{543 \text{ 円} \times A}$ <p>測定単位の数値</p> <p>B_n 被災施設復旧関連事業に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た一般単独（一般）事業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額</p>									
	0.03030	0.0380	0.0379	0.040	0.041	0.0429	0.040	0.040	0.041										

$\sum_{n=26}^{24} (B_n \times C_n)$ $543 \text{ 円} \times A$	$\sum_{n=24}^{26} (B_n \times C_n)$ $543 \text{ 円} \times A$	<p>算式 X VI の符号</p> <p>A 測定単位の数値</p> <p>B_n 沖縄振興特別推進交付金事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額</p>	<p>算式 X VII の符号</p> <p>A 測定単位の数値</p> <p>B_n 奄美群島振興交付金事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額</p>
<p>C₃₀ 0.02165</p> <p>C₂₉ 0.0272</p> <p>C₂₈ 0.0271</p> <p>C₂₇ 0.028</p> <p>C₂₆ 0.029</p> <p>C₂₅ 0.029</p> <p>C₂₄ 0.02878</p>	<p>C₃₀ 0.02165</p> <p>C₂₉ 0.0272</p> <p>C₂₈ 0.0271</p> <p>C₂₇ 0.028</p> <p>C₂₆ 0.029</p> <p>C₂₅ 0.029</p> <p>C₂₄ 0.02878</p>	<p>C₃₀ 0.02165</p> <p>C₂₉ 0.0272</p> <p>C₂₈ 0.0271</p> <p>C₂₇ 0.028</p> <p>C₂₆ 0.029</p> <p>C₂₅ 0.029</p> <p>C₂₄ 0.02878</p>	<p>C₃₀ 0.02165</p> <p>C₂₉ 0.0272</p> <p>C₂₈ 0.0271</p> <p>C₂₇ 0.028</p> <p>C₂₆ 0.029</p> <p>C₂₅ 0.029</p> <p>C₂₄ 0.02878</p>

$\sum_{n=26}^{24} (B_n \times C_n)$ $543 \text{ 円} \times A$	$B \times \alpha \times 0.475$ $543 \text{ 円} \times A$	<p>算式 X VIII の符号</p> <p>A 測定単位の数値</p> <p>B 災害対策基本法第 102 条第 1 項第 1 号に掲げる場合に係る経費に充てるため平成 28 年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金</p> <p>α 符号 B の地方債に係る同意等額を当該地方債の同意等年度における災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）第 43 条第 2 項に規定する標準税収入額で除して得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に 100.000 を乗じて得た数（以下この号において「発行割合」という。）に別表第 3 の 14 の A に定める当該発行割合の段階に定まる率を乗じて得た数と同表の B に定める当該発行割合の段階に定まる数値との合計数を当該発行割合で除して得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該発行割合が 200 以下のときは 1.0000 とする。）</p>	<p>算式 X IX の符号</p> <p>A 測定単位の数値</p> <p>B₂₉ 非構造部材の耐震対策事業（特定天井分）に係る経費に充てるため平成 29 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち幼稚園又は特別支援学校に係るものの額に相当する額</p>
<p>C₃₀ 0.02165</p> <p>C₂₉ 0.0272</p> <p>C₂₈ 0.0271</p> <p>C₂₇ 0.028</p> <p>C₂₆ 0.029</p> <p>C₂₅ 0.029</p> <p>C₂₄ 0.02878</p>	<p>C₃₀ 0.02165</p> <p>C₂₉ 0.0272</p> <p>C₂₈ 0.0271</p> <p>C₂₇ 0.028</p> <p>C₂₆ 0.029</p> <p>C₂₅ 0.029</p> <p>C₂₄ 0.02878</p>	<p>C₃₀ 0.02165</p> <p>C₂₉ 0.0272</p> <p>C₂₈ 0.0271</p> <p>C₂₇ 0.028</p> <p>C₂₆ 0.029</p> <p>C₂₅ 0.029</p> <p>C₂₄ 0.02878</p>	<p>C₃₀ 0.02165</p> <p>C₂₉ 0.0272</p> <p>C₂₈ 0.0271</p> <p>C₂₇ 0.028</p> <p>C₂₆ 0.029</p> <p>C₂₅ 0.029</p> <p>C₂₄ 0.02878</p>

$\sum_{n=29}^{29} (B_n \times C_n)$ $543 \text{ 円} \times A$	$B_{29} \times C_{29} + D_{29} \times E_{29}$ $543 \text{ 円} \times A$	<p>算式 X X の符号</p> <p>A 測定単位の数値</p> <p>B_n n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち特別支援学校（小学部及び中学部に限る。）の大規模改造事業の地方単独分に係るものの額に相当する額</p>	<p>算式 X XI の符号</p> <p>A 測定単位の数値</p> <p>B_n 義務教育諸学校等の補強事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち幼稚園又は特別支援学校に係るものの額に相当する額</p>
<p>C₂₉ 0.0272</p>	<p>C₂₉ 0.0380</p>	<p>C₂₉ 0.0272</p>	<p>C₂₉ 0.0380</p>

$\sum_{n=29}^{29} (B_n \times C_n)$ $543 \text{ 円} \times A$	$\sum_{n=29}^{29} (B_n \times C_n) + \sum_{n=29}^{29} (D_n \times E_n)$ $543 \text{ 円} \times A$	<p>算式 X X の符号</p> <p>A 測定単位の数値</p> <p>B_n n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち特別支援学校（小学部及び中学部に限る。）の大規模改造事業の地方単独分に係るものの額に相当する額</p>	<p>算式 X XI の符号</p> <p>A 測定単位の数値</p> <p>B_n 義務教育諸学校等の補強事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち幼稚園又は特別支援学校に係るものの額に相当する額</p>
<p>C₃₀ 0.02165</p> <p>C₂₉ 0.0272</p> <p>C₂₈ 0.0271</p> <p>C₂₇ 0.028</p> <p>C₂₆ 0.029</p> <p>C₂₅ 0.029</p> <p>C₂₄ 0.02878</p>	<p>C₃₀ 0.02165</p> <p>C₂₉ 0.0272</p> <p>C₂₈ 0.0271</p> <p>C₂₇ 0.028</p> <p>C₂₆ 0.029</p> <p>C₂₅ 0.029</p> <p>C₂₄ 0.02878</p>	<p>C₃₀ 0.02165</p> <p>C₂₉ 0.0272</p> <p>C₂₈ 0.0271</p> <p>C₂₇ 0.028</p> <p>C₂₆ 0.029</p> <p>C₂₅ 0.029</p> <p>C₂₄ 0.02878</p>	<p>C₃₀ 0.02165</p> <p>C₂₉ 0.0272</p> <p>C₂₈ 0.0271</p> <p>C₂₇ 0.028</p> <p>C₂₆ 0.029</p> <p>C₂₅ 0.029</p> <p>C₂₄ 0.02878</p>

市町村	費防消	口人	算式
			$\frac{\sum_{n=18}^{25} (B_n \times C_n)}{11,600 \text{円} \times A}$
			<p>算式の符号</p> <p>A 測定単位の数値</p> <p>B_n 一般財源化された消防防災設備整備費補助金に係る施設整備事業に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額は、当該額を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれ市町村に係る額とみなす。</p>
			<p>除く。）のうち幼稚園又は特別支援学校に係るものの額に相当する額</p> <p>E₃₀ 0.03030</p> <p>E_元 0.02994</p> <p>E_{令2} 0.00149</p> <p>E_{令3} 0.00202</p> <p>E_{令4} 0.00483</p>
			<p>算式XXIIの符号</p> <p>A 測定単位の数値</p> <p>B_{令2} 国庫の補助金を受けて施行した公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業に係る経費に充てるため令和2年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（同年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち特別支援学校（小学部、中学部及び高等部に限る。）に係るものの額に相当する額</p> <p>C_{令2} 0.00149</p>

アC ₁₈	平成18年度市場公募都市に係るもの	0.0380
イC ₁₈	平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0000
アC ₁₉	平成19年度市場公募都市に係るもの	0.0381
イC ₁₉	平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0000
アC ₂₀	平成20年度市場公募都市に係るもの	0.04259
イC ₂₀	平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.05951
アC ₂₁	平成21年度市場公募都市に係るもの	0.04799
イC ₂₁	平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.06223
アC ₂₂	平成22年度市場公募都市に係るもの	0.04687
イC ₂₂	平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.06257
アC ₂₃	平成23年度市場公募都市に係るもの	0.03398
イC ₂₃	平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.04388
アC ₂₄	平成24年度市場公募都市に係るもの	0.03505
イC ₂₄	平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.04503
アC ₂₅	平成25年度市場公募都市に係るもの	0.0362

イC ₂₅	平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00216
アC ₂₆	平成26年度市場公募都市に係るもの	0.0355
イC ₂₆	平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0447
アC ₂₇	平成27年度市場公募都市に係るもの	0.0342
イC ₂₇	平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0436
アC ₂₈	平成28年度市場公募都市に係るもの	0.0333
イC ₂₈	平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0433
アC ₂₉	平成29年度市場公募都市に係るもの	0.0334
イC ₂₉	平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0434
アC ₃₀	平成30年度市場公募都市に係るもの	0.02545
イC ₃₀	平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03539
アC _元	令和元年度市場公募都市に係るもの	0.02476
イC _元	令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03488
アC _{令2}	令和2年度市場公募都市に係るもの	0.0146
イC _{令2}	令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0152
アC _{令3}	令和3年度市場公募都市に係るもの	0.0187
イC _{令3}	令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00216

二 道路橋よりう費

市町村	費うより橋路道	二	長延の路道
			$\frac{\frac{1}{2}(B_1 \times C_1) + \frac{1}{2}(B_2 \times C_2) + \frac{1}{2}(B_3 \times C_3) + \frac{1}{2}(B_4 \times C_4)}{\frac{1}{2}(B_1 \times C_1) + \frac{1}{2}(B_2 \times C_2) + \frac{1}{2}(B_3 \times C_3) + \frac{1}{2}(B_4 \times C_4)}$
			<p>算式の符号</p> <p>A 測定単位の数値</p> <p>B_n 平成n年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（地方特定道路整備事業に係るもの、ふるさと農道・林道緊急整備事業に係るもの及び被災市街地復興特別事業に係るもの及び総務大臣の指定する尤当率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額は、当該額を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれ市町村に係る額とみなす。</p>
アC _{令4}	令和4年度市場公募都市に係るもの	0.0460	
イC _{令4}	令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0509	
アC ₁₇	平成17年度市場公募都市に係るもの	0.013	
イC ₁₇	平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.000	
アC ₁₈	平成18年度市場公募都市に係るもの	0.011	
イC ₁₈	平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.000	

イ	平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.01877
ア	平成23年度市場公募都市に係るもの	0.01456
イ	平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.01881
ア	平成24年度市場公募都市に係るもの	0.01502
イ	平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.01930
イ	平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債(総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。)のうち臨時事業の地方特定道路整備事業に係るものの額(平成21年度から平成24年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。)	0.02400
ア	平成21年度市場公募都市に係るもの	0.02400
イ	平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03112
ア	平成22年度市場公募都市に係るもの	0.02344
イ	平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03129
ア	平成23年度市場公募都市に係るもの	0.02427
イ	平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03135
ア	平成24年度市場公募都市に係るもの	0.02504

イ	平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03217
ア	平成21年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債(総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。)のうち被災市街地復興特別事業に係るものの額に相当する額	0.04978
ア	平成22年度において発行について同意又は許可を得た一般単独事業に係る地方債(総務大臣の指定する充当率を超える部分に係るものを除く。)のうち一般事業における一般分の被災市街地復興特別事業に係るものの額に相当する額	0.05006
イ	平成n年度において発行について同意又は許可を得た一般公共事業に係る地方債(総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの、平成21年度及び平成22年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するもの並びに平成21年度及び平成22年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。)のうち高規格幹線道路建設事業に係るもの(高速自動車国道建設事業に係るものを除く。)の額に相当する額	0.02693
イ	平成n年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等(旧地方道路等整備事業に限る。)に係る地方債(総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。)のうち平成21年度までに着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係るもので、旧地方道路等整備事業に係る地方債の臨時事業の充当率を用いるもの(地方特定道路整備事業に係るもの、ふるさと農道・林道緊急整備事業に係るもの及び被災市街地復興特別事業に係るものを除く。)の額に相当する額	0.02644

イ	平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.01861
ア	平成23年度市場公募都市に係るもの	0.01533
イ	平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.01896
ア	平成24年度市場公募都市に係るもの	0.01555
イ	平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.01896
ア	平成25年度市場公募都市に係るもの	0.016
イ	平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.019
イ	平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.019
ア	平成26年度市場公募都市に係るもの	0.016
イ	平成n年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等(旧地方道路等整備事業に限る。)に係る地方債(総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。)のうち平成21年度までに着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係るもので、旧地方道路等整備事業に係る地方債の臨時事業の充当率を用いるもの(地方特定道路整備事業に係るもの、ふるさと農道・林道緊急整備事業に係るもの及び被災市街地復興特別事業に係るものを除く。)の額に相当する額	0.04963

イ	平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.01861
ア	平成24年度市場公募都市に係るもの	0.01555
イ	平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.01896
ア	平成25年度市場公募都市に係るもの	0.016
イ	平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.019
イ	平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.019
ア	平成26年度市場公募都市に係るもの	0.016
イ	平成n年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債(総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。)のうち被災市街地復興特別事業に係るものの額に相当する額	0.04963
イ	平成27年度市場公募都市に係るもの	0.049
ア	平成26年度市場公募都市に係るもの	0.050
イ	平成25年度市場公募都市に係るもの	0.051
ア	平成24年度市場公募都市に係るもの	0.05057

AE29	AE28	AE27	AE26	AE25	AE24	AE23	ADn	AC30	AC29	AC28
0.0241	0.0243	0.025	0.026	0.027	0.02591	0.02555	は許可を得た公共事業等に係る地方債(総務大臣の指定する充当の率を超える部分)に係るもの、平成23年度から令和4年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するもの及び平成23年度から令和4年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。)のうち高規格幹線道路建設事業に係るものを除く。)の額に相当する額	0.04841	0.0485	0.0484

AG29	イの町	アの町	AG28	イの町	アの町	AG27	イの町	アの町	AG26	AFn
平成28年度市場公募都市以外の市に係るもの	平成28年度市場公募都市以外の市に係るもの	平成28年度市場公募都市に係るもの	平成27年度市場公募都市以外の市に係るもの	平成27年度市場公募都市に係るもの	平成27年度市場公募都市に係るもの	平成26年度市場公募都市以外の市に係るもの	平成26年度市場公募都市に係るもの	平成26年度市場公募都市に係るもの	平成26年度市場公募都市に係るもの	は許可を得た公共事業等に係る地方債(総務大臣の指定する充当の率を超える部分)に係るもの、平成26年度から令和4年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するもの及び平成26年度から令和4年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。)のうち離島振興法第2条に基づき指定された離島振興対策実施地域において、平成26年度以降に地震津波対策として行われる道路の整備に係る公共事業のうち、特に離島の防災機能強化に資する事業に係るものの額に相当する額

三 港 湾 費

AG30	イの町	アの町	AG29	イの町	アの町	AG28	イの町	アの町	AG27	イの町	アの町	AG26	イの町	アの町	AG25	イの町	アの町	AG24	イの町	アの町	AG23	イの町	アの町	AG22	イの町	アの町	AG21	イの町	アの町	AG20	イの町	アの町	AG19	イの町	アの町	AG18	イの町	アの町	AG17	イの町	アの町	AG16	イの町	アの町	AG15	イの町	アの町	AG14	イの町	アの町	AG13	イの町	アの町	AG12	イの町	アの町	AG11	イの町	アの町	AG10	イの町	アの町	AG09	イの町	アの町	AG08	イの町	アの町	AG07	イの町	アの町	AG06	イの町	アの町	AG05	イの町	アの町	AG04	イの町	アの町	AG03	イの町	アの町	AG02	イの町	アの町	AG01	イの町	アの町	
平成30年度市場公募都市に係るもの	平成30年度市場公募都市以外の市に係るもの	平成30年度市場公募都市に係るもの	平成29年度市場公募都市に係るもの	平成29年度市場公募都市以外の市に係るもの	平成29年度市場公募都市に係るもの	平成28年度市場公募都市以外の市に係るもの	平成28年度市場公募都市に係るもの	平成28年度市場公募都市に係るもの	平成27年度市場公募都市以外の市に係るもの	平成27年度市場公募都市に係るもの	平成27年度市場公募都市に係るもの	平成26年度市場公募都市以外の市に係るもの	平成26年度市場公募都市に係るもの	平成26年度市場公募都市に係るもの	平成25年度市場公募都市以外の市に係るもの	平成25年度市場公募都市に係るもの	平成25年度市場公募都市に係るもの	平成24年度市場公募都市以外の市に係るもの	平成24年度市場公募都市に係るもの	平成24年度市場公募都市に係るもの	平成23年度市場公募都市以外の市に係るもの	平成23年度市場公募都市に係るもの	平成23年度市場公募都市に係るもの	平成22年度市場公募都市以外の市に係るもの	平成22年度市場公募都市に係るもの	平成22年度市場公募都市に係るもの	平成21年度市場公募都市以外の市に係るもの	平成21年度市場公募都市に係るもの	平成21年度市場公募都市に係るもの	平成20年度市場公募都市以外の市に係るもの	平成20年度市場公募都市に係るもの	平成20年度市場公募都市に係るもの	平成19年度市場公募都市以外の市に係るもの	平成19年度市場公募都市に係るもの	平成19年度市場公募都市に係るもの	平成18年度市場公募都市以外の市に係るもの	平成18年度市場公募都市に係るもの	平成18年度市場公募都市に係るもの	平成17年度市場公募都市以外の市に係るもの	平成17年度市場公募都市に係るもの	平成17年度市場公募都市に係るもの	平成16年度市場公募都市以外の市に係るもの	平成16年度市場公募都市に係るもの	平成16年度市場公募都市に係るもの	平成15年度市場公募都市以外の市に係るもの	平成15年度市場公募都市に係るもの	平成15年度市場公募都市に係るもの	平成14年度市場公募都市以外の市に係るもの	平成14年度市場公募都市に係るもの	平成14年度市場公募都市に係るもの	平成13年度市場公募都市以外の市に係るもの	平成13年度市場公募都市に係るもの	平成13年度市場公募都市に係るもの	平成12年度市場公募都市以外の市に係るもの	平成12年度市場公募都市に係るもの	平成12年度市場公募都市に係るもの	平成11年度市場公募都市以外の市に係るもの	平成11年度市場公募都市に係るもの	平成11年度市場公募都市に係るもの	平成10年度市場公募都市以外の市に係るもの	平成10年度市場公募都市に係るもの	平成10年度市場公募都市に係るもの	平成9年度市場公募都市以外の市に係るもの	平成9年度市場公募都市に係るもの	平成9年度市場公募都市に係るもの	平成8年度市場公募都市以外の市に係るもの	平成8年度市場公募都市に係るもの	平成8年度市場公募都市に係るもの	平成7年度市場公募都市以外の市に係るもの	平成7年度市場公募都市に係るもの	平成7年度市場公募都市に係るもの	平成6年度市場公募都市以外の市に係るもの	平成6年度市場公募都市に係るもの	平成6年度市場公募都市に係るもの	平成5年度市場公募都市以外の市に係るもの	平成5年度市場公募都市に係るもの	平成5年度市場公募都市に係るもの	平成4年度市場公募都市以外の市に係るもの	平成4年度市場公募都市に係るもの	平成4年度市場公募都市に係るもの	平成3年度市場公募都市以外の市に係るもの	平成3年度市場公募都市に係るもの	平成3年度市場公募都市に係るもの	平成2年度市場公募都市以外の市に係るもの	平成2年度市場公募都市に係るもの	平成2年度市場公募都市に係るもの	平成1年度市場公募都市以外の市に係るもの	平成1年度市場公募都市に係るもの	平成1年度市場公募都市に係るもの	昭和46年度、昭和47年度、昭和48年度、昭和49年度、昭和50年度、昭和51年度、昭和52年度、昭和53年度、昭和54年度、昭和55年度、昭和56年度、昭和57年度、昭和58年度、昭和59年度、昭和60年度、昭和61年度、昭和62年度、昭和63年度、昭和64年度、昭和65年度、昭和66年度、昭和67年度、昭和68年度、昭和69年度、昭和70年度、昭和71年度、昭和72年度、昭和73年度、昭和74年度、昭和75年度、昭和76年度、昭和77年度、昭和78年度、昭和79年度、昭和80年度、昭和81年度、昭和82年度、昭和83年度、昭和84年度、昭和85年度、昭和86年度、昭和87年度、昭和88年度、昭和89年度、昭和90年度、昭和91年度、昭和92年度、昭和93年度、昭和94年度、昭和95年度、昭和96年度、昭和97年度、昭和98年度、昭和99年度、平成00年度、平成01年度、平成02年度、平成03年度、平成04年度、平成05年度、平成06年度、平成07年度、平成08年度、平成09年度、平成10年度、平成11年度、平成12年度、平成13年度、平成14年度、平成15年度、平成16年度、平成17年度、平成18年度、平成19年度、平成20年度、平成21年度、平成22年度、平成23年度、平成24年度、平成25年度、平成26年度、平成27年度、平成28年度、平成29年度、平成30年度

50年度から昭和62年度まで及び平成2年度から平成11年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和50年度から昭和55年度までの各年度、平成10年度及び平成11年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、昭和50年度補正予算債、昭和51年度補正予算債、昭和52年度補正予算債、昭和53年度補正予算債、昭和61年度補正予算債、昭和62年度補正予算債、平成4年度補正予算債、平成5年度補正予算債、平成6年度補正予算債、平成7年度補正予算債、平成8年度補正予算債、平成9年度補正予算債、平成10年度補正予算債及び平成11年度補正予算債、地域財政特例債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、昭和44年度以前において発行を許可された地方債で縁故資金に係るもの、地方債計画上の新産業都市等建設事業債(通常の充当率を超える部分に係るものに限る。)として昭和50年度以前において発行を許可された地方債のうち縁故資金に係るもの、地方債計画に計上されない地方債並びに昭和51年度以降において発行について同意又は許可を得た地方債のうち総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。)の当該年度における元利償還金

Cn 国庫の補助金を受けて施行した港湾事業に係る経費又は国若しくは都道府県が行う当該事業(単独事業を除く。)に係る法令に基づく負担金に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債(災害復旧事業債、公害防止事業債、地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、財政健全化のため発行について同意又は許可を得た地方債、財源対策債、補正予算債、地域財政特例債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、地方債計画に計上されない地方債及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。)の額に相当する額(平成22年度から令和4年度までの各年度において発行に

D ₂₃	町村に係るもの	0.03156	平成22年度市場公募都市以外の市
イ	0.02644	平成22年度市場公募都市に係るもの	
アの	0.02644	平成22年度市場公募都市に係るもの	
D ₂₂	町村に係るもの	0.03164	平成21年度市場公募都市以外の市
イ	0.02693	平成21年度市場公募都市に係るもの	
アの	0.02693	平成21年度市場公募都市に係るもの	
D ₂₁	町村に係るもの	0.03157	平成20年度市場公募都市以外の市
イ	0.02653	平成20年度市場公募都市に係るもの	
アの	0.02653	平成20年度市場公募都市に係るもの	
D ₂₀	町村に係るもの	0.014	平成19年度市場公募都市以外の市
イ	0.026	平成19年度市場公募都市に係るもの	
アの	0.026	平成19年度市場公募都市に係るもの	
D ₁₉	町村に係るもの	0.014	平成18年度市場公募都市以外の市
イ	0.025	平成18年度市場公募都市に係るもの	
アの	0.025	平成18年度市場公募都市に係るもの	
D ₁₈	町村に係るもの	0.021	平成17年度市場公募都市以外の市
イ	0.029	平成17年度市場公募都市に係るもの	
アの	0.029	平成17年度市場公募都市に係るもの	
D ₁₇	町村に係るもの	0.033	平成16年度市場公募都市以外の市
イ	0.033	平成16年度市場公募都市に係るもの	
アの	0.033	平成16年度市場公募都市に係るもの	

ついで同意又は許可を得たものについては、災害関連及び平成21年度以前に着手した継続の事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）

町の	0.02555	平成23年度市場公募都市以外の市	
イ	0.03102	平成23年度市場公募都市に係るもの	
アの	0.02555	平成23年度市場公募都市に係るもの	
D ₂₄	町村に係るもの	0.03161	平成24年度市場公募都市以外の市
イ	0.02591	平成24年度市場公募都市に係るもの	
アの	0.02591	平成24年度市場公募都市に係るもの	
D ₂₅	町村に係るもの	0.032	平成25年度市場公募都市以外の市
イ	0.027	平成25年度市場公募都市に係るもの	
アの	0.027	平成25年度市場公募都市に係るもの	
D ₂₆	町村に係るもの	0.031	平成26年度市場公募都市以外の市
イ	0.026	平成26年度市場公募都市に係るもの	
アの	0.026	平成26年度市場公募都市に係るもの	
D ₂₇	町村に係るもの	0.030	平成27年度市場公募都市以外の市
イ	0.025	平成27年度市場公募都市に係るもの	
アの	0.025	平成27年度市場公募都市に係るもの	
D ₂₈	町村に係るもの	0.030	平成28年度市場公募都市以外の市
イ	0.0243	平成28年度市場公募都市に係るもの	
アの	0.0243	平成28年度市場公募都市に係るもの	
D ₂₉	町村に係るもの	0.0303	平成29年度市場公募都市以外の市
イ	0.0241	平成29年度市場公募都市に係るもの	
アの	0.0241	平成29年度市場公募都市に係るもの	
D ₃₀	町村に係るもの	0.03026	平成30年度市場公募都市以外の市
イ	0.02411	平成30年度市場公募都市に係るもの	
アの	0.02411	平成30年度市場公募都市に係るもの	

漁港における外郭施設の延長

D _{令元}	令和元年度市場公募都市に係るもの	0.02368	
イ	0.03001	令和元年度市場公募都市以外の市町	
アの	0.02368	令和元年度市場公募都市に係るもの	
D _{令2}	町村に係るもの	0.00117	令和2年度市場公募都市以外の市町
イ	0.0113	令和2年度市場公募都市に係るもの	
アの	0.00113	令和2年度市場公募都市に係るもの	
D _{令3}	町村に係るもの	0.00170	令和3年度市場公募都市以外の市町
イ	0.0153	令和3年度市場公募都市に係るもの	
アの	0.00153	令和3年度市場公募都市に係るもの	
D _{令4}	町村に係るもの	0.00375	令和4年度市場公募都市以外の市町
イ	0.0345	令和4年度市場公募都市に係るもの	
アの	0.00345	令和4年度市場公募都市に係るもの	

成4年度補正予算債、平成5年度補正予算債、平成6年度補正予算債、平成7年度補正予算債、平成8年度補正予算債、平成9年度補正予算債、平成10年度補正予算債及び平成11年度補正予算債、地域財政特例債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、昭和44年度以前において発行を許可された地方債で縁故資金に係るもの、地方債計画上の新産業都市等建設事業債（通常の充当率を超える部分に係るものに限る。）として昭和50年度以前において発行を許可された地方債のうち縁故資金に係るもの、地方債計画に計上されない地方債並びに昭和51年度以降において発行について同意又は許可を得た地方債のうち総務大臣の指定する充当率を超える部分に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金

C_n 国庫の補助金を受けて施行した漁港事業に係る経費又は国若しくは都道府県が行う当該事業（単独事業を除く。）に係る法令に基づく負担金に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、地方債の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、財政健全化のため発行について同意又は許可を得た地方債、財源対策債、補正予算債、地域財政特例債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、地方債計画に計上されない地方債及び総務大臣の指定する充当率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額（平成22年度から令和4年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、災害関連及び平成21年度以前に着手した継続の事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）

町村に係るもの	イ 平成24年度市場公募都市以外の市	ア 平成24年度市場公募都市に係るもの	D ₂₄	イ 平成23年度市場公募都市以外の市	ア 平成23年度市場公募都市に係るもの	D ₂₃	イ 平成22年度市場公募都市以外の市	ア 平成22年度市場公募都市に係るもの	D ₂₂	イ 平成21年度市場公募都市以外の市	ア 平成21年度市場公募都市に係るもの	D ₂₁	イ 平成20年度市場公募都市以外の市	ア 平成20年度市場公募都市に係るもの	D ₂₀	イ 平成19年度市場公募都市以外の市	ア 平成19年度市場公募都市に係るもの	D ₁₉	イ 平成18年度市場公募都市以外の市	ア 平成18年度市場公募都市に係るもの	D ₁₈	イ 平成17年度市場公募都市以外の市	ア 平成17年度市場公募都市に係るもの
0.03161	0.02591	0.03102		0.03156	0.02644		0.03164	0.02693		0.03157	0.02653		0.014	0.026		0.014	0.025		0.021	0.029			

町村に係るもの	イ 令和2年度市場公募都市以外の市	ア 令和2年度市場公募都市に係るもの	D ₂	イ 平成30年度市場公募都市以外の市	ア 平成30年度市場公募都市に係るもの	D ₃₀	イ 平成29年度市場公募都市以外の市	ア 平成29年度市場公募都市に係るもの	D ₂₉	イ 平成28年度市場公募都市以外の市	ア 平成28年度市場公募都市に係るもの	D ₂₈	イ 平成27年度市場公募都市以外の市	ア 平成27年度市場公募都市に係るもの	D ₂₇	イ 平成26年度市場公募都市以外の市	ア 平成26年度市場公募都市に係るもの	D ₂₆	イ 平成25年度市場公募都市以外の市	ア 平成25年度市場公募都市に係るもの	D ₂₅
0.00117	0.0113	0.03001		0.03003	0.02411		0.0303	0.0243		0.030	0.025		0.031	0.026		0.032	0.027		0.032	0.027	

四都計市都画費

都計市都画費

市計市都画費

区計市都画費

画計市都画費

計市都画費

市都画費

都画費

画費

費

計市都画費

市計市都画費

区計市都画費

画計市都画費

計市都画費

市都画費

都画費

画費

費

計市都画費

市計市都画費

区計市都画費

画計市都画費

計市都画費

市都画費

都画費

画費

費

計市都画費

市計市都画費

区計市都画費

画計市都画費

計市都画費

市都画費

都画費

画費

費

計市都画費

市計市都画費

区計市都画費

画計市都画費

町村に係るもの	イ 令和3年度市場公募都市に係るもの	ア 令和3年度市場公募都市に係るもの	D ₃	イ 令和4年度市場公募都市以外の市	ア 令和4年度市場公募都市に係るもの	D ₄
0.00375	0.0153	0.0345		0.00375	0.0345	

町村に係るもの	イ 平成18年度市場公募都市以外の市	ア 平成18年度市場公募都市に係るもの	C ₁₈	イ 平成19年度市場公募都市以外の市	ア 平成19年度市場公募都市に係るもの	C ₁₉	イ 平成20年度市場公募都市以外の市	ア 平成20年度市場公募都市に係るもの	C ₂₀	イ 平成21年度市場公募都市以外の市	ア 平成21年度市場公募都市に係るもの	C ₂₁	イ 平成22年度市場公募都市以外の市	ア 平成22年度市場公募都市に係るもの	C ₂₂	イ 平成23年度市場公募都市以外の市	ア 平成23年度市場公募都市に係るもの	C ₂₃	イ 平成24年度市場公募都市以外の市	ア 平成24年度市場公募都市に係るもの	C ₂₄	イ 平成25年度市場公募都市以外の市	ア 平成25年度市場公募都市に係るもの	C ₂₅
0.0171	0.0221	0.0171		0.0162	0.0221		0.02475	0.0250		0.02430	0.02160		0.02385	0.02115		0.02340	0.02115		0.02363	0.02111		0.0233	0.02111	

町村に係るもの	イ 令和3年度市場公募都市に係るもの	ア 令和3年度市場公募都市に係るもの	D ₃	イ 令和4年度市場公募都市以外の市	ア 令和4年度市場公募都市に係るもの	D ₄
0.00375	0.0153	0.0345		0.00375	0.0345	

ア	平成25年度市場公募都市に係るもの	0.0212
イ	平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0239
ア	平成26年度市場公募都市に係るもの	0.0207
イ	平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0234
ア	平成27年度市場公募都市に係るもの	0.0194
イ	平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0216
ア	平成28年度市場公募都市に係るもの	0.0194
イ	平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0221
ア	平成29年度市場公募都市に係るもの	0.0194
イ	平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0225
ア	平成30年度市場公募都市に係るもの	0.00873
イ	平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.01168
ア	令和元年度市場公募都市に係るもの	0.00806
イ	令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.01103
ア	令和2年度市場公募都市に係るもの	0.00171
イ	令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00173
ア	令和3年度市場公募都市に係るもの	0.00270

イ	令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00277
ア	令和4年度市場公募都市に係るもの	0.00446
イ	令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00460
D	地下鉄事業統特例債に係る当該年度における元金償還金を基礎として総務大臣が算定して通知した額	
E	昭和46年度以降に建設された市町村営の地下高速鉄道の建設に係る事業費の一部を出資する財源に充てるため昭和54年度から平成11年度までの各年度において発行を許可された地方債（大阪府において事業承継前に発行を許可された地方債を含む。）の当該年度における元金償還金（大阪府において当該年度における元金償還金相当額を基礎として総務大臣が算定して通知した額）	
R	一路線について第一種鉄道事業及び第二種鉄道事業（鉄道事業法第2条第2項及び第3項に規定する事業をいう。）により当該路線の旅客運送を行う場合の第二種鉄道事業区間の建設に係る事業費に係るものにあつては0.3、その他のものにあつては0.6	
F	平成7年度から平成11年度までの各年度において発行を許可された地下鉄緊急整備事業債（大阪府において事業承継前に発行を許可された地方債を含む。）の当該年度における元金償還金（大阪府において当該年度における元金償還金相当額）を基礎として総務大臣が算定して通知した額	
G	平成26年度以前において発行について同意又は許可を得た地下鉄事業再特別債に係る当該年度における元金償還金を基礎として総務大臣が算定して通知した額	
H _n	n年度（平成27年度以降に限る。）に発行について同意又は許可を得た地下鉄事業再特別債の額のうち総務大臣が算定して通知した額	

ア	平成27年度市場公募都市に係るもの	0.045
イ	平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.045
ア	平成28年度市場公募都市に係るもの	0.0450
イ	平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0450
ア	平成29年度市場公募都市に係るもの	0.0450
イ	平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0450
ア	平成30年度市場公募都市に係るもの	0.04500
イ	平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.04500
ア	令和元年度市場公募都市に係るもの	0.04500
イ	令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.04500
ア	令和2年度市場公募都市に係るもの	0.04500
イ	令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.04500
ア	令和3年度市場公募都市に係るもの	0.04500
イ	令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.04500
ア	令和4年度市場公募都市に係るもの	0.04500
イ	令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.04500
J	地下鉄事業統特例債の当該年度における支払利息のうち、当該地方債の利率の1.2パーセントの範囲内で発行利率に相当する利率として計算した額として総務大臣が通知した額	

K	地下高速鉄道を経営する第三セクターに対し出資する財源に充てるため平成元年度以降に発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債（大阪府において事業承継前に発行について同意又は許可を得た地方債を除く。）の額のうち総務大臣が算定して通知した額に別表第3の10に定める率を乗じて得た額	
L	地下高速鉄道を経営する第三セクターに対し補助する財源に充てるため平成13年度以降に発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債（大阪府において事業承継前に発行について同意又は総務大臣が算定して通知した額）の額のうち総務大臣が算定して通知した額	
M	地下高速鉄道を経営する第三セクターに対し出資する財源に充てるため平成11年度までの各年度において発行を許可された地下鉄緊急整備事業債（大阪府において事業承継前に発行を許可された地方債を除く。）の当該年度における元金償還金	
N	昭和56年度以降に建設された市町村営のニュータウン鉄道の建設に係る事業費の10パーセントを出資する財源に充てるため昭和58年度から平成11年度までの各年度において発行を許可された地方債の当該年度における元金償還金	
O _n	昭和56年度以降に建設された市町村営のニュータウン鉄道の建設に係る事業費の一部を補助する財源に充てるため平成n年度において発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債の額のうち総務大臣が算定して通知した額	
P ₁₄	0.0212	
P ₁₅	0.0239	
P ₁₆	0.0243	
P ₁₇		

ア	平成17年度市場公募都市に係るも 0.0225
イ	平成17年度市場公募都市以外の市 0.0180
の	町村に係るもの
ア	平成18年度市場公募都市に係るも 0.0221
イ	平成18年度市場公募都市以外の市 0.0171
の	町村に係るもの
ア	平成19年度市場公募都市に係るも 0.0221
イ	平成19年度市場公募都市以外の市 0.0162
の	町村に係るもの
ア	平成20年度市場公募都市に係るも 0.0250
イ	平成20年度市場公募都市以外の市 0.02475
の	町村に係るもの
ア	平成21年度市場公募都市に係るも 0.02160
イ	平成21年度市場公募都市以外の市 0.02430
の	町村に係るもの
ア	平成22年度市場公募都市に係るも 0.02115
イ	平成22年度市場公募都市以外の市 0.02385
の	町村に係るもの
Q	ニュータウン鉄道等を経営する第三セクターに対し出資する財源に充てるため平成10年度以降に発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債の額のうち総務大臣が算定して通知した額に別表第3の10に定める率を乗じて得た額
R	ニュータウン鉄道等を経営する第三セクターに対し補助する財源に充てるため平成14年度以降に発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債の額のうち総務大臣が算定して通知した額に

別表第3の10に定める率を乗じて得た額	S	モノレール事業等を経営する市町村が当該モノレール事業等に対し出資する財源に充てるため昭和51年度以降に発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債（大阪市において事業承継前に発行について同意又は許可を得た地方債を含む。）の額のうち総務大臣が算定して通知した額に別表第3の10に定める率（大阪市において事業承継前に発行について同意又は許可を得た地方債については公営分として定める率）を乗じて得た額
T	モノレール事業等を経営する第三セクターに対し出資する財源に充てるため昭和51年度以降に発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債（大阪市において事業承継前に発行について同意又は許可を得た地方債を除く。）の額のうち、当該高速鉄道事業債の起債対象事業費の20パーセント相当額を基礎として、当該市町村の当該第三セクターの資本金等に対する出資割合に応じて総務大臣が算定して通知した額に別表第3の10に定める率を乗じて得た額	
U _n	都道府県の項第9号算式IXの符号B _n に同じ。	
V ₁₅	0.053	
V ₁₆	0.053	
V ₁₇	平成17年度市場公募都市に係るも 0.046	
イ	平成17年度市場公募都市以外の市 0.033	
の	町村に係るもの	
V ₁₈	平成18年度市場公募都市に係るも 0.041	
イ	平成18年度市場公募都市以外の市 0.022	
の	町村に係るもの	

ア	平成19年度市場公募都市に係るも 0.041
イ	平成19年度市場公募都市以外の市 0.023
の	町村に係るもの
ア	平成20年度市場公募都市に係るも 0.04245
イ	平成20年度市場公募都市以外の市 0.05051
の	町村に係るもの
ア	平成21年度市場公募都市に係るも 0.04308
イ	平成21年度市場公募都市以外の市 0.05062
の	町村に係るもの
ア	平成22年度市場公募都市に係るも 0.04230
イ	平成22年度市場公募都市以外の市 0.05050
の	町村に係るもの
W _n	都道府県の項第9号算式IXの符号D _n に同じ。
X ₂₃	平成23年度市場公募都市に係るも 0.04088
イ	平成23年度市場公募都市以外の市 0.04963
の	町村に係るもの
X ₂₄	平成24年度市場公募都市に係るも 0.04146
イ	平成24年度市場公募都市以外の市 0.05057
の	町村に係るもの
X ₂₅	平成25年度市場公募都市に係るも 0.042
イ	平成25年度市場公募都市以外の市 0.051
の	町村に係るもの

ア	平成26年度市場公募都市に係るも 0.041
イ	平成26年度市場公募都市以外の市 0.050
の	町村に係るもの
X ₂₇	平成27年度市場公募都市に係るも 0.040
イ	平成27年度市場公募都市以外の市 0.049
の	町村に係るもの
X ₂₈	平成28年度市場公募都市に係るも 0.0390
イ	平成28年度市場公募都市以外の市 0.0480
の	町村に係るもの
X ₂₉	平成29年度市場公募都市に係るも 0.0390
イ	平成29年度市場公募都市以外の市 0.0490
の	町村に係るもの
X ₃₀	平成30年度市場公募都市に係るも 0.03857
イ	令和元年度市場公募都市以外の市 0.04841
の	町村に係るもの
X _{令元}	令和元年度市場公募都市に係るもの
ア	令和2年度市場公募都市に係るも 0.0181
イ	令和2年度市場公募都市以外の市 0.0186
の	町村に係るもの
X _{令3}	令和3年度市場公募都市に係るもの
イ	令和3年度市場公募都市以外の市 0.0244
の	町村に係るもの
X _{令4}	令和3年度市場公募都市以外の市 0.0271

ア	令和4年度市場公募都市に係るもの	0.00552
イ	令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00600
Y _n	都道府県の項第9号算式IXの符号F _n に同じ。	
Z _{令元}		
ア	令和元年度市場公募都市に係るもの	0.02368
イ	令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03001
Z _{令2}		
ア	令和2年度市場公募都市に係るもの	0.00113
イ	令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00117
Z _{令3}		
ア	令和3年度市場公募都市に係るもの	0.00153
イ	令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00170
Z _{令4}		
ア	令和4年度市場公募都市に係るもの	0.00345
イ	令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00375
AAn	昭和46年度以降に建設された市町村営の地下高速鉄道の建設に係る事業費の一部を出資する財源に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債(大阪市において事業承継前に発行について同意又は許可を得た地方債を含むものとし、平成23年度から令和4年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成22年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係るものに限る。)の額に相当する額	0.0300
AB ₁₄		0.0212
AB ₁₃		0.0318
AB ₁₂		0.0300

AB ₁₅		0.0239
AB ₁₆		0.0243
ア	平成17年度市場公募都市に係るもの	0.0225
イ	平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0180
AB ₁₇		
ア	平成18年度市場公募都市に係るもの	0.0221
イ	平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0171
AB ₁₈		
ア	平成19年度市場公募都市に係るもの	0.0221
イ	平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0162
AB ₁₉		
ア	平成20年度市場公募都市に係るもの	0.02250
イ	平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.02475
AB ₂₀		
ア	平成21年度市場公募都市に係るもの	0.02160
イ	平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.02430
AB ₂₁		
ア	平成22年度市場公募都市に係るもの	0.02115
イ	平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.02385
AB ₂₂		

AB ₂₃		0.02115
ア	平成23年度市場公募都市に係るもの	0.02340
イ	平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.02340
AB ₂₄		
ア	平成24年度市場公募都市に係るもの	0.02111
イ	平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.02363
AB ₂₅		
ア	平成25年度市場公募都市に係るもの	0.0212
イ	平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0239
AB ₂₆		
ア	平成26年度市場公募都市に係るもの	0.0207
イ	平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0234
AB ₂₇		
ア	平成27年度市場公募都市に係るもの	0.0194
イ	平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0216
AB ₂₈		
ア	平成28年度市場公募都市に係るもの	0.0194
イ	平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0221
AB ₂₉		
ア	平成29年度市場公募都市に係るもの	0.0194

AB ₃₀		0.00873
ア	平成30年度市場公募都市に係るもの	0.01168
イ	平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.01168
AB _{令元}		
ア	令和元年度市場公募都市に係るもの	0.00806
イ	令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.01103
AB _{令2}		
ア	令和2年度市場公募都市に係るもの	0.00171
イ	令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00173
AB _{令3}		
ア	令和3年度市場公募都市に係るもの	0.00270
イ	令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00277
AB _{令4}		
ア	令和4年度市場公募都市に係るもの	0.00446
イ	令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00460
AC _n	平成n年度において発行について同意又は許可を得た地下鉄緊急整備事業債(大阪市において事業承継前に発行について同意又は許可を得た地方債を含む。)の額の3分の2に相当する額	0.0375
AD ₁₂		0.0375
AD ₁₃		0.0398
AD ₁₄		0.0360

町村に係るもの	0.03975	平成22年度市場公募都市以外の市
イの	0.03525	平成22年度市場公募都市に係るもの
アの	0.03600	平成21年度市場公募都市以外の市
AD ₂₂	0.04050	平成21年度市場公募都市に係るもの
イの	0.03750	平成20年度市場公募都市以外の市
アの	0.04125	平成20年度市場公募都市に係るもの
AD ₂₁	0.02700	平成19年度市場公募都市以外の市
イの	0.03680	平成19年度市場公募都市に係るもの
アの	0.02850	平成18年度市場公募都市以外の市
AD ₁₉	0.03680	平成18年度市場公募都市に係るもの
イの	0.03750	平成17年度市場公募都市以外の市
アの	0.03000	平成17年度市場公募都市に係るもの
AD ₁₇	0.03180	平成16年度市場公募都市以外の市
イの	0.03180	平成15年度市場公募都市以外の市
AD ₁₅	0.03990	平成15年度市場公募都市以外の市

町村に係るもの	0.02250	平成20年度市場公募都市に係るもの
イの	0.02210	平成19年度市場公募都市以外の市
アの	0.01710	平成18年度市場公募都市以外の市
AD ₁₉	0.02250	平成17年度市場公募都市に係るもの
イの	0.02250	平成17年度市場公募都市に係るもの
アの	0.02430	平成16年度市場公募都市以外の市
AD ₁₆	0.02390	平成15年度市場公募都市以外の市
イの	0.02120	平成14年度市場公募都市以外の市
アの	0.03000	平成13年度市場公募都市以外の市
AD ₁₃	0.03000	平成12年度市場公募都市以外の市
イの	0.03180	平成11年度市場公募都市以外の市
AD ₁₁	0.04050	平成10年度市場公募都市以外の市
イの	0.03990	平成10年度市場公募都市以外の市

五 公園費

町村に係るもの	0.02475	平成20年度市場公募都市以外の市
イの	0.02430	平成19年度市場公募都市以外の市
アの	0.02430	平成18年度市場公募都市以外の市
AD ₂₁	0.02385	平成17年度市場公募都市以外の市
イの	0.02385	平成17年度市場公募都市に係るもの
アの	0.02115	平成22年度市場公募都市以外の市
AD ₂₂	0.02115	平成22年度市場公募都市に係るもの

六 下水道費

町村に係るもの	0.02475	平成20年度市場公募都市以外の市
イの	0.02430	平成19年度市場公募都市以外の市
アの	0.02430	平成18年度市場公募都市以外の市
AD ₂₁	0.02385	平成17年度市場公募都市以外の市
イの	0.02385	平成17年度市場公募都市に係るもの
アの	0.02115	平成22年度市場公募都市以外の市
AD ₂₂	0.02115	平成22年度市場公募都市に係るもの

を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村に係る元利償還金（総務大臣が承認する場合に、当該組合を構成する市町村のうち都道府県知事が指定する市町村に係る元利償還金）とみなす。

C 国庫の補助金を受けて施行した都市公園法第2条第1項に規定する都市公園又は都市公園等整備緊急措置法第2条第1項第3号に該当する公園の整備事業に係る経費に充てるため平成15年度において発行について同意又は許可を得た地方債（平成15年度において地方債、財源対策債、地方債計画に計上されない地方債及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）で総務大臣が調査した額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額は、当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村に係る額（総務大臣が承認する場合には、当該組合を構成する市町村のうち都道府県知事が指定する市町村に係る額）とみなす。

貯留施設、ポンプ施設、処理施設及び送水施設以外のものの整備に係る事業、河川事業等との適切な連携・共同事業並びに雨水の貯留浸透機能を有する管渠等の設置・改造に係る事業に限る。）、未利用エネルギー型及び高度情報化型（下水処理水の再生利用に係る使用量を把握するための自動検針システムを構築する事業及び降雨及び雨水排除に関する情報を提供する事業に限る。）を除く。以下同じ。及び流域下水道の整備事業に係る経費又は都道府県が行うこれらの事業に対する法令に基づく負担金に充てるため昭和34年度から平成11年度までの各年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和46年度、昭和47年度、昭和50年度から昭和62年度まで及び平成2年度から平成11年度までの各年度において地方債の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和50年度から昭和57年度までの各年度、平成10年度及び平成11年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、昭和50年度補正予算債、昭和51年度補正予算債、昭和52年度補正予算債、昭和53年度補正予算債、昭和61年度補正予算債、平成4年度補正予算債、平成5年度補正予算債、平成6年度補正予算債、平成7年度補正予算債、平成8年度補正予算債、平成9年度補正予算債、平成10年度補正予算債及び平成11年度補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、資本費平準化債、下水道事業債特例措置分、下水道事業債臨時措置分、昭和46年度以前において発行を許可された地方債で市場公募資金に係るもの及びその借換債、昭和50年度以前において発行を許可された地方債で縁取資金に係るもの、公共下水道及び流域下水道の供用開始前の施設又は供用開始後の施設のうち未利用部分に係る地方債の元利償還金に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債、昭和57年度以降において施行した公共下水道の整備事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債のう

ち総務大臣が指定する充当の率を超える部分に係るもの、終末処理場、ポンプ場、管渠、下水道庁舎及び取付道路の施設を当該年度に設置するため必要となる単独用地に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債、下水道展示施設の設置費に係る地方債、住宅宅地関連公共施設整備促進事業に係る一般単独事業債、下水道普及特別対策事業（下水道普及特別対策要綱について）（平成8年4月1日付け自治準企第93号）に基づき施行された事業（下水道普及特別対策の実施要領について）（平成8年4月1日付け自治準企第94号）により通常の下水道事業として取り扱われるものを除く。をいう。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債並びに地方債計画に計上されない地方債を除く。）の当該年度における元利償還金（平成3年度から平成7年度までの間において下水道普及特別対策事業（下水道普及特別対策要綱について）（平成3年4月30日付け自治準企第90号）に基づき施行された事業（下水道普及特別対策の実施要領について）（平成8年4月1日付け自治準企第94号）により通常の下水道事業として取り扱われるものを除く。をいう。）に係る経費に充てるため発行を許可された地方債の当該年度における元利償還金の17分の1に相当する額及び符号ANの総務大臣が算定して通知した額の基礎となつた元利償還金を除く。この場合において、市町村が組織する組合に係る元利償還金は、当該元利償還金を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村に係る元利償還金（総務大臣が承認する場合に、当該組合を構成する市町村のうち都道府県知事が指定する市町村に係る元利償還金）とみなす。符号C_n、符号F、符号G、符号H、符号I、符号J、符号L、符号N、符号P、符号R、符号S、符号T、符号U、符号V、符号

W、符号X、符号Z、符号A、符号E、符号G、符号I、符号L、符号AN及び符号AOにおいて同じ。C_n 公共下水道及び流域下水道の整備事業に係る経費又は都道府県が行うこれらの事業に対する法令に基づく負担金に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債（平成17年度の下水道事業債の取扱いについて）又は「平成16年度の下水道事業債の取扱いについて」により更新事業に区分された地方債（以下この号において「更新事業に区分された地方債」という。）、都道府県が行う流域下水道に対する法令に基づく負担金に充てるため、平成18年度から令和4年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち公共下水道事業以外の下水道事業から支出する負担金に係るもの、災害復旧事業債、公害防止事業債、地方債の減収に伴い発行を許可された地方債、財政健全化のために発行を許可された地方債、臨時特例債、資本費平準化債、下水道事業債特例措置分、下水道事業債臨時措置分、下水道事業債広域化・共同化分（下水道事業広域化・共同化推進要領の改正について）（平成12年4月1日付け自治準企第72号）により策定した広域化・共同化計画に基づく施設の整備に係る経費に充てるための地方債をいう。以下同じ。）、下水道事業債特別措置分（下水道事業債（特別措置分）の取扱について）（平成18年3月31日付け総財経第68号）により発行することができることとされたものをいう。以下同じ。）、公共下水道及び流域下水道事業の供用開始前の施設又は供用開始後の施設のうち未利用部分に係る地方債の元利償還金に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債、昭和57年度以降において施行した公共下水道の整備事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債のうち総務大臣が指定する率を超える

部分に係るもの、終末処理場、ポンプ場、管渠、下水道庁舎及び取付道路の施設を当該年度に設置するため必要となる単独用地に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債、下水道展示施設の設置費に係る地方債、住宅宅地関連公共施設整備促進事業に係る一般単独事業債、下水道普及特別対策事業（下水道普及特別対策要綱について）（平成8年4月1日付け自治準企第93号）に基づき施行された事業（下水道普及特別対策の実施要領について）（平成8年4月1日付け自治準企第94号）により通常の下水道事業として取り扱われるものを除く。をいう。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債、地方債計画に計上されない地方債、復興交付金を受けて施行する公営企業復興事業に係る経費及び都道府県が行う当該事業に対する法令に基づく負担金に充てるため平成23年度から令和4年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債、全国的に緊急に実施する公営企業緊急防災・減災事業に係る経費及び都道府県が行う当該事業に対する法令に基づく負担金に充てるため平成23年度から令和4年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債、再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債、公営企業会計適用債並びに下水道事業債旧公害防止対策事業分（旧公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第2条の2第1項に規定する公害防止対策事業計画についての「公害防止対策事業計画の同意基準」（平成23年12月決定）を満たす地方公共団体が別に定める事業計画に基づいて実施する事業（公共下水道（下水道法第2条第3号）に規定するものに限る。）及び流域下水道（同条第4号）に規定するものに限る。）（以下この号において「公共下水道等」という。）、における設置及び改築の事業（下水道法施行令第24条の2第1項第1号）に規定する特定公共下水道の設置及び改築の事業並びに公共下水道等における処

理場、ポンプ施設及び管路施設の供用開始後25年を経過したものに係る事業で、下水の処理量の増大又は放流水の水質の改善に資さないものを除く。)に係る経費に充てるための地方債をいう。以下この号において同じ。)を除く。)の額に相当する額(符号ANの総務大臣が算定して通知した額の基礎となつた地方債の額を除く。以下符号J、符号L、符号P、符号Z、符号A、符号I及び符号Lにおいて同じ。)

D ₂₀	平成20年度市場公募都市に係るもの	0.04977
D ₁₉	平成19年度市場公募都市に係るもの	0.0488
D ₁₈	平成18年度市場公募都市に係るもの	0.0487
D ₁₇	平成17年度市場公募都市に係るもの	0.0503
D ₁₆	平成16年度市場公募都市に係るもの	0.0432
D ₁₅	平成15年度市場公募都市に係るもの	0.0532
D ₁₄	平成14年度市場公募都市に係るもの	0.0470
D ₁₃	平成13年度市場公募都市に係るもの	0.0530
D ₁₂	平成12年度市場公募都市に係るもの	0.0500

D ₂₈	平成28年度市場公募都市に係るもの	0.0479
D ₂₇	平成27年度市場公募都市に係るもの	0.0425
D ₂₆	平成26年度市場公募都市に係るもの	0.0463
D ₂₅	平成25年度市場公募都市に係るもの	0.0474
D ₂₄	平成24年度市場公募都市に係るもの	0.0469
D ₂₃	平成23年度市場公募都市に係るもの	0.0469
D ₂₂	平成22年度市場公募都市に係るもの	0.0470
D ₂₁	平成21年度市場公募都市に係るもの	0.0483
D ₂₀	平成20年度市場公募都市に係るもの	0.0553

E ₁₆	令和16年度市場公募都市に係るもの	0.0432
E ₁₅	令和15年度市場公募都市に係るもの	0.0532
E ₁₄	令和14年度市場公募都市に係るもの	0.0470
E ₁₃	令和13年度市場公募都市に係るもの	0.0530
E ₁₂	令和12年度市場公募都市に係るもの	0.0500
E ₁₁	令和11年度市場公募都市に係るもの	0.0990
E ₁₀	令和10年度市場公募都市に係るもの	0.0990
E ₉	令和9年度市場公募都市に係るもの	0.0600
E ₈	令和8年度市場公募都市に係るもの	0.0600
E ₇	令和7年度市場公募都市に係るもの	0.0615
E ₆	令和6年度市場公募都市に係るもの	0.0384
E ₅	令和5年度市場公募都市に係るもの	0.0379
E ₄	令和4年度市場公募都市に係るもの	0.0379
E ₃	令和3年度市場公募都市に係るもの	0.0245
E ₂	令和2年度市場公募都市に係るもの	0.0245
E ₁	令和1年度市場公募都市に係るもの	0.1792

E ₂₄	平成24年度市場公募都市に係るもの	0.0521
E ₂₃	平成23年度市場公募都市に係るもの	0.0469
E ₂₂	平成22年度市場公募都市に係るもの	0.0470
E ₂₁	平成21年度市場公募都市に係るもの	0.0483
E ₂₀	平成20年度市場公募都市に係るもの	0.0497
E ₁₉	平成19年度市場公募都市に係るもの	0.0488
E ₁₈	平成18年度市場公募都市に係るもの	0.0487
E ₁₇	平成17年度市場公募都市に係るもの	0.0503

ア	平成24年度市場公募都市に係るもの	0.04691
イ	平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.05246
E ₂₅	平成25年度市場公募都市に係るもの	0.0474
ア	平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0524
E ₂₆	平成26年度市場公募都市に係るもの	0.0463
イ	平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0517
E ₂₇	平成27年度市場公募都市に係るもの	0.0425
イ	平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0479
E ₂₈	平成28年度市場公募都市に係るもの	0.0427
イ	平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0489
E ₂₉	平成29年度市場公募都市に係るもの	0.0427
イ	平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0495
E ₃₀	平成30年度市場公募都市に係るもの	0.01941
イ	平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.02596
E _{令元}	令和元年度市場公募都市に係るもの	0.01792
イ	令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.02450

E _{令2}	令和2年度市場公募都市に係るもの	0.00379
イ	令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00384
E _{令3}	令和3年度市場公募都市に係るもの	0.00600
イ	令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00615
E _{令4}	令和4年度市場公募都市に係るもの	0.00990
イ	令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.01022

行について同意又は許可を得た地方債、昭和57年度以降において施行した特定環境保全公共下水道の整備事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債のうち総務大臣が指定する率を超える部分に係るもの、終末処理場、ポンプ場、管渠、下水道庁舎及び取付道路の施設を当該年度に設置するため必要となる単独用地に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債、下水道展示施設の設置費に係る地方債、住宅地関連公共施設整備促進事業に係る一般単独事業債、下水道普及特別対策事業（下水道普及特別対策要綱について）（平成8年4月1日付け自治準企第93号）に基づき施行された事業（下水道普及特別対策の実施要領について）（平成8年4月1日付け自治準企第94号）により通常の下水道事業として取り扱われるものを除く。）をいう。）に係る経費に充てるため発行を許可された地方債の当該年度における元利償還金の17分の1に相当する額及び符号ANの総務大臣が算定して通知した額の基礎となつた元利償還金を除く。）の額

G 下水道普及特別対策事業（下水道普及特別対策要綱について）（平成8年4月1日付け自治準企第93号）に基づき実施する事業（下水道普及特別対策の実施要領について）（平成8年4月1日付け自治準企第94号）により通常の下水道事業として取り扱われるものを除く。）をいう。）に係る当該年度における元利償還金

I 下水道事業債臨時措置分の当該年度における元利償還金（符号ANの総務大臣が算定して通知した額の基礎となつた元利償還金を除く。）

J_n 流域下水道、特定公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、小規模集合排水処理施設、特定地域生活排水処理施設若しくは個別排水処理施設の整備事業に係る経費又は都道府県が行うこれらの事業に対する法令に基づき負担金に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債（更新事業に区分された地方債、都道府県が行う流域下水道に対する法令に基づく負担金に充てるため平成17年度以前において発行を許可された地方債並びに平成18年度から令和4年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち公共下水道事業から支出する負担金に係るもの、災害復旧事業債、公害防止事業債、地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、財政健全化のために発行を許可された地方債、臨時財政特例債、資本費平準化債、下水道事業債特別措置分、下水道事業債臨時措置分、下水道事業債広域化・共同化分、下水道事業債特別措置分、特定環境保全公共下水道の供用開始前の施設又は供用開始後の施設のうち未利用部分に係る地方債の元利償還金に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債、昭和57年度以降において施行した特定環境保全公共下水道の整備事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債のうち総務大臣が指定する率を超える部分に係るもの、終末処理場、ポンプ場、管渠、下水道庁舎及び取付道路の施設を当該年度に設置するため必要となる単独用地に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債、下水道展示施設の設置費に係る地方債、住宅地関連公共施設整備促進事業に係る一般単独事業債、下水道普及特別対策事業（下水道普及特別対策要綱について）（平成8年4月1日付け自治準企第9

町村に係るもの	0.0165	イ 平成18年度市場公募都市以外の市	0.0214	ア 平成18年度市場公募都市に係るもの
K ₁₈		イ 平成17年度市場公募都市以外の市	0.0226	ア 平成17年度市場公募都市に係るもの
K ₁₇		イ 平成17年度市場公募都市以外の市	0.0226	ア 平成17年度市場公募都市に係るもの
K ₁₆	0.0194	イ 平成17年度市場公募都市以外の市	0.0226	ア 平成17年度市場公募都市に係るもの
K ₁₅	0.0239	イ 平成17年度市場公募都市以外の市	0.0226	ア 平成17年度市場公募都市に係るもの
K ₁₄	0.0212	イ 平成17年度市場公募都市以外の市	0.0226	ア 平成17年度市場公募都市に係るもの
K ₁₃	0.0265	イ 平成17年度市場公募都市以外の市	0.0226	ア 平成17年度市場公募都市に係るもの
K ₁₂	0.0250	イ 平成17年度市場公募都市以外の市	0.0226	ア 平成17年度市場公募都市に係るもの
		町村に係るもの	0.0250	イ 平成17年度市場公募都市以外の市

町村に係るもの	0.0204	イ 平成26年度市場公募都市以外の市	0.0209	ア 平成25年度市場公募都市に係るもの
K ₂₆		イ 平成25年度市場公募都市以外の市	0.0209	ア 平成25年度市場公募都市に係るもの
K ₂₅		イ 平成24年度市場公募都市以外の市	0.02064	ア 平成24年度市場公募都市に係るもの
K ₂₄	0.02296	イ 平成23年度市場公募都市以外の市	0.02064	ア 平成23年度市場公募都市に係るもの
K ₂₃	0.02322	イ 平成22年度市場公募都市以外の市	0.02068	ア 平成22年度市場公募都市に係るもの
K ₂₂	0.02354	イ 平成21年度市場公募都市以外の市	0.02129	ア 平成21年度市場公募都市に係るもの
K ₂₁	0.02435	イ 平成20年度市場公募都市以外の市	0.02190	ア 平成20年度市場公募都市に係るもの
K ₂₀	0.0160	イ 平成19年度市場公募都市以外の市	0.0215	ア 平成19年度市場公募都市に係るもの
K ₁₉	0.0215	イ 平成19年度市場公募都市以外の市	0.0215	ア 平成19年度市場公募都市に係るもの

町村に係るもの	0.00450	イ 令和4年度市場公募都市以外の市	0.00271	ア 令和3年度市場公募都市以外の市
K ₄		イ 令和3年度市場公募都市以外の市	0.00271	ア 令和3年度市場公募都市に係るもの
K ₃	0.0169	イ 令和2年度市場公募都市以外の市	0.00167	ア 令和2年度市場公募都市に係るもの
K ₂	0.01078	イ 令和元年度市場公募都市以外の市	0.00788	ア 令和元年度市場公募都市に係るもの
K ₁	0.01142	イ 平成30年度市場公募都市以外の市	0.00854	ア 平成30年度市場公募都市に係るもの
K ₃₀	0.01142	イ 平成30年度市場公募都市以外の市	0.00854	ア 平成30年度市場公募都市に係るもの
K ₂₉	0.0218	イ 平成29年度市場公募都市以外の市	0.0188	ア 平成29年度市場公募都市に係るもの
K ₂₈	0.0215	イ 平成28年度市場公募都市以外の市	0.0188	ア 平成28年度市場公募都市に係るもの
K ₂₇	0.0211	イ 平成27年度市場公募都市以外の市	0.0187	ア 平成27年度市場公募都市に係るもの
K ₂₆	0.0227	イ 平成26年度市場公募都市以外の市	0.0187	ア 平成26年度市場公募都市に係るもの

町村に係るもの	0.0080	イ 平成17年度市場公募都市以外の市	0.0086	ア 平成17年度市場公募都市に係るもの
M ₁₇		イ 平成17年度市場公募都市以外の市	0.0086	ア 平成17年度市場公募都市に係るもの
M ₁₆	0.0086	イ 平成17年度市場公募都市以外の市	0.0086	ア 平成17年度市場公募都市に係るもの
M ₁₅	0.0086	イ 平成17年度市場公募都市以外の市	0.0086	ア 平成17年度市場公募都市に係るもの
M ₁₄	0.0259	イ 平成17年度市場公募都市以外の市	0.0259	ア 平成17年度市場公募都市に係るもの
M ₁₃	0.0292	イ 平成17年度市場公募都市以外の市	0.0292	ア 平成17年度市場公募都市に係るもの
M ₁₂	0.0276	イ 平成17年度市場公募都市以外の市	0.0276	ア 平成17年度市場公募都市に係るもの
M ₁₁	0.0276	イ 平成17年度市場公募都市以外の市	0.0276	ア 平成17年度市場公募都市に係るもの
M ₁₀	0.0276	イ 平成17年度市場公募都市以外の市	0.0276	ア 平成17年度市場公募都市に係るもの
M ₉	0.0276	イ 平成17年度市場公募都市以外の市	0.0276	ア 平成17年度市場公募都市に係るもの
M ₈	0.0276	イ 平成17年度市場公募都市以外の市	0.0276	ア 平成17年度市場公募都市に係るもの
M ₇	0.0276	イ 平成17年度市場公募都市以外の市	0.0276	ア 平成17年度市場公募都市に係るもの
M ₆	0.0276	イ 平成17年度市場公募都市以外の市	0.0276	ア 平成17年度市場公募都市に係るもの
M ₅	0.0276	イ 平成17年度市場公募都市以外の市	0.0276	ア 平成17年度市場公募都市に係るもの
M ₄	0.0276	イ 平成17年度市場公募都市以外の市	0.0276	ア 平成17年度市場公募都市に係るもの
M ₃	0.0276	イ 平成17年度市場公募都市以外の市	0.0276	ア 平成17年度市場公募都市に係るもの
M ₂	0.0276	イ 平成17年度市場公募都市以外の市	0.0276	ア 平成17年度市場公募都市に係るもの
M ₁	0.0276	イ 平成17年度市場公募都市以外の市	0.0276	ア 平成17年度市場公募都市に係るもの

3号)に基づき施行された事業(下水道普及特別対策の実施要領について)(平成8年4月1日付け自治准企第94号)により通常の下水道事業として取り扱われるものを除く。)をいう。)に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債、地方債計画に計上されない地方債、復興交付金を受けて施行する公営企業復興事業に係る経費及び都道府県が行う当該事業に対する法令に基づく負担金に充てるため平成23年度から令和4年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債、再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債、公営企業会計適用債並びに下水道事業債旧公害防止対策事業分を除く。)の額に相当する額

Q ₂₂	ア	平成21年度市場公募都市に係るもの	0.04838
イ	平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.05350	
Q ₂₁	ア	平成20年度市場公募都市に係るもの	0.04977
イ	平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.05533	
Q ₂₀	ア	平成19年度市場公募都市に係るもの	0.0488
イ	平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0364	
Q ₁₉	ア	平成18年度市場公募都市に係るもの	0.0487
イ	平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0376	
Q ₁₈	ア	平成17年度市場公募都市に係るもの	0.0503
イ	平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0400	
Q ₁₇	ア	平成16年度市場公募都市に係るもの	0.0432
Q ₁₆	ア	平成15年度市場公募都市に係るもの	0.0532
Q ₁₅	ア	平成14年度市場公募都市に係るもの	0.0470
Q ₁₄	ア	平成13年度市場公募都市に係るもの	0.0530
Q ₁₃	ア	平成12年度市場公募都市に係るもの	0.0500
Q ₁₂	ア	平成11年度市場公募都市に係るもの	0.0500

び都道府県が行う当該事業に対する法令に基づく負担金に係るものを除く。に係る額に相当する額

ア	平成22年度市場公募都市に係るもの	0.04701	
イ	平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.05277	
Q ₂₃	ア	平成23年度市場公募都市に係るもの	0.04690
イ	平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.05219	
Q ₂₄	ア	平成24年度市場公募都市に係るもの	0.04691
イ	平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.05246	
Q ₂₅	ア	平成25年度市場公募都市に係るもの	0.0474
イ	平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0524	
Q ₂₆	ア	平成26年度市場公募都市に係るもの	0.0463
イ	平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0517	
Q ₂₇	ア	平成27年度市場公募都市に係るもの	0.0425
イ	平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0479	
Q ₂₈	ア	平成28年度市場公募都市に係るもの	0.0427
イ	平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0489	
Q ₂₉	ア	平成29年度市場公募都市に係るもの	0.0427
イ	平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0495	

Q ₃₀	ア	平成30年度市場公募都市に係るもの	0.01941
イ	平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.02596	
Q _元	ア	令和元年度市場公募都市に係るもの	0.01792
イ	令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.02450	
Q ₂	ア	令和2年度市場公募都市に係るもの	0.00379
イ	令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00384	
Q ₃	ア	令和3年度市場公募都市に係るもの	0.00600
イ	令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00615	
Q ₄	ア	令和4年度市場公募都市に係るもの	0.00990
イ	令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.01022	
R _n	ア	n年度において発行について同意又は許可を得た下水道事業債広域化・共同化(発行について地方財政法第5条の3第6項の規定による届出がされた地方債のうち同条第1項の規定による協議を受けたならば同条第10項に規定する基準に照らして同意をすることと認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。)に係る額に相当する額	
S _n	ア	n年度において発行について同意又は許可を得た下水道事業債広域化・共同化に係る額のうち、公共下水道に係る地方債に相当する額	
T _n	ア	n年度において発行について同意又は許可を得た下水道事業債広域化・共同化(流域下水道への接続分以外)に係る額のうち、公共下水道に係る地方債に相当する額	

U _n	ア	n年度において発行について同意又は許可を得た下水道事業債広域化・共同化(流域下水道への接続分)に係る額のうち、公共下水道に係る地方債に相当する額	
V _n	ア	n年度において発行について同意又は許可を得た下水道事業債広域化・共同化に係る額のうち、特定環境保全公共下水道、流域下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設及び小規模集合排水施設に係る地方債に相当する額	
W _n	ア	n年度において発行について同意又は許可を得た下水道事業債広域化・共同化(流域下水道への接続分以外)に係る額のうち、特定環境保全公共下水道、流域下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設及び小規模集合排水施設に係る地方債に相当する額	
X _n	ア	n年度において発行について同意又は許可を得た下水道事業債広域化・共同化(流域下水道への接続分)に係る額のうち、特定環境保全公共下水道、流域下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設及び小規模集合排水施設に係る地方債に相当する額	
Y ₁₇	ア	平成17年度市場公募都市に係るもの	0.0252
Y ₁₆	ア	平成16年度市場公募都市に係るもの	0.0216
Y ₁₅	ア	平成15年度市場公募都市に係るもの	0.0266
Y ₁₄	ア	平成14年度市場公募都市に係るもの	0.0235
Y ₁₃	ア	平成13年度市場公募都市に係るもの	0.0292
Y ₁₂	ア	平成12年度市場公募都市に係るもの	0.0273

Y ₂₅	イ	の	ア	Y ₂₄	イ	の	ア	Y ₂₃	イ	の	ア	Y ₂₂	イ	の	ア	Y ₂₁	イ	の	ア	Y ₂₀	イ	の	ア	Y ₁₉	イ	の	ア	Y ₁₈	イ
町村に係るもの	平成24年度市場公募都市以外の市	0.02346	平成24年度市場公募都市に係るもの	0.02345	平成23年度市場公募都市以外の市	0.02345	平成23年度市場公募都市に係るもの	0.02351	平成22年度市場公募都市以外の市	0.02639	平成22年度市場公募都市に係るもの	0.02419	平成21年度市場公募都市以外の市	0.02489	平成20年度市場公募都市以外の市	0.0182	平成19年度市場公募都市以外の市	0.0188	平成18年度市場公募都市以外の市	0.0244	平成18年度市場公募都市に係るもの	0.0188	平成17年度市場公募都市以外の市	0.0244	平成17年度市場公募都市に係るもの	0.0200	平成17年度市場公募都市以外の市	0.0200	

Y ₃₀	イ	の	ア	Y ₂₉	イ	の	ア	Y ₂₈	イ	の	ア	Y ₂₇	イ	の	ア	Y ₂₆	イ	の	ア	Y ₂₅	イ	の	ア	Y ₂₄	イ	の	ア	Y ₂₃	イ
令和3年度市場公募都市に係るもの	令和2年度市場公募都市以外の市	0.00379	令和2年度市場公募都市に係るもの	0.01792	令和元年度市場公募都市以外の市	0.01792	令和元年度市場公募都市に係るもの	0.00971	平成30年度市場公募都市以外の市	0.0214	平成29年度市場公募都市以外の市	0.0248	平成28年度市場公募都市以外の市	0.0214	平成27年度市場公募都市以外の市	0.0240	平成26年度市場公募都市以外の市	0.0232	平成26年度市場公募都市に係るもの	0.0259	平成25年度市場公募都市以外の市	0.0262	平成25年度市場公募都市に係るもの	0.0262	平成24年度市場公募都市以外の市	0.02610	平成23年度市場公募都市以外の市	0.02610	

AB ₂₀	イ	の	ア	AB ₁₉	イ	の	ア	AB ₁₈	イ	の	ア	AB ₁₇	イ	の	ア	AB ₁₆	イ	の	ア	AB ₁₅	イ	の	ア	AB ₁₄	イ	の	ア	AB ₁₃	イ	の	ア
平成20年度市場公募都市以外の市	0.02980	平成20年度市場公募都市に係るもの	0.02976	平成19年度市場公募都市以外の市	0.0297	平成19年度市場公募都市に係るもの	0.0297	平成18年度市場公募都市以外の市	0.0311	平成17年度市場公募都市以外の市	0.0312	平成17年度市場公募都市に係るもの	0.0312	平成17年度市場公募都市に係るもの	0.0312	平成17年度市場公募都市に係るもの	0.0312	平成17年度市場公募都市に係るもの	0.0312	平成17年度市場公募都市に係るもの	0.0312	平成17年度市場公募都市に係るもの	0.0312	平成17年度市場公募都市に係るもの	0.0312	平成17年度市場公募都市に係るもの	0.0312	平成17年度市場公募都市に係るもの	0.0312	平成17年度市場公募都市に係るもの	0.0312

AB ₂₇	イ	の	ア	AB ₂₆	イ	の	ア	AB ₂₅	イ	の	ア	AB ₂₄	イ	の	ア	AB ₂₃	イ	の	ア	AB ₂₂	イ	の	ア	AB ₂₁	イ	の	ア	AB ₂₀	イ	の	ア
平成26年度市場公募都市以外の市	0.0315	平成26年度市場公募都市に係るもの	0.0312	平成26年度市場公募都市に係るもの	0.0318	平成25年度市場公募都市以外の市	0.0320	平成25年度市場公募都市に係るもの	0.03610	平成24年度市場公募都市以外の市	0.03634	平成24年度市場公募都市に係るもの	0.03042	平成23年度市場公募都市以外の市	0.03031	平成23年度市場公募都市に係るもの	0.02988	平成22年度市場公募都市以外の市	0.02986	平成22年度市場公募都市に係るもの	0.02968	平成21年度市場公募都市以外の市	0.02966	平成21年度市場公募都市に係るもの	0.02966	平成21年度市場公募都市に係るもの	0.02966	平成21年度市場公募都市に係るもの	0.02966		

ア	平成27年度市場公募都市に係るもの	0.0309
イ	平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0304
AB ₂₈	平成28年度市場公募都市に係るもの	0.0302
ア	平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0302
AB ₂₉	平成29年度市場公募都市に係るもの	0.0303
イ	平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0303
AB ₃₀	平成30年度市場公募都市に係るもの	0.0307
イ	平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0305
AB _{令元}	令和元年度市場公募都市に係るもの	0.0299
イ	令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0298
AB _{令2}	令和2年度市場公募都市に係るもの	0.0108
イ	令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0123
AB _{令3}	令和3年度市場公募都市に係るもの	0.0134
イ	令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0195
AB _{令4}	令和4年度市場公募都市に係るもの	0.0297
イ	令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0399
AC _n	n年度における下水道事業債特別措置分の発行可能額として総務大臣が通知した額	

AD ₁₈	平成18年度市場公募都市に係るもの	0.0414
イ	平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0414
AD ₁₉	平成19年度市場公募都市に係るもの	0.0416
イ	平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0416
AD ₂₀	平成20年度市場公募都市に係るもの	0.0417
イ	平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0416
AD ₂₁	平成21年度市場公募都市に係るもの	0.0415
イ	平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0415
AD ₂₂	平成22年度市場公募都市に係るもの	0.0418
イ	平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0418
AD ₂₃	平成23年度市場公募都市に係るもの	0.0419
イ	平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0421
AD ₂₄	平成24年度市場公募都市に係るもの	0.0435

AD ₂₅	平成25年度市場公募都市に係るもの	0.0447
イ	平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0442
AD ₂₆	平成26年度市場公募都市に係るもの	0.0440
イ	平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0436
AD ₂₇	平成27年度市場公募都市に係るもの	0.0433
イ	平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0428
AD ₂₈	平成28年度市場公募都市に係るもの	0.0423
イ	平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0423
AD ₂₉	平成29年度市場公募都市に係るもの	0.0424
イ	平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0424
AD ₃₀	平成30年度市場公募都市に係るもの	0.0426
イ	平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0424
AD _{令元}	令和元年度市場公募都市に係るもの	0.0419

AG _n	n年度において発行について同意又は許可を得た下水道事業債脱炭素化事業分に係る地方債に相当する額	0.0446
AF _{令4}	令和4年度市場公募都市に係るもの	0.0060
イ	令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0060
AE _n	n年度において発行について同意又は許可を得た下水道事業債旧公害防止対策事業分に係る地方債に相当する額	0.0025
AF _{令3}	令和3年度市場公募都市に係るもの	0.0037
イ	令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0037
AD _{令4}	令和4年度市場公募都市に係るもの	0.0015
イ	令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0015
AD _{令3}	令和3年度市場公募都市に係るもの	0.0014
イ	令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0014
AD _{令2}	令和2年度市場公募都市に係るもの	0.0013
イ	令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0013
AD _{令1}	令和1年度市場公募都市に係るもの	0.0420
イ	令和1年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0420
AI _n	公共下水道及び流域下水道の整備事業に係る準建設改良費のうち地方公営企業法の財務規定等の適用に要する経費又は都道府県が行うこれらの事業に対する	0.0036

法令に基づく負担金に充てられるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額	ア J 27	平成27年度市場公募都市に係るもの	0.1444
	イ	平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.1440
	ア J 28	平成28年度市場公募都市に係るもの	0.1439
	イ	平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.1439
	ア J 29	平成29年度市場公募都市に係るもの	0.1442
	イ	平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.1442
	ア J 30	平成30年度市場公募都市に係るもの	0.1446
	イ	平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.1448
	ア J 令元	令和元年度市場公募都市に係るもの	0.1439
	イ	令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.1440
	ア J 令2	令和2年度市場公募都市に係るもの	0.0019
	イ	令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0020
	ア J 令3	令和3年度市場公募都市に係るもの	0.0020
	イ	令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0026
	ア J 令4	令和4年度市場公募都市に係るもの	0.0059

ア 令和4年度市場公募都市に係るもの	0.0059	
イ 令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0068	
ア K 27	平成27年度市場公募都市に係るもの	0.1444
イ	平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.1440
ア K 28	平成28年度市場公募都市に係るもの	0.1439
イ	平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.1439
ア K 29	平成29年度市場公募都市に係るもの	0.1442
イ	平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.1442
ア K 30	平成30年度市場公募都市に係るもの	0.1446
イ	平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.1448
ア K 令元	令和元年度市場公募都市に係るもの	0.1439
イ	令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.1440
ア K 令2	令和2年度市場公募都市に係るもの	0.0019
イ	令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0020
ア K 令3	令和3年度市場公募都市に係るもの	0.0020
イ	令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0026
ア K 令4	令和4年度市場公募都市に係るもの	0.0059

ア K 令4	令和4年度市場公募都市に係るもの	0.0059
イ	令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0068
ア L n	流域下水道、特定公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、小規模集落排水処理施設、特定地域生活排水処理施設又は個別排水処理施設の準建設改良費のうち地方公営企業法の財務規定等の適用に要する経費又は都道府県が行うこれらの事業に対する法令に基づく負担金に充てられるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額	0.0633
ア M 27	平成27年度市場公募都市に係るもの	0.0635
イ	平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0634
ア M 28	平成28年度市場公募都市に係るもの	0.0633
イ	平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0633
ア M 29	平成29年度市場公募都市に係るもの	0.0634
イ	平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0634
ア M 30	平成30年度市場公募都市に係るもの	0.0636
イ	平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0635
ア M 令元	令和元年度市場公募都市に係るもの	0.0633

ア 令和元年度市場公募都市に係るもの	0.0633	
イ 令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0633	
ア M 令2	令和2年度市場公募都市に係るもの	0.0008
イ	令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0008
ア M 令3	令和3年度市場公募都市に係るもの	0.0009
イ	令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0011
ア M 令4	令和4年度市場公募都市に係るもの	0.0026
イ	令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0030
ア N	流域下水道の整備事業に係る経費に充てられるため都道府県が発行について同意又は許可を得た地方債のうち、当該同意又は許可の後に市町村合併に伴い当該都道府県から市町村へ移行されたものに係る地方債の額又は元利償還金を基礎として総務大臣が算定して通知した額	0.0000
ア O	市町村長の申告に基づき総務大臣が調査した当該年度における下水道資本費平準化債同意等見込額のうち下水道事業（旧公害防止対策事業分を含む。）に係るものとして総務大臣が通知した額	0.35
ア R	公共下水道事業に係る前年の3月31日現在における地方公営企業決算状況調査による合流管布設延長を下水道管布設延長で除して得た数とし、小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。	0.42
ア S	公共下水道事業に係る前年の3月31日現在における地方公営企業決算状況調査による処理区域内人口を処理区域内面積で除して得た数（小数点以下1位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が25未満の場合は0.5、25以上50未満の場合は0.4、50以上75未満の場合は0.3、75	0.75

イ	平成28年度市場公募都市以外の市 村に係るもの	0.0303
ア	平成29年度市場公募都市に係るもの	0.0241
イ	平成29年度市場公募都市以外の市 村に係るもの	0.0303
ア	平成30年度市場公募都市に係るもの	0.0241
イ	平成30年度市場公募都市以外の市 村に係るもの	0.0302
ア	令和元年度市場公募都市に係るもの	0.0236
イ	令和元年度市場公募都市以外の市 村に係るもの	0.0300
ア	令和2年度市場公募都市に係るもの	0.0113
イ	令和2年度市場公募都市以外の市 村に係るもの	0.0011
ア	令和3年度市場公募都市に係るもの	0.0153
イ	令和3年度市場公募都市以外の市 村に係るもの	0.0017
ア	令和4年度市場公募都市に係るもの	0.0345
イ	令和4年度市場公募都市以外の市 村に係るもの	0.0037
E	第3号の漁港における外郭施設の延 長を測定単位とするものに係る算式の符 号Bに同じ（漁港における外郭施設の延 長がない団体のみ適用する）。	0.0037
F _n	第3号の漁港における外郭施設の延 長を測定単位とするものに係る算式の符 号Cに同じ（漁港における外郭施設の延 長がない団体のみ適用する）。	0.0033
G ₁₆	平成24年度市場公募都市に係るもの	0.0259

イ	平成17年度市場公募都市に係るもの	0.0229
ア	平成17年度市場公募都市以外の市 村に係るもの	0.0221
イ	平成18年度市場公募都市に係るもの	0.0225
ア	平成18年度市場公募都市以外の市 村に係るもの	0.0114
イ	平成19年度市場公募都市に係るもの	0.0226
ア	平成19年度市場公募都市以外の市 村に係るもの	0.0114
イ	平成20年度市場公募都市に係るもの	0.0265
ア	平成20年度市場公募都市以外の市 村に係るもの	0.0315
イ	平成21年度市場公募都市に係るもの	0.0269
ア	平成21年度市場公募都市以外の市 村に係るもの	0.0316
イ	平成22年度市場公募都市に係るもの	0.0264
ア	平成22年度市場公募都市以外の市 村に係るもの	0.0315
イ	平成23年度市場公募都市に係るもの	0.0255
ア	平成23年度市場公募都市以外の市 村に係るもの	0.0310
イ	平成24年度市場公募都市に係るもの	0.0259

イ	平成24年度市場公募都市以外の市 村に係るもの	0.0316
ア	平成25年度市場公募都市に係るもの	0.0227
イ	平成25年度市場公募都市以外の市 村に係るもの	0.0322
ア	平成26年度市場公募都市に係るもの	0.0226
イ	平成26年度市場公募都市以外の市 村に係るもの	0.0321
ア	平成27年度市場公募都市に係るもの	0.0225
イ	平成27年度市場公募都市以外の市 村に係るもの	0.0320
ア	平成28年度市場公募都市に係るもの	0.0243
イ	平成28年度市場公募都市以外の市 村に係るもの	0.0303
ア	平成29年度市場公募都市に係るもの	0.0241
イ	平成29年度市場公募都市以外の市 村に係るもの	0.0303
ア	平成30年度市場公募都市に係るもの	0.0241
イ	令和元年度市場公募都市に係るもの	0.0236
ア	令和元年度市場公募都市以外の市 村に係るもの	0.0300
イ	令和2年度市場公募都市に係るもの	0.0113

イ	令和2年度市場公募都市以外の市 村に係るもの	0.0011
ア	令和3年度市場公募都市に係るもの	0.0015
イ	令和3年度市場公募都市以外の市 村に係るもの	0.0170
ア	令和4年度市場公募都市に係るもの	0.0034
イ	令和4年度市場公募都市以外の市 村に係るもの	0.0037
H _n	住宅地関連公共施設整備促進事業 等に係る経費に充てるため平成n年度に おいて発行について同意又は許可を得た 地方債の額に相当する額	0.0004
I ₁₆	平成17年度市場公募都市に係るもの	0.0002
I ₁₇	平成17年度市場公募都市に係るもの	0.0008
I ₁₈	平成18年度市場公募都市に係るもの	0.0008
J _n	新幹線鉄道整備事業に係る経費に充 てるためn年度において発行について同 意又は許可を得た地方債の額に相当する 額	0.0017
K ₆	0.0017	
K ₇	0.0022	
K ₈	0.0006	
K ₉	0.0010	

町村に係るもの	イ 平成21年度市場公募都市以外の市	の	ア 平成21年度市場公募都市に係るもの	K ₂₁	町村に係るもの	イ 平成20年度市場公募都市以外の市	の	ア 平成20年度市場公募都市に係るもの	K ₂₀	町村に係るもの	イ 平成19年度市場公募都市以外の市	の	ア 平成19年度市場公募都市に係るもの	K ₁₉	町村に係るもの	イ 平成18年度市場公募都市以外の市	の	ア 平成18年度市場公募都市に係るもの	K ₁₈	町村に係るもの	イ 平成17年度市場公募都市以外の市	の	ア 平成17年度市場公募都市に係るもの	K ₁₇	K ₁₆	K ₁₅	K ₁₄	K ₁₃	K ₁₂	K ₁₁	K ₁₀
0.03110	0.02400		0.02400		0.02976	0.02130		0.02130		0.01900	0.01900		0.01900		0.00000	0.00190		0.00190		0.00000	0.00200		0.00200	0.00500	0.01000	0.00000	0.00070	0.01800	0.01500	0.01700	

町村に係るもの	イ 平成29年度市場公募都市に係るもの	の	ア 平成28年度市場公募都市以外の市	K ₂₉	町村に係るもの	イ 平成28年度市場公募都市以外の市	の	ア 平成28年度市場公募都市に係るもの	K ₂₈	町村に係るもの	イ 平成27年度市場公募都市以外の市	の	ア 平成27年度市場公募都市に係るもの	K ₂₇	町村に係るもの	イ 平成26年度市場公募都市以外の市	の	ア 平成26年度市場公募都市に係るもの	K ₂₆	町村に係るもの	イ 平成25年度市場公募都市以外の市	の	ア 平成25年度市場公募都市に係るもの	K ₂₅	町村に係るもの	イ 平成24年度市場公募都市以外の市	の	ア 平成24年度市場公募都市に係るもの	K ₂₄	町村に係るもの	イ 平成23年度市場公募都市以外の市	の	ア 平成23年度市場公募都市に係るもの	K ₂₃	町村に係るもの	イ 平成22年度市場公募都市以外の市	の	ア 平成22年度市場公募都市に係るもの	K ₂₂
0.02390	0.03090		0.02338		0.03100	0.02500		0.02500		0.03200	0.02250		0.02250		0.03200	0.02600		0.02600		0.03200	0.02504		0.02504	0.03217	0.03135	0.02427	0.03129	0.03129	0.03129	0.03129	0.03129	0.03129	0.03129	0.03129	0.03129	0.03129			

町村に係るもの	イ 平成17年度市場公募都市以外の市	の	ア 平成17年度市場公募都市に係るもの	M ₁₇	町村に係るもの	イ 平成30年度市場公募都市以外の市	の	ア 平成30年度市場公募都市に係るもの	K ₃₀	町村に係るもの	イ 令和3年度市場公募都市以外の市	の	ア 令和3年度市場公募都市に係るもの	K ₃	町村に係るもの	イ 令和2年度市場公募都市に係るもの	の	ア 令和2年度市場公募都市に係るもの	K ₂	町村に係るもの	イ 令和元年度市場公募都市以外の市	の	ア 令和元年度市場公募都市に係るもの	K ₁	町村に係るもの	イ 令和元年度市場公募都市以外の市	の	ア 令和元年度市場公募都市に係るもの	K ₁	町村に係るもの	イ 令和元年度市場公募都市以外の市	の	ア 令和元年度市場公募都市に係るもの	K ₁	町村に係るもの	イ 令和元年度市場公募都市以外の市	の	ア 令和元年度市場公募都市に係るもの	K ₁
0.00000	0.00040		0.00040		0.00310	0.00155		0.00155		0.02492	0.00109		0.00109		0.02492	0.01769		0.01769		0.02492	0.01818		0.01818	0.02528	0.02528	0.02528	0.02528	0.02528	0.02528	0.02528	0.02528	0.02528	0.02528	0.02528	0.02528	0.02528	0.02528	0.02528	

町村に係るもの	イ 平成17年度市場公募都市以外の市	の	ア 平成17年度市場公募都市に係るもの	O ₁₇	町村に係るもの	イ 平成22年度市場公募都市以外の市	の	ア 平成22年度市場公募都市に係るもの	M ₂₂	町村に係るもの	イ 平成21年度市場公募都市以外の市	の	ア 平成21年度市場公募都市に係るもの	M ₂₁	町村に係るもの	イ 平成20年度市場公募都市以外の市	の	ア 平成20年度市場公募都市に係るもの	M ₂₀	町村に係るもの	イ 平成19年度市場公募都市以外の市	の	ア 平成19年度市場公募都市に係るもの	M ₁₉	町村に係るもの	イ 平成18年度市場公募都市以外の市	の	ア 平成18年度市場公募都市に係るもの	M ₁₈
0.00000	0.00040		0.00040		0.00626	0.00480		0.00480		0.00595	0.00426		0.00426		0.00000	0.00040		0.00040		0.00000	0.00000		0.00000	0.00000	0.00000	0.00000	0.00000	0.00000	

の	ア	Q ₁₈	平成18年度市場公募都市に係るもの 0.019	イ	平成18年度市場公募都市以外 の市 0.004	の	ア	O ₁₈	平成18年度市場公募都市に係るもの 0.004	イ	平成18年度市場公募都市以外 の市 0.000	の	ア	O ₁₉	平成19年度市場公募都市に係るもの 0.004	イ	平成19年度市場公募都市以外 の市 0.008	の	ア	O ₂₀	平成20年度市場公募都市に係るもの 0.00426	イ	平成20年度市場公募都市以外 の市 0.00595	の	ア	O ₂₁	平成21年度市場公募都市に係るもの 0.00480	イ	平成21年度市場公募都市以外 の市 0.00622	の	ア	O ₂₂	平成22年度市場公募都市に係るもの 0.00469	イ	平成22年度市場公募都市以外 の市 0.00626	の	ア	P _n	地防法に基づく国庫補助率のかさ上げが行われる事業（Is値0.3以上）に係る経費に充てるためn年度において発行については同意又は許可を得た地方債の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額は、当該額を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村に係る額とみなす。
---	---	-----------------	----------------------------	---	-------------------------------	---	---	-----------------	----------------------------	---	-------------------------------	---	---	-----------------	----------------------------	---	-------------------------------	---	---	-----------------	------------------------------	---	---------------------------------	---	---	-----------------	------------------------------	---	---------------------------------	---	---	-----------------	------------------------------	---	---------------------------------	---	---	----------------	---

Q ₂₆	イ	町村に係るもの 0.032	の	ア	Q ₂₅	平成25年度市場公募都市に係るもの 0.026	イ	平成25年度市場公募都市以外 の市 0.032	の	ア	Q ₂₄	平成24年度市場公募都市に係るもの 0.02504	イ	平成24年度市場公募都市以外 の市 0.03217	の	ア	Q ₂₃	平成23年度市場公募都市に係るもの 0.02427	イ	平成23年度市場公募都市以外 の市 0.03135	の	ア	Q ₂₂	平成22年度市場公募都市に係るもの 0.02344	イ	平成22年度市場公募都市以外 の市 0.03129	の	ア	Q ₂₁	平成21年度市場公募都市に係るもの 0.02400	イ	平成21年度市場公募都市以外 の市 0.03110	の	ア	Q ₂₀	平成20年度市場公募都市に係るもの 0.02130	イ	平成20年度市場公募都市以外 の市 0.02976	の	ア	Q ₁₉	平成19年度市場公募都市に係るもの 0.019	イ	平成19年度市場公募都市以外 の市 0.000	の	ア	Q ₁₈	平成18年度市場公募都市以外 の市 0.000
-----------------	---	------------------	---	---	-----------------	----------------------------	---	-------------------------------	---	---	-----------------	------------------------------	---	---------------------------------	---	---	-----------------	------------------------------	---	---------------------------------	---	---	-----------------	------------------------------	---	---------------------------------	---	---	-----------------	------------------------------	---	---------------------------------	---	---	-----------------	------------------------------	---	---------------------------------	---	---	-----------------	----------------------------	---	-------------------------------	---	---	-----------------	-------------------------------

ア	Q ₄	令和4年度市場公募都市に係るもの 0.0329	イ	令和3年度市場公募都市以外 の市 0.0155	の	ア	Q ₃	令和3年度市場公募都市に係るもの 0.0134	イ	令和2年度市場公募都市以外 の市 0.0104	の	ア	Q ₂	令和2年度市場公募都市に係るもの 0.01769	イ	令和元年度市場公募都市以外 の市 0.02492	の	ア	Q ₁	平成30年度市場公募都市以外 の市 0.02528	の	ア	Q ₀	平成30年度市場公募都市に係るもの 0.01818	イ	平成29年度市場公募都市以外 の市 0.0310	の	ア	Q ₂₉	平成29年度市場公募都市に係るもの 0.0239	イ	平成28年度市場公募都市以外 の市 0.0309	の	ア	Q ₂₈	平成28年度市場公募都市に係るもの 0.0238	イ	平成27年度市場公募都市以外 の市 0.031	の	ア	Q ₂₇	平成27年度市場公募都市に係るもの 0.025	イ	平成26年度市場公募都市以外 の市 0.032	の	ア	Q ₂₆	平成26年度市場公募都市に係るもの 0.025
---	----------------	----------------------------	---	-------------------------------	---	---	----------------	----------------------------	---	-------------------------------	---	---	----------------	-----------------------------	---	--------------------------------	---	---	----------------	---------------------------------	---	---	----------------	------------------------------	---	--------------------------------	---	---	-----------------	-----------------------------	---	--------------------------------	---	---	-----------------	-----------------------------	---	-------------------------------	---	---	-----------------	----------------------------	---	-------------------------------	---	---	-----------------	----------------------------

イ	町村に係るもの 0.038	の	ア	S ₂₅	平成25年度市場公募都市に係るもの 0.036	イ	平成25年度市場公募都市以外 の市 0.038	の	ア	S ₂₄	平成24年度市場公募都市に係るもの 0.03498	イ	平成24年度市場公募都市以外 の市 0.03864	の	ア	S ₂₃	平成23年度市場公募都市に係るもの 0.03370	イ	平成23年度市場公募都市以外 の市 0.03949	の	ア	S ₂₂	平成22年度市場公募都市に係るもの 0.03354	イ	平成22年度市場公募都市以外 の市 0.04024	の	ア	S ₂₁	平成21年度市場公募都市に係るもの 0.03449	イ	平成21年度市場公募都市以外 の市 0.04024	の	ア	R _n	地防法に基づく国庫補助率のかさ上げが行われる事業（Is値0.3未満）に係る経費に充てるためn年度において発行については同意又は許可を得た地方債の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額は、当該額を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村に係る額とみなす。
---	------------------	---	---	-----------------	----------------------------	---	-------------------------------	---	---	-----------------	------------------------------	---	---------------------------------	---	---	-----------------	------------------------------	---	---------------------------------	---	---	-----------------	------------------------------	---	---------------------------------	---	---	-----------------	------------------------------	---	---------------------------------	---	---	----------------	---

S ₂₆	ア	平成26年度市場公募都市に係るもの	0.035
イ	令和26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.037	
S ₂₇	ア	平成27年度市場公募都市に係るもの	0.032
イ	令和27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.037	
S ₂₈	ア	平成28年度市場公募都市に係るもの	0.0323
イ	令和28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0376	
S ₂₉	ア	平成29年度市場公募都市に係るもの	0.0321
イ	令和29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0379	
S ₃₀	ア	平成30年度市場公募都市に係るもの	0.03194
イ	令和30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03776	

U ₂₁	ア	令和4年度市場公募都市に係るもの	0.0639
イ	令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0661	
U ₂₀	ア	平成19年度市場公募都市に係るもの	0.017
イ	令和19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.000	
U ₁₉	ア	平成18年度市場公募都市に係るもの	0.017
イ	令和18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.000	
U ₁₈	ア	平成17年度市場公募都市に係るもの	0.018
イ	令和17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.000	
U ₁₇	ア	平成17年度市場公募都市に係るもの	0.005
U ₁₆	イ	令和17年度市場公募都市に係るもの	0.009
U ₁₅	イ	令和17年度市場公募都市に係るもの	0.009

（総務大臣の指定する充当率を超える部分に係るものを除く。）の額（旅客分に限る。）に相当する額

U ₂₈	ア	平成28年度市場公募都市に係るもの	0.0214
イ	令和28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0278	
U ₂₇	ア	平成27年度市場公募都市に係るもの	0.022
イ	令和27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.028	
U ₂₆	ア	平成26年度市場公募都市に係るもの	0.023
イ	令和26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.029	
U ₂₅	ア	平成25年度市場公募都市に係るもの	0.023
イ	令和25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.029	
U ₂₄	ア	平成24年度市場公募都市に係るもの	0.0253
イ	令和24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.02895	
U ₂₃	ア	平成23年度市場公募都市に係るもの	0.02184
イ	令和23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.02821	
U ₂₂	ア	平成22年度市場公募都市に係るもの	0.02109
イ	令和22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.02816	

U ₂₉	ア	平成29年度市場公募都市に係るもの	0.0215
イ	令和29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0279	
U ₃₀	ア	平成30年度市場公募都市に係るもの	0.01636
イ	令和30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.02275	
U ₃₁	ア	令和元年度市場公募都市に係るもの	0.01592
イ	令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.02242	
U ₃₂	ア	令和2年度市場公募都市に係るもの	0.0094
イ	令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0098	
U ₃₃	ア	令和3年度市場公募都市に係るもの	0.0120
イ	令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0139	
U ₃₄	ア	令和4年度市場公募都市に係るもの	0.00296
イ	令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00327	

（総務大臣の指定する充当率を超える部分に係るものを除く。）の額（旅客分に限る。）に相当する額

W ₂₄	イ	の	ア	W ₂₃	イ	の	ア	W ₂₂	イ	の	ア	W ₂₁	イ	の	ア	W ₂₀	イ	の	ア	W ₁₉	イ	の	ア	W ₁₈	イ	の	ア	W ₁₇	W ₁₆
町村に係るもの	平成23年度市場公募都市以外の市	0.01456	平成23年度市場公募都市に係るもの	町村に係るもの	平成22年度市場公募都市以外の市	0.01406	平成22年度市場公募都市に係るもの	町村に係るもの	平成21年度市場公募都市以外の市	0.01440	平成21年度市場公募都市に係るもの	町村に係るもの	平成20年度市場公募都市以外の市	0.01278	平成20年度市場公募都市に係るもの	町村に係るもの	平成19年度市場公募都市以外の市	0.011	平成19年度市場公募都市に係るもの	町村に係るもの	平成18年度市場公募都市以外の市	0.011	平成18年度市場公募都市に係るもの	町村に係るもの	平成17年度市場公募都市以外の市	0.012	平成17年度市場公募都市に係るもの	0.003	

イ	の	ア	W ₃₀	イ	の	ア	W ₂₉	イ	の	ア	W ₂₈	イ	の	ア	W ₂₇	イ	の	ア	W ₂₆	イ	の	ア	W ₂₅	イ	の	ア	W ₂₄	イ	の	ア
村に係るもの	令和元年度市場公募都市以外の市町	0.01061	町村に係るもの	平成30年度市場公募都市以外の市	0.01091	平成30年度市場公募都市に係るもの	町村に係るもの	平成29年度市場公募都市以外の市	0.0143	平成29年度市場公募都市に係るもの	町村に係るもの	平成28年度市場公募都市以外の市	0.0143	平成28年度市場公募都市に係るもの	町村に係るもの	平成27年度市場公募都市以外の市	0.015	平成27年度市場公募都市に係るもの	町村に係るもの	平成26年度市場公募都市以外の市	0.015	平成26年度市場公募都市に係るもの	町村に係るもの	平成25年度市場公募都市以外の市	0.016	平成25年度市場公募都市に係るもの	町村に係るもの	平成24年度市場公募都市以外の市	0.01502	

の	ア	Y ₂₈	町	イ	の	ア	Y ₂₇	町	イ	の	ア	Y ₂₆	町	イ	の	ア	Y ₂₅	の	ア	Y ₂₄	の	ア	Y ₂₃	の	ア	Y ₂₂	の	ア	Y ₂₁	の	ア	Y ₂₀
平成28年度市場公募都市に係るもの	0.0143	町村に係るもの	平成27年度市場公募都市以外の市	0.015	町村に係るもの	平成26年度市場公募都市以外の市	0.015	町村に係るもの	平成25年度市場公募都市以外の市	0.016	町村に係るもの	平成24年度市場公募都市以外の市	0.019	町村に係るもの	平成23年度市場公募都市以外の市	0.019	町村に係るもの	平成22年度市場公募都市以外の市	0.0062	町村に係るもの	平成21年度市場公募都市以外の市	0.0062	町村に係るもの	平成20年度市場公募都市以外の市	0.0065	町村に係るもの	平成19年度市場公募都市以外の市	0.0065	町村に係るもの	平成18年度市場公募都市以外の市	0.0065	

イ	の	ア	Y ₃₀	イ	の	ア	Y ₂₉	イ	の	ア	Y ₂₈	イ	の	ア	Y ₂₇	イ	の	ア	Y ₂₆	イ	の	ア	Y ₂₅	イ	の	ア	Y ₂₄	イ	の	ア	Y ₂₃	イ	の	ア	Y ₂₂	イ	の	ア	Y ₂₁	イ	の	ア	Y ₂₀
町村に係るもの	平成30年度市場公募都市以外の市	0.01091	町村に係るもの	平成29年度市場公募都市以外の市	0.0143	町村に係るもの	平成28年度市場公募都市以外の市	0.015	町村に係るもの	平成27年度市場公募都市以外の市	0.019	町村に係るもの	平成26年度市場公募都市以外の市	0.019	町村に係るもの	平成25年度市場公募都市以外の市	0.019	町村に係るもの	平成24年度市場公募都市以外の市	0.019	町村に係るもの	平成23年度市場公募都市以外の市	0.019	町村に係るもの	平成22年度市場公募都市以外の市	0.019	町村に係るもの	平成21年度市場公募都市以外の市	0.019	町村に係るもの	平成20年度市場公募都市以外の市	0.019	町村に係るもの	平成19年度市場公募都市以外の市	0.019	町村に係るもの	平成18年度市場公募都市以外の市	0.019	町村に係るもの	平成17年度市場公募都市以外の市	0.019		

イ	令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03749
AL令2	令和2年度市場公募都市に係るもの	0.00207
イ	令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00211
AL令3	令和3年度市場公募都市に係るもの	0.00313
イ	令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00329
AL令4	令和4年度市場公募都市に係るもの	0.00639
イ	令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00661

ア	令和4年度市場公募都市に係るもの	0.00639
イ	令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00661
AO令2	国庫の補助金を受けて施行した公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業に係る経費に充てるため令和2年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（同年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち特別支援学校（小学部、中学部及び高等部に限る。）に係るものの額に相当する額	0.00207
AP令2	令和2年度市場公募都市に係るもの	0.00207
イ	令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00211
AQ	平成n年度において発行について同意又は許可を得た臨時高等学校整備事業に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た特別老朽施設改築事業に係る許可額に相当する額及び平成11年度以降の老朽施設改築事業に係る同意等額に相当する額（特殊教育諸学校に係るものを除き、高等学校費における生徒数がない団体のみ適用する。）	0.0096
AR10	0.0102	
AR11	0.0084	
AR12	0.0160	
AR13	0.0108	
AR14	0.0093	
AR15	0.0076	

AR16	0.0040
AR17	0.0178
AR18	0.0000
AR19	0.0150
AR20	0.0000
AR21	0.0000
AR22	0.0000
AR23	0.0000
AR24	0.0000
AR25	0.0000
AR26	0.0000
AR27	0.0000
AR28	0.0000
AR29	0.0000
AR30	0.0000

八 小学校費

算式

$$B \times \alpha \times 0.285$$

$$1,380 \text{円} \times A$$

算式IIの符号

A 測定単位の数値

B 災害対策基本法第42条第1項の規定に基づく市町村地域防災計画に掲げられている災害危険区域において災害の発生を防止し、又は災害の拡大を防止するために単独で実施する治山、小規模山地崩壊等の事業の経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、昭和53年度から令和4年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和53年度から昭和57年度まで及び昭和59年度の各年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、

算式

当該年度の6月1日以降において借り入れた地方債並びに地方債計画に計上されない地方債を除く。）の当該年度における元利償還金。この場合において、市町村が組織する組合に係る額は、当該額を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村に係る額とみなす。

R 符号Bの額を第17条第3項の規定によつて算定した当該地方団体の標準財政収入額で除して得た数（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に100,000を乗じて得た数（以下この号において「財政力係数」という。）に別表第3の11（2）のAに定める当該財政力係数の段階に応ずる率を乗じて得た数と同表のBに定める当該財政力係数の段階に応ずる数値との合計数を当該財政力係数で除して得た数（小数点以下3位未満の端数があるときはその端数を四捨五入し、当該財政力係数が100以下のときは1,000とする。）

散した旧住宅・都市整備公団並びに同法附則第17条の規定による廃止前の住宅・都市整備公団法(昭和56年法律第48号)附則第6条第1項の規定により解散した旧日本住宅公団及び同法附則第7条第1項の規定により解散した旧宅地開発公団を含む。)又は住宅金融公庫の宅造融資をうけた者(以下「立替施行者」という。)が立替施行をした小学校(義務教育学校の前期課程を含む。以下この号及び次号において同じ。)の施設(用地を含む。)の譲受代金(当該市町村が当該小学校を建設したとみなした場合に一般財源所要額として基準財政需要額に算入されるべき地方負担額又は当該地方負担額に別表第3の13に定める率を乗じて得た額)の当該年度における年次支払額(当該小学校の建設に係る当該市町村と立替施行者との譲受代金の支払契約の例により算定した当該年度の支払額)として都道府県知事の申告に基づき総務大臣が通知した額

C 義務教育諸学校施設費国庫負担法第3条第1項(第3号を除く。)に規定する施設に係る経費に充てるため平成3年度以前及び平成6年度から平成11年度までの間において発行を許可された地方債(災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、昭和46年度、昭和47年度、昭和50年度から昭和62年度まで、平成2年度、平成3年度及び平成6年度から平成11年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和50年度から昭和57年度までの各年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、昭和50年度補正予算債、昭和52年度補正予算債、昭和53年度補正予算債、平成6年度から平成11年度までの各年度において発行を許可された補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債並びに符号Bにおいて別表第3の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係るものを除く。)のうち政府資金に係るもの(平成11年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。)で市町村立の小学

校に係るものの当該年度における元利償還金

D 義務教育諸学校施設費国庫負担法第3条第1項(第3号を除く。)に規定する施設に係る経費に充てるため平成4年度及び平成5年度において発行を許可された地方債(災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、平成4年度及び平成5年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、平成4年度補正予算債及び平成5年度補正予算債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債並びに符号Bにおいて別表第3の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係るものを除く。)のうち市町村立の小学校に係るものの当該年度における元利償還金

E 市町村立の小学校の大規模改造事業の地方単独分に係る経費に充てるため平成4年度から平成11年度までの各年度において発行を許可された学校教育施設等整備事業債等の当該年度の元利償還金

F 昭和63年度から平成3年度までの各年度及び平成6年度から平成11年度までの間において発行について許可された水泳プール(屋外)に係る学校教育施設等整備事業債等(公害防止事業債、臨時財政特例債及び符号Bにおいて別表第3の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係るものを除く。)のうち政府資金に係るもの(平成11年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。)で市町村立の小学校に係るものの当該年度における元利償還金

G_n 義務教育諸学校施設費国庫負担法第3条第1項(第3号を除く。)に規定する施設に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債(災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、平成12年度から令和4年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、財源対策債、平成12年度から平成14年度までの各年度及び平成16年度から令和4年度までの各年度にお

いて発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債並びに符号Bにおいて別表第3の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係るものを除く。)の額に相当する額(平成12年度において発行を許可されたもの(平成11年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。))については、政府資金に係るものに限り、

H ₂₁	町村に係るもの	0.03433	0.04064
H ₂₀	平成20年度市場公募都市以外の市	0.03433	0.04064
H ₁₉	平成19年度市場公募都市に係るもの	0.03336	0.0209
H ₁₈	平成18年度市場公募都市以外の市	0.0334	0.0209
H ₁₇	平成17年度市場公募都市に係るもの	0.0332	0.0177
H ₁₆	平成17年度市場公募都市以外の市	0.183	
H ₁₅	平成17年度市場公募都市に係るもの	0.277	
H ₁₄	平成17年度市場公募都市以外の市	0.351	
H ₁₃	平成17年度市場公募都市に係るもの	0.383	
H ₁₂	平成17年度市場公募都市以外の市	0.379	

H ₂₈	平成28年度市場公募都市に係るもの	0.0323	
H ₂₇	平成27年度市場公募都市に係るもの	0.0323	0.0370
H ₂₆	平成26年度市場公募都市以外の市	0.0348	0.0374
H ₂₅	平成25年度市場公募都市に係るもの	0.0355	0.0384
H ₂₄	平成24年度市場公募都市以外の市	0.03498	0.03864
H ₂₃	平成23年度市場公募都市に係るもの	0.03370	0.03949
H ₂₂	平成22年度市場公募都市以外の市	0.03354	0.03998
H ₂₁	平成21年度市場公募都市以外の市	0.03449	0.04024

イ	平成28年度市場公募都市以外の市 町村に係るもの	0.0376
H ₂₉	平成29年度市場公募都市に係るもの	0.0321
イ	平成29年度市場公募都市以外の市 町村に係るもの	0.0379
H ₃₀	平成30年度市場公募都市に係るもの	0.03194
ア	平成30年度市場公募都市以外の市 町村に係るもの	0.03776
H _元	令和元年度市場公募都市に係るもの	0.03141
イ	令和元年度市場公募都市以外の市 町村に係るもの	0.03749
H ₂	令和2年度市場公募都市に係るもの	0.0207
イ	令和2年度市場公募都市以外の市 町村に係るもの	0.0211
H ₃	令和3年度市場公募都市に係るもの	0.0313
イ	令和3年度市場公募都市以外の市 町村に係るもの	0.0329
H ₄	令和4年度市場公募都市に係るもの	0.0639
イ	令和4年度市場公募都市以外の市 町村に係るもの	0.0661
I _n	n年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等(平成15年度から令和4年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債及び平成16年度から令和4年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。)のうち市町村立の小学校の大規模改造事業の地方単独分に係るものの額に相当する額	0.0119
J ₂₄	平成23年度市場公募都市に係るもの	0.01444
イ	平成23年度市場公募都市以外の市 町村に係るもの	0.01693
J ₂₃	平成22年度市場公募都市に係るもの	0.01437
イ	平成22年度市場公募都市以外の市 町村に係るもの	0.01713
J ₂₂	平成21年度市場公募都市に係るもの	0.01478
イ	平成21年度市場公募都市以外の市 町村に係るもの	0.01725
J ₂₁	平成20年度市場公募都市に係るもの	0.01471
イ	平成20年度市場公募都市以外の市 町村に係るもの	0.01742
J ₂₀	平成19年度市場公募都市に係るもの	0.0144
イ	平成19年度市場公募都市以外の市 町村に係るもの	0.0090
J ₁₉	平成18年度市場公募都市に係るもの	0.0143
イ	平成18年度市場公募都市以外の市 町村に係るもの	0.0089
J ₁₈	平成17年度市場公募都市に係るもの	0.0142
イ	平成17年度市場公募都市以外の市 町村に係るもの	0.0076
J ₁₇	平成16年度市場公募都市に係るもの	0.0078
J ₁₆	平成24年度市場公募都市に係るもの	0.01499
イ	平成24年度市場公募都市以外の市 町村に係るもの	0.01656
J ₂₅	平成25年度市場公募都市に係るもの	0.0152
イ	平成25年度市場公募都市以外の市 町村に係るもの	0.0164
J ₂₆	平成26年度市場公募都市に係るもの	0.0149
イ	平成26年度市場公募都市以外の市 町村に係るもの	0.0160
J ₂₇	平成27年度市場公募都市に係るもの	0.0138
イ	平成27年度市場公募都市以外の市 町村に係るもの	0.0158
J ₂₈	平成28年度市場公募都市に係るもの	0.0139
イ	平成28年度市場公募都市以外の市 町村に係るもの	0.0161
J ₂₉	平成29年度市場公募都市に係るもの	0.0230
イ	平成29年度市場公募都市以外の市 町村に係るもの	0.0271
J ₃₀	平成30年度市場公募都市に係るもの	0.02282
イ	平成30年度市場公募都市以外の市 町村に係るもの	0.02697
J _元	令和元年度市場公募都市に係るもの	0.02244
イ	令和元年度市場公募都市以外の市 町村に係るもの	0.02678
J ₂	令和2年度市場公募都市に係るもの	0.00148
イ	令和2年度市場公募都市以外の市 町村に係るもの	0.00151
J ₃	令和3年度市場公募都市に係るもの	0.00224
イ	令和3年度市場公募都市以外の市 町村に係るもの	0.00235
J ₄	令和4年度市場公募都市に係るもの	0.00457
イ	令和4年度市場公募都市以外の市 町村に係るもの	0.00472
K _n	国庫の補助金を受けて施行した大規模改造事業(障害児等対策施設整備工事を除く。)に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等(平成29年度から令和4年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債及び平成29年度から令和4年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。)のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額	0.01346
L ₂₉	平成29年度市場公募都市に係るもの	0.0138
イ	平成29年度市場公募都市以外の市 町村に係るもの	0.0162
L ₃₀	平成30年度市場公募都市に係るもの	0.01369
イ	平成30年度市場公募都市以外の市 町村に係るもの	0.01618
L _元	令和元年度市場公募都市に係るもの	0.01346
イ	令和元年度市場公募都市以外の市 町村に係るもの	0.01607

L _{令2}	ア 令和2年度市場公募都市に係るもの 0.00089
イ 令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00090
L _{令3}	ア 令和3年度市場公募都市に係るもの 0.00134
イ 令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00141
L _{令4}	ア 令和4年度市場公募都市に係るもの 0.00274
イ 令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00283
M _n	国庫の補助金を受けて施行した大規模改造事業のうち、障害児等対策施設整備工事に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（令和3年度及び令和4年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債並びに令和3年度及び令和4年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額
N _{令3}	ア 令和3年度市場公募都市に係るもの 0.00313
イ 令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00329
N _{令4}	ア 令和4年度市場公募都市に係るもの 0.00639
イ 令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00661
O _n	平成n年度において発行について同意又は許可を得た水泳プール（屋外）に係る学校教育施設等整備事業債（発行について地方財政法第5条の3第6項の規定による届出がされた地方債のうち同条第1項の規定による協議を受けたならば同条第10項に規定する基準に照らして同意をすることとなる）と認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。

以下同じ。）等（公害防止事業債、財源対策債、平成16年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債及び符号Bにおいて別表第3の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係る地方債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額（平成22年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続の整備事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）	P ₁₅	0.0119
	P ₁₆	0.0078
平成17年度市場公募都市に係るもの	P ₁₇	0.0142
平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	P ₁₈	0.0076
平成18年度市場公募都市に係るもの	P ₁₈	0.0143
平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	P ₁₉	0.0089
平成19年度市場公募都市に係るもの	P ₁₉	0.0144
平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	P ₂₀	0.0090
平成20年度市場公募都市に係るもの	P ₂₀	0.0147
平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	P ₂₁	0.0174
平成21年度市場公募都市に係るもの	P ₂₁	0.0147

平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	P ₂₂	0.0143
平成22年度市場公募都市に係るもの	P ₂₂	0.0143
平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	P ₂₃	0.0171
平成23年度市場公募都市に係るもの	P ₂₃	0.0144
平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	P ₂₄	0.0169
平成24年度市場公募都市に係るもの	P ₂₄	0.0149
平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	P ₂₅	0.0165
平成25年度市場公募都市に係るもの	P ₂₅	0.0152
平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	P ₂₆	0.0164
平成26年度市場公募都市に係るもの	P ₂₆	0.0149
平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	P ₂₇	0.0160
平成27年度市場公募都市に係るもの	P ₂₇	0.0138
平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	P ₂₈	0.0158
平成28年度市場公募都市に係るもの	P ₂₈	0.0139
平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	Q _n	0.0161
平成n年度において発行について同意又は許可を得た学校給食施設に係る学		

学校教育施設等整備事業債（発行について地方財政法第5条の3第6項の規定による届出がされた地方債のうち同条第1項の規定による協議を受けたならば同条第10項に規定する基準に照らして同意をすることとなる）と認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）等（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、平成15年度から平成28年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、公害防止事業債、財源対策債、平成16年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債及び符号Bにおいて別表第3の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係る地方債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額（平成22年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続の整備事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）	R ₁₅	0.0079
	R ₁₆	0.0052
平成17年度市場公募都市に係るもの	R ₁₇	0.0095
平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	R ₁₈	0.0051
平成18年度市場公募都市に係るもの	R ₁₈	0.0095
平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	R ₁₉	0.0060
平成19年度市場公募都市に係るもの	R ₁₉	0.0096

R ₂₇	イ	の	ア	R ₂₆	イ	の	ア	R ₂₅	イ	の	ア	R ₂₄	イ	の	ア	R ₂₃	イ	の	ア	R ₂₂	イ	の	ア	R ₂₁	イ	の	ア	R ₂₀	イ
	町村に係るもの		平成26年度市場公募都市以外の市		町村に係るもの		平成25年度市場公募都市以外の市		町村に係るもの		平成24年度市場公募都市以外の市		町村に係るもの		平成23年度市場公募都市以外の市		町村に係るもの		平成22年度市場公募都市以外の市		町村に係るもの		平成21年度市場公募都市以外の市		町村に係るもの		平成20年度市場公募都市以外の市		町村に係るもの
	0.0107		0.0099		0.0110		0.0101		0.0110		0.0099		0.0112		0.0096		0.0095		0.0098		0.0115		0.0098		0.0116		0.0098		0.0060

T ₂₂	イ	の	ア	T ₂₁	イ	の	ア	T ₂₀	イ	の	ア	T ₁₉	イ	の	ア	T ₁₈	イ	の	ア	T ₁₇	イ	の	ア	R ₂₈	イ	の	ア	R ₂₇	イ	の	ア
	町村に係るもの		平成22年度市場公募都市以外の市		町村に係るもの		平成21年度市場公募都市以外の市		町村に係るもの		平成20年度市場公募都市以外の市		町村に係るもの		平成19年度市場公募都市以外の市		町村に係るもの		平成18年度市場公募都市以外の市		町村に係るもの		平成17年度市場公募都市以外の市		町村に係るもの		平成28年度市場公募都市以外の市		町村に係るもの		平成27年度市場公募都市以外の市
	0.0625		0.0487		0.0622		0.0479		0.0595		0.0425		0.0381		0.0380		0.0380		0.0380		0.0107		0.0092		0.0106		0.0092		0.0092		0.0092

X ₁₉	イ	の	ア	X ₁₈	イ	の	ア	V ₂₃	イ	の	ア	V ₂₂	イ	の	ア	V ₂₁	イ	の	ア	U _n	
	町村に係るもの		平成18年度市場公募都市以外の市		町村に係るもの		平成18年度市場公募都市以外の市		町村に係るもの		平成23年度市場公募都市以外の市		町村に係るもの		平成22年度市場公募都市以外の市		町村に係るもの		平成21年度市場公募都市以外の市		平成n年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（過疎対策事業債及び平成21年度から平成23年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校の公共施設等地上デジタル放送移行対策事業に係るものの額に相当する額
	0.0149		0.0239		0.0149		0.0239		0.0171		0.0144		0.0143		0.0147		0.0172		0.0147		平成n年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（過疎対策事業債及び平成21年度から平成23年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校の公共施設等地上デジタル放送移行対策事業に係るものの額に相当する額

X ₂₆	イ	の	ア	X ₂₅	イ	の	ア	X ₂₄	イ	の	ア	X ₂₃	イ	の	ア	X ₂₂	イ	の	ア	X ₂₁	イ	の	ア	X ₂₀	イ	の	ア
	町村に係るもの		平成26年度市場公募都市以外の市		町村に係るもの		平成25年度市場公募都市以外の市		町村に係るもの		平成24年度市場公募都市以外の市		町村に係るもの		平成23年度市場公募都市以外の市		町村に係るもの		平成22年度市場公募都市以外の市		町村に係るもの		平成21年度市場公募都市以外の市		町村に係るもの		平成20年度市場公募都市以外の市
	0.0249		0.0254		0.0274		0.0249		0.0282		0.0240		0.0239		0.0246		0.0287		0.0246		0.0290		0.0245		0.0150		0.0240

イ	平成26年度市場公募都市以外の市	0.0267
X ₂₇	平成27年度市場公募都市に係るもの	0.0231
ア	平成27年度市場公募都市以外の市	0.0264
イ	平成28年度市場公募都市以外の市	0.0231
X ₂₈	平成28年度市場公募都市に係るもの	0.0269
ア	平成29年度市場公募都市に係るもの	0.0230
イ	平成29年度市場公募都市以外の市	0.0271
X ₃₀	平成30年度市場公募都市に係るもの	0.0282
ア	令和元年度市場公募都市に係るもの	0.0244
イ	令和元年度市場公募都市以外の市	0.02678
X _{令2}	令和2年度市場公募都市に係るもの	0.0148
ア	令和2年度市場公募都市以外の市	0.0151
X _{令3}	令和3年度市場公募都市に係るもの	0.0224
イ	令和3年度市場公募都市以外の市	0.0235
X _{令4}	令和4年度市場公募都市に係るもの	0.0457
イ	令和4年度市場公募都市以外の市	0.0472

Y _n	地防法に基づく国庫補助率のかさ上げが行われる事業（Is値0.3未満のもの（令和元年度以降にあつては、校舎、屋内運動場又は寄宿舎の改築に係るものに限る。）に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成20年度から令和4年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額	0.3433
ア	平成20年度市場公募都市に係るもの	0.04064
イ	平成21年度市場公募都市に係るもの	0.03449
Z ₂₁	平成21年度市場公募都市以外の市	0.04024
ア	平成22年度市場公募都市に係るもの	0.03354
Z ₂₂	平成22年度市場公募都市以外の市	0.03998
ア	平成23年度市場公募都市に係るもの	0.03370
Z ₂₃	平成23年度市場公募都市以外の市	0.03949
ア	平成24年度市場公募都市に係るもの	0.03498
Z ₂₄	平成24年度市場公募都市以外の市	0.03864
Z ₂₅	平成25年度市場公募都市に係るもの	0.0355

イ	平成25年度市場公募都市以外の市	0.0384
Z ₂₆	平成26年度市場公募都市に係るもの	0.0348
ア	平成26年度市場公募都市以外の市	0.0374
イ	平成27年度市場公募都市以外の市	0.0323
Z ₂₇	平成27年度市場公募都市に係るもの	0.0370
ア	平成28年度市場公募都市に係るもの	0.0323
Z ₂₈	平成28年度市場公募都市以外の市	0.0376
イ	平成29年度市場公募都市に係るもの	0.0321
Z ₂₉	平成29年度市場公募都市以外の市	0.0379
ア	平成30年度市場公募都市に係るもの	0.03194
Z ₃₀	平成30年度市場公募都市以外の市	0.03776
ア	令和元年度市場公募都市に係るもの	0.03141
Z _{令元}	令和元年度市場公募都市以外の市	0.03749
イ	令和2年度市場公募都市に係るもの	0.0207
Z _{令2}	令和2年度市場公募都市以外の市	0.0211
イ	令和3年度市場公募都市に係るもの	0.0313
Z _{令3}	令和3年度市場公募都市以外の市	0.0329

Z _{令4}	令和4年度市場公募都市に係るもの	0.0639
イ	令和4年度市場公募都市以外の市	0.0661
A _n	非構造部材の耐震対策事業（特定天井分）に係る経費に充てるため平成n年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成28年度及び平成29年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額	0.0231
AD ₂₈	平成28年度市場公募都市に係るもの	0.0269
イ	平成28年度市場公募都市以外の市	0.0323
AB ₂₈	平成28年度市場公募都市に係るもの	0.0376
イ	平成29年度市場公募都市に係るもの	0.0321
AB ₂₉	平成29年度市場公募都市に係るもの	0.0379
イ	平成29年度市場公募都市以外の市	0.0379
AC _n	非構造部材の耐震対策事業（特定天井以外分）に係る経費に充てるため平成n年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成28年度及び平成29年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額	0.0379

AD ₂₉	平成29年度市場公募都市に係るもの	0・0230
イ	平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0・0271
AE _n	補強事業に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成30年度から令和4年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額	
AF ₃₀	平成30年度市場公募都市に係るもの	0・03194
イ	平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0・03776
AF _{令元}	令和元年度市場公募都市に係るもの	0・03141
イ	令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0・03749
AF _{令2}	令和2年度市場公募都市に係るもの	0・00207
イ	令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0・00211
AF _{令3}	令和3年度市場公募都市に係るもの	0・00313
イ	令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0・00329
AF _{令4}	令和4年度市場公募都市に係るもの	0・00639
イ	令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0・00661
AG _n	防災機能強化事業に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業	

AH ₃₀	平成30年度市場公募都市に係るもの	0・03194
イ	平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0・03776
AH _{令元}	令和元年度市場公募都市に係るもの	0・03141
イ	令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0・03749
AH _{令2}	令和2年度市場公募都市に係るもの	0・00207
イ	令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0・00211
AH _{令3}	令和3年度市場公募都市に係るもの	0・00313
イ	令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0・00329
AH _{令4}	令和4年度市場公募都市に係るもの	0・00639
イ	令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0・00661
AI _{令2}	国庫の補助金を受けて施行した公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業に係る経費に充てるため令和2年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（同年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち小学校に係るものの額に相当する額	
AJ _{令2}	令和2年度市場公募都市に係るもの	0・00207
イ	令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0・00211

AK 昭和46年度から昭和60年度までの各年度において、当該年度の旧児童増増区域を包括する市町村が当該旧児童増増区域内における学校用地取得のために発行を許可された義務教育施設整備事業債（公害防止事業債、昭和46年度、昭和47年度及び昭和50年度から昭和60年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和50年度から昭和57年度までの各年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、符号Bにおいて別表第3の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係る地方債並びに昭和59年度及び昭和60年度に取得した学校用地面積が2,000平方メートル未満である学校用地に係る地方債を除く。）及び昭和61年度から平成10年度までの各年度において、過去児童急増市町村（昭和48年度から平成10年度までの間において児童急増市町村（児童急増区域（学校基本調査規則によつて調査したその年の5月1日現在の児童数が3年前の5月1日現在の児童数に比し、15パーセント以上かつ300人以上、10パーセント以上かつ1,000人以上又は5パーセント以上かつ1,000人以上増加している市町村（指定都市の区（総合区を含む。）のうち当該区を市町村とみなした場合に、これらに該当することとなる当該区を含む。）の区域をいう。）を包括する市町村をいう。）に該当したことがある市町村をいう。）又は過去児童急増市町村以外で財政力指数（基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値で当該年度前3年度内の各年度に係るものを合算して得たものを3で除して得た数値をいう。）が1.00以下の市町村が過大規模校（市町村立の小学校のうち、当該年度の5月1日現在においてその学級（特殊学級を含む。）の数が31以上（児童急増市町村の設置する小学校にあつては25以上。以下この号において同じ。）のもの又は当該日から2年を経過した日（当該日の翌日以降住宅の建設等に伴い新たに学級数が増加することが見込まれる

場合にあつては当該年度の4月1日から起算して5年を経過した日）までにその学級の数が31以上となることを見込まれるものをいう。）の分離等に必要な学校用地取得のため発行を許可された義務教育施設整備事業債（公害防止事業債、昭和61年度、昭和62年度、平成2年度及び平成4年度から平成10年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、財源対策債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債並びに符号Bにおいて別表第3の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係る地方債を除く。）の当該年度における元利償還金

AL 前年度以前の年度における符号Bに規定する年次支払額で過大又は過少に係るものとして総務大臣が通知した額

AM 立替施行者が立替施行をした中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。以下この号及び次号において同じ。）の施設（用地を含む。）の譲受代金（当該市町村が当該中学校を建設したとみなした場合に一般財源所要額として基準財政需要額に算入されるべき地方負担額又は当該地方負担額に別表第3の13に定める率を乗じて得た額）の当該年度における年次支払額（当該中学校の建設に係る当該市町村と立替施行者との譲受代金の支払契約の例により算定した当該年度の支払額）として都道府県知事の申告に基づき総務大臣が通知した額（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

AN 義務教育諸学校施設費国庫負担法第3条第1項（第3号を除く。）に規定する施設に係る経費に充てるため平成3年度以前及び平成6年度から平成11年度までの間において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、昭和46年度、昭和47年度、昭和50年度から昭和62年度まで、平成2年度、平成3年度及び平成6年度から平成11年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和50年度から昭和57年度までの各年度において財政健全化の

ため発行を許可された地方債、財源対策債、昭和50年度補正予算債、昭和52年度補正予算債、昭和53年度補正予算債、平成6年度から平成11年度までの各年度において発行を許可された補正予算債、地域財源特例対策債、臨時財源特例債並びに符号AMにおいて別表第3の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係るものを除く。)のうち政府資金に係るもの(平成11年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。)で市町村立の中学校に係るもの当該年度における元利償還金(中学校費における学級数がない団体のみ適用する。)

AO 義務教育諸学校施設費国庫負担法第3条第1項(第3号を除く。)に規定する施設に係る経費に充てるため平成4年度及び平成5年度において発行を許可された地方債(災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、平成4年度及び平成5年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、平成4年度補正予算債、平成5年度補正予算債、臨時財源特例債、公共事業等臨時特例債並びに符号AMにおいて別表第3の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係るものを除く。)のうち市町村立の中学校に係るもの当該年度における元利償還金(中学校費における学級数がない団体のみ適用する。)

AP 市町村立の中学校の大規模改造事業の地方単独分に係る経費に充てるため平成4年度から平成11年度までの各年度において発行を許可された学校教育施設整備事業債等の当該年度の元利償還金(中学校費における学級数がない団体のみ適用する。)

AQ 昭和63年度から平成3年度までの各年度及び平成6年度から平成11年度までの間において発行を許可された水泳プール(屋外)に係る学校教育施設等整備事業債等(公害防止事業債、臨時財源特例債及び符号AMにおいて別表第3の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係る地方債を除く。)のうち政府資金に係るもの(平成11

年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。)で市町村立の中学校に係るもの当該年度における元利償還金(中学校費における学級数がない団体のみ適用する。)

ARn 義務教育諸学校施設費国庫負担法第3条第1項(第3号を除く。)に規定する施設に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債(災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、平成12年度から令和4年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、財源対策債、平成12年度から平成14年度までの各年度及び平成16年度から令和4年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財源特例債並びに符号AMにおいて別表第3の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係るものを除く。)の額に相当する額(平成12年度において発行を許可されたもの(平成11年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。))については、政府資金に係るものに限り、(中学校費における学級数がない団体のみ適用する。)

AS17 平成17年度市場公募都市に係るもの 0.0332

AS16 0.0183

AS15 0.0277

AS14 0.0351

AS13 0.0383

AS12 0.0379

AS24 町村に係るもの 0.03949

AS23 町村に係るもの 0.03998

AS22 町村に係るもの 0.04024

AS21 町村に係るもの 0.04064

AS20 町村に係るもの 0.02009

AS19 町村に係るもの 0.02009

AS18 町村に係るもの 0.0334

AS17 町村に係るもの 0.0336

AS16 町村に係るもの 0.0333

AS15 町村に係るもの 0.0333

AS14 町村に係るもの 0.0333

AS13 町村に係るもの 0.0333

AS12 町村に係るもの 0.0333

AS11 町村に係るもの 0.0333

AS10 町村に係るもの 0.0333

AS9 町村に係るもの 0.0333

AS8 町村に係るもの 0.0333

AS7 町村に係るもの 0.0333

AS6 町村に係るもの 0.0333

AS5 町村に係るもの 0.0333

AS4 町村に係るもの 0.0333

AS3 町村に係るもの 0.0333

AS2 町村に係るもの 0.0333

AS1 町村に係るもの 0.0333

AS30 町村に係るもの 0.03194

AS29 町村に係るもの 0.0379

AS28 町村に係るもの 0.0376

AS27 町村に係るもの 0.0370

AS26 町村に係るもの 0.0374

AS25 町村に係るもの 0.0384

AS24 町村に係るもの 0.03864

AS23 町村に係るもの 0.03864

AS22 町村に係るもの 0.03864

AS21 町村に係るもの 0.03864

AS20 町村に係るもの 0.03864

AS19 町村に係るもの 0.03864

AS18 町村に係るもの 0.03864

AS17 町村に係るもの 0.03864

AS16 町村に係るもの 0.03864

AS15 町村に係るもの 0.03864

AS14 町村に係るもの 0.03864

AS13 町村に係るもの 0.03864

AS12 町村に係るもの 0.03864

AS11 町村に係るもの 0.03864

AS10 町村に係るもの 0.03864

AS9 町村に係るもの 0.03864

AS8 町村に係るもの 0.03864

AS7 町村に係るもの 0.03864

AS6 町村に係るもの 0.03864

AS5 町村に係るもの 0.03864

AS4 町村に係るもの 0.03864

AS3 町村に係るもの 0.03864

AS2 町村に係るもの 0.03864

AS1 町村に係るもの 0.03864

町村に係るもの	0.0076	イ 平成17年度市場公募都市以外の市	0.0142	アの 平成17年度市場公募都市に係るもの	0.03141	イ 令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03749	アの 令和2年度市場公募都市に係るもの	0.02207	イ 令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00211	アの 令和3年度市場公募都市に係るもの	0.00313	イ 令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00329	アの 令和4年度市場公募都市に係るもの	0.00639	イ 令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00661	AT _n n年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等(平成15年度から令和4年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債及び平成16年度から令和4年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。)のうち市町村立の中学校の大規模改造事業の地方単独分に係るものの額に相当する額(中学校費における学級数がない団体のみ適用する。)
---------	--------	--------------------	--------	----------------------	---------	--------------------------	---------	---------------------	---------	--------------------------	---------	---------------------	---------	--------------------------	---------	---------------------	---------	--------------------------	---------	---

町村に係るもの	0.01499	イ 平成24年度市場公募都市に係るもの	0.01444	アの 平成23年度市場公募都市に係るもの	0.0143	イ 平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0089	アの 平成19年度市場公募都市に係るもの	0.0144	イ 平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0090	アの 平成20年度市場公募都市に係るもの	0.01471	イ 平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.01742	アの 平成21年度市場公募都市に係るもの	0.01478	イ 平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.01725	アの 平成22年度市場公募都市に係るもの	0.01437	イ 平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.01713	アの 平成23年度市場公募都市に係るもの
---------	---------	---------------------	---------	----------------------	--------	---------------------------	--------	----------------------	--------	---------------------------	--------	----------------------	---------	---------------------------	---------	----------------------	---------	---------------------------	---------	----------------------	---------	---------------------------	---------	----------------------

町村に係るもの	0.02244	イ 令和元年度市場公募都市に係るもの	0.02282	アの 平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0152	イ 平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0164	アの 平成26年度市場公募都市に係るもの	0.0149	イ 平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0160	アの 平成27年度市場公募都市に係るもの	0.0138	イ 平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0158	アの 平成28年度市場公募都市に係るもの	0.0139	イ 平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0161	アの 平成29年度市場公募都市に係るもの	0.0230	イ 平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0271	アの 平成30年度市場公募都市に係るもの
---------	---------	--------------------	---------	----------------------------	--------	---------------------------	--------	----------------------	--------	---------------------------	--------	----------------------	--------	---------------------------	--------	----------------------	--------	---------------------------	--------	----------------------	--------	---------------------------	--------	----------------------

町村に係るもの	0.01618	イ 平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.01369	アの 平成30年度市場公募都市に係るもの	0.00148	イ 令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0151	アの 令和3年度市場公募都市に係るもの	0.00224	イ 令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00235	アの 令和4年度市場公募都市に係るもの	0.00457	イ 令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00472	AV _n 国庫の補助金を受けて施行した大規模改造事業(障害児等対策施設整備工事を除く。)に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等(平成29年度から令和4年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債及び平成29年度から令和4年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。)のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額(中学校費における学級数がない団体のみ適用する。)
---------	---------	---------------------------	---------	----------------------	---------	--------------------------	--------	---------------------	---------	--------------------------	---------	---------------------	---------	--------------------------	---------	---

AW令元	令和元年度市場公募都市に係るもの
A	0.01346
イ	令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
AW令2	0.01607
ア	令和2年度市場公募都市に係るもの
AW令3	0.00089
イ	令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
AW令4	0.00090
ア	令和3年度市場公募都市に係るもの
AW令5	0.00134
イ	令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
AW令6	0.00141
ア	令和4年度市場公募都市に係るもの
AW令7	0.00274
イ	令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
AXn	0.00283
イ	国庫の補助金を受けて施行した大規模改造事業のうち、障害児等対策施設整備工事に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（令和3年度及び令和4年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債並びに令和3年度及び令和4年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）
AY令3	0.00313
ア	令和3年度市場公募都市に係るもの
AY令4	0.00329
イ	令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
AY令5	0.00639
ア	令和4年度市場公募都市に係るもの
AY令6	0.00661
イ	令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
AZn	平成n年度において発行について同意又は許可を得た水泳プール（屋外）に

BA20	平成19年度市場公募都市に係るもの
イ	0.0144
ア	平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
BA19	0.0090
イ	平成18年度市場公募都市に係るもの
BA18	0.0089
イ	平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
BA17	0.0142
イ	平成17年度市場公募都市に係るもの
BA16	0.0078
イ	平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
BA15	0.0119
イ	平成16年度市場公募都市に係るもの
BA14	0.0078
イ	平成15年度市場公募都市に係るもの
BA13	0.0119
イ	平成14年度市場公募都市に係るもの
BA12	0.0078
イ	平成13年度市場公募都市に係るもの
BA11	0.0119
イ	平成12年度市場公募都市に係るもの
BA10	0.0078
イ	平成11年度市場公募都市に係るもの
BA9	0.0119
イ	平成10年度市場公募都市に係るもの
BA8	0.0078
イ	平成9年度市場公募都市に係るもの
BA7	0.0119
イ	平成8年度市場公募都市に係るもの
BA6	0.0078
イ	平成7年度市場公募都市に係るもの
BA5	0.0119
イ	平成6年度市場公募都市に係るもの
BA4	0.0078
イ	平成5年度市場公募都市に係るもの
BA3	0.0119
イ	平成4年度市場公募都市に係るもの
BA2	0.0078
イ	平成3年度市場公募都市に係るもの
BA1	0.0119
イ	平成2年度市場公募都市に係るもの
BA0	0.0078
イ	平成1年度市場公募都市に係るもの

BA27	平成26年度市場公募都市に係るもの
イ	0.0149
ア	平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
BA26	0.0160
イ	平成25年度市場公募都市に係るもの
BA25	0.0152
イ	平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
BA24	0.0164
イ	平成24年度市場公募都市に係るもの
BA23	0.0149
イ	平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
BA22	0.0165
イ	平成23年度市場公募都市に係るもの
BA21	0.0144
イ	平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
BA20	0.0171
イ	平成22年度市場公募都市に係るもの
BA19	0.0143
イ	平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
BA18	0.0172
イ	平成21年度市場公募都市に係るもの
BA17	0.0147
イ	平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
BA16	0.0178
イ	平成20年度市場公募都市に係るもの
BA15	0.0142
イ	平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
BA14	0.0174
イ	平成19年度市場公募都市に係るもの
BA13	0.0142
イ	平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
BA12	0.0174
イ	平成18年度市場公募都市に係るもの
BA11	0.0142
イ	平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
BA10	0.0174
イ	平成17年度市場公募都市に係るもの
BA9	0.0142
イ	平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
BA8	0.0174
イ	平成16年度市場公募都市に係るもの
BA7	0.0142
イ	平成16年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
BA6	0.0174
イ	平成15年度市場公募都市に係るもの
BA5	0.0142
イ	平成15年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
BA4	0.0174
イ	平成14年度市場公募都市に係るもの
BA3	0.0142
イ	平成14年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
BA2	0.0174
イ	平成13年度市場公募都市に係るもの
BA1	0.0142
イ	平成13年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

BC17	平成17年度市場公募都市に係るもの
BC16	0.0095
イ	平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
BC15	0.0051
イ	平成16年度市場公募都市に係るもの
BC14	0.0052
イ	平成16年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
BC13	0.0079
イ	平成15年度市場公募都市に係るもの
BC12	0.0052
イ	平成15年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
BC11	0.0079
イ	平成14年度市場公募都市に係るもの
BC10	0.0052
イ	平成14年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
BC9	0.0079
イ	平成13年度市場公募都市に係るもの
BC8	0.0052
イ	平成13年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
BC7	0.0079
イ	平成12年度市場公募都市に係るもの
BC6	0.0052
イ	平成12年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
BC5	0.0079
イ	平成11年度市場公募都市に係るもの
BC4	0.0052
イ	平成11年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
BC3	0.0079
イ	平成10年度市場公募都市に係るもの
BC2	0.0052
イ	平成10年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
BC1	0.0079
イ	平成9年度市場公募都市に係るもの
BC0	0.0052
イ	平成9年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

係る学校教育施設等整備事業債等（公債防止事業債、財源対策債、平成16年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債及び符号AMにおいて別表第3の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係る地方債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額（平成22年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債及び符号AMにおいて別表第3の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係る地方債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額（平成22年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債及び符号AMにおいて別表第3の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係る地方債を除く。）の

の	ア	BC	24	町	イ	の	ア	BC	23	町	イ	の	ア	BC	22	町	イ	の	ア	BC	21	町	イ	の	ア	BC	20	町	イ	の	ア	BC	19	町	イ	の	ア	BC	18
0・00999	平成24年度市場公募都市に係るも			0・00963	平成23年度市場公募都市以外の市			0・00958	平成22年度市場公募都市以外の市			0・00985	平成21年度市場公募都市に係るも			0・01161	平成20年度市場公募都市以外の市			0・00981	平成20年度市場公募都市に係るも			0・00966	平成19年度市場公募都市に係るも			0・00960	平成19年度市場公募都市以外の市			0・00955	平成18年度市場公募都市以外の市			0・00950	平成18年度市場公募都市に係るも		

BE	19	町	イ	の	ア	BE	18	町	イ	の	ア	BC	28	町	イ	の	ア	BC	27	町	イ	の	ア	BC	26	町	イ	の	ア	BC	25	町	イ	の	ア	BC	24
	0・0380	平成18年度市場公募都市以外の市			0・0380	平成18年度市場公募都市に係るも			0・0101	平成25年度市場公募都市以外の市			0・0092	平成27年度市場公募都市以外の市			0・0106	平成27年度市場公募都市に係るも			0・0107	平成26年度市場公募都市以外の市			0・0110	平成26年度市場公募都市に係るも			0・0110	平成25年度市場公募都市以外の市			0・0110	平成25年度市場公募都市に係るも			

BD_n 一般財源化された公立学校施設整備補助金（不適格建物改築事業に係るものに限る。）に係る施設整備事業に充てるため平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BG	21	町	イ	の	ア	BE	22	町	イ	の	ア	BE	21	町	イ	の	ア	BE	20	町	イ	の	ア	BE	20	町	イ	の	ア	BE	20	町	イ	の	ア	BE	20
	0・04687	平成22年度市場公募都市以外の市			0・04799	平成21年度市場公募都市以外の市			0・06223	平成21年度市場公募都市に係るも			0・04259	平成20年度市場公募都市以外の市			0・05961	平成20年度市場公募都市に係るも			0・04259	平成20年度市場公募都市に係るも			0・04259	平成20年度市場公募都市に係るも			0・0381	平成19年度市場公募都市以外の市			0・0381	平成19年度市場公募都市に係るも			

BF_n 意又は許可を得た武道場に係る学校教育施設等整備事業債（発行について地方財政法第5条の3第6項の規定による届出がされた地方債のうち同条第1項の規定による協議を受けたならば同条第10項に規定する基準に照らして同意をすることとなる）と認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）
 （過疎対策事業債及び平成21年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額（平成22年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについて、平成21年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係るものに限る。）（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

町	イ	の	ア	BG	27	町	イ	の	ア	BG	26	町	イ	の	ア	BG	25	町	イ	の	ア	BG	24	町	イ	の	ア	BG	23	町	イ	の	ア	BG	22	町	イ	の	ア	BG	21
0・0138	平成27年度市場公募都市以外の市			0・0149	平成26年度市場公募都市以外の市			0・0152	平成25年度市場公募都市以外の市			0・01499	平成24年度市場公募都市以外の市			0・01444	平成23年度市場公募都市以外の市			0・01444	平成23年度市場公募都市に係るも			0・01444	平成22年度市場公募都市以外の市			0・01437	平成22年度市場公募都市に係るも			0・01433	平成22年度市場公募都市以外の市			0・01478	平成21年度市場公募都市以外の市				

ア	平成28年度市場公募都市に係るもの 0.0139	イ	平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.0161	BH _n	平成n年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債(過疎対策事業債及び平成21年度から平成23年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。)のうち市町村立の中学校の公共施設等地上デジタル放送移行対策事業に係るものの額に相当する額(中学校費における学級数がない団体のみ適用する。)
ア	平成21年度市場公募都市に係るもの 0.01478	イ	平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.01725	B I ₂₁	平成21年度市場公募都市に係るもの
ア	平成22年度市場公募都市に係るもの 0.01437	イ	平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.01713	B I ₂₂	平成22年度市場公募都市に係るもの
ア	平成23年度市場公募都市に係るもの 0.01444	イ	平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.01693	B I ₂₃	平成23年度市場公募都市に係るもの
B J _n	地防法に基づく国庫補助率のかさ上げが行われる事業(平成30年度以前はI s値0.3以上のものに限り、令和元年度以降は水泳プール(屋外)の新改築に係るものに限る。)に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又				

ア	平成18年度市場公募都市に係るもの 0.0239	イ	平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.0149	BK ₁₈	平成18年度市場公募都市に係るもの
ア	平成19年度市場公募都市に係るもの 0.0240	イ	平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.0150	BK ₁₉	平成19年度市場公募都市に係るもの
ア	平成20年度市場公募都市に係るもの 0.02452	イ	平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.02903	BK ₂₀	平成20年度市場公募都市に係るもの
ア	平成21年度市場公募都市に係るもの 0.02464	イ	平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.02875	BK ₂₁	平成21年度市場公募都市に係るもの
ア	平成22年度市場公募都市に係るもの 0.02396	イ	平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.02856	BK ₂₂	平成22年度市場公募都市に係るもの
BK ₂₃	平成23年度市場公募都市に係るもの 0.02407				

イ	平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.02821	ア	平成24年度市場公募都市に係るもの 0.02499	BK ₂₄	平成24年度市場公募都市に係るもの
イ	平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.02760	ア	平成25年度市場公募都市に係るもの 0.0254	BK ₂₅	平成25年度市場公募都市に係るもの
イ	平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.0274	ア	平成26年度市場公募都市に係るもの 0.0249	BK ₂₆	平成26年度市場公募都市に係るもの
イ	平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.0267	ア	平成27年度市場公募都市に係るもの 0.0231	BK ₂₇	平成27年度市場公募都市に係るもの
イ	平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.0264	ア	平成28年度市場公募都市に係るもの 0.0231	BK ₂₈	平成28年度市場公募都市に係るもの
イ	平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.0269	ア	平成29年度市場公募都市に係るもの 0.0230	BK ₂₉	平成29年度市場公募都市に係るもの
イ	平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.0271	BK ₃₀	平成30年度市場公募都市に係るもの		

ア	平成30年度市場公募都市に係るもの 0.02282	イ	平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.02697	BK _{令元}	令和元年度市場公募都市に係るもの
イ	令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.02244	イ	令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.02678	BK _{令2}	令和2年度市場公募都市に係るもの
イ	令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.0148	イ	令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.0151	BK _{令3}	令和3年度市場公募都市に係るもの
イ	令和4年度市場公募都市に係るもの 0.0224	イ	令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.0235	BK _{令4}	令和4年度市場公募都市に係るもの
イ	令和5年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.0457	イ	令和5年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.0472	B L _n	地防法に基づく国庫補助率のかさ上げが行われる事業(I s値0.3未満のもの(令和元年度以降にあつては、校舎、屋内運動場又は寄宿舎の改築に係るものに限る。)に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債(平成20年度から令和4年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。)のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額(中学校費における学級数がない団体のみ適用する。)
イ	平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.0433	B M ₂₀	平成20年度市場公募都市に係るもの		

ア	BM ₂₇	町村に係るもの	平成27年度市場公募都市に係るもの	0.0323
イ	BM ₂₆	町村に係るもの	平成26年度市場公募都市以外の市	0.0348
ア	BM ₂₅	町村に係るもの	平成25年度市場公募都市に係るもの	0.0355
イ	BM ₂₄	町村に係るもの	平成24年度市場公募都市以外の市	0.03498
ア	BM ₂₃	町村に係るもの	平成23年度市場公募都市に係るもの	0.03370
イ	BM ₂₂	町村に係るもの	平成22年度市場公募都市以外の市	0.03354
ア	BM ₂₁	町村に係るもの	平成21年度市場公募都市に係るもの	0.03449

イ	BM ₂₈	町村に係るもの	平成28年度市場公募都市に係るもの	0.0323
ア	BM ₂₉	町村に係るもの	平成29年度市場公募都市以外の市	0.0321
イ	BM ₃₀	町村に係るもの	平成30年度市場公募都市以外の市	0.03194
ア	BM ₃₀	町村に係るもの	令和元年度市場公募都市に係るもの	0.03141
イ	BM ₂₇	町村に係るもの	令和2年度市場公募都市以外の市	0.0207
ア	BM ₂₆	町村に係るもの	令和3年度市場公募都市に係るもの	0.00211
イ	BM ₂₅	町村に係るもの	令和4年度市場公募都市以外の市	0.00313
ア	BM ₂₄	町村に係るもの	令和3年度市場公募都市以外の市	0.00329
イ	BM ₂₃	町村に係るもの	令和4年度市場公募都市に係るもの	0.00639
ア	BM ₂₂	町村に係るもの	令和4年度市場公募都市以外の市	0.00661
イ	BM ₂₁	町村に係るもの	令和4年度市場公募都市以外の市	0.00661

イ	BO ₂₉	町村に係るもの	平成29年度市場公募都市に係るもの	0.0321
ア	BO ₂₈	町村に係るもの	平成28年度市場公募都市以外の市	0.0376
イ	BO ₂₈	町村に係るもの	平成28年度市場公募都市に係るもの	0.0323
ア	BO ₂₇	町村に係るもの	平成27年度市場公募都市に係るもの	0.0230
イ	BR _n	町村に係るもの	平成29年度市場公募都市以外の市	0.0271

イ	BS ₃₀	町村に係るもの	令和元年度市場公募都市に係るもの	0.03141
ア	BS ₂₉	町村に係るもの	令和2年度市場公募都市以外の市	0.03749
イ	BS ₂₈	町村に係るもの	令和3年度市場公募都市以外の市	0.00207
ア	BS ₂₇	町村に係るもの	令和4年度市場公募都市に係るもの	0.00639
イ	BS ₂₆	町村に係るもの	令和3年度市場公募都市以外の市	0.00661
ア	BS ₂₅	町村に係るもの	令和4年度市場公募都市に係るもの	0.00661
イ	BT _n	町村に係るもの	令和4年度市場公募都市以外の市	0.00661

年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成28年度及び平成29年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るもの額に相当する額（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

ア	平成30年度市場公募都市に係るもの	0.03194
イ	平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03776
BU	令和元年度市場公募都市に係るもの	0.03141
ア	令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03749
BU	令和2年度市場公募都市に係るもの	0.0207
ア	令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.02211
BU	令和3年度市場公募都市に係るもの	0.00313
ア	令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00329
BU	令和4年度市場公募都市に係るもの	0.00639
ア	令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00661
BV	国庫の補助金を受けて施行した公立学校情報ネットワーク環境施設整備事業に係る経費に充てるため令和2年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債(同年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。)のうち中学校に係るものの額に相当する額(中学校費における学級数がない団体のみ適用する。)	
BW	令和2年度市場公募都市に係るもの	0.00207
イ	令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00211
BX	昭和46年度から昭和60年度までの各年度において、当該年度の旧生徒急増区域を包括する市町村が当該旧生徒急増区域内における学校用地取得のため	

に発行を許可された義務教育施設整備事業債(公害防止事業債、昭和46年度、昭和47年度及び昭和50年度から昭和60年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和50年度から昭和57年度までの各年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、符号AMにおいて別表第3の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係る地方債並びに昭和59年度及び昭和60年度に取得した学校用地面積が2,000平方メートル未満である学校用地に係る地方債を除く。)及び昭和61年度から平成10年度までの各年度において、過去生徒急増市町村(昭和48年度から平成10年度までの間において生徒急増市町村(生徒急増区域(学校基本調査規則によって調査したその年の5月1日現在の生徒数が3年前の5月1日現在の生徒数に比し、15パーセント以上かつ150人以上、10パーセント以上かつ250人以上又は5パーセント以上かつ500人以上増加している市町村(指定都市の区(総合区を含む。)のうち当該区を市町村とみなした場合に、これらに該当することとなるものを含む。)の区域をいう。)を包括する市町村をいう。)に該当したことがある市町村をいう。)又は過去生徒急増市町村以外で財政力指数(基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値で当該年度前3年度内の各年度に係るものを合算して得たものを3で除して得た数値をいう。)が1.00以下の市町村が過大規模校(市町村立の中学校のうち、当該年度の5月1日現在においてその学級(特殊学級を含む。)の数が31以上(生徒急増市町村の設置する中学校にあつては25以上。以下この号において同じ。)のもの又は同日から2年を経過した日(当該年度の5月2日以降住宅の建設等に伴い新たに学級数が増加することが見込まれる場合にあつては当該年度の4月1日)から起算して5年を経過した日)までその学級の数が31以上となることを見込まれるものをいう。)の分離等に必要な学

九 中 学 校 費

算 式

校用地取得のため発行を許可された義務教育施設整備事業債(公害防止事業債、昭和61年度、昭和62年度、平成2年度及び平成4年度から平成10年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、財源対策債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債並びに符号AMにおいて別表第3の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係る地方債を除く。)の当該年度における元利償還金(中学校費における学級数がない団体のみ適用する。)

B Y 前年度以前の年度における符号AMに規定する年次支払額で過大又は過少に係るものとして総務大臣が通知した額(中学校費における学級数がない団体のみ適用する。)

算式

A 測定単位の数値

B 立替施行者が立替施行をした中学校の施設(用地を含む。)の譲受代金(当該市町村が当該中学校を建設したとみなした場合に一般財源所要額として基準財政需要額に算入されるべき地方負担額又は当該地方負担額に別表第3の13に定める率を乗じて得た額)の当該年度における年次支払額(当該中学校の建設に係る当該市町村と立替施行者との譲受代金の支払契約の例により算定した当該年度の支払額)として都道府県知事の申告に基づき総務大臣が通知した額

C 義務教育諸学校施設費国庫負担法第3条第1項(第3号を除く。)に規定する施設に係る経費に充てるため平成3年度以前及び平成6年度から平成11年度までの間において発行を許可された地方債(災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、昭和46年度、昭和47年度、昭和50年度から昭和62年度まで、平成2年度、平成3年度及び平成6年度

から平成11年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和50年度から昭和57年度までの各年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、昭和50年度補正予算債、昭和52年度補正予算債、昭和53年度補正予算債、平成6年度から平成11年度までの各年度において発行を許可された補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債並びに符号Bにおいて別表第3の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係るものを除く。)のうち政府資金に係るもの(平成11年度までの臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。)で市町村立の中学校に係るものの当該年度における元利償還金

D 義務教育諸学校施設費国庫負担法第3条第1項(第3号を除く。)に規定する施設に係る経費に充てるため平成4年度及び平成5年度に発行を許可された地方債(災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、平成4年度及び平成5年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、平成4年度補正予算債及び平成5年度補正予算債)及び平成5年度補正予算債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債並びに符号Bにおいて別表第3の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係るものを除く。)のうち市町村立の中学校に係るものの当該年度における元利償還金

E 市町村立の中学校の大規模改造事業の地方単独に充てるため平成4年度から平成11年度までの各年度において発行を許可された学校教育施設等整備事業債等の当該年度の元利償還金

F 昭和63年度から平成3年度までの各年度及び平成6年度から平成11年度までの各年度において発行について許可を得た水泳プール(屋外)に係る学校教育施設等整備事業債等(公害防止事業債、臨時財政特例債及び符号Bにおいて別表第3の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係る地方債を除く。)のうち政府資金に係るもの(平成

の	ア	H ₁₈	平成18年度市場公募都市に係るもの	0.0334
	イ	町村に係るもの	0.0177	
の	ア	H ₁₇	平成17年度市場公募都市に係るもの	0.0332
	イ	町村に係るもの	0.0177	
	ア	H ₁₆	平成16年度市場公募都市に係るもの	0.0183
	イ	町村に係るもの	0.0277	
	ア	H ₁₅	平成15年度市場公募都市に係るもの	0.0351
	イ	町村に係るもの	0.0383	
	ア	H ₁₄	平成14年度市場公募都市に係るもの	0.0379
	イ	町村に係るもの	0.0383	
	ア	H ₁₃	平成13年度市場公募都市に係るもの	0.0379
	イ	町村に係るもの	0.0383	
	ア	H ₁₂	平成12年度市場公募都市に係るもの	0.0379
	イ	町村に係るもの	0.0379	
	ア	H ₁₁	平成11年度市場公募都市に係るもの	0.0379
	イ	町村に係るもの	0.0379	

I_n 11年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。
 度における元利償還金
 G_n 義務教育諸学校施設費国庫負担法第3条第1項(第3号を除く。)に規定する施設に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債(災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、平成12年度から令和4年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、財源対策債、平成12年度から平成14年度までの各年度及び平成16年度から令和4年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債並びに符号Bにおいて別表第3の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係るものを除く。)の額に相当する額(平成12年度において発行を許可されたもの(平成11年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。))については、政府資金に係るものに限る。

イ	平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0209	
ア	H ₁₉	平成19年度市場公募都市に係るもの	0.0336
イ	町村に係るもの	0.0209	
ア	H ₂₀	平成20年度市場公募都市に係るもの	0.0343
イ	町村に係るもの	0.0406	
ア	H ₂₁	平成21年度市場公募都市に係るもの	0.0344
イ	町村に係るもの	0.0402	
ア	H ₂₂	平成22年度市場公募都市に係るもの	0.0335
イ	町村に係るもの	0.0399	
ア	H ₂₃	平成23年度市場公募都市に係るもの	0.0337
イ	町村に係るもの	0.0394	
ア	H ₂₄	平成24年度市場公募都市に係るもの	0.0349
イ	町村に係るもの	0.0386	
ア	H ₂₅	平成25年度市場公募都市に係るもの	0.0355
イ	町村に係るもの	0.0384	

ア	平成26年度市場公募都市に係るもの	0.0348	
イ	町村に係るもの	0.0374	
ア	H ₂₇	平成27年度市場公募都市に係るもの	0.0323
イ	町村に係るもの	0.0370	
ア	H ₂₈	平成28年度市場公募都市に係るもの	0.0323
イ	町村に係るもの	0.0376	
ア	H ₂₉	平成29年度市場公募都市に係るもの	0.0321
イ	町村に係るもの	0.0379	
ア	H ₃₀	平成30年度市場公募都市に係るもの	0.0319
イ	町村に係るもの	0.0376	
ア	H ₃₁	令和元年度市場公募都市に係るもの	0.0314
イ	町村に係るもの	0.0374	
ア	H ₃₂	令和2年度市場公募都市に係るもの	0.0207
イ	町村に係るもの	0.0211	
ア	H ₃₃	令和3年度市場公募都市に係るもの	0.0031
イ	町村に係るもの	0.0032	
ア	H ₃₄	令和4年度市場公募都市に係るもの	0.0033
イ	町村に係るもの	0.0032	

イ	令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0066
I _n	n年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等(平成15年度から令和4年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債及び平成16年度から令和4年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。)のうち市町村立の中学校の大規模改造事業の地方単独分に係るものの額に相当する額	0.0119
J ₁₅	平成15年度市場公募都市に係るもの	0.0078
J ₁₆	平成16年度市場公募都市に係るもの	0.0142
J ₁₇	平成17年度市場公募都市に係るもの	0.0076
J ₁₈	平成18年度市場公募都市に係るもの	0.0143
J ₁₉	平成19年度市場公募都市に係るもの	0.0144
J ₂₀	平成20年度市場公募都市に係るもの	0.0147
J ₂₁	平成21年度市場公募都市に係るもの	0.0147

J 29	町村に係るもの 0・0161	イ 平成28年度市場公募都市以外の市 0・0139	の 平成28年度市場公募都市に係るもの 0・0139	ア 平成27年度市場公募都市に係るもの 0・0138	J 28	町村に係るもの 0・0158	イ 平成27年度市場公募都市以外の市 0・0158	の 平成27年度市場公募都市に係るもの 0・0138	ア 平成27年度市場公募都市に係るもの 0・0138	J 27	町村に係るもの 0・0160	イ 平成26年度市場公募都市以外の市 0・0149	の 平成26年度市場公募都市に係るもの 0・0149	ア 平成26年度市場公募都市に係るもの 0・0149	J 26	町村に係るもの 0・0164	イ 平成25年度市場公募都市以外の市 0・0164	の 平成25年度市場公募都市に係るもの 0・0152	ア 平成25年度市場公募都市に係るもの 0・0152	J 25	町村に係るもの 0・01656	イ 平成24年度市場公募都市以外の市 0・01499	の 平成24年度市場公募都市に係るもの 0・01499	ア 平成24年度市場公募都市に係るもの 0・01499	J 24	町村に係るもの 0・01693	イ 平成23年度市場公募都市以外の市 0・01444	の 平成23年度市場公募都市に係るもの 0・01444	ア 平成23年度市場公募都市に係るもの 0・01444	J 23	町村に係るもの 0・01713	イ 平成22年度市場公募都市以外の市 0・01437	の 平成22年度市場公募都市に係るもの 0・01437	ア 平成22年度市場公募都市に係るもの 0・01437	J 22	町村に係るもの 0・01725	イ 平成21年度市場公募都市以外の市 0・01725	の 平成21年度市場公募都市に係るもの 0・01725	ア 平成21年度市場公募都市に係るもの 0・01725
------	-------------------	------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	------	-------------------	------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	------	-------------------	------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	------	-------------------	------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	------	--------------------	-------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	------	--------------------	-------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	------	--------------------	-------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	------	--------------------	-------------------------------	--------------------------------	--------------------------------

L 29	平成29年度市場公募都市に係るもの 0・0138	ア 平成29年度市場公募都市以外の市 0・0230	イ 平成29年度市場公募都市以外の市 0・0230	の 平成29年度市場公募都市に係るもの 0・02282	J 30	町村に係るもの 0・02697	イ 平成30年度市場公募都市以外の市 0・02282	の 平成30年度市場公募都市に係るもの 0・02282	ア 平成30年度市場公募都市に係るもの 0・02282	J 令元	町村に係るもの 0・02697	イ 令和元年度市場公募都市以外の市 0・02244	の 令和元年度市場公募都市に係るもの 0・02244	ア 令和元年度市場公募都市に係るもの 0・02244	J 令2	町村に係るもの 0・02678	イ 令和2年度市場公募都市以外の市 0・0148	の 令和2年度市場公募都市に係るもの 0・0148	ア 令和2年度市場公募都市に係るもの 0・0148	J 令3	町村に係るもの 0・00151	イ 令和3年度市場公募都市以外の市 0・00224	の 令和3年度市場公募都市に係るもの 0・00224	ア 令和3年度市場公募都市に係るもの 0・00224	J 令4	町村に係るもの 0・00235	イ 令和4年度市場公募都市以外の市 0・00457	の 令和4年度市場公募都市に係るもの 0・00457	ア 令和4年度市場公募都市に係るもの 0・00457
------	-----------------------------	------------------------------	------------------------------	--------------------------------	------	--------------------	-------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	------	--------------------	------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	------	--------------------	-----------------------------	------------------------------	------------------------------	------	--------------------	------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	------	--------------------	------------------------------	-------------------------------	-------------------------------

N 令4	令和4年度市場公募都市に係るもの 0・00639	イ 令和3年度市場公募都市以外の市 0・00313	の 令和3年度市場公募都市に係るもの 0・00313	ア 令和3年度市場公募都市に係るもの 0・00313	N 令3	町村に係るもの 0・01618	イ 平成30年度市場公募都市以外の市 0・01369	の 平成30年度市場公募都市に係るもの 0・01369	ア 平成30年度市場公募都市に係るもの 0・01369	L 令元	町村に係るもの 0・01618	イ 令和元年度市場公募都市以外の市 0・01346	の 令和元年度市場公募都市に係るもの 0・01346	ア 令和元年度市場公募都市に係るもの 0・01346	L 令2	町村に係るもの 0・00090	イ 令和2年度市場公募都市以外の市 0・00089	の 令和2年度市場公募都市に係るもの 0・00089	ア 令和2年度市場公募都市に係るもの 0・00089	L 令3	町村に係るもの 0・00141	イ 令和3年度市場公募都市以外の市 0・00134	の 令和3年度市場公募都市に係るもの 0・00134	ア 令和3年度市場公募都市に係るもの 0・00134	L 令4	町村に係るもの 0・00283	イ 令和4年度市場公募都市以外の市 0・00274	の 令和4年度市場公募都市に係るもの 0・00274	ア 令和4年度市場公募都市に係るもの 0・00274
------	-----------------------------	------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	------	--------------------	-------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	------	--------------------	------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	------	--------------------	------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	------	--------------------	------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	------	--------------------	------------------------------	-------------------------------	-------------------------------

P 20	平成20年度市場公募都市に係るもの 0・01471	イ 平成19年度市場公募都市以外の市 0・0144	の 平成19年度市場公募都市に係るもの 0・0144	ア 平成19年度市場公募都市に係るもの 0・0144	P 19	町村に係るもの 0・0089	イ 平成18年度市場公募都市以外の市 0・0143	の 平成18年度市場公募都市に係るもの 0・0143	ア 平成18年度市場公募都市に係るもの 0・0143	P 18	町村に係るもの 0・0076	イ 平成17年度市場公募都市以外の市 0・0142	の 平成17年度市場公募都市に係るもの 0・0142	ア 平成17年度市場公募都市に係るもの 0・0142	P 17	町村に係るもの 0・0078	イ 平成16年度市場公募都市以外の市 0・0119	の 平成16年度市場公募都市に係るもの 0・0119	ア 平成16年度市場公募都市に係るもの 0・0119	P 16	町村に係るもの 0・0078	イ 平成15年度市場公募都市以外の市 0・0119	の 平成15年度市場公募都市に係るもの 0・0119	ア 平成15年度市場公募都市に係るもの 0・0119	P 15	町村に係るもの 0・00661	イ 令和4年度市場公募都市以外の市 0・00661	の 令和4年度市場公募都市に係るもの 0・00661	ア 令和4年度市場公募都市に係るもの 0・00661
------	------------------------------	------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	------	-------------------	------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	------	-------------------	------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	------	-------------------	------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	------	-------------------	------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	------	--------------------	------------------------------	-------------------------------	-------------------------------

イ	平成26年度市場公募都市以外の市	0.0160	イ	平成26年度市場公募都市以外の市	0.0149	イ	平成26年度市場公募都市以外の市	0.0149	イ	平成26年度市場公募都市以外の市	0.0149
イ	平成25年度市場公募都市以外の市	0.0164	イ	平成25年度市場公募都市以外の市	0.0152	イ	平成25年度市場公募都市以外の市	0.0152	イ	平成25年度市場公募都市以外の市	0.0152
イ	平成24年度市場公募都市以外の市	0.01656	イ	平成24年度市場公募都市以外の市	0.01499	イ	平成24年度市場公募都市以外の市	0.01499	イ	平成24年度市場公募都市以外の市	0.01499
イ	平成23年度市場公募都市以外の市	0.01693	イ	平成23年度市場公募都市以外の市	0.01444	イ	平成23年度市場公募都市以外の市	0.01444	イ	平成23年度市場公募都市以外の市	0.01444
イ	平成22年度市場公募都市以外の市	0.01713	イ	平成22年度市場公募都市以外の市	0.01437	イ	平成22年度市場公募都市以外の市	0.01437	イ	平成22年度市場公募都市以外の市	0.01437
イ	平成21年度市場公募都市以外の市	0.01725	イ	平成21年度市場公募都市以外の市	0.01478	イ	平成21年度市場公募都市以外の市	0.01478	イ	平成21年度市場公募都市以外の市	0.01478

施設等整備事業債（過疎対策事業債及び平成21年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額（平成22年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続の整備事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限り。）

イ	平成27年度市場公募都市以外の市	0.0138	イ	平成27年度市場公募都市以外の市	0.0138	イ	平成27年度市場公募都市以外の市	0.0138	イ	平成27年度市場公募都市以外の市	0.0138
イ	平成28年度市場公募都市以外の市	0.0158	イ	平成28年度市場公募都市以外の市	0.0139	イ	平成28年度市場公募都市以外の市	0.0139	イ	平成28年度市場公募都市以外の市	0.0139
イ	平成29年度市場公募都市以外の市	0.0161	イ	平成29年度市場公募都市以外の市	0.0161	イ	平成29年度市場公募都市以外の市	0.0161	イ	平成29年度市場公募都市以外の市	0.0161
イ	平成22年度市場公募都市以外の市	0.01437	イ	平成22年度市場公募都市以外の市	0.01713	イ	平成22年度市場公募都市以外の市	0.01713	イ	平成22年度市場公募都市以外の市	0.01713
イ	平成21年度市場公募都市以外の市	0.01478	イ	平成21年度市場公募都市以外の市	0.01725	イ	平成21年度市場公募都市以外の市	0.01725	イ	平成21年度市場公募都市以外の市	0.01725

平成27年度市場公募都市に係るも
平成28年度市場公募都市に係るも
平成29年度市場公募都市に係るも
平成n年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等（過疎対策事業債及び平成21年度から平成23年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校の公共施設等地上デジタル放送移行対策事業に係るものの額に相当する額

イ	平成24年度市場公募都市以外の市	0.02499	イ	平成24年度市場公募都市以外の市	0.02499	イ	平成24年度市場公募都市以外の市	0.02499	イ	平成24年度市場公募都市以外の市	0.02499
イ	平成23年度市場公募都市以外の市	0.02821	イ	平成23年度市場公募都市以外の市	0.02407	イ	平成23年度市場公募都市以外の市	0.02407	イ	平成23年度市場公募都市以外の市	0.02407
イ	平成22年度市場公募都市以外の市	0.02856	イ	平成22年度市場公募都市以外の市	0.02396	イ	平成22年度市場公募都市以外の市	0.02396	イ	平成22年度市場公募都市以外の市	0.02396
イ	平成21年度市場公募都市以外の市	0.02903	イ	平成21年度市場公募都市以外の市	0.02464	イ	平成21年度市場公募都市以外の市	0.02464	イ	平成21年度市場公募都市以外の市	0.02464
イ	平成20年度市場公募都市以外の市	0.02452	イ	平成20年度市場公募都市以外の市	0.02452	イ	平成20年度市場公募都市以外の市	0.02452	イ	平成20年度市場公募都市以外の市	0.02452

（平成18年度から令和4年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額

イ	令和2年度市場公募都市に係るもの	0.00148	イ	令和2年度市場公募都市に係るもの	0.02678	イ	令和2年度市場公募都市に係るもの	0.02678	イ	令和2年度市場公募都市に係るもの	0.02678
イ	令和元年度市場公募都市に係るもの	0.02244	イ	令和元年度市場公募都市に係るもの	0.02282	イ	令和元年度市場公募都市に係るもの	0.02282	イ	令和元年度市場公募都市に係るもの	0.02282
イ	平成30年度市場公募都市以外の市	0.02697	イ	平成30年度市場公募都市以外の市	0.02282	イ	平成30年度市場公募都市以外の市	0.02282	イ	平成30年度市場公募都市以外の市	0.02282
イ	平成29年度市場公募都市以外の市	0.02300	イ	平成29年度市場公募都市以外の市	0.02711	イ	平成29年度市場公募都市以外の市	0.02711	イ	平成29年度市場公募都市以外の市	0.02711
イ	平成28年度市場公募都市に係るもの	0.02311	イ	平成28年度市場公募都市に係るもの	0.0269	イ	平成28年度市場公募都市に係るもの	0.0269	イ	平成28年度市場公募都市に係るもの	0.0269

平成27年度市場公募都市に係るも
平成28年度市場公募都市に係るも
平成29年度市場公募都市に係るも
平成30年度市場公募都市以外の市
令和元年度市場公募都市に係るもの
令和2年度市場公募都市に係るもの

イ	令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00151
Z ^{令3}	令和3年度市場公募都市に係るもの	0.00224
イ	令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00235
Z ^{令4}	令和4年度市場公募都市に係るもの	0.00457
イ	令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00472
AAn	地防法に基づく国庫補助率のかさ上げが行われる事業（Is値0.3未満のもの（令和元年度以降にあつては、校舎、屋内運動場又は寄宿舎の改築に係るものに限る。）に限る。）に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成20年度から令和4年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額	0.00343
ア	平成20年度市場公募都市に係るもの	0.04064
イ	平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.04064
AB ²¹	平成21年度市場公募都市に係るもの	0.03449
ア	平成21年度市場公募都市に係るもの	0.03449
イ	平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.04024
AB ²²	平成22年度市場公募都市に係るもの	0.03354
ア	平成22年度市場公募都市に係るもの	0.03354
イ	平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03998
AB ²³	平成23年度市場公募都市に係るもの	0.03370

ア	平成23年度市場公募都市に係るもの	0.03370
イ	平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03949
AB ²⁴	平成24年度市場公募都市に係るもの	0.03498
ア	平成24年度市場公募都市に係るもの	0.03498
イ	平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03864
AB ²⁵	平成25年度市場公募都市に係るもの	0.0355
ア	平成25年度市場公募都市に係るもの	0.0355
イ	平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0384
AB ²⁶	平成26年度市場公募都市に係るもの	0.0348
ア	平成26年度市場公募都市に係るもの	0.0348
イ	平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0374
AB ²⁷	平成27年度市場公募都市に係るもの	0.0323
ア	平成27年度市場公募都市に係るもの	0.0323
イ	平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0370
AB ²⁸	平成28年度市場公募都市に係るもの	0.0323
ア	平成28年度市場公募都市に係るもの	0.0323
イ	平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0376
AB ²⁹	平成29年度市場公募都市に係るもの	0.0321
ア	平成29年度市場公募都市に係るもの	0.0321
イ	平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0379
AB ³⁰	平成30年度市場公募都市に係るもの	0.03194

ア	平成30年度市場公募都市に係るもの	0.03194
イ	平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03776
AB ^{令元}	令和元年度市場公募都市に係るもの	0.03141
イ	令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03749
AB ^{令2}	令和2年度市場公募都市に係るもの	0.00207
イ	令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00211
AB ^{令3}	令和3年度市場公募都市に係るもの	0.00313
イ	令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00329
AB ^{令4}	令和4年度市場公募都市に係るもの	0.00639
イ	令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00661
ACn	非構造部材の耐震対策事業（特定天井分）に係る経費に充てるため平成n年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成28年度及び平成29年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額	0.0379
AD ²⁹	平成29年度市場公募都市に係るもの	0.0321
ア	平成29年度市場公募都市に係るもの	0.0321
イ	平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0379
AD ²⁸	平成28年度市場公募都市に係るもの	0.0323
ア	平成28年度市場公募都市に係るもの	0.0323
イ	平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0376

AE ⁿ	非構造部材の耐震対策事業（特定天井分）に係る経費に充てるため平成n年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成28年度及び平成29年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額	0.03141
AF ²⁸	平成28年度市場公募都市に係るもの	0.0231
ア	平成28年度市場公募都市に係るもの	0.0231
イ	平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0269
AF ²⁹	平成29年度市場公募都市に係るもの	0.0230
ア	平成29年度市場公募都市に係るもの	0.0230
イ	平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0271
AG ⁿ	補強事業に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成30年度から令和4年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額	0.03194
AH ³⁰	平成30年度市場公募都市に係るもの	0.03194
ア	平成30年度市場公募都市に係るもの	0.03194
イ	平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03776
AH ^{令元}	令和元年度市場公募都市に係るもの	0.03141
ア	令和元年度市場公募都市に係るもの	0.03141
イ	令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03749
AH ^{令2}	令和2年度市場公募都市に係るもの	0.03141
ア	令和2年度市場公募都市に係るもの	0.03141
イ	令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03749

ア 令和2年度市場公募都市に係るもの
 0.00207
 イ 令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.00211
 AH令³
 ア 令和3年度市場公募都市に係るもの
 0.00313
 イ 令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.00329
 AH令⁴
 ア 令和4年度市場公募都市に係るもの
 0.00639
 イ 令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.00661
 AIⁿ
 防災機能強化事業に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債(平成30年度から令和4年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。)のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額
 AJ³⁰
 ア 平成30年度市場公募都市に係るもの
 0.03194
 イ 平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.03776
 AJ令元
 ア 令和元年度市場公募都市に係るもの
 0.03141
 イ 令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.03749
 AJ令²
 ア 令和2年度市場公募都市に係るもの
 0.00207
 イ 令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.00211
 AJ令³
 ア 令和3年度市場公募都市に係るもの
 0.00313
 イ 令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.00329
 AJ令⁴

ア 令和4年度市場公募都市に係るもの
 0.00639
 イ 令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.00661
 AK令² 国庫の補助金を受けて施行した公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業に係る経費に充てるため令和2年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債(同年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。)のうち中学校に係るものの額に相当する額
 AL令²
 ア 令和2年度市場公募都市に係るもの
 0.00207
 イ 令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.00211
 AM 昭和46年度から昭和60年度までの各年度において、当該年度の旧生徒急増区域を包括する市町村が当該旧生徒急増区域内における学校用地取得のために発行を許可された義務教育施設整備事業債(公害防止事業債、昭和46年度、昭和47年度及び昭和50年度から昭和60年度までの各年度において地方債の減取に伴い発行を許可された地方債、昭和50年度から昭和57年度までの各年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、符号Bにおいて別表第3の1.3に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係る地方債並びに昭和59年度及び昭和60年度に取得した学校用地面積が2,000平方メートル未満である学校用地に係る地方債を除く。)及び昭和61年度から平成10年度までの各年度において、過去生徒急増市町村(昭和48年度から平成10年度までの間において生徒急増市町村(生徒急増区域(学校基本調査規則によつて調査したその年の5月1日現在の生徒数が3年前の5月1日現在の生徒数に比し、15パーセント以上かつ150人以上、10パーセント以上かつ250人以上又は5パーセント以上かつ500人以上増加している市町村(指定都市の区(総合区を含む))のうち当該区を市町村とみなし

た場合に、これらに該当することとなる当該区を含む。)の区域をいう。)を包括する市町村をいう。)又は過去生徒急増市町村以外で財政力指数(基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値で当該年度前3年度内の各年度に係るものを合算して得たものを3で除して得た数値をいう。)が1.00以下の市町村が過大規模校(市町村立の中学校のうち、当該年度の5月1日現在においてその学級(特殊学級を含む)の数が31以上(生徒急増市町村の設置する中学校にあつては25以上。以下この号において同じ。)のもの又は当該日から2年を経過した日(当該日の翌日以降住宅の建設等に伴い新たに学級数が増加することが見込まれる場合にあつては当該年度の4月1日から起算して5年を経過した日)までにその学級の数が31以上となることが見込まれるものをいう。)の分離等に必要な学校用地取得のため発行を許可された義務教育施設整備事業債(公害防止事業債、昭和61年度、昭和62年度、平成2年度及び平成4年度から平成10年度までの各年度において地方債の減取に伴い発行を許可された地方債、財源対策債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債並びに符号Bにおいて別表第3の1.3に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係る地方債を除く。)の当該年度における元利償還金
 AN 前年度以前の年度における符号Bに規定する年次支払額で過大又は過少に係るものとして総務大臣が通知した額
 AO 立替施行者が立替施行をした小学校の施設(用地を含む。)の譲受代金(当該市町村が当該小学校を建設したとみなした場合に一般財源所要額として基準財政需要額に算入されるべき地方負担額又は当該地方負担額に別表第3の1.3に定める率を乗じて得た額)の当該年度における年次支払額(当該小学校の建設に係る当該市町村と立替施行者との譲受代金の支払契約の例により算定した当該年度の支払額)として都道府県知事の申告に基づき総務大臣が通知した額(小学校費

における学級数がない団体のみ適用する。)
 AP 義務教育諸学校施設費国庫負担法第3条第1項(第3号を除く。)に規定する施設に係る経費に充てるため平成3年度以前及び平成6年度から平成11年度までの間において発行を許可された地方債(災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、昭和46年度、昭和47年度、昭和50年度から昭和62年度まで、平成2年度、平成3年度及び平成6年度から平成11年度までの各年度において地方債の減取に伴い発行を許可された地方債、昭和50年度から昭和57年度までの各年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、昭和50年度補正予算債、昭和52年度補正予算債、昭和53年度補正予算債、平成6年度から平成11年度までの各年度において発行を許可された補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債並びに符号AOにおいて別表第3の1.3に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係るものを除く。)のうち政府資金に係るもの(平成11年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。)で市町村立の小学校に係るものの当該年度における元利償還金(小学校費における学級数がない団体のみ適用する。)
 AQ 義務教育諸学校施設費国庫負担法第3条第1項(第3号を除く。)に規定する施設に係る経費に充てるため平成4年度及び平成5年度に発行を許可された地方債(災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、平成4年度及び平成5年度において地方債の減取に伴い発行を許可された地方債、平成4年度補正予算債、平成5年度補正予算債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債並びに符号AOにおいて別表第3の1.3に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係るものを除く。)のうち市町村立の小学校に係るものの当該年度における元利償還金(小学校費における学級数がない団体のみ適用する。)
 AR 市町村立の小学校の大規模改造事業の地方単独分に係る経費に充てるため

平成4年度から平成11年度までの各年度において発行を許可された学校教育施設等整備事業債等の当該年度の元利償還金（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）
 AS 昭和63年度から平成3年度までの各年度及び平成6年度から平成11年度までの間において発行を許可された水泳プール（屋外）に係る学校教育施設等整備事業債等（公害防止事業債、臨時財政特別債及び符号AOにおいて別表第3の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係る地方債を除く。）のうち政府資金に係るもの（平成11年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）で市町村立の小学校に係るものの当該年度における元利償還金（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）
 Tn 義務教育諸学校施設費国庫負担法第3条第1項（第3号を除く。）に規定する施設に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、平成12年度から令和4年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、財源対策債、平成12年度から平成14年度までの各年度及び平成16年度から令和4年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特別債並びに符号AOにおいて別表第3の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係るものを除く。）の額に相当する額（平成12年度において発行を許可されたもの（平成11年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）については、政府資金に係るものに限る。）（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

AU13 0.0383
 AU12 0.0379
 AU22 町村に係るもの 0.04024
 AU21 町村に係るもの 0.04064
 AU20 町村に係るもの 0.0209
 AU19 町村に係るもの 0.0209
 AU18 町村に係るもの 0.0177
 AU17 町村に係るもの 0.0177
 AU16 0.0183
 AU15 0.0277
 AU14 0.0351

AU29 町村に係るもの 0.0376
 AU28 町村に係るもの 0.0370
 AU27 町村に係るもの 0.0374
 AU26 町村に係るもの 0.0384
 AU25 町村に係るもの 0.0384
 AU24 町村に係るもの 0.03864
 AU23 町村に係るもの 0.03998
 AU22 町村に係るもの 0.04024
 AU21 町村に係るもの 0.04064
 AU20 町村に係るもの 0.0209
 AU19 町村に係るもの 0.0209
 AU18 町村に係るもの 0.0177
 AU17 町村に係るもの 0.0177
 AU16 0.0183
 AU15 0.0277
 AU14 0.0351

AU30 町村に係るもの 0.0379
 AVn n年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等（平成15年度から令和4年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債及び平成16年度から令和4年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校の大規模改造事業の地方単独分における学級数がない団体のみ適用する。）

ア	0	平成18年度市場公募都市に係るもの
BC	0143	平成18年度市場公募都市に係るもの
イ	00076	平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
の	00142	平成17年度市場公募都市に係るもの
ア	000313	令和3年度市場公募都市に係るもの
BC	00329	令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
イ	00639	令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
の	00661	令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
ア	00119	平成n年度において発行について同意又は許可を得た水泳プール(屋外)に係る学校教育施設等整備事業債等(公費防止事業債、財源対策債、平成16年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債及び符号A0において別表第3の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係る地方債を除く。)のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額(平成22年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係るものに限る。)(小学校費における学級数がない団体のみ適用する。)

イ	00089	平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
BC	00090	平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
の	00144	平成19年度市場公募都市に係るもの
ア	001471	平成20年度市場公募都市に係るもの
BC	01742	平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
イ	001725	平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
の	001478	平成21年度市場公募都市に係るもの
ア	001437	平成22年度市場公募都市に係るもの
BC	01713	平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
イ	001444	平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
の	001693	平成23年度市場公募都市に係るもの
ア	001499	平成24年度市場公募都市に係るもの
BC	01656	平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

イ	00152	平成25年度市場公募都市に係るもの
BC	01664	平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
の	00149	平成26年度市場公募都市に係るもの
ア	00160	平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
BC	0158	平成27年度市場公募都市に係るもの
イ	00139	平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
の	00161	平成n年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設に係る学校教育施設等整備事業債等(災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、平成15年度から平成28年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、公費防止事業債、財源対策債、平成16年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債及び符号A0において別表第3の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係る地方債を除く。)のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額(平成22年度から平成28年度までの各年度において発行については、平成21年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係るものに限る。)(小学校費における学級数がない団体のみ適用する。)

イ	00079	平成19年度市場公募都市に係るもの
BC	0052	平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
の	00095	平成17年度市場公募都市に係るもの
ア	00051	平成18年度市場公募都市に係るもの
BC	0060	平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
イ	00096	平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
の	000981	平成20年度市場公募都市に係るもの
ア	001161	平成20年度市場公募都市に係るもの
BC	00985	平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
イ	001150	平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
の	000958	平成22年度市場公募都市に係るもの

イ	平成22年度市場公募都市以外の市 町村に係るもの	0.01142
ア	平成23年度市場公募都市に係るもの	0.00963
イ	平成23年度市場公募都市以外の市 町村に係るもの	0.01128
ア	平成24年度市場公募都市に係るもの	0.00999
イ	平成24年度市場公募都市以外の市 町村に係るもの	0.01104
ア	平成25年度市場公募都市に係るもの	0.0101
イ	平成25年度市場公募都市以外の市 町村に係るもの	0.0110
ア	平成26年度市場公募都市に係るもの	0.0100
イ	平成26年度市場公募都市以外の市 町村に係るもの	0.0107
ア	平成27年度市場公募都市に係るもの	0.0092
イ	平成27年度市場公募都市以外の市 町村に係るもの	0.0106
ア	平成28年度市場公募都市に係るもの	0.0092
イ	平成28年度市場公募都市以外の市 町村に係るもの	0.0107
BF _n	一般財源化された公立学校施設整備 補助金（不適格建物改築事業に係るもの	

イ	平成18年度市場公募都市に係るもの	0.0380
ア	平成18年度市場公募都市以外の市 町村に係るもの	0.0000
イ	平成19年度市場公募都市に係るもの	0.0381
ア	平成19年度市場公募都市以外の市 町村に係るもの	0.0000
イ	平成20年度市場公募都市に係るもの	0.04259
ア	平成20年度市場公募都市以外の市 町村に係るもの	0.05961
イ	平成21年度市場公募都市に係るもの	0.04799
ア	平成21年度市場公募都市以外の市 町村に係るもの	0.06223
イ	平成22年度市場公募都市に係るもの	0.04687
ア	平成22年度市場公募都市以外の市 町村に係るもの	0.06257
BH _n	平成n年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（過疎対策事業債及び平成21年度から平成23年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校の	

イ	平成21年度市場公募都市に係るもの	0.01478
ア	平成21年度市場公募都市以外の市 町村に係るもの	0.01725
イ	平成22年度市場公募都市に係るもの	0.01437
ア	平成22年度市場公募都市以外の市 町村に係るもの	0.01713
イ	平成23年度市場公募都市に係るもの	0.01444
ア	平成23年度市場公募都市以外の市 町村に係るもの	0.01693
BJ _n	地防法に基づく国庫補助率のかさ上げが行われる事業（平成30年度以前はIs値0.3以上のものに限り、令和元年度以降は水泳プール（屋外）の新改築に係るものに限る。）に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成18年度から令和4年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）	
イ	平成18年度市場公募都市に係るもの	0.0239
ア	平成18年度市場公募都市以外の市 町村に係るもの	0.0149

イ	平成20年度市場公募都市に係るもの	0.02452
ア	平成20年度市場公募都市以外の市 町村に係るもの	0.02903
イ	平成21年度市場公募都市に係るもの	0.02464
ア	平成21年度市場公募都市以外の市 町村に係るもの	0.02875
イ	平成22年度市場公募都市に係るもの	0.02396
ア	平成22年度市場公募都市以外の市 町村に係るもの	0.02856
イ	平成23年度市場公募都市に係るもの	0.02407
ア	平成23年度市場公募都市以外の市 町村に係るもの	0.02821
イ	平成24年度市場公募都市に係るもの	0.02499
ア	平成24年度市場公募都市以外の市 町村に係るもの	0.02760
イ	平成25年度市場公募都市に係るもの	0.0254
ア	平成25年度市場公募都市以外の市 町村に係るもの	0.0274

に限る。）に係る施設整備事業に充てられた平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

公共施設等地上デジタル放送移行対策事業に係るものの額に相当する額（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

平成19年度市場公募都市に係るもの
0.0240
平成19年度市場公募都市以外の市
町村に係るもの
0.0150

ア	令和3年度市場公募都市に係るもの	0.00224
BK _{合3}		
イ	令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00148
ア	令和2年度市場公募都市に係るもの	0.00151
BK _{合2}		
イ	令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.02678
ア	令和元年度市場公募都市に係るもの	0.02244
BK _{合1}		
イ	平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.02282
ア	平成30年度市場公募都市に係るもの	0.02230
BK ₃₀		
イ	平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0271
ア	平成29年度市場公募都市に係るもの	0.0230
BK ₂₉		
イ	平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0269
ア	平成28年度市場公募都市に係るもの	0.0231
BK ₂₈		
イ	平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0264
ア	平成27年度市場公募都市に係るもの	0.0231
BK ₂₇		
イ	平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0267
ア	平成26年度市場公募都市に係るもの	0.0249
BK ₂₆		

イ	令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00235
BK _{令4}		
ア	令和4年度市場公募都市に係るもの	0.00457
イ	令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00472
B _{L_n}	地防法に基づく国庫補助率のかさ上げが行われる事業（Is値0.3未満のもの（令和元年度以降にあつては、校舎、屋内運動場又は寄宿舎の改築に係るものに限る。）に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成20年度から令和4年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）	
ア	平成20年度市場公募都市に係るもの	0.03433
B _{M₂₀}		
イ	平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.04064
ア	平成21年度市場公募都市に係るもの	0.03449
B _{M₂₁}		
イ	平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.04024
ア	平成22年度市場公募都市に係るもの	0.03354
B _{M₂₂}		
イ	平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03998
B _{M₂₃}		
イ	平成23年度市場公募都市に係るもの	0.03370

イ	平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03949
B _{M₂₄}		
ア	平成24年度市場公募都市に係るもの	0.03498
イ	平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03864
B _{M₂₅}		
ア	平成25年度市場公募都市に係るもの	0.0355
イ	平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0384
B _{M₂₆}		
ア	平成26年度市場公募都市に係るもの	0.0348
イ	平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0374
B _{M₂₇}		
ア	平成27年度市場公募都市に係るもの	0.0323
イ	平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0370
B _{M₂₈}		
ア	平成28年度市場公募都市に係るもの	0.0323
イ	平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0376
B _{M₂₉}		
ア	平成29年度市場公募都市に係るもの	0.0321
イ	平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0379
B _{M₃₀}		

ア	平成30年度市場公募都市に係るもの	0.03194
イ	平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03776
B _{M_{令元}}		
ア	令和元年度市場公募都市に係るもの	0.03141
イ	令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03749
B _{M_{令2}}		
ア	令和2年度市場公募都市に係るもの	0.00207
イ	令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00211
B _{M_{令3}}		
ア	令和3年度市場公募都市に係るもの	0.00313
イ	令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00329
B _{M_{令4}}		
ア	令和4年度市場公募都市に係るもの	0.00639
イ	令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00661
B _{N_n}	非構造部材の耐震対策事業（特定天井分）に係る経費に充てるため平成n年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成28年度及び平成29年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）	
ア	平成28年度市場公募都市に係るもの	0.0323
B _{O₂₈}		
イ	平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0376
B _{O₂₉}		

ア	平成29年度市場公募都市に係るもの 0.0321
イ	平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.0379
BP _n	非構造部材の耐震対策事業（特定天井以外分）に係る経費に充てるため平成n年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成28年度及び平成29年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）
BQ ₂₈	平成28年度市場公募都市に係るもの 0.0231
ア	平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.0269
イ	平成29年度市場公募都市に係るもの 0.0230
イ	平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.0271
BR _n	補強事業に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成30年度から令和4年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）
BS ₃₀	平成30年度市場公募都市に係るもの 0.03194
イ	平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.03776
BS _{令元}	

ア	令和元年度市場公募都市に係るもの 0.03141
イ	令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.03749
BS _{令2}	令和2年度市場公募都市に係るもの 0.0207
イ	令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.0211
BS _{令3}	令和3年度市場公募都市に係るもの 0.00313
イ	令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.00329
BS _{令4}	令和4年度市場公募都市に係るもの 0.00639
イ	令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.00661
BT _n	防災機能強化事業に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成30年度から令和4年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）
BU ₃₀	平成30年度市場公募都市に係るもの 0.03194
イ	平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.03776
BU _{令元}	
ア	令和元年度市場公募都市に係るもの 0.03141
イ	令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.03749
BU _{令2}	令和2年度市場公募都市に係るもの 0.00207
イ	令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.00211

BU _{令3}	令和3年度市場公募都市に係るもの 0.00313
イ	令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.00329
BU _{令4}	令和4年度市場公募都市に係るもの 0.00639
イ	令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.00661
BV _{令2}	国庫の補助金を受けて施行した公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業に係る経費に充てるため令和2年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（同年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち小学校に係るものの額に相当する額（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）
BW _{令2}	令和2年度市場公募都市に係るもの 0.00207
イ	令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.00211
BX	昭和46年度から昭和60年度までの各年度において、当該年度の旧児童増増区域を包括する市町村が当該旧児童増増区域内における学校用地取得のために発行を許可された義務教育施設整備事業債（公害防止事業債、昭和46年度、昭和47年度及び昭和50年度から昭和60年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和50年度から昭和57年度までの各年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、符号A Oにおいて別表第3の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係る地方債並びに昭和59年度及び昭和60年度に取得した学校用地面積が2,000平方メートル未満である学校用地に係る地方債を除く。）及び昭和61年度から平成10年度までの各年度において、過去児童急増市町村（昭和48年度から平成10年度までの間において児童急増市町村（児童

急増区域（学校基本調査規則によつて調査したその年の5月1日現在の児童数が3年前の5月1日現在に比し、15パーセント以上かつ300人以上、10パーセント以上かつ500人以上又は5パーセント以上かつ1,000人以上増加している市町村（指定都市の区（総合区を含む。）のうち当該区を市町村とみなした場合に、これらに該当することとなる当該区を含む。）の区域をいう。）を包括する市町村をいう。）又は過去児童急増市町村以外で財政力指数（基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値で当該年度前3年度内の各年度に係るものを合算して得たものを3で除して得た数値をいう。）が1.00以下の市町村が過大規模校（市町村立の小学校のうち、当該年度の5月1日現在においてその学級（特殊学級を含む。）の数が31以上（児童急増市町村の設置する小学校にあつては25以上。以下この号において同じ。）のもの又は同日から2年を経過した日（当該年度の5月2日以降住宅の建設等に伴い新たに学級数が増加することが見込まれる場合にあつては当該年度の4月1日から起算して5年を経過した日）までにその学級の数が31以上となることが見込まれるものをいう。）の分離等に必要な学校用地取得のため発行を許可された義務教育施設整備事業債（公害防止事業債、昭和61年度、昭和62年度、平成2年度及び平成4年度から平成10年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、財源対策債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債並びに符号A Oにおいて別表第3の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係る地方債を除く。）の当該年度における元利償還金（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）BY 前年度以前の年度における符号A Oに規定する年次支払額で過大又は過少に係るものとして総務大臣が通知した額（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

十 生 徒 数 算 式

算式	$\frac{A \times (B \times C) + \sum_{i=1}^n (D_i \times E_i) + F + G}{76,200 \times A}$
A	測定単位の数値
B _n	平成n年度において発行について同意又は許可を得た臨時高等学校整備事業に係る地方債の同意等額のうち、大規模改造事業に係る単独分の同意等額に相当する額（特殊教育諸学校に係るものを除く。）
C ₁₅	平成15年度市場公募都市に係るもの 110,007.6
C ₁₆	平成16年度市場公募都市に係るもの 110,004.0
C ₁₇	平成17年度市場公募都市に係るもの 0,017.8
C ₁₈	平成18年度市場公募都市に係るもの 0,015.0
C ₁₉	平成19年度市場公募都市に係るもの 0,015.2
D _n	平成n年度において発行について同意又は許可を得た臨時高等学校整備事業に係る地方債の同意等額のうち、平成9年度及び平成10年度の特別老朽施設改築事業に係る許可額に相当する額並びに平成11年度以降の老朽施設改築事業に

E ₉	平成9年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0,004.6
E ₁₀	平成10年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0,102.2
E ₁₁	平成11年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0,084.4
E ₁₂	平成12年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0,160.0
E ₁₃	平成13年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0,108.8
E ₁₄	平成14年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0,093.3
E ₁₅	平成15年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0,076.6
E ₁₆	平成16年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0,040.0
E ₁₇	平成17年度市場公募都市に係るもの 0,017.8
E ₁₈	平成18年度市場公募都市に係るもの 0,015.0
E ₁₉	平成19年度市場公募都市に係るもの 0,015.2
F	国庫の補助金を受けて施行した公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業に係る経費に充てるため令和2年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（同年において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち高等学校に係るものの額
G	令2

十 一 社 会 福 祉 費 算 式

算式	$\frac{A \times (B \times C) + \sum_{i=1}^n (D_i \times E_i) + F + G}{76,200 \times A}$
A	測定単位の数値
B _n	一般財源化された社会福祉施設整備補助金・負担金（市町村立の障害者施設及び保護施設に係るものに限る。）に係る施設整備事業に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額。（この場合において、市町村が組織する組合に係る額は、当該額を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村に係る額とみなす。）
C ₁₈	平成18年度市場公募都市に係るもの 0,038.0
C ₁₉	平成19年度市場公募都市に係るもの 0,038.0
C ₂₀	平成20年度市場公募都市に係るもの 0,042.59
C ₂₁	平成21年度市場公募都市に係るもの 0,047.99

C ₂₂	平成22年度市場公募都市に係るもの 0,046.87
C ₂₃	平成23年度市場公募都市に係るもの 0,033.98
C ₂₄	平成24年度市場公募都市に係るもの 0,035.05
C ₂₅	平成25年度市場公募都市に係るもの 0,036.0
C ₂₆	平成26年度市場公募都市に係るもの 0,036.0
C ₂₇	平成27年度市場公募都市に係るもの 0,034.0
C ₂₈	平成28年度市場公募都市に係るもの 0,033.3

C ₂₉	ア	平成29年度市場公募都市に係るもの	0.0334
	イ	平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0434
C ₃₀	ア	平成30年度市場公募都市に係るもの	0.02545
	イ	平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03539
C _元	ア	令和元年度市場公募都市に係るもの	0.02476
	イ	令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03488
C ₂	ア	令和2年度市場公募都市に係るもの	0.00146
	イ	令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00152
C ₃	ア	令和3年度市場公募都市に係るもの	0.00187
	イ	令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00216
C ₄	ア	令和4年度市場公募都市に係るもの	0.00460
	イ	令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00509

D_n 一般財源化された次世代育成支援対策施設整備交付金（公立保育所及び児童相談所に係るものに限る。）に係る施設整備事業に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債（平成29年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、公立保育所の整備事業に係る地方債に限る。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額は、当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しなるときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれ市町村に係る額とみなす。

E ₁₈	ア	平成18年度市場公募都市に係るもの	0.0380
	イ	平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0000
E ₁₉	ア	平成19年度市場公募都市に係るもの	0.0380
	イ	平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0000
E ₂₀	ア	平成20年度市場公募都市に係るもの	0.04259
	イ	平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.05951
E ₂₁	ア	平成21年度市場公募都市に係るもの	0.04799
	イ	平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.06223
E ₂₂	ア	平成22年度市場公募都市に係るもの	0.04687
	イ	平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.06257
E ₂₃	ア	平成23年度市場公募都市に係るもの	0.03398
	イ	平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.04388
E ₂₄	ア	平成24年度市場公募都市に係るもの	0.03505
	イ	平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.04503
E ₂₅	ア	令和3年度市場公募都市に係るもの	0.00187

E ₂₆	ア	平成26年度市場公募都市に係るもの	0.0360
	イ	平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0450
E ₂₇	ア	平成27年度市場公募都市に係るもの	0.0340
	イ	平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0440
E ₂₈	ア	平成28年度市場公募都市に係るもの	0.0333
	イ	平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0433
E ₂₉	ア	平成29年度市場公募都市に係るもの	0.0334
	イ	平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0434
E ₃₀	ア	平成30年度市場公募都市に係るもの	0.02545
	イ	平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03539
C _元	ア	令和元年度市場公募都市に係るもの	0.02476
	イ	令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03488
C ₂	ア	令和2年度市場公募都市に係るもの	0.00146
	イ	令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00152
C ₃	ア	令和3年度市場公募都市に係るもの	0.00187

I ₄	イ	令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00216
E ₄	ア	令和4年度市場公募都市に係るもの	0.00460
	イ	令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00509
F _n	イ	児童相談所整備事業に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た一般単独（一般）事業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額	
G ₂	ア	令和2年度市場公募都市に係るもの	0.00104
	イ	令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00109
G ₃	ア	令和3年度市場公募都市に係るもの	0.00134
	イ	令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00155
G ₄	ア	令和4年度市場公募都市に係るもの	0.00329
	イ	令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00364
H _n	イ	児童相談所一時保護施設整備事業に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た一般補助施設整備等事業（一般分）に係る地方債の額に相当する額	
I ₂	ア	令和2年度市場公募都市に係るもの	0.00104
	イ	令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00109
I ₃	ア	令和3年度市場公募都市に係るもの	0.00134
	イ	令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00155

費 祉 福 健 保 者 齢 高 二 十 人 算 式

ア	令和4年度市場公募都市に係るもの	0.00329
イ	令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00364
算式	$\frac{\sum_{n=18}^{24} (B_n \times C_n)}{71,700 \text{ 円} \times A}$	
A	測定単位の数値	
B _n	一般財源化された地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金に係る施設整備事業等に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額	
アC18	平成18年度市場公募都市に係るもの	0.00380
イC18	平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00000
アC19	平成19年度市場公募都市に係るもの	0.00380
イC19	平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00000
アC20	平成20年度市場公募都市に係るもの	0.04259
イC20	平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.05951
アC21	平成21年度市場公募都市に係るもの	0.04799
イC21	平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.06223
アC22	平成22年度市場公募都市に係るもの	0.04687

アC23	平成23年度市場公募都市に係るもの	0.04854
イC23	平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.06269
アC24	平成24年度市場公募都市に係るもの	0.03505
イC24	平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.04503
アC25	平成25年度市場公募都市に係るもの	0.03600
イC25	平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.04500
アC26	平成26年度市場公募都市に係るもの	0.03600
イC26	平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.04500
アC27	平成27年度市場公募都市に係るもの	0.03400
イC27	平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.04400
アC28	平成28年度市場公募都市に係るもの	0.03333
イC28	平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.04333
アC29	平成29年度市場公募都市に係るもの	0.03334
イC29	平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.04334
アC30	平成30年度市場公募都市に係るもの	0.02545
イC30	平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03539

費 掃 清 三 十 人 算 式

ア	平成30年度市場公募都市に係るもの	0.02545
イ	平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03539
アC1	令和元年度市場公募都市に係るもの	0.02476
イC1	令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03488
アC2	令和2年度市場公募都市に係るもの	0.00146
イC2	令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00152
アC3	令和3年度市場公募都市に係るもの	0.00187
イC3	令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00216
アC4	令和4年度市場公募都市に係るもの	0.00460
イC4	令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00509

除く。）のうち平成3年度以前において事業に着手したものに係る経費に充てるため平成11年度以前において発行を許可された地方債及び平成5年度から平成11年度までにおいて事業（符号Hにおける清掃施設の整備事業を除く。）に着手したものに係る経費に充てるため平成6年度から平成11年度までの各年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、同和对策事業債、地域改善対策事業債及び地域改善対策特定事業債、公害防止事業債、昭和46年度、昭和47年度、昭和50年度から昭和62年度まで及び平成2年度から平成11年度までの各年度において地方債の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和50年度から昭和57年度までの各年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、昭和52年度補正予算債、昭和53年度補正予算債、昭和61年度補正予算債、平成7年度補正予算債、平成8年度補正予算債、平成10年度補正予算債及び平成11年度補正予算債、地域財政特例対策費、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、平成11年度臨時経済対策事業債並びに符号Bにおいて別表第3の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした清掃施設に係るもの（平成11年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金。この場合において、市町村が組織する組合に係る元利償還金は、当該元利償還金を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分して得たものをそれぞれの市町村に係る額（総務大臣が承認する場合には、当該組合を構成する市町村のうち都道府県知事が指定する市町村に係る額）とみなす。

D 国庫補助金を受けて施行した清掃施設の整備事業（清掃施設用地取得事業及び清掃運搬施設等整備事業を除く。）のうち平成4年度において事業に着手したものに係る経費に充てるため平成11年度

以前において発行を許可された地方債及び平成5年度において事業に着手したものに係る経費に充てるため同年度に発行を許可された地方債（災害復旧事業債、同対策事業債、地域改善対策事業債及び地域改善対策特定事業債、公害防止事業債、平成4年度及び平成5年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、平成4年度補正予算債及び平成5年度補正予算債、臨時財政特別債、公共事業等臨時特別債並びに符号Bにおいて別表第3の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした清掃施設に係るものを除く。）のうち政府資金に係るもの（平成11年度の臨時特別措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金に準ずるものとする。

E 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき市町村が単独で施行した清掃施設の整備事業（清掃施設用地取得事業及び清掃運搬施設等整備事業を除く。）のうち平成4年度において事業に着手したものに係る経費に充てるため平成11年度以前において発行を許可された地方債（平成4年度から平成11年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債及び符号Bにおいて別表第3の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした清掃施設に係るものを除く。）のうち政府資金に係るもの（平成11年度の臨時特別措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金に準ずるものとする。

F 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき市町村が単独で施行した清掃施設の整備事業（清掃施設用地取得事業及び清掃運搬施設等整備事業を除く。）のうち平成5年度において事業に着手したものに係る経費に充てるため同年度に発行を許可された地方債（地方税の減収に伴い発行を許可された地方債及び符号Bに

において別表第3の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした清掃施設に係るものを除く。）のうち政府資金に係るもの（平成11年度の臨時特別措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金に準ずるものとする。

G 清掃施設の整備事業（清掃施設用地取得事業及び清掃運搬施設等整備事業を除く。）のうち地域し尿処理施設の整備事業に係る経費に充てるため平成7年度から平成11年度までの各年度において発行を許可された地方債（平成7年度補正予算債、平成8年度補正予算債、平成10年度補正予算債及び平成11年度補正予算債並びに符号Bにおいて別表第3の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした清掃施設に係るものを除く。）のうち政府資金に係るもの（平成11年度の臨時特別措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金に準ずるものとする。

H 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき市町村が単独で施行した清掃施設の整備事業（清掃施設用地取得事業及び清掃運搬施設等整備事業を除く。）のうち、平成10年度及び平成11年度においてごみ焼却施設の整備事業（ごみ処理広域化計画に基づき実施される事業で、一日の処理能力が100トンに満たない施設を対象とするものに限る。）並びにごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設、し尿処理施設及びコミュニティ・プラントにおける改良事業のうち総事業費が1億5千万円以上の事業に着手したものに係る経費に充てるため同年度に発行を許可された地方債（地方税の減収に伴い発行を許可された地方債及び符号Bにおいて別表第3の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした清掃施設に係るものを除く。）のうち政府資金に係るもの（平成11年度の臨時特別措置として行われた

政府資金の繰上償還に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金。この場合において、市町村が組織する組合に係る元利償還金については符号Cに準ずるものとする。

I n 次のa及びbの合算額

a 国庫補助金を受けて施行した清掃施設の整備事業（清掃施設用地取得事業及び清掃運搬施設等整備事業を除く。）に係る経費に充てるためn年度において発行に同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、地域改善対策特定事業債、公害防止事業債、地方税の減収に伴い発行に同意又は許可を得た地方債、補正予算債、符号Bにおいて別表第3の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした清掃施設に係るもの及び総務大臣の指定する充当率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については、符号Cに準ずるものとする。

b 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき市町村が単独で施行した清掃施設の整備事業（清掃施設用地取得事業及び清掃運搬施設等整備事業を除く。）のうち平成10年度の国庫補助制度の見直しに伴い重点化単分とされた事業、公害防止計画に基づき実施される事業（平成14年度から平成22年度までの各年度において実施した事業に限る。）、ごみ焼却施設の整備事業（ごみ処理広域化計画に基づき実施される事業で一日の処理能力が100トンに満たない施設を対象とするものに限る。）並びにごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設、し尿処理施設及びコミュニティ・プラントにおける改良事業のうち総事業費が1億5千万円以上の事業に係る経費に充てるためn年度に発行に同意又は許可を得た地方債（地方税の減収に伴い発行に同意又は許可を得た地方債、符号Bにおいて別表第3の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした清掃施設に係るもの及び総務大臣の指定する充当率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する

額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については、符号Cに準ずるものとする。

ア	J	18	平成18年度市場公募都市に係るもの	0.00053
イ	町村に	係るもの	0.00000	
ア	J	19	平成19年度市場公募都市に係るもの	0.00030
イ	町村に	係るもの	0.00000	
ア	J	20	平成20年度市場公募都市に係るもの	0.04182
イ	町村に	係るもの	0.04317	
ア	J	21	平成21年度市場公募都市に係るもの	0.04132
イ	町村に	係るもの	0.04269	
ア	J	22	平成22年度市場公募都市に係るもの	0.04094
イ	町村に	係るもの	0.04247	
ア	J	23	平成23年度市場公募都市に係るもの	0.04047
イ	町村に	係るもの	0.04201	
ア	J	24	平成24年度市場公募都市に係るもの	0.04021

イ	平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.04157
J ₂₅	ア 平成25年度市場公募都市に係るもの	0.0404
イ	平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0416
J ₂₆	ア 平成26年度市場公募都市に係るもの	0.0379
イ	平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0401
J ₂₇	ア 平成27年度市場公募都市に係るもの	0.0405
イ	平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0414
J ₂₈	ア 平成28年度市場公募都市に係るもの	0.0394
イ	平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0406
J ₂₉	ア 平成29年度市場公募都市に係るもの	0.0383
イ	平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0400
J ₃₀	ア 平成30年度市場公募都市に係るもの	0.03727
イ	平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03922
J _{令元}	ア 令和元年度市場公募都市に係るもの	0.02755
イ	令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.02996
J _{令2}	ア 令和2年度市場公募都市に係るもの	0.0135

イ	令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00137
J _{令3}	ア 令和3年度市場公募都市に係るもの	0.0215
イ	令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00221
J _{令4}	ア 令和4年度市場公募都市に係るもの	0.00424
イ	令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00432

K_n 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき市町村が単独で施行した清掃施設の整備事業（清掃施設用地取得事業、清掃運搬施設等整備事業及び符号 I_n のbにおける清掃施設の整備事業を除く。）に係る経費に充てるためn年度に発行について同意又は許可を得た地方債（地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、符号Bにおいて別表第3の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした清掃施設に係るもの及び総務大臣の指定する充当率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については、符号Cに準ずるとする。

イ	平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.02479
J _{令1}	ア 平成22年度市場公募都市に係るもの	0.02456
イ	平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.02548
J _{令2}	ア 平成23年度市場公募都市に係るもの	0.02428
イ	平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.02521
J _{令3}	ア 平成24年度市場公募都市に係るもの	0.02413
イ	平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.02494
J _{令4}	ア 平成25年度市場公募都市に係るもの	0.0242
イ	平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0250
J _{令5}	ア 平成26年度市場公募都市に係るもの	0.0227
イ	平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0241
J _{令6}	ア 平成27年度市場公募都市に係るもの	0.0243
イ	平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0248
J _{令7}	ア 平成28年度市場公募都市に係るもの	0.0236

費政行業農 四十

数家農

イ	平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0244
J _{令1}	ア 令和29年度市場公募都市に係るもの	0.0230
イ	令和29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0240
J _{令2}	ア 令和30年度市場公募都市に係るもの	0.02236
イ	令和30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.02353
J _{令3}	ア 令和元年度市場公募都市に係るもの	0.01653
イ	令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.01798
J _{令4}	ア 令和2年度市場公募都市に係るもの	0.0081
イ	令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0082
J _{令5}	ア 令和3年度市場公募都市に係るもの	0.00129
イ	令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00133
J _{令6}	ア 令和4年度市場公募都市に係るもの	0.00254
イ	令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0259

算式の符号

$$\begin{aligned}
 & \frac{1}{2} \times (A + B) + \frac{1}{2} \times (C + D) + \frac{1}{2} \times (E + F) + \frac{1}{2} \times (G + H) + \frac{1}{2} \times (I + J) + \frac{1}{2} \times (K + L) + \frac{1}{2} \times (M + N) + \frac{1}{2} \times (O + P) \\
 & + \frac{1}{2} \times (Q + R) + \frac{1}{2} \times (S + T) + \frac{1}{2} \times (U + V) + \frac{1}{2} \times (W + X) + \frac{1}{2} \times (Y + Z) + \frac{1}{2} \times (AA + AB) \\
 & + \frac{1}{2} \times (AC + AD) + \frac{1}{2} \times (AE + AF) + \frac{1}{2} \times (AG + AH) + \frac{1}{2} \times (AI + AJ) + \frac{1}{2} \times (AK + AL) \\
 & + \frac{1}{2} \times (AM + AN) + \frac{1}{2} \times (AO + AP) + \frac{1}{2} \times (AQ + AR) + \frac{1}{2} \times (AS + AT) + \frac{1}{2} \times (AU + AV)
 \end{aligned}$$

A 測定単位の数値
 B 農林水産大臣が調査した国営土地改良事業（昭和63年4月1日以降に事業が完了するものに限る。）に係る市町村の

負担金（その支払期間の始期が平成13年度以前のものに限る。）のうち、対象施設に係る土地改良法第90条第9項の規定に基づく負担金、土地改良法等の一部を改正する法律（平成3年法律第58号。以下「土地改良法等改正法」という。）第1条の規定による改正前の土地改良法第90条第5項の規定に基づく負担金及び同法第91条第6項の規定に基づく負担金（当該国営土地改良事業が市町村特別申請事業であつて、その関連土地改良事業が都道府県営土地改良事業である場合に限る。）を基礎として総務大臣が算定して通知した額

C 農林水産大臣が調査した国立研究開発法人森林研究・整備機構の業務のうち旧緑資源機構及び旧農用地整備公団から継承された業務（平成元年4月1日以降に業務が完了するものに限る。）に係る市町村の負担金（その支払期間の始期が平成13年度以前のものに限る。）のうち、対象施設に係る旧農用地整備公団法第27条第7項及び附則第19条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる農用地開発公団法改正法による改正前の農用地開発公団法第27条第3項の規定に基づく負担金（旧農用地整備公団法施行令第16条第2項に規定する方法により支払われるものを除く。符号F及び符号Iにおいて同じ。）を基礎として総務大臣が算定して通知した額

D 農林水産大臣が調査した独立行政法人水資源機構の業務（平成元年4月1日以降に業務が完了するものに限る。）に係る市町村の負担金（その支払期間の始期が平成13年度以前のものに限る。）のうち、対象施設に係る独立行政法人水資源機構法附則第7条の規定により同法第26条第2項の規定に基づく負担金とみなすこととされた旧水資源開発公団法第30条第2項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

E 農林水産大臣が調査した国営土地改良事業（昭和63年4月1日以降に事業が完了するものに限る。）に係る市町村の負担金（その支払期間の始期が平成14年度以降のものに限る。）のうち、ダムに

係る土地改良法第90条第9項の規定に基づく負担金、土地改良法等改正法第10条第5項の規定に基づく負担金及び同法第91条第6項の規定に基づく負担金（当該国営土地改良事業が市町村特別申請事業であつて、その関連土地改良事業が都道府県営土地改良事業である場合に限る。）を基礎として総務大臣が算定して通知した額

F 農林水産大臣が調査した国立研究開発法人森林研究・整備機構の業務のうち旧緑資源機構及び旧農用地整備公団から継承された業務（平成元年4月1日以降に業務が完了するものに限る。）に係る市町村の負担金（その支払期間の始期が平成14年度以降のものに限る。）のうち、ダムに係る旧農用地整備公団法第27条第7項及び附則第19条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる農用地開発公団法改正法による改正前の農用地開発公団法第27条第3項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

G 農林水産大臣が調査した独立行政法人水資源機構の業務（平成元年4月1日以降に業務が完了するものに限る。）に係る市町村の負担金（その支払期間の始期が平成14年度以降のものに限る。）のうち、ダムに係る独立行政法人水資源機構法附則第7条の規定により同法第26条第2項の規定に基づく負担金とみなすこととされた旧水資源開発公団法第30条第2項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

H 農林水産大臣が調査した国営土地改良事業（昭和63年4月1日以降に事業が完了するものに限る。）に係る市町村の負担金（その支払期間の始期が平成14年度以降であり、かつ、事業実施年度が平成22年度までのものに限る。）のうち、対象施設（ダムを除く。）に係る土地改良法第90条第9項の規定に基づく負担金、土地改良法等改正法第1条の規定による改正前の土地改良法第90条第5項の規定に基づく負担金及び同法第91条第6項の規定に基づく負担金（当該国

営土地改良事業が市町村特別申請事業であつて、その関連土地改良事業が都道府県営土地改良事業である場合に限る。）を基礎として総務大臣が算定して通知した額

I 農林水産大臣が調査した国立研究開発法人森林研究・整備機構の業務のうち旧緑資源機構及び旧農用地整備公団から継承された業務（平成元年4月1日以降に業務が完了するものに限る。）に係る市町村の負担金（その支払期間の始期が平成14年度以降であり、かつ、事業実施年度が平成22年度までのものに限る。）のうち、対象施設（ダムを除く。）に係る旧農用地整備公団法第27条第7項及び附則第19条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる農用地開発公団法改正法による改正前の農用地開発公団法第27条第3項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

J 農林水産大臣が調査した独立行政法人水資源機構の業務（平成元年4月1日以降に業務が完了するものに限る。）に係る市町村の負担金（その支払期間の始期が平成14年度以降であり、かつ、事業実施年度が平成22年度までのものに限る。）のうち、対象施設（ダムを除く。）に係る独立行政法人水資源機構法附則第7条の規定により同法第26条第2項の規定に基づく負担金とみなすこととされた旧水資源開発公団法第30条第2項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

K 農林水産大臣が調査した国営土地改良事業（昭和63年4月1日以降に事業が完了するものに限る。）に係る市町村の負担金（事業実施年度が平成23年度以降のものに限る。）のうち、対象施設（ダムを除く。）に係る土地改良法第90条第9項の規定に基づく負担金、土地改良法等改正法第1条の規定による改正前の土地改良法第90条第5項の規定に基づく負担金及び同法第91条第6項の規定に基づく負担金（当該国営土地改良事業が市町村特別申請事業であつて、その関連

である場合に限る。）を基礎として総務大臣が算定して通知した額

L 農林水産大臣が調査した国立研究開発法人森林研究・整備機構の業務のうち旧緑資源機構及び旧農用地整備公団から継承された業務（平成元年4月1日以降に業務が完了するものに限る。）に係る市町村の負担金（事業実施年度が平成23年度以降のものに限る。）のうち、対象施設（ダムを除く。）に係る旧農用地整備公団法第27条第7項及び附則第19条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる農用地開発公団法改正法による改正前の農用地開発公団法第27条第3項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

M 農林水産大臣が調査した独立行政法人水資源機構の業務（平成元年4月1日以降に業務が完了するものに限る。）に係る市町村の負担金（事業実施年度が平成23年度以降のものに限る。）のうち、対象施設（ダムを除く。）に係る独立行政法人水資源機構法附則第7条の規定により同法第26条第2項の規定に基づく負担金とみなすこととされた旧水資源開発公団法第30条第2項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

N n 年度において発行について同意又は許可を得た都道府県営土地改良事業（農業生産基盤整備系統に限る。）における市町村の負担金に係る地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成22年度から令和4年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、平成22年度から令和4年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、平成22年度から令和4年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債及び地方債計画に計上されない地方債を除く。）（平成22年度から令和4年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たも

のについては、平成21年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係る地方債に限る。)の同意等額(平成22年度から令和4年度までの各年度にあつては、ダムに係るものとして総務大臣が通知した額とする。)

2 0 0 0 4 5

2 0 0 0 4 4

2 0 0 0 4 4

2 0 0 0 4 4

2 0 0 0 4 3

2 0 0 0 4 2

2 0 0 0 4 2 2

2 0 0 0 4 2 2

3 0 0 0 4 1 8 0

0 0 4 1 8 0

0 0 1 0 0 0

0 0 1 7 5

0 0 3 5 0

0 0 0 3 5 0

n年度において発行について同意又は許可を得た都道府県営土地改良事業(農地等保全管理事業及び農業施設災害関連事業に限る。)における市町村の負担金に係る地方債(災害復旧事業債、公害防止事業債、平成20年度から令和4年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、平成20年度から令和4年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、地域財政特別対策債、臨時財政特別債、公共事業等臨時特別債、平成20年度から令和4年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債及び地方債計画に計上されない地

方債を除く。)(ダムに係るもので平成22年度から令和4年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係る地方債に限る。)の同意等額に相当する額(平成20年度から令和2年度までの各年度にあつてはダムに係るものとして総務大臣が通知した額とし、令和3年度及び令和4年度にあつてはダムに係るもの又は防災重点農業用ため池緊急整備事業に係るものとして総務大臣が通知した額とする。)

2 0 0 0 4 6

2 0 0 0 4 5

2 0 0 0 4 5

2 0 0 0 4 5

2 0 0 0 2 7

2 0 0 0 2 6

2 0 0 0 2 6

2 0 0 0 2 5

2 0 0 0 2 4

2 0 0 0 2 4 1

2 0 0 0 2 3 6 4

0 0 2 3 6 4

0 0 2 3 3 7

0 0 2 0 0 0

0 0 3 2 5

0 0 5 5 0

0 0 0 5 5 0

n年度において発行について同意又は許可を得た国営土地改良事業(国営かんがい排水事業及び国営農用地再編開発事業等に限る。)における市町村の負担金(土地改良法施行令第52条の2第1項第

1号に規定する方法のうち事業完了年度の翌年度以降に一括して支払う方法による支払われるものに限る。)に係る地方債(発行について地方財政法第5条の3第6項の規定による届出がされた地方債のうち同条第1項の規定による協議を受けたならば同条第10項に規定する基準に照らして同意をすることと認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。)(災害復旧事業債、公害防止事業債、平成22年度から令和4年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、平成22年度から令和4年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、平成22年度から令和4年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債及び地方債計画に計上されない地方債を除く。)の同意等額のうちダムに係るものとして総務大臣が通知した額

2 0 0 0 4 5

2 0 0 0 4 4

2 0 0 0 4 4

2 0 0 0 4 4

2 0 0 0 4 4

2 0 0 0 4 3

2 0 0 0 4 2

2 0 0 0 4 2 2

2 0 0 0 4 2 2

3 0 0 0 4 1 8 0

0 0 4 1 8 0

0 0 1 0 0 0

0 0 1 7 5

0 0 3 5 0

0 0 4 1 8 0

0 0 1 0 0 0

0 0 3 5 0

n年度において発行について同意又は許可を得た国営土地改良事業(国営総合農地防災事業等に限る。)における市町村の負担金(土地改良法施行令第52条の2第1項第1号に規定する方法のうち事業完了年度の翌年度以降に一括して支払う方法により支払われるものに限る。)に係る地方債(発行について地方財政法第5条の3第6項の規定による届出がされた地方債のうち同条第10項に規定する基準に照らして同意をすることと認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。)(災害復旧事業債、公害防止事業債、平成20年度から令和4年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、平成20年度から令和4年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、平成20年度から令和4年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債及び地方債計画に計上されない地方債を除く。)の同意等額のうちダムに係るものとして総務大臣が通知した額

合農地防災事業等に限る。)における市町村の負担金(土地改良法施行令第52条の2第1項第1号に規定する方法のうち事業完了年度の翌年度以降に一括して支払う方法により支払われるものに限る。)に係る地方債(発行について地方財政法第5条の3第6項の規定による届出がされた地方債のうち同条第10項に規定する基準に照らして同意をすることと認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。)(災害復旧事業債、公害防止事業債、平成20年度から令和4年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、平成20年度から令和4年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、平成20年度から令和4年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債及び地方債計画に計上されない地方債を除く。)の同意等額のうちダムに係るものとして総務大臣が通知した額

2 0 0 0 4 6

2 0 0 0 4 5

2 0 0 0 4 5

U ³ 0.0.02364	U ³ 0.0.02337	U ² 0.0.00200	U ³ 0.0.00325	U ⁴ 0.0.00550	V _n	X _n	W ³ 0.0.00325	W ⁴ 0.0.00550
<p>は許可を得た団体営土地改良事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業に限る。）における市町村の負担金に係る地方債（発行について地方財政法第5条の3第6項の規定による届出がされた地方債のうち同条第1項の規定による協議を受けたならば同条第10項に規定する基準に照らして同意をすることとなる）と認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（災害復旧事業債、公害防止事業債、令和3年度及び令和4年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、令和3年度及び令和4年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、令和3年度及び令和4年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債並びに地方債計画に計上されない地方債を除く。）の同意等額に相当する額として総務大臣が通知した額</p>								

以下同じ。）（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成22年度から令和4年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、平成22年度から令和4年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債、平成22年度から令和4年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債（臨時公共事業債分）及び地方債計画に計上されない地方債を除く。）の同意等額（平成22年度から令和4年度までの各年度にあつては、ダムに係るものとして総務大臣が通知した額とする。）	Y ² 0.0.045	Y ² 0.0.044	Y ² 0.0.044	Y ² 0.0.044	Y ² 0.0.044	Y ² 0.0.044	Y ² 0.0.044	Y ² 0.0.044	Y ² 0.0.043	Y ² 0.0.042	Y ² 0.0.042	Y ² 0.0.042	Y ² 0.0.042	Y ² 0.0.04180	Y ² 0.0.04180	Y ² 0.0.04180	Y ² 0.0.04180	Y ² 0.0.04180	Y ² 0.0.04180	Z _n
<p>平成n年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと農道緊急整備事業に係るもの（平成15年度から平成20年度までの各年度において財源対策のため発行について総務大臣が指定するものを含む。）</p>																				

て同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額	AA ¹ 0.0.006	AA ¹ 0.0.003	AA ¹ 0.0.003	AA ¹ 0.0.003	AA ¹ 0.0.003	AA ¹ 0.0.003	AA ¹ 0.0.003	AA ¹ 0.0.003	AA ¹ 0.0.003	AA ¹ 0.0.003	AA ¹ 0.0.003	AA ¹ 0.0.003	AA ¹ 0.0.003	AA ¹ 0.0.003	AA ¹ 0.0.003	AA ¹ 0.0.003	AA ¹ 0.0.003	AA ¹ 0.0.003	AA ¹ 0.0.003	AA ¹ 0.0.003	AA ¹ 0.0.003
<p>平成n年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと農道緊急整備事業に係るもの（平成15年度から平成20年度までの各年度において財源対策のため発行について総務大臣が指定するものを含む。）</p>																					

AA ¹ 0.0.010	AA ¹ 0.0.005	AA ¹ 0.0.005	AA ¹ 0.0.005	AA ¹ 0.0.005	AA ¹ 0.0.005	AA ¹ 0.0.005	AA ¹ 0.0.005	AA ¹ 0.0.005	AA ¹ 0.0.005	AA ¹ 0.0.005	AA ¹ 0.0.005	AA ¹ 0.0.005	AA ¹ 0.0.005	AA ¹ 0.0.005	AA ¹ 0.0.005	AA ¹ 0.0.005	AA ¹ 0.0.005	AA ¹ 0.0.005	AA ¹ 0.0.005	AA ¹ 0.0.005	AA ¹ 0.0.005
<p>平成n年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るもの（平成15年度から平成20年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額（林野水産行政費における林業及</p>																					

び水産業の従業者数がない団体のみ適用する。)	AE15	平成15年度市場公募都市以外の市に 係るもの	0.006
	AE16	平成16年度市場公募都市以外の市に 係るもの	0.003
	AE17	平成17年度市場公募都市に 係るもの	0.012
	AE18	平成18年度市場公募都市に 係るもの	0.011
	AE19	平成19年度市場公募都市に 係るもの	0.011
	AE20	平成20年度市場公募都市に 係るもの	0.01278
	AFn	平成n年度において発行について同 意又は許可を得た臨時地方道整備事業に 係る地方債(総務大臣の指定する充当の 率を超える部分に係るものを除く。)のう ちふるさと林道緊急整備事業に係るもの の額(平成15年度から平成20年度ま での各年度において財源対策のため発行 について同意又は許可を得た地方債の額 として総務大臣が指定するものに限る。) (林野水産行政費における林業及び水産業 の従業者数がない団体のみ適用する。)	0.01785

	AG15	平成15年度市場公募都市以外の市に 係るもの	0.010
	AG16	平成16年度市場公募都市以外の市に 係るもの	0.005
	AG17	平成17年度市場公募都市に 係るもの	0.020
	AG18	平成18年度市場公募都市に 係るもの	0.019
	AG19	平成19年度市場公募都市に 係るもの	0.019
	AG20	平成20年度市場公募都市に 係るもの	0.02130
	AHn	平成n年度において発行について同 意又は許可を得た一般補助施設整備等事 業(一般分)に係る地方債のうち特定間 伐等促進対策に係るものの額に相当する 額(林野水産行政費における林業及び水 産業の従業者数がない団体のみ適用する の額)	0.02976
	AI20	平成20年度市場公募都市に 係るもの	0.01278

	AI21	平成21年度市場公募都市に 係るもの	0.01440
	AI22	平成22年度市場公募都市に 係るもの	0.01406
	AJn	平成n年度において発行について同 意又は許可を得た地方道路等整備事業に 係る地方債(総務大臣の指定する充当の 率を超える部分に係るものを除く。)のう ちふるさと農道緊急整備事業(平成22 年度から平成24年度までの各年度にお いて発行について同意又は許可を得たも の)については、平成21年度以前に着手 した継続事業として総務大臣が調査した 事業に限る。)に係るもの(平成21年度 から平成24年度までの各年度において 財源対策のため発行について同意又は許 可を得た地方債として総務大臣が指定す るものを除く。)の額に相当する額	0.01877
	AK21	平成21年度市場公募都市に 係るもの	0.01440
	AK22	平成22年度市場公募都市に 係るもの	0.01406
	AK23	平成23年度市場公募都市に 係るもの	0.01877

	AK24	平成24年度市場公募都市に 係るもの	0.01502
	ALn	平成n年度において発行について同 意又は許可を得た地方道路等整備事業に 係る地方債(総務大臣の指定する充当の 率を超える部分に係るものを除く。)のう ちふるさと農道緊急整備事業に係るもの の額(平成21年度から平成24年度ま での各年度において財源対策のため発行 について同意又は許可を得た地方債の額 として総務大臣が指定するものに限る。)	0.01930
	AM21	平成21年度市場公募都市に 係るもの	0.02400
	AM22	平成22年度市場公募都市に 係るもの	0.02344
	AM23	平成23年度市場公募都市に 係るもの	0.03129
	AM24	平成24年度市場公募都市に 係るもの	0.03135

ア	平成24年度市場公募都市に係るもの	0.02504
イ	平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03217
AN _n	平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るもの（平成21年度から平成24年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額（林野水産行政費における林業及び水産業の従業者数がない団体のみ適用する。）	
アO ₂₁	平成21年度市場公募都市に係るもの	0.01440
イ	平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.01867
アO ₂₂	平成22年度市場公募都市に係るもの	0.01406
イ	平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.01877
アO ₂₃	平成23年度市場公募都市に係るもの	0.01456
イ	平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.01881
アO ₂₄	平成24年度市場公募都市に係るもの	0.01502
イ	平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.01930
AP _n	平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に	

アAQ ₂₁	平成21年度市場公募都市に係るもの	0.02400
イ	平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03112
アAQ ₂₂	平成22年度市場公募都市に係るもの	0.02344
イ	平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03129
アAQ ₂₃	平成23年度市場公募都市に係るもの	0.02427
イ	平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03135
アAQ ₂₄	平成24年度市場公募都市に係るもの	0.02504
イ	平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03217
AR _n	n年度において発行について同意又は許可を得た一般補助施設整備等事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち農地耕作条件改善事業に係るものの額に相当する額として総務大臣が通知した額	
AS _{令元}	令和元年度市場公募都市に係るもの	0.00786

イ	令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.01107
AS _{令2}	令和2年度市場公募都市に係るもの	0.0046
イ	令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0048
AS _{令3}	令和3年度市場公募都市に係るもの	0.0059
イ	令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0069
AS _{令4}	令和4年度市場公募都市に係るもの	0.0146
イ	令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0162
AT _n	n年度において発行について同意又は許可を得た一般補助施設整備等事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち農業水路等長寿命化・防災減災事業に係るものの額に相当する額として総務大臣が通知した額	
AU _{令元}	令和元年度市場公募都市に係るもの	0.00786
イ	令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.01107
AU _{令2}	令和2年度市場公募都市に係るもの	0.0046
イ	令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0048
AU _{令3}	令和3年度市場公募都市に係るもの	0.0059
イ	令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0069
AU _{令4}	令和4年度市場公募都市に係るもの	0.0146
イ	令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0162

五十 林業及び水産物生産費		算式
林業及び水産物生産費		算式
林業及び水産物生産費		算式
算式の符号		
A	測定単位の数値	
B _n	平成n年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道路整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るもの（平成15年度から平成20年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額	
C ₁₅	平成15年度市場公募都市に係るもの	0.006
C ₁₆	平成16年度市場公募都市に係るもの	0.003
C ₁₇	平成17年度市場公募都市に係るもの	0.012
C ₁₈	平成18年度市場公募都市に係るもの	0.011
C ₁₉	平成19年度市場公募都市に係るもの	0.011
C ₂₀	平成20年度市場公募都市に係るもの	0.000

係る額については符号B_nに準ずることとする。

アI ₂₀	平成20年度市場公募都市に係るもの	0.63567
イ	平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0000
アのI ₁₉	平成19年度市場公募都市に係るもの	0.567
イ	平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0000
アのI ₁₈	平成18年度市場公募都市に係るもの	0.567
イ	平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0000
アのI ₁₇	平成17年度市場公募都市に係るもの	0.582
イ	平成16年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0000
アのI ₁₆	平成16年度市場公募都市に係るもの	0.149
イ	平成15年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0000
アのI ₁₅	平成15年度市場公募都市に係るもの	0.0000

は許可を得た地域活性化事業債の額（平成15年度から令和4年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）（平成22年度から令和4年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続の事業等の地方債として総務大臣が調査したものに限る。）

イI ₂₈	平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.88821
アのI ₂₁	平成21年度市場公募都市に係るもの	0.71627
イ	平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.92881
アのI ₂₂	平成22年度市場公募都市に係るもの	0.69955
イ	平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.93388
アのI ₂₃	平成23年度市場公募都市に係るもの	0.72448
イ	平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.93567
アのI ₂₄	平成24年度市場公募都市に係るもの	0.74731
イ	平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.96015
アのI ₂₅	平成25年度市場公募都市に係るもの	0.776
イ	平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.970
アのI ₂₆	平成26年度市場公募都市に係るもの	0.761
イ	平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.955
アのI ₂₇	平成27年度市場公募都市に係るもの	0.731
イ	平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.925

アのI ₂₈	平成28年度市場公募都市に係るもの	0.7090
イ	平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.9224
アのI ₂₉	平成29年度市場公募都市に係るもの	0.7119
イ	平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.9254
アのI ₃₀	平成30年度市場公募都市に係るもの	0.54269
イ	平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.75463
アのI _元	令和元年度市場公募都市に係るもの	0.52791
イ	令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.74373
アのI ₂	令和2年度市場公募都市に係るもの	0.03104
イ	令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03239
アのI ₃	令和3年度市場公募都市に係るもの	0.03985
イ	令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.04612
アのI ₄	令和4年度市場公募都市に係るもの	0.09806
イ	令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.10851

J_n 平成n年度において発行について同意又は許可を得た旧地域総合整備事業債特別分（平成15年度から平成19年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については符号B_nに準ずるものとする。

アのK ₁₉	平成19年度市場公募都市に係るもの	2.0000
イ	平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0000
アのK ₁₈	平成18年度市場公募都市に係るもの	2.0000
イ	平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0000
アのK ₁₇	平成17年度市場公募都市に係るもの	2.053
イ	平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0000
アのK ₁₆	平成16年度市場公募都市に係るもの	0.526
イ	平成15年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0000
アのK ₁₅	平成15年度市場公募都市に係るもの	1.0000

町村に係るもの 0.0000
 当該市町村の財政力指数（当該市町村に係る基準財政収入額（錯誤に係る額として加減した額を除く。）を基準財政需要額（錯誤に係る額として加減した額を除く。）で除して得た数値（小数点以下2位未満の数値があるときは、その端数を四捨五入する。）で当該年度前3年度内の各年度に係るものを合算して得たものを3で除して得た数値（小数点以下2位未満の数値があるときは、その端数を四捨五入する。）をいい、当該年度の4月1日以前3年の間に市町村の廃置分合又は境界変更によつてその区域に異動のあつた市町村については、当該市町村が当該年度の4月1日現在の区域をもつて存在していたものとみなして算定し、これらの額の分別の方法については、第49条及び第50条の規定を準用する。）に別表第3の9Aに定める当該財政力指数の段階に応ずる率を乗じて得た数（小数点以下3位未満の数値があるときは、その端数を四捨五入する。）と同表Bに定める当該財政力指数の段階に応ずる数値との合計数とする。ただし、当該合計数が0.3

0.00に満たないときは0.300とし、 0.550を超えるときは0.550とし する。	L _n 平成n年度において発行について同 意又は許可を得た旧地域総合整備事業債 特別分の額（平成15年度から平成19 年度までの各年度において財源対策のた め発行について同意又は許可を得た地方 債の額として総務大臣が指定するもの に限る。）	M ₁₅ 1.000	M ₁₆ 0.149	M ₁₇ 0.582	A ₁₇ 平成17年度市場公募都市に係るも の 0.582	I ₁₇ 平成17年度市場公募都市以外の市 町村に係るもの 0.000	M ₁₈ 平成18年度市場公募都市に係るも の 0.567	A ₁₈ 平成18年度市場公募都市以外の市 町村に係るもの 0.000	I ₁₈ 平成18年度市場公募都市以外の市 町村に係るもの 0.000	M ₁₉ 平成19年度市場公募都市に係るも の 0.567	A ₁₉ 平成19年度市場公募都市以外の市 町村に係るもの 0.000	I ₁₉ 平成19年度市場公募都市以外の市 町村に係るもの 0.000	N _n 平成n年度において発行について同 意又は許可を得た地域総合整備資金貸付 事業債（用地事業に係るものを除く。）の 額に相当する額	O ₂₀ 平成20年度市場公募都市に係るも の 1.000	A ₂₀ 平成20年度市場公募都市以外の市 町村に係るもの 1.000	I ₂₀ 平成20年度市場公募都市以外の市 町村に係るもの 1.000	O ₂₁ 平成21年度市場公募都市に係るも の 1.000	A ₂₁ 平成21年度市場公募都市以外の市 町村に係るもの 1.000	I ₂₁ 平成21年度市場公募都市以外の市 町村に係るもの 1.000
--	---	-----------------------	-----------------------	-----------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--

平成21年度市場公募都市に係るも の 1.050	I ₂₂ 平成21年度市場公募都市以外の市 町村に係るもの 1.100	O ₂₂ 平成22年度市場公募都市に係るも の 2.600	A ₂₂ 平成22年度市場公募都市以外の市 町村に係るもの 2.750	I ₂₂ 平成22年度市場公募都市以外の市 町村に係るもの 2.750	P _n 平成n年度において発行について同 意又は許可を得た地域総合整備資金貸付 事業債（用地事業に係るものに限る。）の 額に相当する額のうち平成n年度市場公 募都市に係るもの 2.600	Q ₂₀ 2.1.000	Q ₂₁ 2.1.050	Q ₂₂ 2.600	P _n 平成n年度において発行について 同意又は許可を得た地域総合整備資金貸 付事業債（用地事業に係るものに限る。） の額に相当する額のうち平成n年度市場 公募都市以外の市町村に係るもの 2.1.1.000	Q ₂₁ 2.1.1.000	Q ₂₂ 2.750	R _n n年度において発行について同意又 は許可を得た半島振興道路整備事業に係 る地方債（総務大臣の指定する充当の率 を超える部分に係るものを除く。）の額に 相当する額。この場合において、市町村 が組織する組合に係る額については符号 B _n に準ずるものとする。	S ₁₅ 1.000	S ₁₆ 0.526	S ₁₇ 2.053	A ₁₇ 平成17年度市場公募都市に係るも の 2.053
--------------------------------	--	--	--	--	---	-------------------------	-------------------------	-----------------------	---	---------------------------	-----------------------	---	-----------------------	-----------------------	-----------------------	--

平成17年度市場公募都市以外の市 町村に係るもの 0.000	I ₁₈ 平成18年度市場公募都市に係るも の 2.000	A ₁₈ 平成18年度市場公募都市以外の市 町村に係るもの 0.000	I ₁₉ 平成19年度市場公募都市以外の市 町村に係るもの 0.000	A ₁₉ 平成19年度市場公募都市に係るも の 2.000	S ₂₀ 平成20年度市場公募都市に係るも の 2.241	A ₂₀ 平成20年度市場公募都市に係るも の 2.241	I ₂₀ 平成20年度市場公募都市以外の市 町村に係るもの 0.000	A ₂₁ 平成21年度市場公募都市に係るも の 2.525	S ₂₁ 平成21年度市場公募都市に係るも の 2.525	A ₂₁ 平成21年度市場公募都市に係るも の 2.525	I ₂₁ 平成21年度市場公募都市以外の市 町村に係るもの 0.000	A ₂₂ 平成22年度市場公募都市に係るも の 2.466	S ₂₂ 平成22年度市場公募都市に係るも の 2.466	A ₂₂ 平成22年度市場公募都市に係るも の 2.466	I ₂₂ 平成22年度市場公募都市以外の市 町村に係るもの 0.000	A ₂₃ 平成23年度市場公募都市に係るも の 2.554	S ₂₃ 平成23年度市場公募都市に係るも の 2.554	A ₂₃ 平成23年度市場公募都市に係るも の 2.554	I ₂₃ 平成23年度市場公募都市以外の市 町村に係るもの 0.000	A ₂₄ 平成24年度市場公募都市に係るも の 2.635	S ₂₄ 平成24年度市場公募都市に係るも の 2.635	A ₂₄ 平成24年度市場公募都市に係るも の 2.635	I ₂₄ 平成24年度市場公募都市以外の市 町村に係るもの 0.000	S ₂₅ 平成25年度市場公募都市以外の市 町村に係るもの 3.385
--------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

平成25年度市場公募都市に係るも の 2.737	I ₂₅ 平成25年度市場公募都市以外の市 町村に係るもの 3.421	A ₂₆ 平成26年度市場公募都市に係るも の 2.684	I ₂₆ 平成26年度市場公募都市以外の市 町村に係るもの 3.368	A ₂₇ 平成27年度市場公募都市に係るも の 2.579	S ₂₈ 平成28年度市場公募都市に係るも の 2.500	A ₂₈ 平成28年度市場公募都市に係るも の 2.500	I ₂₈ 平成28年度市場公募都市以外の市 町村に係るもの 3.252	A ₂₉ 平成29年度市場公募都市に係るも の 2.510	S ₂₉ 平成29年度市場公募都市に係るも の 2.510	A ₂₉ 平成29年度市場公募都市に係るも の 2.510	I ₂₉ 平成29年度市場公募都市以外の市 町村に係るもの 3.263	A ₃₀ 平成30年度市場公募都市に係るも の 1.913	S ₃₀ 平成30年度市場公募都市に係るも の 1.913	A ₃₀ 令和元年度市場公募都市に係るも の 1.861	S ₃₁ 令和元年度市場公募都市に係るも の 1.861	A ₃₁ 令和2年度市場公募都市に係るも の 0.109	I ₃₁ 令和2年度市場公募都市以外の市町 村に係るもの 0.114
--------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	---	---	---

ア	令和3年度市場公募都市に係るもの	0.14053
イ	令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.16263
S ⁴	令4	
ア	令和4年度市場公募都市に係るもの	0.34579
イ	令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.38263
T _n	平成n年度において発行を許可された地方拠点都市整備事業に係る地方債(総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。)の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については符号B _n に準ずるものとする。	
U ₅	1 1.000	
U ₆	1 0.526	
V _n	平成n年度において発行について同意又は許可を得た中心市街地再活性化等特別対策事業に係る地方債(総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。)の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については符号B _n に準ずるものとする。	
W ₁₈	平成18年度市場公募都市に係るもの	2.0000
ア	平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0000
イ	平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0000
の	平成17年度市場公募都市に係るもの	2.053
ア	平成17年度市場公募都市に係るもの	2.053

W ₂₀	平成20年度市場公募都市に係るもの	2.24158
イ	平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	3.13211
ア	平成21年度市場公募都市に係るもの	2.52579
イ	平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	3.27526
W ₂₁	平成21年度市場公募都市に係るもの	2.52579
ア	平成22年度市場公募都市に係るもの	2.46684
イ	平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	3.29316
X _n	合併特例法に基づき実施する市町村合併推進事業に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債(総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。)の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については符号B _n に準ずるものとする。	
Y ₁₅	1 1.000	
Y ₁₆	1 0.526	
Y ₁₇	1 0.526	
ア	平成17年度市場公募都市に係るもの	2.053
イ	平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0000
の	平成17年度市場公募都市に係るもの	2.053
ア	平成17年度市場公募都市に係るもの	2.053
Y ₁₈	平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0000

ア	平成18年度市場公募都市に係るもの	2.0000
イ	平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0000
ア	平成19年度市場公募都市に係るもの	2.0000
イ	平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0000
ア	平成20年度市場公募都市に係るもの	2.24158
イ	平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	3.13211
ア	平成21年度市場公募都市に係るもの	2.52579
イ	平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	3.27526
ア	平成22年度市場公募都市に係るもの	2.46684
イ	平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	3.29316
ア	平成23年度市場公募都市に係るもの	2.55474
イ	平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	3.29947
ア	平成24年度市場公募都市に係るもの	2.63526
イ	平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	3.38579
ア	平成25年度市場公募都市に係るもの	2.737
イ	平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	3.421

ア	平成26年度市場公募都市に係るもの	2.684
イ	平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	3.368
ア	平成27年度市場公募都市に係るもの	2.579
イ	平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	3.263
ア	平成28年度市場公募都市に係るもの	2.5000
イ	平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	3.2526
ア	平成29年度市場公募都市に係るもの	2.5105
イ	平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	3.2632
ア	平成30年度市場公募都市に係るもの	1.91368
イ	平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	2.66105
Y ³	令和元年度市場公募都市に係るもの	1.86158
イ	令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	2.62263
Y ²	令和2年度市場公募都市に係るもの	0.10947
イ	令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	1.1421
Y ³	令和3年度市場公募都市に係るもの	0.14053
イ	令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.16263

AA ₂₂	町のイ	平成21年度市場公募都市に属するもの	0.001920
AA ₂₁	町のイ	平成20年度市場公募都市以外の市町村に属するもの	0.02380
AA ₂₀	町のイ	平成19年度市場公募都市に属するもの	0.015
AA ₁₉	町のイ	平成18年度市場公募都市以外の市町村に属するもの	0.000
AA ₁₈	町のイ	平成17年度市場公募都市に属するもの	0.019

AA ₂₉	町のイ	平成28年度市場公募都市以外の市町村に属するもの	0.0190
AA ₂₈	町のイ	平成27年度市場公募都市に属するもの	0.020
AA ₂₇	町のイ	平成26年度市場公募都市に属するもの	0.020
AA ₂₆	町のイ	平成25年度市場公募都市以外の市町村に属するもの	0.026
AA ₂₅	町のイ	平成24年度市場公募都市に属するもの	0.02003
AA ₂₄	町のイ	平成23年度市場公募都市以外の市町村に属するもの	0.02508
AA ₂₃	町のイ	平成22年度市場公募都市に属するもの	0.02503

AC ₁₈	町のイ	平成29年度市場公募都市に属するもの	0.0191
AA ₃₀	町のイ	平成30年度市場公募都市以外の市町村に属するもの	0.02022
AA ₃₀	町のイ	令和元年度市場公募都市に属するもの	0.01415
AA ₃₀	町のイ	令和元年度市場公募都市以外の市町村に属するもの	0.01993
AA ₃₀	町のイ	令和2年度市場公募都市に属するもの	0.00083
AA ₃₀	町のイ	令和2年度市場公募都市以外の市町村に属するもの	0.00087
AA ₃₀	町のイ	令和3年度市場公募都市に属するもの	0.00107
AA ₃₀	町のイ	令和3年度市場公募都市以外の市町村に属するもの	0.00124
AA ₃₀	町のイ	令和4年度市場公募都市に属するもの	0.00263
AA ₃₀	町のイ	令和4年度市場公募都市以外の市町村に属するもの	0.00291

AC ₂₄	町のイ	平成24年度市場公募都市に属するもの	0.02504
AC ₂₃	町のイ	平成23年度市場公募都市以外の市町村に属するもの	0.03135
AC ₂₃	町のイ	平成22年度市場公募都市に属するもの	0.02427
AC ₂₂	町のイ	平成22年度市場公募都市に属するもの	0.02344
AC ₂₂	町のイ	平成21年度市場公募都市以外の市町村に属するもの	0.03112
AC ₂₁	町のイ	平成20年度市場公募都市に属するもの	0.02400
AC ₂₁	町のイ	平成20年度市場公募都市以外の市町村に属するもの	0.02976
AC ₂₀	町のイ	平成19年度市場公募都市に属するもの	0.02130
AC ₁₉	町のイ	平成19年度市場公募都市に属するもの	0.019
AC ₁₉	町のイ	平成18年度市場公募都市以外の市町村に属するもの	0.000

Y_{令4}
 ア 令和4年度市場公募都市に属するもの
 イ 令和4年度市場公募都市以外の市町村に属するもの
 Z_n 合併新法に基づき実施する市町村合併推進事業（既存の公共施設等を廃止して行う統合施設の整備等であつて市町村合併による行政コストの合理化効果の発現に繋がる事業を除く。）に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については符号B_nに準ずるものとする。

AB_n 合併新法に基づき実施する市町村合併推進事業（既存の公共施設等を廃止して行う統合施設の整備等であつて市町村合併による行政コストの合理化効果の発現に繋がる事業分）に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については符号B_nに準ずるものとする。

イ	令和元年度市場公募都市以外の市町	0.02492
ア	令和元年度市場公募都市に係るもの	0.01769
AC	令和元年度市場公募都市に係るもの	0.02528
イ	平成30年度市場公募都市以外の市	0.01818
ア	平成30年度市場公募都市に係るもの	0.01818
AC	平成30年度市場公募都市に係るもの	0.0310
イ	平成29年度市場公募都市以外の市	0.0239
ア	平成29年度市場公募都市に係るもの	0.0239
AC	平成29年度市場公募都市に係るもの	0.0309
イ	平成28年度市場公募都市以外の市	0.0238
ア	平成28年度市場公募都市に係るもの	0.0238
AC	平成28年度市場公募都市に係るもの	0.031
イ	平成27年度市場公募都市以外の市	0.025
ア	平成27年度市場公募都市に係るもの	0.025
AC	平成27年度市場公募都市に係るもの	0.032
イ	平成26年度市場公募都市以外の市	0.025
ア	平成26年度市場公募都市に係るもの	0.025
AC	平成26年度市場公募都市に係るもの	0.032
イ	平成25年度市場公募都市以外の市	0.026
ア	平成25年度市場公募都市に係るもの	0.026
AC	平成25年度市場公募都市に係るもの	0.032

イ	平成17年度市場公募都市以外の市	0.012
ア	平成17年度市場公募都市に係るもの	0.012
AC	平成17年度市場公募都市に係るもの	0.03
イ	平成16年度市場公募都市以外の市	0.006
ア	平成16年度市場公募都市に係るもの	0.006
AC	平成16年度市場公募都市に係るもの	0.03
イ	令和2年度市場公募都市以外の市	0.0104
ア	令和2年度市場公募都市に係るもの	0.0104
AC	令和2年度市場公募都市に係るもの	0.0109
イ	令和3年度市場公募都市以外の市	0.0134
ア	令和3年度市場公募都市に係るもの	0.0134
AC	令和3年度市場公募都市に係るもの	0.0155
イ	令和4年度市場公募都市以外の市	0.0329
ア	令和4年度市場公募都市に係るもの	0.0329
AC	令和4年度市場公募都市に係るもの	0.0364

イ	平成25年度市場公募都市以外の市	0.016
ア	平成25年度市場公募都市に係るもの	0.016
AC	平成25年度市場公募都市に係るもの	0.01930
イ	平成24年度市場公募都市以外の市	0.01502
ア	平成24年度市場公募都市に係るもの	0.01502
AC	平成24年度市場公募都市に係るもの	0.01881
イ	平成23年度市場公募都市以外の市	0.01456
ア	平成23年度市場公募都市に係るもの	0.01456
AC	平成23年度市場公募都市に係るもの	0.01877
イ	平成22年度市場公募都市以外の市	0.01406
ア	平成22年度市場公募都市に係るもの	0.01406
AC	平成22年度市場公募都市に係るもの	0.01867
イ	平成21年度市場公募都市以外の市	0.01440
ア	平成21年度市場公募都市に係るもの	0.01440
AC	平成21年度市場公募都市に係るもの	0.01785
イ	平成20年度市場公募都市以外の市	0.01278
ア	平成20年度市場公募都市に係るもの	0.01278
AC	平成20年度市場公募都市に係るもの	0.01785
イ	平成19年度市場公募都市以外の市	0.011
ア	平成19年度市場公募都市に係るもの	0.011
AC	平成19年度市場公募都市に係るもの	0.011
イ	平成18年度市場公募都市以外の市	0.011
ア	平成18年度市場公募都市に係るもの	0.011
AC	平成18年度市場公募都市に係るもの	0.011

イ	令和3年度市場公募都市以外の市	0.00080
ア	令和3年度市場公募都市に係るもの	0.00080
AC	令和3年度市場公募都市に係るもの	0.0065
イ	令和2年度市場公募都市以外の市	0.0062
ア	令和2年度市場公募都市に係るもの	0.0062
AC	令和2年度市場公募都市に係るもの	0.01495
イ	令和元年度市場公募都市以外の市	0.01061
ア	令和元年度市場公募都市に係るもの	0.01061
AC	令和元年度市場公募都市に係るもの	0.01517
イ	平成30年度市場公募都市以外の市	0.01091
ア	平成30年度市場公募都市に係るもの	0.01091
AC	平成30年度市場公募都市に係るもの	0.0186
イ	平成29年度市場公募都市以外の市	0.0143
ア	平成29年度市場公募都市に係るもの	0.0143
AC	平成29年度市場公募都市に係るもの	0.0185
イ	平成28年度市場公募都市以外の市	0.0143
ア	平成28年度市場公募都市に係るもの	0.0143
AC	平成28年度市場公募都市に係るもの	0.019
イ	平成27年度市場公募都市以外の市	0.015
ア	平成27年度市場公募都市に係るもの	0.015
AC	平成27年度市場公募都市に係るもの	0.019
イ	平成26年度市場公募都市以外の市	0.015
ア	平成26年度市場公募都市に係るもの	0.015
AC	平成26年度市場公募都市に係るもの	0.019
イ	平成25年度市場公募都市以外の市	0.019
ア	平成25年度市場公募都市に係るもの	0.019
AC	平成25年度市場公募都市に係るもの	0.019

算式II

$$\frac{B_n \times C1 + \frac{B_n \times C2}{2} + \frac{B_n \times C3}{3} + \frac{B_n \times C4}{4} + \frac{B_n \times C5}{5} + \frac{B_n \times C6}{6} + \frac{B_n \times C7}{7} + \frac{B_n \times C8}{8} + \frac{B_n \times C9}{9} + \frac{B_n \times C10}{10} + \frac{B_n \times C11}{11} + \frac{B_n \times C12}{12} + \frac{B_n \times C13}{13} + \frac{B_n \times C14}{14} + \frac{B_n \times C15}{15} + \frac{B_n \times C16}{16} + \frac{B_n \times C17}{17} + \frac{B_n \times C18}{18} + \frac{B_n \times C19}{19} + \frac{B_n \times C20}{20} + \frac{B_n \times C21}{21} + \frac{B_n \times C22}{22} + \frac{B_n \times C23}{23} + \frac{B_n \times C24}{24} + \frac{B_n \times C25}{25} + \frac{B_n \times C26}{26} + \frac{B_n \times C27}{27} + \frac{B_n \times C28}{28} + \frac{B_n \times C29}{29} + \frac{B_n \times C30}{30}$$

算式II

$$\frac{B_n \times C1 + \frac{B_n \times C2}{2} + \frac{B_n \times C3}{3} + \frac{B_n \times C4}{4} + \frac{B_n \times C5}{5} + \frac{B_n \times C6}{6} + \frac{B_n \times C7}{7} + \frac{B_n \times C8}{8} + \frac{B_n \times C9}{9} + \frac{B_n \times C10}{10} + \frac{B_n \times C11}{11} + \frac{B_n \times C12}{12} + \frac{B_n \times C13}{13} + \frac{B_n \times C14}{14} + \frac{B_n \times C15}{15} + \frac{B_n \times C16}{16} + \frac{B_n \times C17}{17} + \frac{B_n \times C18}{18} + \frac{B_n \times C19}{19} + \frac{B_n \times C20}{20} + \frac{B_n \times C21}{21} + \frac{B_n \times C22}{22} + \frac{B_n \times C23}{23} + \frac{B_n \times C24}{24} + \frac{B_n \times C25}{25} + \frac{B_n \times C26}{26} + \frac{B_n \times C27}{27} + \frac{B_n \times C28}{28} + \frac{B_n \times C29}{29} + \frac{B_n \times C30}{30}$$

A 測定単位の数値

B_n 防災対策事業（防災基盤整備事業分（特に推進すべきものを除く。）に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額は、当該額を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村に係る額とみなす。

イ	令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00093
ア	令和4年度市場公募都市に係るもの	0.00197
イ	令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00218
D _n	防災対策事業（防災基盤整備事業分（特に推進すべきもの）に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する相当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については符号B _n に準ずるものとする。	
E ₁₇	平成17年度市場公募都市に係るもの	0.020
イ	平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0000
E ₁₈	平成18年度市場公募都市に係るもの	0.019
イ	平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0000
E ₁₉	平成19年度市場公募都市に係るもの	0.019
イ	平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0000
E ₂₀	平成20年度市場公募都市に係るもの	0.02130
イ	平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.02976
E ₂₁	平成21年度市場公募都市に係るもの	0.02400
イ	平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03112

E ₂₂	平成22年度市場公募都市に係るもの	0.02344
イ	平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03129
E ₂₃	平成23年度市場公募都市に係るもの	0.02427
イ	平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03135
E ₂₄	平成24年度市場公募都市に係るもの	0.02504
イ	平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03217
E ₂₅	平成25年度市場公募都市に係るもの	0.026
イ	平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.032
E ₂₆	平成26年度市場公募都市に係るもの	0.025
イ	平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.032
E ₂₇	平成27年度市場公募都市に係るもの	0.025
イ	平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.031
E ₂₈	平成28年度市場公募都市に係るもの	0.0238
イ	平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0309
E ₂₉	平成29年度市場公募都市に係るもの	0.0239

E ₃₀	平成30年度市場公募都市に係るもの	0.01818
イ	平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.02528
E _元	令和元年度市場公募都市に係るもの	0.01769
イ	令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.02492
E ₂	令和2年度市場公募都市に係るもの	0.0104
イ	令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0109
E ₃	令和3年度市場公募都市に係るもの	0.00134
イ	令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00155
E ₄	令和4年度市場公募都市に係るもの	0.00329
イ	令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00364
F _n	防災対策事業（公共施設等耐震化事業分）に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債（平成21年度から令和4年度までの各年度においてIs値が0.3未満の施設を対象とした事業分及び総務大臣の指定する相当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については符号B _n に準ずるものとする。	
G ₁₇		0.005
G ₁₆		0.009
G ₁₅		0.009

G ₂₄	平成24年度市場公募都市に係るもの	0.02504
イ	平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03135
G ₂₃	平成23年度市場公募都市に係るもの	0.02427
イ	平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03129
G ₂₂	平成22年度市場公募都市に係るもの	0.02344
イ	平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03217
G ₂₁	平成21年度市場公募都市に係るもの	0.02400
イ	平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.02976
G ₂₀	平成20年度市場公募都市に係るもの	0.02130
イ	平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03000
G ₁₉	平成19年度市場公募都市に係るもの	0.019
イ	平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03000
G ₁₈	平成18年度市場公募都市に係るもの	0.019
イ	平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03000
G ₁₇	平成17年度市場公募都市に係るもの	0.020
イ	平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03000

イ	平成24年度市場公募都市以外の市 0.03217
ア	平成25年度市場公募都市に係るもの 0.026
イ	平成25年度市場公募都市以外の市 0.032
ア	平成26年度市場公募都市に係るもの 0.025
イ	平成26年度市場公募都市以外の市 0.032
ア	平成27年度市場公募都市に係るもの 0.025
イ	平成27年度市場公募都市以外の市 0.031
ア	平成28年度市場公募都市に係るもの 0.0238
イ	平成28年度市場公募都市以外の市 0.0309
ア	平成29年度市場公募都市に係るもの 0.0239
イ	平成29年度市場公募都市以外の市 0.0310
ア	平成30年度市場公募都市に係るもの 0.01818
イ	平成30年度市場公募都市以外の市 0.02528
ア	令和元年度市場公募都市に係るもの 0.01769
イ	令和元年度市場公募都市以外の市 0.02492
ア	令和2年度市場公募都市に係るもの 0.0104

イ	令和2年度市場公募都市以外の市 0.00109
ア	令和3年度市場公募都市に係るもの 0.00134
イ	令和3年度市場公募都市以外の市 0.00155
ア	令和4年度市場公募都市に係るもの 0.00329
イ	令和4年度市場公募都市以外の市 0.00364
ア	令和21年度市場公募都市に係るもの 0.03215
イ	令和21年度市場公募都市以外の市 0.04169
ア	令和22年度市場公募都市に係るもの 0.03140
イ	令和22年度市場公募都市以外の市 0.04192
ア	令和23年度市場公募都市に係るもの 0.03252
イ	令和23年度市場公募都市以外の市 0.04200
ア	令和24年度市場公募都市に係るもの 0.03355
イ	令和24年度市場公募都市以外の市 0.04310

イ	平成25年度市場公募都市に係るもの 0.035
ア	平成25年度市場公募都市以外の市 0.043
イ	平成26年度市場公募都市に係るもの 0.034
ア	平成26年度市場公募都市に係るもの 0.043
イ	平成27年度市場公募都市に係るもの 0.033
ア	平成27年度市場公募都市に係るもの 0.042
イ	平成28年度市場公募都市に係るもの 0.0318
ア	平成28年度市場公募都市に係るもの 0.0414
イ	平成29年度市場公募都市に係るもの 0.0320
ア	平成29年度市場公募都市以外の市 0.0415
イ	平成30年度市場公募都市に係るもの 0.02436
ア	平成30年度市場公募都市以外の市 0.03388
イ	令和元年度市場公募都市に係るもの 0.02370
ア	令和元年度市場公募都市以外の市 0.03339
イ	令和2年度市場公募都市に係るもの 0.0139
ア	令和2年度市場公募都市以外の市 0.0145

イ	令和3年度市場公募都市に係るもの 0.00179
ア	令和3年度市場公募都市以外の市 0.00207
イ	令和4年度市場公募都市に係るもの 0.00440
ア	令和4年度市場公募都市以外の市 0.00487
イ	令和17年度市場公募都市以外の市 0.020
ア	令和17年度市場公募都市に係るもの 0.000
イ	令和16年度市場公募都市に係るもの 0.005
ア	令和15年度市場公募都市に係るもの 0.009
イ	令和14年度市場公募都市に係るもの 0.009
ア	令和13年度市場公募都市に係るもの 0.009
イ	令和12年度市場公募都市に係るもの 0.009
ア	令和11年度市場公募都市に係るもの 0.009
イ	令和10年度市場公募都市に係るもの 0.009
ア	令和9年度市場公募都市に係るもの 0.009
イ	令和8年度市場公募都市に係るもの 0.009
ア	令和7年度市場公募都市に係るもの 0.009
イ	令和6年度市場公募都市に係るもの 0.009
ア	令和5年度市場公募都市に係るもの 0.009
イ	令和4年度市場公募都市に係るもの 0.009
ア	令和3年度市場公募都市に係るもの 0.009

O ₁₈	O ₁₇	O ₁₆	O ₁₅	N _n	M ₃₀	M ₂₉	M ₂₈	M ₂₇	M ₂₆	M ₂₅	M ₂₄	M ₂₃	M ₂₂	M ₂₁	M ₂₀	M ₁₉
0.000	0.000	0.009	0.017	沖繩北部特別振興対策に係る経費に充てるため平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については符号B _n に準ずるものとする。	0.4550	0.558	0.556	0.56	0.58	0.58	0.5790	0.5642	0.5631	0.5601	0.5356	0.000
					0.4485											
					0.0195											
					0.0278											

O ₁₉	O ₂₀	O ₂₁	P	Q
0.000	0.5356	0.5601	国が行う第二種（A）空港の整備事業に係る法令に基づく市町村負担金に充てるため昭和57年度から平成11年度までの各年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和57年度から昭和61年度までの各年度及び平成3年度から平成11年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和57年度及び昭和59年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源策債、昭和61年度、昭和62年度及び平成4年度から平成11年度までの各年度において発行を許可された補正予算債、地域財政特例債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、地方債計画に計上されない地方債並びに総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金	国庫の補助金を受けて道府県が施行する第二種（B）空港（第二種空港のうち道府県が管理するものに限る。）の整備事業に係る法令に基づく市町村負担金に充てるため昭和57年度から平成11年度までの各年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和57年度から昭和61年度までの各年度及び平成3年度から平成11年度までの各年度及び平成61年度までの各年度において発行を許可された地方債、財源策債、昭和61年度、昭和62年度及び平成4年度から平成11年度までの各年度において発行を許可された補正予算債、地域財政特例債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、地方債計画に計上されない地方債並びに総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金

R	S	T _n
国庫の補助金を受けて道府県が施行した第三種空港の整備事業に係る法令に基づく市町村負担金に充てるため昭和57年度から平成11年度までの各年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和57年度から昭和61年度までの各年度及び平成3年度から平成11年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和57年度及び昭和59年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源策債、昭和61年度、昭和62年度及び平成4年度から平成11年度までの各年度において発行を許可された補正予算債、地域財政特例債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、地方債計画に計上されない地方債並びに総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金	国庫の補助金を受けて市町村が施行する第二種（B）空港（第二種空港のうち市町村が管理するものに限る。）の整備事業に係る経費に充てるため昭和57年度から平成11年度までの各年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和57年度から昭和61年度までの各年度及び平成3年度から平成11年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和57年度から昭和59年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源策債、昭和61年度、昭和62年度及び平成4年度から平成11年度までの各年度において発行を許可された補正予算債、地域財政特例債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、地方債計画に計上されない地方債並びに総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金	PFI事業者が整備してn年度に供用を開始した公共施設等の施設整備費用額（当該地方団体が当該施設を建設し

U ₂₄	U ₂₃	U ₂₂	U ₂₁	U ₂₀
知した額に係るもの 0.2961	山形県東根市に対して総務大臣が通知した額に係るもの 0.1410	北海道札幌市及び愛知県豊田市に対して総務大臣が通知した額に係るもの並びに愛知県豊橋市及び静岡県静岡市に対して総務大臣が通知した額のうち①に係るもの 0.1428	愛知県名古屋市中に対して総務大臣が通知した額のうち、補助事業分に係るもの 0.3367	0.1354
	東京都京都市に対して総務大臣が通知した額に係るもの 0.07142	愛知県名古屋市中に対して総務大臣が通知した額に係るもの及び愛知県豊橋市に対して総務大臣が通知した額のうち②に係るもの 0.01607	愛知県名古屋市中に対して総務大臣が通知した額のうち、補助事業分に係るもの 0.3367	
	三重県鈴鹿市に対して総務大臣が通知した額に係るもの 0.03	三重県鈴鹿市に対して総務大臣が通知した額に係るもの 0.01607		

U ₂₉	0.0339	伊 神奈川県横浜市及び福岡県福岡市に 対して総務大臣が通知した額に係るもの
U ₂₈	0.055	ア 兵庫県川西市に対して総務大臣が通 知した額のうち②に係るもの
U ₂₇	0.04	ア 兵庫県川西市に対して総務大臣が通 知した額のうち①に係るもの
U ₂₆	0.035	ア 大阪府大阪市に対して総務大臣が通 知した額に係るもの
U ₂₅	0.014	ア 香川県まんのう町に対して総務大臣 が通知した額に係るもの
U ₂₄	0.035	イ 愛知県豊橋市に対して総務大臣が通 知した額に係るもの
U ₂₃	0.049	エ 兵庫県川西市に対して総務大臣が通 知した額のうち②に係るもの
U ₂₂	0.035	イ 福岡県福岡市に対して総務大臣が通 知した額に係るもの
U ₂₁	0.035	ウ 愛知県田原市に対して総務大臣が通 知した額に係るもの及び兵庫県川西市に 対して総務大臣が通知した額のうち①に 係るもの
U ₂₀	0.035	イ 兵庫県川西市に対して総務大臣が通 知した額のうち②に係るもの
U ₁₉	0.0339	イ 神奈川県横浜市及び福岡県福岡市に 対して総務大臣が通知した額に係るもの

U ₃₀	0.0339	ア 静岡県静岡市、愛知県西尾市及び滋 賀県大津市に対して総務大臣が通知した 額に係るもの並びに愛知県岡崎市及び幸 田町並びに福岡県福岡市に対して総務大 臣が通知した額のうち①に係るもの
U ₂₉	0.03386	イ 兵庫県川西市に対して総務大臣が通 知した額に係るもの及び福岡県福岡市に 対して総務大臣が通知した額のうち②に 係るもの
U ₂₈	0.03386	イ 北海道帯広市、神奈川県小田原市、 南足柄市、大井町、松田町及び箱根町並 びに岐阜県美濃加茂市、可児市、坂祝町、 富加町、川辺町、七宗町、八百津町及び 御嵩町に対して総務大臣が通知した額に 係るもの並びに静岡県浜松市に対して総 務大臣が通知した額のうち①に係るもの
U ₂₇	0.03367	イ 茨城県神栖市に対して総務大臣が通 知した額に係るもの
U ₂₆	0.03354	ア 埼玉県所沢市並びに愛知県岡崎市及 び西尾市に対して総務大臣が通知した額 に係るもの
U ₂₅	0.03354	イ 愛知県名古屋市のうち①に係るもの 通知した額のうち①に係るもの
U ₂₄	0.03354	ウ 静岡県浜松市に対して総務大臣が通 知した額のうち②に係るもの
U ₂₃	0.03354	エ 静岡県沼津市及び山口県周南市に対 して総務大臣が通知した額に係るもの、 愛知県名古屋市のうち②に係るもの及び 福岡市に対して総務大臣が通知した額の うち①に係るもの
U ₂₂	0.03386	イ 福岡県福岡市に対して総務大臣が通 知した額のうち②に係るもの
U ₂₁	0.03386	イ 福岡県福岡市に対して総務大臣が通 知した額のうち②に係るもの

U ₃	0.01360	ア 埼玉県所沢市、神奈川県藤沢市、富 山県富山市並びに愛知県豊橋市及び西尾 市に対して総務大臣が通知した額に係る もの
U ₂	0.03401	イ 福岡県福岡市に対して総務大臣が通 知した額に係るもの
U ₁	0.04761	ウ 高知県中土佐町に対して総務大臣が 通知した額に係るもの
U ₄	0.0405	ア 埼玉県さいたま市、千葉県木更津市、 愛知県名古屋市のうち①に係るもの
U ₅	0.02599	イ 山形県山形市及び千葉県鴨川市に対 して総務大臣が通知した額に係るもの並 びに秋田県大館市に対して総務大臣が通 知した額のうち②に係るもの
U ₆	0.02599	ウ 静岡県浜松市に対して総務大臣が通 知した額に係るもの
U ₇	0.0351	エ 神奈川県横浜市、静岡県沼津市、大 阪府貝塚市及び長崎県佐世保市に対して 総務大臣が通知した額に係るもの並びに 秋田県大館市に対して総務大臣が通知し た額のうち①に係るもの
U ₈	0.0351	オ 愛媛県大洲市及び西予市に対して総 務大臣が通知した額に係るもの
U ₉	0.0351	イ 特定産業廃棄物に起因する支障の除 去等に関する特別措置法に基づき指定都 市及び保健所設置市が実施する産業廃棄 物不法投棄対策事業に係る経費に充てる ため平成n年度において発行について同 意又は許可を得た地方債（総務大臣の指 定する充当の率を超える部分に係るもの を除く。）の額に相当する額
U ₁₀	0.0351	イ 平成18年度市場公募都市に係るも の
U ₁₁	0.0351	イ 平成18年度市場公募都市以外の市 町村に係るもの

U ₁₂	0.0351	イ 平成17年度市場公募都市に係るも の
U ₁₃	0.0351	イ 平成17年度市場公募都市以外の市 町村に係るもの
U ₁₄	0.0351	イ 平成17年度市場公募都市に係るも の
U ₁₅	0.0351	イ 平成17年度市場公募都市以外の市 町村に係るもの
U ₁₆	0.0351	イ 平成17年度市場公募都市に係るも の
U ₁₇	0.0351	イ 平成17年度市場公募都市以外の市 町村に係るもの
U ₁₈	0.0351	イ 平成18年度市場公募都市に係るも の
U ₁₉	0.0351	イ 平成18年度市場公募都市以外の市 町村に係るもの
U ₂₀	0.0351	イ 平成19年度市場公募都市に係るも の
U ₂₁	0.0351	イ 平成19年度市場公募都市以外の市 町村に係るもの
U ₂₂	0.0351	イ 平成20年度市場公募都市に係るも の
U ₂₃	0.0351	イ 平成20年度市場公募都市以外の市 町村に係るもの
U ₂₄	0.0351	イ 平成21年度市場公募都市に係るも の
U ₂₅	0.0351	イ 平成21年度市場公募都市以外の市 町村に係るもの
U ₂₆	0.0351	イ 平成22年度市場公募都市に係るも の
U ₂₇	0.0351	イ 平成22年度市場公募都市以外の市 町村に係るもの
U ₂₈	0.0351	イ 石綿対策事業に係る経費に充てるた め平成n年度において発行について同意 又は許可を得た地方債（総務大臣の指定 する充当の率を超える部分に係るものを 除く。）の額に相当する額。この場合にお いて、市町村が組織する組合に係る額に ついては符号B _n に準ずるものとする。
U ₂₉	0.0351	イ 平成17年度市場公募都市に係るも の
U ₃₀	0.0351	イ 平成17年度市場公募都市以外の市 町村に係るもの

AA ₁₉	ア	平成19年度市場公募都市に係るもの	0.015	
	イ	平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.000	
	ア	平成20年度市場公募都市に係るもの	0.01704	
	イ	平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.02380	
	ア	平成21年度市場公募都市に係るもの	0.01920	
	イ	平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.02489	
	ア	平成22年度市場公募都市に係るもの	0.01875	
	イ	平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.02503	
	ア	広域化対象市町村等（地方自治法第284条第1項の地方公共団体の組合で広域化を行った広域化対象市町村（消防組組法第33条第2項第3号の広域化対象市町村をいう。以下同じ。）の加入するもの若しくは広域化を行った広域化対象市町村又は地方自治法第284条第1項の地方公共団体の組合で広域化を行う広域化対象市町村の加入するもの若しくは広域化を行う広域化対象市町村をいう。）が広域消防運営計画（消防組組法第34条第1項の広域消防運営計画をいう。）を達成するために、事業に係る経費に充てるため平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充て率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については符号B _n に準ずるものとする。		

AA ₂₁	ア	平成19年度市場公募都市に係るもの	0.011	
	イ	平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.000	
	ア	平成20年度市場公募都市に係るもの	0.01278	
	イ	平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.01785	
	ア	平成21年度市場公募都市に係るもの	0.01440	
	イ	平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.01867	
	ア	平成22年度市場公募都市に係るもの	0.01406	
	イ	平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.01877	
	ア	平成23年度市場公募都市に係るもの	0.01456	
	イ	平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.01881	
	ア	平成24年度市場公募都市に係るもの		
	イ	平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.01930	
	ア	公共施設等地上デジタル放送移行事業に充てるため、平成n年度において発行について同意又は許可を得た一般単独（一般）事業債（総務大臣の指定する充て率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については符号B _n に準ずるものとする。		

AC ₂₁	ア	平成21年度市場公募都市に係るもの	0.01440	
	イ	平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.01867	
	ア	平成22年度市場公募都市に係るもの	0.01406	
	イ	平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.01877	
	ア	平成23年度市場公募都市に係るもの	0.01456	
	イ	平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.01881	
	ア	公共施設等地上デジタル放送移行事業に充てるため、平成n年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（小中学校分及び総務大臣の指定する充て率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については符号B _n に準ずるものとする。		

AG ₂₄	ア	平成24年度市場公募都市に係るもの	0.03505	
	イ	平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.04503	
	ア	被災施設復旧関連事業に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た一般単独（一般）事業債（総務大臣の指定する充て率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額		
AG ₂₅	ア	平成25年度市場公募都市に係るもの	0.036	
	イ	平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.045	
AG ₂₆	ア	平成26年度市場公募都市に係るもの	0.036	
	イ	平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.045	
AG ₂₇	ア	平成27年度市場公募都市に係るもの	0.034	
	イ	平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.044	
AG ₂₈	ア	平成28年度市場公募都市に係るもの	0.0333	
	イ	平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0433	

AG ₂₉	平成29年度市場公募都市に係るもの	0.0334
イ	平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0434
AG ₃₀	平成30年度市場公募都市に係るもの	0.02545
ア	令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03539
AG _{令元}	令和元年度市場公募都市に係るもの	0.02476
イ	令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03488
AG _{令2}	令和2年度市場公募都市に係るもの	0.0146
イ	令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00152
AG _{令3}	令和3年度市場公募都市に係るもの	0.0187
イ	令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00216
AG _{令4}	令和4年度市場公募都市に係るもの	0.00460
イ	令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00509
AH _n	沖縄振興特別推進交付金事業に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額	
AI ₂₅		0.032
AI ₂₄		0.03217
AI ₂₃		0.03217
AI ₂₂		0.03217
AI ₂₁		0.03217
AI ₂₀		0.03217
AI ₁₉		0.03217
AI ₁₈		0.03217
AI ₁₇		0.03217
AI ₁₆		0.03217
AI ₁₅		0.03217
AI ₁₄		0.03217
AI ₁₃		0.03217
AI ₁₂		0.03217
AI ₁₁		0.03217
AI ₁₀		0.03217
AI ₉		0.03217
AI ₈		0.03217
AI ₇		0.03217
AI ₆		0.03217
AI ₅		0.03217
AI ₄		0.03217
AI ₃		0.03217
AI ₂		0.03217
AI ₁		0.03217
AL _n	津波避難対策緊急事業に係る経費に充てるためn年度において発行について	
AK ₃₀		0.02528
AK ₂₉		0.0310
AK ₂₈		0.0309
AK ₂₇		0.031
AK ₂₆		0.032
AK ₂₅		0.032
AK ₂₄		0.032
AK ₂₃		0.032
AK ₂₂		0.032
AK ₂₁		0.032
AK ₂₀		0.032
AK ₁₉		0.032
AK ₁₈		0.032
AK ₁₇		0.032
AK ₁₆		0.032
AK ₁₅		0.032
AK ₁₄		0.032
AK ₁₃		0.032
AK ₁₂		0.032
AK ₁₁		0.032
AK ₁₀		0.032
AK ₉		0.032
AK ₈		0.032
AK ₇		0.032
AK ₆		0.032
AK ₅		0.032
AK ₄		0.032
AK ₃		0.032
AK ₂		0.032
AK ₁		0.032
AM ₃₀	平成30年度市場公募都市に係るもの	0.02411
ア	令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03026
AM _{令元}	令和元年度市場公募都市に係るもの	0.02368
イ	令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03001
AM _{令2}	令和2年度市場公募都市に係るもの	0.0113
イ	令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00117
AM ₂₉	平成29年度市場公募都市に係るもの	0.02411
ア	令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0303
AM ₂₈	平成28年度市場公募都市に係るもの	0.0243
イ	令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0303
AM ₂₇	平成27年度市場公募都市に係るもの	0.025
ア	令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.030
AM ₂₆	平成26年度市場公募都市に係るもの	0.026
イ	令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.031
AM ₂₅	平成25年度市場公募都市に係るもの	0.026
ア	令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.031
AM ₂₄	平成24年度市場公募都市に係るもの	0.0243
イ	令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0303
AM ₂₃	平成23年度市場公募都市に係るもの	0.0243
ア	令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0303
AM ₂₂	平成22年度市場公募都市に係るもの	0.0243
イ	令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0303
AM ₂₁	平成21年度市場公募都市に係るもの	0.0243
ア	令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0303
AM ₂₀	平成20年度市場公募都市に係るもの	0.0243
イ	令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0303
AM ₁₉	平成19年度市場公募都市に係るもの	0.0243
ア	令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0303
AM ₁₈	平成18年度市場公募都市に係るもの	0.0243
イ	令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0303
AM ₁₇	平成17年度市場公募都市に係るもの	0.0243
ア	令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0303
AM ₁₆	平成16年度市場公募都市に係るもの	0.0243
イ	令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0303
AM ₁₅	平成15年度市場公募都市に係るもの	0.0243
ア	令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0303
AM ₁₄	平成14年度市場公募都市に係るもの	0.0243
イ	令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0303
AM ₁₃	平成13年度市場公募都市に係るもの	0.0243
ア	令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0303
AM ₁₂	平成12年度市場公募都市に係るもの	0.0243
イ	令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0303
AM ₁₁	平成11年度市場公募都市に係るもの	0.0243
ア	令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0303
AM ₁₀	平成10年度市場公募都市に係るもの	0.0243
イ	令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0303
AM ₉	平成9年度市場公募都市に係るもの	0.0243
ア	令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0303
AM ₈	平成8年度市場公募都市に係るもの	0.0243
イ	令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0303
AM ₇	平成7年度市場公募都市に係るもの	0.0243
ア	令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0303
AM ₆	平成6年度市場公募都市に係るもの	0.0243
イ	令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0303
AM ₅	平成5年度市場公募都市に係るもの	0.0243
ア	令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0303
AM ₄	平成4年度市場公募都市に係るもの	0.0243
イ	令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0303
AM ₃	平成3年度市場公募都市に係るもの	0.0153
ア	令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0170
AM _{令3}	令和3年度市場公募都市に係るもの	0.0153
イ	令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0170
AM _{令4}	令和4年度市場公募都市に係るもの	0.00345
イ	令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00375
AN _n	公共施設最適化事業に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額	
AO ₂₇	平成27年度市場公募都市に係るもの	0.025
イ	令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.031
AO ₂₈	平成28年度市場公募都市に係るもの	0.0238
イ	令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0309
AP ₂₈	地方創生推進交付金事業に係る経費に充てるため平成28年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額	
AQ ₂₈	平成28年度市場公募都市に係るもの	0.0143
イ	令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0185
AR	災害対策基本法第102条第1項第2号に掲げる場合に係る経費に充てる	

ため発行について同意又は許可を得た地方債（平成28年度熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年度台風第15号、令和元年度台風第19号及び令和2年7月豪雨による災害に係る災害廃棄物処理対策、平成28年度熊本地震及び平成30年7月豪雨による災害に係る中小企業等グループ施設等復旧整備対策並びに令和2年7月豪雨による災害に係るなりわい再建支援事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成30年7月豪雨による災害に係る災害廃棄物処理対策に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債）については、「平成30年度補正予算（第二号）に係る地方債の取扱いについて」に基づき発行について同意又は許可を得た地方債を除く。）に限る。）の当該年度における元利償還金

ASn 公共施設等適正管理推進事業のうち、集約化・複合化事業に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

- AT29 ア 平成29年度市場公募都市に係るもの 0.0239
- イ 平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.0310
- AT30 ア 平成30年度市場公募都市に係るもの 0.01818
- イ 平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.02528
- AT令 ア 令和元年度市場公募都市に係るもの 0.01769
- イ 令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.02492
- AT令2

- ア 令和2年度市場公募都市に係るもの 0.0104
- イ 令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.00109
- AT令3
- ア 令和3年度市場公募都市に係るもの 0.00134
- イ 令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.00155
- AT令4
- ア 令和4年度市場公募都市に係るもの 0.00329
- イ 令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.00364

AU29 公共施設等適正管理推進事業のうち、長寿命化事業、転用事業、立地適正化事業及び市町村役場緊急保全事業に係る経費に充てるため平成29年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額（市町村役場緊急保全事業については、起債対象経費の75%を上限とした額）

- AV29 ア 平成29年度市場公募都市に係るもの 0.0143
- イ 平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.0186
- AWn 公共施設等適正管理推進事業のうち、長寿命化事業、転用事業、立地適正化事業、ユニバーサルデザイン化事業及び脱炭素化事業（義務教育施設の大規模改造事業分を除く。）に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額
- AX30 ア 平成30年度市場公募都市に係るもの 0.01091

- イ 平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.01517
- AX令元
- ア 令和元年度市場公募都市に係るもの 0.01061
- イ 令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.01495
- AX令2
- ア 令和2年度市場公募都市に係るもの 0.0062
- イ 令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.0065
- AX令3
- ア 令和3年度市場公募都市に係るもの 0.0080
- イ 令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.0093
- AX令4
- ア 令和4年度市場公募都市に係るもの 0.00197
- イ 令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.00218

ア 当該市町村の財政力指数（当該市町村に係る基準財政収入額（錯誤に係る額として加減した額を除く。）を基準財政需要額（錯誤に係る額として加減した額を除く。）で除して得た数値（小数点以下2位未満の数値があるときは、その端数を四捨五入する。）で当該年度前3年度内の各年度に係るものを合算して得たものを3で除して得た数値（小数点以下2位未満の数値があるときは、その端数を四捨五入する。）をいい、当該年度の4月1日以前3年の間に市町村の廃置分合又は境界変更によつてその区域に異動のあつた市町村については、当該市町村が当該年度の4月1日現在の区域をもつて存在していたものとみなして算定し、これらの額の分別の方法については、第49条及び第50条の規定を準用する。）に10.50を乗じて得た数（小数点以下3位未満の数値があるときは、その端数を四捨五入する。）と0.70との合計数とする。ただし、当該合計数が0.300に満たないときは0.300とし、0.500を超えるときは0.500とする。

- AYn 公共施設等適正管理推進事業のうち、長寿命化事業、ユニバーサルデザイン化事業及び脱炭素化事業（義務教育施設の大規模改造事業分）に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額
- AZ30 ア 平成30年度市場公募都市に係るもの 0.01091
- イ 平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.01517
- AZ令元
- ア 令和元年度市場公募都市に係るもの 0.01061
- イ 令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.01495
- AZ令2
- ア 令和2年度市場公募都市に係るもの 0.0062
- イ 令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.0065
- AZ令3
- ア 令和3年度市場公募都市に係るもの 0.0080
- イ 令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.0093
- AZ令4
- ア 令和4年度市場公募都市に係るもの 0.00197
- イ 令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.00218

事業及び脱炭素化事業（義務教育施設の大規模改造事業分）に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

- ア 当該市町村の財政力指数（当該市町村に係る基準財政収入額（錯誤に係る額として加減した額を除く。）を基準財政需要額（錯誤に係る額として加減した額を除く。）で除して得た数値（小数点以下2位未満の数値があるときは、その端数を四捨五入する。）で当該年度前3年度内の各年度に係るものを合算して得たものを3で除して得た数値（小数点以下2位未満の数値があるときは、その端数を四捨五入する。）をいい、当該年度の4月1日以前3年の間に市町村の廃置分合又は境界変更によつてその区域に異動のあつた市町村については、当該市町村が当該年

度の4月1日現在の区域をもつて存在していたものとみなして算定し、これらの額の分別の方法については、第49条及び第50条の規定を準用する。)に10.20を乗じて得た数(小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)と0.58との合計数とする。ただし、当該合計数が、0.420に満たないときは0.420とし、0.500を超えるときは0.500とする。

公共施設等適正管理推進事業のうち、市町村役場緊急保全事業に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債(総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。)の額に相当する額(起債対象経費の75%を上限とした額)

BA _n	令和3年度市場公募都市に係るもの	0.00080
BA _n	令和4年度市場公募都市に係るもの	0.00197
BA _n	令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00218
BC _n	まち・ひと・しごと創生交付金事業に係る経費に充てるためn年度において	

発行について同意又は許可を得た地方債(総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。)の額に相当する額

BD ₂₉	平成29年度市場公募都市に係るもの	0.0143
BD ₂₉	平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0186
BD ₃₀	平成30年度市場公募都市に係るもの	0.01091
BD ₃₀	平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.01517
BD ₃₀	令和元年度市場公募都市に係るもの	0.01061
BD ₃₀	令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.01495
BD ₃₀	令和2年度市場公募都市に係るもの	0.0062
BD ₃₀	令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0065
BD ₃₀	令和3年度市場公募都市に係るもの	0.0080
BD ₃₀	令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0093
BD ₃₀	令和4年度市場公募都市に係るもの	0.0197
BD ₃₀	令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0218
BE _n	沖縄離島活性化推進事業に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債(総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。)の額に相当する額	
BF ₂₉		

BF ₃₀	平成30年度市場公募都市に係るもの	0.02528
BF ₃₀	平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.02528
BF ₃₀	令和元年度市場公募都市に係るもの	0.02492
BF ₃₀	令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.02492
BF ₃₀	令和2年度市場公募都市に係るもの	0.00109
BF ₃₀	令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0109
BF ₃₀	令和3年度市場公募都市に係るもの	0.00155
BF ₃₀	令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0155
BF ₃₀	令和4年度市場公募都市に係るもの	0.00364
BF ₃₀	令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00364
BG _n	沖縄製糖業体制強化対策事業に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債(総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。)の額に相当する額	
BH ₃₀		
BH ₃₀	平成30年度市場公募都市に係るもの	0.01818
BH ₃₀	平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.02528
BH ₃₀	令和元年度市場公募都市に係るもの	0.01769

BI _n	地方大学・地方産業創生事業に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債(総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。)の額に相当する額	
BJ ₃₀	平成30年度市場公募都市に係るもの	0.01091
BJ ₃₀	平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.01517
BJ ₃₀	令和元年度市場公募都市に係るもの	0.01061
BJ ₃₀	令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.01495
BJ ₃₀	令和2年度市場公募都市に係るもの	0.0062
BJ ₃₀	令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0065
BJ ₃₀	令和3年度市場公募都市に係るもの	0.0080
BJ ₃₀	令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0093

B _J 令 ⁴	ア 令和4年度市場公募都市に係るもの 0.00197
イ	令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.00218
B _K n	文化財保存・活用事業（国宝重要文化財等保存・活用事業及び史跡等購入事業に限る。）に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額
B _L 30	ア 平成30年度市場公募都市に係るもの 0.01091
イ	平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.01517
B _L 令 ^元	ア 令和元年度市場公募都市に係るもの 0.01061
イ	令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.01495
B _L 令 ²	ア 令和2年度市場公募都市に係るもの 0.00062
イ	令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.00065
B _L 令 ³	ア 令和3年度市場公募都市に係るもの 0.00080
イ	令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.00093
B _L 令 ⁴	ア 令和4年度市場公募都市に係るもの 0.00197
イ	令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.00218
B _M n	甘味資源作物・砂糖製造業緊急支援事業に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

B _N 令 ^元	ア 令和元年度市場公募都市に係るもの 0.01769
イ	令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.02492
B _N 令 ²	ア 令和2年度市場公募都市に係るもの 0.00104
イ	令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.00109
B _N 令 ³	ア 令和3年度市場公募都市に係るもの 0.00134
イ	令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.00155
B _N 令 ⁴	ア 令和4年度市場公募都市に係るもの 0.00329
イ	令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.00364
B _O n	沖縄振興特定事業推進事業に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

B _Q n	沖縄北部連携促進特別振興事業に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額
B _R 令 ^元	ア 令和元年度市場公募都市に係るもの 0.01769
イ	令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.02492
B _R 令 ²	ア 令和2年度市場公募都市に係るもの 0.00104
イ	令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.00109
B _R 令 ³	ア 令和3年度市場公募都市に係るもの 0.00134
イ	令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.00155
B _R 令 ⁴	ア 令和4年度市場公募都市に係るもの 0.00329
イ	令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.00364
B _S n	アイヌ政策推進交付金事業に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額
B _T 令 ^元	ア 令和元年度市場公募都市に係るもの 0.01769
イ	令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.02492
B _T 令 ²	ア 令和2年度市場公募都市に係るもの 0.00104
イ	令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.00109
B _T 令 ³	ア 令和3年度市場公募都市に係るもの 0.00134
イ	令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.00155

B _T 令 ⁴	ア 令和4年度市場公募都市に係るもの 0.00329
イ	令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.00364
B _U n	有明海・八代海等再生事業に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額
B _V 令 ³	ア 令和3年度市場公募都市に係るもの 0.00134
イ	令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.00155
B _V 令 ⁴	ア 令和4年度市場公募都市に係るもの 0.00329
イ	令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.00364
B _W n	n年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等（宅地耐震化推進事業（特別分）及び盛土緊急対策事業（特別分）に限る。）に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの及び令和4年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額
B _X 令 ⁴	ア 令和4年度市場公募都市に係るもの 0.00345
イ	令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.00375
B _Y n	脱炭素化事業（病院事業並びに水道及び簡易水道事業に係るものを除く。）に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち公営企業債の額に相当する額
B _Z 令 ⁴	ア 令和4年度市場公募都市に係るもの 0.00329
イ	令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.00364

積面

ア	令和4年度市場公募都市に係るもの 0.00297	$\frac{B \times \alpha \times 0.475}{1,740 \text{ 円} \times A}$	平成28年熊本地震による災害に係る歳入欠かん債については、 $\alpha \times 0.475$ が0.750に満たないときは0.750とする。また、平成28年度において発行について同意又は許可を得た歳入欠かん債（平成28年熊本地震による災害に係るものを除く。）については、 $\alpha \times 0.475$ が0.570に満たないときは0.570とする。ただし、それぞれの災害について、同意等年度ごとに算出し、合算することとする。
イ	令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.00307		
算式Ⅲ			
ア	測定単位の数値		
B	災害対策基本法第102条第1項第1号に掲げる場合に係る経費に充てられた平成28年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金		
α	符号Bの地方債に係る同意等額を当該地方債の同意等年度における災害対策基本法施行令第43条第2項に規定する標準税収入額で除して得た数（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に100,000を乗じて得た数（以下この号において「発行割合」という。）に別表第3の14のAに定める当該発行割合の段階に応ずる率を乗じて得た数と同表のBに定める当該発行割合の段階に応ずる数値との合計数を当該発行割合で除して得た数（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該発行割合が200以下のときは1,000とする。）		
算式			

算式Ⅳ	$\frac{B_1 \times \alpha_1 + B_2 \times \alpha_2 + B_3 \times \alpha_3 + B_4 \times \alpha_4 + B_5 \times \alpha_5}{1,740 \text{ 円} \times A}$	平成n年度において発行を許可された臨時河川等整備事業に係る地方債（地方特定河川等環境整備事業に係るもの及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額
A	測定単位の数値	
B ₁₅	平成15年度において発行を許可された臨時河川等整備事業に係る地方債	
C ₁₅	平成n年度において発行を許可された臨時河川等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの及び平成15年度から平成17年度までの各年度において財源対策のため発行を許可された地方債として総務大臣が指定するものを除く。）のうち地方特定河川等環境整備事業に係るものの額に相当する額	
D _n	平成n年度において発行を許可された臨時河川等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの及び平成15年度から平成17年度までの各年度において財源対策のため発行を許可された地方債として総務大臣が指定するものを除く。）のうち地方特定河川等環境整備事業に係るものの額に相当する額	
E ₁₅	100,000	
E ₁₆	100,000	
E ₁₇	平成17年度市場公募都市に係るもの 0.012	
E ₁₈	平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.000	
F _n	平成n年度において発行を許可された臨時河川等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち地方特定河川等環境整備事業に係るものの額（平成15年度から平成17年度までの各年度において財源対策のため発行を許可された地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）	

G ₁₅	平成15年度市場公募都市に係るもの 0.009	平成n年度に国庫の補助金を受けて施行した河川事業及び砂防事業（管理権限が指定都市の長に移譲された指定区間の1級河川及び2級河川に係る事業に限る。）に係る経費又は国が行うこれらの事業に係る法令に基づく負担金に充てられたため発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、地方財政健全化に伴い発行を許可された地方債、財源対策債、補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、地方債計画に計上されない地方債及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額（ただし、ダム、災害関連及び砂防（国が行う事業に限る。）に係るものとして総務大臣が通知した額とする。）
G ₁₆	平成16年度市場公募都市に係るもの 0.005	
G ₁₇	平成17年度市場公募都市に係るもの 0.020	
H _n	平成n年度に国庫の補助金を受けて施行した河川事業及び砂防事業（管理権限が指定都市の長に移譲された指定区間の1級河川及び2級河川に係る事業に限る。）に係る経費又は国が行うこれらの事業に係る法令に基づく負担金に充てられたため発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、地方財政健全化に伴い発行を許可された地方債、財源対策債、補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、地方債計画に計上されない地方債及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額（ただし、ダム、災害関連及び砂防（国が行う事業に限る。）に係るものとして総務大臣が通知した額とする。）	
I ₁₈	平成18年度市場公募都市に係るもの 0.025	
I ₁₉	平成19年度市場公募都市に係るもの 0.026	
I ₂₀	平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.02653	

I ₂₁	平成21年度市場公募都市に係るもの 0.02693	平成23年度市場公募都市に係るもの 0.02555
I ₂₂	平成22年度市場公募都市に係るもの 0.02644	
I ₂₃	平成23年度市場公募都市に係るもの 0.02555	
I ₂₄	平成24年度市場公募都市に係るもの 0.02591	
I ₂₅	平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.027	
I ₂₆	平成26年度市場公募都市に係るもの 0.026	
I ₂₇	平成27年度市場公募都市に係るもの 0.025	
I ₂₈	平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.025	

ア	平成28年度市場公募都市に係るもの
イ	平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
ア	平成29年度市場公募都市に係るもの
イ	平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
ア	平成30年度市場公募都市に係るもの
イ	平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
ア	令和元年度市場公募都市に係るもの
イ	令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
ア	令和2年度市場公募都市に係るもの
イ	令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
ア	令和3年度市場公募都市に係るもの
イ	令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
ア	令和4年度市場公募都市に係るもの
イ	令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
ア	令和2年度市場公募都市以外に属する市町村に係るもの
イ	令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
ア	令和3年度市場公募都市以外に属する市町村に係るもの
イ	令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
ア	令和4年度市場公募都市以外に属する市町村に係るもの
イ	令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

第十三条 寒冷補正係数の算定方法
 第一に掲げる寒冷の理由（給与の差、寒冷の差又は積雪の差をいう。以下同じ。）について第三項及び第四項の規定によつて算定した率（以下「寒冷補正率」という。）又はその合算率に一を加えた率とする。

寒冷補正を行う場合における種別ごとの測定単位の数値に表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。ただし、市町村の「道路橋りよう費」に係る橋りよりの面積に表示単位以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

都道府県の経費に係る寒冷補正率は、「特別支援学校費」のうち教職員数を測定単位とするものについては当該都道府県庁所在地の属する地域の次条の規定による地域区分に応ずる別表第一に定める率とし、次の表の経費の種類欄に掲げる経費については当該都道府県の次条の規定による地域区分に応ずる同表下欄に掲げる数値にそれぞれ別表第一に定める率を乗じて得た数（道路橋りよう費に係る積雪の差によるものについては、整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数を当該率を乗ずる前の数値で除して得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

経費の種類	寒冷補正率の算定に用いる数値
道路橋りよう費、小人口（道路橋りよう費に係る学校費、中学校費、小人口の積雪の差によるもの、高等学校費のうち教員数は、測定単位の数値と職員数を測定単位とし、小学校費及び中学校費するもの及び地域振にあつては、当該都道府県興費のうち人口を測る区域内の指定都市の人口測定単位とするものを除く。）	4 市町村の経費に係る寒冷補正率は、次条の規定による地域区分に応ずる別表第一に定める率とする。ただし、「道路橋りよう費」のうち道路の面積を測定単位とするものに係る積雪の差による寒冷補正率は、次条の規定による地域区分及び別表第一に定める道路幅員区分等に係る測定単位の数値にそれぞれ別表第一に定める率を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数を種別補正後の測定単位の数値で除して得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とし、道路の延長を測定単位とするものに係る積雪の差による寒冷補正率は、次条の規定による地域区分及び別表第一に定める道路区分に係る測定単位の数値にそれぞれ別表第一に定める率を乗じて得た数（小数点三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数を測定単位の数値で除して得た率（小数点三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。
生活保護費については、前二項の規定にかかわらず、都道府県の経費に係る寒冷補正率は、当該地方団体の別表第四（二）の地域区分に応ずる別表第一に定める率に一を加えた率とし、市（福祉事務所設置町村を含む。別表第四（二）において同じ。）の経費に係る寒冷補正率は、寒冷補正I係数（別表第一に掲げる寒冷の理由について次条の規定による地域区分（別表第四（二）の生活保護費に係る寒冷の差による地域区分を除く。））に必ずる別表第一に定める率をいう。）と寒冷補正II係数（当該地方団体の別表第四（二）の地域区分に応ずる別表第一に定める率をいう。）との合算率に一を加えた率とする。	5

測定単位	算式及び算式の符号
急増費	算式 (A/B-1.008) × 31 のときは、0とする。
人口	算式 (A/B-1.008) × 31 のときは、0とする。
急増費	算式 (A/B-1.008) × 31 のときは、0とする。
人口	算式 (A/B-1.008) × 31 のときは、0とする。
急増費	算式 (A/B-1.008) × 31 のときは、0とする。
人口	算式 (A/B-1.008) × 31 のときは、0とする。

当該市町村役場の所在地の属する国家公務員の寒冷手当に関する法律別表に定める支給地域で当該年度の四月一日現在におけるもの
 一 寒冷の差又は積雪の差による地域区分別表第四に掲げる地域（数値急増補正）
第十五条 法第十三条第十項の規定による測定単位の数値が急激に増加した地方団体に係る補正（以下「数値急増補正」という。）は、次の表に掲げる地方団体の種類、数値急増補正の種類、経費の種類及び測定単位ごとにそれぞれ同表の算式及び算式の符号の欄に定める方法によつて算定した率（当該率又は当該率の算定の過程に小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が正数となる地方団体について、当該率に一を加えた数値（以下「数値急増補正係数」という。）を用いて行うものとする。

三 小 学 校 算 式	正 補 減 急 数 校 学 中 学 算 式	現在における小学校若しくは義務教育学校の前期課程の学級数又は中学校、義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程の学級数(当該年度の5月1日現在において公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条第1項及び第2項(小学校費)については、標準法改正法附則第2条第1項の規定により読み替えて適用する標準法改正法による改正後の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条第2項)並びに公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令第1条に規定する学級編制の標準によつて算定した学級数。以下この号において「学級数」という。	現在における学級数 B 当該市町村の前年の5月1日現在における学級数 C 当該市町村の2年前の5月1日現在における学級数 D 当該市町村の3年前の5月1日現在における学級数	算式 (B-A) × 1.0 + (C-B) × 1.0 + (D-C) × 0.9 + (E-D) × 0.6 + (F-E) × 0.3 / A A、(C-B)及び(D-C)は0とする。	も小さくない場合にあつては、(B-A)、(C-B)及び(D-C)は0とする。
----------------------------	---	---	---	---	--

四 農 業 農 業 算 式	正 補 減 急 数 家 農 業 算 式	は中等教育学校の前期課程の学校数(ただし、在学児童又は在学生徒を有しない学校の数を除くこととする。以下この号において「学校数」という。)	現在における学校数 B 当該市町村の前年の5月1日現在における学校数 C 当該市町村の2年前の5月1日現在における学校数 D 当該市町村の3年前の5月1日現在における学校数 E 当該市町村の4年前の5月1日現在における学校数 F 当該市町村の5年前の5月1日現在における学校数	算式 (B-A) / A × 0.5 B 測定単位の数値 A 測定単位の数値 B 農林業センサス規則によつて調査した平成27年2月1日現在における農家数	は中等教育学校の前期課程の学校数(ただし、在学児童又は在学生徒を有しない学校の数を除くこととする。以下この号において「学校数」という。)
---------------------------------	--	--	---	--	--

2 前項の規定における調査期日現在の地方団体の区域がその年の四月一日現在の当該地方団体の区域と異なる場合においては、当該地方団体がその年の四月一日現在の区域をもつて存在していたものとみなして同項の規定を適用する。

この場合において、人口、学級数、学校数、農家数並びに林業及び水産業の従業者数の算定方法については、第五条第二項第一号又は第四十九条第二項第九号から第十一号まで、第十八号若しくは第十九号の規定を準用する。

(災害復旧費)に係る補正の方法)

第十七条 法第十三条第十一項の規定による補正は、「災害復旧費」のうち単独災害復旧事業債償還費(地方交付税法等の一部を改正する法律(昭和五十七年法律第四十五号)第三条の規定による改正前の激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(次項において「改正前の激甚財政援助法」という。))第二十四条この項において同じ。及び小災害債償還費(農地等小災害債に係るものを除く。以下この項において同じ。))について行うものとし、その方法は、単独災害復旧事業債償還費にあつては次項及び第三項に定めるところによつて算定した当該地方団体の指数について、別表第一に定めるそれぞれの率を乗じて得た数の合計数を当該地方団体の指数で除して得た率、小災害債償還費にあつては当該率に〇・四を加えた率(当該加えた率が二・〇を超えるときは、二・〇とする)をそれぞれこれらの測定単位の数値に乘じて行うものとする。

2 前項の指数は、当該地方団体の当該年度の単独災害復旧事業債の元利償還金(改正前の激甚財政援助法第二十四条第二項の規定の適用を受けるものを除く。)及び小災害債の元利償還金(農地等小災害債に係るものを除く。)を次項の規定によつて算定した当該地方団体の標準財政収入額で除して得た数(小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)を〇・〇〇一で除して得た数に一〇〇を乗じて得た数(整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)とする。

3 当該地方団体の標準財政収入額は、次の表の上欄に掲げる地方団体の区分に従い、それぞれ下欄に定める方法によつて算定したものを(五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。)とする。

区 算 定 方 法	都 道 府 県	1 当該都道府県に係る当該年度前三年度内の各年度における基準財政収入額(錯誤に係る額として加減した額を除く。)に分離課税所得割交付金の交付見込額を加算した額から地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、森林環境譲与税及び交通安全対策特別交付金の収入見込額、道府県民税所得割に係る税源移譲相当額(地方交付税法附則第七条の二第二項第二号に掲げる額から同項第三号に掲げる額を控除した額)に〇・二五を乗じて得た額(五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、その端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。)を控除した額並びに地方税法第七十二条の百五十五第二項に規定する合計額の見込額から同項の規定により当該道府県内の市町村に交付する額の見込額を除いた額に〇・二五を乗じて得た額(五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。)の合算額を控除した額に一・三三三三を乗じて得た額(五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。)と地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税及び自動車重量譲与税の収入見込額との合算額から分離課税所得割交付金の交付見込額を控除した額の合計額を三で除して算定する。	2 当該年度の四月一日以前三年の間に都道府県の境界変更があつた場合における当該境界変更に係る区域の額は、関係都道府県知事が協議して分別した額による。	1 当該市町村に係る当該年度前三年度内の各年度における基準財政収入額(錯誤に係る額として加減した額を除く。)から地方揮発油譲与税、特別とん譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、森林
-----------------------	------------------	---	--	---

環境譲与税及び交通安全対策特別交付金の収入見込額、市町村民税所得割に係る税源移譲相当額（地方交付税法附則第七条の二第二項第二号に掲げる額から同項第三号に掲げる額を控除した額）に〇・二五を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）、市町村民税所得割に係る税源移譲相当額（同項第一号に掲げる額から同項第二号に掲げる額を控除した額）に〇・二五を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）、地方税法第七十二条の百十五第二項の規定により道府県から交付を受ける額の見込額に〇・二五を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）並びに分離課税所得割交付金の収入見込額を控除した額に一・三三三三を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）と地方揮発油譲与税、特別とん譲与税、石油ガス譲与税及び自動車重量譲与税の収入見込額並びに分離課税所得割交付金の収入見込額の合算額の合計額を二で除して算定する。

4 「災害復旧費」に係る種別補正は、第一項の規定によつて補正した後の数値について行うものとする。この場合において、「災害復旧費」に係る種別ごとの種別補正後の数値に五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。

第三章 基準財政収入額の算定方法
第一節 都道府県分

第十八条 道府県民税の基準税額（基準税率をもつて算定した収入見込額をいう。以下同じ。）

均等割に係る基準税額、所得割に係る基準税額、法人税割に係る基準税額、利子割に係る基準税額、配当割に係る基準税額及び株式等譲渡所得割に係る基準税額の合算額とする。

2 均等割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

- 1 地方税法第二十四条第一項第一号又は第二号に掲げる者に対するもの
一、一〇九円に令和四年度の市町村税課税状況調の第一表の「個人均等割」のうち「納税義務者数」の「計」欄の当該都道府県内の市町村ごとの数の合計数を乗じて得た額
二 地方税法第二十四条第一項第三号又は第四号に掲げる者に対するもの
前年度の道府県税の課税状況等に関する調（以下「道府県税課税状況調」という。）第一表（法人の道府県民税に関する調）の表側「合計」、表頭「均等割」の「納税義務者数」のうち「50億円超」欄の数に六〇〇、〇〇〇円を乗じて得た額と「10億円超50億円以下」欄の数に四〇五、〇〇〇円を乗じて得た額と「1億円超10億円以下」欄の数に九七、五〇〇円を乗じて得た額と「1,000万円超1億円以下」欄の数に三七、五〇〇円を乗じて得た額と「左記以外」欄の数に一五、〇〇〇円を乗じて得た額との合算額

3 所得割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

1 当該年度に係る額
次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式
$$\frac{[(79,400円 \times a) \times A + B - C - D - E] \times 0.986 + F + G}{75}$$

79,400円×aに円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、(79,400円×a)×A及び(79,400円×a)×A+B-C-D-E)×0.986に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号
A 市町村税課税状況調第12表の表側「道府県民税」の「合計」の表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の当該都道府県内の市町村ごとの数の合計数に次の算式によつて算定した率（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式
a/b

- a 当該都道府県の前年の1月1日現在の住民基本台帳登録人口のうち20歳以上の者の数（以下「20歳以上住民基本台帳登録人口」という。）
b 当該都道府県の前年の1月1日現在の20歳以上住民基本台帳登録人口

算式の符号
a/b

- B 分離長期譲渡所得、分離短期譲渡所得、一般株式等に係る譲渡所得等、上場株式等に係る譲渡所得等、上場株式等の配当所得等及び先物取引に係る雑所得等に係る当該年度の当初調定に係る額として総務大臣が調査した当該都道府県内の市町村ごとの額の合算額

C 次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式
$$(c + d + e + f) \times 1.020$$

算式の符号
c 市町村税課税状況調第12表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「配当控除」欄の当該都道府県内の市町村ごとの額の合計額
d 市町村税課税状況調第12表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「外国税額控除」欄の当該都道府県内の市町村ごとの額の合計額
e 市町村税課税状況調第12表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「配当控除額」欄の当該都道府県内の市町村ごとの額の合計額
f 市町村税課税状況調第12表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「株

式等譲渡所得割額の控除額」欄の当該都道府県内の市町村ごとの額の合計額

D 市町村税課税状況調第12表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「寄附金税額控除」欄の当該都道府県内の市町村ごとの額の合計額から市町村税課税状況調第42表の表側「道府県民税」、表頭「条例で定めるものに対する寄附金」のうち「控除額（千円）」欄の当該都道府県内の市町村ごとの額の合計額を控除した額に1,000(ただし、東京都にあつては1,047)を乗じて得た額の合算額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

E 市町村税課税状況調第12表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「調整控除額」欄の当該都道府県内の市町村ごとの額の合計額に1,001を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

F 地方税法附則第5条の4及び第5条の4の2の規定に基づく当該年度の5月末現在における道府県民税の住宅借入金等特別税額控除額として総務大臣が調査した当該都道府県の額

G 市町村税課税状況調第20表の表側「令和3年度」のうち「7月」から「3月」まで及び「令和4年度」のうち「計」、表頭「税額（千円）」欄に係る当該都道府県内の市町村ごとの額の合計額に1,037を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に0.667を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

H 別表第6のA欄に定める単位額補正率前年度における分離短期譲渡所得、分離長期譲渡所得、一般株式等に係る譲渡所得等、上場株式等に係る譲渡所得等、上場株式等の配当所得及び先物取引に係る雑所得等に係る過大算定額又は過小算定額

算式
$$H \times 0.986 \times 0.75 - I \times 0.986 \times 0.75$$

次の算式によつて算定した額

H×0.986×0.75及びI×0.986×0.75に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

H 市町村税課税状況調第59表の表頭「市町村民税」のうち「合計」、表頭「算出税額」のうち、「分離長期譲渡所得分」のうち「小計」欄、「分離短期譲渡所得分」のうち「小計」欄、「一般株式等に係る譲渡所得等分」欄、「上場株式等に係る譲渡所得等分」欄、「上場株式等に係る配当所得等分」欄及び「先物取引に係る雑所得等分」欄の当該都道府県内の市町村ごとの額の合算額

I 前年度における普通交付税に関する省令の一部を改正する省令(令和5年総務省令第61号)による改正前の普通交付税に関する省令(以下「令和5年改正前の省令」という。)第18条第3項第1号算式の符号Bの額

4 法人税制に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

一 当該年度に係る額
次の算式によつて算定した額
算式
(A×r+B)×0.75
A 前年の2月1日からその年の1月31日までの間に事業年度が終了した法人に係る当該事業年度分の法人税割の課税標準となるべき額(二以上の都道府県に事務所又は事業所を有する法人の当該都道府県の課税標準となるべき額については、地方税法第57条及び第58条の規定の例による。以下この項において「課税標準額」という。)に同法第51条第1項に規定する標準税率(以下この項において「標準税率」という。)を乗じて得た額のうち、前年の4月1日からその年の3月31日までの間の納付すべきものとして確定した税額(同法第6条の規定により課税をしなかつた場合又は不均一の課税をした場合における減収額として総務大臣が調査した額を含むものとする。以下この項において「調定額」という。)から当該期間における当該事業年度分の法人税割に係る還付すべきことが

確定した額で前年の4月1日の属する年度の歳出として還付すべき額(以下この項において「当該年度の歳出還付額」という。)を控除した額

B 前年の1月31日以前に事業年度が終了した法人に係る同日以前に終了した事業年度分の法人税割の課税標準額に標準税率を乗じて得た額のうち、前年の4月1日からその年の3月31日までの間の調定額から当該期間における当該事業年度分の法人税割に係る当該年度の歳出還付額を控除した額

1.01

二 前年度における前号の額の過大算定額又は過少算定額

次の算式によつて算定した額

算式

(C+D)×0.75I-E

算式の符号

C 前年の2月1日からその年の1月31日までの間に事業年度が終了した法人に係る当該事業年度分の法人税割の課税標準額に標準税率を乗じて得た額のうち、前年の4月1日からその年の3月31日までの間の調定額から当該期間における当該事業年度分の法人税割に係る前年度の歳出還付額を控除した額

D 前年の1月31日以前に事業年度が終了した法人に係る同日以前に終了した事業年度分の法人税割の課税標準額に標準税率を乗じて得た額のうち、前年の4月1日からその年の3月31日までの間の調定額から当該期間における当該事業年度分の法人税割に係る前年度の歳出還付額を控除した額

E 前年度における前号の額について総務大臣が修正すべきものと認められた利子割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には当該額は零とする。

一 当該年度に係る額
次の算式によつて算定した額
算式

(A×0.05I-B)×1.471×0.75I-(C×1.592)×0.75

算式の符号
A 前年度の収入額となるべき利子割の課税標準額

B 前年度の歳出予算から支出した過誤納に係る利子割の還付金の額

C 前年度において地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第9条の15の規定により当該都道府県の区域内の市町村に対し交付した利子割交付金の額

二 前年度における前号の額の過大算定額又は過少算定額

次の算式によつて算定した額

算式

(D×0.05I-E)×0.75IF×0.75I-G

算式の符号

D 前号の算式の符号Aに同じ。

E 前号の算式の符号Bに同じ。

F 前号の算式の符号Cに同じ。

G 前年度における前号の額

三 前年度以前の年度における前号の額について総務大臣が修正すべきものと認められた配当割に係る基準税額は、次に定めるところによつて算定した額とする。

算式

(A×0.05I-B)×r×0.75I

算式の符号

A 前年度の収入額となるべき配当割の課税標準額

B 前年度の歳出予算から支出した過誤納に係る配当割の還付金の額

C 前年度において地方税法施行令第9条の19の規定により当該都道府県の区域内の市町村に対し交付した配当割交付金の額

1.257

1.249

株式等譲渡所得割に係る基準税額は、次に定めるところによつて算定した額とする。

算式

(A×0.05I-B)×r×0.75I

算式の符号

A 前年度の収入額となるべき株式等譲渡所得割の課税標準額

B 前年度の歳出予算から支出した過誤納に係る株式等譲渡所得割の還付金の額

C 前年度において地方税法施行令第9条の23の規定により当該都道府県の区域内の市町村に対し交付した株式等譲渡所得割交付金の額

1.103

1.098

(事業税の基準税額の算定方法)

第十九条 事業税の基準税額は、個人の行う事業に対する事業税(以下「個人事業税」という。)に係る基準税額及び法人の行う事業に対する事業税(以下「法人事業税」という。)に係る基準税額の合算額とする。

2 個人事業税に係る基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

(4,069千円×(A×B)+1,263千円×(C×D))×0.03705

(A×B)又は(C×D)に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A 前年度において同年度分の個人事業税の課税の基礎となつた納税義務者数(地方税法第6条の規定により、当該都道府県が課税をしないこととしている者の数を含む。)のうち所得税を課税されたものの数

B 別表第七のA欄に定める率

C Aに0.022を乗じて得た数(整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

D 別表第七のB欄に定める率

3 法人事業税に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

一 当該年度に係る額

次の算式によつて算定した額

算式

(A+B)×r×C×B-I(A+B+C)×r×(D+E+F)×0.75

算式の符号

A 前年の2月1日からその年の1月31日までの間に事業年度が終了した法人で所得を課税標準とするものに係る当該事業年度分の法人事業税の課税標準となるべき額(二以上の都道府県に事務所又は事業所を有する法人の当該都道府県の課税標準となるべき額については、地方税法第72条の48及び第72条の48の

2の規定の例による。以下この項において「課税標準額」という。）に同法第72条の24の7第1項から第5項までの各項に規定する標準税率（以下この項において「標準税率」という。）を乗じて得た額のうち、前年の4月1日からその年の3月31日までの間の納付すべきものとして確定した税額（同法第6条の規定により課税をしなかつた場合又は不均一の課税をした場合における減収額として総務大臣が調査した額を含むものとし、同法第72条の26の規定により納付すべきことが確定した税額とす。以下この項において「調定額」という。）から当該期間における当該事業年度分の法人事業税額に係る還付すべきことが確定した額で前年の4月1日の属する年度の歳出として還付すべき額（以下この項において「当該年度の歳出還付額」という。）を控除した額

B 前年の2月1日からその年の1月31日までの間に事業年度が終了した法人で収入金額を課税標準とするものに係る当該事業年度分の法人事業税の課税標準額に標準税率を乗じて得た額のうち、前年の4月1日からその年の3月31日までの間の調定額から当該期間における当該事業年度分の法人事業税額に係る当該年度の歳出還付額を控除した額

C 前年の2月1日からその年の1月31日までの間に事業年度が終了した法人で付加価値額及び資本等の金額を課税標準とするものに係る当該事業年度分の法人事業税の課税標準額に標準税率を乗じて得た額のうち、前年の4月1日からその年の3月31日までの間の調定額から当該期間における当該事業年度分の法人事業税額に係る当該年度の歳出還付額を控除した額

D 前年の1月31日以前に事業年度が終了した法人で所得を課税標準とするものに係る同日以前に終了した事業年度分の法人事業税の課税標準額に標準税率を乗じて得た額のうち、前年の4月1日からその年の3月31日までの間の調定額から当該期間における当該事業年度分の法人事業税額に係る当該年度の歳出還付額を控除した額

人事業税額に係る当該年度の歳出還付額を控除した額

E 前年の1月31日以前に事業年度が終了した法人で収入金額を課税標準とするものに係る同日以前に終了した事業年度分の法人事業税の課税標準額に標準税率を乗じて得た額のうち、前年の4月1日からその年の3月31日までの間の調定額から当該期間における当該事業年度分の法人事業税額に係る当該年度の歳出還付額を控除した額

F 前年の1月31日以前に事業年度が終了した法人で付加価値額及び資本等の金額を課税標準とするものに係る同日以前に終了した事業年度分の法人事業税の課税標準額に標準税率を乗じて得た額のうち、前年の4月1日からその年の3月31日までの間の調定額から当該期間における当該事業年度分の法人事業税額に係る当該年度の歳出還付額を控除した額

二 過少算定額

前年度における前号の額の過大算定額又は次の算式によつて算定した額

$$(G + H + I + J + K + L + M) \times 0.751N$$

G 前年の2月1日からその年の1月31日までの間に事業年度が終了した法人で所得を課税標準とするものに係る当該事業年度分の法人事業税の課税標準額に標準税率を乗じて得た額のうち、前年の4月1日からその年の3月31日までの間の調定額から当該期間における当該事業年度分の法人事業税額に係る前年度の歳出還付額を控除した額

H 前年の2月1日からその年の1月31日までの間に事業年度が終了した法人で収入金額を課税標準とするものに係る当該事業年度分の法人事業税の課税標準額に標準税率を乗じて得た額のうち、前年の4月1日からその年の3月31日までの間の調定額から当該期間における当該事業年度分の法人事業税額に係る前年度の歳出還付額を控除した額

I 付加価値額及び資本等の金額を課税標準とするものに係る前年度の収入額となるべき法人事業税の課税標準額に標準税率を乗じて得た額のうち、前年の4月1日からその年の3月31日までの間の調定額から当該期間における法人事業税額に係る前年度の歳出還付額を控除した額

J 前年の1月31日以前に事業年度が終了した法人で所得を課税標準とするものに係る同日以前に終了した事業年度分の法人事業税の課税標準額に標準税率を乗じて得た額のうち、前年の4月1日からその年の3月31日までの間の調定額から当該期間における当該事業年度分の法人事業税額に係る前年度の歳出還付額を控除した額

K 前年の1月31日以前に事業年度が終了した法人で収入金額を課税標準とするものに係る同日以前に終了した事業年度分の法人事業税の課税標準額に標準税率を乗じて得た額のうち、前年の4月1日からその年の3月31日までの間の調定額から当該期間における当該事業年度分の法人事業税額に係る前年度の歳出還付額を控除した額

L 前年の1月31日以前に事業年度が終了した法人で付加価値額及び資本等の金額を課税標準とするものに係る同日以前に終了した事業年度分の法人事業税の課税標準額に標準税率を乗じて得た額のうち、前年の4月1日からその年の3月31日までの間の調定額から当該期間における当該事業年度分の法人事業税額に係る前年度の歳出還付額を控除した額

M 前年度における法人事業税交付金の額

N 前年度における前号の額について総務大臣が修正すべきものと認められた額

3 算定した額とする。

算式

$$(A \times 0.000733772) \times 0.751$$

$$(A \times 0.00366011) \times 0.75$$

算式

$$(A \times 0.00357008) \times 0.751$$

$$(A \times 0.00173102) \times 0.751$$

$$(A \times 0.00428409) \times 0.751$$

$$(A \times 0.00209026) \times 0.75$$

算式

$$(A + B) / 2 \times 0.02095$$

A 前々年度の道府県課税状況調第26表（家屋に関する調）の表側「合計」、表頭「課税標準」のうち「価格」欄の額と第28表（土地に関する調）の表側「計」、表頭「課税標準」欄の額との合算額に道府県課税状況調第33表（課税標準の特例の適用状況に関する調（附則・合計））の表側「計」、表頭「法附則第11条第7項（認定都市再生計画）（実績）」のうち「控除額」欄の額及び道府県課税状況調第32表（課税標準の特例の適用状況に関する調（本法））の表側「計」、表頭「法第73条の14第1項に該当するもの（家庭的保育事業）（実績）」のうち「控除額」欄の額、同表の表側「計」、表頭「法第73条の14第2項に該当するもの（居宅訪問型保育事業）（実績）」のうち「控除額」欄の額及び同表の表側「計」、表頭「法第73条の14第13項に該当するもの（事業所内保育事業）（実績）」のうち「控除額」欄の合算額を加算し、道府県課税状況調第33表の表側「計」、表頭「法附則第11条第7項（認定都市再生計画）（参酌基準によつた場合）」のうち「控除額」欄の額及び道府県課税状況調第32表の表側「計」、表頭「法第73条の14第1項に該当するもの（家庭的保育事業）（参酌基準によつた場合）」の（家庭的保育事業）（参酌基準によつた場

算式

$$(A \times 0.00611477) \times 0.751$$

$$(A \times 0.00303342) \times 0.751$$

合)のうち「控除額」欄の額、同表の表側「計」、表頭「法第73条の14第12項に該当するもの(居宅訪問型保育事業)(参酌基準によつた場合)」のうち「控除額」欄の額及び同表の表側「計」、表頭「法第73条の14第13項に該当するもの(事業所内保育事業)(参酌基準によつた場合)」のうち「控除額」欄の額の合算額を控除した額

B 前年度の道府県課税状況調第26表(家屋に関する調)の表側「合計」、表頭「課税標準」のうち「価格」欄の額と第28表(土地に関する調)の表側「計」、表頭「課税標準」欄の額との合算額に道府県課税状況調第33表(課税標準の特例の適用状況に関する調(附則・合計))の表側「計」、表頭「法附則第11条第7項(認定都市再生計画)(実績)」のうち「控除額」欄の額及び道府県課税状況調第32表(課税標準の特例の適用状況に関する調(本法))の表側「計」、表頭「法第73条の14第12項に該当するもの(家庭的保育事業(実績))」のうち「控除額」欄の額、同表の表側「計」、表頭「法第73条の14第13項に該当するもの(居宅訪問型保育事業(実績))」のうち「控除額」欄の額及び同表の表側「計」、表頭「法第73条の14第14項に該当するもの(事業所内保育事業(実績))」のうち「控除額」欄の額の合算額を加算し、「道府県課税状況調第33表の表側「計」、表頭「法附則第11条第7項(認定都市再生計画)(参酌基準によつた場合)」のうち「控除額」欄の額及び道府県課税状況調第32表の表側「計」、表頭「法第73条の14第12項に該当するもの(家庭的保育事業)(参酌基準によつた場合)」のうち「控除額」欄の額、同表の表側「計」、表頭「法第73条の14第13項に該当するもの(居宅訪問型保育事業)(参酌基準によつた場合)」のうち「控除額」欄の額の合算額を控除した額

(道府県たばこ税の基準税額の算定方法)

第二十一条 道府県たばこ税の基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

$$(A \times e) \times 0.8025$$

第二十一条 道府県たばこ税の基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

$$(A \times e) \times 0.8025$$

第二十一条 道府県たばこ税の基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

$$(A \times e) \times 0.8025$$

第二十一条 道府県たばこ税の基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

$$(A \times e) \times 0.8025$$

(A×e)が500未満であるときは0とし、(A×e)に500未満の端数があるときはその端数を切り捨て、500以上1,000未満の端数があるときはその端数を1,000とする。

算式の符号

A 前々年度の3月1日から前年度の2月末日までの間の当該道府県の区域内における地方税法第74条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(以下この条において「売渡し等」という。)に係る製造たばこの本数(喫煙用の紙巻たばこ以外の製造たばこの本数については地方税法第74条の4第2項及び第3項の規定によつて換算した本数とし、当該売渡し等に係る製造たばこの本数が500未満であるときは0とし、当該売渡し等に係る製造たばこの本数が500未満の端数があるときはその端数を切り捨て、500以上1,000未満の端数があるときはその端数を1,000とする。)

別表第八に定める率

第二十一条 道府県たばこ税の基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

$$(A \times e) \times 52,600 \text{円}$$

第二十一条 道府県たばこ税の基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

$$(A \times e) \times 52,600 \text{円}$$

第二十一条 道府県たばこ税の基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

$$(A \times e) \times 52,600 \text{円}$$

第二十一条 道府県たばこ税の基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

$$(A \times e) \times 52,600 \text{円}$$

(自動車税の基準税額の算定方法)

第二十四条 自動車税の基準税額は、環境性能割に係る基準税額及び種別割に係る基準税額の合算額とする。

2 環境性能割に係る基準税額は、次の算式によつて算定した額に〇・四四三六二五を乗じて得た額とする。ただし、指定都市を包括する都道府県の基準税額は、当該額から当該都道府県の区域内の指定都市ごとに第三十八条の第二号の規定によつて算定した額(地方税法第七十七条の六第二項に係る額に限る。)を控除した額とする。

算式

$$(61,300 \text{円} \times e) \times (A \times 0.981) - (61,300 \text{円} \times e) \times \text{円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、}(A \times 0.981) \text{に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。}$$

第二十一条 道府県たばこ税の基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

$$(A \times e) \times 52,600 \text{円}$$

第二十一条 道府県たばこ税の基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

$$(A \times e) \times 52,600 \text{円}$$

第二十一条 道府県たばこ税の基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

$$(A \times e) \times 52,600 \text{円}$$

第二十一条 道府県たばこ税の基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

$$(A \times e) \times 52,600 \text{円}$$

条に規定する自動車登録ファイルに登録されている自動車の台数(大型特殊自動車、地方税法第148条の規定により自動車税を課することができない又は自動車税の納税義務が免除された自動車の台数、同ファイルに登録されている自動車の台数のうち東日本大震災により滅失した自動車の台数並びに同ファイルに登録されている自動車の台数のうち道路運送車両法第15条第1項の規定による永久抹消登録をする場合、同法第13条第1項の規定による移転登録及び同法第16条第1項の規定による移転登録及び同法第15条の2第1項の規定による輸出抹消登録を同時にする場合の規定に伴う地方税法第177条の13の規定による申告がされた自動車であつて、その年の3月末日までに申告の事由が生じ、かつ、当該事由が生じた日から15日以内に当該申告がされた自動車の台数を除く。以下この条において「課税台数」という。)のうち地方税法附則第12条の3及び第12条の4第3項における税率の特例の対象となる台数(以下この条において「グリーン化に係る台数」という。)並びに日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第13条第3項及び第14条第6項の規定の適用を受ける者の所有するものの台数(以下この条において「合衆国軍隊構成員等所有台数」という。)を控除した台数

B 課税台数のうちグリーン化に係る台数(地方税法附則第12条の3第1項及び第12条の4第3項の対象となるものに限る。)

C 課税台数のうちグリーン化に係る台数(地方税法附則第12条の3第2項及び第3項の対象となるものに限る。)

D 課税台数のうち合衆国軍隊構成員等所有台数

別表第12(2)のA欄に定める基準税率補正率

別表第12(2)のB欄に定める基準税率補正率

別表第12(2)のC欄に定める基準税率補正率

第二十一条 道府県たばこ税の基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

$$(A \times e) \times 52,600 \text{円}$$

第二十一条 道府県たばこ税の基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

$$(A \times e) \times 52,600 \text{円}$$

第二十一条 道府県たばこ税の基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

$$(A \times e) \times 52,600 \text{円}$$

第二十一条 道府県たばこ税の基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

$$(A \times e) \times 52,600 \text{円}$$

〇 別表第12(2)のD欄に定める基準税率補正率
 (鉱区税の基準税額の算定方法)
第二十五条 鉱区税の基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

砂鉱を目的とし、石油又は天然ガスを採掘する鉱区	石油又は天然ガスを採掘する鉱区	石油又は天然ガスを採掘する鉱区	石油又は天然ガスを採掘する鉱区
試掘区	試掘区	試掘区	試掘区
面積(百アール)	面積(百アール)	面積(百アール)	面積(百アール)
一〇〇	一五〇	一〇〇	一〇〇

河床でないも	河床	河床	河床
面積(百アール)	面積(百アール)	面積(百アール)	面積(百アール)
一五〇	一五〇	一五〇	一五〇

二 当該年度の四月一日現在において日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法(昭和五十三年法律第八十一号)第三十二条に規定する特定鉱業原簿に登録されている探査権の共同開発鉱区(以下この号において「探査鉱区」という。)及び採掘権の共同開発鉱区(以下この号において「採掘鉱区」という。)について、一七円に当該都道府県に係る探査鉱区(表示単位は百アール)とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。)を乗じて得た額と一〇〇円に当該都道府県に係る採掘鉱区(表示単位は百アール)とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。)を乗じて得た額の合算額

この各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には、当該合算額は零とする。

一 大規模の償却資産に係る都道府県分の課税標準額(地方税法第七百四十条の規定により、当該都道府県が課すものとされる当該年度の固定資産税の課税標準となるべき額をいう。ただし、当該償却資産のうち同法第三百四十九条の三第二十七項から第二十九項まで若しくは附則第十五条第二項第一号若しくは第五号、第十四項、第二十一項、第二十三項、第二十五項、第二十八項、第三十二項若しくは第四十二項、地方税法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第三号)以下「平成三十年地方税法等改正法」という。)附則第二十条第二項、第三項、第五項若しくは第六項、地方税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第五号)以下「令和二年地方税法等改正法」という。)附則第十四条第八項、第十四項若しくは第十七項、地方税法等の一部を改正する法律(令和三年法律第七号)以下「令和三年地方税法等改正法」という。)附則第十二条第二項若しくは第七項又は地方税法等の一部を改正する法律(令和四年法律第一号)以下「令和四年地方税法等改正法」という。)附則第十三条第四項に規定するものにあつては当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に、地方税法附則第十五条第四十二項及び平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第二項(平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第二項)及び第三号に定めるものに限る。)及び第五項並びに令和二年地方税法等改正法附則第十四条第八項(令和二年地方税法等改正法附則第一条の規定による改正前の地方税法(以下「令和二年改正前地方税法」という。)附則第十五条第二項第一

号及び第二号に係るものに限る。)に係るものにあつては二分の一、地方税法附則第十五条第二十五項第二号、平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第二項(平成三十年改正前地方税法附則第十五条第二項第七号に係るものに限る。)、令和三年地方税法等改正法附則第十二条第二項及び令和四年地方税法等改正法附則第十三条第四項(令和四年地方税法等改正法第一条の規定による改正前の地方税法附則第十五条第二項第五号に係るものに限る。)に係るものにあつては四分の三、地方税法附則第十五条第二十三項、第二十五項第一号及び第二十八項、平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第三項及び第六項(平成三十年改正前地方税法附則第十五条第三十二項第一号に係るものに限る。)並びに令和二年地方税法等改正法附則第十四条第十四項(令和二年改正前地方税法附則第十五条第三十三項第一号ハに係るものに限る。)に係るものにあつては三分の二、地方税法附則第十五条第十四項本文に係るものにあつては五分の三、地方税法附則第十五条第五号及び令和二年地方税法等改正法附則第十四条第十七項に係るものにあつては五分の四、令和三年地方税法等改正法附則第十二条第七項に係るものにあつては法律の範囲内において各市町村が条例で定める割合をそれぞれ乗じて得た額とし、当該償却資産のうち令和三年地方税法等改正法附則第十二条第九項の規定によりなお従前の例によることとされた令和三年地方税法等改正法第一条の規定による改正前の地方税法(以下「令和三年改正前地方税法」という。)附則第六十四条及び令和三年地方税法等改正法附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた令和三年地方税法等改正法第二条の規定による改正前の地方税法(以下「令和五年改正前地方税法」という。)附則第六十四条に規定するものにあつてはこれらの規定の適用がないものとした場合における当該償却資産の課税標準となるべき価格とする。以下この条において同じ。)のうち地方税法第三百八十九条の規定により、総務大臣又は都道府県知事が評価し、価格等を決定するものに係る額にそれぞれ〇・〇一〇五を乗じて得た額

二 大規模の償却資産に係る都道府県分の課税標準額のうち地方税法第四百十条の規定によ

り、市町村長が価格等を決定するものに係る額に〇・〇一〇五を乗じて得た額

三 大規模の償却資産に係る都道府県分の課税標準額のうち地方税法第七百四十三条の規定により、都道府県知事が評価し、価格等を決定するものに係る額に〇・〇一〇五を乗じて得た額

四 前年度以前の各年度における第一号から前号までの各号に掲げる都道府県の課税標準額について総務大臣が過大又は過少と認められた額にそれぞれ〇・〇一〇五を乗じて得た額

第二十八條 削除

(市町村たばこ税都道府県交付金の基準額の算定方法)

第二十八條の二 市町村たばこ税都道府県交付金の基準額は、当該都道府県が包括する市町村に係る第三十四條算式の符号Cに掲げる額の合算額とする。

第二十九條の三 特別法人事業譲与税の基準税額

は、特別法人事業譲与税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成三十一年法律第四号)第三十一条の規定によつて当該都道府県に對して前年度の五月、八月、十一月及び二月に譲与された特別法人事業譲与税の額の合算額に〇・九〇〇を乗じて得た額に〇・七五を乗じて得た額とする。

(地方揮発油譲与税の基準税額の算定方法)

第二十九條 地方揮発油譲与税法(昭和三十年法律第十三号)第四條の規定によつて前年度の六月、十一月及び三月に譲与された地方揮発油譲与税の額のうち同法第二條に係る額(地方税法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第九号)第三條の規定による改正前の地方道路譲与税法(以下「改正前の地方道路譲与税法」という。))第四條の規定によつて前年度の六月、十一月及び三月に譲与された地方道路譲与税の額のうち改正前の地方道路譲与税法第二條に係る額を含む。)の合算額に〇・九八〇を乗じて得た額とする。

第二十九條の二 石油ガス譲与税の基準税額

は、石油ガス譲与税法(昭和四十年法律第五十七号)第三條の規定によつて当該都道府県に對して前年度の六月、十一月及び三月に譲与された石油ガス譲与税の額の合算額に一・〇六四を乗じて得た額とする。

(自動車重量譲与税の基準税額の算定方法)

第二十九條の二の二 自動車重量譲与税の基準税額は、自動車重量譲与税法(昭和四十六年法律第九十号)第一條の規定によつて自動車重量譲与税を譲与されるべき都道府県について、同法第三條の規定によつて前年度の六月、十一月及び三月に譲与された自動車重量譲与税の額の合算額に〇・九七五を乗じて得た額とする。

(航空機燃料譲与税の基準税額の算定方法)

第二十九條の三 航空機燃料譲与税の基準税額は、航空機燃料譲与税法第二條の二の規定によつて航空機燃料譲与税を譲与されるべき空港関係都道府県について、同法第三條の規定により前年度の九月及び三月に譲与された航空機燃料譲与税の額の合算額に一・一一四を乗じて得た額とする。

(森林環境譲与税の基準税額の算定方法)

第二十九條の四 森林環境譲与税の基準税額は、森林環境譲与税法第二十九條の規定によつて森林環境譲与税を譲与されるべき都道府県について、同法第三十條の規定により前年度の九月及び三月に譲与された森林環境譲与税の額の合算額に一・〇〇〇を乗じて得た額とする。

(都道府県交付金の基準額の算定方法)

第三十條 都道府県交付金の基準額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

- 一 国有資産等所在市町村交付金法(昭和三十一年法律第八十二号)以下「交付金法」という。第五條及び第六條に規定する大規模の償却資産について、各省各庁の長又は地方公共団体の長が交付金法第十四條第四項において準用する交付金法第七條(当該年度の四月一日以後の通知を除く。)した価格を基礎として、交付金法の規定(第十五條第一項及び第二項の規定を除くものとし、交付金法第五條及び第六條の規定の適用については、特別区は指定都市とみなす。)によつて算定した当該年度の当該都道府県の交付金算定標準額に〇・〇一〇五を乗じて得た額
- 二 前年度以前の年度における当該都道府県の前号に規定する交付金算定標準額について、同号に規定する日以後において同号の規定による価格の通知が変更されたことその他の理由により総務大臣が過大又は過少と認められた額にそれぞれ〇・〇一〇五を乗じて得た額

第二節 市町村分

(市町村民税の基準税額の算定方法)

第三十一條 市町村民税の基準税額は、均等割に係る基準税額、所得割に係る基準税額及び法人税割に係る基準税額の合算額とする。

均等割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

- 1 地方税法第二百九十四條第一項第一号又は第二号に掲げる者に対するもの
- 2 市町村の市町村税課税状況調査第一表の「個人均等割」のうち「納税義務者数」の「計」欄の数に二、五八八円を乗じて得た額
- 3 地方税法第二百九十四條第一項第三号又は第四号に掲げる者に対するもの

市町村税課税状況調査第一表の「法人均等割納税義務者数」の次の表の上欄に掲げる法人等の区分に応じた各欄の数を下欄に掲げる単位数にそれぞれ乗じて得た額の合算額

法人等の区分	単位数
資本金等の金額が五十億円を超える法人で、従業員数の合計が五十人を超えるもの	二、二〇〇
資本金等の金額が十億円を超える五十億円以下である法人で、従業員数の合計が五十人を超えるもの	一、一〇〇
資本金等の金額が十億円を超える五十億円以下である法人で、従業員数の合計が五十人を超えるもの	三〇七、五〇〇
資本金等の金額が一億円を超える十億円以下である法人で、従業員数の合計が五十人を超えるもの	三〇〇、〇〇〇
資本金等の金額が一億円を超える十億円以下である法人で、従業員数の合計が五十人を超えるもの	二二〇、〇〇〇
資本金等の金額が十億円を超える一億円以下である法人で、従業員数の合計が五十人を超えるもの	一一二、〇〇〇
資本金等の金額が一千万円を超える一億円以下である法人で、従業員数の合計が五十人を超えるもの	九七、〇〇〇

従業員数の合計数が五十人以上であるもの

資本金等の金額が一千万円以下である法人で、従業員数の合計数が五十人を超えるもの

(A) から (H) までの法人等以外の法人等をいうもの及び法人でない社団等

所得割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には当該額は零とする。

1 市町村の当該年度に係る基準税額

次の算式によつて算定した額(整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式

$$\frac{1}{2} \{ (145, 400円 \times a) \times A + B \} + C \div D \times 0.986 \div F + G \times 0.75$$

145, 400円×aに円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、(145, 400円×a)×A及び(145, 400円×a)×A+BにC÷D×0.986に円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A 市町村税課税状況調査第12表の表側「市町村民税」の「合計」の表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の当該市町村の数に次の算式によつて算定した率(小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)を乗じて得た数(整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式

a/b

a 当該市町村のその年の1月1日現在の20歳以上住民基本台帳登録人口

b 当該市町村の前年の1月1日現在の20歳以上住民基本台帳登録人口

B 分離長期譲渡所得、分離短期譲渡所得、一般株式等に係る譲渡所得等、上場株式等に係る譲渡所得等、上場株式等配当所得等及び先物取引に係る雑所得等

に係る当該年度の当初調定に係る額として総務大臣が調査した当該市町村の額

C 次の算式によって算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

$$\text{算式} \quad (c+d+e+f) \times 1.021$$

c 市町村税課税状況調第12表の表側「市町村民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「配当控除」欄の当該市町村の額

d 市町村税課税状況調第12表の表側「市町村民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「外国税額控除」欄の当該市町村の額

e 市町村税課税状況調第12表の表側「市町村民税」のうち「合計」、表頭「配当控除額」のうち「合計」の当該市町村の額

f 市町村税課税状況調第12表の表側「市町村民税」のうち「合計」、表頭「株式等譲渡所得割額の控除額」欄の当該市町村の額

D 市町村税課税状況調第12表の表側「市町村民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「寄附金税額控除」欄の当該市町村の額から市町村税課税状況調第42表の表側「市町村民税」、表頭「条例で定めるものに対する寄附金」のうち「控除額（千円）」欄の当該市町村の額を控除した額に1.000（ただし、特別区にあつては1.043）を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

E 市町村税課税状況調第12表の表側「市町村民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「調整控除」欄の当該市町村の額に1.003を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

F 地方税法附則第5条の4及び第5条の4の2の規定に基づく当該年度の5月末現在における市町村民税の住宅借入金等特別税額控除額として総務大臣が調査した当該市町村の額

G 市町村税課税状況調第20表の表側「令和3年度」のうち「7月」から「3月」まで及び「令和4年度」のうち「計」、表頭「税額（千円）」欄に係る当該市町村の額に1.037を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

g 市町村税課税状況調第59表の表側「市町村民税」の「合計」の表頭「総所得金額、山林所得金額及び退職所得金額分（超過税率課税分を含む）」欄のうち、「(B)」について標準税率で算出したもの（超過税率課税分を除いた額）欄の当該市町村の額

h 市町村税課税状況調第12表の表側「市町村民税」の「合計」の表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の当該市町村の数

二 前年度における分離長期譲渡所得、分離短期譲渡所得、一般株式等に係る譲渡所得等、上場株式等に係る譲渡所得等、上場株式等に係る配当所得等及び先物取引に係る雑所得等に係る過大算定額又は過少算定額

算式

$$(H \times 0.986 \times 0.75 - I \times 0.986 \times 0.75) + J$$

$$H \times 0.986 \times 0.75, I \times 0.986 \times 0.75 \text{ 及び } J \text{ に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。}$$

H 市町村税課税状況調第59表の表側「市町村民税」のうち「合計」、表頭「算出税額」のうち「分離長期譲渡所得分」のうち「小計」欄、「分離短期譲渡所得分」のうち「小計」欄、「一般株式等に係る譲渡所得等」欄、「上場株式等に係る譲渡所得等」欄、「上場株式等に係る配当所得等」欄及び「先物取引に係る雑所得等」欄の当該市町村の額

I 令和5年改正前の省令第31条第3項第1号算式の符号Bの額

J 次の算式によって算定した額。ただし、指定都市以外の市町村にあつては零とする。

算式

$$(i \times 0.986 \times 0.75 - j \times 0.986 \times 0.75) \times 2 / 8 \times 25 / 75$$

$$i \times 0.986 \times 0.75, j \times 0.986 \times 0.75, 6 \times 0.75, (i \times 0.986 \times 0.75) \times 2 / 8 \text{ 及び } (j \times 0.986 \times 0.75) \times 2 / 8 \times 25 / 75 \text{ に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。}$$

i 符号Hに同じ。

j 符号Iに同じ。

三 前年度における前二号の合算額について総務大臣が修正すべきものと認められた額

四 法人税割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによって算定した額の合算額とする。

一 当該年度に係る額

算式

$$(A \times a + B) \times 0.75$$

A 前年の2月1日からその年の1月31日までの間に事業年度が終了した法人に係る当該事業年度分の法人税割の課税標準となるべき額（二以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人の当該市町村の課税標準となるべき額については、地方税法第321条の13及び第321条の14の規定の例による。以下この項において「課税標準額」という。）に同法第314条の4第1項に規定する標準税率（以下この項において「標準税率」という。）を乗じて得た額のうち、前年の4月1日からその年の3月31日の間の納付すべきものとして確定した税額（同法第6条の規定により課税をしなかつた場合又は不均一の課税をした場合における減収額として総務大臣が調査した額を含むものとする。以下この項において「調定額」という。）から当該期間における当該事業年度分の法人税割に係る還付すべきことが確定した額でその年の4月1日の属する年度の歳出として還付すべき額（以下この項において「当該年度の歳出還付額」という。）を控除した額

B 前年の1月31日以前に事業年度が終了した法人に係る同日以前に終了した事業年度分の法人税割の課税標準額に標準税率を乗じて得た額のうち、前年の4月1日からその年の3月31日までの間の調定額から当該期間における当該事業年度分の法人税割に係る当該年度の歳出還付額を控除した額

二 前年度における前号の額の過大算定額又は過少算定額

算式

$$(C+D) \times 0.75 - E$$

C 前年の2月1日からその年の1月31日までの間に事業年度が終了した法人に係る当該事業年度分の法人税割の課税標準額に標準税率を乗じて得た額のうち、前年の4月1日からその年の3月31日までの間の調定額から当該期間における当該事業年度分の法人税割に係る前年度の歳出還付額を控除した額

D 前年の1月31日以前に事業年度が終了した法人に係る同日以前に終了した事業年度分の法人税割の課税標準額に標準税率を乗じて得た額のうち、前年の4月1日からその年の3月31日までの間の調定額から当該期間における当該事業年度分の法人税割に係る前年度の歳出還付額を控除した額

E 前年度における前号の額

三 前年度以前の年度における前号の額について総務大臣が修正すべきものと認められた額

第三十二条 固定資産税の基準税額は、土地に係る基準税額、家屋に係る基準税額及び償却資産に係る基準税額の合算額とする。

二 土地に係る基準税額は、次の算式によって算定した額とする。

算式

$$[(A_1 \times B_1) + (A_2 \times B_2) + (A_3 \times B_3) + (A_4 \times B_4) + (A_5 \times B_5) - C] \times 0.014$$

$$- D - (E - F + G + H) \times 0.7395$$

算式の符号

A₁ 当該市町村の区域内に所在する土地（前年度の1月1日現在において土地課税台帳及び土地補充課税台帳に登録されるべきであった土地をいう。以下この項において同じ。）のうち一般田（地方税法第388条第1項に基づく固定資産評価基準（以下「固定資産評価基準」という。）第1章第2節一ただし書又は同章第2節の2の規定により評価した田以外の田をいう。以下この項において同じ。）の総地積（地方税法第348条又は附則第55条第2項の規定に該当するものを除く。）

A₂ 当該市町村の区域内に所在する土地のうち一般畑（固定資産評価基準第1章第2節一ただし書又は同章第2節の2の規定により評価した畑以外の畑をいう。以下この項において同じ。）の総地積（地方税法第348条又は附則第55条第2項の規定に該当するものを除く。）

A₃ 当該市町村の区域内に所在する土地のうち宅地（固定資産評価基準第1章第3節四及び五の規定により評価した宅地を除く（ただし、同規定ただし書の規定により評価した宅地についてはこの限りではない。））の総地積（地方税法第348条又は附則第55条第2項の規定に該当するものを除く。）

A₄ 当該市町村の区域内に所在する土地のうち一般山林（固定資産評価基準第1章第7節一ただし書の規定により評価した山林以外の山林をいう。以下この項において同じ。）の総地積（地方税法第348条又は附則第55条第2項の規定に該当するものを除く。）

A₅ 当該市町村の区域内に所在する土地のうちその他の土地（一般田、一般畑、宅地及び一般山林以外の土地をいう。）の総地積（地方税法第348条又は附則第55条第2項の規定に該当するものを除く。）

B₁ 地方税法第422条の概要調書による市町村ごとの一般田の当該年度の単位当たり平均価格

B₂ 地方税法第422条の概要調書による市町村ごとの一般畑の当該年度の単位当たり平均価格

B₃ 地方税法第422条の概要調書による市町村ごとの宅地（固定資産評価基準第1章第

3節四及び五の規定により評価した宅地を除く（ただし、同規定ただし書の規定により評価した宅地はこの限りではない。）の当該年度の単位当たり平均価格

B₄ 地方税法第422条の概要調書による市町村ごとの一般山林の当該年度の単位当たり平均価格

B₅ 地方税法第422条の概要調書による市町村ごとのその他の土地（固定資産評価基準第1章第3節四及び五の規定により評価した宅地を含む（ただし、同規定ただし書の規定により評価した宅地はこの限りではない。））の当該年度の単位当たり平均価格

C 地方税法第351条の規定に該当する法定免税点未満のものの額、同法第349条の3第9項、第11項、第18項、第21項、第22項、第25項、第30項及び第33項、第349条の3の2、第349条の3の3、附則第15条第9項、第16項、第19項、第31項から第35項まで、第38項、第39項及び第43項、第15条の2第2項、第15条の3第1項、第16条の2第1項、第2項、第6項及び第7項、第16条の3第1項、第2項、第6項及び第7項、第16条の4第1項、第2項、第6項及び第7項、第29条の7第2項並びに第56条第1項、第10項及び第13項、地方税法等の一部を改正する法律（平成10年法律第27号）附則第6条第9項、地方税法の一部を改正する法律（平成11年法律第15号）附則第8条第8項、地方税法等の一部を改正する法律（平成18年法律第7号）附則第13条第9項並びに地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）以下「平成26年地方税法等改正法」という。）附則第12条第8項の規定に該当する課税標準の特例による減少額として総務大臣が調査した額並びに地方税法附則第18条、第19条、第19条の3及び第19条の4の規定に基づく特例による課税標準の減少額（ただし、同法附則第15条第32項、第33項、第38項及び第43項の規定に該当する課税標準の特例による減少額にあつては、当該土地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に乗じては割合を、同条第32項に係るものにあつては2分の1、同条第33項及び第38項に係るもの

にあつては3分の2、同条第43項に係るものにあつては4分の3として算定した額とする。）として総務大臣が調査した額

D 地方税法附則第29条の5第1項、第3項、第7項及び第8項の規定により当該年度において徴収を免除、又は猶予した額

E 地方税法附則第29条の5第9項の規定により前年度中に徴収猶予を取り消した税額

F 地方税法附則第29条の5第11項及び第12項の規定により前年度中に還付すべきことが確定した税額

G 地方税法附則第29条の5第16項及び第17項並びに第55条第4項、第6項及び第8項の規定により当該年度において減額した税額

3 家屋に係る基準税額は、地方税法第四百二十二条の概要調書による市町村ごとの木造、非木造別の家屋の当該年度の単位当たり平均価格に、前年度の一月一日現在において家屋課税台帳及び家屋補充課税台帳に登録されるべきであった家屋の床面積の木造、非木造別の合計面積（同法第二百四十八条及び附則第五十五条第二項の規定に該当するものを除く。）をそれぞれ乗じて得た額から当該年度の同法第三百五十一条の規定に該当する法定免税点未満のもの（令和三年改正前地方税法附則第六十四条及び令和五年改正前地方税法附則第六十四条の規定の適用により法定免税点未満となるものを除く。）の額並びに地方税法第三百四十九条の三第九項から第十一項まで、第十五項から第十八項まで、第二十項、第二十二項、第二十三項、第二十五項、第二十七項から第三十項まで、第三十二項及び第三十三項並びに附則第十五条第十九項、第十九項、第二十二項、第二十四項、第二十七項、第三十二項及び第三十九項、第十五条の二第二項並びに第十五条の三第九項、第十五条の二第二項並びに第十五条の三第九項、地方税法の一部を改正する法律（昭和四十七年法律第十一号）附則第八條第三項、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第九十四号）附則第三條第十項、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成三年法律第七号）附則第八條第三項、地方税法の一部を改正する法律（平成七年法律第四十号）附則第六條第三項及び第五項、地方税法等の一部を改正する法律（平成十

年法律第二十七号）附則第六條第五項及び第九項、地方税法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第八号）附則第八條第八項、地方税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第九号）附則第十一條第九項及び第十一項、地方税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第五号）附則第七條第九項及び第十項、地方税法の一部を改正する法律（平成十九年法律第四号）附則第六條第二項、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十一号）附則第十條第四項、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第四号）附則第十一條第十九項及び第二十項、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十三号）附則第七條第六項から第八項まで及び第二十五項、平成二十六年地方税法等改正法附則第十二條第七項及び第八項、平成二十八年地方税法等改正法附則第十八條第十七項、平成三十年地方税法等改正法附則第二十條第四項、地方税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第二号）附則第十六條第二項、令和二年地方税法等改正法附則第十四條第七項、令和三年地方税法等改正法附則第十二條第五項並びに地方税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第一号）以下「令和五年地方税法等改正法」という。）附則第十六條第四項の規定に該当する課税標準の特例による減少額（地方税法第三百四十九條の三第二十七項から第二十九項まで並びに附則第十五條第十四項、第二十二項及び第三十二項、平成三十年地方税法等改正法附則第二十條第四項並びに令和二年地方税法等改正法附則第十四條第十四項及び第十七項の規定に該当する課税標準の特例による減少額にあつては、当該家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に乗じて割合を、地方税法附則第十五條第十四項本文に係るものにあつては五分の三、同法第三百四十九條の三第二十七項から第二十九項まで並びに附則第十五條第十四項ただし書、第二十二項第二号及び第三号並びに第三十二項並びに平成三十年地方税法等改正法附則第二十條第四項に係るものにあつては二分の一、令和二年地方税法等改正法附則第十四條第十七項に係るものにあつては五分の四、地方税法附則第十五條第二十二項第一号に係るものにあつては三分の二として算定した額とする。）として総務大

臣が調査した額を控除した額に〇・〇一四を乗じて得た額から、地方税法第三百五十二条の三第一項並びに附則第十五条の六、第十五条の七第一項及び第二項、第十五条の八、第十五条の九第一項、第四項、第五項、第九項及び第十項、第十五条の九の二第一項、第四項及び第五項、第十五条の九の三第一項、第十五条の十第一項、第十五条の十一第一項、第十六条の二第十項、第十六条の三第十項、第五十五条第四項、第六項及び第八項並びに第五十六条第四項及び第十四項並びに平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第八項の規定により当該年度分の固定資産税から減額された額（地方税法附則第十五条の八から減額された額に該当する当該年度の固定資産税から減額された額にあつては、同項の規定による条例で定める割合を三分の二として算定した額とする。）として総務大臣が調査した額を控除した額に〇・七三八七五を乗じて得た額とする。

4 償却資産に係る基準税額は、次の各号に定める方法によつて算定した額の合算額とする。

一 地方税法第三百八十九条の規定により、総務大臣又は都道府県知事が評価し、価格等を決定する償却資産に係る当該年度分の固定資産税の市町村分の課税標準額（当該償却資産のうち同法第三百四十九条の三第二十七項から第二十九項まで若しくは附則第十五条第二項第一号若しくは第五号、第十四項、第二十八項、第二十三項、第二十五項、第二十八項、第三十二項若しくは第四十二項、平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第二項、第三項若しくは第五項、令和二年地方税法等改正法附則第十四条第八項、第十四項若しくは第十七項、令和三年地方税法等改正法附則第十二条第二項若しくは第七項又は令和四年地方税法等改正法附則第十三条第四項に規定するものにあつては当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に、地方税法附則第十五条第四十二項及び平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第二項（平成三十年改正前地方税法附則第十五条第二項第一号に係るものに限る。）に係るものにあつては三分の一、地方税法第三百四十九条の三第二十七項から第二十九項まで並びに附則第十五条第二項第一号、第十四項ただし書、第二十一項、第二十三項第二号、第二十五項第三号及び第三十二項、平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第二項（平成三十年改正前地方税法附則第十五条第二項第一号に係るものに限る。）、第五項及び第六項（平成三十年改正前地方税法附則第十五条第三十二項第二号に係るものに限る。）並びに令和二年地方税法等改正法附則第十四条第八項（令和二年改正前地方税法附則第十五条第二項第一号及び第二号に係るものに限る。）に係るものにあつては二分の一、地方税法附則第十五条第二十五項第二号、平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第二項（平成三十年改正前地方税法附則第十五条第二項第一号に係るものに限る。）、令和三年地方税法等改正法附則第十二条第二項及び令和四年地方税法等改正法附則第十三条第四項（令和四年地方税法等改正法第一条の規定による改正前の地方税法附則第十五条第二項第五号に係るものに限る。）、に係るものにあつては四分の三、地方税法附則第十五条第二十三項第一号、第二十五項第一号及び第二十八項、平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第三項及び第六項（平成三十年改正前地方税法附則第十五条第三十二項第一号に係るものに限る。）並びに令和二年地方税法等改正法附則第十四条第十四項（令和二年改正前地方税法附則第十五条第三十三項第一号に係るものに限る。）に係るものにあつては三分の二、地方税法附則第十五条第十四項本文に係るものにあつては五分の三、地方税法附則第十五条第二項第五号及び令和二年地方税法等改正法附則第十四条第十七項に係るものにあつては五分の四、令和三年地方税法等改正法附則第十二条第七項に係るものにあつては法律の範囲内において各市町村が条例で定める割合をそれぞれ乗じて得た額とし、当該償却資産のうち令和三年改正前地方税法附則第六十四条及び令和五年改正前地方税法附則第六十四条に規定するものにあつてはこれらの規定の適用がないものとした場合における当該償却資産の課税標準となるべき価格とし、地方税法第三百五十一条本文の規定に該当するもの（令和三年改正前地方税法附則第六十四条及び令和五年改正前地方税法附則第六十四条の規定の適用により地方税法第三百五十一条本文の規定に該当することとなるものを除く。）がある場合に該当する当該償却資産に係る額及び大規模の償却資産に係る都道府県分の課税

正法附則第二十条第二項（平成三十年改正前地方税法附則第十五条第二項第二号及び第三号に係るものに限る。）、第五項及び第六項（平成三十年改正前地方税法附則第十五条第三十二項第二号に係るものに限る。）並びに令和二年地方税法等改正法附則第十四条第八項（令和二年改正前地方税法附則第十五条第二項第一号及び第二号に係るものに限る。）に係るものにあつては二分の一、地方税法附則第十五条第二十五項第二号、平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第二項（平成三十年改正前地方税法附則第十五条第二項第一号に係るものに限る。）、令和三年地方税法等改正法附則第十二条第二項及び令和四年地方税法等改正法附則第十三条第四項（令和四年地方税法等改正法第一条の規定による改正前の地方税法附則第十五条第二項第五号に係るものに限る。）、に係るものにあつては四分の三、地方税法附則第十五条第二十三項第一号、第二十五項第一号及び第二十八項、平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第三項及び第六項（平成三十年改正前地方税法附則第十五条第三十二項第一号に係るものに限る。）並びに令和二年地方税法等改正法附則第十四条第十四項（令和二年改正前地方税法附則第十五条第三十三項第一号に係るものに限る。）に係るものにあつては三分の二、地方税法附則第十五条第十四項本文に係るものにあつては五分の三、地方税法附則第十五条第二項第五号及び令和二年地方税法等改正法附則第十四条第十七項に係るものにあつては五分の四、令和三年地方税法等改正法附則第十二条第七項に係るものにあつては法律の範囲内において各市町村が条例で定める割合をそれぞれ乗じて得た額とし、当該償却資産のうち令和三年改正前地方税法附則第六十四条及び令和五年改正前地方税法附則第六十四条に規定するものにあつてはこれらの規定の適用がないものとした場合における当該償却資産の課税標準となるべき価格とし、地方税法第三百五十一条本文の規定に該当するもの（令和三年改正前地方税法附則第六十四条及び令和五年改正前地方税法附則第六十四条の規定の適用により地方税法第三百五十一条本文の規定に該当することとなるものを除く。）がある場合に該当する当該償却資産に係る額及び大規模の償却資産に係る都道府県分の課税

標準額のうち当該償却資産に係る額は含まれないものとする。以下この項において同じ。）にそれぞれ〇・〇一〇五を乗じて得た額
二 地方税法第七百四十三条の規定により、都道府県知事が評価し、価格等を決定する償却資産に係る当該年度分の固定資産税の市町村分の課税標準額に〇・〇一〇五を乗じて得た額
三 地方税法第四百十條の規定により、市町村長が価格等を決定する償却資産に係る当該年度分の固定資産税の市町村分の課税標準額に〇・〇一〇三九五を乗じて得た額
四 前年度以前の年度における第一号から前号までの各号に掲げる市町村分の課税標準額に、第一号及び第二号に係るものにあつては〇・〇一〇五を、前号に係るものにあつては〇・〇一〇三九五をそれぞれ乗じて得た額の合算額
（軽自動車税の基準税額の算定方法）
第三十三条 軽自動車税の基準税額は、環境性能に依る基準税額及び種別割に係る基準税額及び種別割に係る基準税額の合算額とする。
環境性能割に係る基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式
$$A \times (B/A) / a \times b \times 0.75$$

B/Aに円単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、(B/A)/aに小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、(B/A)/aに円単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、A×(B/A)/a×bに千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。
算式の符号
A 前年度中に地方税法附則第29条の1第2項の規定により市町村に払い込まれた軽自動車税の環境性能割額に係る台数
B 前年度中に地方税法附則第29条の1第2項の規定により市町村に払い込まれた軽自動車税の環境性能割額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

3 種別割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。
a 19,741
b 20,922

区分	原動機付自動車		額
	イ	ロ	
軽自動車	総排気量が〇・〇五リットル以下のもの又は定格出力が〇・六キロワット以下のもの（二に掲げるものを除く。）	二輪のもので、総排気量が〇・〇五リットルを超え〇・〇九リットル以下のもの又は定格出力が〇・六キロワットを超え〇・八キロワット以下のもの	一、五〇〇円
	二輪のもの（側車付のものを含む。）	三輪以上のもの（地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第十五条の十五で定めるものを除く。）で、総排気量が〇・〇二リットルを超え〇・〇五リットルを超え〇・二五キロワットを超えるもの	一、七〇〇円
三輪のもの			二、〇〇〇円

一 次の表に掲げる区分ごとの下欄の額に、軽自動車等（地方税法第四百四十二条各号に掲げるものをいい、同法第四百四十五条の規定により軽自動車税の種別割を課することができないもの又は同条の規定により納税義務を免除するものを除く。以下同じ。）の当該年度の四月一日現在の台数（次の各号に規定する軽自動車等の台数を除く。）を同表の上欄の区分に従い区分し、当該区分した台数をそれぞれ乗じて得た額の合算額に〇・九七二を乗じて得た額

平成二十七年四月一日以後に初めて指定の番号の受取	平成二十七年四月一日以後に初めて指定の番号の受取	平成二十七年四月一日以後に初めて指定の番号の受取
五二九	五二	五二

平成二十七年四月一日以後に初めて指定の番号の受取	平成二十七年四月一日以後に初めて指定の番号の受取	平成二十七年四月一日以後に初めて指定の番号の受取	平成二十七年四月一日以後に初めて指定の番号の受取
五七一	五二一	五二一	五二一

平成二十七年四月一日以後に初めて指定の番号の受取	平成二十七年四月一日以後に初めて指定の番号の受取	平成二十七年四月一日以後に初めて指定の番号の受取	平成二十七年四月一日以後に初めて指定の番号の受取
〇〇一	〇〇四	〇〇四	〇〇四

平成二十七年四月一日以後に初めて指定の番号の受取	平成二十七年四月一日以後に初めて指定の番号の受取	平成二十七年四月一日以後に初めて指定の番号の受取	平成二十七年四月一日以後に初めて指定の番号の受取
〇五八	〇五二	〇五二	〇五二

自家用	平成二十六年六月まで初めに受けたもの
平成一、三、〇〇〇	平成二十六年六月まで初めに受けたもの

二輪の小型自動車	小型特殊自動車	専ら雪上を走行するもの	平成二十七年四月一日以後に受けたもの
	農耕作業用自動車	その他のもの	〇五七
〇〇五	四、五二四	一、五二七	二、五二六

二 地方税法附則第三十条における税率の特例の対象となる軽自動車等について、次の算式によって算定した額

算式

$$\{(7,800円 \times e) \times A\} + (2,000円 \times B) \times B \times 0.972$$

ただし、(7,800円×e)及び(2,000円×B)に円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、(7,800円×e)×A及び(2,000円×B)×Bに千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A 軽自動車等のうち地方税法附則第三十条第一項の規定の対象となるものの当該年度の4月1日現在の台数(以下この号において「重課に係る台数」という。)

B 軽自動車等のうち地方税法附則第三十条第二項から第四項までの規定の対象となるものの当該年度の4月1日現在の台数(以下この号において「軽課に係る台数」という。)

二 次の算式によって算定した市町村ごとの基準税率補正率(小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式

$$(b/a) \times (1/7,800)$$

ただし、b/aに整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

a 重課に係る台数

b 地方税法附則第三十条第一項の規定により読み替えられた同法第四六三条の15第1項第2号ロ及びハに規定する標準税率に0.75を乗じた額に、税率区分ごとの重課に係る台数をそれぞれ乗じて得た額(千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

三 次の算式によって算定した市町村ごとの基準税率補正率(小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式

$$(d/c) \times (1/1,971)$$

ただし、d/cに整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

三 次の表に掲げる区分ごとの下欄の額に、地方協定第十三条第三項及び第十四条第六項の規定の適用を受ける者が所有する軽自動車等の当該年度の四月一日現在の台数を同表の上欄の区分に従い区分し、当該区分した台数をそれぞれ乗じて得た額の合算額

区分	額
原動機付自転車	三七五円
軽自動車	七五〇
二輪のもの(側車付のものを含む。)	七五〇
及び三輪のもの	〇
四輪以上のもの	二、二五〇
二輪の小型自動車	七五〇

(市町村たばこ税の基準税額の算定方法)

第三十四条 市町村たばこ税の基準税額は、次の算式によって算定した額とする。ただし、当該額が負となる場合には、当該額は零とする。

算式

$$(A \times B) \times 4.91401C$$

(A×B)が500未満であるときは0とし、(A×B)に500未満の端数があるときはその端数を切り捨て、500以上1,000未満の端数があるときはその端数を1,000とする。

算式の符号

A 前々年度の3月1日から前年度の2月末日までの間の当該市町村の区域内において地方税法第四六五条第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費等(以下この条において「売渡し等」という。)が行われた製造たばこの本数(喫煙用の紙巻たばこ以外の製造たばこの本数については、同法第四六七条第二項及び第三項の規定によって換算した本数とし、当該売渡し等に係る製造たばこの本数が500未満である

ときは0とし、当該売渡し等に係る製造たばこの本数に500未満の端数があるときはその端数を切り捨て、500以上1,000未満の端数があるときはその端数を1,000とする。以下この条において同じ。

B 次の算式によつて算定した市町村ごとの乗率(算定の過程及び当該乗率に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下この条において同じ。)

算式

$$\sqrt{(a/b)} \sqrt{(a/b)} \times 0.9724$$

はbが0であるときは0

とする。

とす。

算式の符号

a 符号Aに同じ。

b 当該年度の前4年度(3月1日から前3年度の2月末日までの間の当該市町村の区域内において売渡し等が行われた製造たばこの本数)

C 次の算式によつて算定した額

算式

$$(c \times d - e) \times 0.75$$

(c×d-e)×0.75に千円未満の端数があるときはその端数を切り上げ、c×d-eが負数となるときは0とする。

eが負数となるときは0とする。

算式の符号

c 前々年度の3月1日から前年度の2月末日までの間に当該市町村の区域内において売渡し等が行われた製造たばこの本数

d 地方税法第468条に定める市町村たばこの税率

e 前3年度の全国のたばこの税の額の合計額に当該市町村のたばこの消費基礎人口(地方税法第485条の13に規定するたばこの消費基礎人口をいう。以下同じ。)に2.00を乗じて得た数を全国のたばこの消費基礎人口の合計数で除して得た割合を乗じて得た額(千円未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。)

(鉱産税の基準税額の算定方法)

第三十五条 鉱産税の基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

$$A \times 0.00075 + B \times 0.00525$$

$$A \times 0.00075 + B \times 0.00525$$

A×0.00075及びB×0.00525に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A 前年度において鉱産税の課税標準となつた額(同年度中に申告書の提出又は更正若しくは決定(以下この条において「申告書の提出等」という。)があつた場合における最終の申告書の提出等に係る課税標準額(当該年度の4月1日現在において閉鎖している作業場に係るものとして総務大臣が調査した額を除く。))をいう。以下この条において同じ。

B 前年度以前(前年度において申告書の提出等があつたものについて前年度中に更正があつた場合における当該前々年度以前の年度において鉱産税の課税標準となつた額を控除した額のうち地方税法第520条第1項本文の規定の適用を受けるもの)の額

第三十六条 特別土地保有税の基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には、当該合算額は零とする。

一 土地に対して課する分

次の算式によつて算定した額。

算式

$$\{(A - C) \times (1.4 / 100) - (B - D) \times (1.4 / 100)\} - E - (F + G + H) \times 0.735$$

(A-I-C)×(1.4/100)-(B-D)×(1.4/100)-E-(F+G+H)×0.735

算式の符号

A 前年度に課税の対象となつた土地(地方税法第586条、第587条第1項、第587条の2、同法附則第31条の2、第39条第6項又は同条第7項の規定により非課税となるもの又は同法第5

95条の規定による免税点未満のもの(除く。)の取得価額(前年度中に申告書若しくは修正申告書の提出、更正又は決定(以下この号において「申告書の提出等」という。)があつた場合における最終の申告書の提出等による額(地方税法第6条の規定により当該市町村が課税をしないこととして土地に係る課税標準となるべき取得価額を含む。))をいう。以下この条において同じ。

B Aに係る土地の固定資産税の課税標準となるべき価額

C Aに係る土地のうち固定資産税の課税標準となるべき価額が取得価額を超えるものの取得価額

D Aに係る土地のうち固定資産税の課税標準となるべき価額が取得価額を超えるものの課税標準となるべき価額

E Aに係る土地のうち、前々年度以前の年度において申告書の提出等があつたものについて、前年度中に修正申告書の提出又は更正があつた場合における当該修正申告書の提出又は更正に修正申告書の提出等があつた場合における前々年度までにすでに納付した確定した税額

二

F 地方税法第601条第3項(同法第602条第2項、第603条の2の2第3項、同法附則第31条の3の2第4項及び第31条の3の3第3項において準用する場合を含む。)、第603条第3項、第603条の2第6項、同法附則第31条の3の2第3項、同法附則第31条の3の3第2項の規定によつて前年度中に徴収猶予した税額

G 地方税法第601条第5項(同法第602条第2項、第603条第4項、第603条の2の2第3項、附則第31条の3の2第4項及び第31条の3の3第3項において準用する場合を含む。)、同法附則第31条の3の2第3項又は第31条の3の3第2項の規定により前年度中に徴収猶予を取り消した税額(同法附則第31条の3の2第1項の規定を受けな

603条の2第6項、同法附則第31条の3の2第3項又は第31条の3の3第2項の規定によつて徴収猶予されていた者が、前年度中に同法第603条の2第1項、同法附則第31条の3の2第1項又は第31条の3の3第1項の規定を受けな

H 地方税法第601条第7項(同法第602条第2項、第603条第4項、第603条の2第7項、第603条の2の2第3項、同法附則第31条の3の2第4項及び第31条の3の3第3項において準用する場合を含む。))の規定によつて前年度中に還付すべきことが確定した税額(同法第603条の2第6項ただし書、附則第31条の3の2第3項ただし書又は第31条の3の3第2項ただし書の規定の適用を受けていた者が、同法第603条の2第1項、附則第31条の3の2第1項又は第31条の3の3第1項の認定を受けた場合における当該税額のうち未納となつた額を含む。)

土地の取得に対して課する分

次の算式によつて算定した額

算式

$$\{(A - C) \times (3 / 100) - (B - D) \times (4 / 100)\} - E - (F + G + H) \times 0.735$$

(A-I-C)×(3/100)-(B-D)×(4/100)-E-(F+G+H)×0.735

算式の符号

A 前年度に課税の対象となつた土地(地方税法第586条、第587条第2項、附則第31条の2、第31条の2の2、第38条第4項、第39条第6項若しくは同条第7項の規定により非課税となるもの又は同法第595条の規定による免税点未満のもの(除く。))の取得価額

B Aに係る土地の不動産取得税の課税標準となるべき価額

C Aに係る土地のうち不動産取得税の課税標準となるべき価額に4/3を乗じて得た額が取得価額を超えるものの取得価額

D Aに係る土地のうち不動産取得税の課税標準となるべき価額に4/3を乗じて得た額が取得価額を超えるものの課税標準となるべき価額

三

E 前号の算式の符号中Eに同じ。
 F 前号の算式の符号中Fに同じ。
 G 前号の算式の符号中Gに同じ。
 H 前号の算式の符号中Hに同じ。
 遊休土地に対して課する分の算式による算定した額

算式

$$[(A \times (1.4 / 100)) - (B \times (1.4 / 100) + C) - D] - (E - F + G) \times 0.735$$

算式の符号

A 前年度に課税の対象となつた地方税法第621条に規定する遊休土地(同法第586条第1項の規定により非課税となるものを除く。以下「遊休土地」という。)の時価又は遊休土地である土地の取得価額のいずれか高い金額
 B Aに係る土地の固定資産税の課税標準となるべき価額
 C Aに係る土地のうち土地に対して課する特別土地保有税が課される土地がある場合にあっては、当該土地に対して地方税法第585条の規定により市町村が課すべき前年度分の同法第596条に規定する同法第599条第1項第1号の特別土地保有税の税額の合計額
 D 前号の算式の符号中Eに同じ
 E 地方税法第629条第5項の規定により前年度中に徴収猶予した税額
 F 地方税法第629条第5項の規定により徴収猶予されていた者が、前年度中に同条第1項の規定を受けなかったこととなつた場合における当該税額
 G 地方税法第629条第8項の規定により前年度中に還付すべきことが確定した税額(同条第5項ただし書の規定の適用を受けていた者が、同条第1項の規定を受けた場合における当該税額のうち未納となつていた額を含む。)

第三十七條 (事業所税の基準税額の算定方法)

第七百一十條の三十の規定によつて事業所税を課するものとされている指定都市等(同法第七百一十條の三十一第一項第一号に掲げる市をいう。以下同じ。)について、次の算式によつて算定した額とする。
 算式

$$(A \times 600円 + B \times (0.25 / 100) - C) \times 0.74925$$

算式の符号

A 前年度の事業に係る事業所税の資産制に係る課税の対象となつた事業所床面積の数値(前年度中に申告書若しくは修正申告書の提出、更正又は決定(以下この条において「申告書の提出等」という。)があつた場合における最終の申告書の提出等による数値をいい、表示単位は平方メートルとし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下同じ。)
 B 前年度の事業に係る事業所税の従業者割に係る課税の対象となつた従業者給与総額(前年度中に申告書の提出等があつた場合における最終の申告書の提出等による額をいう。以下同じ。)
 C A及びBに係る税額のうち、前々年度以前の前年度において申告書の提出等があつたものについて、前年度中に修正申告書の提出又は更正があつた場合における当該修正申告書の提出又は更正に係る前々年度までに既に納付の確定した税額

第三十七條の二 (利子割交付金の基準額の算定方法)

各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には当該額は零とする。
 一 当該年度に係る額
 地方税法施行令第九條の十五の規定により前年度の八月、十二月及び三月に交付された利子割交付金の額の合算額に一・五九二を乗じて得た額に〇・七五を乗じて得た額
 二 前年度における前号の額の過大算定額又は過小算定額
 次の算式によつて算定した額
 算式

$$A \times 0.751B$$

算式の符号

A 前年度の8月、12月及び3月に交付された利子割交付金の額の合算額
 B 前年度における前号の額
 三 前年度以前の年度における前号の額について総務大臣が修正すべきものと認めた額
 (配当割交付金の基準額の算定方法)

第三十七條の三 (配当割交付金の基準額の算定方法)

税法施行令第九條の十九の規定により前年度の

八月、十二月及び三月に交付された配当割交付金の額の合算額に一・二四九を乗じて得た額に〇・七五を乗じて得た額とする。
 (株式等譲渡所得割交付金の基準額の算定方法)

第三十七條の四 (株式等譲渡所得割交付金の基準額の算定方法)

より前年度の三月に交付された株式等譲渡所得割交付金の額の合算額に一・〇九八を乗じて得た額に〇・七五を乗じて得た額とする。
 (法人事業税交付金の基準額の算定方法)

第三十七條の五 (法人事業税交付金の基準額の算定方法)

は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該額が負となる場合には、当該額は零とする。
 一 当該年度に係る額
 次の算式によつて算定した額
 算式

$$(A \times a \times B / C) \times 0.75$$

A 及び B $A \times a \times B / C$ に小数点未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。
 算式の符号

A 当該市町村を包括する道府県の前年度の法人事業税調定額(標準税率分)として総務大臣が通知した数
 B 当該市町村従業者数(当該市町村の地方税法第72条の76に規定する従業者数。ただし、地方税法施行令第7条の2の2の規定の適用を受ける市町村にあっては、当該規定による従業者数)
 C 当該道府県の区域内の市町村に係る符号Bの合計
 a 〇・07
 b 〇・07

二 令和五年改正前の省令第三十七條の四の二の額の過大算定額又は過小算定額
 次の算式によつて算定した額
 算式

$$A \times 0.751B$$

算式の符号

A 前年度の8月、12月及び3月に交付された法人事業税交付金の額の合算額
 B 前年度における令和五年改正前の省令第三十七條の4の2の額
 (地方消費税交付金の基準額の算定方法等)

第三十七條の四の三 (地方消費税交付金の基準額の算定方法)

は、次の算式によつて算定した額とする。
 算式

A + B
 算式の符号

A 次の算式Iによつて算定した地方税法第72条の115第1項の規定による基準額(以下「地方消費税交付金基準額(従来分)」という。)
 算式I

$$a \times a \times 0.75$$

a 地方税法第72条の115第1項の規定により当該市町村に前年度の6月、9月、12月及び3月に交付された地方消費税交付金の額
 算式II

1. 031
 B 次の算式IIによつて算定した地方税法第72条の115第2項の規定による基準額(算定の過程においては掛け放しとし、当該算式によつて算定した額に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下「地方消費税交付金基準額(引上げ分)」という。)
 算式II

$$b \times a \times 0.75$$

b 地方税法第72条の115第2項の規定により当該市町村に前年度の6月、9月、12月及び3月に交付された地方消費税交付金の額
 算式III

1. 031
 (ゴルフ場利用税交付金の基準額の算定方法)

第三十七條の五 (ゴルフ場利用税交付金の基準額の算定方法)

は、地方税法第百三條の規定によつてゴルフ場利用税交付金を交付されるべきゴルフ場所在市町村について、当該市町村の所在する都道府県の条例により定められた当該年度の四月一日現在のゴルフ場に係る一人一日当たりの税率(これにより難いと認められる場合は、総務大臣が定める率)に一九二を乗じて得た額に、総務大臣が調査した前年の三月一日からその年の二月末日までの当該市町村のゴルフ場(その年の三月三十一日までに廃止されたものを除く。)(ごとの延利用者数の一日当たりの数(当該ゴルフ場が二以上の市町村の区域にまたがって所在する場合)には、当該ゴルフ場の総面積に対する当該市町村に係る当該ゴルフ場の面積の割合によつて按分した数とし、一人未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)に〇・九四

六を乗じて得た数（一人未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を乗じて得た額の合算額とする。

第三十八条 軽油引取税交付金の基準額の算定方法

（環境性能割交付金の基準額の算定方法）
第三十八条の二 環境性能割交付金の基準額は、指定都市にあつては地方税法第七十七条の六第一項に係るもの（以下「市町村道分」という。）及び同条第二項に係るもの（以下「一般国道等分」という。）ごとに第一号に定める方法によつて算定した額の合算額とし、指定都市以外の市町村にあつては第二号に定める方法によつて市町村ごとに算定した額とする。

一 指定都市の基準額
算式
(A×B)×0.75
(A×B)及び(A×B)×0.75に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

A 前年度中に環境性能割交付金（平成28年地方税法等改正法による改正前の地方税法第143条の規定により市町村に交付するものとされる自動車取得税に係る交付金を含む。以下この条及び第50条において同じ。）として当該指定都市に對して交付された額のうち市町村道分の額又は一般国道等分の額
B 次の算式によつて算定した環境性能割交付金の指定都市別の市町村道分又は一般国道等分ごとの伸び率
算式

√(a/b) × 0.7479

(a/b)、
√(a/b) 及び

√(a/b) × 0.7479

二 指定都市以外の市町村の基準額
算式
(A×B)×0.75
(A×B)及び(A×B)×0.75に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

A 前年度中に環境性能割交付金として当該市町村に對して交付された額
B 次の算式によつて算定した環境性能割交付金の伸び率
算式

(a/b)、
√(a/b) × 0.7479 及び
√(a/b) × 0.7479

に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号
a 符号Aに同じ
b 当該年度の前3年度に環境性能割交付金として当該市町村に對して交付された額

第三十九条 地方揮発油譲与税の基準額の算定方法

（地方揮発油譲与税の基準額の算定方法）
第三十九条 地方揮発油譲与税の基準額は、指定都市にあつては第一号及び第二号に定める額の合算額とし、指定都市以外の市町村にあつては第一号に定める額とする。
一 地方揮発油譲与税法第四条の規定によつて前年度の六月、十一月及び三月に譲与された地方揮発油譲与税の額のうち同法第三条に係る額（改正前の地方道路譲与税法第四条の規定によつて前年度の六月、十一月及び三月に譲与された地方道路譲与税の額のうち改正前の地方道路譲与税法第三条に係る額を含む。）の合算額に〇・九七八を乗じて得た額
二 地方揮発油譲与税法第四条の規定によつて前年度の六月、十一月及び三月に譲与された地方揮発油譲与税の額のうち同法第二条に係る額（改正前の地方道路譲与税法第二条の規定によつて前年度の六月、十一月及び三月に譲与された地方道路譲与税の額のうち改正前の地方道路譲与税法第二条に係る額を含む。）の合算額に〇・九八〇を乗じて得た額

（特別とん譲与税の基準額の算定方法）
第四十条 特別とん譲与税の基準額は、特別とん譲与税法（昭和三十三年法律第七十七号）第二条の規定によつて特別とん譲与税を譲与されるべき開港所在市町村について、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には、当該合算額は零とする。
一 特別とん譲与税法第三条の規定によつて前年度の九月及び三月に譲与された特別とん譲与税の額の合算額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。次号において同じ。）に〇・九七〇を乗じて得た額
二 前年度における前号の額の過大算定額又は過小算定額
算式

A 前年度の9月及び3月に譲与された特別とん譲与税の額の合算額
B 前年度における前号の額

第四十条の二 石油ガス譲与税の基準額の算定方法

（自動車重量譲与税の基準額の算定方法）
第四十条の三 自動車重量譲与税の基準額は、自動車重量譲与税法第一条の規定によつて自動車重量譲与税を譲与されるべき市町村について、同法第三条の規定によつて前年度の六月、十一月及び三月に譲与された自動車重量譲与税の額の合算額に〇・九七五を乗じて得た額とする。

（航空機燃料譲与税の基準額の算定方法）
第四十条の四 航空機燃料譲与税の基準額は、航空機燃料譲与税法第二条の規定によつて航空機燃料譲与税を譲与されるべき空港関係市町村について、同法第三条の規定により前年度の九月及び三月に譲与された航空機燃料譲与税の額の合算額に一・一三三を乗じて得た額とする。
（森林環境譲与税の基準額の算定方法）
第四十条の五 森林環境譲与税の基準額は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第二十八条の規定によつて森林環境譲与税が譲与されるべき市町村について、同法第三十条の規定により前年度の九月及び三月に譲与された森林環境譲与税の額の合算額に〇・九九九を乗じて得た額とする。
（市町村交付金の基準額の算定方法）
第四十一条 市町村交付金の基準額は、第一号及び第二号に定める額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には、当該合算額は零とする。
一 (一) から (六) までに定める額の合算額に〇・〇一〇五を乗じて得た額
(一) 交付金法第二条第一項第一号の固定資産（同条第三項各号に掲げるものを除く。）について、各省各庁の長又は地方公共団体の長が交付金法第七条、第八条、第九条第二

項（交付金法第十条第四項において準用する場合を含む。）又は第十条第一項若しくは第二項の規定により通知（当該年度の四月一日以後の通知を除く。）した価格を基礎として交付金法の規定（第十五条第一項及び第二項の規定を除くものとし、交付金法第五条及び第六条の規定の適用については、特別区は指定都市とみなす。）によつて算定した当該市町村の当該年度の交付金算定標準額

(二) 交付金法第二条第一項第二号の固定資産（同条第四項に規定するものを除く。）について、各省各庁の長又は地方公共団体の長が交付金法第七条、第八条、第九条第二項（交付金法第十条第四項において準用する場合を含む。）又は第十条第一項若しくは第二項の規定により通知（当該年度の四月一日以後の通知を除く。）した価格を基礎として交付金法の規定（第十五条第一項及び第二項の規定を除くものとし、交付金法第五条及び第六条の規定の適用については、特別区は指定都市とみなす。）によつて算定した当該市町村の当該年度の交付金算定標準額

(三) 交付金法第二条第一項第三号の国有林野に係る土地（同条第三項各号に掲げるものを除く。）について、各省各庁の長が交付金法第七条、第八条又は第九条第二項の規定により通知（当該年度の四月一日以後の通知を除く。）した価格を基礎として交付金法の規定（第十五条第一項及び第二項の規定を除く。）によつて算定した当該市町村の当該年度の交付金算定標準額

(四) 交付金法第二条第一項第四号の固定資産（同法第二十条に規定する多目的ダムを含む。）について、各省各庁の長又は地方公共団体の長が同法第七条、第八条、第九条第二項（同法第十条第四項において準用する場合を含む。）又は第十条第一項若しくは第二項の規定により通知（当該年度の四月一日以後の通知を除く。）した価格を基礎として同法の規定（第十五条第一項及び第二項の規定を除くものとし、同法第五条及び第六条の規定の適用については、特別区は指定都市とみなす。）によつて算定した当該市町村の当該年度の交付金算定標準額

(五) 交付金法第二条第一項第五号の水道施設若しくは工業用水道施設のうちダム以外のものに供する土地又は水道若しくは工業用水道の用に供するダムに供する固定資産（同法第二十条に規定する多目的ダムを含む。）ただし、(四)に掲げるものを除く。について、各省各庁の長又は地方公共団体の長が同法第七条、第八条又は第九条第二項の規定により通知（当該年度の四月一日以後の通知を除く。）した価格を基礎として同法の規定（第十五条第一項及び第二項の規定を除く。）によつて算定した当該市町村の当該年度の交付金算定標準額

(六) 交付金法第二条第一項第六号の固定資産（同条第三項各号に掲げるものを除く。）について、各省各庁の長が交付金法第七条、第八条又は第九条第二項の規定により通知（当該年度の四月一日以後の通知を除く。）した価格を基礎として交付金法の規定（第十五条第一項及び第二項の規定を除く。）によつて算定した当該市町村の当該年度の交付金算定標準額

二 前年度以前の年度の市町村交付金の基準額の算定に用いた交付金算定標準額について、当該各年度の四月一日以後において前号(一)から(六)までに規定する価格の通知が変更されたことその他の理由により総務大臣が過大又は過少と認められた額に〇・〇一〇五を乗じて得た額

第三節 低開発地域工業開発促進法等による特例
 (都道府県に係る控除額の算定方法)
 第四十二条 低開発地域工業開発促進法（昭和三十六年法律第二百十六号。以下この条において「低工法」という。）第五条、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第四百十五号。以下この条及び次条において「近畿圏法」という。）第四十七条、首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和三十三年法律第九十八号。以下この条及び次条において「首都圏法」という。）第三十三条の二、中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律（昭和四十二年法律第二百一十号。以下この条及び次条において「中部圏法」という。）第八条、沖繩振興特別措置法（以下この条及び次条において「沖繩振興法」という。）第九条、第三十二条、第三十七条、第五十一条、第五十八条及び第八十九条、沖繩振興特別措置法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十三号。以下この条及び次条において「平成二十四年沖繩振興法改正法」という。）附則第二条、沖繩振興特別措置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七号。以下この条及び次条において「平成二十六年沖繩振興法改正法」という。）附則第五条、沖繩振興特別措置法の一部を改正する法律（令和四年法律第七号。以下この条及び次条において「令和四年沖繩振興法改正法」という。）附則第八条、半島振興法第七十一条、総合保養地域整備法（昭和六十二年法律第七十一号。以下この条及び次条において「リゾート法」という。）第九条、関西文化学術研究都市建設促進法（昭和六十二年法律七十二号。以下この条及び次条において「関西学研法」という。）第十一条、多極分散型国土形成促進法（昭和六十三年法律第八十三号。以下この条及び次条において「多極法」という。）第十四条、過疎地域持続的発展法第二十四条、過疎地域持続的発展法附則第四条第三項の規定によりなお効力を有することとされた過疎地域自立促進特別措置法（以下この条において「旧過疎法」という。）第三十一条、山村振興法第十四条、離島振興法第二十条、地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号。以下この条及び次条において「地方拠点法」という。）第十二条及び第三十六条、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十七号。以下この条及び次条において「特定農山村法」という。）第十六条、大阪湾臨海地域開発整備法（平成四年法律第十号。以下この条及び次条において「ベイエリア法」という。）第十四条、奄美振興法第三十八条、奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六号。以下この条において「奄美振興法等改正法」という。）附則第二条、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成十二年法律第四百十八号。以下この条及び次条において「原発等立地地域振興法」という。）第十条、地域経済牽引事業の促進による

この条及び次条において「沖繩振興法」という。）第八条、沖繩振興特別措置法（以下この条及び次条において「沖繩振興法」という。）第九条、第三十二条、第三十七条、第五十一条、第五十八条及び第八十九条、沖繩振興特別措置法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十三号。以下この条及び次条において「平成二十四年沖繩振興法改正法」という。）附則第二条、沖繩振興特別措置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七号。以下この条及び次条において「平成二十六年沖繩振興法改正法」という。）附則第五条、沖繩振興特別措置法の一部を改正する法律（令和四年法律第七号。以下この条及び次条において「令和四年沖繩振興法改正法」という。）附則第八条、半島振興法第七十一条、総合保養地域整備法（昭和六十二年法律第七十一号。以下この条及び次条において「リゾート法」という。）第九条、関西文化学術研究都市建設促進法（昭和六十二年法律七十二号。以下この条及び次条において「関西学研法」という。）第十一条、多極分散型国土形成促進法（昭和六十三年法律第八十三号。以下この条及び次条において「多極法」という。）第十四条、過疎地域持続的発展法第二十四条、過疎地域持続的発展法附則第四条第三項の規定によりなお効力を有することとされた過疎地域自立促進特別措置法（以下この条において「旧過疎法」という。）第三十一条、山村振興法第十四条、離島振興法第二十条、地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号。以下この条及び次条において「地方拠点法」という。）第十二条及び第三十六条、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十七号。以下この条及び次条において「特定農山村法」という。）第十六条、大阪湾臨海地域開発整備法（平成四年法律第十号。以下この条及び次条において「ベイエリア法」という。）第十四条、奄美振興法第三十八条、奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六号。以下この条において「奄美振興法等改正法」という。）附則第二条、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成十二年法律第四百十八号。以下この条及び次条において「原発等立地地域振興法」という。）第十条、地域経済牽引事業の促進による

地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号。次条において「地域未来投資促進法」という。）第二十六条、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十七号）附則第三条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第二十條並びに地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七條の六の規定（以下「課税免除等の特例規定」と総称する。）によつて都道府県の基準財政収入額から控除する額は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める方法によつて算定した額の合算額とする。

一 事業税

(一) 及び (二) によつて算定した額の合算額とする。

(一) 個人事業税

次の算式によつて算定した額

算式

$$A \times 0.0375 + B \times (0.0375 - C \times 0.75) + D \times 0.03 + E \times (0.03 - F \times 0.75) + G \times (0.0375 - H \times 0.75) + I \times (0.0375 - J \times 0.75) + K \times (0.0375 - L \times 0.75) + M \times 0.01875 + N \times 0.009375 + P \times 0.0046875 + Q \times 0.00375 + R \times (0.0375 - S \times 0.75) + T \times (0.0375 - U \times 0.75) \times R$$

算式の符号

A 低工法第五条、沖繩振興法第九条、第三十二条、第三十七条、第五十一条、第五十八条及び第八十九条、平成二十四年沖繩振興法改正法附則第二条、平成二十六年沖繩振興法改正法附則第五条、令和四年沖繩振興法等改正法附則第八條、過疎地域持続的発展法第二十四条、旧過疎法第三十一条、離島振興法第二十条、奄美振興法第三十八条並びに奄美振興法等改正法附則第二条の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち個人の行う事業（畜産業、水

産業及び薪炭製造業を除く。)に係るもの

B 低工法第5条、沖繩振興法第9条、第32条、第37条、第51条、第58条及び第89条、平成24年沖繩振興法改正法附則第2条、平成26年沖繩振興法改正法附則第5条、令和4年沖繩振興法改正法附則第8条、過疎地域持続的発展法第24条、旧過疎法第31条、離島振興法第20条、奄美振興法第38条並びに奄美振興法等改正法附則第2条の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち個人が行う事業(畜産業、水産業及び薪炭製造業を除く。)に係るもの

C 当該都道府県が符号Bに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.05を超えるときは、0.05とする。

D 沖繩振興法第89条、令和4年沖繩振興法等改正法附則第8条、過疎地域持続的発展法第24条、旧過疎法第31条、離島振興法第20条、奄美振興法第38条及び奄美振興法等改正法附則第2条の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち個人が行う畜産業、水産業又は薪炭製造業に係るもの

E 沖繩振興法第89条、令和4年沖繩振興法等改正法附則第8条、過疎地域持続的発展法第24条、旧過疎法第31条、離島振興法第20条、奄美振興法第38条及び奄美振興法等改正法附則第2条の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち個人が行う畜産業、水産業又は薪炭製造業に係るもの

F 当該都道府県が符号Eに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.04を超えるときは、0.04とする。

G 半島振興法第17条及び原発等立地地域振興法第10条の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額で個人が行う事業に係るものうちその適用の初年度に係るもの

H 当該都道府県が符号Gに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.05を超えるときは0.05とし、当該率が0.025に満たないときは0.025とする。

I 符号Gに同じ。この場合において、符号G中「初年度」とあるのは「第二年度分」と読み替えるものとする。

J 符号Hに同じ。この場合において、符号H中「符号G」とあるのは「符号I」と、「0.025」とあるのは「0.0375」とそれぞれ読み替えるものとする。

K 符号Gに同じ。この場合において、符号G中「初年度」とあるのは「第三年度分」と読み替えるものとする。

L 符号Hに同じ。この場合において、符号H中「符号G」とあるのは「符号K」と、「0.025」とあるのは「0.04375」とそれぞれ読み替えるものとする。

M 地域再生法第17条の6の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額(同条第1号の措置に係るものに限る。)で個人が行う事業に係るものうちその適用の初年度に係るもの

N 符号Mに同じ。この場合において、符号M中「初年度」とあるのは「第二年度分」と読み替えるものとする。

O 符号Mに同じ。この場合において、符号M中「初年度」とあるのは「第三年度分」と読み替えるものとする。

P 地域再生法第17条の6の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額(同条第1号の措置に係るものに限る。)で個人が行う事業に係るものうちその適用の初年度に係るもの

Q 当該都道府県が符号Pに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.05を超えるときは0.05とし、当該率が0.025に満たないときは0.025とする。

R 符号Pに同じ。この場合において、符号P中「初年度」とあるのは「第二年度分」と読み替えるものとする。

S 符号Qに同じ。この場合において、符号Q中「符号P」とあるのは「符号R」と、「0.025」とあるのは「0.0375」とそれぞれ読み替えるものとする。

T 符号Pに同じ。この場合において、符号P中「初年度」とあるのは「第三年度分」と読み替えるものとする。

U 符号Qに同じ。この場合において、符号Q中「符号P」とあるのは「符号T」と、「0.025」とあるのは「0.04375」とそれぞれ読み替えるものとする。

V 地域再生法第5条第18項(同法第7条第2項において準用する場合を含む。)の規定により当該都道府県の区域に係る同法第5条第1項の地域再生計画(同条第4項第5号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。)が公示された日(地域再生法の一部を改正する法律(平成27年法律第49号)の施行の日以降最初に公示された日に限る。)の属する年度前3年度以内の各年度に係る地方交付税法第14条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値を合算したものの3分の1の数値(以下この条及び次条において「財政力要件の判定に用いた財政力指数」という。)が0.52未満の都道府県にあつては1、0.52以上0.69未満の都道府県にあつては2/3、0.69以上0.85未満の都道府県にあつては1/3。ただし、地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令(平成30年総務省令第33号。以下この条及び次条において「平成30年地域再生省令改正省令」という。)の施行の日前に設備を新設し、又は増設した事業者に係る不均一課税については、財政力要件の判定に用いた財政力指数が0.47未満の都道府県にあつては1、0.47以上0.63未満の都道府県にあつては2/3、0.63以上0.78未満の都道府県にあつては1/3とする。

(二)

次の算式によつて算定した額

Ma x b x 0.75 + M c x (d - e) x 0.75 + M f x g x 0.75 + M

h x (i - j) x 0.75 + M k x (l - m) x 0.75 + N n x (o - p) x 0.75 + M t x u x 0.375 x r + M v x w x 0.1875 x r + M x y x 0.09375 x r + M z x (a - a l a b) x 0.75 x r + M a c x (a d l a e) x 0.75 x r + M a f x (a g l a h) x 0.75 x r + M a i x a j x 0.375 x r + M a k x a l x 0.1875 x r + M a m x a n x 0.09375 x r + M a o x (a p l a q) x 0.75 x r + M a r x (a s l a t) x 0.75 x r + M a u x (a v l a w) x 0.75 x r

算式の符号

a 低工法第5条、沖繩振興法第9条、第32条、第37条、第51条、第58条及び第89条、平成24年沖繩振興法改正法附則第2条、平成26年沖繩振興法改正法附則第5条、令和4年沖繩振興法改正法附則第8条、過疎地域持続的発展法第24条、旧過疎法第31条、離島振興法第20条、奄美振興法第38条並びに奄美振興法等改正法附則第2条の規定の適用を受ける課税免除に係る所得金額を課税標準とする法人の税率区分ごとの課税標準額

b 符号aに係る標準税率

c 低工法第5条、沖繩振興法第9条、第32条、第37条、第51条、第58条及び第89条、平成24年沖繩振興法改正法附則第2条、平成26年沖繩振興法改正法附則第5条、令和4年沖繩振興法改正法附則第8条、過疎地域持続的発展法第24条、旧過疎法第31条、離島振興法第20条、奄美振興法第38条並びに奄美振興法等改正法附則第2条の規定の適用を受ける不均一課税に係る所得金額を課税標準とする法人の税率区分ごとの課税標準額

d 符号cに係る標準税率

e 当該都道府県がcに係る不均一課税に際して適用する税率区分ごとの税率。ただし、当該率がそれぞれの税率区分に係

る標準税率を超えるときは、当該標準税率とする。

f 沖縄振興法第9条、第32条、第37条、第51条及び第58条の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち収入金額を課税標準とする法人の課税標準額

g 符号fに係る標準税率

h 沖縄振興法第9条、第32条、第37条、第51条及び第58条の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち収入金額を課税標準とする法人の課税標準額

i 符号hに係る標準税率

j 当該都道府県がhに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が標準税率を超えるときは、当該標準税率とする。

k 半島振興法第17条及び原発等立地地域振興法第10条の規定の適用を受ける不均一課税に係る所得金額を課税標準とする法人の税率区分ごとの課税標準額のうちその適用の初年度に係るもの

l 符号kに係る標準税率

m 当該都道府県が符号kに係る不均一課税に際して適用する税率区分ごとの税率。ただし、当該率がそれぞれの税率区分に係る標準税率を超えるときは、当該標準税率とし、当該率がそれぞれの税率区分に係る標準税率に0.5を乗じて得た率に満たないときは、当該標準税率に0.5を乗じて得た率とする。

n 符号kに同じ。この場合において、符号k中「初年度」とあるのは「第二年度分」と読み替えるものとする。

o 符号nに係る標準税率

p 符号mに同じ。この場合において、符号m中「符号k」とあるのは「符号n」と、「0.5」とあるのは「0.75」とそれぞれ読み替えるものとする。

q 符号kに同じ。この場合において、符号k中「初年度」とあるのは「第三年度分」と読み替えるものとする。

r 符号qに係る標準税率

s 符号mに同じ。この場合において、符号m中「符号k」とあるのは「符号q」と、「0.5」とあるのは「0.875」とそれぞれ読み替えるものとする。

t 地域再生法第17条の6の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額（同条第1号の措置に係るものに限る。）で所得金額を課税標準とする法人の税率区分ごとの課税標準額のうちその適用の初年度に係るもの

u 符号tに係る標準税率

v 符号tに同じ。この場合において、符号t中「初年度」とあるのは「第二年度分」と読み替えるものとする。

w 符号vに係る標準税率

x 符号tに同じ。この場合において、符号t中「初年度」とあるのは「第三年度分」と読み替えるものとする。

y 符号xに係る標準税率

z 地域再生法第17条の6の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額（同条第1号の措置に係るものに限る。）で所得金額を課税標準とする法人の税率区分ごとの課税標準額のうちその適用の初年度に係るもの

a 符号zに係る標準税率

a a 符号zに同じ。この場合において、課税に際して適用する税率区分ごとの税率。ただし、当該率がそれぞれの税率区分に係る標準税率を超えるときは、当該標準税率とし、当該率がそれぞれの税率区分に係る標準税率に0.5を乗じて得た率に満たないときは、当該標準税率に0.5を乗じて得た率とする。

a c 符号zに同じ。この場合において、符号z中「初年度」とあるのは「第二年度分」と読み替えるものとする。

a d 符号a cに係る標準税率

a e 符号a bに同じ。この場合において、符号a b中「符号z」とあるのは「符号a c」と、「0.5」とあるのは「0.75」とそれぞれ読み替えるものとする。

a f 符号zに同じ。この場合において、符号z中「初年度」とあるのは「第三年度分」と読み替えるものとする。

a g 符号a fに係る標準税率

a h 符号a bに同じ。この場合において、符号a b中「符号z」とあるのは「符号a f」と、「0.5」とあるのは「0.875」とそれぞれ読み替えるものとする。

a i 地域再生法第17条の6の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額（同条第1号の措置に係るものに限る。）で収入金額を課税標準とする法人の税率区分ごとの課税標準額のうちその適用の初年度に係るもの

a j 符号a iに係る標準税率

a k 符号a iに同じ。この場合において、符号a i中「初年度」とあるのは「第二年度分」と読み替えるものとする。

a l 符号a kに係る標準税率

a m 符号a iに同じ。この場合において、符号a i中「初年度」とあるのは「第三年度分」と読み替えるものとする。

a n 符号a mに係る標準税率

a o 地域再生法第17条の6の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額（同条第1号の措置に係るものに限る。）で収入金額を課税標準とする法人の税率区分ごとの課税標準額のうちその適用の初年度に係るもの

a p 符号a oに係る標準税率

a q 当該都道府県が符号a oに係る不均一課税に際して適用する税率区分ごとの税率。ただし、当該率がそれぞれの税率区分に係る標準税率を超えるときは、当該標準税率とし、当該率がそれぞれの税率区分に係る標準税率に0.5を乗じて得た率に満たないときは、当該標準税率に0.5を乗じて得た率とする。

a r 符号a oに同じ。この場合において、符号a o中「初年度」とあるのは「第一年度分」と読み替えるものとする。

a s 符号a rに係る標準税率

a t 符号a qに同じ。この場合において、符号a q中「符号a o」とあるのは「符号a r」と、「0.5」とあるのは「0.75」とそれぞれ読み替えるものとする。

a u 符号a oに同じ。この場合において、符号a o中「初年度」とあるのは「第三年度分」と読み替えるものとする。

a v 符号a uに係る標準税率

a w 符号a qに同じ。この場合において、符号a q中「符号a o」とあるのは「符号a u」と、「0.5」とあるのは「0.875」とそれぞれ読み替えるものとする。

二

a (一)の算式の符号aに同じ。

不動産取得税

次の算式によつて算定した額

算式

$$A \times 0.0225 + B \times (0.0225 - C \times 0.75) + D \times 0.030 + E \times (0.030 - F \times 0.75) + G \times 0.0225 \times a + H \times (0.0225 - I \times 0.75) \times a + J \times 0.030 \times a + K \times (0.030 - L \times 0.75) \times a$$

A 課税免除等の特例規定の適用を受ける土地の課税免除に係る課税標準額。ただし、地域再生法第17条の6の規定の適用を受けるものを除く。

B 課税免除等の特例規定の適用を受ける土地の不均一課税に係る課税標準額。ただし、地域再生法第17条の6の規定の適用を受けるものうち、同条第1号の措置に係るものを除く。

C 当該都道府県が符号Bに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.03を超えるときは0.03とし、近畿圏法第47条、首都圏法第33条の2及び中部圏法第8条の規定の適用に係るものにあつては当該率が0.015に満たないときは0.015とする。

D 課税免除等の特例規定の適用を受ける家屋の課税免除に係る課税標準額。ただし、地域再生法第17条の6の規定の適用を受けるものを除く。

E 課税免除等の特例規定の適用を受ける家屋の不均一課税に係る課税標準額。ただし、地域再生法第17条の6の規定の適用を受けるものうち、同条第1号の措置に係るものを除く。

F 当該都道府県が符号Eに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.04を超えるときは0.04とし、近畿圏法第47条、首都圏法第33条の2及び中部圏法第8条の規定の適用に係るものにあつては当該率が0.02に満たないときは0.02とする。

G 地域再生法第17条の6の規定の適用を受ける土地の課税免除に係る課税標準額

三

H 地域再生法第17条の6の規定の適用を受ける土地の不均一課税に係る課税標準額のうち、同条第1号の措置に係るもの

I 当該都道府県が符号Hに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.03を超えるときは0.03とする。

J 地域再生法第17条の6の規定の適用を受ける家屋の課税免除に係る課税標準額

K 地域再生法第17条の6の規定の適用を受ける家屋の不均一課税に係る課税標準額のうち、同条第1号の措置に係るもの

L 当該都道府県が符号Kに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.04を超えるときは0.04とする。

R 財政力要件の判定に用いた財政力指数が0.52未満の都道府県にあつては1.0、0.52以上0.69未満の都道府県にあつては2/3、0.69以上0.85未満の都道府県にあつては1/3。ただし、平成30年地域再生省令改正省令の施行の日前に新設され、又は増設された設備に係る不均一課税については、財政力要件の判定に用いた財政力指数が0.47未満の都道府県にあつては1.0、0.47以上0.63未満の都道府県にあつては2/3、0.63以上0.78未満の都道府県にあつては1/3とする。

固定資産税
第二十七条第一号から第三号までの区分ごとに次の算式によつて算定した額の合算額

算式
A×0.0105+B×(0.0105-
C×0.75)+D×(0.0105-
E×0.75)+F×(0.0105-
G×0.75)+H×(0.0105-
I×0.75)+J×(0.0105-
K×0.75)+L×0.0105+
M×0.007875×R+N×0.00525×
P×0.75)×R+Q×(0.0105

105-I×R×0.75)×R+S×(0.0105-T×0.75)×R
算式の符号

A 課税免除等の特例規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額。ただし、地域再生法第17条の6の規定の適用を受けるものを除く。

B 課税免除等の特例規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額(令和3年改正前地方税法附則第64条及び令和5年改正前地方税法附則第64条に規定するものにあつては、これらの規定の適用がないものとした場合に課税標準となるべき価格とし、地域再生法第17条の6の規定の適用を受けるものうち、同条第1号の措置に係るものを除く)。ただし、近畿圏法第47条、首都圏法第33条の2、中部圏法第8条、半島振興法第17条、リゾート法第9条、関西学研法第11条、多極法第14条、山村振興法第14条、地方拠点法第12条、特定農山村法第16条、ベイエリア法第14条、原発等立地地域振興法第10条及び地域再生法第17条の6の規定(以下この条及び次条において「不均一課税の特例規定」と総称する。)の適用を受けるものに係るものにあつては、その適用の初年度に係るものに限る。

C 当該都道府県が符号Bに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.014を超えるときは0.014とし、近畿圏法第47条、首都圏法第33条の2及び中部圏法第8条の規定の適用に係るものにあつては当該率が0.007に満たないときは0.007とする。

D 不均一課税の特例規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額(令和3年改正前地方税法附則第64条及び令和5年改正前地方税法附則第64条に規定するものにあつては、これらの規定の適用がないものとした場合に課税標準となるべき価格とし、地域再生法第17条の6の規定の適用を受けるものうち、同条第1号の措置に係るものを除く。)のうちその適用の第二年度分に係るもの

E 当該都道府県が符号Dに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該

率が0.014を超えるときは0.014とし、近畿圏法第47条、首都圏法第33条の2及び中部圏法第8条の規定の適用に係るものにあつては当該率が0.0105に満たないときは0.0105とし、関西学研法第11条、山村振興法第14条及び特定農山村法第16条の規定の適用に係るものにあつては当該率が0.007に満たないときは0.007とし、半島振興法第17条、リゾート法第9条、多極法第14条、地方拠点法第12条、ベイエリア法第14条及び原発等立地地域振興法第10条の規定の適用に係るものにあつては当該率が0.0035に満たないときは0.0035とし、地域再生法第17条の6の規定の適用を受けるものにあつては当該率が0.00467に満たないときは0.00467とする。

F 符号Dに同じ。この場合において、符号D中「第二年度分」とあるのは「第三年度分」と読み替えるものとする。

G 符号Eに同じ。この場合において、符号E中「符号D」とあるのは「符号F」と、「0.0105」とあるのは「0.01225」と、「0.007」とあるのは「0.0105」と、「0.003」とあるのは「0.007」と、「0.00467」とあるのは「0.00933」とそれぞれ読み替えるものとする。

H 沖繩振興法第9条、第32条、第37条、第51条、第58条及び第89条、平成24年沖繩振興法改正法附則第2条、平成26年沖繩振興法改正法附則第5条並びに令和4年沖繩振興法改正法附則第8条の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額(令和3年改正前地方税法附則第64条及び令和5年改正前地方税法附則第64条に規定するものにあつては、これらの規定の適用がないものとした場合に課税標準となるべき価格)のうちその適用の第四年度分に係るもの

I 当該都道府県が符号Hに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.014を超えるときは0.014とする。

J 符号Hに同じ。この場合において、符号H中「第四年度分」とあるのは「第五年度分」と読み替えるものとする。

K 符号Iに同じ。この場合において、符号I中「符号H」とあるのは「符号J」と読み替えるものとする。

L 地域再生法第17条の6の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうちその適用の初年度に係るもの

M 符号Lに同じ。この場合において、符号L中「初年度」とあるのは「第二年度分」と読み替えるものとする。

N 符号Lに同じ。この場合において、符号L中「初年度」とあるのは「第三年度分」と読み替えるものとする。

O 地域再生法第17条の6の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額(令和3年改正前地方税法附則第64条及び令和5年改正前地方税法附則第64条に規定するものにあつては、これらの規定の適用がないものとした場合に課税標準となるべき価格とし、地域再生法第17条の6第1号の措置に係るものに限る。)のうちその適用の初年度に係るもの

P 当該都道府県が符号Oに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.014を超えるときは0.014とする。

Q 符号Oに同じ。この場合において、符号O中「初年度」とあるのは「第二年度分」と読み替えるものとする。

R 当該都道府県が符号Qに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.014を超えるときは0.014とし、当該率が0.0035に満たないときは0.0035とする。

S 符号Oに同じ。この場合において、符号O中「初年度」とあるのは「第三年度分」と読み替えるものとする。

T 符号Rに同じ。この場合において、符号R中「符号Q」とあるのは「符号S」と、「0.0035」とあるのは「0.007」と読み替えるものとする。

U 前号算式の符号Uに同じ。
第四十三条 課税免除等の特例規定(この条においては、水源地域対策特別措置法(昭和四十八

年法律第十八号。以下この条において「水税法」という。）第十三条の規定を含む。）及び法第十四条の二の規定によつて市町村の基準財政収入額から控除する額は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める方法によつて算定した額の合算額とする。

一 課税免除等の特例規定によつて市町村の基準財政収入額から控除する額は、課税免除等の特例規定の適用を受ける課税標準額を、土地に係るもの、家屋に係るもの及び第三十二条第四項各号に定める区分ごとの償却資産に係るものに区分し、当該区分ごとに次の算式によつて算定した額を合算した額とする。

算式

算式の符号

A 課税免除等の特例規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額。ただし、地域未来投資促進法第26条及び地域再生法第17条の6の規定の適用を受けるものを除く。

B 課税免除等の特例規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額（令和3年改正前地方税法附則第64条及び令和5年改正前地方税法附則第64条に規定するものにあつては、これらの規定の適用がないものとした場合に課税標準となるべき価格とし、地域未来投資促進法第26条の規定の適用を受けるもの並びに地域再生法第17条の6の規定の適用を受けるものうち同条第1号の措置に係るもの及び同条第2号の措置に係るものであつて、平成29年4月1日以後に設備を新設し、又は増設した事業者に係る不均一課税に係るものを除く。）ただし、不均一課税の特例規定の適用を受けるものに係るものにあつては、その適用の初年度分に係るものに限る。

C 当該市町村が符号Bに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.014を超えるときは0.014とし、近畿圏法第47条、首都圏法第33条の2、中部圏法第8条及び水特法第13条の規定の適用に係るものにあつては当該率が0.007に満たないときは0.007とする。

D 不均一課税の特例規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額（令和3年

改正前地方税法附則第64条及び令和5年改正前地方税法附則第64条に規定するものにあつては、これらの規定の適用がないものとした場合に課税標準となるべき価格とし、地域再生法第17条の6の規定の適用を受けるものうち、同条第1号の措置に係るもの及び同条第2号の措置に係るものであつて、平成29年4月1日以後に設備を新設し、又は増設した事業者に係る不均一課税に係るものを除く。）のうちその適用の第二年度分に係るもの

E 当該市町村が符号Dに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.014を超えるときは0.014とし、近畿圏法第47条、首都圏法第33条の2及び中部圏法第8条の規定の適用に係るものにあつては当該率が0.0105に満たないときは0.0105とし、関西学研法第11条、山村振興法第14条、特定農山村法第16条及び水特法第13条の規定の適用に係るものにあつては当該率が0.007とし、半島振興法第17条、リゾート法第9条、多極法第14条、地方拠点法第12条、ベイエリア法第14条及び原発等立地地域振興法第10条の規定の適用に係るものにあつては当該率が0.0035とし、地域再生法第17条の6の規定の適用を受けるものにあつては当該率が0.00467に満たないときは0.00467とする。

F 符号Dに同じ。この場合において、符号D中「第二年度分」とあるのは「第三年度分」と読み替えるものとする。

G 符号Eに同じ。この場合において、符号E中「符号D」とあるのは「符号F」と、「0.0105」とあるのは「0.01225」と、「0.007」とあるのは「0.0105（水特法第13条の規定の適用に係るものにあつては0.007）」と、「0.0035」とあるのは「0.007」とそれぞれ読み替えるものとする。

H 沖繩振興法第9条、第32条、第37条、第51条、第58条及び第89条、

平成24年沖繩振興法改正法附則第2条、平成26年沖繩振興法改正法附則第5条並びに令和4年沖繩振興法改正法附則第8条の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額（令和3年改正前地方税法附則第64条及び令和5年改正前地方税法附則第64条に規定するものにあつては、これらの規定の適用がないものとした場合に課税標準となるべき価格）のうちその適用の第四年度分に係るもの

I 当該市町村が符号Hに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.014を超えるときは0.014とする。

J 符号Hに同じ。この場合において、符号H中「第四年度分」とあるのは「第五年度分」と読み替えるものとする。

K 符号Iに同じ。この場合において、符号I中「符号H」とあるのは「符号J」と読み替えるものとする。

L 地域再生法第17条の6の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうちその適用の初年度に係るもの

M 符号Lに同じ。この場合において、符号L中「初年度」とあるのは「第二年度分」と読み替えるものとする。

N 符号Lに同じ。この場合において、符号L中「初年度」とあるのは「第三年度分」と読み替えるものとする。

O 地域再生法第17条の6の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額（令和3年改正前地方税法附則第64条及び令和5年改正前地方税法附則第64条に規定するものにあつては、これらの規定の適用がないものとした場合に課税標準となるべき価格とし、地域再生法第17条の6第1号の措置に係るものに限る。）のうちその適用の初年度に係るもの

P 当該市町村が符号Oに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.014を超えるときは0.014とする。

Q 符号Oに同じ。この場合において、符号O中「初年度」とあるのは「第二年度分」と読み替えるものとする。

R 当該市町村が符号Qに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.014を超えるときは0.014とし、当該率が0.0035に満たないときは0.0035とする。

S 符号Oに同じ。この場合において、符号O中「初年度」とあるのは「第三年度分」と読み替えるものとする。

T 符号Rに同じ。この場合において、符号R中「符号Q」とあるのは「符号S」と、「0.0035」とあるのは「0.007」と読み替えるものとする。

U 地域再生法第17条の6の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額（令和3年改正前地方税法附則第64条及び令和5年改正前地方税法附則第64条に規定するものにあつては、これらの規定の適用がないものとした場合に課税標準となるべき価格とし、地域再生法第17条の6第2号の措置に係るものであつて、平成29年4月1日以後に設備を新設し、又は増設した事業者に係る不均一課税に係るものに限る。）のうちその適用の初年度に係るもの

V 当該市町村が符号Uに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.014を超えるときは0.014とする。

W 符号Uに同じ。この場合において、符号U中「初年度」とあるのは「第二年度分」と読み替えるものとする。

X 当該市町村が符号Wに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.014を超えるときは0.014とし、当該率が0.00467に満たないときは0.00467とする。

Y 符号Uに同じ。この場合において、符号U中「初年度」とあるのは「第三年度分」と読み替えるものとする。

Z 符号Xに同じ。この場合において、符号X中「符号W」とあるのは「符号Y」と、「0.00467」とあるのは「0.00933」と読み替えるものとする。

AA 地域未来投資促進法第26条の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額

AB 地域未来投資促進法第26条の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額

準額（令和3年改正前地方税法附則第64条及び令和5年改正前地方税法附則第64条に規定するものにあつては、これらの規定の適用がないものとした場合に課税標準となるべき価格とする。）

A C 当該市町村が符号A Bに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該税率が0.014を超えるときは0.014とする。

8 財政力要件の判定に用いた財政力指数が0.64未満の市町村にあつては1、0.64以上0.79未満の市町村にあつては2/3、0.79以上0.93未満の市町村にあつては1/3。ただし、平成30年度地域再生省令改正省令の施行の日前に新設され、又は増設された設備に係る不均一課税については、財政力要件の判定に用いた財政力指数が0.63未満の市町村にあつては1、0.63以上0.77未満の市町村にあつては2/3、0.77以上0.90未満の市町村にあつては1/3とする。

9 財政力要件の判定に用いた財政力指数が0.63未満の市町村にあつては1、0.63以上0.74未満の市町村にあつては1/2

9 地域未来投資促進法第4条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日の属する年度前3年度以内の各年度に係る地方交付税法第14条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値を合算したものの3分の1の数値が0.67未満の市町村にあつては1、0.67以上0.80未満の市町村にあつては1/3

二 法第十四条の二の規定によつて市町村の基準財政収入額から控除する額は、次の(一)及び(二)によつて算定した額を合算した額とする。

(一) 法第十四条の二に規定する土地又は家屋で、(二)に規定するもの以外のもの
法第十四条の二の規定の適用を受ける課税標準額を土地に係るもの及び家屋に係るものに区分し、当該区分ごとにそれぞれ

次のア及びイの算式によつて算定した額を合算した額
ア 土地に係るもの
算式
 $A \times 0.0105 + B \times (0.0105 - C \times 0.75)$

A 法第十四条の二の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額
B 法第十四条の二の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額
C 当該市町村が符号Bに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該税率が0.014を超えるときは0.014とする。

イ 家屋に係るもの
算式
 $A \times 0.00525 + B \times (0.0105 - C \times 0.75)$
A アの算式の符号Aに同じ。
B アの算式の符号Bに同じ。この場合に於いて、アの算式の符号B中「課税標準額」とあるのは「課税標準額（令和3年改正前地方税法附則第64条及び令和5年改正前地方税法附則第64条に規定するものにあつては、これらの規定の適用がないものとした場合に課税標準となるべき価格とする。）」と読み替えるものとする。

C 当該市町村が符号Bに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該税率が0.007に満たないときは0.007とし、0.014を超えるときは0.014とする。
明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和五十五年法律第六十号）第三条の規定により指定を受けた第二種歴史的風土保存地区の区域内における土地又は家屋
法第十四条の二の規定の適用を受ける課税標準額を土地に係るもの及び家屋に係るものに区分し、当該区分ごとにそれぞれ次のア及びイの算式によつて算定した額を合算した額
ア 土地に係るもの

算式
 $A \times 0.00525 + B \times (0.0105 - C \times 0.75)$
A (一)のアの算式の符号Aに同じ。
B (二)のアの算式の符号Bに同じ。
C 明日香村が符号Bに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該税率が0.007に満たないときは0.007とし、0.014を超えるときは0.014とする。

算式
 $A \times 0.002625 + B \times (0.0105 - C \times 0.75)$
A アの算式の符号Aに同じ。
B アの算式の符号Bに同じ。この場合に於いて、(一)のアの算式の符号B中「課税標準額」とあるのは「課税標準額（令和3年改正前地方税法附則第64条及び令和5年改正前地方税法附則第64条に規定するものにあつては、これらの規定の適用がないものとした場合に課税標準となるべき価格とする。）」と読み替えるものとする。

C 明日香村が符号Bに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該税率が0.0105に満たないときは0.0105とし、0.014を超えるときは0.014とする。
(控除額算定の年度区分)
第四十四条 課税免除等の特例規定及び法第十四条の二の規定によつて翌年度の基準財政収入額となるべき額から減収額に係る額を控除する場合における総務省令で定める日は、当該年度の五月一日とする。

第四節 補則
第四十五条 本章の規定によつて基準財政収入額を算定する場合において、当該年度の四月一日以前の日に地方団体の廃置分合又は境界変更があり、かつ、基準財政収入額の算定の基礎となる数値が同日におけるものによることとされ、当該廃置分合又は境界変更の区域に係る数値は、関係地方団体の長が協議して分別した数値による。

第四章 錯誤にかかるとの措置
第四十六条 普通交付税の額の算定の基礎に用いた数値について錯誤があつたことを発見した場合における法第十九条第一項の規定による措置は、同条第二項に規定する場合を除き、次の各号に定めるところによる。
一 錯誤にかかるとの措置を普通交付税の額の算定の基礎に用いた年度（以下「交付年度」という。）分の基準財政需要額が基準財政収入額をこえるものと仮定した場合において、当該基準財政需要額が基準財政収入額をこえるものについては、当該錯誤にかかるとの措置を、錯誤があつたことを発見した年度（六月一日以後に発見した錯誤については、総務大臣が特に指定するものを除き、その翌年度とする。以下本条において「発見年度」という。）の基準財政需要額若しくは基準財政収入額に加算し、又はこれらから減額するものとする。
二 交付年度分の基準財政需要額が基準財政収入額をこえるものとされた地方団体で、当該錯誤がなかつたものと仮定した場合においては、基準財政需要額が基準財政収入額に満たなくなるものについては、交付年度分の基準財政需要額が基準財政収入額をこえる額（以下「財源不足額」という。）とされた額を、発見年度の基準財政需要額から減額するものとする。
三 交付年度分の基準財政需要額が基準財政収入額に満たないものとされた地方団体で、当該錯誤がなかつたものと仮定した場合においては、基準財政需要額が基準財政収入額をこえることとなるものについては、当該こえることとなる額を発見年度の基準財政需要額に加算するものとする。
2 当該年度の四月一日以前に市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合においては、関係市町村の前年度以前の年度の基準財政需要額又は基準財政収入額にかかるとの錯誤の額は、当該錯誤を生じた区域が明らかであるときはこれを当該区域が属することとなつた市町村の基準財政需要額若しくは基準財政収入額に加算し、又はこれらから減額するものとし、当該錯誤を生じた

区域が明らかでないときは第四十九条又は第五十条の規定に準じて廃置分合又は境界変更にかかる区域ごとに算定した基準財政需要額又は基準財政収入額によつてこれをあん分し、当該あん分した額をそれぞれ廃置分合又は境界変更にかかる区域が属することとなつた市町村の基準財政需要額若しくは基準財政収入額に加算し、又はこれらから減額するものとする。

3 第一項の規定によつて基準財政需要額若しくは基準財政収入額に加算し、又はこれらから減額する場合において、当該地方団体に対して交付すべき普通交付税の額が著しく少額となるときは、その他特別の理由があるときは、総務大臣は、当該加算し、又は減額すべき額の一部を意見年度の翌年度以降に繰り延べてそれぞれ加算し、又は減額することができる。

4 前項の規定によつて基準財政需要額若しくは基準財政収入額に加算し、又はこれらから減額すべき額の一部を意見年度の翌年度以降に繰り延べてそれぞれ加算し、又は減額することとする場合において、当該繰り延べられた加算し、又は減額すべき額（以下この項において「繰り延べ額」という。）を加算し、又は減額しないこととしても当該地方団体に交付すべき普通交付税の額の算定に用いられるべき当該年度の基準財政収入額が基準財政需要額を超えるときは繰り延べ額を加算し、又は減額した結果基準財政収入額が基準財政需要額を超えるときは、繰り延べ額を加算し、又は減額しないこととし、次の各号に定めるところによつて算定した額を返還させることができる。

一 繰り延べ額が基準財政需要額から減額すべき額である場合 次の算式により算定した額を返還させることができる。

繰り延べ額 - 繰り延べ額 × (当該年度の基準財政収入額 - 繰り延べ額) / (繰り延べ額 - 繰り延べ額)

二 繰り延べ額が基準財政収入額に加算すべき額である場合 繰り延べ額

第四十六条の二 法第十九条第二項に規定する地方団体で、交付年度分として交付を受けた普通交付税の額が交付を受けるときに、当該普通交付税の額に満たないものに対し、当該不足額を交付年度以後の年度において交付するときは、

当該年度の特別交付税から交付するものとする。

2 法第十九条第二項に規定する地方団体で、交付年度分として交付を受けた普通交付税の額が交付を受けるときであつた普通交付税の額をこえるものは、総務大臣の定める方法によつて、交付年度以後の年度において当該超過額を返還しなければならない。

3 第一項の規定により地方交付税の交付を受けるとき地方団体が同一年度において、前項の規定により地方交付税を返還しなければならない場合においては、前二項の規定にかかわらず、当該交付を受けるべき額から当該返還すべき額を控除した額を交付し、又は当該返還すべき額から当該交付を受けるべき額を控除した額を返還させることができる。

4 第四十八条第五項の規定の適用を受ける市町村は、当該措置がなされた年度において、同項の規定によつて加算し、又は減額しないこととされた額に相当する額を総務大臣の定める方法によつて返還しなければならない。

5 前三項の規定によつて返還する額が著しく多額であるときは、その他特別の理由があること認められる場合において、総務大臣は、当該返還額の一部を前三項の規定により返還すべき年度の翌年度以降に繰り延べて返還させることができる。

第五章 合併市町村の特例

第四十七条 削除

第四十八条 新市町村の財源不足額の算定方法の特例

（新市町村の財源不足額の算定方法の特例）
 第四十八条 新市町村のうち平成十一年四月一日から平成十七年三月三十一日まで（平成十七年三月三十一日までに都道府県知事に申請を行い、平成十八年三月三十一日まで合併を行う場合は平成十八年三月三十一日まで）に行われた合併特例法第二条第一項の市町村の合併又は平成十七年四月一日から令和五年三月三十一日までに行われた合併新法第二条第一項の市町村の合併（以下この条及び第四十九条において「適用合併」という。）に係る日が当該年度の前十五年の四月一日から当該年度の四月一日までの間であるもの（合併新法を適用する合併のうち、当該市町村の合併が平成十七年度又は平成十八年度に行われた場合にあっては当該年度の四月一日から当該年度の四月一日までの間であるもの、当該市町村の合併が平成十九年度又は平成二十年に行われた場合に

あつては当該年度の前十二年の四月一日から当該年度の四月一日までの間であるもの、当該市町村の合併が平成二十一年度から令和四年度までの間に行われた場合にあっては当該年度の前十年度の四月一日から当該年度の四月一日までの間であるもの）については、当該新市町村の財源不足額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

$$(A - B) \times R + B$$

（A - B）が負数となるときは0とする。

算式の符号

A 当該新市町村に係る合併関係市町村（当該年度の前15年度の4月1日から当該年度の4月1日までの間（合併新法を適用する合併のうち平成17年度又は平成18年度に行われた場合にあっては当該年度の前14年度の4月1日から当該年度の4月1日までの間、平成19年度又は平成20年度に行われた場合にあっては当該年度の前12年度の4月1日から当該年度の4月1日までの間、平成21年度から令和4年度までの間に行われた場合にあっては当該年度の前10年度の4月1日から当該年度の4月1日までの間）において適用合併を行った合併関係市町村に限る。以下この章において同じ。）が当該年度の4月1日現在においてすべてなお従前の区域をもつて存続していたものと仮定した場合において各合併関係市町村につきそれぞれ第49条の規定によつて算定した基準財政需要額が第50条の規定によつて算定した基準財政収入額を超える額の合算額

B 前条までの規定によつて算定した当該新市町村の財源不足額

1. 0

当該年度の前10年度の4月1日から当該年度の4月1日までの間（合併新法を適用する合併のうち平成17年度又は平成18年度に行われた場合にあっては当該年度の前7年度の4月1日から当該年度の4月1日までの間、平成21年度から令和4年度までの間に行われた場合にあっては当該年度の前5年度の4月1日から当該年度の4月1日までの間）において合併を行った場合

合併新法を適用する以外の合併が行われた場合で当該年度の前n年度の4月1日から当該年度の前(n-1)年度の4月1日の前日までの間において合併を行った場合（ただし、nは11以上15以下の整数）

$$1.11 \cdot (n-10) \times 0.2$$

合併新法を適用する合併が行われた場合で平成17年度又は平成18年度に行われた場合であつて当該年度の前n年度の4月1日から当該年度の前(n-1)年度の4月1日の前日までの間において合併を行った場合（ただし、nは10以上14以下の整数）

$$1.11 \cdot (n-9) \times 0.2$$

合併新法を適用する合併が行われた場合で平成19年度又は平成20年度に行われた場合であつて当該年度の前n年度の4月1日から当該年度の前(n-1)年度の4月1日の前日までの間において合併を行った場合（ただし、nは8以上12以下の整数）

$$1.11 \cdot (n-7) \times 0.2$$

合併新法を適用する合併が行われた場合で平成21年度から令和4年度までの間に行われた場合であつて当該年度の前n年度の4月1日から当該年度の前(n-1)年度の4月1日の前日までの間において合併を行った場合（ただし、nは6以上10以下の整数）

$$1.11 \cdot (n-5) \times 0.2$$

2 前項の場合において、合併関係市町村のうち適用合併以外の合併を行ったものがあるときは、これらの合併関係市町村に係る財源不足額から合併関係市町村のうちその基準財政収入額が基準財政需要額を超えるものの当該超過額を控除するものとする。

3 第一項の場合において、第四十六条の規定によつて錯誤に係る額として当該市町村の基準財政需要額若しくは基準財政収入額に加算し、又はこれらから減額した額は、当該錯誤を生じた合併関係市町村が明らかであるときはこれを当該合併関係市町村の基準財政需要額若しくは基準財政収入額に加算し、又はこれらから減額するものとし、当該錯誤を生じた合併関係市町村が明らかでないときはこれを第四十九条又は第五十条の規定によつて算定した合併関係市町村に係る基準財政需要額又は基準財政収入額によつてこれを按分し、当該按分した額をそれぞれ合併関係市町村の基準財政需要額若しくは基準

財政収入額に加算し、又はこれらから減額するものとする。

4 前項の規定を適用した場合において生ずる各合併関係市町村の財源不足額の増加額又は減少額の合算額が、当該錯誤に係る額を交付年度において各合併関係市町村の基準財政需要額若しくは基準財政収入額に加算し、又はこれらから減額した場合において生ずることとなる各合併関係市町村の財源不足額の増加額又は減少額の合算額（以下本項において「錯誤がなかったと仮定した場合における交付年度の新市町村の財源不足額の増加額又は減少額」という。）と異なることとなるときは、同項の規定にかかわらず、当該錯誤に係る額は、適用合併を行った合併関係市町村で基準財政需要額が基準財政収入額を超えるものに係る基準財政需要額若しくは基準財政収入額に加算し、又はこれらから減額するものとする。ただし、当該錯誤が交付年度において基準財政収入額が基準財政需要額を超える合併関係市町村に係るものである場合その他本文の規定を適用することが適当でない」と総務大臣が認めた場合においては、錯誤がなかったと仮定した場合における交付年度の当該新市町村の財源不足額の増加額又は減少額に相当する額を、適用合併を行った合併関係市町村で基準財政需要額が基準財政収入額を超えるものに係る基準財政需要額に加算し、又はこれらから減額するものとする。

5 前項の場合において、同項本文の規定によつて基準財政需要額から減額し、若しくは基準財政収入額に加算すべき額の合算額又は前項ただし書の規定によつて基準財政需要額から減額すべき額が、当該錯誤に係る措置をしないこととした場合における当該年度の各合併関係市町村の財源不足額（同項の規定によつて基準財政需要額に加算し、又は基準財政収入額から減額すべき額があるときは、当該措置をした後の額とする。）の合算額を超えるときは、当該加算し、又は減額する額の合算額は、当該財源不足額の合算額に相当する額とする。

6 前二項の場合において、適用合併を行った合併関係市町村で基準財政需要額が基準財政収入額を超えるものが二以上あるときは、それぞれの基準財政需要額若しくは基準財政収入額に加算し、又はこれらから減額すべき額は、これらの規定による錯誤の措置をしなかつた場合におけるこれらの合併関係市町村の財源不足額で按分した額とする。

（指定団体の指定）
第四十八条の二 総務大臣は、新市町村のうち当該新市町村に係る測定単位その他の数値の合併関係市町村への分別又は按分について次条及び第五十条並びに附則第四条に定める特別な方法を用いるもの（以下「指定団体」という。）を指定することができる。
（合併関係市町村に係る基準財政需要額の算定方法）
第四十九条 合併関係市町村に係る基準財政需要額は、第五条の規定によつて算定した当該新市町村に係る測定単位の数値を次項に定める方法によつてそれぞれ合併関係市町村に分別又は按分し、当該分別又は按分した数値を第三項に定める方法によつて補正したものを当該測定単位ごとの単位費用に乗じて得た額の合算額とする。

2 当該新市町村の測定単位の数値の合併関係市町村への分別又は按分は、次の各号に定めるところによる。この場合において、境界変更により当該新市町村に編入された区域がある場合にあっては当該区域は隣接する合併関係市町村に属するものとし、境界変更により当該新市町村の区域が分割された場合にあっては当該区域は当該境界変更前に属していた合併関係市町村から除いたものとし、分割合併に係る合併関係市町村にあっては第五条第二項の規定に準じて分別又は按分するものとし、端数計算については、特別の定めがあるもののほか、同条第四項に定めるところによる。

一 人口
第五条第一項の表中一の規定に準じて合併関係市町村に分別するものとする。ただし、平成二十二年十月二日から平成二十七年十月一日までの間に合併を行った場合においては、当該期間内の合併に係る合併関係市町村の区域の人口は、令和二年十月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における人口を合算し、平成二十二年十月一日現在における人口によつて按分したものとす、平成二十七年十月二日から令和二年十月一日までの間に合併を行った場合においては、当該期間内の合併に係る合併関係市町村の区域の人口は、令和二年十月一日現在において当該合併関係市町村の区域の人口を合算し、平成二十二年十月一日現在における人口によつて按分したものとす。

二 面積
第五条第一項の表中二の規定に準じて合併関係市町村の区域ごとに分別するものとする。ただし、宅地の面積、田畑の面積及び森林の面積にあっては、第四十八条の規定に基づき当該新市町村の財源不足額を算定した初年度（平成十五年四月一日以前に合併した新市町村にあっては、平成十五年をいう。以下「算定初年度」という。）においては分別し、算定初年度の次年度以降においては同項の表中二の規定によつて算定した当該新市町村に係る当該数値を算定初年度の算定に用いた当該数値によつてそれぞれ按分するものとする。

三 道路の面積
算定初年度にあっては第五条第一項の表中四の規定に準じて合併関係市町村の区域ごとに分別し、算定初年度の次年度以降にあっては同項の表中四の規定に準じて算定した当該新市町村に係る第七条第一項の表市町村の項第一号に規定された種別ごとの道路の面積を算定初年度の算定に用いた合併関係市町村ごとの当該数値によつて按分するものとする。この場合において、当該新市町村が当該年度の四月一日現在において指定都市であるときは、合併前において指定都市以外の市町村であつた合併関係市町村については、国道及び道府県道（橋りょうを含む。）の数値を零とする。ただし、算定初年度以降に道路法第十七条第二項又は第三項の規定により国道及び道府県道の管理を開始した市町村にあっては、国道及び道府県道（橋りょうを除く。）の面積を算定初年度の算定に用いた市町村道の面積を算定初年度の算定に用いた市町村道の橋りょうの面積によつて按分するものとする。

四 道路の延長
算定初年度にあっては第五条第一項の表中五の規定に準じて合併関係市町村の区域ごとに分別し、算定初年度の次年度以降にあっては同項の表中五の規定に準じて算定した当該新市町村に係る第七条第一項の表市町村の項第一号に規定された種別ごとの道路の延長を算定初年度の算定に用いた合併関係市町村ごとの当該数値によつて按分するものとする。この場合において、当該新市町村が当該年度の四月一日現在において指定都市であるときは、合併前において指定都市以外の市町村であつた合併関係市町村については、国道及び道府県道（橋りょうを含む。）の数値を零とする。ただし、算定初年度以降に道路法第十七条第二項又は第三項の規定により国道及び道府県道の管理を開始した市町村にあっては、国道及び道府県道（橋りょうを除く。）の面積を算定初年度の算定に用いた市町村道の面積を算定初年度の算定に用いた市町村道の橋りょうの面積によつて按分するものとする。

五 港湾及び漁港における係留施設及び外郭施設の延長
第五条第一項の表中七から同項の表中十までの規定によつてそれぞれ算定した当該新市町村に係る港湾又は漁港ごとの係留施設又は外郭施設の延長は、当該港湾又は漁港の所在する合併関係市町村に属するものとする。ただし、港湾若しくは漁港が当該市町村の区域内に所在しない場合又は二以上の合併関係市町村にまたがって所在する場合においては、港湾又は漁港ごとの係留施設又は外郭施設の延長を当該都道府県知事が定める割合によつて按分したものをそれぞれの合併関係市町村の係留施設又は外郭施設の延長とする。
六 都市計画区域における人口
（1）算定初年度にあっては第五条第一項の表中十一の規定に準じて合併関係市町村に分別し、算定初年度の次年度以降にあっては同項の表中十一の規定によつて算定した当該新市町村に係る都市計画区域における人口を算定初年度の算定に用いた合併関係市町村ごとの当該数値によつて按分するものとする。ただし、算定初年度の前年度（平成十五年四月一日以前に合併した団体にあつては、平成十五年をいう。以下「算定前年度」という。）四月二日以降に新たに都市計画区域を有することとなつた合併関係市町村にあっては、当該新たな都市計画区域を含めた算定前年度四月一日現在の都

る人口を合併関係市町村の区域に係る国勢調査令によつて調査した平成二十七年十月一日現在における人口によつて按分したものとす。

五 港湾及び漁港における係留施設及び外郭施設の延長
第五条第一項の表中七から同項の表中十までの規定によつてそれぞれ算定した当該新市町村に係る港湾又は漁港ごとの係留施設又は外郭施設の延長は、当該港湾又は漁港の所在する合併関係市町村に属するものとする。ただし、港湾若しくは漁港が当該市町村の区域内に所在しない場合又は二以上の合併関係市町村にまたがって所在する場合においては、港湾又は漁港ごとの係留施設又は外郭施設の延長を当該都道府県知事が定める割合によつて按分したものをそれぞれの合併関係市町村の係留施設又は外郭施設の延長とする。
六 都市計画区域における人口
（1）算定初年度にあっては第五条第一項の表中十一の規定に準じて合併関係市町村に分別し、算定初年度の次年度以降にあっては同項の表中十一の規定によつて算定した当該新市町村に係る都市計画区域における人口を算定初年度の算定に用いた合併関係市町村ごとの当該数値によつて按分するものとする。ただし、算定初年度の前年度（平成十五年四月一日以前に合併した団体にあつては、平成十五年をいう。以下「算定前年度」という。）四月二日以降に新たに都市計画区域を有することとなつた合併関係市町村にあっては、当該新たな都市計画区域を含めた算定前年度四月一日現在の都

る人口を合併関係市町村の区域に係る国勢調査令によつて調査した平成二十七年十月一日現在における人口によつて按分したものとす。

五 港湾及び漁港における係留施設及び外郭施設の延長
第五条第一項の表中七から同項の表中十までの規定によつてそれぞれ算定した当該新市町村に係る港湾又は漁港ごとの係留施設又は外郭施設の延長は、当該港湾又は漁港の所在する合併関係市町村に属するものとする。ただし、港湾若しくは漁港が当該市町村の区域内に所在しない場合又は二以上の合併関係市町村にまたがって所在する場合においては、港湾又は漁港ごとの係留施設又は外郭施設の延長を当該都道府県知事が定める割合によつて按分したものをそれぞれの合併関係市町村の係留施設又は外郭施設の延長とする。
六 都市計画区域における人口
（1）算定初年度にあっては第五条第一項の表中十一の規定に準じて合併関係市町村に分別し、算定初年度の次年度以降にあっては同項の表中十一の規定によつて算定した当該新市町村に係る都市計画区域における人口を算定初年度の算定に用いた合併関係市町村ごとの当該数値によつて按分するものとする。ただし、算定初年度の前年度（平成十五年四月一日以前に合併した団体にあつては、平成十五年をいう。以下「算定前年度」という。）四月二日以降に新たに都市計画区域を有することとなつた合併関係市町村にあっては、当該新たな都市計画区域を含めた算定前年度四月一日現在の都

る人口を合併関係市町村の区域に係る国勢調査令によつて調査した平成二十七年十月一日現在における人口によつて按分したものとす。

五 港湾及び漁港における係留施設及び外郭施設の延長
第五条第一項の表中七から同項の表中十までの規定によつてそれぞれ算定した当該新市町村に係る港湾又は漁港ごとの係留施設又は外郭施設の延長は、当該港湾又は漁港の所在する合併関係市町村に属するものとする。ただし、港湾若しくは漁港が当該市町村の区域内に所在しない場合又は二以上の合併関係市町村にまたがって所在する場合においては、港湾又は漁港ごとの係留施設又は外郭施設の延長を当該都道府県知事が定める割合によつて按分したものをそれぞれの合併関係市町村の係留施設又は外郭施設の延長とする。
六 都市計画区域における人口
（1）算定初年度にあっては第五条第一項の表中十一の規定に準じて合併関係市町村に分別し、算定初年度の次年度以降にあっては同項の表中十一の規定によつて算定した当該新市町村に係る都市計画区域における人口を算定初年度の算定に用いた合併関係市町村ごとの当該数値によつて按分するものとする。ただし、算定初年度の前年度（平成十五年四月一日以前に合併した団体にあつては、平成十五年をいう。以下「算定前年度」という。）四月二日以降に新たに都市計画区域を有することとなつた合併関係市町村にあっては、当該新たな都市計画区域を含めた算定前年度四月一日現在の都

る人口を合併関係市町村の区域に係る国勢調査令によつて調査した平成二十七年十月一日現在における人口によつて按分したものとす。

五 港湾及び漁港における係留施設及び外郭施設の延長
第五条第一項の表中七から同項の表中十までの規定によつてそれぞれ算定した当該新市町村に係る港湾又は漁港ごとの係留施設又は外郭施設の延長は、当該港湾又は漁港の所在する合併関係市町村に属するものとする。ただし、港湾若しくは漁港が当該市町村の区域内に所在しない場合又は二以上の合併関係市町村にまたがって所在する場合においては、港湾又は漁港ごとの係留施設又は外郭施設の延長を当該都道府県知事が定める割合によつて按分したものをそれぞれの合併関係市町村の係留施設又は外郭施設の延長とする。
六 都市計画区域における人口
（1）算定初年度にあっては第五条第一項の表中十一の規定に準じて合併関係市町村に分別し、算定初年度の次年度以降にあっては同項の表中十一の規定によつて算定した当該新市町村に係る都市計画区域における人口を算定初年度の算定に用いた合併関係市町村ごとの当該数値によつて按分するものとする。ただし、算定初年度の前年度（平成十五年四月一日以前に合併した団体にあつては、平成十五年をいう。以下「算定前年度」という。）四月二日以降に新たに都市計画区域を有することとなつた合併関係市町村にあっては、当該新たな都市計画区域を含めた算定前年度四月一日現在の都

市計画区域における人口によつて按分するものとする。

(2) (1)の場合において、(1)の規定により算出した数が前年四月一日における都市計画区域内の人口を超える合併関係市町村があるときは、当該超える合併関係市町村にあつては前年四月一日における都市計画区域内の人口を都市計画区域における人口とし、当該超える合併関係市町村以外の合併関係市町村にあつては当該超える数の合計数を当該超える合併関係市町村以外の合併関係市町村の前年四月一日における都市計画区域内の人口によつて按分した数に(1)に定める方法により按分した数に加算するものとする。

(3) (2)の場合においても、なお(2)の規定により算出した数が前年四月一日における都市計画区域内の人口を超える合併関係市町村があるときは、当該超える合併関係市町村にあつては前年四月一日における都市計画区域内の人口を都市計画区域における人口とし、当該超える合併関係市町村以外の合併関係市町村にあつては当該超える数の合計数を総務大臣が定める率によつて按分した数と(2)に定める方法により算出した数との合計数とする。

七 都市公園の面積
第五条第一項の表中十二の規定に準じて合併関係市町村に分別するものとする。この場合において、二以上の合併関係市町村にまたがる都市公園にあつては、合併関係市町村ごとの人口によつて按分したものとす。

八 小学校の児童数
第五条第一項の表中十四の規定によつて算定した当該新市町村に係る小学校の児童数を算定前年度の算定に用いた合併関係市町村ごとの当該年度によつて按分するものとする。

九 小学校の学級数
第五条第一項の表中十五の規定によつて算定した当該新市町村に係る小学校の学級数は当該小学校の所在する合併関係市町村に属するものとする。この場合において、二以上の合併関係市町村の区域に係る在学児童をもつて編制された学級については、当該都道府県知事が定める率によつて按分するものとし、按分後の数値に小数点以下一位未満の端数があるときはその端数を四捨五入する。

十 小学校の学校数

第五条第一項の表中十六の規定によつて算定した当該新市町村に係る小学校の学校数は当該小学校の所在する合併関係市町村に属するものとする。この場合において、二以上の合併関係市町村の区域に係る在学児童を有する学校にあつては、当該都道府県知事が定める率によつて按分するものとし、按分後の数値に小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

十一 中学校の生徒数、学級数及び学校数
第八号から前号までの規定に準じてそれぞれ合併関係市町村に分別又は按分するものとする。

十二 高等学校の教職員数

第五条第一項の表中二十一の規定によつて算定した当該新市町村に係る第七条第一項の表市町村の項第三号に規定された種別ごとの高等学校の教職員数のうち、合併前に合併関係市町村が単独で設置していた高等学校の教職員数は当該合併関係市町村に属するものとし、合併後に設置された高等学校の教職員数は合併関係市町村の人口で按分するものとし、当該按分した数値に小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。ただし、当該新市町村が当該年度の四月一日現在において指定都市であるときは、合併前において指定都市以外の市町村であつた合併関係市町村については、当該合併関係市町村に係る数値から定時制の課程に係る教職員(養護教諭、養護助教諭、実習助手及び事務職員を除く。)の数(小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)を除くものとする。

十三 高等学校の生徒数

前号前段の規定に準じて第七条第一項の表市町村の項第三号に規定された種別ごとに合併関係市町村に按分するものとする。

十四 幼稚園及び幼保連携型認定こども園の小学校就学前子ども数

第五条第一項の表第二十七号の規定によつて算定した当該新市町村に係る幼稚園及び幼保連携型認定こども園の小学校就学前子ども数を算定前年度の算定に用いた合併関係市町村ごとの当該数値によつて按分するものとする。ただし、平成二十七年四月一日以前に合併を行った場合においては、算定前年度の算

定に用いた合併関係市町村ごとの学校基本調査規則によつて調査した当該年度の五月一日現在における当該市町村立幼稚園に在学する幼児数によつて按分するものとする。

十五 市部人口

第一号の規定に準じて合併関係市町村に分別又は按分するものとする。

十六 六十五歳以上人口

第五条第一項の表中三十の規定に準じて合併関係市町村に分別するものとする。ただし、平成二十二年十月二日から平成二十七年十月一日までの間に合併を行った場合においては、当該期間内の合併に係る合併関係市町村の区域の六十五歳以上人口は、令和二年十月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における六十五歳以上人口を合併関係市町村の区域に係る平成二十二年十月二日から平成二十七年十月一日までの間に合併を行った場合において按分したものとす。平成二十七年十月二日から令和二年十月一日までの間に合併を行った場合においては、当該期間内の合併に係る合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における六十五歳以上人口を合併関係市町村の区域に係る平成二十七年十月一日現在における六十五歳以上人口によつて按分したものとす。

十七 七十五歳以上人口

前号の規定に準じて合併関係市町村に按分するものとする。

十八 農家数

第五条第一項の表中三十二の規定に準じて合併関係市町村に分別するものとする。ただし、平成二十二年二月二日から平成二十七年二月一日までの間に合併を行った場合においては、当該期間内の合併に係る合併関係市町村の農家数は、令和二年二月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における農家数を平成二十二年二月一日現在の合併関係市町村の区域に係る農家数によつて按分したものとす。平成二十七年二月二日から令和二年二月一日までの間に合併を行った場合においては、当該期間内の合併に係る合併関係市町村の農家数は、令和二年二月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における農家数を平成二十七年二月一日現在の合併関係市町村の区域に係る農家数によつて按分したものとす。

日現在における農家数を平成二十七年二月一日現在の合併関係市町村の区域に係る農家数によつて按分したものとす。

十九 林業及び水産業の従業者数

第五条第一項の表中三十六の規定に準じて合併関係市町村に分別するものとする。ただし、平成二十二年十月二日から平成二十七年十月一日までの間に合併を行った場合においては、当該期間内の合併に係る合併関係市町村の林業及び水産業の従業者数は、令和二年十月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における林業及び水産業の従業者数を国勢調査令によつて調査した平成二十二年十月一日現在における合併関係市町村の区域に係る林業及び水産業の従業者数によつて按分したものとす。平成二十七年十月二日から令和二年十月一日までの間に合併を行った場合においては、当該期間内の合併に係る合併関係市町村の林業及び水産業の従業者数は、令和二年十月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における林業及び水産業の従業者数を国勢調査令によつて調査した平成二十七年十月一日現在における合併関係市町村の区域に係る林業及び水産業の従業者数によつて按分したものとす。

二十 戸籍数

第五条第一項の表中三十七の規定によつて算定した当該新市町村に係る戸籍数を算定前年度の算定に用いた合併関係市町村ごとの当該数値によつて按分するものとする。

二十一 世帯数

第五条第一項の表中三十八の規定に準じて合併関係市町村に分別するものとする。ただし、平成二十二年十月二日から平成二十七年十月一日までの間に合併を行った場合においては、当該期間内の合併に係る合併関係市町村の世帯数は、令和二年十月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における世帯数を合併関係市町村の区域に係る世帯数によつて調査した平成二十二年十月一日現在における世帯数によつて按分したものとす。平成二十七年十月二日から令和二年十月一日までの間に合併を行った場合においては、当該期間内の合併に係る合併関係市町村の区域の世帯

数は、令和二年十月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における世帯数を合併関係市町村の区域に係る国勢調査令によって調査した平成二十七年十月一日現在における世帯数によって按分したものとす。

二十二 災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金

第五条第一項の表中四十の規定によつて算定した災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金のうち、合併した日の属する年度の前年度までに合併関係市町村が同意を得た当該合併関係市町村が許可を得た当該地方債に係るもの又は合併前に当該合併関係市町村が許可を得た当該地方債に係るもの又は合併後に当該合併関係市町村が許可を得た当該地方債に係るものにあつては当該合併関係市町村に属するものとし、合併した日の属する年度の以後の年度に当該合併関係市町村若しくは当該新市町村が同意を得た当該地方債に係るもの又は合併後に当該新市町村が許可を得た当該地方債に係るものにあつては当該新市町村の基準財政需要額のうち投資的経費に係る額によつて按分するものとする。

二十六 地方税減収補填債の額

第二十二号の規定に準じて合併関係市町村に分別又は按分するものとする。ただし、指定団体にあつては、事業施行区域によつて分別（ただし、事業施行区域が二以上の合併関係市町村にまたがる場合その他の場合において、算定前年度の当該合併関係市町村の基準財政需要額のうち投資的経費（ただし、平成十九年四月二日以降に合併した団体にあつては、事業費補正による増加需要額）に係る額によつて按分）するものとする。

二十五 補正予算債の額

第二十二号の規定に準じて合併関係市町村に分別又は按分するものとする。ただし、指定団体にあつては、事業施行区域によつて分別（ただし、事業施行区域が二以上の合併関係市町村にまたがる場合その他の場合において、算定前年度の当該合併関係市町村の基準財政需要額のうち投資的経費（ただし、平成十九年四月二日以降に合併した団体にあつては、事業費補正による増加需要額）に係る額によつて按分するものとする。

二十七 財源対策債の額

第二十二号の規定に準じて合併関係市町村に分別又は按分するものとする。ただし、指定団体にあつては、事業施行区域によつて分別（ただし、事業施行区域が二以上の合併関係市町村にまたがる場合その他の場合において、算定前年度の当該合併関係市町村の基準財政需要額のうち投資的経費（ただし、平成十九年四月二日以降に合併した団体にあつては、事業費補正による増加需要額）に係る額によつて按分するものとする。

二十四 補正予算債の元利償還金

第二十二号の規定に準じて合併関係市町村に分別又は按分するものとする。ただし、指定

市町村にまたがる場合その他の場合において、算定前年度の当該合併関係市町村の基準財政需要額のうち投資的経費（ただし、平成十九年四月二日以降に合併した団体にあつては、事業費補正による増加需要額）に係る額によつて按分）するものとする。

二十八 減収補填債

平成六年度から平成十八年度までの各年度における減収補填債については、当該各年度における当該新市町村に係る第五条第一項の表第四十六号の規定によつて算定した額を当該各年度における合併関係市町村ごとの基準財政収入額の算定方法の特例として基準財政収入額に加算した額の合算額によつて按分するものとする。

二十九 臨時財政対策債の額

各年度における第五条第一項の表第四十七号の規定によつて算定した当該新市町村に係る臨時財政対策債の額を当該各年度における合併関係市町村ごとの地方財政法第三十三条の五の第二項の額の算定方法を定める省令第一条に定める算定方法に準じて算定した額によつて按分するものとする。

三十 東日本大震災全国緊急防災施策等債の額

第二十二号の規定に準じて合併関係市町村に分別又は按分するものとする。ただし、指定団体にあつては、事業施行区域によつて分別（ただし、事業施行区域が二以上の合併関係市町村にまたがる場合その他の場合において、算定前年度の当該合併関係市町村の基準財政需要額のうち投資的経費（ただし、平成十九年四月二日以降に合併した団体にあつては、事業費補正による増加需要額）に係る額によつて按分）するものとする。

三十一 国土強靱化施策債の額

第二十二号の規定に準じて合併関係市町村に分別又は按分するものとする。ただし、指定団体にあつては、事業施行区域によつて分別（ただし、事業施行区域が二以上の合併関係市町村にまたがる場合その他の場合において、算定前年度の当該合併関係市町村の基準財政需要額のうち投資的経費（ただし、平成十九年四月二日以降に合併した団体にあつては、事業費補正による増加需要額）に係る額によつて按分）するものとする。

前項の規定によつて合併関係市町村に分別された測定単位の数値の補正は、次の各号に定め

る方法によつて行うものとする。ただし、合併関係市町村のうち分割合併に係るものにあつては当該分割前の市町村の区域によつて算定した補正後の数値を当該分割に係る補正前の数値（種別補正を行うものにあつては、種別補正後の数値とする。以下この項において同じ。）によつて按分したものをもちつて当該合併関係市町村の補正後の数値とし、合併関係市町村のうち適用合併以外の合併を行ったものにあつては当該合併関係市町村の区域に係る補正前の数値に当該新市町村に係る補正係数を乗じたものをもつてその補正後の数値とする。

一 種別補正

法第十三条第一項及び第二項の規定に準じて補正するものとする。

二 段階補正

法第十三条第四項第一号の規定に準じて補正するものとする。

三 密度補正

法第十三条第四項第二号及びこの省令第九条の規定に準じて補正するものとする。この場合において、次の表の上欄に掲げる密度補正に用いる密度については、それぞれ同表の下欄に掲げる算定方法によるものとする。

「消防費」に係る密度	「消防費」に係る密度
当該新市町村の区域指定指数に別表第一のAに定める率を乗じて得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と同表のBに定める率との合計数を当該新市町村の石油の貯蔵・取引量及び高压ガスの取引量をそれぞれ合併関係市町村に分別して算定した区域指定指数によつて合併関係市町村ごとに按分して算定する。	当該新市町村の標準額支払団員数を合併関係市町村ごとの人口によつて按分して算定する。

「下水道」 費用に係る密度	「下水道」 費用に係る密度
当該新市町村の公共下水道に係る排水人口、農業集落排水施設に係る排水人口、漁業集落排水施設に係る排水人口、林業集落排水施設に係る排水人口、簡易排水処理施設に係る排水人口、小規模集合排水処理施設に係る排水人口、合併処理浄化槽のうち特定地域生活排水処理施設に係る排水人口及び合併処理浄化槽のうち個別排水処理施設に係る排水人口、公共下水道に係る排水人口、農業集落排水施設に係る排水面積、漁業集落排水施設に係る排水面積、林業集落排水施設に係る排水面積、簡易排水処理施設に係る排水面積及び小規模集合排水処理施設に係る排水面積を合併関係市町村ごとに分別して算定する。	当該新市町村の近傍同種の家賃の額、旧公営住宅法第十二条第一項又は改良住宅等管理要領第四第一項の規定に基づき算出する月割り額、当該住宅の家賃、公営住宅法施行令第二号から第三号までに掲げる数値を乗じた額、入居者階層に応じての負担能力を勘案して国土交通省住宅局長が別に定める額及び入居者負担基準額として国土交通大臣が調査した額を合併関係市町村ごとに分別して算定し、当該新市町村の近傍同種の家賃の額、旧公営住宅法第十二条第一項又は改良住宅等管理要領第四第一項の規定に基づき算出する月割り額、当該住宅の家賃、公営住宅法施行令第二号から第二項の規定による家賃算定基礎額に同条第一号から第三号までに掲げる数値を乗じ

「その他」 費用に係る密度	「小学」 費用に係る密度	「その他」 費用に係る密度
当該新市町村立の大学に在学する学生数、短期大学に在学する学生数、高等専門学校に在	当該新市町村のスクールバス等の数を当該スクールの場所によって合併関係市町村に分別し、教育扶助受給児童数又は教育扶助受給生徒数、完全学校給食実施児童数又は完全学校給食実施生徒数、補食学校給食実施児童数又は補食学校給食実施生徒数及びミルク学校給食実施児童数又はミルク学校給食実施生徒数を算定前年度の算定に用いた合併関係市町村ごとの当該数値によつて按分して算定する。	た額、入居者階層に応じての負担能力を勘案して国土交通省住宅局長が別に定める額及び入居者負担基準額として国土交通大臣が調査した額を合併関係市町村ごとに分別して算定し、平成八年四月一日以降に合併を行った場合においては、当該新市町村の公営住宅家賃収入補助基本額、戸数及び収入超過者入居戸数を合併関係市町村ごとに分別して算定する。

「その他」 費用に係る密度	「その他」 費用に係る密度	「その他」 費用に係る密度
私立幼稚園に在籍する児童及び私立認定こども園に在籍する児童の合計数にあっては、合併関係市町村ごとの人口によつて按分した数値を用い、第九條第一項の表市町村の項第六号1算式の符号Cにあっては、当該新市町村に係る数値を用いて算定する。	私立幼稚園に在籍する児童及び私立認定こども園に在籍する児童の合計数にあっては、合併関係市町村ごとの人口によつて按分した数値を用い、第九條第一項の表市町村の項第六号1算式の符号Cにあっては、当該新市町村に係る数値を用いて算定する。	学する学生数、特別支援学校の幼稚部に在学する幼児の数、特別支援学校の小学部及び中学部に在学する児童及び生徒の数、特別支援学校の高等部（別科及び専攻科を除く。）に在学する生徒の数及び特別支援学校の高等部（別科及び専攻科に限る。）に在学する生徒の数を合併関係市町村ごとに分別し、当該新市町村に所在する私立の幼稚園（新制度移行私立幼稚園を除く。）に在学する幼児の数を算定前年度の算定に用いた合併関係市町村ごとの当該数値によつて按分し、市町村立の認定こども園に在籍する一〇認定子ども数（追加分、市町村立大学授業料減免対象学生数、市町村立短期大学授業料減免対象学生数、市町村立高等専門学校授業料減免対象学生数、市町村立専門学校授業料減免対象学生数、市町村立大学入学金減免対象学生数、市町村立短期大学入学金減免対象学生数、市町村立高等専門学校入学金減免対象学生数及び市町村立専門学校入学金減免対象学生数にあっては、合併関係市町村ごとの人口によつて按分した数値を用い、第九條第一項の表市町村の項第六号1算式の符号Cにあっては、当該新市町村に係る数値を用いて算定する。

「生活保護」 費用に係る密度	「生活保護」 費用に係る密度	「その他」 費用に係る密度
当該新市町村が市の場合においては、当該市の被生活保護者等の数、被生活保護者等のうち生活扶助等を受けた者の数の算出に用いる前年度における生活扶助、住宅扶助、教育扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助を受けた者の数（以下「各扶助人員数」という。）を算定前年度の算定に用いた当該合併関係市町村ごとの当該数値（合併前において福祉事務所設置町村以外の町村であった合併関係市町村については、算定前年度の当該合併関係市町村に係る数として当該都道府県知事が調査した数とする。）によつてそれぞれ按分し、当該新市町村が福祉事務所設置町村の場合においては、当該福祉事務所設置町村の各扶助人員数を当該合併関係市町村ごとの人口によつてそれぞれ按分して算出した各数値を用いて算定する。	当該新市町村が市の場合においては、当該市の被生活保護者等の数、被生活保護者等のうち生活扶助等を受けた者の数の算出に用いる前年度における生活扶助、住宅扶助、教育扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助を受けた者の数（以下「各扶助人員数」という。）を算定前年度の算定に用いた当該合併関係市町村ごとの当該数値（合併前において福祉事務所設置町村以外の町村であった合併関係市町村については、算定前年度の当該合併関係市町村に係る数として当該都道府県知事が調査した数とする。）によつてそれぞれ按分し、当該新市町村が福祉事務所設置町村の場合においては、当該福祉事務所設置町村の各扶助人員数を当該合併関係市町村ごとの人口によつてそれぞれ按分して算出した各数値を用いて算定する。	一として算定する。

「清掃費」に係る密度	関係市町村ごとの人口によつて按分して算定する。
「清掃費」に係る密度	当該新市町村入湯税納税義務者を算定初年度にあつては合併関係市町村ごとに分別し、算定初年度の次年度以降にあつては算定初年度の算定に用いた合併関係市町村ごとの当該数値によつて按分(ただし、入湯税について合併特例法第十条又は合併新法第十六条の規定に基づき不均一課税を行っている当該新市町村にあつては合併関係市町村ごとに分別)して算定する。
「農業行政費」に係る密度	当該新市町村の田の面積、畑の面積及び牧草専用地の面積をそれぞれ分別して算定する。平成二十二年二月二日から平成二十七年二月一日までの間に合併を行った場合においては、当該期間内の合併に係る合併関係市町村の田の面積、畑の面積及び牧草専用地の面積は、令和二年二月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における田の面積、畑の面積及び牧草専用地の面積を平成二十二年二月一日現在の合併関係市町村の区域に係る田の面積、畑の面積及び牧草専用地の面積によつて按分し、平成二十七年二月二日から令和二年二月一日までの間に合併を行った場合においては、当該期間内の合併に係る合併関係市町村の田の面積、

「農業行政費」に係る密度	畑の面積及び牧草専用地の面積は、令和二年二月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における田の面積、畑の面積及び牧草専用地の面積を平成二十七年二月一日現在の合併関係市町村の区域に係る田の面積、畑の面積及び牧草専用地の面積によつて按分して算定する。
「農業行政費」に係る密度	当該新市町村の農道延長を算定前年度の算定に用いた合併関係市町村ごとの当該数値によつて按分して算定する。
「林野水産行政費」に係る密度	当該新市町村又は財産区の所有する森林の面積を合併関係市町村ごとに分別して算定する。この場合において、平成二十二年二月一日から平成二十七年二月一日までの間に合併を行った場合における当該期間内の合併に係る合併関係市町村の市町村又は財産区の所有する森林の面積は、令和二年二月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における市町村又は財産区の所有する森林の面積を農林業センサス規則によつて調査した平成二十二年二月一日現在における合併関係市町村の区域に係る市町村又は財産区の所有する森林の面積によつて按分し、平成二十七年二月二日から令和二年二月一日までの間に合併を行った場合における当該期間内の合併に係る合併関係市町村の所有する森林の面積は、令和二年

「林野水産行政費」に係る密度	二月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における市町村又は財産区の所有する森林の面積を農林業センサス規則によつて調査した平成二十七年二月一日現在における合併関係市町村の区域に係る市町村又は財産区の所有する森林の面積によつて按分して算定する。
「林野水産行政費」に係る密度	当該新市町村の公有及び私有の林野面積を合併関係市町村ごとに分別して算定する。この場合において、平成二十二年二月二日から平成二十七年二月一日までの間に合併を行った場合における当該期間内の合併に係る合併関係市町村の公有及び私有の林野面積は、令和二年二月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における市町村の公有及び私有の林野面積を農林業センサス規則によつて調査した平成二十二年二月一日現在における合併関係市町村の区域に係る市町村の公有及び私有の林野面積によつて按分して算定する。

「林野水産行政費」に係る密度	当該新市町村の市町村譲与基準面積を合併関係市町村の公有及び私有の林野面積に用いる数により按分し、当該新市町村の市町村譲与基準面積に用いる数及び市町村譲与基準人口を合併関係市町村ごとに分別して算定する。この場合において、平成二十二年十月二日から平成二十七年十月一日までの間に合併を行った場合における当該期間内の合併に係る合併関係市町村の市町村譲与基準人口は、平成二十七年十月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における市町村譲与基準人口を国勢調査令によつて調査した平成二十七年十月一日現在における合併関係市町村の区域に係る人口によつて按分して算定する。
「地域の振興費」のうち人口を測定する単位	当該新市町村の外国青年招致人員並びに外国自治体の自治体間交流及び外国自治体間との各種分野における交流に基づいて招致した外国籍職員の合計数を合併関係市町村の人口によつて按分して算定する。

四 熊容補正

とす るも のに 係る 密度 補正 IIIに 用い る密 度	法第十三条第四項第三号並びにこの省令第十 条第十三項から第二十二項まで、第十一 条の二及び第十二条第三項から第五項までの規定 に準じて補正するものとする。この場合にお いて、次の表の上欄に掲げる熊容補正係数に ついては、それぞれ同表の下欄に掲げる算定 方法によるものとする。
「道路橋り よう費」 のうち 道路の 延長を 測定単 位とす るもの に係る 投資補 正係数	当該新市町村の交通事故事件数 比率の算定に用いる交通事 故件数を合併関係市町村の 合併の日の属する年の前年 の当該数値によつて按分 し、算定初年度の次年度以 降においては算定初年度の 算定に用いた合併関係市町 村ごとの当該数値によつて それぞれ按分して算定する ものとする。
「下水道 費」に 係る投 資補正 係数	当該新市町村の有収水量、超 過算定対象資本費、使用料 等、統合前の有収水量、統 合前の超過算定対象資本費 及び統合前の使用料等を分 別して算定するものとし る。
「その他の 教育費」 のうち 人口を 測定単 位とす るもの に係る 投資補 正係数	当該新市町村の指定都市立小 学校教職員数又は指定都市 立中学校教職員数をそれぞ れ合併関係市町村ごとの 「小学校費」又は「中学校

位とす るも のに 係る 普通 補正 II係 数	「費」のうち学級数を測定単 位とするものに係る当該測 定単位の数値によつて按分 した数（整数未満の端数が あるときは、その端数を四 捨五入し、合併前において 指定都市以外の市町村であ つた合併関係市町村にあつ ては、当該按分した数を零 とする。）を用い、当該新 市町村の指定都市立特別支 援学校（小・中学部）教職 員数又は指定都市立特別支 援学校（高等部）教職員数 をそれぞれ合併関係市町村 ごとの「その他の教育費」 のうち人口を測定単位とす るものに係る市町村立特別 支援学校（小・中学部）学 級数又は市町村立特別支援 学校（高等部）学級数によ つて按分した数（整数未満 の端数があるときは、その 端数を四捨五入し、合併前 において指定都市以外の市 町村であつた合併関係市町 村にあつては、当該按分し た数を零とする。）を用い、 当該新市町村の指定都市立 小・中学校教職員平均給与 月額又は指定都市立特別支 援学校教職員平均給与月額 を合併関係市町村の当該額 （ただし、合併前において 指定都市以外の市町村であ つた合併関係市町村にあつ ては、当該額を零とする。） として算定するものとし る。
「その他の 教育費」 のうち 幼稚園 小学校 等就学 前の子 ども	当該新市町村の「その他の教 育費」に係る経常熊容補正 係数とする。

数測 定単 位の もの に係 る経 常補 正係 数	「社会福祉 費」に 係る普 通熊容 補正係 数II	「保健衛生 費」に 係る経 常熊容 補正係 数II	「地域振興 費」の うち人 口を測 定単 位の もの に係 る普 通熊 容補 正係 数I
当該新市町村の特別支援学校 の幼稚部の学級数、特別支 援学校の小学部及び中学部 の学級数並びに特別支援学 校の高等部の学級数を当該 特別支援学校の所在する合 併関係市町村に分別して算 定するものとする。	当該新市町村の虐待相談対応 件数を合併関係市町村の児 童相談所の数により按分し て算定するものとする。	零とする。	当該合併関係市町村のうち人 口が最も多い団体の連携中 枢都市圏人口を当該新市町 村における連携中枢都市圏 の圏域人口として総務大臣 が調査した数とし、その他 の合併関係市町村の連携中 枢都市圏人口を零として算 定するものとする。ただし、 合併後に中核市又は特 例市（地方自治法等の一部 を改正する法律（平成二十 六年法律第四十二号）によ る改正前の地方自治法第二 百五十二条の二十六の第三 一項の特例市をいう。以下

同じ。）に指定された新市
に係る合併関係市町村の
「地域振興費」のうち人口
を測定単位とするものに係
る普通熊容補正I係数は、
当該合併関係市町村のうち
人口が最も多いものの連携
中枢都市圏人口を当該新市
町村における連携中枢都市
圏の圏域人口として総務大
臣が調査した数とし、その
他の合併関係市町村の連携
中枢都市圏人口を零として
算定した率に、当該新市の
基準財政需要額から当該新
市の法令による行政権能等
の差による地域区分が「都
市計画費」、「生活保護費」、
「社会福祉費」、「保健衛生
費」、「高齢者保健福祉費」
のうち六十五歳以上人口を
測定単位とするもの、「そ
の他の教育費」のうち人口
を測定単位とするもの及び
「地域振興費」のうち人口
を測定単位とするものにあ
つてはその他の市町村は、
「保健衛生費」にあつては
保健所設置市、「その他の
土木費」にあつては建築主
事設置市であるものとして
算定した基準財政需要額を
控除して得た額を当該新市
に係る合併関係市町村ごと
の人口で按分して得た当該
合併関係市町村の額（当該
合併関係市町村が施行時特
例市であつた場合は、当
該額から、当該合併関係市
町村の基準財政需要額から
当該合併関係市町村の法令
による行政権能等の差によ
る地域区分が「都市計画
費」及び「地域振興費」の
うち人口を測定単位とする
ものにあつてはその他の市
町村であるものとし、か

<p>「地域振興費」のうち測定の単位とするものに普通係数を乗じたものを測定の単位とする。</p>	<p>つ、「その他の土木費」にあつては建築主事設置市であるものとして算定した基準財需要額を控除した額を控除して得た額」と当該合併関係市町村の段階補正係数及びこの号の規定の適用がないものとした場合における普通係数補正係数を乗じ、その率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に〇・七九五を乗じ、その率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に測定単位を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に単位費用を乗じて得た額との合算額を、単位費用で除し、その商（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を測定単位で除し、その商（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を〇・七九五で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を、段階補正係数で除して得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた率とする。</p>
--	---

<p>「地域振興費」のうち測定の単位とするものに普通係数を乗じたものを測定の単位とする。</p>	<p>「地域振興費」のうち測定の単位とするものに普通係数を乗じたものを測定の単位とする。</p>	<p>「地域振興費」のうち測定の単位とするものに普通係数を乗じたものを測定の単位とする。</p>	<p>補正係数 「地域振興費」のうち測定の単位とするものに普通係数を乗じたものを測定の単位とする。</p>
--	--	--	---

<p>「中学校費」のうち測定の単位とするものに普通係数を乗じたものを測定の単位とする。</p>	<p>「下水道費」のうち測定の単位とするものに普通係数を乗じたものを測定の単位とする。</p>	<p>「都市計画費」のうち測定の単位とするものに普通係数を乗じたものを測定の単位とする。</p>	<p>路の延長を測定するもの、 定単位の、 もの、 「港灣費」のうち測定の単位とするものに普通係数を乗じたものを測定の単位とする。</p>
---	---	--	---

<p>「小学校費」のうち測定の単位とするものに普通係数を乗じたものを測定の単位とする。</p>	<p>「下水道費」のうち測定の単位とするものに普通係数を乗じたものを測定の単位とする。</p>	<p>「都市計画費」のうち測定の単位とするものに普通係数を乗じたものを測定の単位とする。</p>	<p>うち学級数を測定するもの、 「高等学校費」のうち測定の単位とするものに普通係数を乗じたものを測定の単位とする。</p>
---	---	--	--

「道費」の事業費補正係数を算定するための基礎とした額のうち公共下水道及び流域下水道の整備事業に係る経費又は都道府県が行うこれらの事業に対する法令に基づく負担金に充てるため昭和三十四年度以降に発行を許可された地方債の元利償還金に相当する額によつて按分するものとする。

3 「高齢者保健福祉費」のうち六十五歳以上人口を測定単位とするものに係る事業費補正係数を算定するための基礎として用いた額のうち、合併した日の属する年度の前年度までに合併関係市町村が同意を得た当該地方債に係るもの又は負担したものにあつては当該合併関係市町村に属するものとし、合併した日の属する年度の以後の年度に当該合併関係市町村又は当該新市町村が同意を得た当該地方債に係るもの又は負担したものにあつては当該合併関係市町村のうち合併前に属する（ただし、合併関係市町村に指定都市及び中核市を含まない場合は、当該額を算定前年度の合併関係市町村の基準財政需要額のうち投資的経費（ただし、平成十九年四月二日以降に合併した団体にあつては、事業費補正による増加需要額）に係る額によつて按分する）ものとする。

4 「下水道費」に係る事業費補正係数を算定するための基礎として用いた額（公共下水道、流域下水道、特定公共下水道及び特定環境保全公共下水道の整備事業

に係るもの並びに下水道事業債特別措置分発行可能額に係るものを除く。ただし、更新事業を含む。）並びに「下水道費」及び「高齢者保健福祉費」のうち六十五歳以上人口を測定単位とするもの以外の経費の種類に係る事業費補正係数を算定するための基礎として用いた額のうち、合併した日の属する年度の前年度までに合併関係市町村が同意を得た当該地方債に係るもの又は負担したものにあつては当該合併関係市町村が許可を得た当該地方債に係るもの若しくは負担したものにあつては当該合併関係市町村に属するものとし、合併した日の属する年度の以後の年度に当該合併関係市町村又は当該新市町村が同意を得た当該地方債に係るもの若しくは負担したものにあつては当該合併関係市町村のうち合併前に属する（ただし、合併関係市町村に指定都市及び中核市を含まない場合は、当該額を算定前年度の合併関係市町村の基準財政需要額のうち投資的経費（ただし、平成十九年四月二日以降に合併した団体にあつては、事業費補正による増加需要額）に係る額によつて按分（ただし、合併関係市町村の当該年度の測定単位が零である経費の種類に係るものについては、当該測定単位が零の合併関係市町村以外の合併関係市町村の算定前年度の投資的経費によつて按分）するものとする。ただし、指定団体にあつては、事業施行区域によつて分別（ただし、事業

に係るもの並びに下水道事業債特別措置分発行可能額に係るものを除く。ただし、更新事業を含む。）並びに「下水道費」及び「高齢者保健福祉費」のうち六十五歳以上人口を測定単位とするもの以外の経費の種類に係る事業費補正係数を算定するための基礎として用いた額のうち、合併した日の属する年度の前年度までに合併関係市町村が同意を得た当該地方債に係るもの又は負担したものにあつては当該合併関係市町村が許可を得た当該地方債に係るもの若しくは負担したものにあつては当該合併関係市町村に属するものとし、合併した日の属する年度の以後の年度に当該合併関係市町村又は当該新市町村が同意を得た当該地方債に係るもの若しくは負担したものにあつては当該合併関係市町村のうち合併前に属する（ただし、合併関係市町村に指定都市及び中核市を含まない場合は、当該額を算定前年度の合併関係市町村の基準財政需要額のうち投資的経費（ただし、平成十九年四月二日以降に合併した団体にあつては、事業費補正による増加需要額）に係る額によつて按分（ただし、合併関係市町村の当該年度の測定単位が零である経費の種類に係るものについては、当該測定単位が零の合併関係市町村以外の合併関係市町村の算定前年度の投資的経費によつて按分）するものとする。ただし、指定団体にあつては、事業施行区域によつて分別（ただし、事業

5 寒冷補正
法第十三条第四項第四号並びにこの省令第十三条第四項及び第五項の規定に準じて補正するものとする。

六 数値急増補正
第十五条の規定に準じて補正するものとする。この場合において、六十五歳以上住民基本台帳登録人口、七十五歳以上住民基本台帳登録人口及び住民基本台帳登録人口は算定前年度の算定に用いた合併関係市町村ごとの当該数値によつてそれぞれ按分するものとする。

七 数値急減補正
「小学校費」及び「中学校費」のうち学級数を測定単位とするもの及び学級数を測定単位とするものにあつては第十六条の規定に準じて補正するものとし、その他の経費にあつては当該新市町村の数値急減補正係数によるものとする。

八 法第十三条第十一項の規定による補正
第十七条の規定によつて算定した当該新市町村に係る補正係数を用い、同条の規定に準じて補正するものとする。

九 第一号、第三号、第四号及び第七号において、前項の規定により測定単位の数値として分別又は按分することとされるものにあつては、同項に定める方法により合併関係市町村ごとに分別又は按分して算定するものとする。

4 前項の規定によつて測定単位の数値を補正する場合において、補正係数及び補正後の数値の算定方法については、第六条に定めるところによる。ただし、小学校若しくは中学校の学校数若しくは高等学校の教職員の数若しくは小教点以下二位未満の端数があるとき、又は小学校若しくは中学校の学級数の補正後の数値に小

5 数点以下一位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。
法第十三条第八項の規定による市町村の区分で合併関係市町村に係るものは、次の各号に定めるところによる。
一 行政の質及び量の差による種地に係る地域区分
第十一条第一項第一号に定めるところによる。この場合において、合併関係市町村の区域に係る人口、人口集中地区人口、経済構造の算定に用いる産業分類別就業者数、宅地平均価格指数の算定に用いる宅地の平均価格、宅地の評価総地積、商居住宅地区の宅地の平均価格及び全宅地の平均価格並びに昼間流入人口、合併関係市町村の市町村役場の所在地とIの地域の市町村の役場の所在地との最短距離並びに合併関係市町村の区域に係る昼間流出人口については次に定めるところによる。

(一) 人口又は人口集中地区人口
第二項第一号の規定に準じて合併関係市町村の区域に分別した人口又は人口集中地区人口。ただし、平成十七年十月一日以前に合併を行った場合においては、同日以前の合併に係る合併関係市町村の区域の人口又は人口集中地区人口は、令和二年十月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における人口又は人口集中地区人口を合併関係市町村の区域に係る国勢調査令によつて調査した平成十七年十月一日現在における人口又は人口集中地区人口によつて按分したものとし、平成二十二年十月二日から平成二十七年十月一日までに合併を行った場合においては、当該期間内の合併に係る合併関係市町村の区域の人口又は人口集中地区人口は、令和二年十月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における人口又は人口集中地区人口を合併関係市町村の区域に係る国勢調査令によつて調査した平成十七年十月一日現在における人口又は人口集中地区人口によつて按分したものとし、平成二十二年十月二日から平成二十七年十月一日までに合併を行った場合においては、当該期間内の合併に係る合併関係市町村の区域の人口又は人口

口集中地区人口は、令和二年十月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における人口又は人口集中地区人口を合併関係市町村の区域に係る国勢調査令によって調査した平成二十二年十月一日現在における人口又は人口集中地区人口によって按分したものとし、平成二十七年十月二日から令和二年十月一日までに合併を行った場合においては、当該期間内の合併に係る合併関係市町村の区域の人口又は人口集中地区人口は、令和二年十月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における人口又は人口集中地区人口を合併関係市町村の区域に係る国勢調査令によって調査した平成二十七年十月一日現在における人口又は人口集中地区人口によって按分したものとす。

(二) 経済構造の算定に用いる産業分類別就業

者数

合併関係市町村の区域に分別した産業分類別就業業者数のうち第一次産業就業業者数、第二次産業就業業者数又は第三次産業就業業者数（以下この号において「第一次産業就業業者数等」という。）ただし、平成十七年十月一日以前に合併を行った場合においては、同日以前の合併に係る合併関係市町村の区域の第一次産業就業業者数等は、令和二年十月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における第一次産業就業業者数等を合併関係市町村の区域に係る国勢調査令によって調査した平成二十二年十月一日現在における第一次産業就業業者数等とし、平成十七年十月二日から平成二十二年十月一日までに合併を行った場合においては、当該期間内の合併に係る合併関係市町村の区域の第一次産業就業業者数等は、令和二年十月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における第一次産業就業業者数等の同日現在における第一次産業就業業者数等を合併関係市町村の区域に係る国勢調査令によって調査した平成十七年十月一日現在における第一次産業就業業者数等によってそれぞれ按分したものとし、平成二十二年十月二日から平成二十七年十月一日までに合

併を行った場合においては、当該期間内の合併に係る合併関係市町村の区域の第一次産業就業業者数等は、令和二年十月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における第一次産業就業業者数等を合併関係市町村の区域に係る国勢調査令によって調査した平成二十二年十月一日現在における第一次産業就業業者数等によってそれぞれ按分したものとし、平成二十七年十月二日から令和二年十月一日までに合併を行った場合においては、当該期間内の合併に係る合併関係市町村の区域の第一次産業就業業者数等は、令和二年十月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における第一次産業就業業者数等を合併関係市町村の区域に係る国勢調査令によって調査した平成二十七年十月一日現在における第一次産業就業業者数等によってそれぞれ按分したものとす。

(三) 地平均価格指数の算定に用いる商工住

宅地区の

平均価格及び全宅地の平均

価格

次の(1)及び(2)に定めるところによ

る。

(1) 商工住宅地区の宅地の平均価格

合併関係市町村の商工住宅地区の宅地の平均価格。ただし、平成十九年一月一日以前に合併を行った場合においては、同日以前の合併に係る合併関係市町村の商工住宅地区の宅地の平均価格は、令和四年一月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の令和四年度調査に記載されている商業地区、工業地区及び住宅地区の宅地の決定価格を合併関係市町村の平成九年度調査に記載されているこれらの地区の宅地の決定価格によって按分し、当該按分した数の合計数を令和四年一月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の令和四年度調査に記載されている商業地区、工業地区及び住宅地区の地積を合併関係市町村の平成九年度調査に記載されているこれらの地区の地積によつて按分した数の合計数で除して得た数とし、平成十九年一月二日から平成二

十四年一月一日までに合併を行った場合においては、当該期間内の合併に係る合併関係市町村の商工住宅地区の宅地の平均価格は、令和四年一月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の令和四年度調査に記載されている商業地区、工業地区及び住宅地区の宅地の決定価格を合併関係市町村の平成十九年度調査に記載されているこれらの地区の宅地の決定価格によつて按分し、当該按分した数の合計数を令和四年一月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の令和四年度調査に記載されている商業地区、工業地区及び住宅地区の地積を合併関係市町村の平成十九年度調査に記載されているこれらの地区の地積によつて按分した数の合計数で除して得た数とし、平成二十四年一月二日から平成二十九年一月一日までに合併を行った場合においては、

当該期間内の合併に係る合併関係市町村の商工住宅地区の宅地の平均価格は、令和四年一月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の令和四年度調査に記載されている商業地区、工業地区及び住宅地区の宅地の決定価格を合併関係市町村の平成二十四年度調査に記載されているこれらの地区の宅地の決定価格によつて按分し、当該按分した数の合計数を令和四年一月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の令和四年度調査に記載されている商業地区、工業地区及び住宅地区の地積を合併関係市町村の平成二十四年度調査に記載されているこれらの地区の地積によつて按分した数の合計数で除して得た数とし、平成二十九年一月二日から令和四年一月一日までに合併を行った場合においては、当該期間内の合併に係る合併関係市町村の商工住宅地区の宅地の平均価格は、令和四年一月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の令和四年度調査に記載されている商業地区、工業地区及び住宅地区の地積を合併関係市町村の平成二十四年度調査に記載されているこれらの地区の地積によつて按分した数の合計数で除して得た数とし、平成二十九年一月二日から平成三十四年一月一日までに合併を行った場合においては、

よつて按分し、当該按分した数の合計数を令和四年一月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の令和四年度調査に記載されている商業地区、工業地区及び住宅地区の地積を合併関係市町村の平成二十九年調査に記載されているこれらの地区の地積によつて按分した数の合計数で除して得た数とする。

(2) 全宅地の平均価格

合併関係市町村の全宅地の平均価格。ただし、平成十九年一月一日以前に合併を行った場合においては、同日以前の合併に係る合併関係市町村の全宅地の平均価格は、令和四年一月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の令和四年度調査に記載されている宅地の決定価格の総額を合併関係市町村の平成九年度調査に記載されている宅地の総地積で按分したもので除して得た数とし、平成十九年一月二日から平成二十四年一月一日までの間に合併を行った場合においては、当該期間内の合併に係る合併関係市町村の全宅地の平均価格は、令和四年一月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の令和四年度調査に記載されている宅地の決定価格の総額を合併関係市町村の平成十九年度調査に記載されている宅地の決定価格の総額で按分し、当該按分した額を令和四年一月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の令和四年度調査に記載されている宅地の総地積を合併関係市町村の平成十九年度調査に記載されている宅地の総地積で按分したもので除して得た数とし、平成二十四年一月二日から平成二十九年一月一日までの間に合併を行った場合においては、当該期間内の合併に係る合併関係市町村の全宅地の平均価格は、令和四

年一月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の令和四年度調査に記載されている宅地の決定価格の総額を合併関係市町村の平成二十四年度調査に記載されている宅地の決定価格の総額で按分し、当該按分した額を令和四年一月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の令和四年度調査に記載されている宅地の決定価格の総額を合併関係市町村の平成二十四年度調査に記載されている宅地の総地積で按分したもので除して得た数とし、平成二十九年一月二日から令和四年一月一日までに合併を行った場合においては、当該期間内の合併に係る合併関係市町村の全宅地の平均価格は、令和四年一月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の令和四年度調査に記載されている宅地の決定価格の総額を合併関係市町村の平成二十四年度調査に記載されている宅地の総地積で按分し、当該按分した額を令和四年一月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の令和四年度調査に記載されている宅地の総地積を合併関係市町村の平成二十四年度調査に記載されている宅地の総地積で按分したもので除して得た数とする。

(四)

昼間流入人口

合併関係市町村の区域ごとの昼間流入人口。ただし、平成十七年十月一日以前の合併を行った場合においては、同日以前の合併に係る合併関係市町村については、国勢調査令によって調査され、平成十七年国勢調査報告に記載された当該合併関係市町村に係る昼間流入人口によることとし、平成十七年十月二日から平成二十二年十月一日までの間に合併を行った場合においては、当該期間内の合併に係る合併関係市町村については、国勢調査令によって調査され、平成十七年国勢調査報告に記載された当該合併関係市町村に係る昼間流入人口によることとし、平成二十二年十月二日から平成二十七年十月一日までの間に合併を行った場合においては、当該期間内の合併に係る合併関係市町村については、国勢調査令によって調査され、平成二十七年国勢調査報告に記載された当該合併関係市町村に係る昼間流入人口によることとする。

よって調査され、平成二十二年国勢調査報告に掲げられた当該合併関係市町村に係る昼間流入人口によることとし、平成二十七年十月二日から令和二年十月一日までの間に合併を行った場合においては、当該期間内の合併に係る合併関係市町村については、国勢調査令によって調査され、平成二十七年国勢調査報告に掲げられた当該合併関係市町村に係る昼間流入人口によることとする。

(五) 市町村役場の所在地とIの地域の市町村役場の所在地との最短距離

合併関係市町村の区域ごとの昼間流出人口。ただし、平成十七年十月一日以前の合併を行った場合においては、同日以前の合併に係る合併関係市町村については、国勢調査令によって調査され、平成二十二年国勢調査報告に掲げられた当該合併関係市町村に係る昼間流出人口によることとし、平成十七年十月二日から平成二十二年十月一日までの間に合併を行った場合においては、当該期間内の合併に係る合併関係市町村については、国勢調査令によって調査され、平成十七年国勢調査報告に掲げられた当該合併関係市町村に係る昼間流出人口によることとし、平成二十二年十月二日から平成二十七年十月一日までの間に合併を行った場合においては、当該期間内の合併に係る合併関係市町村については、国勢調査令によって調査され、平成二十七年国勢調査報告に掲げられた当該合併関係市町村に係る昼間流出人口によることとする。

(六) 昼間流出人口

合併関係市町村の区域ごとの昼間流出人口。ただし、平成十七年十月一日以前の合併を行った場合においては、同日以前の合併に係る合併関係市町村については、国勢調査令によって調査され、平成二十二年国勢調査報告に掲げられた当該合併関係市町村に係る昼間流出人口によることとし、平成十七年十月二日から平成二十二年十月一日までの間に合併を行った場合においては、当該期間内の合併に係る合併関係市町村については、国勢調査令によって調査され、平成二十七年国勢調査報告に掲げられた当該合併関係市町村に係る昼間流出人口によることとし、平成二十二年十月二日から平成二十七年十月一日までの間に合併を行った場合においては、当該期間内の合併に係る合併関係市町村については、国勢調査令によって調査され、平成二十七年国勢調査報告に掲げられた当該合併関係市町村に係る昼間流出人口によることとする。

二 農業行政の質及び量の差による級地に係る地域区分

第十一条第一項第二号に定めるところによる。この場合において、合併関係市町村の区域

域に係る農業就業業者数比率の算定に用いる令和二年産業分類別就業業者数並びに耕地比率の算定に用いる田畑の面積、牧場の面積及び宅地の面積については、次に定めるところによる。

(一) 農業就業業者数比率の算定に用いる令和二年産業分類別就業業者数

合併関係市町村の区域に分別した令和二年産業分類別就業業者数のうち、A農業、林業のうち農業に係る就業業者数（以下この号において「農業就業業者数」という。）及び産業分類別就業業者数の総数。ただし、平成十七年十月一日以前に合併を行った場合においては、同日以前の合併に係る合併関係市町村の農業就業業者数又は産業分類別就業業者数の総数は、令和二年十月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における農業就業業者数又は産業分類別就業業者数の総数にそれぞれ按分したものととし、平成十七年十月二日から平成二十二年十月一日までの間に合併を行った場合においては、当該期間内の合併に係る合併関係市町村の農業就業業者数又は産業分類別就業業者数の総数は、令和二年十月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における農業就業業者数又は産業分類別就業業者数の総数を合併関係市町村の区域に係る平成二十二年産業分類別就業業者数のうち農業就業業者数又は産業分類別就業業者数の総数によってそれぞれ按分したものととし、平成二十七年十月二日から令和二年十月一日

(二) 耕地比率の算定に用いる田畑の面積、牧場の面積及び宅地の面積

合併関係市町村の区域に分別した令和二年度分の固定資産税に係る概要調査に記載されている田畑の面積、牧場の面積及び宅地の面積。ただし、平成十七年一月一日以前に合併を行った場合においては、同日以前の合併に係る合併関係市町村の田畑の面積、牧場の面積又は宅地の面積は、令和二年一月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の令和二年度分の固定資産税に係る概要調査に記載されている田畑の面積、牧場の面積又は宅地の面積を合併関係市町村の平成十七年度分の固定資産税に係る概要調査に記載されている田畑の面積、牧場の面積又は宅地の面積によってそれぞれ按分したものととし、平成二十二年一月二日から平成二十七年一月一日までの間に合併を行った場合においては、当該期間内の合併に係る合併関係市町村の田畑の面積、牧場の面積又は宅地の面積は、令和二年一月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括

よるものとし、「高齢者保健福祉費」のうち六十五歳以上人口を測定単位とするものにあつては当該新市町村が当該年度の四月一日現在において指定都市又は中核市であるときは合併前において指定都市又は中核市以外の市町村であつた合併関係市町村については指定都市又は中核市以外の市町村の区分に応ずる係数によるものとし、「商工行政費」にあつては当該新市町村が当該年度の四月一日現在において中小企業支援市及び計量市であるときは合併前において中小企業支援市及び計量市以外の市町村であつた合併関係市町村については中小企業支援市及び計量市の区分に応ずる係数によるものとし、当該新市町村が当該年度の四月一日現在において計量市であるときは合併前において計量市以外の市町村であつた合併関係市町村については計量市の区分に応ずる係数によるものとする。

6 寒冷補正に用いる地域区分のうち給与の差による地域区分は、当該新市町村に係る第十四条第一号に定めるところにより、寒冷の差又は積雪の差による地域区分は、当該新市町村に係る第十四条第二号に定めるところによるほか、当該合併関係市町村の合併前における地域区分（ただし、生活保護費に係る寒冷の差による地域区分を除く。）による。

方法）
第五十条 合併関係市町村に係る基準財政収入額は、次の各号に定めるところによつて算定した基準税額及び基準額の合算額とする。

一 市町村民税の基準税額は、均等割に係る基準税額、所得割に係る基準税額及び法人税割に係る基準税額の合算額とする。
 (一) 均等割に係る基準税額は、地方税法第二百九十四条第一項第一号又は第二号に掲げる者に対するものにあつては、当該新市町村の納税義務者数を当該算定前年度の合併関係市町村の納税義務者数で按分した上で、第三十一条第二項第一号の規定に準じて算定し、地方税法第二百九十四条第一項第三号又は第四号に掲げる者に対するものにあつては、算定初年度において、第三十一条第二項第二号の規定に準じて合併関係市町村の区域ごとに納税義務者数を調査分別して算定するものとし、算定初年度の

次年度以降においては、当該新市町村の当該年度の基準税額の算定初年度に対する伸び率を合併関係市町村ごとの算定初年度の基準税額に乗じて算定するものとする。

(二) 所得割に係る基準税額は、第三十一条第三項に定めるところによつて算定した当該新市町村の所得割に係る基準税額を、当該合併関係市町村の算定前年度の基準税額によつて按分した額とする。

(三) 法人税割に係る基準税額は、第三十一条第四項に定めるところによつて算定した当該新市町村に係る基準税額を当該合併関係市町村の算定前年度の基準税額によつて按分した額とする。ただし、指定団体にあつては同項に定めるところによつて算定した当該新市町村に係る基準税額を同項の規定に準じて合併関係市町村の区域ごとに算定した調定額によつて按分した額とする。この場合において、二以上の合併関係市町村の区域にまたがつてその事務所又は事業所を有する法人に係るもの調定額は、地方税法第三百二十一条の十三及び第三百二十一条の十四の規定の例によつて算定するものとする。

二 固定資産税の基準税額は、土地に係る基準税額、家屋に係る基準税額及び償却資産に係る基準税額の合算額とする。

(一) 土地に係る基準税額は、第三十二条第二項に定めるところによつて算定した当該新市町村に係る基準税額を当該合併関係市町村の算定前年度の基準税額によつて按分した額とする。ただし、指定団体にあつては同項に定めるところによつて算定した当該新市町村に係る基準税額を合併関係市町村の区域ごとに調査した土地の地目ごとの固定資産税の当該年度分の課税標準額の合算によつて分別した額

(二) 家屋に係る基準税額は、第三十二条第三項に定めるところによつて算定した当該新市町村に係る基準税額を当該合併関係市町村の算定前年度の基準税額によつて按分した額とする。ただし、指定団体にあつては同項に定めるところによつて算定した当該新市町村に係る基準税額を合併関係市町村の区域ごとに調査した当該年度分の家屋に

係る固定資産税の課税標準額（同項の規定により当該年度分の固定資産税額が減額された住宅の所在する合併関係市町村については、当該減額された税額の合算額に七一・四三を乗じて得た額を控除する。）によつて分別した額とする。

(三) 償却資産に係る基準税額は、第三十二条第四項に定めるところによつて算定した当該新市町村の基準税額を当該合併関係市町村の算定前年度の基準税額によつて按分した額とする。ただし、指定団体にあつては次に定める方法によつて算定した額の合算額とする。この場合において、合併前指定都市以外の市町村であつた合併関係市町村に所在する償却資産が大規模の償却資産であるときは、当該償却資産に係る課税標準額のうち大規模の償却資産に係る都道府県分の課税標準額に〇・〇一〇五を乗じて得た額を当該償却資産に係る次の(一)又は(二)によつて算定した基準税額から控除した額による。

(1) 当該償却資産が合併関係市町村の区域のいずれかに所在する場合においては、当該償却資産に係る基準税額は、当該償却資産が所在する合併関係市町村に属するものとする。

(2) 当該償却資産が二以上の合併関係市町村の区域にまたがつて所在する場合には、地方税法第三百八十九条第一項の規定により道府県知事又は総務大臣が決定する固定資産の価格の配分に関する規則（昭和二十八年総理府令第九十一号）の規定に準じて当該償却資産に係る課税標準額を当該合併関係市町村に按分した額とする。

三 軽自動車税の基準税額は、環境性能割に係る基準税額及び種別割に係る基準税額の合算額とする。

(一) 環境性能割の基準税額は、第三十三条第二項に定めるところによつて算定した当該新市町村に係る基準税額を当該合併関係市町村の算定前年度の軽自動車税の基準税額によつて按分した額とする。

(二) 種別割の基準税額は、第三十三条第三項に定めるところによつて算定した当該新市

町村に係る基準税額を当該合併関係市町村の算定前年度の軽自動車税の基準税額によつて按分した額とする。

四 市町村たばこ税の基準税額は、第三十四条に定めるところによつて算定した当該新市町村に係る基準税額を当該合併関係市町村の算定前年度の基準税額によつて按分した額とする。

五 鉱産税の基準税額は、第三十五条に定めるところによつて算定した当該新市町村に係る基準税額を合併関係市町村の区域ごとに調査した鉱産税の前年度分の課税標準額によつて按分した額とする。

六 特別土地保有税の基準税額は、第三十六条に定めるところによつて算定した当該新市町村に係る基準税額を、同条に定める算定方法に準じて算定した合併関係市町村ごとの基準税額で按分した額とする。

七 事業所税の基準税額は、第三十七条に定めるところによつて算定した当該新市町村に係る基準税額を当該合併関係市町村の算定前年度の基準税額で按分した額とする。ただし、合併特例法第十条第一項又は合併新法第十六条第一項の規定に基づき課税免除又は不均一課税をしている場合は、第三十七条に定める算定方法に準じて算定した合併関係市町村ごとの基準税額で分別した額とする。不均一課税をしなくなったときは、終了年度の次年度については合併関係市町村ごとに分別し、次々年度以降は当該年度の新市町村に係る基準税額を終了年度の次年度に算定した合併関係市町村ごとの基準税額で按分するものとする。

七 利子割交付金の基準額は、第三十七条の二に定めるところによつて算定した当該新市町村に係る基準税額を当該合併関係市町村の

に定めるところによつて算定した当該新市町村に係る基準税額を当該合併関係市町村の

算定前年度の基準税額によつて按分した額とする。

七の三 配当交付金の基準額は、第三十七条の三に定めるところによつて算定した当該新市町村に係る基準額を当該合併関係市町村の算定前年度の基準額によつて按分した額とする。

七の四 株式等譲渡所得割交付金の基準額は、第三十七条の四に定めるところによつて算定した当該新市町村に係る基準額を当該合併関係市町村の算定前年度の基準額によつて按分した額とする。

七の五 法人事業税交付金の基準額は、第三十七条の五に定めるところによつて算定した当該新市町村に係る基準額を当該合併関係市町村の算定前年度の基準額によつて按分した額とする。

七の六 軽油引取税交付金の基準額は、第三十八条に定めるところによつて算定した当該新市町村に係る基準額を当該合併関係市町村の算定前年度の基準額によつて按分した額とする。

七の七 軽油引取税交付金の基準額は、第三十八条に定めるところによつて算定した当該新市町村に係る基準額を当該合併関係市町村の算定前年度の基準額によつて按分した額とする。

この場合における一般国道及び都道府県道の面積は、算定前年度の道路橋りよう費の算定に用いた道路の延長及び面積のうち、環境性能割交付金の計算に用いる種別に係るものとし、合併前指定都市以外の市町村であった合併関係市町村については、当該按分した額を零とする。

七の八 環境性能割交付金の基準額は、当該新市町村が指定都市である場合においては(一)及び(二)に定める額の合算額とし、当該新市町村が指定都市以外の市町村である場合においては(一)に定める額とする。

(一) 第三十八条の二に定めるところによつて算定した当該新市町村に係る基準額のうち市町村道(地方税法第七十七条の六第一項に規定する市町村道をいう。以下この号において同じ。)に係る額を市町村道の延長に係る額及び道路の面積に係る額に区分し、当該区分した額を合併関係市町村の区域内に存する市町村道の延長及び面積でそれぞれ按分した額の合算額。

(二) 第三十八条の二に定めるところによつて算定した当該新市町村に係る基準額のうち一般国道等(地方税法第七十七条の六第二項に規定する一般国道等をいう。以下この号において同じ。)に係る額を一般国道等の延長に係る額及び道路の面積に係る額に区分し、当該区分した額を合併関係市町村の区域内に存する一般国道等の延長及び面積でそれぞれ按分した額の合算額。

八 特別とん護与税の基準税額は、第四十条によつて定めるところによつて算定した当該新市町村に係る基準税額を当該都道府県知事が定める率によつて按分した額とする。

九 地方揮発油譲与税の基準税額は、当該新市町村が指定都市である場合においては(一)及び(二)に定める額の合算額とし、指定都市以外の市町村である場合においては(一)に定める額とする。

(一) 第三十九条第一号に定めるところによつて算定した当該新市町村に係る額を道路の延長に係る額及び道路の面積に係る額に区分し、当該区分した額を合併関係市町村の区域内に存する市町村道の延長及び面積でそれぞれ按分した額の合算額。

(二) 第三十九条第二号に定めるところによつて算定した当該新市町村に係る額を道路の延長に係る額及び道路の面積に係る額に区分し、当該区分した額を合併関係市町村の区域内に存する一般国道及び都道府県道の延長及び面積でそれぞれ按分した額の合算額とする。

九の二 石油ガス譲与税の基準税額は、第四十条の二に定めるところによつて算定した当該新市町村に係る基準税額を道路の延長に係る額及び道路の面積に係る額に区分し、当該区分した額を合併関係市町村の区域内に存する一般国道及び都道府県道の延長及び面積でそれぞれ按分した額の合算額とする。

九の三 自動車重量譲与税の基準税額は、第四十条の三に定めるところによつて算定した当該新市町村に係る基準税額を道路の延長に係る額及び道路の面積に係る額に区分し、当該

区分した額を合併関係市町村の区域内に存する市町村道の延長及び面積によつてそれぞれ按分した額の合算額とする。

この場合における市町村道の延長及び面積は、算定前年度の道路橋りよう費の算定に用いた道路の延長及び面積のうち、自動車重量譲与税の計算に用いる種別に係るものとする。

九の四 航空機燃料譲与税の基準税額は、第四十条の四に定めるところによつて算定した当該新市町村に係る基準税額を合併関係市町村の前の第二項第二十一号の規定によつて算定した世帯数によつて按分した額とする。

九の五 森林環境譲与税の基準税額は、第四十条の五に定めるところによつて算定した当該新市町村に係る基準税額を当該合併関係市町村の前年度分の基準税額によつて按分した額とする。

十 市町村交付金の基準額は、第四十一条に定めるところによつて算定した当該新市町村に係る市町村交付金の基準額を当該合併関係市町村の算定前年度の基準額で按分した額とする。ただし、指定団体にあつては、次の(一)及び(二)に定める方法によつて算定した額の合算額とする。この場合において、合併前において指定都市以外の市町村であつた合併関係市町村の区域に所在する償却資産が交付金法第五条又は第六条に規定する大規模の償却資産であるときは、当該償却資産に係る交付金算定標準額となるべき価格のうちこれらの規定によつて交付金算定標準額となるべき額を超える部分の額に〇・〇一〇五を乗じて得た額を当該償却資産に係る次の(一)又は(二)によつて算定した基準額から控除した額による。

(1) 当該固定資産が合併関係市町村の区域のいずれかに所在する場合においては、当該固定資産に係る基準額は、当該固定資産が所在する合併関係市町村に属するものとする。

(2) 当該固定資産が二以上の合併関係市町村の区域にまたがつて所在する場合においては、当該固定資産に係る基準額は、国有資産等所在市町村交付金法施行規則(昭和三十一年総理府令第三十一号)の規定に準じ

て当該固定資産の所在する合併関係市町村に按分した額とする。

2 合併関係市町村の区域の全部又は一部につき課税免除等の特例規定又は法第十四条の二の規定が適用されることとされている場合においては、当該合併関係市町村に係る基準財政収入額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定によつて算定した額から第一号の規定によつて算定した額を控除した額とする。

一 課税免除等の特例規定及び法第十四条の二の規定（これらに基づく命令の規定を含む）に定めるところにより算定した当該新市町村の減収額に係る前項第二号の規定に定めるところにより算定した合併関係市町村の基準税額によつて按分した額

第六章 雑則

第一節 廃置分合又は境界変更があつた場合の措置

（廃置分合又は境界変更があつた場合の普通交付税の額の算定）

第五十一条 法第八条に定める期日（以下「交付税の算定期日」という。）後において地方団体の廃置分合又は境界変更があつた場合においては、法第九条第二号の規定によつて関係地方団体に対して交付すべき普通交付税の額は、次の各号に定めるところによる。

一 廃置分合によつて一の地方団体の区域が分割された場合において、当該廃置分合の期日後において関係地方団体に対して交付すべき普通交付税の額は、当該廃置分合前の地方団体に対して当該期日後において交付すべきであつた普通交付税の額を、当該廃置分合により分割される区域を基礎とする独立の地方団体がそれぞれ当該年度の四月一日に存在したものと仮定した場合において、これらの地方団体に対して交付すべきであつた普通交付税の額に按分した額とする。

二 境界変更によつて一の地方団体がその区域を減じた場合において、当該境界変更の期日後において当該地方団体に対して交付すべき普通交付税の額は、当該境界変更前の地方団体に対して当該期日後において交付すべきであつた普通交付税の額から、当該額を境界変更により減ずる区域及びその区域を除いた当該地方団体の区域のそれぞれを基礎とする独立の地方団体がそれぞれ当該年度の四月一日に存在したものと仮定した場合において、これらの地方団体に對して交付すべきであつた普通交付税の額に按分した額とする。

方団体に對して交付すべきであつた普通交付税の額に按分した額のうち、境界変更により減ずる区域に係る按分額を除いた額とし、新たにその区域が属することとなつた地方団体に對して当該期日後において交付すべき普通交付税の額は、当該期日後においてその地方団体に對して交付すべきであつた普通交付税の額に当該境界変更により減ずる区域に係る按分額を加えた額とする。

（廃置分合又は境界変更があつた場合の四月及び六月において交付する普通交付税の額の算定）

第五十二条 交付税の算定期日以前一年以内に地方団体の廃置分合又は境界変更があつた場合における法第十六条第四項の規定による関係地方団体に係る前年度の普通交付税の額（以下本条中「普通交付税の額」という。）は、次の各号に定めるところによる。

一 廃置分合により一の地方団体の区域の全部が他の地方団体の区域となつたときは、当該廃置分合前の関係地方団体に係る普通交付税の額の合算額をもつて、当該地方団体が新たに属することとなつた地方団体の普通交付税の額とする。

二 廃置分合により一の地方団体の区域が分割された場合において、分割された区域に係る普通交付税の額は、当該廃置分合前の地方団体の普通交付税の額を、当該廃置分合により分割された区域を基礎とする独立の地方団体がそれぞれ当該年度の四月一日に存在したものと仮定した場合において、これらの地方団体に對して交付すべきであつた普通交付税の額に按分した額とする。

三 境界変更により一の地方団体がその区域を減じた場合における当該地方団体の普通交付税の額は、当該境界変更前の地方団体に係る普通交付税の額から当該額を境界変更により減ずる区域及びその区域を除いた当該地方団体の区域のそれぞれを基礎とする独立の地方団体が当該年度の四月一日に存在したものと仮定した場合において、これらの地方団体に對して交付すべきであつた普通交付税の額に按分した額のうち、境界変更により減ずる区域に係る按分額を除いた額とし、新たにその区域が属することとなつた地方団体の普通交付税の額は、その地方団体に係る普通交付税の額に当該境界変更により減ずる区域に係る按分額を加えた額とする。

2 前項の場合において、関係地方団体のうちに基準財政需要額が基準財政収入額に満たない団体があるときは、廃置分合又は境界変更後の地方団体に係る普通交付税の額は、前項に規定する方法に準じて算定した廃置分合又は境界変更に係る区域（以下「当該区域」という。）に係る基準財政需要額と当該区域が新たに属することとなる廃置分合又は境界変更前の地方団体に係る基準財政需要額との合算額又は当該区域が従前属していた地方団体に係る基準財政需要額から当該区域に係る基準財政需要額を控除した額を基準財政需要額とし、当該区域に係る基準財政収入額と当該区域が新たに属することとなる廃置分合又は境界変更前の地方団体に係る基準財政収入額との合算額又は当該区域が従前属していた地方団体に係る基準財政収入額から当該区域に係る基準財政収入額を控除した額を基準財政収入額として、法第十条第二項の規定を適用して算定した額とする。

3 交付税の算定期日後当該年度の普通交付税が決定されるまでの間に地方団体の廃置分合又は境界変更があつた場合における普通交付税の交付については、前二項の規定の例による。

（廃置分合又は境界変更があつた場合の普通交付税の額の算定方法）

第五十三条 前二条の場合において、当該年度又は当該年度の前年度の四月一日に存在したものと仮定した地方団体に對して交付すべきものとされる普通交付税の額は、法及び普通交付税に関する省令の当該年度分又は当該年度の前年度の普通交付税の額の算定の方法によるものとされる。この場合において、廃置分合により分割される区域若しくは境界変更に係る区域又はその区域を除いた当該地方団体の区域に係る基準財政需要額の算定に用いる法第十二条第四項、第十項及び第十一項（他の法律によりその例によるものとされる場合を含む。）の規定による補正係数は、当該廃置分合又は境界変更前の当該地方団体に係る係数とし、当該地方団体が、合併新法及び合併特例法（他の法律によりその例によるものとされる場合を含む。以下本項中同じ。）の規定による普通交付税の額の算定の特例の適用を受けるものである場合における廃置分合により分割される区域若しくは境界変更

に係る区域又はその区域を除いた当該地方団体の区域に係る普通交付税の額は、普通交付税に関する省令中合併新法及び合併特例法の規定の適用を受ける合併市町村に係る当該年度分又は当該年度の前年度分の財源不足額の算定の特例について定める規定の例により算定するものとする。

2 都道府県の境界変更があつた場合における第五十一条第二号及び第五十二条第一項第三号に規定する当該境界変更の区域に係る都道府県の普通交付税の額は、前項の規定にかかわらず、当該境界変更前の都道府県に係る当該年度又は当該年度の前年度の基準財政需要額を当該境界変更の区域に係る官報で公示された最近の国勢調査の結果による人口（以下この条において「人口」という。）と当該境界変更の区域に係る人口を除いた当該都道府県の人口とで按分し、当該按分した額をそれぞれ当該境界変更の区域及び当該境界変更の区域を除いた区域の基準財政需要額とし、これと同様の方法によつて按分した当該年度又は当該年度の基準財政収入額をそれぞれ当該境界変更の区域及び当該境界変更の区域を除いた区域の基準財政収入額として、算定するものとする。

3 市町村の境界変更があつた場合における第五十一条第二号及び第五十二条第一項第三号に規定する当該境界変更の区域に係る市町村の普通交付税の額は、総務大臣が当該境界変更により減じる区域に係る人口が著しく少ないこと等特別の事情があると認めるときは、前項の規定に準じて算定する。

第二節 大規模な災害があつた場合の特例

（大規模な災害があつた場合の交付時期及び交付額の特例）

第五十四条 大規模な災害により被害を受けた地域の地方団体に對しては、当該災害が発生した年度又はその翌年度において、当該年度において交付すべき当該地方団体に對する普通交付税の額（以下この項において「決定額」という。）決定額が決定されていないときは前年度の当該地方団体に對する普通交付税の額に当該年度の交付税の総額の前年度の交付税の総額に対する割合を乗じて得た額を決定額とみなし、国の予算が成立しないこと等の事由があるときは総務大臣が定める額を決定額とみなす。から既に当該地方団体に對して交付した額を控除した額の範囲内

において繰上げ交付の措置を行うことができ

2 前項の規定による繰上げ交付を行う地方団

3 第一項の規定による繰上げ交付を行った地方

(意見の聴取)

第三節 意見の聴取

第五十五条

普通交付税について法第二十条第一

法第二十条第一項及び第二項の規定による

法第二十条第一項及び第二項の規定による

附則

(施行期日等)

第一条 この省令は、公布の日から施行し、この

2 この省令による改正前の地方団体に對して

合に相当規定のあるものは、それぞれこの省令

第二条 削除

(測定単位の数値の算定方法の特例)

第三条 当分の間、第五条第一項の表第三号中

2 当分の間、第五条第一項の規定によつて指定

3 令和五年度に限り、第五条第一項の規定によ

4 当分の間、第五条第一項の規定によつて港湾

5 当分の間、第五条第一項の表第四十七号に規

第四条 地方団体の長は、当該地方団体に係る次

- 一 地域改善対策特定事業費、地域改善対策事
業費又は同和対策事業費の財源に充てるため
発行を許可された地方債に係る元利償還金
二 過疎地域の持続的発展等のための事業費の
財源に充てるため発行について同意又は許可
を得た地方債に係る元利償還金

三 公害防止事業費の財源に充てるため発行に

四 石油コンビナート等特別防災区域に係る緑

五 地震対策緊急整備事業費の財源に充てるた

六 被災者生活再建支援法人に対する拠出の財

七 合併市町村の建設のための事業費の財源に

八 原子力発電施設等立地地域の振興のための

2 法附則第五條第二項の規定による測定単位の

第一項の表第四十号2の規定を準用する。

経費測定単位の数値の算定方法

類

一 地域改善対策特定事業費、地域改善対策千

二 過疎地域の持続的発展等のための事業費千

三 公害防止事業費の財源に充てるため発行千

四 過疎地域の持続的発展等のための事業費千

五 地震対策緊急整備事業費の財源に充てるた

という。)に係る当該年度における元利償

二 過疎地域の持続的発展等のための事業費千

三 公害防止事業費の財源に充てるため発行千

四 過疎地域の持続的発展等のための事業費千

五 地震対策緊急整備事業費の財源に充てるた

六 被災者生活再建支援法人に対する拠出の財

七 合併市町村の建設のための事業費の財源に

八 原子力発電施設等立地地域の振興のための

月二日以降に合併した団体にあつては、事業費補正による増加需要額に係る額によつて按分)するものとする。

第四条の二 当分の間、市町村の「地域改善対策特定事業債償還費」、「過疎対策事業債償還費」、「公害防止事業債償還費」、「石油コンビナート等地方債償還費」、「地震対策緊急整備事業債償還費」、「合併特例債償還費」又は「原子力発電施設等立地地域振興事業債償還費」のある場合における第四十九条第一項の規定の適用については、同項中「第五条」とあるのは「第五条及び附則第四条第二項」と、「次項」とあるのは「次項及び附則第三条第三項」とする。

第五条 令和五年度に限り、「消防費」の密度補正係数の算定については、第九条第一項の表市町村の項第一号「0.5」とあるのは「0.8」とする。

〔市町村の「地域振興費」の普通態容補正I係数の算定方法の特例〕

第六条 令和五年度に限り、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成八年法律第八十五号)第二項第一項の特定非常災害として指定された令和二年七月豪雨に際し災害対策基本法等の一部を改正する法律(令和三年法律第三十号)第二条の規定による改正前の災害救助法(昭和二十二年法律第十八号)が適用された同法第二条に規定する災害発生市町村のうち、一から人口を令和二年九月三十日現在の住民基本台帳登録人口で除して得た数(小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)を控除した数が〇・二三四を上回る市町村である熊本県球磨郡球磨村の「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る普通態容補正I係数の算定については、第十条第二十項の規定により定める率に二・五九五を加算した率とする。

〔普通態容補正の行政の質及び量の差による隔遠地の級地に係る経過措置〕

第六条の二 当分の間、第十一条第一項第四号(一)に掲げる市町村について、普通交付税に關する省令の一部を改正する省令(平成二十年総務省令第八十九号)による改正前の普通交付税に關する省令(平成二十年総務省令第八十九号)による改正前の普通交付税に關する省令(平成二十年総務省令第八十九号)の規定により算定した点数の合計数が、第十一条

第一項第四号(二)の規定により算定した点数の合計数を超える場合においては、平成十九年度の級地区分とする。

第七条及び第八条 削除

〔市町村の「地域振興費」の投資補正係数の算定方法の特例〕

第九条 令和五年度に限り、附則別表第三に掲げる市に係る「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものの投資補正係数の算定の符号Bは、第十二条第三項の規定にかかわらず、次の算式によつて算定した率とする。

算式
a × b
a × b
人口

附則別表第三に定める率
b 附則別表第三に定める率
第九条の二 令和五年度に限り、附則別表第三の二に掲げる市に係る「地域振興費」のうち面積を測定単位とするものの投資補正係数は、第十二条第四項の規定により算出した率に、同表の「率」の欄の率を加えた率とする。

第九条の三及び第九条の四 削除

〔都道府県の「地域振興費」の投資補正係数の算定方法の特例〕

第九条の五 令和五年度に限り、都道府県の「地域振興費」の投資補正係数は、第十二条第三項の規定により算定した率に、次の算式によつて算定した率(特別の定めがある場合を除く)ほか、当該率又は当該率の算定の過程に小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)を加えた率とする。

算式
(B × 0.676 × 0.7 + 0.3) × 5, 108, 000 + (C × 0.35 + D × 0.35 + 0.3) × 228, 000 / (A × 0.543)
A × 0.543に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、B × 0.676 × 0.7 + 0.3及び(B × 0.676 × 0.7 + 0.3) × 5, 108, 000 + (C × 0.35 + D × 0.35 + 0.3) × 228, 000 / (A × 0.543)に小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号
A 測定単位の数値

B 次の算式によつて算定した率(小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該率が3を超える場合には3とする。)

算式
(a / b) × 100 × (1 / 3.5)
(a / b) × 100に小数点以下一位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号
a 内閣府が令和4年3月22日に公表した県民経済計算の「2. 主要系列表」中「4. 県民総生産(支出側)」に記載されている当該都道府県の「総固定資本形成」の「公的」及び令和5年2月9日に公表した県民経済計算の「2. 主要系列表」中「4. 県民総生産(支出側)」に記載されている当該都道府県の「総固定資本形成」の「公的」及び令和5年2月9日に公表した県民経済計算の「2. 主要系列表」中「4. 県民総生産(支出側)」に記載されている当該都道府県の「総固定資本形成」の「公的」に属する額を平成23年度から令和元年度までのそれぞれの年度ごとの額の合算額

に属する額を平成23年度から令和元年度までのそれぞれの年度ごとの額の合算額

に属する額を平成23年度から令和元年度までのそれぞれの年度ごとの額の合算額

に属する額を平成23年度から令和元年度までのそれぞれの年度ごとの額の合算額

に属する額を平成23年度から令和元年度までのそれぞれの年度ごとの額の合算額

に属する額を平成23年度から令和元年度までのそれぞれの年度ごとの額の合算額

に属する額を平成23年度から令和元年度までのそれぞれの年度ごとの額の合算額

に属する額を平成23年度から令和元年度までのそれぞれの年度ごとの額の合算額

に属する額を平成23年度から令和元年度までのそれぞれの年度ごとの額の合算額

(小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該率が3を超える場合には3とする。)

〔寒冷補正係数の算定方法の特例〕

第十条 令和五年度に限り、別表第四(3)の区分欄に掲げる級地が、令和四年改正前の省令の区分欄に掲げる級地よりも下回る市町村(令和四年改正前の省令別表第四(3)の区分欄に掲げる級地が、普通交付税に關する省令の一部を改正する省令(令和四年総務省令第五十号)による改正により無級地となつた市町村を含む)の「道路橋りょう費」、「小学校費」のうち学級数を測定単位とするもの、「中学校費」のうち学級数を測定単位とするもの及び「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る積雪の差による寒冷補正率は、第十三条第四項の規定にかかわらず、次の算式により算定した率(小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)とする。

算式
A + (B - A) × 0.8

B Aが負数となるときは、(B - A)は0とする。

算式の符号
A 別表第四(3)に定める級地区分に応ずる別表第一に定める率
B 令和四年改正前の省令別表第四(3)に定める級地区分に応ずる別表第一に定める率(交通安全対策特別交付金の基準額の算定方法(交通安全対策特別交付金の基準額の算定方法等)等)

算式の符号
A 別表第四(3)に定める級地区分に応ずる別表第一に定める率
B 令和四年改正前の省令別表第四(3)に定める級地区分に応ずる別表第一に定める率(交通安全対策特別交付金の基準額の算定方法(交通安全対策特別交付金の基準額の算定方法等)等)

算式の符号
A 別表第四(3)に定める級地区分に応ずる別表第一に定める率
B 令和四年改正前の省令別表第四(3)に定める級地区分に応ずる別表第一に定める率(交通安全対策特別交付金の基準額の算定方法(交通安全対策特別交付金の基準額の算定方法等)等)

算式の符号
A 別表第四(3)に定める級地区分に応ずる別表第一に定める率
B 令和四年改正前の省令別表第四(3)に定める級地区分に応ずる別表第一に定める率(交通安全対策特別交付金の基準額の算定方法(交通安全対策特別交付金の基準額の算定方法等)等)

算式の符号
A 別表第四(3)に定める級地区分に応ずる別表第一に定める率
B 令和四年改正前の省令別表第四(3)に定める級地区分に応ずる別表第一に定める率(交通安全対策特別交付金の基準額の算定方法(交通安全対策特別交付金の基準額の算定方法等)等)

算式の符号
A 別表第四(3)に定める級地区分に応ずる別表第一に定める率
B 令和四年改正前の省令別表第四(3)に定める級地区分に応ずる別表第一に定める率(交通安全対策特別交付金の基準額の算定方法(交通安全対策特別交付金の基準額の算定方法等)等)

算式の符号
A 別表第四(3)に定める級地区分に応ずる別表第一に定める率
B 令和四年改正前の省令別表第四(3)に定める級地区分に応ずる別表第一に定める率(交通安全対策特別交付金の基準額の算定方法(交通安全対策特別交付金の基準額の算定方法等)等)

算式の符号
A 別表第四(3)に定める級地区分に応ずる別表第一に定める率
B 令和四年改正前の省令別表第四(3)に定める級地区分に応ずる別表第一に定める率(交通安全対策特別交付金の基準額の算定方法(交通安全対策特別交付金の基準額の算定方法等)等)

第十一条の二 令和五年度に限り、令和四年四月二日から令和五年四月一日までの間に、道路法

第十七条第二項（同法第十二条ただし書に係る部分を除く。）の規定により区域内に存する一般国道（同法第十三条第一項に規定する指定区間外の一般国道に限る。）又は都道府県道を新たに管理することとなつた指定都市以外の市、同法第十七条第三項の規定により区域内の都道府県道を新たに管理することとなつた町村及び当該市町村を包括する都道府県の交通安全対策特別交付金の基準額は、前条第一項の規定にかかわらず、前年度交付額に総務大臣が通知した率を乗じて得た額とする。

（分離課税所得割交付金の交付見込額等の算定方法）

第十二条

法附則第七条に規定する指定都市を包括する道府県における分離課税所得割交付金の交付見込額として総務省令で定めるところにより算定した額は、当該指定都市について次項の規定によつて算定した額の合計額とする。

2 法附則第七条に規定する指定都市における分離課税所得割交付金の収入見込額として総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

$$(A \times 1.037 \times 0.667 \times 1.014) \div 2$$

$$A \times 1.037, A \times 1.037 \times 0.667 \times 1.014 \text{ 及び } (A \times 1.037 \times 0.667 \times 1.014) \div 2 \text{ に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。}$$

算式の符号

A 市町村税課税状況調第20表の表側「令和3年度」のうち「7月」から「3月」まで及び「令和4年度」のうち「計」、表頭「税額（千円）」欄に係る当該指定都市の額の合計額

3 合併関係市町村に係る前項の収入見込額は、同項の規定によつて算定した当該新市町村の収入見込額を第五十条第一項第一号（二）の規定に準じて按分するものとする。この場合において、合併前において指定都市以外の市町村であつた合併関係市町村については、当該按分した額を零とする。

第十二条の二 削除

（道府県民税の所得割に係る基準財政収入額の算定方法の特例）

第十二条の三

法附則第七条の二第一項第一号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定した額とする。

算式
 $(79,400 \text{円} \times e) \times A + B - C - D - E \times 0.986 - F + G$
 79,400円×eに円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、(79,400円×e)×A及び(79,400円×e)×A+B-C-D-E)×0.986に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号
 A 第18条第3項第1号の算式の符号Aに同じ。
 B 第18条第3項第1号の算式の符号Bに同じ。
 C 第18条第3項第1号の算式の符号Cに同じ。
 D 第18条第3項第1号の算式の符号Dに同じ。
 E 第18条第3項第1号の算式の符号Eに同じ。
 F 第18条第3項第1号の算式の符号Fに同じ。
 G 第18条第3項第1号の算式の符号Gに同じ。

2

法附則第七条の二第二項第二号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定した額とする。

算式

$$(79,400 \text{円} \times e) \times A + (79,400 \text{円} \times e) \times A + (B + B) - (C + C) - (D + D) - (E + E) \times 0.986 - (F + F) + G$$

×eに円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、(79,400円×e)×A、(79,400円×e)×A及び(79,400円×e)×A+(79,400円×e)×A+(B+B)-(C+C)-(D+D)-(E+E)×0.986に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A 第18条第3項第1号の算式の符号Aに同じ。
 A 市町村税課税状況調第12表の表側「道府県民税」の「合計」の表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の当該都道府県内の各指定都市の数の合計数に次の算式によつて算定した率（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

者数」のうち「計」欄の当該都道府県内の各指定都市の数の合計数に次の算式によつて算定した率（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式の符号
 a. 当該都道府県内の各指定都市におけるその年の1月1日現在の20歳以上住民基本台帳登録人口の合計数
 b. 当該都道府県内の各指定都市における前年の1月1日現在の20歳以上住民基本台帳登録人口の合計数
 B 第18条第3項第1号の算式の符号Bに同じ。

B. 分離長期譲渡所得、分離短期譲渡所得、一般株式等に係る譲渡所得等、上場株式等に係る譲渡所得等、上場株式等の配当所得等及び先物取引に係る雑所得等に係る当該年度の当初調定に係る額として総務大臣が調査した当該都道府県内の各指定都市の額の合算額
 C 第18条第3項第1号の算式の符号Cに同じ。

C. 次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）
 算式
 $(c + d) \times 1.020$
 算式の符号
 c. 市町村税課税状況調第12表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「配当控除」欄の当該都道府県内の各指定都市の額の合計額
 d. 市町村税課税状況調第12表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「外国税額控除」欄の当該都道府県内の各指定都市の額の合計額
 D 第18条第3項第1号の算式の符号Dに同じ。

D. 市町村税課税状況調第12表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「寄附金税額控除」欄の当該都道府県内の各指定都市の額の合計額から市町村税課税状況調第42表の表側「道府県民税」、表頭「条例で定めるものに対する寄附金」のうち「控除額（千円）」欄の当該都道府県内の各指定都市の額の合計額を控除した額に1,000を乗じて得た額の合算額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）
 E 第18条第3項第1号の算式の符号Eに同じ。

E. 市町村税課税状況調第12表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「調整控除額」欄の当該都道府県内の各指定都市の額の合計額に1,001を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）
 F 第18条第3項第1号の算式の符号Fに同じ。
 F. 地方税法附則第5条の4及び第5条の4の2の規定に基づく当該年度の5月末日現在における道府県民税の住宅借入金等特別税額控除額として総務大臣が調査した当該都道府県内の各指定都市の額の合計額
 G 第18条第3項第1号の算式の符号Gに同じ。

3

法附則第七条の二第二項第三号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定した額とする。

算式

$$(A \times 1.005) - (B \times 1.008) + (D + D) \times 0.986$$

×e×0.986+(C×1.044)×e
 A×1.005、B×1.008、(A×1.005)-(B×1.008)×e、(A×1.005)-(B×1.008)×e×0.986、C×1.044、(C×1.044)×e及び(D+D)×0.986に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A 次の算式によつて算定した額
 算式
 $(a \times 0.02) + [(b + c) - 17,000 \times (d + e) \times 0.03 + (d + e) \times 140]$

a $\times 0.02$ 及び $(b + c) - 17,000 \times (d + e) \times 0.03$ に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。
算式の符号

a 市町村税課税状況調第59表の表側「道府県民税」のうち「700万円以下の金額」、表頭「小計(A)」欄の当該道府県内の市町村ごとの合算額

b 市町村税課税状況調第59表の表側「道府県民税」のうち「700万円を超え1,000万円以下」、表頭「小計(A)」欄の当該道府県内の市町村ごとの合算額

c 市町村税課税状況調第59表の表側「道府県民税」のうち「1,000万円を超える金額」、表頭「小計(A)」欄の当該道府県内の市町村ごとの合算額

d 市町村税課税状況調第12表の表側「道府県民税」のうち「700万円を超え1,000万円以下」、表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の当該道府県内の市町村ごとの合算額

e 市町村税課税状況調第12表の表側「道府県民税」のうち「1,000万円を超える金額」、表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の当該道府県内の市町村ごとの合算額

B 次の算式によつて算定した額
算式
 $(f + g) \times (2 \div 3) + [(g + g) \div 0.12] \times 0.1 + [(h + i) \div 0.4] \div 3 + j + (k + k) \div 0.12$ 、 $(g + g) \div 0.12 \times 0.1$ 、 $(g + g) \div 0.12 \times 0.1$ 、 $(h + i) \div 0.4$ 及び $(h + i) \div 0.4 \div 3$ に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

f 第18条第3項第1号の算式の符号Cの算式の符号Cに同じ。

f 前項の算式の符号Cの算式の符号Cに同じ。

g 第18条第3項第1号の算式の符号Cの算式の符号dに同じ。

g 前項の算式の符号Cの算式の符号dに同じ。

h 第18条第3項第1号の算式の符号Cの算式の符号eに同じ。
i 第18条第3項第1号の算式の符号Cの算式の符号fに同じ。

j 第18条第3項第1号の算式の符号Dに同じ。
k 第18条第3項第1号の算式の符号Fに同じ。

k 前項の算式の符号Fに同じ。
C 次の算式によつて算定した額
算式
 $1 \times m$

1 次の算式によつて算定した額(整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する)。
算式
 $11 \times 7,000$ のとき 11×0.02
 $7,000 \times 11$ のとき $(11 - 7,000) \times 0.03 + 140$

算式の符号
11 12を0.060で除して得た額(整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する)を13で除して得た額(整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する)。

12 市町村税課税状況調第20表の表側「令和3年度」のうち「7月」から「3月」まで及び「令和4年度」のうち「計」、表頭「額(千円)」欄の当該道府県内の市町村ごとの額の合算額

13 市町村税課税状況調第20表の表側「令和3年度」のうち「7月」から「3月」まで及び「令和4年度」のうち「計」、表頭「納税義務者数」欄の当該道府県内の市町村ごとの数の合算額

D 第18条第3項第1号の算式の符号Bに同じ。

D 前項の算式の符号Bに同じ。
D 次の算式によつて算定した率
算式
 $(n \div o) \times 1.00071$

n/oに小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。
算式の符号

n 第18条第3項第1号の算式の符号Aの算式の符号aに同じ。

o 第18条第3項第1号の算式の符号Aの算式の符号bに同じ。
(地方消費税に係る基準財政収入額の算定方法の特例)

第十二条の四 当分の間、法附則第七条の三第一項に規定する加算する額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式
 $(A \times 0.00733772) - (A \times 0.00366011) \times 0.25 + (A \times 0.00428409) - (A \times 0.00209026) \times 0.25$

A 地方税法第72条の114第4項に規定する各道府県ごとの消費に相当する額
(道府県民税の法人税割の基準税額の算定方法の特例)

第十三条 令和五年度に限り、道府県民税の法人税割の基準税額は、第十八条第四項の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。
一 当該年度に係る額
第十八条第四項第一号の規定の例により算定した額

二 令和五年度改正前の省令附則第十三条第一号の額の過大算定額又は過少算定額
前年度分過大過少額(一)に定める額から(二)に定める額を控除した額をいう。以下この条において同じ。から前年度分過大過少額の三分の二に相当する額(千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる)を控除した額とする。

(一) 次の算式によつて算定した額
算式
 $(A + B) \times 0.75 + C$

A 第18条第4項第2号算式の符号Cに同じ。
B 第18条第4項第2号算式の符号Dに同じ。

C 令和4年度減収補填債のうち道府県民税の法人税割に係るものの額の100分の75に相当する額

(二) 令和五年度改正前の省令附則第十三条第一号の額

三 令和五年度改正前の省令附則第十三条第二号の規定の適用を受けた都道府県における同号に定める前年度分過大過少額から控除された額の二分の一に相当する額(千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる)を当該控除された額から控除して得た額

四 令和五年度改正前の省令附則第十三条第三号の規定の適用を受けた都道府県における同号により控除された額

五 前年度以前の年度における法人税割の基準税額について総務大臣が修正すべきものと認められた額
(道府県民税の利子割の基準税額の算定方法の特例)

第十三条の二 令和五年度に限り、道府県民税の利子割の基準税額は、第十八条第五項の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には当該額は零とする。
一 当該年度に係る額
第十八条第五項第一号の規定の例により算定した額

二 前年度における令和五年度改正前の省令附則第十三条の二第一号の額の過大算定額又は過少算定額
次の算式によつて算定した額(以下この条において「前年度分過大過少額」という)から前年度分過大過少額の三分の二に相当する額(千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する)を控除して得た額とする。

算式
 $(A \times 0.051B) \times 0.75 + C \times 0.75 + D - E$

A 第18条第5項第1号算式の符号Aに同じ。
B 第18条第5項第1号算式の符号Bに同じ。

C 第18条第5項第1号算式の符号Cに同じ。
D 令和4年度減収補填債のうち道府県民税の利子割に係るものの額の100分の75に相当する額

E 令和五年度改正前の省令附則第13条の2第1号の規定により算定した額

三 令和五年度改正前の省令附則第十三条の二第二号の規定の適用を受けた都道府県における同号に定める前年度分過大過少額から控除された額の二分の一に相当する額(千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する)を当該控除された額から控除して得た額

四 令和五年度改正前の省令附則第十三条の二第二号の規定の適用を受けた都道府県における同号の規定により控除された額

四 令和五年度改正前の省令附則第十三条の二第二号の規定の適用を受けた都道府県における同号の規定により控除された額

四 令和五年度改正前の省令附則第十三条の二第二号の規定の適用を受けた都道府県における同号の規定により控除された額

四 令和五年度改正前の省令附則第十三条の二第二号の規定の適用を受けた都道府県における同号の規定により控除された額

五 前年度以前の年度における利子割の基準額について総務大臣が修正すべきものと認められた額

(法人事業税の基準税額の算定方法の特例)
第十四条 令和五年度に限り、法人事業税の基準税額は、第十九条第三項の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによって算定した額の合算額とする。

一 当該年度に係る額
第十九条第三項第一号の規定の例により算定した額

二 前年度における令和五年度改正前の省令附則第十四条第一号の額の過大算定額又は過小算定額

前年度分過大過少額(一)に定める額から(二)に定める額を控除した額をいう。以下この条において同じ。)から前年度分過大過少額の三分の二に相当する額(千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)を控除した額とする。

(一) 次の算式によって算定した額

算式

$$(A+B+C+D+E+F+G) \times 0.75 + H$$

算式の符号

A 第19条第3項第2号算式の符号Gに同じ。

B 第19条第3項第2号算式の符号Hに同じ。

C 第19条第3項第2号算式の符号Iに同じ。

D 第19条第3項第2号算式の符号Jに同じ。

E 第19条第3項第2号算式の符号Kに同じ。

F 第19条第3項第2号算式の符号Lに同じ。

G 第19条第3項第2号算式の符号Mに同じ。

H 令和4年度減収補填債のうち法人事業税に係るものの額の100分の75に相当する額

(二) 令和五年度改正前の省令附則第十四条第一号の額

三 令和五年度改正前の省令附則第十四条第二号の規定の適用を受けた都道府県における同号

に定められる前年度分法人事業税過大過少額から控除された額の二分の一に相当する額(千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)を当該控除された額から控除して得た額

四 令和五年度改正前の省令附則第十四条第三号の規定の適用を受けた都道府県における同号により控除された額

五 前年度以前の年度における法人事業税の基準税額について総務大臣が修正すべきものと認められた額

(特別法人事業譲与税の基準税額の算定方法の特例)
第十四条の二 令和五年度に限り、特別法人事業譲与税の基準税額は、第二十八条の三の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによって算定した額の合算額とする。

一 当該年度に係る額
第二十八条の三の規定の例により算定した額
二 前年度における令和五年度改正前の省令附則第十四条の二第一号の過大算定額又は過小算定額

前年度における令和五年度改正前の省令附則第十四条の二第一号の過大過少額(次の算式により算定した額をいう。以下この条において同じ。)から前年度における同号の過大過少額の三分の二に相当する額(千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)を控除した額

算式

$$A \times 0.75 + B + C$$

算式の符号

A 前年度の5月、8月、11月及び2月に譲与された特別法人事業譲与税の額の合算額

B 令和4年度減収補填債のうち特別法人事業譲与税に係るものの額の100分の75に相当する額

C 前年度における令和五年度改正前の省令附則第十四条の二第1号の額

三 令和五年度改正前の省令附則第十四条の二第二号の規定の適用を受けた都道府県における同号に定められる前年度分過大過少額から控除された額の二分の一に相当する額(千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)を当該控除された額から控除して得た額

四 令和五年度改正前の省令附則第十四条の二第二号の規定の適用を受けた都道府県における同号により控除された額

第十四条の三から第十四条の七まで 削除

(地方特例交付金の基準額の算定方法)
第十四条の八 地方特例交付金の基準額は、当該年度の当該都道府県の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第二条に規定する地方特例交付金(以下「地方特例交付金」という。)の額に〇・七五を乗じて得た額とする。

(市町村民税の所得割に係る基準財政収入額の算定方法の特例)
第十四条の九 法附則第七条の二第二項第一号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定した額とする。

算式
(145,400円×a)×A+B+C+D+E)×0.986+F+G
145,400円×aに円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、(145,400円×a)×A及び(145,400円×a)×A+B+C+D+E)×0.986に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号
A 第31条第3項第1号の算式の符号Aに同じ。
B 第31条第3項第1号の算式の符号Bに同じ。
C 第31条第3項第1号の算式の符号Cに同じ。
D 第31条第3項第1号の算式の符号Dに同じ。
E 第31条第3項第1号の算式の符号Eに同じ。
F 第31条第3項第1号の算式の符号Fに同じ。
G 第31条第3項第1号の算式の符号Gに同じ。
a 第31条第3項第1号の算式の符号aに同じ。

2
法附則第七条の二第二項第二号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定した額とする。

算式
(145,400円×a)×A+B+C+D+E)×0.986+F+G
145,400円×aに円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、(145,400円×a)×A、(145,400円×a)×B、(145,400円×a)×C及び(145,400円×a)×A+B+C+D+E)×0.986に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

3
法附則第七条の二第二項第三号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定した額とする。

算式
(A×1.003) - (B×1.008) + D×0.986 + (C×1.044)×a
A×1.003、B×1.008、(A×1.003) - (B×1.008)×a、
D×0.986、C×1.044、
a 指定都市にあつては6/8、その他の市町村にあつては1.000
法附則第七条の二第二項第三号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定した額とする。

(A×1.003) - (B×1.008) × a × 0.986, C×1.044, (C×1.044) × e 及び D×0.986 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号
A 次の算式によつて算定した額

$$(a \times 0.03) + (b - 2, 000 \times c) \times 0.08 + (c \times 60) + (d + e) - 7, 000 \times (f + g) \times 0.1 + (f + g) \times 460$$

算式の符号
a 市町村税課税状況調第59表の表側「市町村民税」のうち「200万円以下の金額」表頭「小計(A)」欄の当該市町村の額

b 市町村税課税状況調第59表の表側「市町村民税」のうち「200万円を超え700万円以下」表頭「小計(A)」欄の当該市町村の額

c 市町村税課税状況調第12表の表側「市町村民税」のうち「200万円を超え700万円以下」表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の当該市町村の額

d 市町村税課税状況調第59表の表側「市町村民税」のうち「700万円」1,000万円」表頭「小計(A)」欄の当該市町村の額

e 市町村税課税状況調第59表の表側「市町村民税」のうち「1,000万円を超える金額」表頭「小計(A)」欄の当該市町村の額

f 市町村税課税状況調第12表の表側「市町村民税」のうち「700万円」1,000万円」表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の当該市町村の額

g 市町村税課税状況調第12表の表側「市町村民税」のうち「1,000万円を超える金額」表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の当該市町村の額

B 次の算式によつて算定した額

$$(h \times B \times 1.250) + (i \times B \times 1.11) + (j + k) \times 1.111 + 1 + 1$$

算式
h 市町村税課税状況調第12表の表側「市町村民税」のうち「250万円」1,111万円」表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の当該市町村の額

(h×B×1.250)、(i×B×1.111)及びm×Bに整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号
h 第31条第3項第1号の算式の符号Cの算式の符号dに同じ。

i 第31条第3項第1号の算式の符号Cの算式の符号dに同じ。

j 第31条第3項第1号の算式の符号Cの算式の符号eに同じ。

k 第31条第3項第1号の算式の符号Cの算式の符号fに同じ。

l 第31条第3項第1号の算式の符号Dに同じ。

m 第31条第3項第1号の算式の符号Fに同じ。

n 指定都市にあつては6/8、その他の市町村にあつては1.000

C 次の算式によつて算定した額

$$n1 \times 0.03 + n2 \times 0.08 + 60 + n1 \times 0.03 + n2 \times 0.08 + 60$$

算式
n1 n2を0.060で除して得た額(整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)をn3で除して得た額(整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

n2 市町村税課税状況調第20表の表側「令和3年度」のうち「7月」から「3月」まで及び「令和4年度」のうち「計」、表頭「税額(千円)」欄の当該市町村の額

n3 市町村税課税状況調第20表の表側「令和3年度」のうち「7月」から「3月」まで及び「令和4年度」のうち「計」、表頭「納税義務者数」欄の当該市町村の額

符号n3に同じ。

D 次の算式によつて算定した額(整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式
p×n

p 第31条第3項第1号の算式の符号Bに同じ。

q 指定都市にあつては6/8、その他の市町村にあつては1.000

r 次の算式によつて算定した率

$$(q/r) \times 0.99970$$

算式
q 第31条第3項第1号の算式の符号Aの算式の符号aに同じ。

r 第31条第3項第1号の算式の符号Aの算式の符号bに同じ。

4 当該新市町村が指定都市である合併関係市町村のうち合併前において指定都市以外の市町村であつた合併関係市町村に係る所得割の基準税額は、第五十条第一項第一号(二)の規定によつて算定した額から、当該新市町村について第一項の規定によつて算定した額から第二項の規定によつて算定した額を控除して得た額を合併関係市町村の算定前年度の市町村民税の所得割に係る基準税額によつて按分した額を控除して得た額とする。

(地方消費税交付金に係る基準財政収入額の算定方法の特例)

第十四条の十 当分の間、法附則第七条の三第二項に規定する加算する額は、次の算式によつて算定した額とする。

$$A \times a \times 0.25$$

算式の符号
A 地方税法第72条の115第2項の規定により当該市町村に前年度の6月、9月、12月及び3月に交付された地方消費税交付金の額

a 1.031

2 合併関係市町村に係る法附則第七条の三第二項に規定する加算する額は、前項の規定によつて算定した当該新市町村に係る加算する額を、合併関係市町村ごとの人口によつて按分した額とする。

(市町村民税の法人税割に係る基準税額の算定方法の特例等)

第十五条 令和五年度に限り、市町村民税の法人税割の基準税額は、第三十一条第四項の規定にかかわらず、第一号から第五号までの各号に定めるところによつて算定した額の合算額から第六号に定める額を控除した額とする。ただし、当該額が負となる場合には、当該額は零とする。

一 当該年度に係る額

第三十一条第四項第一号の規定の例により算定した額

二 前年度における令和五年度改正前の省令附則第十五条第一項第一号の額の過大算定額又は過小算定額

前年度分過大過少額(一)に定める額から(二)に定める額を控除した額をいう。以下この条において同じ。から前年度分過大過少額の三分の二に相当する額(千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)を控除した額とする。

(一) 次の算式によつて算定した額

$$(A+B) \times 0.75 + C$$

算式の符号
A 第31条第4項第2号算式の符号Cに同じ。

B 第31条第4項第2号算式の符号Dに同じ。

C 令和4年度減収補填債のうち市町村民税の法人税割に係るものの額の100分の75に相当する額

(二) 令和五年度改正前の省令附則第十五条第一項第一号の額

三 令和五年度改正前の省令附則第十五条第一項第二号の規定の適用を受けた市町村における同号に定める前年度分法人税割過大過少額から控除された額の二分の一に相当する額(千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)を当該控除された額から控除して得た額

四 令和五年度改正前の省令附則第十五条第一項第三号の規定の適用を受けた市町村における同号により控除された額

五 前年度以前の年度における法人税割の基準税額について総務大臣が修正すべきものと認められた額

六 特別交付税に関する省令（昭和五十一年自治省令第三十五号）附則第三条の規定に基づき令和四年度の特別交付税の額の算定の基礎から除くこととされた額のうち同令第三条第一項第二号の表第四号の規定に係るもの

2 令和五年度に限り、第五十条第一項第一号の規定の適用については、同号中「第三十一条第四項」とあるのは「附則第十五条第一項」とする。

2 令和五年度に限り、第二十三条の二中「前年度における軽油引取税の課税標準となつた数量」とあるのは、「前年度における軽油引取税の課税標準となつた数量から、附則第十六条第三項に規定する数量を控除した数量」とする。

3 前項の規定により読み替えられた第二十三条の二に規定する附則第十六条第三項に規定する数量は、平成十五年度から平成二十一年度までの各年度における地方税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第九号）第一条の規定による改正前の地方税法（以下「平成二十一年改正前の地方税法」という。）第七百条の十一第二項の規定若しくは平成二十一年度から令和四年度までの各年度における地方税法第百四十四条の十四第二項の規定に基づく納入金の納入又は平成十五年度から平成二十一年度までの各年度における平成二十一年改正前の地方税法第七百条の十四第一項の規定若しくは平成二十一年改正前の地方税法第七百条の三十八の規定若しくは平成二十一年度から令和四年度までの各年度における地方税法第百四十四条の十八第一項の規定に基づく税額の納付がなされなかつた現年課税分に係る軽油引取税の課税標準たる数量（以下「未納入数量等」という。）のうち、平成十五年度から平成二十一年度までの各年度における平成二十一年改正前の地方税法第七百条の三十八の規定若しくは平成二十一年度から令和四年度までの各年度における地方税法第百四十四条の五十一の規定に基づく滞納処分又は地方税法第十五条の七の規定に基づく滞納処分の執行の停止後の未徴収額に係る課税標準たる数量で、都道府県が平成二十九年地方税法等改正法第二条の規定による

改正前の地方税法第百四十四条の五十四の規定において準用する所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）第十条の規定による廃止前の国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）第十三条第一項、第十四条第二項若しくは第十七条の規定又は地方税法第二十二條の二十七、第二十二條の二十八第二項若しくは第二十二條の二十九の規定に基づき告発した場合における特別徴収義務者又は納税者に係る未納入数量等として、総務大臣が算定して通知した数量とする。

4 都道府県にあっては、第二項の規定により読み替えられた第二十三条の二の規定により平成十五年度から令和四年度までにおける軽油引取税の課税標準となつた数量から控除した未納入数量等のうち総務大臣が過大と認めた数量があるときは、翌年度以降の軽油引取税の基準税額の算定にあたり、第二十三条の二に規定する前年度における軽油引取税の課税標準となつた数量に当該数量として総務大臣が算定して通知した数量を加算するものとする。

5 普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（平成二十八年総務省令第七十四号）による改正前の普通交付税に関する省令附則第十六条第三項の規定に基づく対象都道府県、普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（令和元年総務省令第二十九号）による改正前の普通交付税に関する省令附則第十六条第三項の規定に基づく対象都道府県及び普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（令和三年総務省令第七十六号）による改正前の普通交付税に関する省令附則第十六條第三項の規定に基づく対象都道府県にあっては、平成二十六年、平成二十七年、平成二十九年及び令和元年度における軽油引取税の課税標準となつた数量から控除した未納入数量等のうち総務大臣が過大と認めた数量があるときは、第二項の規定により読み替えられた第二十三条の二に規定する前年度における軽油引取税の課税標準となつた数量に当該数量として総務大臣が算定して通知した数量を加算するものとする。

（地方揮発油譲与税の基準税額の算定方法の特例）
第十六條の二 令和五年度に限り、第二十九條中「〇・九八〇」とあるのは、「東京都にあっては〇・九七八」とする。

（特別土地保有税の基準税額の算定方法の特例）
第十七條 当分の間、第三十六條の規定にかかわらず、特別土地保有税に係る基準税額は算定しないものとする。

第十八條 削除

（利子割交付金の基準額の算定方法の特例）
第十九條 令和五年度に限り、利子割交付金の基準額は、第三十七條の二の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には当該額を零とする。

一 当該年度に係る額
二 前年度における令和五年改正前の省令附則第十九條第一号の額の過大算定額又は過少算定額

次の算式によつて算定した額（以下この条において「前年度分過大過少額」という。）から前年度分過大過少額の三分の二に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を控除して得た額とする。

算式
A 前年度の8月、12月及び3月に交付された利子割交付金の額の合算額
B 令和4年度減収補填債のうち利子割交付金に係るものの額
C 令和5年改正前の省令附則第19條第1号の額

三 令和五年改正前の省令附則第十九條第二号の規定の適用を受けた市町村における同号により控除された額に二分の一を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を当該控除された額から控除した額

四 令和五年改正前の省令附則第十九條第三号の規定の適用を受けた市町村における同号の規定により控除された額

五 前年度以前の年度における利子割交付金の基準額について総務大臣が修正すべきものと認められた額
（法人事業税交付金に係る基準額の算定方法の特例）
第十九條の二 令和五年度に限り、法人事業税交付金の基準額は、第三十七條の四の二の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該額が負になる場合には、当該額は零とする。

一 当該年度に係る額
二 前年度における令和五年改正前の省令第三十七條の四の二の額の過大算定額又は過少算定額

前年度分過大過少額（イに定める額からロに定める額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）から前年度分過大過少額の三分の二に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を控除した額とする。

イ 次の算式によつて算定した額
算式
A × 0.75 + B
A 第37條の4の2第2号算式の符号Aに同じ。

B 令和4年度減収補填債のうち法人事業税交付金に係るものの額の100分の75に相当する額
ロ 令和五年改正前の省令第三十七條の四の二の額

三 令和五年改正前の省令附則第十九條の二第二項第二号の規定の適用を受けた市町村における同号により控除された額に二分の一を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を当該控除された額から控除した額

四 令和五年改正前の省令附則第十九條の二第二項第三号の規定の適用を受けた市町村における同号により控除された額

五 前年度以前の年度における利子割交付金の基準額について総務大臣が修正すべきものと認められた額
（地方特例交付金の基準額の算定方法）
第十九條の四 地方特例交付金の基準額は、当該年度の当該市町村の地方特例交付金の額に〇・七五を乗じて得た額とする。

（合併関係市町村に係る地方特例交付金の基準額）
第十九條の三 合併関係市町村に係る地方特例交付金の基準額は、当該年度の当該新市町村の地方特例交付

額の算定方法の特例）
第十九條の二 令和五年度に限り、第二十九條中「〇・九八〇」とあるのは、「東京都にあっては〇・九七八」とする。

（法人事業税交付金に係る基準額の算定方法の特例）
第十九條の二 令和五年度に限り、法人事業税交付金の基準額は、第三十七條の四の二の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該額が負になる場合には、当該額は零とする。

金の額に〇・七五を乗じて得た額を当該合併関係市町村の人口によつて按分した額とする。

第十九条の五 削除
 (地方揮発油譲与税の基準税額の算定方法の特例)

第十九条の六 令和五年度に限り、第三十九条第二号中「〇・九八〇」とあるのは、「川崎市にあつては〇・三二七、その他の指定都市にあつては〇・九八〇」とする。

第十九条の七から第十九条の十三まで 削除
 (地域の元氣創造事業費に係る数値の算定方法等)

第十九条の十四 法附則第五条の第二項の規定による測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位の種類につき、同表の中欄に定める測定単位の数値の算定方法によつて、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて算定する。

測定単位	測定単位の数値の算定方法	表示単位
人口	国勢調査令によつて調査した令和二年十月一日現在における人口	単位人

- 前項の規定によつて測定単位の数値を算定する場合においては、第五条第二項の規定を準用する。
- 法附則第五条の第二項ただし書の規定に基づき行う補正は、段階補正及び経常態容補正とする。
- 前項の規定に基づいて行う段階補正に用いる法第十三条第四項の規定による率は、附則別表第十二に定めるところによるものとし、市町村の段階補正係数が、十五・〇〇〇を超えるときは、十五・〇〇〇とする。
- 第三項の規定に基づいて行う経常態容補正に用いる率は、経常態容補正Ⅰ係数及び経常態容補正Ⅱ係数を合算して得た率とする。
- 前項の規定に基づいて行う経常態容補正Ⅰは、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によつて算定した数(小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)を用いて行うものとする。

種類 都道府県

算式	算式 I	算式 II	算式 III	算式 IV	算式 V
(0.2 × A + 0.1 × B + 0.3 × C + 0.2 × D + 0.2 × E) × 0.582	1.85 × a + 1.9.5	1.85 × b + 1.8.5	(d - c) / c / 0.116	0.00 × (f / e) + 1.98.00	2.8 × (h / g) + 1.0
2 × D 及び 0.2 × E に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 2 を超える場合には 2 とし、負数となる場合は 0 とする。	一般職の職員に給する法律(昭和 25 年法律第 95 号)第 6 条第 1 項別表第 1 のイに規定される行政職俸給表(一)の適用を受ける職員(以下この表において「国の職員」という。)の俸給月額に対する当該地方団体の地方公務員給与実態調査における一般行政職の職員の給料月額について、当該地方団体の学歴別、経験年数別の平均給料月額に国の職員の数を乗じて得た数の総和を国の職員の実俸給月額の総和で除して得る加重平均方式により総務大臣が算定した数(以下この表において「ラスパイレレス指数」という。)であつて令和 4 年 4 月 1 日現在におけるもの	平成 30 年から令和 4 年までの各年の 4 月 1 日現在におけるラスパイレレス指数の合計数を 5 で除して得た数(当該数に小数点以下 2 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)	平成 7 年度から平成 11 年度までの地方財政状況調査による人件費(「地方財政状況調査表(都道府県分)」の「性質別経費の状況」(以下この表において「都道府県調査票性質別経費」という。))の表側「1. 人件費」、表頭「決算額」欄の数から「人件費の内訳」の表側「6. 退職金」、表頭「決算額」欄の数を控除した数に都道府県調査票性質別経費の数を控除した数に都道府県調査票性質別経費の表側「1.2. 投資的経費 うち人件費」、表頭「決算額」欄の数を加算した数をいう。以下この表の都道府県調査票の表側「2. 物件費」、表頭「決算額」欄の数をいう。)、補助費等(都道府県調査票性質別経費の表側「5. 補助費等」、表頭「決算額」欄の数をいう。))及び繰出金(都道府県調査票性質別経費の表側「10. 繰出金」、表頭「決算額」欄の数をいう。))を合算した額から「公営企業等に対する繰出し等の状況」の表側「1. 法非適用事業分」の表側「建設費繰出」及び「4. 公債費財源繰出」欄の数並びに「公営企業等に対する繰出し等の状況」の表側「2. 法適用事業分」の表側「総計」、表頭「3. 建設費繰出」及び「4. 公債費財源繰出」欄の数を控除した額(以下この表において「都道府県経常的経費決算額」という。))の合計数を 5 で除して得た数(整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)	令和 3 年度の地方財政状況調査による法定普通税調定済額(「都道府県調査票徴収実績」(以下この表において「都道府県調査票徴収実績」という。))の表側「1. 法定普通税」、表頭「調定済額 合計」欄の数をいう。))と法定目的税収入済額(都道府県調査票徴収実績の表側「1. 法定目的税」、表頭「収入済額 合計」欄の数をいう。))を合算した額	令和 5 年 4 月 1 日現在における業務システムに対してシステムを導入した数(自治体情報システムのクラウド化に関する取組状況等の調査について(「照会」(令和 5 年 4 月 7 日付け総行第 112 号)において報告された「情報システム類型」の表頭「システム類型番号」のうち、類型が「システム未導入」に対応するものとして回答したもの以外の数をいう。以下この表において同じ。))

場合においては 2 とし、負数となる場合は 0 とする。

算式 III
 $C \div 2 - (d - c) / c / 0.116$
 があるときは、その端数を四捨五入する。

算式 III の符号
 c 平成 7 年度から平成 11 年度までの地方財政状況調査による人件費(「地方財政状況調査表(都道府県分)」の「性質別経費の状況」(以下この表において「都道府県調査票性質別経費」という。))の表側「1. 人件費」、表頭「決算額」欄の数から「人件費の内訳」の表側「6. 退職金」、表頭「決算額」欄の数を控除した数に都道府県調査票性質別経費の数を控除した数に都道府県調査票性質別経費の表側「1.2. 投資的経費 うち人件費」、表頭「決算額」欄の数を加算した数をいう。以下この表の都道府県調査票の表側「2. 物件費」、表頭「決算額」欄の数をいう。)、補助費等(都道府県調査票性質別経費の表側「5. 補助費等」、表頭「決算額」欄の数をいう。))及び繰出金(都道府県調査票性質別経費の表側「10. 繰出金」、表頭「決算額」欄の数をいう。))を合算した額から「公営企業等に対する繰出し等の状況」の表側「1. 法非適用事業分」の表側「建設費繰出」及び「4. 公債費財源繰出」欄の数並びに「公営企業等に対する繰出し等の状況」の表側「2. 法適用事業分」の表側「総計」、表頭「3. 建設費繰出」及び「4. 公債費財源繰出」欄の数を控除した額(以下この表において「都道府県経常的経費決算額」という。))の合計数を 5 で除して得た数(整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

d 平成 27 年度から令和元年度までの地方財政状況調査による都道府県経常的経費決算額(「復旧・復興事業分を除き、指定都市を包括する道府県にあつては、平成 29 年度から令和元年度までの人件費については、県費負担教職員のうち当該指定都市立の小中学校等の職員に対して負担した人件費に相当する額として総務大臣が通知した数から退職金に相当する額として総務大臣が通知した数を控除した額を加算した数とする。))の合計数を 5 で除して得た数(整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

D 次の算式 IV によつて算定した数(当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 2 を超える場合には 2 とし、負数となる場合は 0 とする。)

算式 IV
 $D \div 100.00 \times (f / e) + 1.98.00$
 f/e に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式 IV の符号
 e 令和 3 年度の地方財政状況調査による法定普通税調定済額(「都道府県調査票徴収実績」(以下この表において「都道府県調査票徴収実績」という。))の表側「1. 法定普通税」、表頭「調定済額 合計」欄の数をいう。))と法定目的税収入済額(都道府県調査票徴収実績の表側「1. 法定目的税」、表頭「収入済額 合計」欄の数をいう。))を合算した額

f 令和 3 年度の地方財政状況調査による法定普通税収入済額(都道府県調査票徴収実績の表側「1. 法定普通税」、表頭「収入済額 合計」欄の数をいう。))と法定目的税収入済額(都道府県調査票徴収実績の表側「1. 法定目的税」、表頭「収入済額 合計」欄の数をいう。))を合算した額

E 次の算式 V によつて算定した数(当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 2 を超える場合には 2 とし、負数となる場合は 0 とする。)

算式 V
 $E \div 3.28 \times (h / g) + 1.0$
 h/g に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式 V の符号
 g 令和 5 年 4 月 1 日現在における業務システムに対してシステムを導入した数(自治体情報システムのクラウド化に関する取組状況等の調査について(「照会」(令和 5 年 4 月 7 日付け総行第 112 号)において報告された「情報システム類型」の表頭「システム類型番号」のうち、類型が「システム未導入」に対応するものとして回答したもの以外の数をいう。以下この表において同じ。))

h 令和 5 年 4 月 1 日現在における業務システムに対してクラウドを導入した数(「自治

<p>体情報システムのクラウド化に関する取組状況等の調査について(照会)において報告された「情報システム類型」の表頭「システム類型番号」のうち、類型が「自治体クラウド」又は「単独IaaS」、「共同IaaS」若しくは「単独SaaS」に対応するものとして回答した数をいう。ただし、令和3年4月2日以降に導入を開始したもののうち、導入に係る経費を令和3年度当初予算以後に計上したものを除く。以下この表において同じ。</p>	<p>算式 $(0.2 \times A + 0.1 \times B + 0.3 \times C + 0.2 \times D + 0.2 \times E) \times 0.662$ $0.2 \times A + 0.1 \times B + 0.3 \times C + 0.2 \times D$及び$0.2 \times E$に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 A 次の算式Iによつて算定した数(当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が2を超える場合には2とし、負数となる場合は0とする)。 算式I $A \parallel 0.185 \times a + 1.9.5$ 算式Iの符号 a 令和4年4月1日現在におけるラスパイルズ指数 B 次の算式IIによつて算定した数(当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が2を超える場合には2とし、負数となる場合は0とする)。 算式II $B \parallel 0.185 \times b + 1.8.5$ 算式IIの符号 b 平成30年から令和4年までの各年の4月1日現在におけるラスパイルズ指数の合計数を5で除して得た数(小数点以下1位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する)。 C 次の算式IIIによつて算定した数(当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が2を超える場合には2とし、負数となる場合は0とする)。</p>	<p>算式III $C \parallel 2 \cdot (d \cdot e) / c / 0.148$ があるときは、その端数を四捨五入する。 算式IIIの符号 c 平成7年度から平成11年度までの地方財政状況調査による人件費(「地方財政状況調査表(市町村・一部事務組合分)」の「性質別経費の状況」(以下この表において「市町村調査票性質別経費」という))の表側「1.人件費」、表頭「決算額」欄の数から「人件費の内訳」の表側「6.退職金」、表頭「決算額」欄の数を控除した数に市町村調査票性質別経費の表側「1.1.投資的経費」のうち人件費、表頭「決算額」欄の数を加算した数をいう。以下この表の市町村の項において同じ。)、物件費(市町村調査票性質別経費の表側「2.物件費」、表頭「決算額」欄の数をいう)、補助費等(市町村調査票性質別経費の表側「5.補助費等」、表頭「決算額」欄の数をいう)、繰出金(市町村調査票性質別経費の表側「9.繰出金」、表頭「決算額」欄の数をいう)及び「地方財政状況調査表(市町村・一部事務組合分)」の「一部事務組合負担金等の性質別内訳の状況」の表側「1.1.投資的経費」のうち人件費、表頭「決算額」欄の数を合算した額から「2.一部事務組合負担金等の性質別内訳の状況」の表頭「決算額」の表側「4.扶助費」、「6.公債費」、「7.積立金」、「8.投資及び出資金・貸付金」、「10.前年度繰上充用金」及び「1.1.投資的経費」欄の数の合算額、「地方財政状況調査表(市町村・一部事務組合分)」の「歳出内訳及び財源内訳(その7)」の表側「五.補助費等」2.都道府県に対するもの、「表頭「歳出合計」欄の数並びに「公営企業等に対する繰出し等の状況」その1.法非適用事業分」の表側「総計」、表頭「3.建設費繰出」及び「4.公債費繰出」及び「4.公債費繰出」の表側「総計」、表頭「3.建設費繰出」及び「4.公債費繰出」の数の合算額を控除した額(以下この表において「市町村経常的経費決算額」という)の合計数を5で除して得た数(整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する)。</p>
--	---	---

<p>d 平成27年度から令和元年度までの地方財政状況調査による市町村経常的経費決算額(「復旧・復興事業分を除き、指定都市にあつては、平成29年度から令和元年度までの人件費については、県費負担教職員のうち当該指定都市立の小学校等の職員に対して負担した人件費に相当する額として総務大臣が通知した数から退職金に相当する額として総務大臣が通知した数を控除した数とす。その合計数を5で除して得た数(整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する)。</p>	<p>D 次の算式IVによつて算定した数(当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が2を超える場合には2とし、負数となる場合は0とする)。 算式IV $D \parallel 4.5.45 \times (f/e) \parallel 4.3.45$ f/eに小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式IVの符号 e 令和3年度の地方財政状況調査による法定普通税調定済額(「地方財政状況調査表(市町村・一部事務組合分)」の「市町村税の徴収実績」(以下この表において「市町村調査票徴収実績」という))の表側「1.法定普通税」と表頭「調定済額」欄の数をいう)と法定目的税調定済額(市町村調査票徴収実績の表側「1.法定目的税」、表頭「調定済額」欄の数をいう)を合算した額 f 令和3年度の地方財政状況調査による法定普通税収入済額(市町村調査票徴収実績の表側「1.法定普通税」、表頭「収入済額合計」欄の数をいう)と法定目的税収入定済額(市町村調査票徴収実績の表側「1.法定目的税」、表頭「収入済額合計」欄の数をいう)を合算した額 E 次の算式Vによつて算定した数(当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が2を超える場合には2とし、負数となる場合は0とする)。 算式V $E \parallel 3.26 \times (h/g) \parallel 1.26$ h/gに小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。</p>	<p>指定都市立の小学校等の職員に対して負担した人件費に相当する額として総務大臣が通知した数から退職金に相当する額として総務大臣が通知した数を控除した数とす。その合計数を5で除して得た数(整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する)。 D 次の算式IVによつて算定した数(当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が2を超える場合には2とし、負数となる場合は0とする)。 算式IV $D \parallel 4.5.45 \times (f/e) \parallel 4.3.45$ f/eに小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式IVの符号 e 令和3年度の地方財政状況調査による法定普通税調定済額(「地方財政状況調査表(市町村・一部事務組合分)」の「市町村税の徴収実績」(以下この表において「市町村調査票徴収実績」という))の表側「1.法定普通税」と表頭「調定済額」欄の数をいう)と法定目的税調定済額(市町村調査票徴収実績の表側「1.法定目的税」、表頭「調定済額」欄の数をいう)を合算した額 f 令和3年度の地方財政状況調査による法定普通税収入済額(市町村調査票徴収実績の表側「1.法定普通税」、表頭「収入済額合計」欄の数をいう)と法定目的税収入定済額(市町村調査票徴収実績の表側「1.法定目的税」、表頭「収入済額合計」欄の数をいう)を合算した額 E 次の算式Vによつて算定した数(当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が2を超える場合には2とし、負数となる場合は0とする)。 算式V $E \parallel 3.26 \times (h/g) \parallel 1.26$ h/gに小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。</p>
--	--	--

<p>算式V $E \parallel 3.26 \times (h/g) \parallel 1.26$ h/gに小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。</p>	<p>算式 $(0.1 \times F + 0.1 \times G + 0.1 \times H + 0.1 \times I + 0.1 \times J + 0.1 \times K + 0.1 \times L + 0.1 \times M + 0.1 \times N + 0.1 \times O) \times 0.274$ $0.1 \times F + 0.1 \times G + 0.1 \times H + 0.1 \times I + 0.1 \times J + 0.1 \times K + 0.1 \times L + 0.1 \times M + 0.1 \times N$及び$0.1 \times O$に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 F 次の算式Iによつて算定した数(当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が3を超える場合には3とし、1に満たないときは1とする)。 算式I $F \parallel 11.2.99 \times ((j-i) / i) \times (1/9) + 1.05$ $((j-i) / i) \times (1/9)$に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 i 平成22年から平成24年までの各年における第一次産業産出額(農林水産省において公表した生産農産物統計における農産物産出額、生産林業所得統計における林業産出額(平成28年以降は林業産出額における林業産出額)及び漁業生産額における漁業生産額)</p>	<p>算式Vの符号 g 令和5年4月1日現在における業務システムに対してシステムを導入した数 h 令和5年4月1日現在における業務システムに対してクラウドを導入した数 7 第五項の規定に基づいて行う経常態容補正IIは、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によつて算定した数(小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する)を用いて行うものとする。 算式及び算式の符号</p>
--	--	---

の合計額をいう。以下この表において同じ。)の合計額を3で除して得た数(小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

j 令和元年から令和3年までの各年における第一次産業産出額の合計額を3で除して得た数(小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

G 次の算式IIによつて算定した数(当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が3を超える場合には3とし、1に満たないときは1とする。)

算式II

$$G \parallel 98.04 \times (1 - k) / k \times (1 / 8) + 0.33$$

(1-k) / k × (1/8) に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式IIの符号

k 工業統計調査規則(昭和26年通商産業省令第81号)によつて公表された平成22年及び平成24年における製造品出荷額並びに経済センサス活動調査規則(平成23年総務省・経済産業省令第1号)によつて公表された平成23年における製造品出荷額の合計額を3で除して得た数(小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

l 工業統計調査規則によつて公表された平成30年から令和2年までに製造品出荷額の合計額を3で除して得た数(小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

H 次の算式IIIによつて算定した数(当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が3を超える場合には3とし、1に満たないときは1とする。)

算式III

$$H \parallel 151.52 \times (n - m) / m \times (1 / 9) - 1.76$$

(n-m) / m × (1/9) に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式IIIの符号

m 経済センサス活動調査規則により平成24年2月1日現在で調査された年間商品販売額の小売業計

n 経済センサス活動調査規則により令和3年6月1日現在で調査された年間商品販売額の小売業計

I 次の算式IVによつて算定した数(当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が3を超える場合には3とし、1に満たないときは1とする。)

算式IV

$$I \parallel [64.72 \times (p - o) / o \times (1 / 7) + 0.39] + [3.80 \times (r - q) / q \times (1 / 7) - 0.34] \times (1 / 2)$$

(p-o) / o × (1/7) に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、(64.72 × (p-o) / o × (1/7) + 0.39) に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、(r-q) / q × (1/7) に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、(3.80 × (r-q) / q × (1/7) - 0.34) に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式IVの符号

o 宿泊旅行統計調査によつて公表された平成23年及び平成24年における年間の延べ宿泊者数(外国人延べ宿泊者数を除く。)を2で除して得た数(整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

p 宿泊旅行統計調査によつて公表された平成30年及び令和元年における年間の延べ宿泊者数(外国人延べ宿泊者数を除く。)を2で除して得た数(整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

q 宿泊旅行統計調査によつて公表された平成23年及び平成24年における年間の外国人延べ宿泊者数を2で除して得た数(整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

r 宿泊旅行統計調査によつて公表された平成30年及び令和元年における年間の外国人延べ宿泊者数を2で除して得た数(整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

J 次の算式Vによつて算定した数(当該数が3を超える場合は3とする。)

算式V

$$J \parallel (1,025.64 \times (t - s) \times (1 / 10) - 2.03) + (15.50 \times t - 9.97)$$

(t-s) × (1/10) に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、(1,025.64 × (t-s) × (1/10) - 2.03) に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が3を超える場合は3とし、1に満たないときは1とし、(15.50 × t - 9.97) に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が1を超える場合には1とし、負数となる場合は0とする。

算式Vの符号

s 国勢調査によつて公表された平成22年10月1日現在における15歳から34歳までの就業者数を同年の15歳から34歳までの人口(人口から労働力人口及び非労働力人口を控除して得た数を除く。)で除して得た数(小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

t 国勢調査によつて公表された令和2年10月1日現在における15歳から34歳までの就業者数を同年の15歳から34歳までの人口(人口から労働力人口及び非労働力人口を控除して得た数を除く。)で除して得た数(小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

K 次の算式VIによつて算定した数(当該数が3を超える場合は3とする。)

算式VI

$$K \parallel (1,025.64 \times (v - u) \times (1 / 10) - 9.00) + (13.91 \times v - 10.83)$$

(v-u) × (1/10) に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、(1,025.64 × (v-u) × (1/10) - 9.00) に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が3を超える場合は3とし、1に満たないときは1とし、(13.91 × v - 10.83) に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が1を超える場合には1とし、負数となる場合は0とする。

算式VIの符号

u 国勢調査によつて公表された平成22年10月1日現在における25歳から44歳までの女性の就業者数を同年の25歳から44歳までの女性の人口(女性人口から労働力女性人口及び非労働力女性人口を控除して得た数を除く。)で除して得た数(小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

v 国勢調査によつて公表された令和2年10月1日現在における25歳から44歳までの女性の就業者数を同年の25歳から44歳までの女性の人口(女性人口から労働力女性人口及び非労働力女性人口を控除して得た数を除く。)で除して得た数(小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

L 次の算式VIIによつて算定した数(当該数が3を超える場合は3とする。)

算式VII

$$L \parallel (833.33 \times (x - w) \times (1 / 10) - 2.58) + (16.84 \times x - 4.49)$$

(x-w) × (1/10) に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、(833.33 × (x-w) × (1/10) - 2.58) に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が3を超える場合は3とし、1に満たないときは1とし、(16.84 × x - 4.49) に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が1を超える場合には1とし、負数となる場合は0とする。

算式VIIの符号

w 国勢調査によつて公表された平成22年10月1日現在における65歳以上の就業者数を同年の65歳以上の人口(人口から労働力人口及び非労働力人口を控除して得た数を除く。)で除して得た数(小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

x 国勢調査によつて公表された令和2年10月1日現在における65歳以上の就業者数を同年の65歳以上の人口(人口から労働力人口及び非労働力人口を控除して得た数を除く。)で除して得た数(小数点以下4位未満

$$H \parallel 28.01 \times (n \parallel m) / m \times (1 / 9) + 1.02$$

$$(n \parallel m) / m \times (1 / 9)$$
 に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。
 算式IIIの符号
 m 経済センサス活動調査規則により平成24年2月1日現在で調査された年間商品販売額の小売業計
 n 経済センサス活動調査規則により令和3年6月1日現在で調査された年間商品販売額の小売業計
 I 次の算式IVによつて算定した数（当該数が3を超える場合は3とする。）
 算式IV

$$I \parallel (298.51 \times (p \parallel o) \times (1 / 10) + 0.58) + (17.45 \times p \parallel 1.22)$$

$$(p \parallel o) \times (1 / 10)$$
 に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、 $(298.51 \times (p \parallel o) \times (1 / 10) + 0.58)$ に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、満たないときは1とし、 $(17.45 \times p \parallel 1.22)$ に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が3を超える場合には3とし、1に満たないときは1とし、負数となるときは0とする。
 算式IVの符号
 o 国勢調査によつて公表された平成22年10月1日現在における15歳から34歳までの就業者数を同年の15歳から34歳までの人口（人口から労働力人口及び非労働力人口を控除して得た数を除く。）で除して得た数（小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）
 p 国勢調査によつて公表された令和2年10月1日現在における15歳から34歳までの就業者数を同年の15歳から34歳までの人口（人口から労働力人口及び非労働力人口を控除して得た数を除く。）で除して得た数（小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）
 J 次の算式Vによつて算定した数（当該数が3を超える場合は3とする。）
 算式V

$$J \parallel (96.62 \times (r \parallel q) \times (1 / 10) + 0.66) + (7.1 \times r \parallel 5.53)$$

$$(r \parallel q) \times (1 / 10)$$
 に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、 $(96.62 \times (r \parallel q) \times (1 / 10) + 0.66)$ に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、3を超える場合には3とし、1に満たないときは1とする。 $(7.1 \times r \parallel 5.53)$ に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、1を超える場合には1とし、負数となるときは0とする。
 算式Vの符号
 q 国勢調査によつて公表された平成22年10月1日現在における25歳から44歳までの女性の就業者数を同年の25歳から44歳までの女性の人口（女性人口から労働力女性人口及び非労働力女性人口を控除して得た数を除く。）で除して得た数（小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）
 r 国勢調査によつて公表された令和2年10月1日現在における25歳から44歳までの女性の就業者数を同年の25歳から44歳までの女性の人口（女性人口から労働力女性人口及び非労働力女性人口を控除して得た数を除く。）で除して得た数（小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）
 K 次の算式VIによつて算定した数（当該数が3を超える場合は3とする。）
 算式VI

$$K \parallel (384.62 \times (t \parallel s) \times (1 / 10) - 0.31) + (16.72 \times t \parallel 4.46)$$

$$(t \parallel s) \times (1 / 10)$$
 に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、 $(384.62 \times (t \parallel s) \times (1 / 10) - 0.31)$ に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、3を超える場合には3とし、1に満たないときは1とする。 $(16.72 \times t \parallel 4.46)$ に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、1を超える場合には1とし、負数となるときは0とする。
 算式VIの符号

$$L \parallel 53.33 \times (v \parallel u) / u \times (1 / 4) + \dots$$

$$\frac{(v - u)}{u} \times \frac{1}{4}$$
 に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。
 算式VIIの符号
 u 経済センサス活動調査規則によつて公表された平成24年2月1日現在における民営従業者数
 v 経済センサス活動調査規則によつて公表された平成28年6月1日現在における個人事業所の従業者数、法人事業所の従業者数及び法人でない団体の事業所の従業者数の合計数
 t 国勢調査によつて公表された令和2年10月1日現在における65歳以上の就業者数を同年の65歳以上の人口（人口から労働力人口及び非労働力人口を控除して得た数を除く。）で除して得た数（小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）
 L 次の算式VIIによつて算定した数（当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が3を超える場合には3とし、1に満たないときは1とする。）
 算式VII

$$L \parallel 53.33 \times (v \parallel u) / u \times (1 / 4) + \dots$$
 に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。
 算式VIIの符号
 u 経済センサス活動調査規則によつて公表された平成24年2月1日現在における民営従業者数
 v 経済センサス活動調査規則によつて公表された平成28年6月1日現在における個人事業所の従業者数、法人事業所の従業者数及び法人でない団体の事業所の従業者数の合計数
 t 国勢調査によつて公表された令和2年10月1日現在における65歳以上の就業者数を同年の65歳以上の人口（人口から労働力人口及び非労働力人口を控除して得た数を除く。）で除して得た数（小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）
 M 次の算式VIIIによつて算定した数（当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が3を超える場合には3とし、1に満たないときは1とする。）
 算式VIII

$$M \parallel 79.37 \times (x \parallel w) / w \times (1 / 7) + \dots$$

$$(x \parallel w) / w \times (1 / 7)$$
 に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。
 算式VIIIの符号
 w 経済センサス活動調査規則によつて公表された平成24年2月1日現在における民営事業所数（事業内容等不詳事業所を含む。）
 x 経済センサス基礎調査規則によつて令和元年6月1日から令和2年3月31日までの期間に調査して公表された民営事業所数
 特別区、指定都市、中核市及び施行時特
 例市にあつては10.48とし、特別区、指定都市、中核市及び施行時特例市以外の市にあつては0.98とし、町村にあつては1.40とする。
 N 次の算式IXによつて算定した数（当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が3を超える場合には3とし、1に満たないときは1とする。）
 算式IX

$$N \parallel 57.80 \times (z \parallel y) / y \times (1 / 9) + 0.94$$

$$(z \parallel y) / y \times (1 / 9)$$
 に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。
 算式IXの符号
 y 平成22年度から平成24年度までの各年度の一人当たり地方税収（「地方財政状況調査表（市町村・一部事務組合等）」の「歳入内訳」の表側「1. 地方税」、表頭「決算額」の数を当該年度の3月31日現在（ただし、平成25年度以降においては1月1日現在とする。）における住民基本台帳登録人口で除して得た数（小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。以下この表において同じ。
 z 令和元年度から令和3年度までの各年度の一人当たり地方税収の合計額を3で除して得た数（小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）
 算式IXの符号

8 前四項の規定を適用する場合における測定単位の数値に係る補正係数は、それぞれの理由ごとに算出した補正係数を連乗した率による。

9 新市町村の測定単位の数値の合併関係市町村への分別又は按分は、第四十九条第二項第一号の規定により分別又は按分するものとする。

10 新市町村の経常態容補正係数の算定における合併関係市町村の経常態容補正係数の算定に用いる数値については、新市町村(ただし、二回以上合併を行った場合においては、直近の合併に係る当該新市町村)の数値を用いる。

11 第四十九条第一項の規定の適用については、同項中「額の合算額」とあるのは、「額と附則第十九条の第十四項の規定によつて分別又は按分した測定単位の数値を同条第三項から第八項までの規定により補正したものに当該測定単位ごとの単位費用を乗じて得た額との合算額」とする。

(人口減少等特別対策事業費)に係る数値の算定方法等)

第十九条の十四の二 法附則第五条の第三第二項の規定による測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位の種類につき、同表の中欄に定める測定単位の数値の算定方法によつて、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて算定する。

測定単位の種類	表示単位
人口	単位
国勢調査令によつて調査した令和二年十月一日現在における人口	人

2 前項の規定によつて測定単位の数値を算定する場合においては、第五条第二項の規定を準用する。

3 法附則第五条の第三第二項ただし書の規定に基づき行う補正は、段階補正及び経常態容補正とする。

4 前項の規定に基づいて行う段階補正に用いる法第十三条第四項の規定による率は、附則別表第十二の二に定めるところによるものとし、市町村の段階補正係数が十五・〇〇〇を超えるときは、十五・〇〇〇とする。

5 第三項の規定に基づいて行う経常態容補正に用いる率は、経常態容補正I係数及び経常態容補正II係数を合算して得た率とする。

6 前項の規定に基づいて行う経常態容補正Iは、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によつて算定した数(小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する)を用いて行うものとする。

算式	算式及び算式の符号
$(0.4 \times A + 0.075 \times B + 0.075 \times C + 0.075 \times D + 0.075 \times E + 0.075 \times F + 0.075 \times G + 0.075 \times H + 0.075 \times I) \times 0.659$	算式I
$0.4 \times A + 0.075 \times B + 0.075 \times C + 0.075 \times D + 0.075 \times E + 0.075 \times F + 0.075 \times G + 0.075 \times H + 0.075 \times I$	算式II
$A \times 100 + 0.3 \times a + 0.1 \times A \times 100 + 1.6 \times a + 0.1$	算式III
$A \times 100 + 0.3 \times a + 0.1$	算式IV

数(小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する)は、次の算式IIによつて算定した数(当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が3を超える場合には3とする)。

B 平成24年から平成26年までの各年に移動者数、他都道府県からの転入者数及び他都道府県への転出者数の「総数」の欄の数(当該都道府県の日本人住民基本台帳登録人口で除して得た数に1,000を乗じて得た数(小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する)をいう。以下この表において同じ。))の合計数を3で除して得た数(小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する)。

c 平成24年から平成26年までの各年における転出者人口比率(住民基本台帳人口移動報告における「第4表 男女別都道府県内移動者数、他都道府県からの転入者数及び他都道府県への転出者数」の表頭「他都道府県」の欄の数(「総数」の欄の数を当該都道府県の日本人住民基本台帳登録人口で除して得た数に1,000を乗じて得た数(小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する)をいう。以下この表において同じ。))の合計数を3で除して得た数(小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する)。

算式III C 平成24年度並びに平成25年及び平成26年における自然増減率(住民基本台帳関係年報における当該都道府県の区域内の市町村に係る「市町村別住民票記載、消除数」の表頭「出生者数」の「日本人」の欄の数から除した数(ただし、平成23年度以前については「市町村別住民票記載、消除数」の表頭「出生者数」の欄の数から表頭「死亡者数」の欄の数を控除した数とする。))の合計数を当該都道府県の日本人住民基本台帳登録人口で除して得た数に1,000を乗じて得た数(小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する)をいう。以下この表の都道府県の項及び第7項の表の都道府県の項において同じ。))の合計数を3で除して得た数(小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する)。

算式IV D 平成22年10月1日現在における若年者就業率(国勢調査によつて公表された15

算式IVの符号 D 1303/d

d 平成25年3月31日現在、平成26年1月1日現在及び平成27年1月1日現在における年少者人口比率(住民基本台帳登録人口のうち15歳未満の日本人の数(ただし、平成24年3月31日以前については15歳未満の者の数とする)を当該都道府県の日本人住民基本台帳登録人口で除して得た数(小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する)をいう。以下この条において同じ。))の合計数を3で除して得た数(小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する)。

E 次の算式Vによつて算定した数(当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が3を超える場合には3とし、負数となるときは0とする)。

算式V e 平成24年度並びに平成25年及び平成26年における自然増減率(住民基本台帳関係年報における当該都道府県の区域内の市町村に係る「市町村別住民票記載、消除数」の表頭「出生者数」の「日本人」の欄の数から除した数(ただし、平成23年度以前については「市町村別住民票記載、消除数」の表頭「出生者数」の欄の数から表頭「死亡者数」の欄の数を控除した数とする。))の合計数を当該都道府県の日本人住民基本台帳登録人口で除して得た数に1,000を乗じて得た数(小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する)をいう。以下この表の都道府県の項及び第7項の表の都道府県の項において同じ。))の合計数を3で除して得た数(小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する)。

算式VI F 平成22年10月1日現在における若年者就業率(国勢調査によつて公表された15

算式VIの符号 F 6072/f

算式VIの符号 F 6072/f

歳から34歳までの就業者数を同年の15歳から34歳までの人口（人口から労働力人口及び非労働力人口を控除して得た数を除く）で除して得た数（小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下この条において同じ。）

G 次の算式VIIによつて算定した数（当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が3を超える場合には3とする。）

算式VII
G10. 6746 / g

算式VIIIの符号
g 平成22年10月1日現在における女性就業率（国勢調査によつて公表された25歳から44歳までの女性の就業者数を同年の25歳から44歳までの女性の人口（女性人口から労働力女性人口及び非労働力女性人口を控除して得た数を除く。）で除して得た数（小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下この条において同じ。）

H 次の算式VIIIによつて算定した数（当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が3を超える場合には3とする。）

算式VIII
H11 / h

算式IXの符号
h 厚生労働省において公表した一般職業紹介状況における平成26年11月から平成27年4月までの各月における有効求人倍率（平成31年3月1日現在における最近の季節調整値）の合計数を6で除して得た数（小数点以下2位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

I 次の算式IXによつて算定した数（当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が3を超える場合には3とする。）

算式IX
I16. 171, 494 / i

算式IXの符号
i 一人当たり各産業の売上高（平成24年から平成26年までの各年における第一次産業産出額（農林水産省において公表した生産農業所得統計における農業産出額、生産林業

所得統計における林業産出額及び漁業生産額における漁業生産額の合計額をいう。）の合計数を3で除して得た数（百万円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、工業統計調査規則によつて公表された平成24年から平成26年までの各年における製造品出荷額の合計数を3で除して得た数（百万円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）並びに商業統計調査規則（昭和27年通商産業省令第60号）により平成26年7月1日現在で調査された年間商品販売額の小売業計及び卸売業計の合計額を国勢調査令によつて調査した平成27年10月1日現在における人口で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

村町市

所得統計における林業産出額及び漁業生産額における漁業生産額の合計額をいう。）の合計数を3で除して得た数（百万円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、工業統計調査規則によつて公表された平成24年から平成26年までの各年における製造品出荷額の合計数を3で除して得た数（百万円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）並びに商業統計調査規則（昭和27年通商産業省令第60号）により平成26年7月1日現在で調査された年間商品販売額の小売業計及び卸売業計の合計額を国勢調査令によつて調査した平成27年10月1日現在における人口で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式
A 4 × A + 0.075 × B + 0.075 × C + 0.075 × D + 0.075 × E + 0.075 × F + 0.075 × G + 0.075 × H + 0.075 × I × 0.652
0.4 × A, 0.075 × B, 0.075 × C, 0.075 × D, 0.075 × E, 0.075 × F, 0.075 × G, 0.075 × H及び0.075 × Iに小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式I
A 次の算式Iによつて算定した数（当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が3を超える場合には3とし、負数となる場合は0とする。）

算式I
a IV0のとき A110. 01 × a + 0.1 × a × 0.07 × a + 0.1

算式Iの符号
a 平成24年度並びに平成25年及び平成26年における人口増減率（住民基本台帳関係年報における「市町村別住民票記載、消滅」の表頭「増減数」の「日本人」の欄の数（ただし、平成23年度以前については表頭「増減数」の欄の数とする。）を当該市町村の日本人住民基本台帳登録人口で除して得た数（小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。以下この表の市町村の

項及び第7項の表の市町村の項において同じ。）の合計数を3で除して得た数（小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

B 次の算式IIによつて算定した数（当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が3を超える場合には3とする。）

算式II
B140. 3610 / b

算式IIの符号
b 平成24年度並びに平成25年及び平成26年における転入者人口比率（住民基本台帳関係年報における「市町村別住民票記載、消滅」の表頭「転入者数」の「計」の「日本人」の欄の数（ただし、平成23年度以前については表頭「転入者数」の欄の数とする。）を当該市町村の日本人住民基本台帳登録人口で除して得た数（1,000を乗じて得た数（小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。）

C 次の算式IIIによつて算定した数（当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が3を超える場合には3とする。）

算式III
C11c / 40. 7378

算式IIIの符号
c 平成24年度並びに平成25年及び平成26年における転出者人口比率（住民基本台帳関係年報における「市町村別住民票記載、消滅」の表頭「転出者数」の「計」の「日本人」の欄の数（ただし、平成23年度以前については表頭「転出者数」の欄の数とする。）を当該市町村の日本人住民基本台帳登録人口で除して得た数（1,000を乗じて得た数（小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。以下この表の市町村の項及び第7項の表の市町村の項において同じ。）の合計数を3で除して得た数（小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

D 次の算式IVによつて算定した数（当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、

その端数を四捨五入し、当該数が3を超える場合には3とする。）

算式IV
D10. 1303 / d

算式IVの符号
d 平成25年3月31日現在、平成26年1月1日現在及び平成27年1月1日現在における年少者人口比率の合計数を3で除して得た数（小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

E 次の算式Vによつて算定した数（当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が3を超える場合には3とし、負数となる場合は0とする。）

算式V
e IV0のとき E110. 02 × e + 0.1 × e × 0.13 × e + 0.1

算式Vの符号
e 平成24年度並びに平成25年及び平成26年における自然増減率（住民基本台帳関係年報における「市町村別住民票記載、消滅」の表頭「出生者数」の「日本人」の欄の数から表頭「死亡者数」の「日本人」の欄の数を控除した数（ただし、平成23年度以前については表頭「出生者数」の欄の数から表頭「死亡者数」の欄の数を控除した数とする。）を当該市町村の日本人住民基本台帳登録人口で除して得た数（1,000を乗じて得た数（小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。以下この表の市町村の項及び第7項の表の市町村の項において同じ。）の合計数を3で除して得た数（小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

F 次の算式VIによつて算定した数（当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が3を超える場合には3とする。）

算式VI
F10. 6072 / f

算式VIの符号
f 平成22年10月1日現在における若年者就業率

G 次の算式VIIによつて算定した数（当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、

その端数を四捨五入し、当該数が3を超える場合には3とする。）

算式VII
G10.6746/g

算式VIIの符号
g 平成22年10月1日現在における女性就業率

H 次の算式VIIIによつて算定した数（当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が3を超える場合には3とする。）

算式VIII
H11/h

算式VIIIの符号
h 厚生労働省において公表した当該市町村が所在する都道府県の一般職業紹介状況における平成26年11月から平成27年4月までの各月における有効求人倍率（平成31年3月1日現在における最近の季節調整値）の合計数を6で除して得た数（小数点以下2位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

I 次の算式IXによつて算定した数（当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が3を超える場合は3とする。）

算式IX
I116, 124, 434/i

算式IXの符号
i 一人当たり各産業の売上高（農林業センサス規則によつて公表された平成27年2月1日現在における農産物販売規模別農家数を用いて算出した農業産出額（農産物販売規模別農家数のうち50万円未満の数に25万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち50万円以上100万円未満の数に75万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち100万円以上200万円未満の数に150万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち200万円以上300万円未満の数に250万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち300万円以上500万円未満の数に400万円を乗じた額、農産物販売規模別に400万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち500万円以上700万円未満の数に600万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち700万円以上1,000万円未満の数に850万円を乗じた額、農産

物販売規模別農家数のうち1,000万円以上1,500万円未満の数に1,250万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち1,500万円以上2,000万円未満の数に1,750万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち2,000万円以上3,000万円未満の数に2,500万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち3,000万円以上5,000万円未満の数に4,000万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち5,000万円以上1億円未満の数に7,500万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち1億円以上3億円未満の数に20,000万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち3億円以上5億円未満の数に40,000万円を乗じた額及び農産物販売規模別農家数のうち5億円以上の数に60,000万円を乗じた額の合算額をいう。）

工業統計調査規則によつて公表された平成24年から平成26年までの各年における製造品出荷額の合算額を3で除して得た額（万円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）並びに商業統計調査規則により平成26年7月1日現在で調査された年間商品販売額の小売業計及び卸売業計の合算額を国勢調査令によつて調査した平成27年10月1日現在における人口で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

7 第五項の規定に基づいて行う経常態容補正IIは、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によつて算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を用いて行うものとする。

算式及び算式の符号

算式

$$\begin{aligned} & (0.2 \times J + 0.1 \times K + 0.1 \times L + 0.1 \times M + 0.1 \times N + 0.2 \times O + 0.1 \times P + 0.1 \times Q) \times R \times 0.315 \end{aligned}$$

0.2 × J、0.1 × K、0.1 × L、0.1 × M、0.1 × N、0.2 × O、0.1 × P及び0.1 × Qに小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号
J 次の算式Iによつて算定した数（当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が3を超える場合には3とする。）

算式I
J11.58 × (k - j) + 10.56

算式Iの符号
j 平成14年度から平成16年度までの各年度における人口増減率の合計数を3で除して得た数（小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

k 令和2年から令和4年までの各年における人口増減率の合計数を3で除して得た数（小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

K 次の算式IIによつて算定した数（当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が3を超える場合には3とし、1に満たないときは1とする。）ただし、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県においては、1とする。

算式II
K113.23 × (m - 1) - 0.75

算式IIの符号
I 平成18年から平成20年までの各年における東京圏転出入人口比率（住民基本台帳人口移動報告における「第7表 移動前の住所別男女別転入者数及び移動後の住所別男女別転出者数」の当該都道府県の表の表頭「移動前の住所別転入者数」の総数のうち埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県、東京都及び神奈川県の欄の数を合算した数から、表頭「移動後の住所別転出者数」の総数のうち埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の欄の数を合算した数を控除した数を当該都道府県の日本人住民基本台帳登録人口で除して得た数に1,000を乗じて得た数（小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。

以下この表の都道府県の項において同じ。）

の合計数を3で除して得た数（小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

m 令和2年から令和4年までの各年における東京圏転出入人口比率（住民基本台帳人口移動報告における「第2表 移動前の住所別、男女別都道府県間移動者数」の表頭が当該都道府県の総数のうち表側「国籍」が日本人移動者かつ表側「移動前の住所地」が東京圏総数の欄の数から、表頭が東京圏総数のうち表側「国籍」が日本人移動者かつ表側「移動前の住所地」が当該都道府県の欄の数を控除した数を当該都道府県の日本人住民基本台帳登録人口で除して得た数に1,000を乗じて得た数（小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。）

の合計数を3で除して得た数（小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

L 次の算式IIIによつて算定した数（当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が3を超える場合には3とし、1に満たないときは1とする。）

算式III
L143.76 × (o - n) - 0.60

算式IIIの符号
n 平成7年から平成9年までの各年における自団体内進学率（学校基本調査における「13 出身高校の所在地別大学入学者数」及び「45 出身高校の所在地別短期大学入学者数」の表頭「出身高校の所在地」が当該都道府県の数のうち表側「計」の欄の数を表側が当該都道府県の数で除して得た数（小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。以下この表の都道府県の項において同じ。）の合計数を3で除して得た数（小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

o 令和2年から令和4年までの各年における自団体内進学率の合計数を3で除して得た数（小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

M 次の算式IVによつて算定した数（当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が3を超える場合には3とし、1に満たないときは1とする。）

算式IV

M	$20.92 \times (q - p) + 0.53$
算式IVの符号	
p	平成24年から平成26年までの各年における自団体内就職者割合（雇用動向調査における「第2.2表 職歴、都道府県、性別県内移動入職者数、他県からの流入者数及び他県への流出者数」の表頭「男女計」の「県内移動」及び「他県への流出」の計の数を合計した数を表頭「男女計」の「県内移動」数で除して得た数（小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。以下この表の都道府県の項において同じ。）の合計数を3で除して得た数（小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）
q	令和元年から令和3年までの各年における自団体内就職者割合の合計数を3で除して得た数（小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）
N	次の算式Vによつて算定した数（当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が3を超える場合には3とし、1に満たないときは1とする。）
算式V	$N = 312.50 \times (s - r) + 7.38$
算式Vの符号	
r	平成15年3月31日現在、平成16年3月31日現在及び平成17年3月31日現在における年少者人口比率の合計数を3で除して得た数（小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）
s	令和3年1月1日現在、令和4年1月1日現在及び令和5年1月1日現在における年少者人口比率の合計数を3で除して得た数（小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）
O	次の算式VIによつて算定した数（当該数が3を超える場合は3とする。）
算式VI	$O = (13.12 \times (u - t) + 0.11) + (4.42 \times u - 5.38)$
	（13.12×（u－t）＋0.11）に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、0.5に満たない場合は0.5とし、（4.42×u－5.38）に小数点以下3位未満の端数があるときは、そ

	の端数を四捨五入し、0.5に満たない場合は0.5とする。
算式VIの符号	
t	人口動態統計における平成14年から平成16年までの各年における合計特殊出生率の合計数を3で除して得た数（小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）
u	人口動態統計における令和元年から令和3年までの各年における合計特殊出生率の合計数を3で除して得た数（小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）
P	次の算式VIIによつて算定した数（当該数が3を超える場合は3とする。）
算式VII	$P = (103.00 \times (w - v) - 3.35) + (15.50 \times w - 9.97)$
	（103.00×（w－v）－3.35）に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、3を超える場合は3とし、1に満たない場合は1とし、（15.50×w－9.97）に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が1を超える場合には1とし、負数となるときは0とする。
算式VIIの符号	
v	平成12年10月1日現在における若年者就業率
w	令和2年10月1日現在における若年者就業率
Q	次の算式VIIIによつて算定した数（当該数が3を超える場合は3とする。）
算式VIII	$Q = (71.94 \times (y - x) - 10.8) + (13.91 \times y - 10.83)$
	（71.94×（y－x）－10.8）に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が3を超える場合は3とし、1に満たない場合は1とし、（13.91×y－10.83）に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が1を超える場合には1とし、負数となるときは0とする。
算式VIIIの符号	
x	平成12年10月1日現在における女性就業率

	業率
y	令和2年10月1日現在における女性就業率
算式IX	$a = 11 + (0.4 \times A + 0.075 \times B + 0.075 \times C + 0.075 \times D + 0.075 \times E + 0.075 \times F + 0.075 \times G + 0.075 \times H + 0.075 \times I) - 11$
算式IXの符号	
A	前項の表都道府県の項の算式Aに同じ。
B	前項の表都道府県の項の算式Bに同じ。
C	前項の表都道府県の項の算式Cに同じ。
D	前項の表都道府県の項の算式Dに同じ。
E	前項の表都道府県の項の算式Eに同じ。
F	前項の表都道府県の項の算式Fに同じ。
G	前項の表都道府県の項の算式Gに同じ。
H	前項の表都道府県の項の算式Hに同じ。
I	前項の表都道府県の項の算式Iに同じ。
算式	$(0.25 \times J + 0.1 \times K + 0.1 \times L + 0.1 \times M + 0.25 \times N + 0.1 \times O + 0.1 \times P) \times a \times 0.314$
	0.1×M、0.25×N、0.1×O及び

0.1×P	に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。
算式の符号	
J	次の算式Iによつて算定した数（当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が3を超える場合には3とし、1に満たないときは1とする。）
算式I	$J = 0.31 \times (k - j) + \dots$
算式Iの符号	
j	平成14年度から平成16年度までの各年度における人口増減率の合計数を3で除して得た数（小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）
k	令和2年から令和4年までの各年における人口増減率の合計数を3で除して得た数（小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）
マ	特別区、指定都市、中核市及び施行時特例市にあつては2.74とし、特別区、指定都市、中核市及び施行時特例市以外の市にあつては3.05とし、町村にあつては3.33とする。
K	次の算式IIによつて算定した数（当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が3を超える場合には3とし、1に満たないときは1とする。）
算式II	$K = 0.28 \times (m - l) + 2.16$
算式IIの符号	
l	平成18年度から平成20年度までの各年度における転入者人口比率の合計数を3で除して得た数（小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）
m	令和2年から令和4年までの各年における転入者人口比率の合計数を3で除して得た数（小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）
L	次の算式IIIによつて算定した数（当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が3を超える場合には3とし、1に満たないときは1とする。）
算式III	

<p>算式IIIの符号 $L \parallel 10 \cdot 34 \times (o \parallel n) \parallel 10 \cdot 36$ <p>n 平成18年度から平成20年度までの各年度における転出者人口比率の合計数を3で除して得た数(小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)</p> <p>o 令和2年から令和4年までの各年における転出者人口比率の合計数を3で除して得た数(小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)</p> <p>M 次の算式IVによつて算定した数(当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が3を超える場合には3とし、1に満たないときは1とする。)</p> <p>算式IV $M \parallel 124 \cdot 22 \times (q \parallel p) + 8$ <p>算式IVの符号 <p>p 平成15年3月31日現在、平成16年3月31日現在及び平成17年3月31日現在における年少者人口比率の合計数を3で除して得た数(小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)</p> <p>q 令和3年1月1日現在、令和4年1月1日現在及び令和5年1月1日現在における年少者人口比率の合計数を3で除して得た数(小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)</p> <p>特別区、指定都市、中核市及び施行時特例市にあつては3.12とし、特別区、指定都市、中核市及び施行時特例市以外の市にあつては3.92とし、町村にあつては4.01とする。</p> <p>N 次の算式Vによつて算定した数(当該数が3を超える場合は3とする。)</p> <p>算式V $N \parallel (0 \cdot 14 \times (s \parallel r) + 1 \cdot 33) + (0 \cdot 15 \times s \parallel 4 \cdot 62)$ <p>(0.14×(s+r)+1.33)に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、0.5に満たない場合は0.5とし、(0.15×s+4.62)に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、0.5に満たない場合は0.5とする。</p> <p>算式Vの符号 <p>r 住民基本台帳関係年報に登載された平成15年3月31日現在における出生数を、1</p> </p></p></p></p></p>

5歳から19歳までの女性人口に0.153を乗じて得た数(整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)、20歳から24歳までの女性人口に0.982を乗じて得た数(整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)、25歳から29歳までの女性人口に2.303を乗じて得た数(整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)、30歳から34歳までの女性人口に2.217を乗じて得た数(整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)、35歳から39歳までの女性人口に0.792を乗じて得た数(整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)、40歳から44歳までの女性人口に0.104を乗じて得た数(整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)、及び45歳から49歳までの女性人口に0.002を乗じて得た数(整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)(合計数で除して、1,000を乗じて得た数(小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)、平成16年3月31日現在における出生数を、15歳から19歳までの女性人口に0.146を乗じて得た数(整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)、20歳から24歳までの女性人口に0.953を乗じて得た数(整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)、25歳から29歳までの女性人口に2.271を乗じて得た数(整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)、30歳から34歳までの女性人口に2.141を乗じて得た数(整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)、35歳から39歳までの女性人口に0.835を乗じて得た数(整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)、40歳から44歳までの女性人口に0.114を乗じて得た数(整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)、及び45歳から49歳までの女性人口に0.003を乗じて得た数(整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)(合計数で除して、1,000を乗じて得た数(小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。))並びに平成17年3月31日現在における出

生数を、15歳から19歳までの女性人口に0.144を乗じて得た数(整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)、20歳から24歳までの女性人口に0.938を乗じて得た数(整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)、25歳から29歳までの女性人口に2.220を乗じて得た数(整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)、30歳から34歳までの女性人口に2.165を乗じて得た数(整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)、35歳から39歳までの女性人口に0.887を乗じて得た数(整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)、40歳から44歳までの女性人口に0.121を乗じて得た数(整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)、及び45歳から49歳までの女性人口に0.003を乗じて得た数(整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)(合計数で除して、1,000を乗じて得た数を合算して得た数(小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。))を3で除して得た数(小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

s 住民基本台帳関係年報に登載された令和3年1月1日現在における出生数を、15歳から19歳までの女性人口に0.072を乗じて得た数(整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)、20歳から24歳までの女性人口に0.659を乗じて得た数(整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)、25歳から29歳までの女性人口に2.135を乗じて得た数(整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)、30歳から34歳までの女性人口に2.778を乗じて得た数(整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)、35歳から39歳までの女性人口に1.572を乗じて得た数(整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)、40歳から44歳までの女性人口に0.339を乗じて得た数(整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)、及び45歳から49歳までの女性人口に0.010を乗じて得た数(整数未満の端数があるときは、その

端数を四捨五入する。)(合計数で除して、1,000を乗じて得た数(小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。))、令和4年1月1日現在における出生数を、15歳から19歳までの女性人口に0.059を乗じて得た数(整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)、20歳から24歳までの女性人口に0.605を乗じて得た数(整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)、25歳から29歳までの女性人口に2.103を乗じて得た数(整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)、30歳から34歳までの女性人口に2.790を乗じて得た数(整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)、35歳から39歳までの女性人口に1.605を乗じて得た数(整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)、40歳から44歳までの女性人口に0.362を乗じて得た数(整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)、及び45歳から49歳までの女性人口に0.010を乗じて得た数(整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。))並びに令和5年1月1日現在における出生数を、15歳から19歳までの女性人口に0.059を乗じて得た数(整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)、20歳から24歳までの女性人口に0.605を乗じて得た数(整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)、25歳から29歳までの女性人口に2.103を乗じて得た数(整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)、30歳から34歳までの女性人口に2.790を乗じて得た数(整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)、35歳から39歳までの女性人口に1.605を乗じて得た数(整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)、40歳から44歳までの女性人口に0.362を乗じて得た数(整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。))及び45歳から49歳までの女性人口に0.010を乗じて得た数(整数未満の端数があるときは、その端

数を四捨五入する。)の合計数で除して、1,000を乗じて得た数(小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)を合算して得た数を3で除して得た数(小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

○ 次の算式VIによつて算定した数(当該数が3を超える場合は3とする。)

算式VI

$$O \parallel (37.04 \times (u \parallel t) - 10.57) + (17.44 \times u \parallel 11.21) - (37.04 \times (u \parallel t) - 10.57)$$

に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が3を超える場合には3とし、1に満たない場合は1とし、(17.44 × u 11.21)に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が1を超える場合には1とし、負数となるときは0とする。

算式VIの符号

t 平成12年10月1日現在における若年者就業率

u 令和2年10月1日現在における若年者就業率

P 次の算式VIIによつて算定した数(当該数が3を超える場合は3とする。)

算式VII

$$P \parallel (13.98 \times (w \parallel v) - 1.31) + (7.1 \times w \parallel 5.53)$$

(13.98 × (w 1.31)に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、3を超える場合は3とし、1に満たない場合は1とし、(7.1 × w 5.53)に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が1を超える場合には1とし、負数となるときは0とする。

算式VIIの符号

v 平成12年10月1日現在における女性就業率

w 令和2年10月1日現在における女性就業率

r 1、r 2、r 3又はr 4のいずれか大きい率(ただし、令和2年度から令和4年度までの各年度における基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数(小数点以下2位未満の端数があるときは、その端数を四捨

五入する。)の合計数を3で除して得た数(小数点以下2位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)が0.49以上となる場合は1.000とする。)

○ 1 次の算式VIIIによつて算定した数(小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式VIII

$$r \parallel 1 + (0.4 \times A + 0.075 \times B + 0.075 \times C + 0.075 \times D + 0.075 \times E + 0.075 \times F + 0.075 \times G + 0.075 \times H + 0.075 \times I) - 1$$

算式VIIIの符号

A 前項の表市町村の項の算式の符号Aに同じ。

B 前項の表市町村の項の算式の符号Bに同じ。

C 前項の表市町村の項の算式の符号Cに同じ。

D 前項の表市町村の項の算式の符号Dに同じ。

E 前項の表市町村の項の算式の符号Eに同じ。

F 前項の表市町村の項の算式の符号Fに同じ。

G 前項の表市町村の項の算式の符号Gに同じ。

H 前項の表市町村の項の算式の符号Hに同じ。

I 前項の表市町村の項の算式の符号Iに同じ。

○ 2 過疎地域持続的発展法第43条の規定により読み替えて適用する過疎地域持続的発展法第2条第1項に基づく過疎地域の市町村、過疎地域持続的発展法第42条の規定により過疎地域とみなされる市町村、離島振興法第2条第2項に基づき公示された離島をその区域の全部とする市町村、沖縄県内の市町村、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定する奄美群島をその区域の全部又は一部とする市町村、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定する小笠原諸島をその区域の全部又は一部とする市町村、山村振興法第7条に基づき指定された振興山村をその区域の全部とする市町村及び半島振興法第2条に基づき指定された半島地域をその区域の全

部とする市町村にあつては1.200とし、それ以外の市町村にあつては1.000とする。

○ 3 過疎地域持続的発展法第43条の規定により読み替えて適用する過疎地域持続的発展法第3条の規定によりその地域の一部が過疎地域とみなされる市町村、離島振興法第2条第2項に基づき公示された離島をその区域の一部とする市町村、山村振興法第7条に基づき指定された振興山村をその区域の一部とする市町村及び半島振興法第2条に基づき指定された半島地域をその区域の一部とする市町村にあつては1.100とし、それ以外の市町村にあつては1.000とする。

○ 4 令和3年3月31日において旧過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項に基づく過疎地域の市町村及び同法第33条第1項の規定により過疎地域とみなされる市町村にあつては1.200とし、同法第33条第2項の規定によりその地域の一部が過疎地域とみなされる市町村にあつては1.100とする。

8 前四項の規定を適用する場合における測定単位の数値に係る補正係数は、それぞれの理由ごとに算出した補正係数を連乗した率による。

9 新市町村の測定単位の数値の合併関係市町村への分別又は按分は、第四十九条第二項第一号の規定により分別又は按分するものとする。

10 新市町村の段階補正及び経常態容補正の算定における合併関係市町村の段階補正係数及び経常態容補正係数の算定に用いる数値については、新市町村(ただし、二回以上合併を行った場合においては、直近の合併に係る当該新市町村)の数値を用いる。

11 第四十九条第一項の規定の適用については、同項中「額の合算額」とあるのは、「額と附則第十九条の十四の二第九項の規定によつて分別又は按分した測定単位の数値を同条第三項から第八項までの規定により補正したものに当該測定単位ごとの単位費用を乗じて得た額との合算額」とする。

(「地域社会再生事業費」に係る数値の算定方法等)

第十九条の十四の三 法附則第五条の四第二項の規定による測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位の種類につき、同表の中欄に定める測定単位の数値の算定方法によつて、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて算定する。

部とする市町村にあつては1.200とし、それ以外の市町村にあつては1.000とする。

○ 3 過疎地域持続的発展法第43条の規定により読み替えて適用する過疎地域持続的発展法第3条の規定によりその地域の一部が過疎地域とみなされる市町村、離島振興法第2条第2項に基づき公示された離島をその区域の一部とする市町村、山村振興法第7条に基づき指定された振興山村をその区域の一部とする市町村及び半島振興法第2条に基づき指定された半島地域をその区域の全部とする市町村にあつては1.100とし、それ以外の市町村にあつては1.000とする。

○ 4 令和3年3月31日において旧過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項に基づく過疎地域の市町村及び同法第33条第1項の規定により過疎地域とみなされる市町村にあつては1.200とし、同法第33条第2項の規定によりその地域の一部が過疎地域とみなされる市町村にあつては1.100とする。

8 前四項の規定を適用する場合における測定単位の数値に係る補正係数は、それぞれの理由ごとに算出した補正係数を連乗した率による。

9 新市町村の測定単位の数値の合併関係市町村への分別又は按分は、第四十九条第二項第一号の規定により分別又は按分するものとする。

10 新市町村の段階補正及び経常態容補正の算定における合併関係市町村の段階補正係数及び経常態容補正係数の算定に用いる数値については、新市町村(ただし、二回以上合併を行った場合においては、直近の合併に係る当該新市町村)の数値を用いる。

11 第四十九条第一項の規定の適用については、同項中「額の合算額」とあるのは、「額と附則第十九条の十四の二第九項の規定によつて分別又は按分した測定単位の数値を同条第三項から第八項までの規定により補正したものに当該測定単位ごとの単位費用を乗じて得た額との合算額」とする。

(「地域社会再生事業費」に係る数値の算定方法等)

第十九条の十四の三 法附則第五条の四第二項の規定による測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位の種類につき、同表の中欄に定める測定単位の数値の算定方法によつて、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて算定する。

部とする市町村にあつては1.200とし、それ以外の市町村にあつては1.000とする。

○ 3 過疎地域持続的発展法第43条の規定により読み替えて適用する過疎地域持続的発展法第3条の規定によりその地域の一部が過疎地域とみなされる市町村、離島振興法第2条第2項に基づき公示された離島をその区域の一部とする市町村、山村振興法第7条に基づき指定された振興山村をその区域の一部とする市町村及び半島振興法第2条に基づき指定された半島地域をその区域の全部とする市町村にあつては1.100とし、それ以外の市町村にあつては1.000とする。

○ 4 令和3年3月31日において旧過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項に基づく過疎地域の市町村及び同法第33条第1項の規定により過疎地域とみなされる市町村にあつては1.200とし、同法第33条第2項の規定によりその地域の一部が過疎地域とみなされる市町村にあつては1.100とする。

8 前四項の規定を適用する場合における測定単位の数値に係る補正係数は、それぞれの理由ごとに算出した補正係数を連乗した率による。

9 新市町村の測定単位の数値の合併関係市町村への分別又は按分は、第四十九条第二項第一号の規定により分別又は按分するものとする。

10 新市町村の段階補正及び経常態容補正の算定における合併関係市町村の段階補正係数及び経常態容補正係数の算定に用いる数値については、新市町村(ただし、二回以上合併を行った場合においては、直近の合併に係る当該新市町村)の数値を用いる。

11 第四十九条第一項の規定の適用については、同項中「額の合算額」とあるのは、「額と附則第十九条の十四の二第九項の規定によつて分別又は按分した測定単位の数値を同条第三項から第八項までの規定により補正したものに当該測定単位ごとの単位費用を乗じて得た額との合算額」とする。

(「地域社会再生事業費」に係る数値の算定方法等)

第十九条の十四の三 法附則第五条の四第二項の規定による測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位の種類につき、同表の中欄に定める測定単位の数値の算定方法によつて、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて算定する。

測定単位	測定単位の数値の算定方法	表示単位
人口	国勢調査令によつて調査した令和二年十月一日現在における人口	人
1	前項の規定によつて測定単位の数値を算定する場合においては、第五条第二項の規定を準用する。	
2	法附則第五条の三第二項ただし書の規定に基づいて行う補正は、段階補正、経常態容補正及び密度補正とする。	
3	前項の規定に基づいて行う段階補正に用いる法第十三条第四項の規定による率は、附則別表第十二の三に定めるところによるものとし、市町村の段階補正係数が十・〇〇〇を超えるときは、十・〇〇〇とする。	
4	第三項の規定に基づいて行う経常態容補正は、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によつて算定した数(小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)を用いて行うものとする。	
5	算式及び算式の符号	
6	算式	
7	算式	
8	算式	
9	算式	
10	算式	
11	算式	
12	算式	
13	算式	
14	算式	
15	算式	
16	算式	
17	算式	
18	算式	
19	算式	
20	算式	
21	算式	
22	算式	
23	算式	
24	算式	
25	算式	
26	算式	
27	算式	
28	算式	
29	算式	
30	算式	
31	算式	
32	算式	
33	算式	
34	算式	
35	算式	
36	算式	
37	算式	
38	算式	
39	算式	
40	算式	
41	算式	
42	算式	
43	算式	
44	算式	
45	算式	
46	算式	
47	算式	
48	算式	
49	算式	
50	算式	
51	算式	
52	算式	
53	算式	
54	算式	
55	算式	
56	算式	
57	算式	
58	算式	
59	算式	
60	算式	
61	算式	
62	算式	
63	算式	
64	算式	
65	算式	
66	算式	
67	算式	
68	算式	
69	算式	
70	算式	
71	算式	
72	算式	
73	算式	
74	算式	
75	算式	
76	算式	
77	算式	
78	算式	
79	算式	
80	算式	
81	算式	
82	算式	
83	算式	
84	算式	
85	算式	
86	算式	
87	算式	
88	算式	
89	算式	
90	算式	
91	算式	
92	算式	
93	算式	
94	算式	
95	算式	
96	算式	
97	算式	
98	算式	
99	算式	
100	算式	

($a11a2$) / $a1$) に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅰの符号

a1 国勢調査令によつて調査した平成22年10月1日現在における当該都道府県の人口

a2 国勢調査令によつて調査した令和2年10月1日現在における当該都道府県の人口

B 次の算式Ⅱによつて算定した数(当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が3を超える場合には3とする。)

算式Ⅱ

B119 / b

算式Ⅱの符号

b 令和2年10月1日現在における年少者人口比率(国勢調査令によつて調査した同日現在における当該都道府県の15歳未満の人口を同令によつて調査した同日現在における当該都道府県の人口で除して得た数(小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)をいう。)

C 次の算式Ⅲによつて算定した数(当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が3を超える場合には3とする。)

算式Ⅲ

C119 / 0.280

算式Ⅲの符号

c 令和2年10月1日現在における高齢者人口比率(国勢調査令によつて調査した同日現在における当該都道府県の65歳以上の人口を同令によつて調査した同日現在における当該都道府県の人口で除して得た数(小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)をいう。)

D 次の算式Ⅳによつて算定した数(当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が3を超える場合には3とする。)

算式Ⅳ

D1111111111 / d1 + 0.02

2 / 0.125

($d11d2$) / $d1$) に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅳの符号

d1 国勢調査令によつて調査した平成22年10月1日現在における当該都道府県の15歳以上65歳未満人口

d2 国勢調査令によつて調査した令和2年10月1日現在における当該都道府県の15歳以上65歳未満人口

E 次の算式Ⅴによつて算定した数(当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式Ⅴ

E1111111111 / 0.263

算式Ⅴの符号

e 次の算式によつて算定した数

2.000 × e1 + 1.75 × e2 + 1.50 × e3 + 1.25 × e4 + 1.00 × e5 + 0.75 × e6 + 0.50 × e7 + 0.25 × e8

2.00 × e1, 1.75 × e2, 1.50 × e3, 1.25 × e4, 1.00 × e5, 0.75 × e6, 0.50 × e7 及び 0.25 × e8 に小数点未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅴの符号

e1 当該都道府県の区域内の市町村におけるメツシユ人口(総務省統計局において公表した令和2年国勢調査に関する地域メツシユ統計にて、基準地域メツシユの中心点が帰属する当該市町村の区域内において、常住人口のいる基準地域メツシユ内の人口をいう。以下この項において同じ。)のうち、100人未満の合計に相当する数として総務大臣が通知した数

e2 当該都道府県の区域内の市町村におけるメツシユ人口のうち、100人以上200人未満の合計に相当する数として総務大臣が通知した数

e3 当該都道府県の区域内の市町村におけるメツシユ人口のうち、200人以上300人未満の合計に相当する数として総務大臣が通知した数

e4 当該都道府県の区域内の市町村におけるメツシユ人口のうち、300人以上400人未満の合計に相当する数として総務大臣が通知した数

e5 当該都道府県の区域内の市町村におけるメツシユ人口のうち、400人以上500人未満の合計に相当する数として総務大臣が通知した数

人未満の合計に相当する数として総務大臣が通知した数

e6 当該都道府県の区域内の市町村におけるメツシユ人口のうち、500人以上1,000人未満の合計に相当する数として総務大臣が通知した数

e7 当該都道府県の区域内の市町村におけるメツシユ人口のうち、1,000人以上2,000人未満の合計に相当する数として総務大臣が通知した数

e8 当該都道府県の区域内の市町村におけるメツシユ人口のうち、2,000人以上4,000人未満の合計に相当する数として総務大臣が通知した数

f 符号A算式Ⅰの符号a2に同じ。

算式

(0.2 × A + 0.1 × B + 0.1 × C + 0.1 × D) × 1.010 + (0.5 × E) × 0.664

0.2 × A, 0.1 × B, 0.1 × C, 0.1 × D 及び 0.5 × E に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅰの符号

A 次の算式Ⅰによつて算定した数(当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が3を超える場合には3とし、負数となるときは0とする。)

算式Ⅰ

A1111111111 / a1 / 0.066

($a11a2$) / $a1$) に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅰの符号

a1 国勢調査令によつて調査した平成22年10月1日現在における当該市町村の人口

a2 国勢調査令によつて調査した令和2年10月1日現在における当該市町村の人口

B 次の算式Ⅱによつて算定した数(当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が3を超える場合には3とする。)

算式Ⅱ

B119 / b

算式Ⅱの符号

b 令和2年10月1日現在における年少者人口比率(国勢調査令によつて調査した同日

現在における当該市町村の15歳未満の人口を同令によつて調査した同日現在における当該市町村の人口で除して得た数(小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)をいう。)

C 次の算式Ⅲによつて算定した数(当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が3を超える場合には3とする。)

算式Ⅲ

C119 / 0.280

算式Ⅲの符号

c 令和2年10月1日現在における高齢者人口比率(国勢調査令によつて調査した同日現在における当該市町村の65歳以上の人口を国勢調査令によつて調査した同日現在における当該市町村の人口で除して得た数(小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)をいう。)

D 次の算式Ⅳによつて算定した数(当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が3を超える場合には3とする。)

算式Ⅳ

D1111111111 / d1 + 0.07

0 / 0.155

($d11d2$) / $d1$) に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅳの符号

d1 国勢調査令によつて調査した平成22年10月1日現在における当該市町村の15歳以上65歳未満人口

d2 国勢調査令によつて調査した令和2年10月1日現在における当該市町村の15歳以上65歳未満人口

E 次の算式Ⅴによつて算定した数(当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式Ⅴ

E1111111111 / 0.263

算式Ⅴの符号

e 次の算式によつて算定した数

2.000 × e1 + 1.75 × e2 + 1.50 × e3 + 1.25 × e4 + 1.00 × e5 +

府県 算式の符号	都道府県 算式の符号	地方 算式及び算式の符号	6 第三項の規定に基づいて行う密度補正に用いる密度は、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によつて算定した数(小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)によるものとする。	0.75×e6+0.50×e7+0.25×e8	1.00×e1, 1.75×e2, 1.50×e3, 1.25×e4, 1.00×e5, 0.75×e6, 0.50×e7及び0.25×e8に小数点未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。		
				e1 当該市町村におけるメツシユ人口のうち、1000人未満の合計に相当する数として総務大臣が通知した数	e2 当該市町村におけるメツシユ人口のうち、1000人以上2000人未満の合計に相当する数として総務大臣が通知した数	e3 当該市町村におけるメツシユ人口のうち、2000人以上3000人未満の合計に相当する数として総務大臣が通知した数	e4 当該市町村におけるメツシユ人口のうち、3000人以上4000人未満の合計に相当する数として総務大臣が通知した数

府県 算式の符号	都道府県 算式の符号	地方 算式及び算式の符号	6 第三項の規定に基づいて行う密度補正に用いる密度は、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によつて算定した数(小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)によるものとする。	7 前三項の規定を適用する場合における測定単位の数値に係る補正係数は、第四項にて算出した段階補正係数及び第五項にて算出した経常態容補正係数を連乗した率に前項にて算出した密度補正の密度を加えた率による。	8 新市町村の測定単位の数値の合併関係市町村への分別又は按分は、第四十九条第二項第一号の規定により分別又は按分するものとする。	9 新市町村の段階補正及び経常態容補正の算定における合併関係市町村の段階補正係数及び経常態容補正係数の算定に用いる数値については、新市町村(ただし、二回以上合併を行った場合においては、直近の合併に係る当該新市町村)の数値を用いる。	10 第四十九条第一項の規定の適用については、同項中「額の合算額」とあるのは、「額と別則第十九条の十四の四」の規定によつて分別又は按分した測定単位の数値を同条第四項から第六項までの規定により補正したものに当該測定単位ごとの単位費用を乗じて得た額との合算額」とする。	19 法附則第六條第二項の規定による測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位の種類につき、同表の中欄に定める測定単位の数値の算定方法によつて、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて算定する。	測定単位の数値の算定方法	表示単位
									人口の種類	国勢調査令によつて調査した令和二年十月一日現在における人口

府県 算式の符号	都道府県 算式の符号	地方 算式及び算式の符号	6 前三項の規定に基づいて行う経常態容補正は、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によつて算定した数(小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)を用いて行うものとする。	5 第三項の規定に基づいて行う経常態容補正は、経常態容補正I及び経常態容補正IIとする。	算式 (0.5×A+0.5×B)×0.994 0.5×A及び0.5×Bに小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。	算式の符号 A 次の算式Iによつて算定した数(当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が3を超える場合には3とする)。 算式I AⅡ (a1+a2+a3+a4) / a5 AⅢ (a1+a2+a3+a4) / a5 以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。	a1 当該都道府県の65歳以上人口(附則第21条第1項第1号の表中8に掲げる地方団体にあつては同項の規定によつて算定した65歳以上人口) a2 令和4年3月31日現在において身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)の規定によつて身体障害者手帳を所持している者として福祉行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第14 身体障害者手帳交付台帳登録数」の表側「計」、表頭「総数(年度末現在)」の欄の当該都道府県の数 a3 令和4年3月31日現在において療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発見第156号厚生事務次官通知)の規定に	算式Ⅱ BⅡ b1 / 0.05072 × (b2 × 103.093 + 0.369) × (b3 × 338.983 - 336.929) BⅠ 0.05072に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が3を超える場合には3とし、(b2 × 103.093 + 0.369)に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が2を超える場合には2とし、1に満たないときは1とし、(b3 × 338.983 - 336.929)に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が2を超える場合には2とし、1に満たないときは1とする。
-------------	---------------	-----------------	---	---	---	--	--	---

府県 算式の符号	都道府県 算式の符号	地方 算式及び算式の符号	6 前三項の規定に基づいて行う経常態容補正は、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によつて算定した数(小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)を用いて行うものとする。	5 第三項の規定に基づいて行う経常態容補正は、経常態容補正I及び経常態容補正IIとする。	算式 (0.5×A+0.5×B)×0.994 0.5×A及び0.5×Bに小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。	算式の符号 A 次の算式Iによつて算定した数(当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が3を超える場合には3とする)。 算式I AⅡ (a1+a2+a3+a4) / a5 AⅢ (a1+a2+a3+a4) / a5 以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。	a1 当該都道府県の65歳以上人口(附則第21条第1項第1号の表中8に掲げる地方団体にあつては同項の規定によつて算定した65歳以上人口) a2 令和4年3月31日現在において身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)の規定によつて身体障害者手帳を所持している者として福祉行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第14 身体障害者手帳交付台帳登録数」の表側「計」、表頭「総数(年度末現在)」の欄の当該都道府県の数 a3 令和4年3月31日現在において療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発見第156号厚生事務次官通知)の規定に	算式Ⅱ BⅡ b1 / 0.05072 × (b2 × 103.093 + 0.369) × (b3 × 338.983 - 336.929) BⅠ 0.05072に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が3を超える場合には3とし、(b2 × 103.093 + 0.369)に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が2を超える場合には2とし、1に満たないときは1とし、(b3 × 338.983 - 336.929)に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が2を超える場合には2とし、1に満たないときは1とする。
-------------	---------------	-----------------	---	---	---	--	--	---

市町村

月1日現在における農業、林業及び漁業の民営事業所数の合計を同令によつて公表された当該都道府県の同日現在における個人事業所数、法人事業所数及び法人でない団体の事業所数の合計(事業内容等不詳事業所を除く)で除して得た数(小数点以下5位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

b3 中小企業庁によつて公表された平成28年6月時点の当該都道府県の中小企業数(民営及び非一次産業に限る。)を、同庁によつて公表された同月時点の当該都道府県の企業数(民営及び非一次産業に限る。)で除して得た数(小数点以下5位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

生労働省に報告された「第31 療育手帳交付台帳登録数」の表頭「計」、表頭「年度末現在」の欄の当該市町村の数に相当する数として総務大臣が通知した数

a4 令和4年3月31日現在において精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定によつて精神障害者保健福祉手帳を所持している者として厚生労働省に報告された「第5 精神障害者保健福祉手帳交付台帳登録数」の表頭「計」、表頭「年度末現在」の欄の当該市町村の数に相当する数として総務大臣が通知した数

a5 当該市町村の人口(附則第21条第1項第1号の表中1に掲げる地方団体にあっては同項の規定によつて算定した人口)

B 次の算式IIによつて算定した数(当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式II

$$B = \frac{b1}{0.05071} \times (b2 \times 17.825 + 0.891) \times (b3 \times 317.4601315 - 473)$$

事業所数の合計を、同令によつて公表された当該市町村における同日現在における個人事業所数、法人事業所数及び法人でない団体の事業所数の合計(事業内容等不詳事業所を除く)で除して得た数(小数点以下5位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

b3 中小企業庁によつて公表された平成28年6月時点の当該市町村の中小企業数(民営及び非一次産業に限る。)を、同庁によつて公表された同月時点の当該市町村の企業数(民営及び非一次産業に限る。)で除して得た数(小数点以下5位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

a1、a2又はa3のいずれか大きい率(ただし、令和2年度から令和4年度までの各年度における基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数(小数点以下2位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。))の合計数を3で除して得た数(小数点以下2位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

7 第五項の規定に基づいて行う経常態容補正IIは、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によつて算定した数(小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)を用いて行うものとする。

地方算式及び算式の符号

市町村算式

$$C \times 6.081513.9547$$

$$C \times 6.081513.9547$$

以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が0.500に満たない場合には0.500とする。

算式の符号
 C 次の算式によつて算定した数(当該数に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式I

$$C = \frac{c1}{c2}$$

c1 「マイナンバーカード保有枚数(令和5年5月31日時点)について」(令和5年6月2日付け総行マ第83号総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室通知)において通知された令和5年5月31日時点の当該市町村における個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)の保有枚数

算式

$$0.5 \times A + 0.5 \times B$$

未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、0.5 × A + 0.5 × B が6を超える場合には6とする。

算式の符号
 A 次の算式Iによつて算定した数(当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が3を超える場合には3とする。)

算式I

$$A = \frac{a1 + a2 + a3 + a4}{a5}$$

以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Iの符号
 a1 当該市町村の65歳以上人口(附則第21条第1項第1号の表中8に掲げる地方団体にあっては同項の規定によつて算定した65歳以上人口)

令和4年3月31日現在において身体障害者福祉法の規定によつて身体障害者手帳を所持している者として福祉行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第14 身体障害者手帳交付台帳登録数」の表頭「計」、表頭「総数(年度末現在)」の欄の当該市町村の数に相当する数として総務大臣が通知した数

令和4年3月31日現在において精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定によつて精神障害者保健福祉手帳を所持している者として厚生労働省に報告された「第5 精神障害者保健福祉手帳交付台帳登録数」の表頭「計」、表頭「年度末現在」の欄の当該市町村の数に相当する数として総務大臣が通知した数

a5 当該市町村の人口(附則第21条第1項第1号の表中1に掲げる地方団体にあっては同項の規定によつて算定した人口)

B 次の算式IIによつて算定した数(当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式II

$$B = \frac{b1}{0.05071} \times (b2 \times 17.825 + 0.891) \times (b3 \times 317.4601315 - 473)$$

過疎地域持続的発展法第43条の規定により読み替えて適用する過疎地域持続的発展法第2条第1項に基づく過疎地域の市町村、過疎地域持続的発展法第42条の規定により過疎地域とみなされる市町村、離島振興法第2条第2項に基づき公示された離島をその区域の全部とする市町村、沖縄県内の市町村、奄美群島振興特別措置法第1条に規定する奄美群島をその区域の全部又は一部とする市町村、小笠原諸島振興特別措置法第4条第1項に規定する小笠原諸島をその区域の全部又は一部とする市町村、山村振興法第7条に基づき指定された振興山村をその区域の全部とする市町村及び半島振興法第2条に基づき指定された半島地域をその区域の全部とする市町村にあっては1.2000とし、それ以外の市町村にあっては1.0000とする。

過疎地域持続的発展法第43条の規定により読み替えて適用する過疎地域持続的発展法第3条の規定によりその地域の一部が過疎地域とみなされる市町村、離島振興法第2条第2項に基づき公示された離島をその区域の一部とする市町村、山村振興法第7条に基づき指定された振興山村をその区域の一部とする市町村及び半島振興法第2条に基づき指定された半島地域をその区域の一部とする市町村にあっては1.1000とし、それ以外の市町村にあっては1.0000とする。

令和3年3月31日において旧過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項に基づく過疎地域の市町村及び同法第33条第1項の規定により過疎地域とみなされる市町村にあっては1.2000とし、同法第33条第2項の規定によりその地域の一部が過疎地域とみなされる市町村にあっては1.1000とする。

令和4年3月31日現在において療育手帳制度要綱の規定によつて療育手帳を所持している者として福祉行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第14 身体障害者手帳交付台帳登録数」の表頭「計」、表頭「総数(年度末現在)」の欄の当該市町村の数に相当する数として総務大臣が通知した数

令和4年3月31日現在において精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定によつて精神障害者保健福祉手帳を所持している者として厚生労働省に報告された「第5 精神障害者保健福祉手帳交付台帳登録数」の表頭「計」、表頭「年度末現在」の欄の当該市町村の数に相当する数として総務大臣が通知した数

a5 当該市町村の人口(附則第21条第1項第1号の表中1に掲げる地方団体にあっては同項の規定によつて算定した人口)

B 次の算式IIによつて算定した数(当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式II

$$B = \frac{b1}{0.05071} \times (b2 \times 17.825 + 0.891) \times (b3 \times 317.4601315 - 473)$$

令和4年3月31日現在において療育手帳制度要綱の規定によつて療育手帳を所持している者として福祉行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第14 身体障害者手帳交付台帳登録数」の表頭「計」、表頭「総数(年度末現在)」の欄の当該市町村の数に相当する数として総務大臣が通知した数

令和4年3月31日現在において精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定によつて精神障害者保健福祉手帳を所持している者として厚生労働省に報告された「第5 精神障害者保健福祉手帳交付台帳登録数」の表頭「計」、表頭「年度末現在」の欄の当該市町村の数に相当する数として総務大臣が通知した数

a5 当該市町村の人口(附則第21条第1項第1号の表中1に掲げる地方団体にあっては同項の規定によつて算定した人口)

B 次の算式IIによつて算定した数(当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式II

$$B = \frac{b1}{0.05071} \times (b2 \times 17.825 + 0.891) \times (b3 \times 317.4601315 - 473)$$

令和4年3月31日現在において療育手帳制度要綱の規定によつて療育手帳を所持している者として福祉行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第14 身体障害者手帳交付台帳登録数」の表頭「計」、表頭「総数(年度末現在)」の欄の当該市町村の数に相当する数として総務大臣が通知した数

令和4年3月31日現在において精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定によつて精神障害者保健福祉手帳を所持している者として厚生労働省に報告された「第5 精神障害者保健福祉手帳交付台帳登録数」の表頭「計」、表頭「年度末現在」の欄の当該市町村の数に相当する数として総務大臣が通知した数

a5 当該市町村の人口(附則第21条第1項第1号の表中1に掲げる地方団体にあっては同項の規定によつて算定した人口)

B 次の算式IIによつて算定した数(当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式II

$$B = \frac{b1}{0.05071} \times (b2 \times 17.825 + 0.891) \times (b3 \times 317.4601315 - 473)$$

令和4年3月31日現在において療育手帳制度要綱の規定によつて療育手帳を所持している者として福祉行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第14 身体障害者手帳交付台帳登録数」の表頭「計」、表頭「総数(年度末現在)」の欄の当該市町村の数に相当する数として総務大臣が通知した数

令和4年3月31日現在において精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定によつて精神障害者保健福祉手帳を所持している者として厚生労働省に報告された「第5 精神障害者保健福祉手帳交付台帳登録数」の表頭「計」、表頭「年度末現在」の欄の当該市町村の数に相当する数として総務大臣が通知した数

a5 当該市町村の人口(附則第21条第1項第1号の表中1に掲げる地方団体にあっては同項の規定によつて算定した人口)

B 次の算式IIによつて算定した数(当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式II

$$B = \frac{b1}{0.05071} \times (b2 \times 17.825 + 0.891) \times (b3 \times 317.4601315 - 473)$$

c2 前項の表市町村の項の算式の符号Aの算式Iの符号a5に同じ。

8 前四項の規定を適用する場合における測定単位の数値に係る補正係数は、第四項にて算出した段階補正係数及び第六項にて算出した経常態容補正I係数を連乗した率に前項にて算出した経常態容補正II係数を加えた率による。

9 新市町村の測定単位の数値の合併関係市町村への分別又は按分は、第四十九条第二項第一号の規定により分別又は按分するものとする。

10 新市町村の段階補正及び経常態容補正の算定における合併関係市町村の段階補正係数、経常態容補正I係数及び経常態容補正II係数の算定に用いる数値については、新市町村(ただし、二回以上合併を行った場合においては、直近の合併に係る当該新市町村)の数値を用いる。

11 第四十九条第一項の規定の適用については、同項中「額の合算額」とあるのは、「額と附則第十九条の十四の四第九項の規定によつて分別又は按分した測定単位の数値を同条第四項から第七項までの規定により補正したものに当該測定単位ごとの単位費用を乗じて得た額との合算額」とする。

(臨時経済対策費)に係る数値の算定方法等第十九条の十四の五 地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律(令和五年法律第八十三号。以下この条及び次条において「令和五年地方交付税法等改正法」という。)附則第二条第二項の規定による「臨時経済対策費」に係る測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位の種類につき、同表の中欄に定める測定単位の数値の算定方法によつて、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて算定する。

測定単位測定単位の数値の算定方法の種類	表示単位
人口	人
国勢調査令によつて調査した令和二年十月一日現在における人口	単位

2 前項の規定によつて測定単位の数値を算定する場合においては、第五条第二項の規定を準用する。

3 令和五年地方交付税法等改正法附則第二条第二項ただし書の規定に基づいて行う「臨時経済対策費」に係る補正は、段階補正及び経常態容補正とする。

4 前項の規定に基づいて行う段階補正に用いる法第十三条第四項の規定による率は、附則別表第十二の五に定めるところによるものとする。

5 第三項の規定に基づいて行う経常態容補正は、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によつて算定した数(小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)を用いて行うものとする。

算式	算式及び算式の符号
$0.1 \times A + 0.1 \times B + 0.1 \times C + 0.4 \times D + 0.2 \times E + 0.1 \times 1.088$	<p>算式I</p> <p>次項の算式Iによつて算定した数(当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が3を超える場合には3とする。)</p> <p>算式II</p> <p>令和2年から令和4年までの各年における当該都道府県の区域内の市町村に係る「市町村別住民票記載、消除数」の表頭「増減数」の欄の数の合計数を当該都道府県の住民基本台帳登録人口で除して得た数に1,000を乗じて得た数(小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)</p> <p>算式III</p> <p>令和2年から令和4年までの各年における当該都道府県の住民基本台帳登録人口で除して得た数(小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)</p> <p>算式IV</p> <p>令和5年1月1日現在における年少者人口比率(当該都道府県の住民基本台帳登録人口のうち15歳未満の者の数を当該都道府県の住民基本台帳登録人口で除して得た数(小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。))をいう。</p>

B 次の算式IIによつて算定した数(当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が3を超える場合には3とし、負数となるときは0とする。)

$b \text{ IV } 0 \text{ のとき } B \parallel 1 \cdot 0 \cdot 1 \cdot 3 \times b + 0 \cdot 1 \cdot b \text{ A } 0 \text{ のとき } B \parallel 1 \cdot 0 \cdot 1 \cdot 2 \times b + 0 \cdot 1$	<p>算式II</p> <p>令和2年から令和4年までの各年における当該都道府県の住民基本台帳登録人口で除して得た数(小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)</p> <p>算式III</p> <p>令和2年から令和4年までの各年における当該都道府県の住民基本台帳登録人口で除して得た数(小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)</p> <p>算式IV</p> <p>令和5年1月1日現在における年少者人口比率(当該都道府県の住民基本台帳登録人口のうち15歳未満の者の数を当該都道府県の住民基本台帳登録人口で除して得た数(小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。))をいう。</p>
--	--

E 次の算式Vによつて算定した数(当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が3を超える場合には3とする。)

$E \parallel (e_1 + e_2 + e_3 + e_4) / e_5$	<p>算式V</p> <p>令和4年3月31日現在において身体障害者福祉法の規定によつて身体障害者手帳を所持している者として福祉行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第14 身体障害者手帳交付台帳登録数」の表側「計」、表頭「総数(年度末現在)」の欄の当該都道府県の数</p> <p>算式VI</p> <p>令和4年3月31日現在において療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発第156号厚生事務次官通知)の規定によつて療育手帳を所持している者として福祉行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第31 療育手帳交付台帳登録数」の表側「計」、表頭「年度末現在」の欄の当該都道府県の数</p> <p>算式VII</p> <p>令和4年3月31日現在において精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定によつて精神障害者保健福祉手帳を所持している者として衛生行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第5 精神障害者保健福祉手帳交付台帳登録数」の表側「計」、表頭「年度末現在」の欄の当該都道府県の数</p> <p>算式VIII</p> <p>令和5年1月1日現在における年少者人口比率(当該都道府県の住民基本台帳登録人口のうち15歳未満の者の数を当該都道府県の住民基本台帳登録人口で除して得た数(小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。))をいう。</p>
---	---

村町市

$4 \times D + 0.2 \times E + 0.1 \times 1.136$	<p>算式</p> <p>令和5年1月1日現在における年少者人口比率(当該都道府県の住民基本台帳登録人口のうち15歳未満の者の数を当該都道府県の住民基本台帳登録人口で除して得た数(小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。))をいう。</p>
--	---

0. 1×A、0. 1×B、0. 1×C、0. 4×D及び0. 2×Eに小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A 次の算式Iによつて算定した数（当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が3を超える場合には3とする。）

算式I

A116、704、219/a

算式Iの符号

a 一人当たり各産業の売上高（農林業センサス規則によつて公表された令和2年2月1日現在における農産物販売規模別経営体数（個人経営体）を用いて算出した農業産出額（農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち50万円未満の数に25万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち50万円以上100万円未満の数に75万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち100万円以上300万円未満の数に200万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち300万円以上500万円未満の数に400万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち500万円以上1,000万円未満の数に750万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち1,000万円以上3,000万円未満の数に2,000万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち3,000万円以上5,000万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち5,000万円以上1億円未満の数に7,500万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち1億円以上2億円未満の数に15,000万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち2億円以上3億円未満の数に25,000万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち3億円以上5億円未満の数に40,000万円を乗じた額及び農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち5億円以上の数に60,000万円を乗じた額の合算額をいう。）、工業統計調査規則に

よつて公表された平成30年及び令和元年における製造品出荷額並びに経済センサス活動調査規則によつて公表された令和2年における製造品出荷額の合計額を3で除して得た数（万円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）並びに経済センサス活動調査規則により令和3年6月1日現在で調査された年間商品販売額の小売業計及び卸売業計の合算額を人口で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。）

B 次の算式IIによつて算定した数（当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が3を超える場合には3とし、負数となるときは0とする。）

算式II

bIV0のときB110. 01×b+0. 1bA0のときB110. 06×b+0. 1

算式IIの符号

b 令和2年から令和4年までの各年における人口増減率（住民基本台帳関係年報における「市町村別住民票記載、消除数」の表頭「増減数」の欄の数に当該市町村の住民基本台帳登録人口を除して得た数に1,000を乗じて得た数（小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。）の合計数を3で除して得た数（小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

C 次の算式IIIによつて算定した数（当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が3を超える場合には3とする。）

算式III

C11c/0. 05071

算式IIIの符号

c 経済センサス基礎調査規則によつて令和元年6月1日から令和2年3月31日までの期間に調査して公表された当該市町村における民営事業所数を当該市町村の人口で除して得た数（小数点以下5位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

D 次の算式IVによつて算定した数（当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が3を超える場合には3とする。）

算式IV

D11d/0. 117

算式IVの符号

d 令和5年1月1日現在における年少者人口比率（当該市町村の住民基本台帳登録人口のうち15歳未満の者の数を当該市町村の住民基本台帳登録人口で除して得た数（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。）

E 次の算式Vによつて算定した数（当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が3を超える場合には3とする。）

算式V

E11(e1+e2+e3+e4)/e5

算式Vの符号

e1 当該市町村の65歳以上人口（附則第21条第1項第1号の表中8に掲げる地方団体にあつては、同項の規定によつて算定した65歳以上人口）

e2 令和4年3月31日現在において身体障害者福祉法の規定によつて身体障害者手帳を所持している者として福祉行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第14 身体障害者手帳交付台帳登録数」の表側「計」、表頭「総数（年度末現在）」の欄の当該市町村の数に相当する数として総務大臣が通知した数

e3 令和4年3月31日現在において療育手帳制度要綱の規定によつて療育手帳を所持している者として福祉行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第31 療育手帳交付台帳登録数」の表側「計」、表頭「年度末現在」の欄の当該市町村の数に相当する数として総務大臣が通知した数

e4 令和4年3月31日現在において精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定によつて精神障害者保健福祉手帳を所持している者として衛生行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第5 精神障害者保健福祉手帳交付台帳登録数」の表側「計」、表頭「年度末現在」の欄の当該市町村の数に相当する数として総務大臣が通知した数

F 前二項の規定を適用する場合における測定単位の数値に係る補正係数は、第四項の規定により算定した段階補正係数及び前項の規定により算定した経常態容補正係数を連乗した率による。

7 新市町村の測定単位の数値の合併関係市町村への分別又は按分は、第四十九條第二項第一号の規定により分別又は按分するものとする。

8 新市町村の段階補正及び経常態容補正の算定における合併関係市町村の段階補正係数及び経常態容補正係数の算定に用いる数値については、新市町村（ただし、二回以上合併を行った場合においては、直近の合併に係る当該新市町村）の数値を用いる。

9 第四十九條第一項の規定の適用については、同項中「額の合算額」とあるのは、「額と附則第十九條の十四の五第七項の規定によつて分別又は按分した測定単位の数値を同条第四項から第六項までの規定により補正したものに当該測定単位ごとの単位費用を乗じて得た額との合算額」とする。

（臨時財政対策債償還基金費）に係る数値の算定方法等）

第十九條の十四の六 令和五年地方交付税法等改正法附則第二条第二項の規定による「臨時財政対策債償還基金費」に係る測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位の種類につき、同表の中欄に定める測定単位の算定方法によつて、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて算定する。

臨時財政対策（1） 平成十六年度臨時財政対

のため平成十策債 平成十七年度臨時財政対

六年度から令（2） 平成十八年度臨時財政対

和五年度まで策債 平成十九年度臨時財政対

の各年度にお（3）

いて特別に起策債

こすことがで（4） 平成十九年度臨時財政対

きることを策債

測定単位の測定単位の数値の算定方法

種類

臨時財政対策（1）

のため平成十策債

六年度から令（2）

和五年度まで策債

の各年度にお（3）

いて特別に起策債

こすことがで（4）

きることを策債

よつて公表された平成30年及び令和元年における製造品出荷額並びに経済センサス活動調査規則によつて公表された令和2年における製造品出荷額の合計額を3で除して得た数（万円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）並びに経済センサス活動調査規則により令和3年6月1日現在で調査された年間商品販売額の小売業計及び卸売業計の合算額を人口で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。）

B 次の算式IIによつて算定した数（当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が3を超える場合には3とし、負数となるときは0とする。）

算式II

bIV0のときB110. 01×b+0. 1bA0のときB110. 06×b+0. 1

算式IIの符号

b 令和2年から令和4年までの各年における人口増減率（住民基本台帳関係年報における「市町村別住民票記載、消除数」の表頭「増減数」の欄の数に当該市町村の住民基本台帳登録人口を除して得た数に1,000を乗じて得た数（小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。）の合計数を3で除して得た数（小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

C 次の算式IIIによつて算定した数（当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が3を超える場合には3とする。）

算式III

C11c/0. 05071

算式IIIの符号

c 経済センサス基礎調査規則によつて令和元年6月1日から令和2年3月31日までの期間に調査して公表された当該市町村における民営事業所数を当該市町村の人口で除して得た数（小数点以下5位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

D 次の算式IVによつて算定した数（当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が3を超える場合には3とする。）

算式IV

D11d/0. 117

算式IVの符号

d 令和5年1月1日現在における年少者人口比率（当該市町村の住民基本台帳登録人口のうち15歳未満の者の数を当該市町村の住民基本台帳登録人口で除して得た数（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。）

E 次の算式Vによつて算定した数（当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が3を超える場合には3とする。）

算式V

E11(e1+e2+e3+e4)/e5

算式Vの符号

e1 当該市町村の65歳以上人口（附則第21条第1項第1号の表中8に掲げる地方団体にあつては、同項の規定によつて算定した65歳以上人口）

e2 令和4年3月31日現在において身体障害者福祉法の規定によつて身体障害者手帳を所持している者として福祉行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第14 身体障害者手帳交付台帳登録数」の表側「計」、表頭「総数（年度末現在）」の欄の当該市町村の数に相当する数として総務大臣が通知した数

e3 令和4年3月31日現在において療育手帳制度要綱の規定によつて療育手帳を所持している者として福祉行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第31 療育手帳交付台帳登録数」の表側「計」、表頭「年度末現在」の欄の当該市町村の数に相当する数として総務大臣が通知した数

e4 令和4年3月31日現在において精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定によつて精神障害者保健福祉手帳を所持している者として衛生行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第5 精神障害者保健福祉手帳交付台帳登録数」の表側「計」、表頭「年度末現在」の欄の当該市町村の数に相当する数として総務大臣が通知した数

測定単位の測定単位の数値の算定方法

種類

臨時財政対策（1）

のため平成十策債

六年度から令（2）

和五年度まで策債

の各年度にお（3）

いて特別に起策債

こすことがで（4）

きることを策債

種類	測定単位の測定単位の数値の算定方法
臨時財政対策（1）	平成十六年度臨時財政対
のため平成十策債	平成十七年度臨時財政対
六年度から令（2）	平成十八年度臨時財政対
和五年度まで策債	平成十九年度臨時財政対
の各年度にお（3）	
いて特別に起策債	
こすことがで（4）	
きることを策債	

4	前項の規定に基づいて行う種別補正に用いる法第十三条第二項の規定による率は、附則別表第十二の六に定めるところによるものとする。	
3	令和五年地方交付税法等改正法附則第二条第二項ただし書の規定に基づいて行う「臨時財政対策債償還基金費」に係る補正は、種別補正とする。	
2	前項の規定によつて測定単位の数値を算定する場合においては、第五条第二項の規定を準用する。	<p>れた地方債(5) 平成二十年度臨時財政対策債</p> <p>(6) 平成二十一年度臨時財政対策債</p> <p>(7) 平成二十二年度臨時財政対策債</p> <p>(8) 平成二十三年度臨時財政対策債</p> <p>(9) 平成二十四年度臨時財政対策債</p> <p>(10) 平成二十五年度臨時財政対策債</p> <p>(11) 平成二十六年臨時財政対策債</p> <p>(12) 平成二十七年臨時財政対策債</p> <p>(13) 平成二十八年臨時財政対策債</p> <p>(14) 平成二十九年臨時財政対策債</p> <p>(15) 平成三十年臨時財政対策債</p> <p>(16) 令和元年度臨時財政対策債</p> <p>(17) 令和二年度臨時財政対策債</p> <p>(18) 令和三年度臨時財政対策債</p> <p>(19) 令和四年度臨時財政対策債</p> <p>(20) 地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により令和五年度において起こすことができることとされた地方債の額(以下「令和五年度臨時財政対策債」という。)</p>

5 新市町村の測定単位の数値の合併関係市町村への分別又は按分は、第四十九条第二項第二十九号の規定により分別又は按分するものとする。令和五年度臨時財政対策債に係る分別又は按分についても同様とする。

6 第四十九条第一項の規定の適用については、同項中「額の合算額」とあるのは、「額と附則第十九条の十四の六第五項の規定によつて分別又は按分した測定単位の数値に当該測定単位ごとの単位費用を乗じて得た額との合算額」とする。

第十九条の十五 削除
(令和五年度における基準財政需要額の算定方法の特例)

第十九条の十六 各道府県の法附則第六条の三第一項第一号に掲げる額は、当該道府県の控除前財源不足額(法第十条第三項本文の規定により令和五年八月三十一日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた法附則第六条の三の規定の適用がないものとした場合における法第十一条の規定によつて算定した基準財政需要額が法第十四条の規定によつて算定した基準財政収入額を超える額(当該額が零を下回る場合は、零とする。)をいう。第六項及び第七項に掲げる数値を合算したものの五分の一の数値(小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。第六項及び第八項を除き、以下「補正指数」という。)に附則別表第十三(一)のAに定める当該補正指数の段階に応ずる率を乗じて得た数と同表のBに定める当該補正指数の段階に応ずる率を合算した数に〇・〇四五を乗じて得た率(ただし、当該率が〇・七五を超える場合は、〇・七五とする)を乗じて得た額(五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。)とする。

十一 一の規定によつて算定した当該年度の基準財政需要額で除して得た数値(小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

二 令和三年度における地方交付税法第十四条の規定によつて算定した基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律(令和四年法律第二号)第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における地方交付税法第十一条の規定によつて算定した当該年度の基準財政需要額で除して得た数値(小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

三 令和二年度における地方交付税法第十四条の規定によつて算定した基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律(令和三年法律第八号)第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第六条の規定の適用がないものとした場合における地方交付税法第十一条の規定によつて算定した当該年度の基準財政需要額で除して得た数値(小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

四 令和元年度における地方交付税法第十四条の規定によつて算定した基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第六号)第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における地方交付税法第十一条の規定によつて算定した当該年度の基準財政需要額で除して得た数値(小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

五 平成三十年における地方交付税法第十四条の規定によつて算定した基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律(平成三十一年法律第五号)第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における地方交付税法第十一条の規定によつて算定した当該年度の基準財政需要額で除して得た数値(小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

の規定により算定した額の最も大きい道府県の額に加算し、又はこれから減額する。

3 各市町村の法附則第六条の三第一項第二号に掲げる額は、当該市町村の控除前財源不足額に当該市町村の補正指数に附則別表第十三(二)のAに定める当該補正指数の段階に応ずる率を乗じて得た数と同表のBに定める当該補正指数の段階に応ずる率を合算した数(ただし、当該数について、補正指数が一・〇〇の場合に得た数を超える場合は、補正指数が一・〇〇の場合に得た数とする。)(〇・〇四五を乗じて得た率(当該率が〇・八五を超える場合は、〇・八五とする。))を乗じて得た額(五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。)に、〇・九九四二五五四を乗じて得た額(五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。)

4 四千六百三十四億八千二百六十五万五千円と各市町村について前項の規定により算定した額(合併市町村(第四十八条第一項の規定の適用を受ける市町村をいう。以下この条において同じ。)にあつては、次項の規定によつて算定した額とする。)(の合算額との間に差額があるときは、その差額を同項の規定により算定した額の最も大きい市町村の額に加算し、又はこれから減額する。

5 合併市町村に係る法附則第六条の三第一項第二号の額は、次の算式によつて算定した額(五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。)

算式

A I B IV O の場合 C

A I B A O の場合 D

A 当該合併市町村に係る法第10条第3項本文の規定により令和5年8月31日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた第48条第1項の算式の符号Aに同じ。

B 当該合併市町村に係る法第10条第3項本文の規定により令和5年8月31日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた第48条第1項の算式の符号Bに同じ。

C 当該合併市町村に係る合併関係市町村(第48条第1項に規定する合併関係市町村

をいう。以下同じ。）ことに次項から第8項までの規定によつて算定した法附則第6条の3第1項第2号の額の合算額

D 当該合併市町村について前2項の規定によつて算定した額

6 合併関係市町村に係る法附則第6条の3第1項第2号に掲げる額は、次に規定する当該合併関係市町村に係る控除前財源不足額に第8項に規定する当該合併関係市町村に係る補正指数に附則別表第十三(2)のAに定める当該補正指数の段階に應ずる率を乗じて得た数と同表のBに定める当該補正指数の段階に應ずる数を合算した数(当該数が、補正指数について、一・〇〇の場合に得た数を超える場合は、補正指数が一・〇〇の場合に得た数とする。)に〇・〇五四四を乗じて得た率(ただし、当該率が〇・八五を超える場合は、〇・八五とする。)を乗じて得た額(五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。)とする。

7 合併関係市町村に係る控除前財源不足額は、次の算式によつて算定した額を、合併関係市町村が当該年度の四月一日現在において全てな前からの区域をもつて存続していたものと仮定した場合において各合併関係市町村につきそれぞれ法第十條第三項本文の規定により令和五年八月三十一日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた第十項の適用がないものとした場合における第四十九條の規定をもつて算定した基準財政需要額が第五十條の規定によつて算定した基準財政収入額を超える額により控除した額(五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。)とする。

算式 (A+B) × r + B (A-B) が負数となるときは、(A-B)は0とする。

算式の符号 A 法第10条第3項本文の規定により令和5年8月31日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた第10項の規定の適用がないものとした場合における第49条の規定

により算定された第48条第1項の算式の符号Aに同じ。

B 法第10条第3項本文の規定により令和5年8月31日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた法附則第6条の3の規定の適用がないものとした場合における第48条第1項の算式の符号Bに同じ。

8 合併関係市町村に係る補正指数は、第一号から第五号までに掲げる数値(令和四年四月二日から令和五年四月一日までに行われた合併新法第二条第一項の市町村の合併(以下この条において「法適用合併」という。)に係る合併関係市町村にあつては、第一号第一号から第五号までに掲げる数値、令和三年四月二日から令和四年四月一日までに行われた法適用合併に係る合併関係市町村にあつては、第一号第一号及び第二号から第五号までに掲げる数値、令和二年四月二日から令和三年四月一日までに行われた法適用合併に係る合併関係市町村にあつては、第一号第一号及び第二号並びに第三号から第五号までに掲げる数値、平成三十年四月二日から平成三十一年四月一日までに行われた法適用合併に係る合併関係市町村にあつては、第一号から第三号まで並びに第四号及び第五号に掲げる数値、平成三十年四月二日から平成三十一年四月一日までに行われた法適用合併に係る合併関係市町村にあつては、第一号から第三号まで及び第一項第五号に掲げる数値)を合算したものの五分の一の数値(小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)とする。

一 令和四年度における令和五年改正前の省令第五十條の規定によつて算定した基準財政収入額を令和五年改正前の省令附則第十九條の十六條第九項の規定の適用がないものとした場合における令和五年改正前の省令附則第十九條の十四條第二項、附則第十九條の十四條第三項、附則第十九條の十四條第四項、附則第十九條の十四條第五項及び附則第二十一條第二項の規定により読み替えられた令和五年改正前の省令第四十九條の規定によつて算定した基準財政需要額を除外して得た数値(小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

二 令和三年度における令和四年改正前の省令第五十條の規定によつて算定した基準財政収入額を令和四年改正前の省令附則第十九條の十六條第九項の規定の適用がないものとした場合における令和四年改正前の省令附則第十九條の十四條第二項、附則第十九條の十四條第三項、附則第十九條の十四條第四項、附則第十九條の十四條第五項及び附則第二十一條第二項の規定により読み替えられた令和四年改正前の省令第四十九條の規定によつて算定した基準財政需要額を除外して得た数値(小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

三 令和二年度における普通交付税に関する省令の一部を改正する省令(令和三年総務省令第七十六号)による改正前の普通交付税に関する省令第五十條の規定によつて算定した基準財政収入額を同令附則第十九條の十六條第九項の規定の適用がないものとした場合における同令附則第十九條の十四條第二項、附則第十九條の十四條第三項、附則第十九條の十四條第四項、附則第十九條の十四條第五項及び附則第二十一條第二項の規定により読み替えられた同令第四十九條の規定によつて算定した基準財政需要額を除外して得た数値(小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

四 令和元年度における普通交付税に関する省令の一部を改正する省令(令和二年総務省令第七十二号)による改正前の普通交付税に関する省令第五十條の規定によつて算定した基準財政収入額を同令附則第十九條の十六條第九項の規定の適用がないものとした場合における同令附則第十九條の十四條第二項、附則第十九條の十四條第三項、附則第十九條の十四條第四項、附則第十九條の十四條第五項及び附則第二十一條第二項の規定により読み替えられた同令第四十九條の規定によつて算定した基準財政需要額を除外して得た数値(小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

五 平成三十年度における普通交付税に関する省令の一部を改正する省令(令和元年総務省令第二十九号)による改正前の普通交付税に関する省令第五十條の規定によつて算定した基準財政収入額を同令附則第十九條の十六條第九項の規定の適用がないものとした場合における同令附則第十九條の十四條第二項、附則第十九條の十四條第三項、附則第十九條の十四條第四項、附則第十九條の十四條第五項及び附則第二十一條第二項の規定により読み替えられた同令第四十九條の規定によつて算定した基準財政需要額を除外して得た数値(小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

9 令和五年度における第四十八條第一項の規定の適用については、同項中「算定した額とする」とあるのは、「算定した額から附則第十九條の十六條第三項の規定によつて算定した額及び同条第四項の規定によつて算定した額の合算額を控除した額とする」とし、同項の算式の符号A中「第49條の規定によつて算定した基準財政需要額」とあるのは、「附則第十九條の16第10項の規定の適用がないものとした場合における第49條の規定によつて算定した基準財政需要額」とし、同項の算式の符号B中「前条までの」とあるのは、「法附則第6条の3の適用がないものとした場合における前条までの」とする。

10 令和五年度における附則第十九條の十四條第一項、第十九條の十四條第二項、第十九條の十四條第三項、第十九條の十四條第四項、第十九條の十四條第五項及び第十九條の十四條第六項の規定により読み替えられた第四十九條第一項の規定の適用については、同項中「合算額」とあるのは、「合算額から附則第十九條の十六條第三項の規定によつて算定した額及び同条第四項の規定によつて算定した額の合算額を控除した額」とする。

11 法附則第六條の三第三項に規定する都に係る控除前財源不足額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

一 都の全区域を道府県とみなして算定した法第十條第三項本文の規定により令和五年八月三十一日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた法附則第六條の三の規定の適用がないものとした場合における基準財政需要額(以下この条において「都控除前財源不足額」という。)が零を下回り、かつ、特別区の存する区域を市町村とみなして算定した法第十條第三項本文の規定により令和五年八月三十一日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた法附則第六條の三の規定の適用がないものとした場合における基準財政需要額が基準財政収入額を超える額(以下この条において「特別

四 大古市、宮船	館郡相村葛同町浪同町双同町大 飯馬、尾郡、江郡、葉郡、熊郡、内郡、岡郡、葉郡、	三 村市、田
の校	数童児の校	
二十 一省 令附 則第 一第 人	<p>学校基本調査規 則によつて調 査した平成二 十二年五月一 日現在におけ る当該市町村 に在る小学校 に在る児童の 数に、当該市 町村の令和五 年一月一日現 在における住 民基本台帳登 載人口を当該 市町村の平成 二十二年九月 三十日現在に おける住民基 本台帳登載人 口及び国勢調 査令によつて 調査した平成 二十二年十月 一日現在にお ける外国人の 人口の合計数 で除して得た 数(小数点以 下五位未満の 端数があると きは、その端 数を四捨五入 する。)を乗じ て得た数(当 該数が第五條 第一項の表中 第一項の児童 に満たないと きは、同項の 表中十四の児 童数とする。)</p>	<p>総務大臣の承 認した人口)</p>

島東市岩城多市名沼気市塩市石市仙町洋同田郡九村普同畑田同町岩同町山伊下町大伊上市釜市高陸市久渡市、松、沼、賀、取、仙、竈、巻、台、野郡、野戸、代郡、野村、野郡、泉郡、田閉、槌郡閉、石、田前、慈、

数童児

項第一号の表
中六の規定に
よつて算定し
た数から第五
條第一項の表
中十四の児童
数を控除して
得た数に〇・
五を乗じた数
を同項の表中
十四の児童数
に加えて得た
数(当該数が
同項の表中十
四の児童数に
満たないと
きは、同項の
表中十四の児
童数とする。)

川同町富同町檜同野郡双俣郡伊馬南村市、田 内郡、岡郡、葉郡、	五 地郡相市相きい町三郡本川郡牡町利同浜七同島郡宮町山同理郡亘 町新馬、馬、わ、陸南吉、女鹿、府郡、ヶ郡、松城、元郡、亘理
中学 数徒生の校	
<p>学校基本調査規 則によつて調 査した平成二 十二年五月一 日現在におけ る当該市町村 に在る中学校 に在る生徒の 数に、当該市 町村の令和五 年一月一日現 在における住 民基本台帳登 載人口を当該 市町村の平成 二十二年九月 三十日現在に おける住民基 本台帳登載人 口及び国勢調 査令によつて 調査した平成 二十二年十月 一日現在にお ける外国人の 人口の合計数 で除して得た 数(小数点以 下五位未満の 端数があると きは、その端 数を四捨五入 する。)を乗じ て得た数(当 該数が第五條 第一項の表中 第一項の表中 十八の生徒数 に満たないと きは、同項の 表中十八の生 徒数とする。)</p>	

田同町岩同町山伊下町大伊上市釜市高陸市久渡大古市、宮 野郡、泉郡、田郡閉、槌郡閉、石、田前、慈、	六 館郡相村葛同町浪同町双同町大 飯馬、尾郡、江郡、葉郡、熊郡、
中学 数徒生の校	
<p>令和五年改正前 の省令附則第 二十一條第一 項第一号の表 中八の規定に よつて算定し た数から第五 條第一項の表 中十八の生徒 数を控除して 得た数に〇・ 五を乗じた数 を同項の表中 十八の生徒数 に加えて得た 数(当該数が 同項の表中十 八の生徒数に 満たないと きは、同項の 表中十八の生 徒数とする。)</p>	

三郡本川郡牡町利同浜七同島郡宮町山同理郡亘島東市岩城多市名沼気市塩市石市仙町洋同田郡九村普同畑
陸南吉、女鹿、府郡、ヶ郡、松城、元郡、亘理、松、沼、賀、取、仙、竈、巻、台、野郡、野戸、代郡、

館郡相村葛同町浪同町双同町大同村川同町富同町檜同野郡双侯郡伊馬南村市、田七 村飯馬、尾郡、江郡、葉郡、熊郡、内郡、岡郡、葉郡、広葉、川達、相、相、	地郡相市相きい町 町新馬、馬、わ、
数のもと子ども前学就校学小の園もどこ定認型携連保幼及び園	
たな のま 学校 七項 第一 該第 て得 す。を 数を きは、 端五位 下五位 で除小 人口の け外国 一日外 二二年 調査十 査令二 口及平 本台登 現在国 年の住 の九月 を平成 を該二 台帳登 在の住 年一月 町村の 数に、 在学す 立の幼 る当該 日現在 十二平 査した 則によ 学校基 則によ 十二平 査した 日現在 立の幼 る当該 在学す 数に、 町村の 年一月 在の住 台帳登 を該二 を平成 の九月 年の住 現在国 本台登 口及平 査令二 二二年 一日外 け外国 人口の で除小 下五位 端五位 きは、 数を す。を	
人	

郡伊馬南市田島九 川達市相、村、福 館郡相村葛同町浪同町双同町大同村川同町富同町檜同野郡双侯郡伊馬南村市、田八 村飯馬、尾郡、江郡、葉郡、熊郡、内郡、岡郡、葉郡、広葉、川達、相、村、島、福	七十 口人以上	六十 口人以上	同項の 小学校 の数とす る。)
の五に十平 令、歳お月成 和当以上ける二 二該上七現十 九体口十在年	勢調 調査 令によ たよ	国勢調 調査 令によ たよ	同項の 小学校 の数とす る。)
人		人	

村川同町富同町檜同野郡双侯郡伊馬南村市、田 、内郡、岡郡、葉郡、江郡、葉郡、熊郡、内郡、岡郡、葉郡、広葉、川达、相、村、島、福	十 農家 数	農林業センサス 規則によつて 調査した平成 二十二年十月 一日現在にお ける農家（農 け法等の一部 を改正する法 律（平成二十 一年法律第五 十七号）によ る改正前の農 地法第二条第 七項に規定す る農業生産法 人を含む。）の 数を乗じて六 九六を乗じて 得た数（整数	農林業センサス 規則によつて 調査した平成 二十二年十月 一日現在にお ける農家（農 け法等の一部 を改正する法 律（平成二十 一年法律第五 十七号）によ る改正前の農 地法第二条第 七項に規定す る農業生産法 人を含む。）の 数を乗じて六 九六を乗じて 得た数（整数	月三十日現在 における七十 五歳以上住民 基本台帳登録 人口を当該団 体の平成二十 二年九月三十 日現在におけ る七十五歳以 上住民基本台 帳登録人口で 除して得た数 を乗じて得た 数（整数未満 の端数がある ときは、その 端数を四捨五 入する。）と 勢調査令によ つて調査した 令和二年十月 一日現在にお ける七十五歳 以上の大口の 数を乗じて得 た数）と国勢 調査令によつ て得た数（整
戸		戸		

十二 福 島	十一 福 島	大同町、同町、浪江郡、同町、葛尾郡、相馬郡、館村	熊郡、葉郡、同町、浪江郡、同町、葛尾郡、相馬郡、館村	農業者数	農業者数	未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。
水産業者数	農業者数	当該県の区域内の市町村に係る農業者（ただし、この表第十項に定める市町村については、同項の測定単位の数値の算定方法の欄に定める方法によつて算定した数とする。）の合計数	海面に係る水産業者の数（漁業センサス規則によつて調査した平成二十年十一月一日現在における漁業経営体総数から漁船非使用に係る漁業経営体数を控除した数）と内水面に係る水産業者の数（漁業センサス規則によつて調査した平成二十年十一月一日現在における漁業経営体総数から漁船非使用に係る漁業経営体数を控除した数）	農業者数	農業者数	未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

十四 田村、南相馬市、双葉郡	十三 伊達郡、侯町、双葉郡、内川村、同郡、葛尾郡、相馬郡、館村	及、水産業者数	及、水産業者数	林業	林業	一月一日現在における内水面養殖経営体数と湖沼漁業経営体総数から漁船非使用に係る漁業経営体数を控除した数の合計数（それぞれ〇・六九〇を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を合計した数とする。
及、水産業者数	及、水産業者数	林業	林業	林業	林業	一月一日現在における内水面養殖経営体数と湖沼漁業経営体総数から漁船非使用に係る漁業経営体数を控除した数の合計数（それぞれ〇・六九〇を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を合計した数とする。

十五 伊達郡、侯町、双葉郡、同郡、富岡郡、同郡、川内村、同郡、大熊郡、同郡、相馬郡、館村	浪江郡、同町、双葉郡、同町、大熊郡、同町、富岡郡、同町、川内村、同郡、大熊郡、同郡、相馬郡、館村	世帯数	世帯数	従業者数	従業者数	平成二十年十一月一日現在の世帯数に、当該団体の令和二年九月三十日現在の住民基本台帳に搭載された世帯数を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）
世帯数	世帯数	従業者数	従業者数	世帯数	世帯数	平成二十年十一月一日現在の世帯数に、当該団体の令和二年九月三十日現在の住民基本台帳に搭載された世帯数を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

二 特定被災地方公共団体のうち、福島県の「高等学校費」のうち生徒数を測定単位とするものに係る別表第一（三）都道府県の項第二号の適用については、同号中「投資補正係数+（事業費補正係数-1）」とあるのは、「投資補正係数+（事業費補正係数-1）」+「経常態容補正係数」とし、当該経常態容補正係数は、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、負数となるときは零とする。）とする。

算式

$$\text{経常態容補正係数} = \frac{B \times C - A}{A}$$

算式の符号

A 測定単位の数値

B 学校基本調査規則によつて調査した平成22年5月1日現在における当該都道府県立の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）に在学する生徒数

C 福島県の令和5年1月1日現在の住民基本台帳登録人口を、福島県の平成22年9月30日現在の住民基本台帳登録人口及び国勢調査令によつて調査した平成22年10月1日現在における外国人の人口の合計数で除して得た率（小数点以下5位未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する。）

三 特定被災地方公共団体のうち、田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、同郡檜葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村及び相馬郡館村における行政の質及び量の差による種地に係る地域区分の基礎となる点数の算定に係る第十一号第一項第一号（一）（一）算式の符号Aの数、同号（一）（二）算式の符号Bの数、同号（一）（三）算式の符号Cの数、同号（一）（四）算式の符号Dの数、同号（一）（五）算式の符号Eの数、同号（二）（一）算式の符号Cの数、同号（二）（二）算式の符号Dの数及び同号（二）（三）算式の符号Eの数については、次に定めるところによつて算定するものとする。

（一） 第十一号第一項第一号（一）（一）算式の符号Aの数は、各市町村の令和二年人口

集中地区人口と各市町村の国勢調査令によつて調査した平成二十二年十月一日現在における人口集中地区人口（以下この条において「平成二十二年人口集中人口」という。）に当該団体の令和二年九月三十日現在の住民基本台帳登録人口を当該団体の平成二十二年九月三十日現在の住民基本台帳登録人口で除して得た率（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）のいずれか大きい数に、当該数を令和二年人口で除して得た率（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が〇・八〇未満となる市町村にあつては一・〇〇を、当該率が〇・八〇以上一・〇〇未満となる市町村にあつては一・〇五を、当該率が一・〇〇となる市町村にあつては一・一〇をそれぞれ乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

(二) 第十一條第一項第一号(一)(2) 算式の符号Bの数は、当該数と平成三十年改正前の省令第十一條第一号(一)(2) 算式の符号Bの数に一・〇〇六を乗じて得た数（小数点以下一位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）のいずれか大きい数とする。

(三) 第十一條第一項第一号(一)(3) 算式の符号Cの数は、全宅地の平均価格と平成十九年度分の全宅地の平均価格（平成十九年度分の固定資産税に係る概要調書に記載されている宅地の決定価格の総額を宅地の総地積で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）以下この条において同じ。）に〇・八六七を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）のいずれか大きい数を三八、五一三円で除して得た率に一〇〇を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に、令和四年度分の固定資産税に係る概要調書に記載されている宅地の評価総地積が十平方キロメートル以上の市町村で、商工住宅地区の宅地の平均価格を全宅地の平均価格で除して得た数（小数点以下

一位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が一・五以上二・〇未満となるものにあつては一・二五を、当該除して得た数が二・〇〇以上となるものにあつては一・五〇を、その他の市町村にあつては一・〇〇をそれぞれ乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

(四) 第十一條第一項第一号(一)(4) 算式の符号Dの数は、当該数と平成三十年改正前の省令第十一條第一号(一)(4) 算式の符号Dの数に〇・九八九を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）のいずれか大きい数とする。

(五) 第十一條第一項第一号(一)(4) 算式の符号Eの数は、令和二年人口から昼間流出人口を控除し(四)の規定によつて算定した数を加えた数を令和二年人口で除して得た率（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が一・〇〇未満の市町村にあつては、一・〇〇から当該率を控除した率に一六七を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とし、その他の市町村にあつては零とする。

(六) 第十一條第一項第一号(一)(2) 算式の符号Cの数は、当該数と平成三十年改正前の省令第十一條第一号(一)(2) 算式の符号Cの数に〇・八六七を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）のいずれか大きい数とする。

(七) 第十一條第一項第一号(一)(3) 算式の符号Dの数は、(二)の規定によつて算定した数と同一の数とする。

(八) 第十一條第一項第一号(一)(4) 算式の符号Eの数は、(三)の規定によつて算定した数と同一の数とする。

四 特定被災地方公共団体のうち、田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、同郡檜葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村及び相馬郡飯館村の「農業行政費」に係る普通態容補正II係数の算定に用いる農業就業者数

比率については、第十一條第一項第二号(一)中「令和二年」とあるのは「平成二十二年」と、「四捨五入する。」とあるのは「四捨五入する。」に〇・九二一九を乗じて得た率（パーセント未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とし、南相馬市、双葉郡広野町、同郡檜葉町、同郡富岡町及び同郡大熊町の「農業行政費」に係る普通態容補正II係数の算定に用いる耕地比率については、同号(二)中「令和二年度分」とあるのは「平成二十二年度分」と、「四捨五入する。」とあるのは「四捨五入する。」に〇・九七三三を乗じて得た率（パーセント未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

五 特定被災地方公共団体のうち、双葉郡檜葉町、同郡川内村、同郡浪江町及び同郡葛尾村の「林野水産行政費」に係る普通態容補正II係数の算定に用いる林業等就業者比率については、第十一條第一項第三号(一)中「令和二年」とあるのは「平成二十二年」と、「四捨五入する。」とあるのは「四捨五入する。」に〇・八一二五を乗じて得た率（パーセント未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

六 特定被災地方公共団体のうち、田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、同郡檜葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村及び相馬郡飯館村の「高等学校校費」のうち生徒数を測定単位とするものに係る普通態容補正係数の算定については、第十條第十五項の規定により定める率に次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、負数となるときは零とする。以下「特例率」という。）を加算した率とする。

$$\text{特例率} = \frac{(B \times D - A) \times C}{A}$$

算式の符号
 A 測定単位の数値
 B 学校基本調査規則によつて調査した平成22年5月1日現在における当該市町

七 特定被災地方公共団体のうち、福島県の「港湾費」のうち漁港における外郭施設の延長を測定単位とするものに係る投資態容補正係数の算定に用いる漁港における外郭施設の延長当たり海面に係る水産業者数については、第十二條第二項の表都道府県の項第二号中「平成三十年十一月一日」とあるのは「平成三十年十一月一日」と、「を測定単位の数値で除して得た数」とあるのは「〇・六八七を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を測定単位の数値で除して得た数」とし、田村市、南相馬市、双葉郡広野町、同郡檜葉町、同郡富岡町、同郡大熊町、同郡双葉町及び同郡浪江町の「港湾費」のうち漁港における外郭施設の延長を測定単位とするものに係る投資態容補正係数の算定に用いる漁業者比率については、「令和二年十月一日」とあるのは「平成二十二年十月一日」と、「B漁業の就業者数」とあるのは「B漁業の就業者数に〇・七四七を乗じて得た数」とする。

八 特定被災地方公共団体のうち、宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、同郡若岩町、同郡田野畑村、仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、岩沼市、東松島市、亶理郡亶理町、同郡山元町、宮城郡松島町、同郡七ヶ浜町、牡鹿郡女川町、本吉郡南三陸町、いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、同郡檜葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村、相馬郡新地町及び同郡飯館村の「農業行政費」に係る数値

村立の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）に在学する生徒数
 C 特例率を加算する前の普通態容補正係数
 D 当該市町村の令和5年1月1日現在の住民基本台帳登録人口を、当該市町村の平成22年9月30日現在の住民基本台帳登録人口及び国勢調査令によつて調査した平成22年10月1日現在における外国人の人口の合計数で除して得た率（小数点以下五位未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入し、0.94903を超えるときは、0.94903とする。）

急減補正係数の算定に用いる農家数については、第十六条第一項の表市町村の項第一号中「農林業センサス規則」による調査した平成27年2月1日現在における農家数」を「令和3年改正前の省令附則第21条第1項第1号の表第10項に定める農家数」とする。

九 特定被災地方公共団体のうち、岩手県、宮城県及び福島県の「農業行政費」に係る数値急減補正係数の算定に用いる農家数については、第十六条第一項の表都道府県の項第一号中「農林業センサス規則」による調査した平成27年2月1日現在における農家数」を「令和3年改正前の省令附則第21条第1項第1号の表第11項に定める農家数」とする。

十 特定被災地方公共団体のうち、岩手県、宮城県及び福島県の「水産行政費」に係る数値急減補正係数の算定に用いる水産業者数については、第十六条第一項の表都道府県の項第二号中「漁業センサス規則」による調査した平成25年11月1日現在における水産業者数」を「令和3年改正前の省令附則第21条第1項第1号の表第12項に定める水産業者数」とする。

十一 特定被災地方公共団体の「林野水産行政費」に係る数値急減補正係数の算定に用いる林業及び水産業の従業者数のうち、双葉郡川内村、同郡葛尾村及び相馬郡飯館村に係るものについては第十六条第一項の表市町村の項第五号中「平成27年度産業分類別就業業者数のうちA農業、林業のうち林業の就業業者数」とあるのは「令和4年改正前の省令附則第21条第1項第16項に定める林業及び水産業の従業者数」とし、上古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、宮古市、大槌町、下閉伊郡山田町、同郡田野畑村、九戸郡野田村、石巻市、気仙沼市、名取市、東松島市、亶理郡山元町、宮城県松島町、同郡七ヶ浜町、同郡利府町、牡鹿郡女川町、本吉郡南三陸町、いわき市、相馬市及び相馬郡新地町に係るものについては同表市町村の項第五号中「平成27年度産業分類別就業業者数のうちB漁業の就業業者数」とあるのは「令和4年改正前の省令附則第21条第1項第17号の表第17項に定める林業及び水産業の従業者数」とし、田村市、南相馬市、双葉郡広野町、同郡楡葉町、同郡富岡町、同郡大熊町、同郡双

葉町及び同郡浪江町に係るものについては同表市町村の項第五号中「平成27年度産業分類別就業業者数のうちA農業、林業のうち林業の就業業者数」及び「平成27年度産業分類別就業業者数のうちB漁業の就業業者数」とあるのは「令和4年改正前の省令附則第21条第1項第18項に定める林業及び水産業の従業者数」とする。

十二 特定被災地方公共団体のうち、福島県、大船渡市、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡田野畑村、同郡普代村、九戸郡野田村、塩竈市、気仙沼市、多賀城市、東松島市、亶理郡山元町、宮城県松島町、同郡七ヶ浜町、牡鹿郡女川町、本吉郡南三陸町、南相馬市、双葉郡広野町、同郡楡葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村、相馬郡飯館村の「地域振興費」に係る数値急減補正係数の算定に用いる人口については、第十六条第一項の表都道府県の項第三号中「平成27年人口」を「令和3年改正前の省令附則第21条第1項第1号の表第13項に定める人口」とする。

十三 特定被災地方公共団体のうち、第一項第一号の表第一項に定める市町村の「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る数値急減補正係数の算定については、第十六条第一項の規定により算定した数と次の式によつて算定した数のいずれか大きい数とする。

算式Ⅲ

(B/A) / (A - 0.100 x B / A) x 37.6 x B / (A - 0.100 x B / A) x 37.6

B / A, (B - a) / (A - a) / (B - a) / (A - a) x 37.6 x B / (A - a) x 37.6 が負数となるときは、それぞれ0とする。

α が 3.335 を超えるときは 3.335 とする。
β が 3.335 を超えるときは 3.335 とする。

A 測定単位の数値
B 当該市町村の平成22年人口
α 測定単位の数値に別表第1(2)に定める数値急減補正の人口段階による補正率Aに定める率を乗じて得た率(整数未

満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)と同表のBに定める率とを合算した率を測定単位の数値で除して得た率(小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

β 当該市町村の平成22年人口に別表第1(2)に定める数値急減補正の人口段階による補正率Aに定める率を乗じて得た率(整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)と同表のBに定める率とを合算した率を平成22年人口で除して得た率(小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

十四 第一項第一号の表第三項又は第四項に定める市町村の「小学校費」のうち児童数を測定単位とするものに係る密度補正係数については、第九条第一項の表市町村の項第四号中「453xA」とあるのは「453xA(附則第21条第1項第1号の表中三又は四の適用がなかった場合の数)」と、第九条第七項中「0.050」とあるのは「0.050八、000を六六〇で除して得た数に、附則第二十一条第一項第一号の表第三項又は第四項の適用がないものとした場合における測定単位の数値を乗じて得た額を、四五、八〇〇に測定単位の数値を乗じた数で除して得た率(小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)」とする。

十五 第一項第一号の表第五項又は第六項に定める市町村の「中学校費」のうち生徒数を測定単位とするものに係る密度補正係数については、第九条第一項の表市町村の項第五号中「1,2226xA」とあるのは「1,2226xA(附則第21条第1項第1号の表中五又は六の適用がなかった場合の数)」と、第九条第八項中「0.098」とあるのは「0.098二、四九二、〇〇〇を六〇〇で除して得た数に、附則第二十一条第一項第一号の表第五項又は第六項の適用がないものとした場合における測定単位の数値を乗じて得た額を、四二、三〇〇に測定単位の数値を乗じた数で除して得た率(小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)」とする。

四十九条第二項の規定によるものとする。この場合において、人口の分別又は按分については、同項第一号中「第五条第一項の表中一」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中一」と、都市計画区域における人口の分別又は按分については、同項第六号中「同項の表中十一」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中二」と、小学校の児童数の分別又は按分については、同項第八号中「第五条第一項の表中十四」とあるのは「附則第二十一条第一号の表中三及び四」と、幼稚園及び幼保連携型認定子ども園の小学校就学前子ども数の分別又は按分については、同項第十四号中「第五条第一項の表第二十七号」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中七」と、六十五歳以上人口の分別又は按分については、同項第十六号中「第五条第一項の表中三十」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中八」と、農家数の分別又は按分については、同項第十八号中「第五条第一項の表中三十二」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中十一」と、林業及び水産業の従業者数の分別又は按分については、同項第十九号中「第五条第一項の表中三十六」とあるのは、附則第二十一条第一項第一号の表中十三に掲げる市町村にあつては「附則第二十一条第一項第一号の表中十三」と、同表十四に掲げる市町村にあつては「附則第二十一条第一項第一号の表中十四」と、世帯数の分別又は按分については、第四十九条第二項第二十一号中「第五条第一項の表中三十八」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中十五」と読み替えるものとする。

2 前項第一号に規定する新市町村の測定単位の数値の合併関係市町村への分別又は按分は、第

4 第一項第四号に規定する新市町村の合併関係市町村の区域に係る農業就業業者数比率の算定に用いる国勢調査令によつて調査した平成二十二年十月一日現在における産業分類別就業業者数並びに耕地比率の算定に用いる田畑の面積、牧場の面積及び宅地の面積については、第四十九条第五項第二号の規定に準じて算定するものとする。

5 第一項第五号に規定する新市町村の合併関係市町村の区域に係る林業等就業業者比率の算定に

1, 700, 000人	1.00	0.00	100,000人	0.00	0.00	平成16年度臨時財政対策債	イ 平成16年度市場公募都市以外に係るもの	92,000
1, 700, 000人を超え2, 100, 000人までの数	0.00	0.00	0, 000人	0.00	0.00	平成17年度臨時財政対策債	ア 平成17年度市場公募都市に係るもの	90,000
0, 000人	0.00	0.00	100,000人を超え2, 500, 000人までの数	0.00	0.00	平成18年度臨時財政対策債	イ 平成18年度市場公募都市以外に係るもの	95,000
2, 100, 000人を超え3, 500, 000人までの数	0.00	0.00	0, 000人	0.00	0.00	平成19年度臨時財政対策債	ア 平成19年度市場公募都市に係るもの	95,000
0, 000人	0.00	0.00	100,000人を超え4, 000, 000人までの数	0.00	0.00	平成20年度臨時財政対策債	イ 平成20年度市場公募都市以外に係るもの	95,000
3, 500, 000人を超え5, 000, 000人までの数	0.00	0.00	0, 000人	0.00	0.00	平成21年度臨時財政対策債	ア 平成21年度市場公募都市に係るもの	95,000
0, 000人	0.00	0.00	100,000人を超え5, 500, 000人までの数	0.00	0.00	平成22年度臨時財政対策債	イ 平成22年度市場公募都市以外に係るもの	95,000
5, 000, 000人を超え6, 000, 000人までの数	0.00	0.00	0, 000人	0.00	0.00	平成23年度臨時財政対策債	ア 平成23年度市場公募都市に係るもの	95,000
0, 000人	0.00	0.00	100,000人を超え6, 500, 000人までの数	0.00	0.00	平成24年度臨時財政対策債	イ 平成24年度市場公募都市以外に係るもの	95,000
6, 000, 000人を超え7, 000, 000人までの数	0.00	0.00	0, 000人	0.00	0.00	平成25年度臨時財政対策債	ア 平成25年度市場公募都市に係るもの	95,000
測定単位の数値が1, 700, 000人を超えないもの	0.48	0.48	測定単位の数値が1, 700, 000人以上のもの	0.00	0.00	種別補正	種別補正	
その団体の数値	1.00	1.00	測定単位の数値が1, 000, 000人を超える数	0.43	0.43	附則別表第十二の六	附則別表第十二の六	
1, 000, 000人に満たない数が7, 000, 000人までの数	0.25	0.25	1, 000, 000人	1.00	1.00	(1) 都道府県分の「臨時財政対策債償還基金の六関係」	(1) 都道府県分の「臨時財政対策債償還基金の六関係」	
同上700, 000人を超え800, 000人までの数	0.28	0.28	100,000人を超え2, 500, 000人	0.75	0.75	(2) 市町村分の「地域デジタル社会推進費」の段階補正	(2) 市町村分の「地域デジタル社会推進費」の段階補正	
000人までの数	0.30	0.30	0, 000人	1.00	1.00	(1) 平成16年度臨時財政対策債	イ 平成16年度市場公募都市以外に係るもの	95,000
同上80, 000人を超え88, 000, 000人までの数	0.30	0.30	100,000人を超え2, 500, 000人	0.75	0.75	(2) 平成17年度臨時財政対策債	ア 平成17年度市場公募都市に係るもの	95,000
000人までの数	0.29	0.29	0, 000人	1.00	1.00	(3) 平成18年度臨時財政対策債	イ 平成18年度市場公募都市以外に係るもの	95,000
同上88, 000人を超え92, 000, 000人までの数	0.29	0.29	100,000人を超え2, 500, 000人	0.75	0.75	(4) 平成19年度臨時財政対策債	ア 平成19年度市場公募都市に係るもの	95,000
000人までの数			0, 000人	1.00	1.00	(5) 平成20年度臨時財政対策債	イ 平成20年度市場公募都市以外に係るもの	95,000
			100,000人を超え2, 500, 000人	0.75	0.75	(6) 平成21年度臨時財政対策債	ア 平成21年度市場公募都市に係るもの	95,000
			0, 000人	1.00	1.00	(7) 平成22年度臨時財政対策債	イ 平成22年度市場公募都市以外に係るもの	95,000
			100,000人を超え2, 500, 000人	0.75	0.75	(8) 平成23年度臨時財政対策債	ア 平成23年度市場公募都市に係るもの	95,000
			0, 000人	1.00	1.00	(9) 平成24年度臨時財政対策債	イ 平成24年度市場公募都市以外に係るもの	95,000
			100,000人を超え2, 500, 000人	0.75	0.75	種別補正	種別補正	
			0, 000人	1.00	1.00	(1) 平成26年度臨時財政対策債	イ 平成26年度市場公募都市以外に係るもの	95,000
			100,000人を超え2, 500, 000人	0.75	0.75	(2) 平成27年度臨時財政対策債	ア 平成27年度市場公募都市に係るもの	95,000
			0, 000人	1.00	1.00	(3) 平成28年度臨時財政対策債	イ 平成28年度市場公募都市以外に係るもの	95,000
			100,000人を超え2, 500, 000人	0.75	0.75	(4) 平成29年度臨時財政対策債	ア 平成29年度市場公募都市に係るもの	95,000
			0, 000人	1.00	1.00	(5) 平成30年度臨時財政対策債	イ 平成30年度市場公募都市以外に係るもの	95,000
			100,000人を超え2, 500, 000人	0.75	0.75	(16) 令和元年度臨時財政対策債	イ 平成23年度市場公募都市以外に係るもの	95,000
			0, 000人	1.00	1.00	(17) 令和2年度臨時財政対策債	ア 平成23年度市場公募都市に係るもの	95,000
			100,000人を超え4, 000, 000人	0.66	0.66	(18) 令和3年度臨時財政対策債	イ 平成23年度市場公募都市以外に係るもの	95,000
			0, 000人	0.66	0.66	(19) 令和4年度臨時財政対策債	ア 平成24年度市場公募都市に係るもの	95,000
			100,000人を超え1, 000, 000人	0.52	0.52	(20) 令和5年度臨時財政対策債	イ 平成24年度市場公募都市以外に係るもの	95,000
			0, 000人	0.52	0.52	(21) 令和6年度臨時財政対策債	イ 平成24年度市場公募都市以外に係るもの	95,000
			100,000人を超え1, 000, 000人	0.52	0.52	(22) 令和7年度臨時財政対策債	イ 平成24年度市場公募都市以外に係るもの	95,000
			0, 000人	0.52	0.52	(23) 令和8年度臨時財政対策債	イ 平成24年度市場公募都市以外に係るもの	95,000
			100,000人を超え1, 000, 000人	0.52	0.52	(24) 令和9年度臨時財政対策債	イ 平成24年度市場公募都市以外に係るもの	95,000
			0, 000人	0.52	0.52	(25) 令和10年度臨時財政対策債	イ 平成24年度市場公募都市以外に係るもの	95,000
			100,000人を超え1, 000, 000人	0.52	0.52			
			0, 000人	0.52	0.52			

ア	平成25年度市場公募都市に係るもの	1. 9 6 5
イ	平成25年度市場公募都市以外2. 4 4 5	
ア	平成26年度市場公募都市に係るもの	1. 8 4 5
イ	平成26年度市場公募都市以外2. 4 2 5	
ア	平成27年度市場公募都市に係るもの	1. 7 0 0
イ	平成27年度市場公募都市以外2. 3 5 0	
ア	平成28年度市場公募都市に係るもの	1. 7 0 0
イ	平成28年度市場公募都市以外2. 3 0 0	
ア	平成29年度市場公募都市に係るもの	1. 7 0 0
イ	平成29年度市場公募都市以外2. 3 0 0	
ア	平成30年度市場公募都市に係るもの	1. 6 9 5
イ	平成30年度市場公募都市以外2. 3 1 5	
ア	令和元年度市場公募都市に係るもの	1. 6 5 0
イ	令和元年度市場公募都市以外2. 3 1 0	
ア	令和2年度市場公募都市に係るもの	1. 6 1 0
イ	令和2年度市場公募都市以外2. 3 3 0	
ア	令和3年度市場公募都市に係るもの	0. 6 8 0
イ	令和3年度市場公募都市以外0. 9 0 0	
ア	令和4年度市場公募都市に係るもの	0. 9 0 0
イ	令和4年度市場公募都市以外0. 9 0 0	

ア	令和4年度市場公募都市に係るもの	0. 2 3 0
イ	令和4年度市場公募都市以外0. 2 2 0	
ア	令和5年度市場公募都市に係るもの	0. 3 3 5
イ	令和5年度市場公募都市以外0. 2 6 0	
附則別表第十三 (1) 道府県の補正指数に係る率等(附則第九條の十六關係)		
補正指数区分 補正指数が0. 20未満のもの 同上0. 20以上0. 30未満のもの 同上0. 30以上0. 40未満のもの 同上0. 40以上0. 50未満のもの 同上0. 50以上0. 60未満のもの 同上0. 60以上0. 70未満のもの 同上0. 70以上のもの		
率等 A B		

石垣市	1. 6. 8 4 3	4. 1 7 8
宮古島市	1. 4. 1 1 8	3. 2 6 7
伊江村	1. 1. 2 2 3	2. 3 3 3
渡嘉敷村	1. 1. 2 2 3	2. 3 3 3
座間味村	1. 1. 2 2 3	2. 3 3 3
粟国村	1. 1. 2 2 3	2. 3 3 3
南大東村	1. 1. 2 2 3	2. 3 3 3
北大東村	1. 1. 2 2 3	2. 3 3 3
伊平屋村	1. 1. 2 2 3	2. 3 3 3
伊是名村	1. 1. 2 2 3	2. 3 3 3

久米島町 1. 2. 8 3 3
 多良間村 1. 6. 8 4 3
 竹富町 1. 9. 5 6 8
 与那国町 1. 9. 5 6 8

附則(昭和三十八年二月二八日自治省令第五号)抄
 1 この省令は、公布の日から施行する。
附則(昭和三十八年八月二六日自治省令第二三号)抄
 1 この省令は、公布の日から施行し、第四十六條第一項第一号の改正規定は昭和三十九年度分の普通交付税から、附則第二項の規定は昭和三十八年度において交付し、又は返還すべき地方交付税から、その他の改正規定は昭和三十八年度分の普通交付税から適用する。
附則(昭和三十九年八月二八日自治省令第二五号)
 1 この省令は、公布の日から施行し、昭和三十九年度分の普通交付税から適用する。
附則(昭和四〇年八月三十一日自治省令第二三号)抄
 1 この省令は、公布の日から施行し、昭和四十年度分の普通交付税から適用する。
附則(昭和四一年四月二八日自治省令第七号)
 1 この省令は、公布の日から施行し、昭和四十一年度分の普通交付税から適用する。
附則(昭和四二年八月三十一日自治省令第二一号)
 1 この省令は、公布の日から施行し、昭和四十二年度分の普通交付税から適用する。
附則(昭和四二年七月七日自治省令第三号)抄
 1 この省令は、公布の日から施行する。
附則(昭和四二年八月三十一日自治省令第二六号)
 1 この省令は、公布の日から施行し、昭和四十二年度分の普通交付税から適用する。
附則(昭和四三年二月七日自治省令第一号)
 1 この省令は、公布の日から施行する。
附則(昭和四三年八月三〇日自治省令第二四号)抄
 1 この省令は、公布の日から施行し、昭和四十四年度分の普通交付税から適用する。
附則(昭和四四年四月二一日自治省令第一一号)

この省令は、公布の日から施行し、昭和四十四年度分の普通交付税から適用する。

附 則（昭和四十四年八月三〇日自治省令第二十七号）抄

この省令は、公布の日から施行し、昭和四十四年度分の普通交付税から適用する。

附 則（昭和四十五年三月二七日自治省令第三号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十五年八月三〇日自治省令第一八号）

この省令は、公布の日から施行し、昭和四十五年度分の普通交付税から適用する。

附 則（昭和四十六年二月二五日自治省令第三号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十六年八月三〇日自治省令第一六号）

この省令は、公布の日から施行し、昭和四十六年度分の普通交付税から適用する。

附 則（昭和四十七年八月二八日自治省令第一九号）

この省令（第四十四条の改正規定を除く。）は、公布の日から施行し、昭和四十七年度分の普通交付税から適用する。
第四十四条の改正規定は昭和四十八年四月一日から施行し、同年度分の普通交付税から適用する。

附 則（昭和四十八年二月九日自治省令第一号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十八年二月二八日自治省令第四号）抄

この省令は、公布の日から施行し、昭和四十七年度分の地方交付税の額の算定について適用する。

附 則（昭和四十八年八月三〇日自治省令第二一号）抄

この省令は、公布の日から施行し、昭和四十八年度分の普通交付税から適用する。
次に掲げる府令及び省令は、廃止する。

一、地方交付税法第十九条第二項の規定による地方交付税の交付又は返還に関する総理府令（昭和三十年総理府令第十一号）

二、地方団体の廃置分合又は境界変更があつた場合における関係地方団体に對する地方交付税の措置に関する省令（昭和三十一年総理府令第七十三号）

三、大規模な災害により被害を受けた地域の地方団体對して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の交付時期及び交付額の特例に関する省令（昭和四十五年自治省令第二十一号）

附 則（昭和四十九年二月五日自治省令第二号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十九年八月三〇日自治省令第二九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五〇年八月二九日自治省令第四号）

この省令は、公布の日から施行する。地方交付税法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第五十二号）附則第五項の規定による「臨時土地対策費」の測定単位の数値は、次の表の上欄に定める算定方法によつて同表の下欄に掲げる表示單位に基つて算定する。

測定單位の数値の算定方法	
1	この場合において、表示單位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、 $(B \times C)$ に小數点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。
2	この場合において、表示單位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、 $(A \times (B \times C) + D)$ の合計数をAで除して得た率（小數点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する）をAで除して得た率（小數点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

D 次の算式によつて算定した率
 $(a/b) - 1.051$
この場合において、小數点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、負数となる場合には零とする。

a 当該都道府県の昭和50年3月31日現在において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条の規定による住民票に記載されている者の数（以下「住民基本台帳登録人口」という。）
b 当該都道府県の昭和45年9月30日現在の住民基本台帳登録人口

算式
 $A \times (B \times C) + D$

A 当該市町村の人口
B A に附則別表第一に定める率を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数をAで除して得た率（小數点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）
C 当該市町村の種地に係る附則別表第二に定める率

D 次の算式によつて算定した率。ただし、当該率が $(B \times C)$ を超える場合には、 $(B \times C)$ とする。
 $(a/b) - 1.051 \times c$
この場合において、小數点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、 $(a/b) - 1.051$ に小數点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、負数となる場合には零とする。

a 当該市町村の昭和50年3月31日現在の住民基本台帳登録人口
b 当該市町村の昭和45年9月30日現在の住民基本台帳登録人口
c 附則別表第三に定める率

昭和五十年度に限り、新市町村で普通交付税に関する省令第四十八条の規定の適用を受けるものについては、前項の規定により算定した

「臨時土地対策費」の測定單位の数値を第四十九条第二項第一号の規定により分別した合併関係市町村の区域の人口によつて合併関係市町村にあん分する。
附 則別表第一
〔臨時土地対策費〕に用いる人口段階ごとの率

(1) 都道府県分	
測定單位の数値が1,700,000人以上のもの	0.1
1,700,000人を超え2,100,000人までの数	0.79
2,100,000人を超え2,500,000人までの数	0.71
2,500,000人を超え3,000,000人までの数	0.83
3,000,000人を超え5,000,000人までの数	0.90
5,000,000人を超える数	0.84
測定單位の数値が1,700,000人に満たないもの	0.0
その団体の数値	0.0
1,700,000人に満たない数が300,000人までの数	0.37
同上300,000人を超え600,000人までの数	0.22
同上600,000人を超える数	0.0
(2) 市町村分	
測定單位の数値が100,000人以上のもの	0.0
100,000人を超え400,000人までの数	0.0
400,000人を超え1,000,000人までの数	0.44
1,000,000人を超え2,000,000人までの数	0.43
2,000,000人を超え3,000,000人までの数	0.42
3,000,000人を超える数	0.6
測定單位の数値が100,000人に満たないもの	0.0
その団体の数値	0.0
100,000人に満たない数が60,000人までの数	0.2

同上60,000人を超え80,000人までの数
00人までの数
同上80,000人を超える数

附則別表第二

〔臨時土地対策費〕に用いる種地ごとの率

(一) 都道府県分

区分	率	区分	率
甲地8種地	1.07	乙地8種地	1.02
7種地	0.06	7種地	1.00
6種地	0.00	丙地	1.00
5種地	0.00		
4種地	0.00		
3種地	0.00		
2種地	0.00		
1種地	0.00		
乙地8種地	0.00		

(二) 市町村分

区分	率	区分	率
甲地8種地	5.00	7種地	3.50
7種地	4.00	6種地	2.20
6種地	3.00	5種地	2.00
5種地	2.50	4種地	1.70
4種地	2.00	3種地	1.20
3種地	1.50	2種地	1.00
2種地	1.00	1種地	0.50
1種地	0.70	丙地	0.30
乙地8種地	0.00		

附則別表第三

人口増加率に対する乗率

a/bの率	乗率	a/bの率	乗率
1.051を超え1.060以下の数	0.2	1.110を超え1.165以下の数	0.4
1.060を超え1.080以下の数	0.3	1.165を超え1.180以下の数	0.5
1.080を超え1.110以下の数	0.4	1.180を超え1.200以下の数	0.6
1.110以下の数	0.5		

(注)「a」とは当該市町村の昭和50年3月31日現在の住民基本台帳登録人口をいい、「b」とは当該市町村の昭和45年9月30日現在の住民基本台帳登録人口をいう。

附則 (昭和五二年八月三十一日自治省令第二八号)
この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五二年八月三十一日自治省令第一六号)
この省令は、公布の日から施行し、昭和五十二年度分の普通交付税から適用する。ただし、改正後の普通交付税に関する省令第五号第一項の表第五号及び第六号の規定は、昭和四十九年度分の普通交付税から適用する。

附則 (昭和五三年八月二十五日自治省令第二〇号)

この省令は、公布の日から施行し、昭和五十二年度分の普通交付税から適用する。

附則 (昭和五四年二月一三日自治省令第二号)

この省令は、公布の日から施行し、昭和五十四年度分の普通交付税から適用する。

附則 (昭和五四年八月二四日自治省令第一八号)

この省令は、公布の日から施行し、昭和五十四年度分の普通交付税から適用する。

2 昭和五十四年度に限り、この省令による改正後の普通交付税に関する省令(以下「改正後の省令」という。)第五条第一項の表第三十二号及び第七号第一項の表都道府県の項第六号中「狩猟者登録税」とあるのは「狩猟免許税」とし、別表第一(一)都道府県分中「狩猟者登録税」とあるのは「狩猟免許税」とする。

3 昭和五十四年度から昭和五十六年度までの間に限り、改正後の省令第十七条第四項の表中「地方道路路議与税に係る額、石油ガス譲与税に係る額及び航空燃料譲与税に係る額」とあるのは、「昭和五十三年以前に基ずく地方道路路議与税に係る額及び石油ガス譲与税に係る額、石油ガス譲与税に係る額及び航空燃料譲与税に係る額」とする。

4 昭和五十四年度に限り、狩猟者登録税の基準税額は、改正後の省令第二十六条の規定にかかわらずこの省令による改正前の普通交付税に関する省令第二十六条に規定する狩猟免許税の基準税額の算定方法の例により算定した額とする。

附則 (昭和五五年八月二六日自治省令第二〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

2 改正後の普通交付税に関する省令第四十二条及び第四十三条の規定に過疎地域振興特別措置法第二十七条の規定によつて基準財政収入額から控除する額の算定方法に関する部分は昭和五十六年度分の地方交付税から、その他の部分は昭和五十五年度分の地方交付税から適用し、過疎地域振興特別措置法附則第六項の規定によりなおその効力を有することとされる旧過疎地域対策緊急措置法(昭和四十五年法律第三十一号)第二十二條の規定によつて基準財政収入額から控除する額の算定方法については、なお従前の例による。

1 この省令は、公布の日から施行し、別段の定めがあるものを除き、昭和五十六年度分の普通交付税から適用する。
2 改正後の普通交付税に関する省令第四十二条第二号の規定は、昭和五十六年七月一日以後の不動態の取得に対して課すべき不動態取得税がある場合に適用し、同日の不動態の取得に対して課する不動態取得税がある場合は、なお従前の例による。
3 この省令による改正前の普通交付税に関する省令第四十二条第二号の規定は、昭和五十六年一月一日前に家屋で住宅以外のもの(以下この項において単に「家屋」という。)の新築の工事に着手した者が、当該家屋を当該新築により取得する場合における当該家屋の取得に対して課すべき不動態取得税がある場合については、当該家屋の取得が昭和五十七年十二月三十一日までに行われたときに限り、なおその効力を有する。

附則 (昭和五六年八月二五日自治省令第二一号)

この省令は、公布の日から施行し、昭和五十七年度分の普通交付税から適用する。

1 この省令は、公布の日から施行し、昭和五十七年度分の普通交付税から適用する。
2 昭和五十七年度に限り、地方交付税法等の一部を改正する法律(昭和五十七年法律第九十二号。以下「改正法」という。)第一条の規定による改正前の地方交付税法及びこの省令による改正法(以下「改正法」という。)の規定により算定される「当初算定収入額」という。を越える地方団体で、地方交付税法第六條第一項及び第二項の規定により昭和五十七年四月から九月までに交付された普通交付税の額と当初算定収入額との合算額が改正法第一条の規定による改正後の地方交付税法及びこの省令による改正後の普通交付税に関する省令の規定により算定される基準財政需要額を超えるものについては、当該を超える額に相当する額を普通交付税に関する省令附則第十三条第一項第一号又は附則第十五条第一項第一号の規定により算定される額に算入しないことができる。

附則 (昭和五七年八月二七日自治省令第一八号)

この省令は、公布の日から施行し、昭和五十七年度分の普通交付税から適用する。

1 この省令は、公布の日から施行し、昭和五十七年度分の普通交付税から適用する。
2 昭和五十七年度に限り、地方交付税法等の一部を改正する法律(昭和五十七年法律第九十二号。以下「改正法」という。)第一条の規定による改正前の地方交付税法及びこの省令による改正法(以下「改正法」という。)の規定により算定される「当初算定収入額」という。を越える地方団体で、地方交付税法第六條第一項及び第二項の規定により昭和五十七年四月から九月までに交付された普通交付税の額と当初算定収入額との合算額が改正法第一条の規定による改正後の地方交付税法及びこの省令による改正後の普通交付税に関する省令の規定により算定される基準財政需要額を超えるものについては、当該を超える額に相当する額を普通交付税に関する省令附則第十三条第一項第一号又は附則第十五条第一項第一号の規定により算定される額に算入しないことができる。

定により算定される額に算入しないことができる。

附則 (昭和五八年八月二六日自治省令第二二号)

この省令は、公布の日から施行し、次項及び第三項に定めるものを除き、昭和五十八年度分の普通交付税から適用する。

1 この省令は、公布の日から施行し、次項及び第三項に定めるものを除き、昭和五十八年度分の普通交付税から適用する。
2 昭和五十七年度以前に着手した市町村が組織する組合に係るごみ処理施設、し尿処理施設、粗大ごみ処理施設及び埋立処分施設並びに市町村が組織する組合の清掃施設の整備事業に係る経費に充てるため昭和五十六年度以前において発行を許可された地方債に係る元利償還金について、昭和五十八年度以降において、この省令による改正前の普通交付税に関する省令第十二条第六項の表市町村の項第六号の規定(以下「改正前の規定」という。)に基づき都道府県知事が指定した当該施設の所在する市町村以外の市町村をこの省令による改正後の普通交付税に関する省令(以下「改正後の省令」という。)第十二条第六項の表市町村の項第六号の規定(以下「改正後の規定」という。)に基づき都道府県知事が引き続き指定しようとする場合においては、改正前の規定に基づく都道府県知事の指定をもつて改正後の規定の都道府県知事の指定及びこれに係る自治大臣の承認があつたものとみなす。

3 昭和五十八年度に限り、改正後の省令第十八条第三項第二号中「G 前年度における前号の算式の符号中Eの額」とあるのは「G 前年度における普通交付税に関する省令の一部を改正する省令(昭和五十八年自治省令第二二号)による改正前の普通交付税に関する省令(以下「改正前の省令」という。)第一八条第三項第一号の算式の符号中Dの額」と、改正後の省令第三十一條第三項第三号中「G 前年度における第一号の算式の符号中Eの額」とあるのは「G 前年度における改正前の省令第三十一條第三項第一号の算式の符号中Dの額」と、改正後の省令附則第十三条第一項第二号中「普通交付税に関する省令の一部を改正する省令(昭和五十八年自治省令第二二号)による改正前の普通交付税に関する省令(以下「改正前の省令」という。)-とあるのは「改正前の省令」とする。

附則 (昭和五九年八月二八日自治省令第二二号)

1 この省令は、公布の日から施行し、昭和五十九年度分の普通交付税から適用する。

2 昭和五十九年度に限り、前年度以前の年度において地方交付税法第九条第二号の措置を講ずべきであつた地方団体について同法第十九条第一項の措置を行う場合において、自治大臣が特に認めるときは、同法第九条第二号の措置を講ずべきであつた年度の四月一日に存在したものと仮定した同号に規定する境界変更に係る区域及び境界変更に係る区域を除いた区域をそれぞれ基礎とする独立の地方団体に係る普通交付税の額の算定方法は、普通交付税に関する省令第五十三条第一項の規定にかかわらず、同条第三項の例による。

附 則 (昭和六〇年八月二七日自治省令第三三〇号)

この省令は、公布の日から施行し、昭和六十年年度分の普通交付税から適用する。

附 則 (昭和六一年八月二六日自治省令第一九〇号)

この省令は、公布の日から施行し、昭和六十年年度分の普通交付税から適用する。

附 則 (昭和六二年九月二二日自治省令第二七〇号)

この省令は、公布の日から施行し、昭和六十二年年度分の普通交付税から適用する。

附 則 (昭和六二年二月四日自治省令第三四〇号)

この省令は、昭和六十二年十二月五日から施行する。

附 則 (昭和六三年二月二六日自治省令第六〇号)

この省令は、公布の日から施行し、昭和六十二年年度分の普通交付税から適用する。

附 則 (昭和六三年六月二日自治省令第二三〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六三年六月一八日自治省令第二七〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六三年八月二三日自治省令第三〇〇号)

この省令は、公布の日から施行し、昭和六十年年度分の普通交付税から適用する。

この省令は、公布の日から施行し、昭和六十年年度分の普通交付税から適用する。

附 則 (平成元年四月二五日自治省令第二〇〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年八月二五日自治省令第三六〇号)

この省令は、公布の日から施行し、平成元年年度分の普通交付税から適用する。

附 則 (平成二年三月二七日自治省令第四〇号)

この省令は、公布の日から施行し、平成元年年度分の普通交付税から適用する。

附 則 (平成二年八月二八日自治省令第二六〇号)

この省令は、公布の日から施行し、平成二年年度分の普通交付税から適用する。

附 則 (平成二年十二月二六日自治省令第三五〇号)

この省令は、公布の日から施行し、平成二年年度分の普通交付税から適用する。

附 則 (平成三年八月二七日自治省令第二二〇号)

この省令は、公布の日から施行し、平成三年年度分の普通交付税から適用する。

附 則 (平成三年十二月二〇日自治省令第二八〇号)

この省令は、公布の日から施行し、平成三年年度分の普通交付税から適用する。

附 則 (平成四年八月二五日自治省令第二四〇号)

この省令は、公布の日から施行し、平成四年年度分の普通交付税から適用する。

附 則 (平成五年八月二七日自治省令第三二〇号)

この省令は、公布の日から施行し、平成五年年度分の普通交付税から適用する。

附 則 (平成六年七月二六日自治省令第二九〇号)

この省令は、公布の日から施行し、平成六年年度分の普通交付税から適用する。

附 則 (平成七年七月二五日自治省令第二四〇号)

この省令は、公布の日から施行し、平成七年年度分の普通交付税から適用する。

附 則 (平成八年七月二六日自治省令第二八〇号)

この省令は、公布の日から施行し、平成八年年度分の普通交付税から適用する。

附 則 (平成九年七月二九日自治省令第三三〇号)

この省令は、公布の日から施行し、平成九年年度分の普通交付税から適用する。

附 則 (平成一〇年七月二四日自治省令第三二〇号)

この省令は、公布の日から施行し、平成十年年度分の普通交付税から適用する。

附 則 (平成一一年七月二三日自治省令第二七〇号)

この省令は、公布の日から施行し、平成十一年度分の普通交付税から適用する。

附 則 (平成一二年三月一七日自治省令第一〇〇号)

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年七月二四日自治省令第四一〇号)

この省令は、公布の日から施行し、平成十二年度分の普通交付税から適用する。

附 則 (平成一二年九月二四日自治省令第四四〇号)

この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成一二年二月一日自治省令第五三〇号)

この省令は、公布の日から施行し、平成十二年度分の普通交付税から適用する。

附 則 (平成一三年七月三一日総務省令第一〇七〇号)

この省令は、公布の日から施行し、平成十三年度分の普通交付税から適用する。

附 則 (平成一四年七月二六日総務省令第八二〇号)

この省令は、公布の日から施行し、平成十四年度分の普通交付税から適用する。

附 則 (平成一五年七月二五日総務省令第一〇二〇号)

この省令は、公布の日から施行し、平成十五年度分の普通交付税から適用する。

附 則 (平成一六年七月二七日総務省令第一〇八〇号)

この省令は、公布の日から施行し、平成十六年度分の普通交付税から適用する。

附 則 (平成一七年七月二六日総務省令第一一三〇号)

この省令は、公布の日から施行し、平成十七年度分の普通交付税から適用する。

この省令は、公布の日から施行し、平成十七年度分の普通交付税から適用する。

附 則 (平成一八年七月二五日総務省令第一〇〇〇号)

この省令は、公布の日から施行し、平成十八年度分の普通交付税から適用する。

附 則 (平成一九年七月三一日総務省令第八六〇号)

この省令は、公布の日から施行し、平成十九年度分の普通交付税から適用する。

附 則 (平成二〇年八月一五日総務省令第八九〇号)

この省令は、公布の日から施行し、平成二十年度分の普通交付税から適用する。

附 則 (平成二〇年一〇月二二日総務省令第一一六〇号)

抄 (施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二二年七月二八日総務省令第七八〇号)

1 この省令は、公布の日から施行し、平成二十一年度分の普通交付税から適用する。

2 改正後の普通交付税に関する省令第四十二条第三号及び第四十三条第一号の規定は、平成二十一年四月一日以後に新設され、又は増設される施設について適用し、平成二十一年三月三十一日以前に新設され、又は増設された施設については、なお従前の例による。

附 則 (平成二二年七月二三日総務省令第七七〇号)

この省令は、公布の日から施行し、平成二十二年度分の普通交付税から適用する。

附 則 (平成二二年一二月七日総務省令第一〇六〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二三年八月五日総務省令一一四〇号)

この省令は、公布の日から施行し、平成二十三年度分の普通交付税から適用する。

附 則 (平成二三年八月二二日総務省令第一一八〇号)

抄 (施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二三年一〇月二六日総務省令第一四三〇号)

この省令は、公布の日から施行し、平成二十三年度分の普通交付税から適用する。

4 特別支援学校費											教職員数					その他				
3 級地	4 級地	寒冷補正 (給与差)	無級地	7 級地	6 級地	5 級地	4 級地	3 級地	2 級地	1 級地	無級地	1 級地	2 級地	3 級地	4 級地	寒冷補正 (給与差)	無級地	7 級地	6 級地	
1000	000	0	907	111	134	140	149	153	151	616	000	101	010	101	010	907	011	112	111	
0	0		9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0	0	0	

5 その他											人口											
その団体の密度	密度補正	その団体の人口密度が250人以上のもの	同上9000人を超える	同上6000人を超える	同上3000人を超える	数	1,700人以上に満たない数が3000人までの	測定単位の数値が1,700人に満たないもの	数	6,000人を超える	3,500人を超える	2,500人を超える	500人までの	2,100人を超える	100人までの	1,700人を超える	1,700人	測定単位の数値が1,700人以上のもの	段階補正	無級地	1 級地	2 級地
010			100	002	000	600	001	000	102	006	005	004	000	001	000	000	000	000	000	001	010	100
0			4	4	3	3	0	0	7	8	6	8	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0

高専等専門校及び大の生の数											その他								
種別補正	(1) 高等専門学校	(2) 短期大学	ア 理学系学科、工学系学科、農業系学科及び保健系学科	イ 文科系学科(家政系学科及び芸術系学科を除く。)	ウ 家政系学科及び芸術系学科	(3) 大学	ア 医学部(医学科に限り、医学に関する単科大学を含む。)	エ 歯学部(歯学に関する単科大学を含む。)	イ 歯学部(歯学に関する単科大学を含む。)	その団体の人口密度が250人に満たないもの	その団体の密度	250人に満たない数が50人までの	同上50人を超える	同上100人を超える	同上150人を超える	普通態容補正	指定都市	中核市	その他の市町村
030			154	111	128	165	596	599		001	000	006	005	004	004	002	004	002	007
2			1	6	8	7	9	9		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

私立学校の幼児、児童及び生徒の数												
種別補正	(1) 学校法人の設置する幼稚園	(2) 学校法人の設置する小学校及び義務教育学校の前期課程	(3) 中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程	(4) 学校法人の設置する高等学校(通信制高等学校を除く。)	(5) 学校法人の設置する通信制高等学校	(6) 学校法人以外の者の設置する私立の幼稚園及び特別支援学校	ウ 理科系学部(理学部、工学部、農学部及び水産学部をい、理学、工学、農学及び水産学に関する単科大学を含む。)	エ 保健系学部(医学部及び歯学部を除き、薬学及び看護学部(衛生学を含む。))に関する単科大学を含む。)	オ 社会科学系学部(社会科学に関する単科大学を含む。)	カ 人文科学系学部(人文科学に関する単科大学を含む。)	キ 家政系学部及び芸術系学部(家政及び芸術に関する単科大学を含む。)	(4) 専門職大学(理科系学部及び芸術系学部)
670			606	011	000	702	534	342	001	002	000	674
4			9	0	0	5	2	0	0	0	0	4

費社福会社 2		費働労生厚						
口人		費護保活生						
		口人部						
0,000,000人までの数	測定単位の数値が1,700,000人 以上のもの	6区	5区	4区	3区	2区	1区	1,700,000人
同上6,000,000人を超え9		0	0	0	0	1	1	
同上3,000,000人を超え6		0	0	0	0	0	0	
同上1,700,000人を超え3		0	0	0	0	0	0	
上記の数		4	5	3	3	0	0	
測定単位の数値が1,700,000に満たないもの		0	0	0	0	0	0	
その団体の数		0	0	0	0	0	0	

費生衛 3		費働労生厚									
口人		費護保活生									
0,000,000人までの数	測定単位の数値が1,700,000人 以上のもの	その他の市町村	福祉事務所設置町村	中核市	児童相談所設置市	指定都市	特別区	普通態容補正	数	同900,000人を超える	1
同上6,000,000人を超え9										0	
同上3,000,000人を超え6										0	
同上1,700,000人を超え3										0	
上記の数										0	
測定単位の数値が1,700,000に満たないもの										0	
その団体の数										0	

費社福健保者齢高 4		費働労生厚									
口人以上		費護保活生									
0,670,000人までの数	測定単位の数値が530,000人以上のもの	その他の市町村	特別区及び保健所設置市	中核市	指定都市	普通態容補正	その団体の数	密度補正1	その団体の保健所設置市等以外の区域に係る人口密度が250人以上のもの	その団体の密度	同900,000人を超える
同上6,000,000人を超え840,000											0
同上5,000,000人を超え670,000											0
同上3,000,000人を超え670,000											0
同上1,700,000人を超え670,000											0
上記の数											0
測定単位の数値が530,000人以上のもの											0

費働労 5		費働労生厚									
口人		費護保活生									
測定単位の数値が1,700,000に満たないもの	測定単位の数値が1,700,000人 以上のもの	その他の市町村	中核市	指定都市	普通態容補正	数	測定単位の数値が530,000人を超え1,200,000人までの数	測定単位の数値が530,000に満たないもの	その団体の数	同840,000人を超える	
同上2,900,000人を超え900,000人までの数										0	
同上1,900,000人を超え2,900,000人までの数										0	
同上1,000,000人を超え2,900,000人までの数										0	
同上500,000人を超え2,900,000人までの数										0	
上記の数										0	
測定単位の数値が1,700,000に満たないもの										0	

金選償利元る係に債方地た得を可許は又意同ていつに行発めたる										法第13条第11項の補正	小災害債	鉱害復旧事業債	特殊土壌対策事業債	激甚災害対策特別緊急事業債	
700を超え1,000までの数	500を超え700までの数	400を超え500までの数	300を超え400までの数	200を超え300までの数	100を超え200までの数	100	その団体の指数が100以上のもの	その団体の指数	その団体の指数が100に満たないもの		0	0	0	0	0
119	101	510	103	101	100	101	0	1	0		5	6	6	6	6

に等算予正補の国ていおに度年各の度ま度年01成平らか										八種別補正	
(5)	(4)	(3)	(2)	(1)	(7)	(6)	(5)	(4)	(3)	(2)	(1)
平成20年度補正予算債	平成19年度補正予算債	平成18年度補正予算債	平成17年度補正予算債	都道府県50.0%	都道府県95.0%	平成16年度補正予算債	平成15年度補正予算債	平成14年度補正予算債	平成13年度補正予算債	平成12年度補正予算債	平成11年度補正予算債
1020100101	218000	88909									
0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1
0	1	0	2	8	2	4	2	8	1	0	1
8	1	0	0	0	9	9	7	5			

金選償利元る係に債方地たれさ可許を行発めたるて充に源財の費業事の係										
(5)	(4)	(3)	(2)	イ	ア	(1)	平種別補正			
平成20年度補正予算債	平成19年度補正予算債	平成18年度補正予算債	平成17年度補正予算債	都道府県50.0%	都道府県95.0%	平成16年度補正予算債				
1020100101	218000	88909								

地た得を可許は又意同ていつに行発めたるて充に源財の費業事の係に等算予正補の国ていおに度年各の度ま度年01成平らか									
<p>都道府県60.0%分 新幹線鉄道整備事業分 0.870に0.5を乗じて得た数 0.5で除して得た率(小数点以下3位未満の端数があるときはその端数を四捨五入し、当該率が0.870以下であるときは0.870とする。)</p>									
<p>第12条第5項の表都道府県の項第9号算式Xの符号に同じ。</p>									
<p>220.90.5</p>									
<p>41.40</p>									

十財源成平										還債費	十財源成平									
令和4年度までの各年度の財源策										51	令和4年度までの各年度の財源策									
(8)	(7)	(6)	(5)	(4)	(3)	(2)	(1)	種別補正		(1)	(20)	(19)	イ		ア					
平成22年度財源対策債	平成21年度財源対策債	平成20年度財源対策債	平成19年度財源対策債	平成18年度財源対策債	平成17年度財源対策債	平成16年度財源対策債	平成15年度財源対策債			平成15年度財源対策債	令和4年度減収補填債		令和3年度減収補填債		従来分並びに拡大分のうち、消費税の引上げ分、地方揮発油譲与税及び航空機燃料譲与税に係るもの以外のもの					
40704080909050	51557119						010	010			004040	040	00		507					
8	8	8	7	7	8	9	0	0			1	0	0		0					

税減の人の種別補正	額の方地た得を可許は又意同ていつに行												
	(20)	(19)	(18)	(17)	(16)	(15)	(14)	(13)	(12)	(11)	(10)	(9)	
(1) 平成6年度減税補填債	令和4年度財源対策債	令和3年度財源対策債	令和2年度財源対策債	令和元年度財源対策債	平成30年度財源対策債	平成29年度財源対策債	平成28年度財源対策債	平成27年度財源対策債	平成26年度財源対策債	平成25年度財源対策債	平成24年度財源対策債	平成23年度財源対策債	
5048	004030506060507010202000	46434			0602	0609	0702	0109	0201	0208	000	00	
8	1	0	0	7	7	7	7	8	8	8	8	8	

道	府	県	民	税	係	特	別	減	税	等	よ	平	成	度	6	年	ら	か	度	1	成	平	ら	か	度	1	成	平	ら	か	度	8	還債費						
																																	(7)	(6)	(5)	(4)	(3)	(2)	

償方地たれさところきでがとこすこ起に別特ていおに度年各該めたるす填補を収減の度年各の

各イ	緊急自然災害防止対策事業	年度(2)	令和2年度国土強靱化施策債	にア	防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債償還費	お急	急対策事業債償還費	(ア)	都道府県60.0%分
30.8									63.0

の額	(2) 市町村分							
	経費測定の種類							
	イ	イ	(イ)	ア	(ア)	(イ)	ア	イ
50.0	緊急自然災害防止対策事業債償還費	緊急自然災害防止対策事業債償還費	都道府県50.0%分	令和3年度国土強靱化施策債	防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債償還費	都道府県60.0%分	都道府県50.0%分	緊急自然災害防止対策事業債償還費
72.0	50.0	50.0	60.0	50.0	0.0	10.0	20.0	40.0
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

1,000人を超える数	2,000人を超える数	測定単位の数値が100,000人以上のもの	密度補正II	密度補正I	その団体の人口密度が450人以上のもの	その団体の人口密度が450人に満たないもの	その団体の密度	その団体に満たないもの	その団体の密度	その団体に満たないもの	数	え	同上	え	同上	数	え	同上	え	同上	
0	69	0	10	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

8種地	9種地	10種地	IIの地域							Iの地域	普通態容補正(種地)	同上50以上のもの			
			1種地	2種地	3種地	4種地	5種地	6種地	7種地						
400	400	200	200	400	200	800	200	200	300	300	400	600	200	A	00
00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00		00
80	70	80	30	40	40	60	00	00	90	40	40	50	80	B	01
03	02	03	60	40	40	00	00	20	50	10	70	60	80		05
40	50	30	40	00	70	70	50	90	60	80	80	40	30		00
6	6	2	00	00	00	00	00	00	80	50	01	00	07		00

経常態容補正 1 合併関係市町村の人口段階による補正率	普通態容補正 (給与差等)	1種地	2種地	3種地	4種地	5種地	6種地	7種地
0,000人までの数	4	0	0	0	0	0	0	0
2,000人までの数	4	0	0	0	0	0	0	0
4,000人までの数	7	0	0	0	0	0	0	0
6,000人までの数	4	0	0	0	0	0	0	0
8,000人までの数	5	0	0	0	0	0	0	0
10,000人までの数	9	0	0	0	0	0	0	0
12,000人までの数	7	0	0	0	0	0	0	0
14,000人までの数	6	0	0	0	0	0	0	0
16,000人までの数	2	0	0	0	0	0	0	0
18,000人までの数	8	0	0	0	0	0	0	0
20,000人までの数	1	0	0	0	0	0	0	0
22,000人までの数	6	0	0	0	0	0	0	0
24,000人までの数	8	0	0	0	0	0	0	0
26,000人までの数	1	0	0	0	0	0	0	0
28,000人までの数	6	0	0	0	0	0	0	0
30,000人までの数	8	0	0	0	0	0	0	0

市町村道	国道及び道府県道	指定都市	その他の市町村	1種地	2種地	3種地	4種地	5種地	6種地	7種地	8種地	9種地	10種地	普通態容補正(種地)	Iの地域	橋りよう	路面幅員	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	A	0	4	0	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	B	0	4	0	1
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	B	0	4	0	1
3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	B	0	4	0	1
4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	B	0	4	0	1
5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	B	0	4	0	1
6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	B	0	4	0	1
7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	B	0	4	0	1
8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	B	0	4	0	1
9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	B	0	4	0	1
10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	B	0	4	0	1

3種地	4種地	5種地	6種地	7種地	8種地	9種地	10種地	普通態容補正(種地)	Iの地域	橋りよう	路面幅員
4	0	0	0	0	0	0	0	A	0	4	0
0	0	0	0	0	0	0	0	B	0	4	0
4	0	0	0	0	0	0	0	B	0	4	0
0	0	0	0	0	0	0	0	B	0	4	0
5	0	0	0	0	0	0	0	B	0	4	0
0	0	0	0	0	0	0	0	B	0	4	0
6	0	0	0	0	0	0	0	B	0	4	0

無級地	7級地	6級地	5級地	4級地	3級地	2級地	1級地	普通態容補正(給与差等)	1種地	2種地	3種地	4種地	5種地	6種地	7種地	8種地	9種地	10種地	IIの地域	1種地	2種地
0	0	0	0	0	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0	0
1	2	2	2	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9	0	0	1	1	2	2	2	0	0	1	0	2	1	0	0	7	7	7	3	0	0
7	2	7	3	6	0	2	8	2	2	5	5	1	5	0	6	6	8	8	7	4	3
								0	7	0	7	0	7	0	7	0	2	0	1	0	7

費画計市都														3	口人るけおに城区画計市都						
地5種			地6種			地7種			地8種	地9種	種地0	地Iの		普通	無級	1級	2級	3級	4級	寒冷補正	
村	その他	特例市	施行時	中核市	村	その他	特例市	施行時	中核市	指定都	市	特別区	指定都	市	普通	無級	1級	2級	3級	4級	寒冷補正
900	000	000	100	000	000	000	200	200	200	200	000	000	200	200	A	000	000	000	000	000	000
000	000	000	000	000	000	000	000	000	000	000	000	000	000	000	B	000	000	000	000	000	000
455	000	000	000	000	000	000	000	000	000	000	000	000	000	000	000	000	000	000	000	000	000
2030	0030	0030	0030	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	8090	9000	9000	9000	1090	1090	1090	1090	1090	1090	1090
950	300	0050	000	300	000	000	000	000	000	000	552	7153	0000	0000	0000	0000	0000	0000	0000	0000	0000

地3種	地4種	地5種	地6種	地7種	地8種	地9種	種地0	地IIの	地1種	地2種	地3種	地4種
700	090	000	200	200	800	000	600	000	500	200	300	000
000	000	000	000	000	000	000	000	000	000	000	000	000
000	000	000	000	000	000	000	000	000	000	000	000	000
000	000	000	000	000	000	000	000	000	000	000	000	000
202	202	404	505	404	102	101	101	101	001	001	101	001
8050	7030	0000	0090	0010	9000	8030	6020	7030	0050	1060	1070	3040
000	000	0040	0040	0040	0010	0020	0020	0020	0020	0020	0020	0020

費園公		口人										普通		地1種		地2種	
9種地	Iの地域	無級地	7級地	6級地	5級地	4級地	3級地	2級地	1級地	普通	指定	1級	2級	普通	指定	1級	2級
200	080	300	200	700	400	400	100	700	900	000	000	000	000	000	000	000	000
001	002	705	709	704	800	801	807	804	805	000	000	000	000	000	000	000	000
504	040	000	000	000	000	000	000	000	000	000	000	000	000	000	000	000	000
070	081	470	270	870	380	480	080	680	880	000	000	000	000	000	000	000	000
103	003	270	070	570	070	107	068	028	038	000	000	000	000	000	000	000	000
103	003	270	070	570	070	107	068	028	038	000	000	000	000	000	000	000	000

4種地	5種地	6種地	7種地	8種地	9種地	Iの地域	1種地	2種地	3種地	4種地	5種地	6種地	7種地	8種地
400	080	0040	0080	0080	0080	0060	900	000	0090	0000	0030	0030	0090	0000
000	000	0000	0000	0000	0000	0010	0000	0070	0000	0000	0000	0000	0000	0000
700	800	300	600	600	800	300	000	100	500	700	700	600	900	600
001	011	000	200	200	100	600	100	100	400	900	800	400	500	500
000	000	100	900	900	500	000	900	500	600	700	000	500	200	400
604	003	000	000	000	100	700	004	604	502	001	501	502	404	300

地1種	地2種	地3種	地4種	地5種	地6種	地7種	地8種
00	00	00	00	00	00	00	00
00	00	00	00	00	00	00	00
00	00	00	50	40	40	00	60
090	090	090	090	790	790	990	890
05	05	05	02	02	02	05	00
000	000	000	500	400	200	000	600
00	00	00	00	00	00	00	00
00	00	00	00	00	00	00	00
78	00078	00078	00048	00748	00268	00878	00728

費生衛健保		3人	普通態容補正(給与差等)											
数	211	0	地無級	地7級	地6級	地5級	地4級	地3級	地2級	地1級	指定都市	中核市	児童相特	その他
500	00	00	80	90	00	30	40	50	50	70				
000	00	00	0	0	0	0	0	0	0	0				
000	00	00	5	5	6	6	6	6	6	6				
000	00	00	1	2	3	5	6	7	7	9				
000	00	00	5	5	6	6	6	6	6	6				
000	00	00	8	9	0	2	3	5	5	7				
01	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
80	0	0	0	1	2	4	5	6	6	8				
80	0	0	5	5	5	5	5	5	5	5				
			6	7	8	9	0	1	1	3				
			4	4	4	4	5	5	5	5				

地8種	地9種	種地1	地域Iの	普通態容補正(種地)	え	同	数	え	同	数	え	同	数	え	同	数	え	同	数
00	00	00	特別区	指定都市、特	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	6	1	A 置市	別区、中核市、	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20	40	20	B 及保健所設	村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
00	00	00	A	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
601	890	250	B		0	2	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
01	09	04	A		8	0	0	4	8	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0

地3種	地4種	地5種	地6種	地7種
00	00	00	00	00
1	2	4	5	7
80	60	10	70	80
00	00	00	00	00
690	090	780	701	080
040	01	52	53	08
500	100	300	600	900
00	00	00	00	00
10	20	30	30	40
67	05837	05276	00356	05555

4種地	5種地	6種地	7種地	8種地	9種地	10種地	Iの地域	普通態容補正(種地)	える数	同上28,	え28,	同上27,	え27,	同上24,	え24,	同上21,	え21,	同上18,	え18,	31,000人に満たない数が21,400人
001400200	001400200	001500500	001600800	002000400	002800200	002800200	002000200	A 指定都市	4000	4000	4000	3000	3000	7000	7000	4000	4000	0000	0000	0000
874000	874000	866000	855000	822000	758000	758000	750000	B 中核市	00	00	06	00	02	00	07	00	00	00	00	02
0028007	0028007	0058006	0088005	0048002	0027005	0027005	0027005													

3種地	4種地	5種地	6種地	7種地	8種地	9種地	10種地	IIの地域	1種地	2種地	3種地
00878007	00878006	008658006	008358003	008198001	008198001	00878003	00894001	005000	008008	005000	0079001
008000	008000	004000	006000	006000	004000	008000	005000	002000	005000	004000	000000
007000	005000	005000	005000	009000	009000	007000	009000	004000	007000	004000	007000
00878007	00878006	008658006	008358003	008198001	008198001	00878003	00894001	005000	008008	005000	0079001

5種地	6種地	7種地	8種地	9種地	10種地	IIの地域	1種地	2種地	3種地	4種地	5種地	6種地	7種地	8種地	9種地	Iの地域	1種地	2種地
0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000
0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000
0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000
0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000
0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000
0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000
0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000
0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000
0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000
0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000	0010000

費掃清	5口人	無級地	7級地	6級地	5級地	4級地	3級地	2級地	1級地	普通態容補正(給与差等)	1種地	2種地	3種地	4種地
その団体の密度	その団体の密度が4	060	080	000	030	040	070	070	000	指定都市	080	020	080	000
その団体の密度	その団体の人口密度が4	090	090	010	030	040	070	070	010	市中核市	080	020	080	000
その団体の密度	その団体の人口密度が4	090	090	010	030	040	070	070	010	村市他	080	020	080	000
その団体の密度	その団体の人口密度が4	090	090	010	030	040	070	070	010	町の	080	020	080	000

地9種	地1種	II地	地1種	地2種	地3種	地4種	地5種	地6種	地7種	地8種	地9種	種地0	I地域	普通態容補正(種地)	同上400人を超える数	0人までの数	同上350人を超える数	0人までの数	同上300人を超える数	0人までの数	同上150人を超える数	150人までの数	450人に満たない数
600	080	000	800	007	090	050	900	600	100	800	000	600	600	A	0	0	40	0	30	0	30	0	19
0148	208	608	080	506	005	004	532	102	495	005	707	057	057	B	10	0	1	0	0	0	0		
8	0	8	0	4	5	3	2	8	5	4	4	0	0										

費政行産水野林	2	普通態容補正(給与差)	地1種	地2種	地3種	地4種	地5種	地6種	地7種	地8種
2,050戸までの数	同上1,600戸までの数	同上1,100戸を超える数	690	600	500	000	800	400	800	600
10	38	00	00	00	00	15	08	22	19	00
			839	096	180	250	820	808	630	690

費政行産水野林	2	普通態容補正I	無級地	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	普通態容補正II	無級地	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	普通態容補正I(給与差)	同上2,050戸を超える数
無級地	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	普通態容補正II	無級地	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	普通態容補正I(給与差)	同上2,050戸を超える数	
100	112	134	168	111	100	100	100		100	112	134	168	111	100	100	100		43	
000	000	000	000	001	009	000	000		000	000	000	000	000	000	000	000		43	

費政行工商	3	普通態容補正	無級地	1級地	2級地	3級地	4級地	普通態容補正(給与差)
I地域	A	中小企業支援市	000	000	000	000	000	000
	B		10	25	25	80	75	75
	A	計量市	000	000	000	000	000	000
	B		022	022	022	000	000	000

10種地	IIの地域	1種地	2種地	3種地	4種地	5種地	6種地	7種地	8種地	9種地	10種地
0000	0000	0000	0000	0000	0000	0000	0000	0000	4000	4000	4000
0000	0000	2000	1600	2400	6500	5600	8600	4200	2000	4000	4600
0000	0000	0000	0000	0000	0000	0000	0000	0000	0000	0000	0000
4000	2000	4000	4000	6000	1000	1000	6000	6000	6100	8100	8100
0000	0000	0000	0000	0000	0000	0000	0000	0000	4200	2200	1200
6000	5000	5000	4000	3000	3000	6000	1000	4000	0000	0000	9000
0000	1000	0000	2000	2000	0000	0000	0000	0000	5000	3000	4000
0000	0000	6000	0000	0000	3000	0000	1000	0000	2000	2000	0000
0000	0200	1000	2000	6000	5000	0000	8000	3000	8000	8000	2000
2500	4400	4400	3400	3200	2300	0100	5400	0410	0410	0410	0810
0070	0080	0090	0070	0090	0040	0050	0060	0070	0040	0040	0020

8種地	9種地	10種地	Iの地域	1種地	2種地	3種地	4種地	5種地	6種地	7種地	8種地	9種地
3040	3040	3080	A	0025	0046	0067	0000	0030	0020	0000	0000	0000
0000	0000	0000	B	7000	7000	3000	7000	3000	9000	4000	4000	4000
9140	1120	5420	—	0037	0000	0030	0000	0080	0000	0000	0000	0000
4200	2200	2000	46	0000	4000	0000	4000	0000	0000	0000	0000	0000
1000	2000	5000		0000	0000	0000	0000	0000	0000	0000	0000	0000
				6300	5200	9300	5300	7500	2500	2500	2500	2500
				0050	0080	0030	0070	0050	0070	0070	0070	0070

2級地	1級地	普通態容補正(給与差等)	1種地	2種地	3種地	4種地	5種地	6種地	7種地	8種地	9種地	10種地	IIの地域	1種地	2種地	3種地	4種地	5種地	6種地	7種地
3000	9000	支援市	0000	0000	0000	0000	0000	0000	0000	0000	0000	0000	0000	0000	0000	0000	0000	0000	0000	0000
6000	6000	中小企業計	3000	2000	3000	3000	5000	5000	5000	5000	5000	5000	0000	4000	4000	4000	2000	3000	1000	4000
9500	5600	市	2000	0000	5000	1000	2000	7000	7000	7000	7000	7000	0000	8000	8000	7000	5000	9000	6000	4000
9000	1000	量	0000	0000	0000	0000	0000	0000	0000	0000	0000	0000	0000	0000	0000	0000	0000	0000	0000	0000
2500	6500	村市他	3000	2000	3000	4000	0000	1000	1000	1000	1000	1000	0000	3000	4000	2000	6000	0000	4000	2000
4000	5000	町の																		

密度補正	超える数	同上の数	超え4000世帯を	同上3000世帯を	帯までの数	ない数が3000世帯に満たない	その団体の数値	0000世帯に満たない	測定単位の数が44	える数	377,000世帯を超	での数	え377,000世帯を超	127,000世帯を超	44,000世帯を超	44,000世帯を超	44,000世帯を超	総徴税率	六段階補正	費						
																				無級地	7級地	6級地	5級地	4級地	3級地	
																				3000	7000	9000	9000	6000	8000	
																					5000	5000	5000	6000	6000	
																					3500	6500	7500	6500	3500	5500
																					3000	4000	5000	7000	8000	9000
																					2400	4400	4500	1500	7500	8500
																					8000	9000	0000	2000	2000	3000

地種1	地種2	地種3	地種4				地種5				地種6			地種7			地種8	地種9	地種10					
			村	その他	特例市	施行時	中核市	村	その他	特例市	施行時	中核市	村	その他	特例市	施行時	中核市	指定都	市	指定都				
800	000	100		400	300	030	030		030	400	040	040		060	500	050	050	050	050	090	090			000
000	000	000		000	000	000	000		000	000	000	000		000	000	000	000	000	000	000	000			000
1	1	1		2	2	2	2		1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1			4	
800	000	000		400	600	060	060		000	100	010	010		800	000	000	010	010	040	040			000	
800	400	000		200	250	700	250		000	200	700	300		000	550	000	000	000	040	040			000	
000	000	100		000	000	000	000		000	000	000	000		000	000	000	000	000	000	000			000	

地種1	地種2	地種3	地種4	地種5	地種6	地種7				地種8			地種9			種地10	地種II						
						村	その他	特例市	施行時	中核市	村	その他	特例市	施行時	中核市	村	その他	特例市	施行時	中核市			
400	300	400	600	800	000		080	080	080	080		000	080	080	080		020	040	040	020	000	000	000
000	000	000	000	000	000		000	000	000	000		000	000	000	000		000	000	000	000	000	000	000
2	1	1	1	0	1		0	0	0	0		2	1	2	2		3	3	3	3	3	3	3
300	700	700	600	100	000		100	300	300	100		400	300	000	000		090	090	070	070	000	000	000
700	600	300	100	700	200		800	400	900	600		400	900	700	000		900	900	700	700	500	500	500
000	000	000	000	000	000		000	000	000	000		000	000	000	000		000	000	000	000	000	000	000

普通態容補正III	1級地による補正率	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	町村	離島市その他
備考「離島市町村」とは当該市町村の全	29	57	84	92	88	21	11	14
域又は当該市町村役場の所在地が都道府	80	105	205	164	211	23	39	37
県庁所在地と海で隔てられた市町村をい	32	56	64	62	64	6	9	7
う。以下同じ。								
2人口段階による補正率								
測定単位の数値が1000,								
100,000人	1							
のものが								
測定単位の数値が100,								
000人に満たないもの	0							
その団体の数値	1							
100,000人に満た								
ない数が70,000人	0							
までの数	0							
え80,000人まで	0							
の数を	4							
え80,000人まで	2							
の数を								
え88,000人まで	8							
の数を	0							
え88,000人まで	0							
の数を	0							
え96,000人まで	0							
の数を	1							
え98,000人まで	1							
の数を	5							
え98,000人を超	6							
える数	4							
同上	9							

1級地による補正率	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	町村	離島市その他
1合併関係市町村の人	85	90	113	263	74	4	町村
口段階による補正率	0	0	3	7	8	1	離島市
4,000人までの数	0	0	2	6	3	7	市
4,000人を超え8,	0	0	3	7	8	8	その他
000人までの数	0	0	0	0	0	0	
8,000人を超え12,	1	0	1	6	3	2	
000人までの数	0	0	0	0	0	0	
4,000人を超え8,	0	0	0	0	0	0	
000人を超え12,	0	0	0	0	0	0	
000人までの数	0	0	0	0	0	0	
8,000人を超え12,	0	0	0	0	0	0	
000人までの数	0	0	0	0	0	0	
4,000人を超え8,	0	0	0	0	0	0	
000人を超え12,	0	0	0	0	0	0	
000人までの数	0	0	0	0	0	0	
8,000人を超え12,	0	0	0	0	0	0	
000人までの数	0	0	0	0	0	0	
4,000人を超え8,	0	0	0	0	0	0	
000人を超え12,	0	0	0	0	0	0	
000人までの数	0	0	0	0	0	0	
8,000人を超え12,	0	0	0	0	0	0	
000人までの数	0	0	0	0	0	0	
4,000人を超え8,	0	0	0	0	0	0	
000人を超え12,	0	0	0	0	0	0	
000人までの数	0	0	0	0	0	0	
8,000人を超え12,	0	0	0	0	0	0	
000人までの数	0	0	0	0	0	0	
4,000人を超え8,	0	0	0	0	0	0	
000人を超え12,	0	0	0	0	0	0	
000人までの数	0	0	0	0	0	0	
8,000人を超え12,	0	0	0	0	0	0	
000人までの数	0	0	0	0	0	0	
4,000人を超え8,	0	0	0	0	0	0	
000人を超え12,	0	0	0	0	0	0	
000人までの数	0	0	0	0	0	0	
8,000人を超え12,	0	0	0	0	0	0	
000人までの数	0	0	0	0	0	0	
4,000人を超え8,	0	0	0	0	0	0	
000人を超え12,	0	0	0	0	0	0	
000人までの数	0	0	0	0	0	0	
8,000人を超え12,	0	0	0	0	0	0	
000人までの数	0	0	0	0	0	0	
4,000人を超え8,	0	0	0	0	0	0	
000人を超え12,	0	0	0	0	0	0	
000人までの数	0	0	0	0	0	0	
8,000人を超え12,	0	0	0	0	0	0	
000人までの数	0	0	0	0	0	0	
4,000人を超え8,	0	0	0	0	0	0	
000人を超え12,	0	0	0	0	0	0	
000人までの数	0	0	0	0	0	0	
8,000人を超え12,	0	0	0	0	0	0	
000人までの数	0	0	0	0	0	0	
4,000人を超え8,	0	0	0	0	0	0	
000人を超え12,	0	0	0	0	0	0	
000人までの数	0	0	0	0	0	0	
8,000人を超え12,	0	0	0	0	0	0	
000人までの数	0	0	0	0	0	0	
4,000人を超え8,	0	0	0	0	0	0	
000人を超え12,	0	0	0	0	0	0	
000人までの数	0	0	0	0	0	0	
8,000人を超え12,	0	0	0	0	0	0	
000人までの数	0	0	0	0	0	0	
4,000人を超え8,	0	0	0	0	0	0	
000人を超え12,	0	0	0	0	0	0	
000人までの数	0	0	0	0	0	0	
8,000人を超え12,	0	0	0	0	0	0	
000人までの数	0	0	0	0	0	0	
4,000人を超え8,	0	0	0	0	0	0	
000人を超え12,	0	0	0	0	0	0	
000人までの数	0	0	0	0	0	0	
8,000人を超え12,	0	0	0	0	0	0	
000人までの数	0	0	0	0	0	0	
4,000人を超え8,	0	0	0	0	0	0	
000人を超え12,	0	0	0	0	0	0	
000人までの数	0	0	0	0	0	0	
8,000人を超え12,	0	0	0	0	0	0	
000人までの数	0	0	0	0	0	0	
4,000人を超え8,	0	0	0	0	0	0	
000人を超え12,	0	0	0	0	0	0	
000人までの数	0	0	0	0	0	0	
8,000人を超え12,	0	0	0	0	0	0	
000人までの数	0	0	0	0	0	0	
4,000人を超え8,	0	0	0	0	0	0	
000人を超え12,	0	0	0	0	0	0	
000人までの数	0	0	0	0	0	0	
8,000人を超え12,	0	0	0	0	0	0	
000人までの数	0	0	0	0	0	0	
4,000人を超え8,	0	0	0	0	0	0	
000人を超え12,	0	0	0	0	0	0	
000人までの数	0	0	0	0	0	0	
8,000人を超え12,	0	0	0	0	0	0	
000人までの数	0	0	0	0	0	0	
4,000人を超え8,	0	0	0	0	0	0	
000人を超え12,	0	0	0	0	0	0	
000人までの数	0	0	0	0	0	0	
8,000人を超え12,	0	0	0	0	0	0	
000人までの数	0	0	0	0	0	0	
4,000人を超え8,	0	0	0	0	0	0	
000人を超え12,	0	0	0	0	0	0	
000人までの数	0	0	0	0	0	0	
8,000人を超え12,	0	0	0	0	0	0	
000人までの数	0	0	0	0	0	0	
4,000人を超え8,	0	0	0	0	0	0	
000人を超え12,	0	0	0	0	0	0	
000人までの数	0	0	0	0	0	0	

(イ) 平成20年度市場に係るもの	1	148
イ 平成20年度市町村	0	804
(ア) 平成20年度市場に係るもの	0	804
(イ) 平成20年度市場に係るもの	0	957
公募都市以外の市町村に係るもの	0	957
(6) 平成21年度補正予算債		
ア 平成21年度市町村	0	979
60.0%分		
(ア) 平成21年度市場に係るもの	0	979
(イ) 平成21年度市場に係るもの	1	151
公募都市以外の市町村に係るもの	1	151
イ 平成21年度市町村	0	816
50.0%分		
(ア) 平成21年度市場に係るもの	0	816
(イ) 平成21年度市場に係るもの	0	959
公募都市以外の市町村に係るもの	0	959
(7) 平成22年度補正予算債		
ア 平成22年度市町村	0	961
60.0%分		
(ア) 平成22年度市場に係るもの	0	961
(イ) 平成22年度市場に係るもの	1	148
公募都市以外の市町村に係るもの	1	148
イ 平成22年度市町村	0	801
50.0%分		
(ア) 平成22年度市場に係るもの	0	801
(イ) 平成22年度市場に係るもの	0	956
公募都市以外の市町村に係るもの	0	956
ウ 平成22年度市町村	0	721
45.0%分		
(ア) 平成22年度市場に係るもの	0	721
公募都市に係るもの	0	721

(イ) 平成22年度市場に係るもの	0	861
公募都市以外の市町村に係るもの	0	861
(8) 平成23年度補正予算債		
ア 平成23年度市町村	1	239
80.0%分		
(ア) 平成23年度市場に係るもの	1	239
(イ) 平成23年度市場に係るもの	1	504
公募都市以外の市町村に係るもの	1	504
イ 平成23年度市町村	0	774
50.0%分		
(ア) 平成23年度市場に係るもの	0	774
(イ) 平成23年度市場に係るもの	0	940
公募都市以外の市町村に係るもの	0	940
(9) 平成24年度補正予算債		
ア 平成24年度市町村	0	942
60.0%分		
(ア) 平成24年度市場に係るもの	0	942
(イ) 平成24年度市場に係るもの	1	149
公募都市以外の市町村に係るもの	1	149
イ 平成24年度市町村	0	785
50.0%分		
(ア) 平成24年度市場に係るもの	0	785
(イ) 平成24年度市場に係るもの	0	958
公募都市以外の市町村に係るもの	0	958
(10) 平成25年度補正予算債		
ア 平成25年度市町村	0	964
60.0%分		
(ア) 平成25年度市場に係るもの	0	964
(イ) 平成25年度市場に係るもの	1	155
公募都市以外の市町村に係るもの	1	155
イ 平成25年度市町村	0	50
50.0%分		

(ア) 平成25年度市場に係るもの	0	803
公募都市以外の市町村に係るもの	0	803
(11) 平成26年度補正予算債		
ア 平成26年度市町村	0	939
60.0%分		
(ア) 平成26年度市場に係るもの	0	939
(イ) 平成26年度市場に係るもの	1	136
公募都市以外の市町村に係るもの	1	136
イ 平成26年度市町村	0	785
50.0%分		
(ア) 平成26年度市場に係るもの	0	785
(イ) 平成26年度市場に係るもの	0	948
公募都市以外の市町村に係るもの	0	948
(12) 平成27年度補正予算債		
ア 平成27年度市町村	0	906
60.0%分		
(ア) 平成27年度市場に係るもの	0	906
(イ) 平成27年度市場に係るもの	1	103
公募都市以外の市町村に係るもの	1	103
イ 平成27年度市町村	0	755
50.0%分		
(ア) 平成27年度市場に係るもの	0	755
(イ) 平成27年度市場に係るもの	0	921
公募都市以外の市町村に係るもの	0	921
(13) 平成28年度補正予算債		
ア 平成28年度市町村	1	179
80.0%分		
(ア) 平成28年度市場に係るもの	1	179
(イ) 平成28年度市場に係るもの	1	467
公募都市以外の市町村に係るもの	1	467

イ 平成28年度市町村	0	885
60.0%分		
(ア) 平成28年度市場に係るもの	0	885
(イ) 平成28年度市場に係るもの	1	100
公募都市以外の市町村に係るもの	1	100
ウ 平成28年度市町村	0	736
50.0%分		
(ア) 平成28年度市場に係るもの	0	736
(イ) 平成28年度市場に係るもの	0	918
公募都市以外の市町村に係るもの	0	918
(14) 平成29年度補正予算債		
ア 平成29年度市町村	1	170
80.0%分		
(ア) 平成29年度市場に係るもの	1	170
(イ) 平成29年度市場に係るもの	1	470
公募都市以外の市町村に係るもの	1	470
イ 平成29年度市町村	0	876
60.0%分		
(ア) 平成29年度市場に係るもの	0	876
(イ) 平成29年度市場に係るもの	1	103
公募都市以外の市町村に係るもの	1	103
ウ 平成29年度市町村	0	730
50.0%分		
(ア) 平成29年度市場に係るもの	0	730
(イ) 平成29年度市場に係るもの	0	918
公募都市以外の市町村に係るもの	0	918
(15) 平成30年度補正予算債		
ア 平成30年度市町村	1	169
80.0%分		
(ア) 平成30年度市場に係るもの	1	169
(イ) 平成30年度市場に係るもの	1	467
公募都市以外の市町村に係るもの	1	467

イ	平成25年度市場公募 募都市以外の市町村に係 るもの	3.	5	1	1
ア	平成26年度市場公 募都市に係るもの	2.	5	5	6
イ	平成26年度市場公 募都市以外の市町村に係 るもの	3.	4	6	1
ア	平成27年度市場公 募都市に係るもの	2.	4	8	3
イ	平成27年度市場公 募都市以外の市町村に係 るもの	3.	3	9	4
ア	平成28年度市場公 募都市に係るもの	2.	3	9	4
イ	平成28年度市場公 募都市以外の市町村に係 るもの	3.	3	5	6
ア	平成29年度市場公 募都市に係るもの	2.	3	9	4
イ	平成29年度市場公 募都市以外の市町村に係 るもの	3.	3	6	1
ア	平成30年度市場公 募都市に係るもの	2.	4	1	7
イ	平成30年度市場公 募都市以外の市町村に係 るもの	3.	3	6	9
補填債	令和元年度減収				
ア	令和元年度市場公 募都市に係るもの	2.	3	6	4
イ	令和元年度市場公 募都市以外の市町村に係 るもの	3.	3	3	8

イ	令和2年度減収				
ア	令和2年度市場公 募都市に係るもの	0.	1	9	5
イ	令和2年度市場公 募都市以外の市町村に係 るもの	0.	1	6	5
ア	令和2年度市場公 募都市に係るもの	0.	1	4	6
イ	令和2年度市場公 募都市以外の市町村に係 るもの	0.	1	2	4
ア	令和3年度減収				
イ	令和3年度市場公 募都市に係るもの	0.	1	1	6
イ	令和3年度市場公 募都市以外の市町村に係 るもの	0.	1	4	4
補填債	令和4年度減収				
ア	令和4年度市場公 募都市に係るもの	0.	3	2	9
イ	令和4年度市場公 募都市以外の市町村に係 るもの	0.	3	7	8
財源	平成13年度財源				
対策債	平成13年度財源				
イ	平成13年度財源	1.	6	4	1
イ	平成14年度財源				
対策債	平成14年度財源				
イ	平成14年度財源	0.	7	3	8
イ	平成15年度財源				

イ	平成16年度財源				
ア	平成16年度財源	0.	5	8	2
イ	平成16年度財源	0.	3	8	4
イ	平成17年度財源				
ア	平成17年度財源	0.	8	4	1
イ	平成17年度財源	0.	8	4	1

イ	平成17年度市場 公募都市以外の市町村に 係るもの	0.	6	0	9
イ	平成17年度市場 公募都市以外の市町村に 係るもの	0.	6	9	1
イ	平成17年度市場 公募都市以外の市町村に 係るもの	0.	3	7	1
イ	平成17年度市場 公募都市以外の市町村に 係るもの	0.	7	4	1
イ	平成17年度市場 公募都市以外の市町村に 係るもの	0.	4	1	2
イ	平成18年度市場 公募都市に係るもの	0.	7	0	3
イ	平成18年度市場 公募都市に係るもの	0.	4	3	8
イ	平成18年度市場 公募都市以外の市町村に 係るもの	0.	4	3	8
イ	平成18年度市場 公募都市以外の市町村に 係るもの	0.	1	2	6
イ	平成18年度市場 公募都市以外の市町村に 係るもの	0.	0	0	6
イ	平成19年度財源				
対策債	平成19年度財源				
イ	平成19年度財源	0.	0	0	0

について同意又は許可を得たもの	0.	7	4	7
(ア) 平成19年度市場に係るもの	0.	7	4	7
(イ) 平成19年度市場に係るもの	0.	4	1	8
公募都市以外の市町村に係るもの				
イ 義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの				
(ア) 平成19年度市場に係るもの	0.	7	0	6
(イ) 平成19年度市場に係るもの	0.	4	4	1
公募都市以外の市町村に係るもの				
ウ 廃棄物処理施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの				
(ア) 平成19年度市場に係るもの	0.	0	8	8
(イ) 平成19年度市場に係るもの	0.	0	0	0
公募都市以外の市町村に係るもの				
(8) 平成20年度財源対策債				
ア 一般公共事業等に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの				
(ア) 平成20年度市場に係るもの	0.	7	8	0
(イ) 平成20年度市場に係るもの	0.	9	2	9
公募都市以外の市町村に係るもの				
イ 義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの				
(ア) 平成20年度市場に係るもの	0.	7	2	1
(イ) 平成20年度市場に係るもの	0.	8	5	4
公募都市以外の市町村に係るもの				

ウ 廃棄物処理施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの	1.	2	3	0
(ア) 平成20年度市場に係るもの	1.	2	3	0
(イ) 平成20年度市場に係るもの	1.	2	6	9
公募都市以外の市町村に係るもの				
ア 一般公共事業等に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの				
(ア) 平成21年度市場に係るもの	0.	7	9	2
(イ) 平成21年度市場に係るもの	0.	9	3	1
公募都市以外の市町村に係るもの				
イ 義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの				
(ア) 平成21年度市場に係るもの	0.	7	2	5
(イ) 平成21年度市場に係るもの	0.	8	4	5
公募都市以外の市町村に係るもの				
ウ 廃棄物処理施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの				
(ア) 平成21年度市場に係るもの	1.	2	1	5
(イ) 平成21年度市場に係るもの	1.	2	5	6
公募都市以外の市町村に係るもの				
源対策債				
ア 一般公共事業等に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの				
(ア) 平成22年度市場に係るもの	0.	7	7	6

(イ) 平成22年度市場に係るもの	0.	9	1	8
公募都市以外の市町村に係るもの				
イ 義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの				
(ア) 平成22年度市場に係るもの	0.	7	0	4
(イ) 平成22年度市場に係るもの	0.	8	4	0
公募都市以外の市町村に係るもの				
ウ 廃棄物処理施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの				
(ア) 平成22年度市場に係るもの	1.	2	0	4
(イ) 平成22年度市場に係るもの	1.	2	4	9
公募都市以外の市町村に係るもの				
源対策債				
ア 公共事業等に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの				
(ア) 平成23年度市場に係るもの	0.	7	5	1
(イ) 平成23年度市場に係るもの	0.	9	1	2
公募都市以外の市町村に係るもの				
イ 義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの				
(ア) 平成23年度市場に係るもの	0.	7	0	8
(イ) 平成23年度市場に係るもの	0.	8	3	0
公募都市以外の市町村に係るもの				

(ア) 平成23年度市場に係るもの	1.	1	9	6
(イ) 平成23年度市場に係るもの	1.	2	3	6
公募都市以外の市町村に係るもの				
(12) 平成24年度財源対策債				
ア 公共事業等に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの				
(ア) 平成24年度市場に係るもの	0.	7	6	2
(イ) 平成24年度市場に係るもの	0.	9	2	9
公募都市以外の市町村に係るもの				
イ 義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの				
(ア) 平成24年度市場に係るもの	0.	7	3	5
(イ) 平成24年度市場に係るもの	0.	8	1	2
公募都市以外の市町村に係るもの				
ウ 廃棄物処理施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの				
(ア) 平成24年度市場に係るもの	1.	1	8	2
(イ) 平成24年度市場に係るもの	1.	2	2	3
公募都市以外の市町村に係るもの				
源対策債				
ア 公共事業等に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの				
(ア) 平成25年度市場に係るもの	0.	7	7	9
(イ) 平成25年度市場に係るもの	0.	9	3	5
公募都市以外の市町村に係るもの				

イ 義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの	(ア) 平成25年度市場	0	7	4	7
ウ 廃棄物処理施設の建設事業に係るもの	(イ) 平成25年度市場	0	8	0	6
ア 公共事業等に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの	(ア) 平成25年度市場	1	1	8	8
イ 義務教育施設の建設事業に係るもの	(イ) 平成25年度市場	1	2	2	4
ア 公共事業等に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの	(14) 平成26年度財源対策債				
ウ 廃棄物処理施設の建設事業に係るもの	(ア) 平成26年度市場	0	7	6	2
イ 義務教育施設の建設事業に係るもの	(イ) 平成26年度市場	0	9	2	1
ア 公共事業等に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの	(ア) 平成26年度市場	0	7	3	2
イ 義務教育施設の建設事業に係るもの	(イ) 平成26年度市場	0	7	8	5
ア 公共事業等に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの	(ア) 平成26年度市場	1	1	1	5

イ 義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの	(イ) 平成27年度市場	0	7	3	2
ウ 廃棄物処理施設の建設事業に係るもの	(イ) 平成27年度市場	0	8	9	1
ア 公共事業等に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの	(ア) 平成27年度市場	0	6	7	6
イ 義務教育施設の建設事業に係るもの	(イ) 平成27年度市場	0	7	7	6
ア 公共事業等に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの	(ア) 平成27年度市場	1	1	6	8
イ 義務教育施設の建設事業に係るもの	(イ) 平成27年度市場	1	1	9	4
ア 公共事業等に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの	(16) 平成28年度財源対策債				
ウ 廃棄物処理施設の建設事業に係るもの	(ア) 平成28年度市場	0	7	1	5
イ 義務教育施設の建設事業に係るもの	(イ) 平成28年度市場	0	8	8	8
ア 公共事業等に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの	(ア) 平成28年度市場	0	7	1	5
イ 義務教育施設の建設事業に係るもの	(イ) 平成28年度市場	0	8	8	8

イ 義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの	(イ) 平成29年度市場	0	7	0	9
ウ 廃棄物処理施設の建設事業に係るもの	(イ) 平成29年度市場	0	8	9	1
ア 公共事業等に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの	(ア) 平成29年度市場	0	6	7	6
イ 義務教育施設の建設事業に係るもの	(イ) 平成29年度市場	0	7	9	4
ア 公共事業等に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの	(ア) 平成29年度市場	0	6	7	6
イ 義務教育施設の建設事業に係るもの	(イ) 平成29年度市場	0	7	9	4
ア 公共事業等に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの	(ア) 平成29年度市場	1	1	2	6
イ 義務教育施設の建設事業に係るもの	(イ) 平成29年度市場	1	1	7	6

イ 義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの	(18) 平成30年度財源対策債				
ウ 廃棄物処理施設の建設事業に係るもの	(ア) 平成30年度市場	0	7	0	9
ア 公共事業等に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの	(イ) 平成30年度市場	0	8	9	0
イ 義務教育施設の建設事業に係るもの	(ア) 平成30年度市場	0	6	7	1
イ 義務教育施設の建設事業に係るもの	(イ) 平成30年度市場	0	7	9	3
ア 公共事業等に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの	(ア) 平成30年度市場	1	0	9	6
イ 義務教育施設の建設事業に係るもの	(イ) 平成30年度市場	1	1	5	4
ア 公共事業等に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの	(19) 令和元年度財源対策債				
ウ 廃棄物処理施設の建設事業に係るもの	(ア) 令和元年度市場	0	6	9	6
イ 義務教育施設の建設事業に係るもの	(イ) 令和元年度市場	0	8	8	3
ア 公共事業等に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの	(ア) 令和元年度市場	0	6	6	0
イ 義務教育施設の建設事業に係るもの	(イ) 令和元年度市場	0	6	6	0

ア	令和元年度市場公 募都市以外の市町村に係 るもの	0	7	8	7
イ	令和2年度市場公 募都市に係るもの	0	0	3	3
エ	令和2年度市場公 募都市以外の市町村に係 るもの	0	0	4	4
イ	令和3年度市場公 募都市に係るもの	0	0	3	3
エ	令和3年度市場公 募都市以外の市町村に係 るもの	0	0	4	4
イ	令和4年度市場公 募都市に係るもの	0	0	4	4
エ	令和4年度市場公 募都市以外の市町村に係 るもの	0	0	4	4
イ	令和5年度市場公 募都市に係るもの	0	0	4	4
エ	令和5年度市場公 募都市以外の市町村に係 るもの	0	0	4	4

イ	令和3年度市場公 募都市に係るもの	0	0	4	5
エ	令和3年度市場公 募都市以外の市町村に係 るもの	0	0	5	0
イ	令和4年度市場公 募都市に係るもの	0	0	6	6
エ	令和4年度市場公 募都市以外の市町村に係 るもの	0	0	6	6
イ	令和5年度市場公 募都市に係るもの	0	0	6	6
エ	令和5年度市場公 募都市以外の市町村に係 るもの	0	0	6	6
イ	令和6年度市場公 募都市に係るもの	0	0	6	6
エ	令和6年度市場公 募都市以外の市町村に係 るもの	0	0	6	6

種別	補正	減入	税補	償還	費
ウ	令和4年度市場公 募都市に係るもの	0	1	2	5
イ	令和4年度市場公 募都市以外の市町村に係 るもの	0	1	2	7
イ	平成6年度減税補 入	0	8	4	0
イ	平成7年度減税補 入	0	8	4	0
イ	平成8年度減税補 入	0	6	8	2
イ	平成15年度市場公 募都市に係るもの	1	0	0	0
イ	平成15年度市場公 募都市以外の市町村に係 るもの	1	0	5	3
イ	平成16年度市場公 募都市に係るもの	1	0	1	2
イ	平成16年度市場公 募都市以外の市町村に係 るもの	1	0	3	2
イ	平成17年度市場公 募都市に係るもの	0	6	4	8
イ	平成17年度市場公 募都市以外の市町村に係 るもの	1	0	2	0
イ	平成18年度市場公 募都市に係るもの	0	6	3	3
イ	平成18年度市場公 募都市以外の市町村に係 るもの	0	9	8	7

5年度平成18年度までの各年度の減収を補填するに当たっては、当該各年度におきいて特別起すことのできる

三	二
教育費	土木道費
1 小学校費	1 道路積の面
学級普通態容補正係数 × 寒冷補正係数 × 事業費補正係数	普通態容補正係数 + (事業費補正係数 × 1) + (事業費補正係数 × 1)

五	四	三	二
産業農	厚生生活費	保健衛生費	中等学校費
1 農業	1 生活	3 保健衛生	2 学校費
農家段階補正係数 × (普通態容補正 I 係数 × 普通態容補正 II 係数)	人口 × (普通態容補正 I 係数 × 普通態容補正 II 係数) + (普通態容補正 I 係数 × 1) + (普通態容補正 II 係数 × 1)	人口 × (普通態容補正 I 係数 × 1) + (普通態容補正 II 係数 × 1) + (経常態容補正係数 × 1)	学級普通態容補正係数 × 寒冷補正係数 × 事業費補正係数 + (事業費補正係数 × 1)

六	五	四	三
総務費	商業行政費	林業行政費	工業行政費
1 徴収	3 行政	2 林業	3 行政
世帯階普通補正係数 × 普通態容補正係数	人口 × 階普通補正係数 × 普通態容補正係数	林業普通態容補正 I 係数 × 普通態容補正 II 係数 × 寒冷補正係数 + (密度補正 I 係数 × 1) + (密度補正 II 係数 × 1) + (農家数急減係数 × 1) + (事業費補正係数 × 1)	人口 × 階普通補正係数 × 普通態容補正係数

(5)	(4)
測定単位	測定単位
1 階普通補正	1) + (事業費補正係数 × 1)

都 東	京 立川市 府中市 武蔵野市 三鷹市 日野	布 町田市 日野	代 安市	原 流山市 八千代市	倉 習志野市	松 成田市	葉 木更津市	川 市	千 葉市	市 川市	玉 狭山市 久喜市	座 市	埼 玉市	群 馬市	馬 桐生市 館林市	光 市	那 須塩原市	木 足利市 栃木市 鹿沼市 小山	栃 市	茨 城市 取手市 土浦市 日立市 高萩市 北茨城	茨 市	福 島市	山 形市	秋 田市	宮 崎市	岩 手市
	三鷹市 府中市 武蔵野市 日野	布 町田市 日野	代 安市	原 流山市 八千代市	倉 習志野市	松 成田市	葉 木更津市	川 市	千 葉市	市 川市	玉 狭山市 久喜市	座 市	埼 玉市	群 馬市	馬 桐生市 館林市	光 市	那 須塩原市	木 足利市 栃木市 鹿沼市 小山	栃 市	茨 城市 取手市 土浦市 日立市 高萩市 北茨城	茨 市	福 島市	山 形市	秋 田市	宮 崎市	岩 手市
	三鷹市 府中市 武蔵野市 日野	布 町田市 日野	代 安市	原 流山市 八千代市	倉 習志野市	松 成田市	葉 木更津市	川 市	千 葉市	市 川市	玉 狭山市 久喜市	座 市	埼 玉市	群 馬市	馬 桐生市 館林市	光 市	那 須塩原市	木 足利市 栃木市 鹿沼市 小山	栃 市	茨 城市 取手市 土浦市 日立市 高萩市 北茨城	茨 市	福 島市	山 形市	秋 田市	宮 崎市	岩 手市

島 根市	島 取米子市 倉吉市	鳥 取市	島 良檀原市 生駒市	奈 良市	兵 庫市 伊丹市 高砂市 川西市 三	府 阪池田市 守口市 和泉市 箕面市 羽曳	大 阪市	府 都宇治市	京 賀彦根市 長浜市 近	滋 賀市	三 重市 鈴鹿市 桑名	愛 知市	静 岡市	岐 阜市 各務原市	長 野市	石 川市 小松市 加能美	富 山市	新 潟市	神 奈川市 藤沢市 秦	市 国分寺市 西東
島 根市	島 取米子市 倉吉市	鳥 取市	島 良檀原市 生駒市	奈 良市	兵 庫市 伊丹市 高砂市 川西市 三	府 阪池田市 守口市 和泉市 箕面市 羽曳	大 阪市	府 都宇治市	京 賀彦根市 長浜市 近	滋 賀市	三 重市 鈴鹿市 桑名	愛 知市	静 岡市	岐 阜市 各務原市	長 野市	石 川市 小松市 加能美	富 山市	新 潟市	神 奈川市 藤沢市 秦	市 国分寺市 西東
島 根市	島 取米子市 倉吉市	鳥 取市	島 良檀原市 生駒市	奈 良市	兵 庫市 伊丹市 高砂市 川西市 三	府 阪池田市 守口市 和泉市 箕面市 羽曳	大 阪市	府 都宇治市	京 賀彦根市 長浜市 近	滋 賀市	三 重市 鈴鹿市 桑名	愛 知市	静 岡市	岐 阜市 各務原市	長 野市	石 川市 小松市 加能美	富 山市	新 潟市	神 奈川市 藤沢市 秦	市 国分寺市 西東

茨 城市	宮 城市	北 海道	府 七級地 札幌市	都 道級地 市町村(市町村は当該年度の四月一日現在による。)	沖 縄市	島 鹿屋市 薩摩川内市	宮 崎市	大 分市	熊 本八代市 天草市	長 崎市	福 岡市	愛 媛市	徳 島市	山 口市	廣 島市	岡 崎市	山 津山市 玉野市 笠
茨 城市	宮 城市	北 海道	府 七級地 札幌市	都 道級地 市町村(市町村は当該年度の四月一日現在による。)	沖 縄市	島 鹿屋市 薩摩川内市	宮 崎市	大 分市	熊 本八代市 天草市	長 崎市	福 岡市	愛 媛市	徳 島市	山 口市	廣 島市	岡 崎市	山 津山市 玉野市 笠
茨 城市	宮 城市	北 海道	府 七級地 札幌市	都 道級地 市町村(市町村は当該年度の四月一日現在による。)	沖 縄市	島 鹿屋市 薩摩川内市	宮 崎市	大 分市	熊 本八代市 天草市	長 崎市	福 岡市	愛 媛市	徳 島市	山 口市	廣 島市	岡 崎市	山 津山市 玉野市 笠

東 京	一級地 特別区	二級地 武蔵野市 調布市 町田市 小平市 日野市 国分寺市 狛江市 清瀬市 多摩市	七級地 木更津市 君津市 八街市 山武市 長柄町	六級地 野田市 茂原市 東金市 柏市 流山市 鎌ヶ谷市 白井市 大網白里市 酒々井町 栄町	五級地 市川市 松戸市 佐倉市 市原市 八千代市 富津市 四街道市	四級地 船橋市 浦安市	三級地 千葉市 成田市 習志野市	二級地 我孫子市 袖ヶ浦市 印西市	七級地 熊谷市 日高市 毛呂山町 杉戸町 松伏町	六級地 飯能市 川口市 行田市 所沢市 鴻巣市 加須市 春日部市 羽生市 越谷市 深谷市 上尾市 草加市 戸田市 入間市 久喜市 八潮市 三郷市 蓮田市 幸手市 吉川市 蓮田町 伊奈町 三芳町 滑川町 鳩山町 宮代町 熊谷市 日高市 毛呂山町 杉戸町 松伏町	五級地 新座市 桶川市 富士見市 坂戸市 鶴ヶ島市	四級地 さいたま市 蕨市 志木市 東松山市 狭山市 朝霞市 ふじみ野市	三級地 さいたま市 蕨市 志木市	二級地 和光市	七級地 前橋市 太田市 渋川市	六級地 高崎市	七級地 栃木市 鹿沼市 小山市 真岡市	六級地 宇都宮市 大田原市 下野市 野木町	七級地 結城市 笠間市 鹿嶋市 那珂市	六級地 古河市 ひたちなか市 神栖市 つくばみらい市 利根町
東 京	一級地 特別区	二級地 武蔵野市 調布市 町田市 小平市 日野市 国分寺市 狛江市 清瀬市 多摩市	七級地 木更津市 君津市 八街市 山武市 長柄町	六級地 野田市 茂原市 東金市 柏市 流山市 鎌ヶ谷市 白井市 大網白里市 酒々井町 栄町	五級地 市川市 松戸市 佐倉市 市原市 八千代市 富津市 四街道市	四級地 船橋市 浦安市	三級地 千葉市 成田市 習志野市	二級地 我孫子市 袖ヶ浦市 印西市	七級地 熊谷市 日高市 毛呂山町 杉戸町 松伏町	六級地 飯能市 川口市 行田市 所沢市 鴻巣市 加須市 春日部市 羽生市 越谷市 深谷市 上尾市 草加市 戸田市 入間市 久喜市 八潮市 三郷市 蓮田市 幸手市 吉川市 蓮田町 伊奈町 三芳町 滑川町 鳩山町 宮代町 熊谷市 日高市 毛呂山町 杉戸町 松伏町	五級地 新座市 桶川市 富士見市 坂戸市 鶴ヶ島市	四級地 さいたま市 蕨市 志木市 東松山市 狭山市 朝霞市 ふじみ野市	三級地 さいたま市 蕨市 志木市	二級地 和光市	七級地 前橋市 太田市 渋川市	六級地 高崎市	七級地 栃木市 鹿沼市 小山市 真岡市	六級地 宇都宮市 大田原市 下野市 野木町	七級地 結城市 笠間市 鹿嶋市 那珂市	六級地 古河市 ひたちなか市 神栖市 つくばみらい市 利根町
東 京	一級地 特別区	二級地 武蔵野市 調布市 町田市 小平市 日野市 国分寺市 狛江市 清瀬市 多摩市	七級地 木更津市 君津市 八街市 山武市 長柄町	六級地 野田市 茂原市 東金市 柏市 流山市 鎌ヶ谷市 白井市 大網白里市 酒々井町 栄町	五級地 市川市 松戸市 佐倉市 市原市 八千代市 富津市 四街道市	四級地 船橋市 浦安市	三級地 千葉市 成田市 習志野市	二級地 我孫子市 袖ヶ浦市 印西市	七級地 熊谷市 日高市 毛呂山町 杉戸町 松伏町	六級地 飯能市 川口市 行田市 所沢市 鴻巣市 加須市 春日部市 羽生市 越谷市 深谷市 上尾市 草加市 戸田市 入間市 久喜市 八潮市 三郷市 蓮田市 幸手市 吉川市 蓮田町 伊奈町 三芳町 滑川町 鳩山町 宮代町 熊谷市 日高市 毛呂山町 杉戸町 松伏町	五級地 新座市 桶川市 富士見市 坂戸市 鶴ヶ島市	四級地 さいたま市 蕨市 志木市 東松山市 狭山市 朝霞市 ふじみ野市	三級地 さいたま市 蕨市 志木市	二級地 和光市	七級地 前橋市 太田市 渋川市	六級地 高崎市	七級地 栃木市 鹿沼市 小山市 真岡市	六級地 宇都宮市 大田原市 下野市 野木町	七級地 結城市 笠間市 鹿嶋市 那珂市	六級地 古河市 ひたちなか市 神栖市 つくばみらい市 利根町

尾張旭市 岩倉市 田原市 愛西	江南市 稲沢市 東海市 大府市	津島市 碧南市 安城市 犬山市	岡崎市 瀬戸市 春日井市 豊川市	六級地 みよし市 長久手市	五級地 西尾市 知多市 知立市 清須市	三級地 名古屋 豊明市	二級地 刈谷市 豊田市 日進市	七級地 焼津市 掛川市 藤枝市 袋井市	六級地 静岡市 沼津市 磐田市 御殿場市	三級地 裾野市	七級地 務原市 可児市 瑞穂市	七級地 大垣市 多治見市 美濃加茂市	七級地 岐阜市	七級地 長野市 松本市 諏訪市 伊那市	六級地 塩尻市	七級地 南アルプス市 上野原市	六級地 甲府市	七級地 福井市	七級地 金沢市 内灘町	七級地 富山市 舟橋村	七級地 新潟市	六級地 三浦市 秦野市 綾瀬市 葉山町	五級地 横須賀市 平塚市 小田原市 茅ヶ崎	四級地 相模原市 藤沢市 海老名市 座間	三級地 鎌倉市 逗子市	三級地 鎌倉市 逗子市	三級地 横浜	二級地 横濱市 川崎市 厚木市	六級地 東久留米市 羽村市	五級地 三鷹市 あきる野市	四級地 立川市 東大和市
--------------------------	--------------------------	--------------------------	---------------------------	---------------------	---------------------------------	-------------------	--------------------------	---------------------------------	----------------------------------	------------	--------------------------	-----------------------------	------------	---------------------------------	------------	-----------------------	------------	------------	-------------------	-------------------	------------	---------------------------------	-----------------------------------	----------------------------------	-------------------	-------------------	-----------	--------------------------	---------------------	---------------------	--------------------

尾張旭市 岩倉市 田原市 愛西	江南市 稲沢市 東海市 大府市	津島市 碧南市 安城市 犬山市	岡崎市 瀬戸市 春日井市 豊川市	六級地 みよし市 長久手市	五級地 西尾市 知多市 知立市 清須市	三級地 名古屋 豊明市	二級地 刈谷市 豊田市 日進市	七級地 焼津市 掛川市 藤枝市 袋井市	六級地 静岡市 沼津市 磐田市 御殿場市	三級地 裾野市	七級地 務原市 可児市 瑞穂市	七級地 大垣市 多治見市 美濃加茂市	七級地 岐阜市	七級地 長野市 松本市 諏訪市 伊那市	六級地 塩尻市	七級地 南アルプス市 上野原市	六級地 甲府市	七級地 福井市	七級地 金沢市 内灘町	七級地 富山市 舟橋村	七級地 新潟市	六級地 三浦市 秦野市 綾瀬市 葉山町	五級地 横須賀市 平塚市 小田原市 茅ヶ崎	四級地 相模原市 藤沢市 海老名市 座間	三級地 鎌倉市 逗子市	三級地 鎌倉市 逗子市	三級地 横浜	二級地 横濱市 川崎市 厚木市	六級地 東久留米市 羽村市	五級地 三鷹市 あきる野市	四級地 立川市 東大和市
--------------------------	--------------------------	--------------------------	---------------------------	---------------------	---------------------------------	-------------------	--------------------------	---------------------------------	----------------------------------	------------	--------------------------	-----------------------------	------------	---------------------------------	------------	-----------------------	------------	------------	-------------------	-------------------	------------	---------------------------------	-----------------------------------	----------------------------------	-------------------	-------------------	-----------	--------------------------	---------------------	---------------------	--------------------

尾張旭市 岩倉市 田原市 愛西	江南市 稲沢市 東海市 大府市	津島市 碧南市 安城市 犬山市	岡崎市 瀬戸市 春日井市 豊川市	六級地 みよし市 長久手市	五級地 西尾市 知多市 知立市 清須市	三級地 名古屋 豊明市	二級地 刈谷市 豊田市 日進市	七級地 焼津市 掛川市 藤枝市 袋井市	六級地 静岡市 沼津市 磐田市 御殿場市	三級地 裾野市	七級地 務原市 可児市 瑞穂市	七級地 大垣市 多治見市 美濃加茂市	七級地 岐阜市	七級地 長野市 松本市 諏訪市 伊那市	六級地 塩尻市	七級地 南アルプス市 上野原市	六級地 甲府市	七級地 福井市	七級地 金沢市 内灘町	七級地 富山市 舟橋村	七級地 新潟市	六級地 三浦市 秦野市 綾瀬市 葉山町	五級地 横須賀市 平塚市 小田原市 茅ヶ崎	四級地 相模原市 藤沢市 海老名市 座間	三級地 鎌倉市 逗子市	三級地 鎌倉市 逗子市	三級地 横浜	二級地 横濱市 川崎市 厚木市	六級地 東久留米市 羽村市	五級地 三鷹市 あきる野市	四級地 立川市 東大和市
--------------------------	--------------------------	--------------------------	---------------------------	---------------------	---------------------------------	-------------------	--------------------------	---------------------------------	----------------------------------	------------	--------------------------	-----------------------------	------------	---------------------------------	------------	-----------------------	------------	------------	-------------------	-------------------	------------	---------------------------------	-----------------------------------	----------------------------------	-------------------	-------------------	-----------	--------------------------	---------------------	---------------------	--------------------

尾張旭市 岩倉市 田原市 愛西	江南市 稲沢市 東海市 大府市	津島市 碧南市 安城市 犬山市	岡崎市 瀬戸市 春日井市 豊川市	六級地 みよし市 長久手市	五級地 西尾市 知多市 知立市 清須市	三級地 名古屋 豊明市	二級地 刈谷市 豊田市 日進市	七級地 焼津市 掛川市 藤枝市 袋井市	六級地 静岡市 沼津市 磐田市 御殿場市	三級地 裾野市	七級地 務原市 可児市 瑞穂市	七級地 大垣市 多治見市 美濃加茂市	七級地 岐阜市	七級地 長野市 松本市 諏訪市 伊那市	六級地 塩尻市	七級地 南アルプス市 上野原市	六級地 甲府市	七級地 福井市	七級地 金沢市 内灘町	七級地 富山市 舟橋村	七級地 新潟市	六級地 三浦市 秦野市 綾瀬市 葉山町	五級地 横須賀市 平塚市 小田原市 茅ヶ崎	四級地 相模原市 藤沢市 海老名市 座間	三級地 鎌倉市 逗子市	三級地 鎌倉市 逗子市	三級地 横浜	二級地 横濱市 川崎市 厚木市	六級地 東久留米市 羽村市	五級地 三鷹市 あきる野市	四級地 立川市 東大和市
--------------------------	--------------------------	--------------------------	---------------------------	---------------------	---------------------------------	-------------------	--------------------------	---------------------------------	----------------------------------	------------	--------------------------	-----------------------------	------------	---------------------------------	------------	-----------------------	------------	------------	-------------------	-------------------	------------	---------------------------------	-----------------------------------	----------------------------------	-------------------	-------------------	-----------	--------------------------	---------------------	---------------------	--------------------

尾張旭市 岩倉市 田原市 愛西	江南市 稲沢市 東海市 大府市	津島市 碧南市 安城市 犬山市	岡崎市 瀬戸市 春日井市 豊川市	六級地 みよし市 長久手市	五級地 西尾市 知多市 知立市 清須市	三級地 名古屋 豊明市	二級地 刈谷市 豊田市 日進市	七級地 焼津市 掛川市 藤枝市 袋井市	六級地 静岡市 沼津市 磐田市 御殿場市	三級地 裾野市	七級地 務原市 可児市 瑞穂市	七級地 大垣市 多治見市 美濃加茂市	七級地 岐阜市	七級地 長野市 松本市 諏訪市 伊那市	六級地 塩尻市	七級地 南アルプス市 上野原市	六級地 甲府市	七級地 福井市	七級地 金沢市 内灘町	七級地 富山市 舟橋村	七級地 新潟市	六級地 三浦市 秦野市 綾瀬市 葉山町	五級地 横須賀市 平塚市 小田原市 茅ヶ崎	四級地 相模原市 藤沢市 海老名市 座間	三級地 鎌倉市 逗子市	三級地 鎌倉市 逗子市	三級地 横浜	二級地 横濱市 川崎市 厚木市	六級地 東久留米市 羽村市	五級地 三鷹市 あきる野市	四級地 立川市 東大和市
--------------------------	--------------------------	--------------------------	---------------------------	---------------------	---------------------------------	-------------------	--------------------------	---------------------------------	----------------------------------	------------	--------------------------	-----------------------------	------------	---------------------------------	------------	-----------------------	------------	------------	-------------------	-------------------	------------	---------------------------------	-----------------------------------	----------------------------------	-------------------	-------------------	-----------	--------------------------	---------------------	---------------------	--------------------

平成18年度許可債	平成17年度許可債	平成16年度許可債	平成15年度許可債	平成14年度許可債	平成13年度許可債	平成12年度許可債	平成11年度許可債	平成10年度許可債	平成9年度許可債	平成8年度許可債
平成18年度以前新規採択路線に係るもの	平成17年度以前新規採択路線に係るもの	平成16年度以前新規採択路線に係るもの	平成15年度以前新規採択路線に係るもの	平成14年度以前新規採択路線に係るもの	平成13年度以前新規採択路線に係るもの	平成12年度以前新規採択路線に係るもの	平成11年度以前新規採択路線に係るもの	平成10年度以前新規採択路線に係るもの	平成9年度以前新規採択路線に係るもの	平成8年度以前新規採択路線に係るもの
58001	49002	66001	43002	20001	30002	20001	29001	38001	35001	32001

都 市 計 画 費										
第三セクター区分										
平成18年度許可債	平成17年度許可債	平成16年度許可債	平成15年度許可債	平成14年度許可債	平成13年度許可債	平成12年度許可債	平成11年度許可債	平成10年度許可債	平成9年度許可債	平成8年度許可債
平成18年度以前新規採択路線に係るもの	平成17年度以前新規採択路線に係るもの	平成16年度以前新規採択路線に係るもの	平成15年度以前新規採択路線に係るもの	平成14年度以前新規採択路線に係るもの	平成13年度以前新規採択路線に係るもの	平成12年度以前新規採択路線に係るもの	平成11年度以前新規採択路線に係るもの	平成10年度以前新規採択路線に係るもの	平成9年度以前新規採択路線に係るもの	平成8年度以前新規採択路線に係るもの
35001	38001	35001	32001	30001	48000	25002	50004	30002	59003	37002

平成13年度許可債	平成12年度許可債	平成11年度許可債	平成10年度許可債	平成9年度許可債	平成8年度許可債	平成7年度許可債	平成6年度許可債	平成5年度許可債	平成4年度許可債	平成3年度許可債
平成13年度以前新規採択路線に係るもの	平成12年度以前新規採択路線に係るもの	平成11年度以前新規採択路線に係るもの	平成10年度以前新規採択路線に係るもの	平成9年度以前新規採択路線に係るもの	平成8年度以前新規採択路線に係るもの	平成7年度以前新規採択路線に係るもの	平成6年度以前新規採択路線に係るもの	平成5年度以前新規採択路線に係るもの	平成4年度以前新規採択路線に係るもの	平成3年度以前新規採択路線に係るもの
38001	30002	29001	20001	47001	80001	25002	20001	20001	39002	60001

平成18年度許可債	平成17年度許可債	平成16年度許可債	平成15年度許可債	平成14年度許可債	平成13年度許可債	平成12年度許可債	平成11年度許可債	平成10年度許可債	平成9年度許可債	平成8年度許可債
平成18年度以前新規採択路線に係るもの	平成17年度以前新規採択路線に係るもの	平成16年度以前新規採択路線に係るもの	平成15年度以前新規採択路線に係るもの	平成14年度以前新規採択路線に係るもの	平成13年度以前新規採択路線に係るもの	平成12年度以前新規採択路線に係るもの	平成11年度以前新規採択路線に係るもの	平成10年度以前新規採択路線に係るもの	平成9年度以前新規採択路線に係るもの	平成8年度以前新規採択路線に係るもの
59001	41001	43002	16002	62001	44001	47002	25002	65001	20002	71001

分 営 公																			
平成22年度同意等債(平成13年度以降新規採択路線に係るもの)市場公募団体	平成22年度同意等債(平成13年度以降新規採択路線に係るもの)その他団体	平成5年度許可債	平成6年度許可債	平成7年度許可債	平成8年度許可債	平成9年度許可債	平成10年度許可債	平成11年度許可債	平成12年度許可債	平成13年度許可債	平成14年度許可債	平成15年度許可債	平成16年度許可債	平成17年度許可債(市場公募団体に係るもの)	平成17年度許可債(その他の団体に係るもの)	平成18年度同意等債(市場公募団体に係るもの)	平成18年度同意等債(その他の団体に係るもの)	平成19年度同意等債(市場公募団体に係るもの)	平成19年度同意等債(その他の団体に係るもの)
10.02	11.50	5.20	7.00	7.00	4.20	1.80	1.20	1.80	1.20	0.80	1.00	1.20	0.40	2.50	2.80	2.00	2.00	2.00	6.20

別表第三の十一	別表第三の十二 削除		別表第三の十三		別表第三の十四	
	率等	率等	率等	率等	率等	率等
財政力係数が1000を超えるもの	財政力係数が1000を超えるもの	財政力係数が1000を超えるもの	財政力係数が1000を超えるもの	財政力係数が1000を超えるもの	財政力係数が1000を超えるもの	財政力係数が1000を超えるもの
2.00	2.50	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00

別表第三の十一	別表第三の十二 削除		別表第三の十三		別表第三の十四	
	率等	率等	率等	率等	率等	率等
昭和55年度から昭和57年度までの各年度、昭和60年度から平成3年度までの各年度及び平成6年度において国庫補助金を受け入れたもの	昭和58年度及び平成14年度から令和4年度までの各年度において国庫補助金を受け入れたもの	昭和59年度において国庫補助金を受け入れたもの	昭和63年度から平成3年度までの各年度及び平成6年度において国庫補助金を受け入れたもの	平成4年度及び平成5年度において国庫補助金を受け入れたもの	平成6年度から平成13年度までの各年度において国庫補助金を受け入れたもの	平成7年度から平成13年度までの各年度において国庫補助金を受け入れたもの
1.30	2.50	2.00	1.10	1.00	1.00	1.00

別表第三の十一	別表第三の十二 削除		別表第三の十三		別表第三の十四	
	率等	率等	率等	率等	率等	率等
昭和55年度から昭和57年度までの各年度、昭和60年度から平成3年度までの各年度及び平成6年度において国庫補助金を受け入れたもの	昭和58年度及び平成14年度から令和4年度までの各年度において国庫補助金を受け入れたもの	昭和59年度において国庫補助金を受け入れたもの	昭和63年度から平成3年度までの各年度及び平成6年度において国庫補助金を受け入れたもの	平成4年度及び平成5年度において国庫補助金を受け入れたもの	平成6年度から平成13年度までの各年度において国庫補助金を受け入れたもの	平成7年度から平成13年度までの各年度において国庫補助金を受け入れたもの
1.30	2.50	2.00	1.10	1.00	1.00	1.00

後志総合振興局	島牧村 寿都町 ニセコ町 真狩村 留寿都村 喜茂別町 京極町 俱知安町 共和町 岩内町 泊村 神恵内村 積丹町 古平町 仁木町 余市町 赤井川村	空知総合振興局	奈井江町 上砂川町 新十津川町 雨竜町 北竜町 沼田町	上川総合振興局	美深町 音威子府村 川町 幌加内町 増毛町 小平町 苫前町 羽幌町 初山別村 遠別町	宗谷総合振興局	中頓別町 礼文町 利尻町 利尻富士町	根室振興局	羅臼町	北見市 網走市 稚内市 芦別市 紋別市 士別市 名寄市 富良野市 伊達市 北広島市 北斗市	石狩振興局	新篠津村	渡島総合振興局	松前町 福島町 知内町 八雲町 長万部町	檜山振興局	上ノ国町 厚沢部町 今金町 せたな町	後志総合振興局	黒松内町 蘭越町 南幌町 栗山町 月形町 浦臼町 妹背牛町 秩父別町	上川総合振興局	鷹栖町 当麻町 比布町 愛別町 上川町 東川町 美瑛町 上富良野町 南富良野町 占冠村 和寒町 剣淵町 下川町 天塩町	留萌振興局	猿払村 浜頓別町 枝幸町 豊富町 幌延町	オホーツク総合振興局	斜里町 清里町 滝上町 西興部村 雄武町 胆振総合振興局 洞爺湖町 豊浦町 新得町 中札内村	根室振興局	標津町
---------	--	---------	-----------------------------	---------	--	---------	--------------------	-------	-----	---	-------	------	---------	----------------------	-------	--------------------	---------	------------------------------------	---------	---	-------	----------------------	------------	--	-------	-----

青森県		地級一	地級二
弘前市 五所川原市 十和田市 つがる市	東津軽郡 西津軽郡 平内町 外ヶ浜町 深浦町	十勝総合振興局 本別町 浦幌町 黒石市 むつ市	函館市 室蘭市 釧路市 帯広市 千歳市 登別市 恵庭市
三戸郡	新郷村	根室振興局 根室市 別海町 中標津町	渡島総合振興局 七飯町 鹿部町 森町 檜山振興局 江差町 乙部町 奥尻町 空知総合振興局 由仁町 長沼町 上川総合振興局 東神楽町 中富良野町 美幌町 津別町 小清水町 訓子府町 置戸町 佐呂間町 遠軽町 湧別町 興部町 大空町 壮瞥町 白老町 厚真町 安平町 むかわ町 日高町 平取町 新冠町 浦河町 様似町 えりも町 新ひだか町 音更町 土幌町 鹿追町 清水町 芽室町 更別村 大樹町 広尾町 幕別町 池田町 豊頃町 足寄町 陸別町
東津軽郡 西津軽郡 中津軽郡 南津軽郡 北津軽郡 上北郡	今別町 蓬田村 鱒ヶ沢町 西目屋村 大鰐町 中泊町 野辺地町 七戸町 六ヶ所村	釧路総合振興局 釧路町 厚岸町 浜中町 標茶町 弟子屈町 鶴居村 白糠町	胆振総合振興局 日高振興局 日高町 平取町 新冠町 浦河町 様似町 えりも町 新ひだか町 音更町 土幌町 鹿追町 清水町 芽室町 更別村 大樹町 広尾町 幕別町 池田町 豊頃町 足寄町 陸別町

宮城県		岩手県		秋田県	
加美郡 仙台市 白石市 栗原市 大崎市	刈田郡 七ヶ宿町	盛岡市 宮古市 八幡平市 滝沢市	北上市	八戸市 三沢市	湯沢市
加美郡 仙台市 白石市 栗原市 大崎市	七ヶ宿町	盛岡市 宮古市 八幡平市 滝沢市	北上市	八戸市 三沢市	湯沢市
加美郡 仙台市 白石市 栗原市 大崎市	七ヶ宿町	盛岡市 宮古市 八幡平市 滝沢市	北上市	八戸市 三沢市	湯沢市

山形県		秋田県	
山形市 酒田市 上山市 天童市 南陽市	西村山郡 最上郡 西置賜郡 東田川郡 庄内町 飯豊町	男鹿市	黒川郡 加美郡 大和町 大衡村 色麻町
山形市 酒田市 上山市 天童市 南陽市	西村山郡 最上郡 西置賜郡 東田川郡 庄内町 飯豊町	男鹿市	黒川郡 加美郡 大和町 大衡村 色麻町
山形市 酒田市 上山市 天童市 南陽市	西村山郡 最上郡 西置賜郡 東田川郡 庄内町 飯豊町	男鹿市	黒川郡 加美郡 大和町 大衡村 色麻町

群馬県		栃木県		福島県								
地級二	地級三	地級一		地級一	地級二	地級三	地級四	地級一	地級二	地級三	地級四	
利根郡 吾妻郡 沼田市	利根郡 吾妻郡	日光市 那須塩原市		福島市 郡山市 二本松市 田村市	大沼郡 河沼郡 南会津郡 岩瀬郡	会津若松市 喜多方市	大沼郡 耶麻郡	南会津郡 大沼郡 耶麻郡	北塩原村 金山町 昭和村	南会津郡 南会津郡	南会津郡 東田川郡 西置賜郡 東置賜郡	西村山郡 東置賜郡 西置賜郡 河北町 高島町 白鷹町 三川町 檜枝岐村 只見町
川場村	恋村 中之条町 長野原町 嬭	片品村 みなかみ町	草津町	川俣町 大玉村 湯川村 西郷村 古殿町 川内村 飯館村	天栄村 下郷町 会津坂下町 柳津町 会津美里町	三島町	代町	磐梯町 猪苗				

石川県		富山県			新潟県								
地級二	地級三	地級一	地級二	地級三	地級一	地級二	地級三	地級四	地級一	地級二	地級三	地級四	
金沢市 小松市 輪島市 珠洲市 加賀市	白山市	水見市 滑川市	中新川郡 射水市	中新川郡 高岡市 朝日町 魚津市 砺波市 小矢部	黒部市 南砺市	三島郡 岩船郡	北蒲原郡 南蒲原郡	新潟市 加茂市 燕市 五泉市 阿賀野市	岩船郡	長岡市 三条市 柏崎市 新発田市 見附	東蒲原郡 南魚沼郡 中魚沼郡	上越市 魚沼市 南魚沼市	利根郡 小千谷市 十日町市 糸魚川市 妙高市
	入善町	舟橋村	朝日町	粟島浦村	出雲崎町	弥彦村 田上町 劉羽村	聖籠町	関川村	津南町	湯沢町	阿賀町	高山村 東吾妻町	昭和村

長野県		山梨県			福井県								
地級三	地級四	地級一	地級二	地級三	地級一	地級二	地級三	地級一	地級二				
下高井郡	北安曇郡 下高井郡 上水内郡 下水内郡	飯山市	北都留郡 南都留郡	富士吉田市	丹生郡 大飯郡 三方上中郡	小浜市 鯖江市	南条郡 三方郡	福井市 敦賀市	吉田郡 今立郡	大野市 勝山市	能美郡 河北郡 羽咋郡 鹿島郡 鳳珠郡	七尾市 羽咋市 かほく市 能美市 野々	宝達志水町 能登町
木島平村	白馬村 柴村 信濃町 山ノ内町 野沢温泉村	小谷村	早川町 西桂町 忍野村 山中湖	若狭町 高浜町 おおい町	越前町 美浜町	南越前町	永平寺町 池田町	津幡町 志賀町 中能登町 穴水町	川北町 内灘町				

滋賀県		静岡県			岐阜県							
地級二	地級一	地級一	地級二	地級三	地級四	地級一	地級二	地級三	地級四	地級一	地級二	
高島市	不破郡 加茂郡 駿東郡	山県市 下呂市	揖斐郡	飛驒市	大野郡	上高井郡 北安曇郡	木曾郡 下伊那郡 上伊那郡	諏訪郡 飯島町 飯島町 平谷村 番木村	北佐久郡 小泉郡	南佐久郡 飯田町 茅野市 安曇野市	東筑摩郡 上高井郡 上水内郡	長野市 松本市 須坂市 中野市 大町市
	関ヶ原町 白川町 東白川村	揖斐川町		郡上市	白川村	池田町 松川村	大鹿村 南木曾町 大桑	飯島町 原村	軽井沢町 佐久穂町	木祖村 王滝村		

仁多郡	濱田市 益田市	日野郡	西伯郡	東伯郡	八頭郡	岩美郡	鳥取市 倉吉市	日野郡	西伯郡	八頭郡	日野郡	伊都郡	吉野郡	養父市	美方郡	豊岡市	与謝郡	舞鶴市	与謝郡	京丹後市	長浜市

岐阜	長野	山梨	福井	石川	富山	新潟	神奈川	東京	千葉	埼玉	群馬	栃木	茨城	福島	山形	秋田	宮城	岩手	青森	北海道
0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0
9	9	9	9	9	9	6	8	6	0	9	0	9	8	8	7	8	8	7	8	7
9	5	9	5	7	4	9	6	4	7	0	8	1	2	1	4	1	1	5	3	6
1	3	5	2	7	7	9	1	9	4	7	5	1	5	8	8	2	2	0	0	9
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	4	6	0	6	6	0	0	0	0	0	0	5	0	0	5
0	0	0	0	0	0	8	9	0	3	7	0	0	0	0	0	0	7	0	0	1
0	0	0	0	0	6	6	0	1	4	0	0	0	0	0	0	4	0	0	9	

富山	新潟	神奈川	東京	千葉	埼玉	群馬	栃木	茨城	福島	山形	秋田	宮城	岩手	青森	北海道
0	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	7	2	4	1	0	6	7	7	7	6	6	8	6	8	8
9	2	4	4	3	2	8	5	7	4	6	9	2	7	0	1
9	7	1	8	5	5	7	8	1	2	1	3	5	5	7	4
0	0	0	2	1	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0
6	6	8	3	0	8	5	7	8	0	5	6	8	7	7	8
5	2	9	7	7	8	6	5	1	0	2	1	2	5	3	3
9	9	4	8	5	5	2	9	5	1	4	1	9	8	4	9

千葉	埼玉	群馬	栃木	茨城	福島	山形	秋田	宮城	岩手	青森	北海道
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
7	7	7	8	8	6	8	8	8	7	8	8
9	1	6	0	0	9	0	1	1	8	6	5
9	1	6	3	8	7	7	2	7	9	3	9
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9	6	7	7	6	7	7	9	7	6	6	6
7	6	5	3	4	3	3	2	5	4	4	4
0	7	7	4	0	6	1	3	8	1	0	0
2	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	1
4	8	7	7	7	8	6	8	4	9	6	7
7	0	9	3	3	0	9	5	9	5	6	0
3	8	4	5	5	0	6	5	0	1	1	1

都道府県	別表第九 ゴルフ場利用税に係る率 (第22条関係)
茨城	0.0000
福島	0.0000
山形	0.0000
秋田	0.0000
宮城	0.1000
岩手	0.0000
青森	0.0000
北海道	0.0000
北海道府県	率
沖繩	0.0000
鹿児島	0.0000
宮崎	0.0000
大分	0.0000
熊本	0.0000
長崎	0.0000
佐賀	0.0000
福岡	0.0000
高知	0.0000
愛媛	0.0000
香川	0.0000
徳島	0.0000
山口	0.0000
広島	0.0000
岡山	0.0000
鳥根	0.0000
鳥取	0.0000
和歌山	0.0000
奈良	0.0000
兵庫	0.0000
大阪	0.0000
京都	0.0000
滋賀	0.0000
三重	0.0000
愛知	0.0000
静岡	0.0000
岐阜	0.0000
長野	0.0000
山梨	0.0000
福井	0.0000
石川	0.0000
新潟	0.0000
神奈川	0.0000
東京	0.0000
新潟	0.0000
富山	0.0000
福井	0.0000
石川	0.0000
新潟	0.0000
山梨	0.0000
長野	0.0000
岐阜	0.0000
静岡	0.0000
愛知	0.0000
三重	0.0000
滋賀	0.0000
京都	0.0000
大阪	0.0000
兵庫	0.0000
奈良	0.0000
和歌山	0.0000
鳥取	0.0000
徳島	0.0000
山口	0.0000
広島	0.0000
岡山	0.0000
鳥根	0.0000
香川	0.0000
愛媛	0.0000
高知	0.0000
福岡	0.0000
佐賀	0.0000
長崎	0.0000
熊本	0.0000
大分	0.0000
宮崎	0.0000
鹿児島	0.0000
沖繩	0.0000

都道府県	別表第十 削除	別表第十一 削除	別表第十二 軽油引取税及び軽油引取税交付金に係る率 (第23条の2、第38条関係)
北海道	0.0000	0.0000	0.0000
北海道府県	率	率	率
北海道	1.0000	0.0000	0.0000
北海道府県	0.0000	0.0000	0.0000
沖繩	0.0000	0.0000	0.0000
鹿児島	0.0000	0.0000	0.0000
宮崎	0.0000	0.0000	0.0000
大分	0.0000	0.0000	0.0000
熊本	0.0000	0.0000	0.0000
長崎	0.0000	0.0000	0.0000
佐賀	0.0000	0.0000	0.0000
福岡	0.0000	0.0000	0.0000
高知	0.0000	0.0000	0.0000
愛媛	0.0000	0.0000	0.0000
香川	0.0000	0.0000	0.0000
徳島	0.0000	0.0000	0.0000
山口	0.0000	0.0000	0.0000
広島	0.0000	0.0000	0.0000
岡山	0.0000	0.0000	0.0000
鳥根	0.0000	0.0000	0.0000
鳥取	0.0000	0.0000	0.0000
和歌山	0.0000	0.0000	0.0000
奈良	0.0000	0.0000	0.0000
兵庫	0.0000	0.0000	0.0000
大阪	0.0000	0.0000	0.0000
京都	0.0000	0.0000	0.0000
滋賀	0.0000	0.0000	0.0000
三重	0.0000	0.0000	0.0000
愛知	0.0000	0.0000	0.0000
静岡	0.0000	0.0000	0.0000
岐阜	0.0000	0.0000	0.0000
長野	0.0000	0.0000	0.0000
山梨	0.0000	0.0000	0.0000
福井	0.0000	0.0000	0.0000
石川	0.0000	0.0000	0.0000
新潟	0.0000	0.0000	0.0000
神奈川	0.0000	0.0000	0.0000
東京	0.0000	0.0000	0.0000
千葉	0.0000	0.0000	0.0000
埼玉	0.0000	0.0000	0.0000
群馬	0.0000	0.0000	0.0000
栃馬	0.0000	0.0000	0.0000
栃木	0.0000	0.0000	0.0000
茨城	0.0000	0.0000	0.0000
福島	0.0000	0.0000	0.0000
山形	0.0000	0.0000	0.0000
秋田	0.0000	0.0000	0.0000
宮城	0.0000	0.0000	0.0000
岩手	0.0000	0.0000	0.0000
青森	0.0000	0.0000	0.0000
北海道	0.0000	0.0000	0.0000
北海道府県	率	率	率
北海道	1.0000	0.0000	0.0000
北海道府県	0.0000	0.0000	0.0000
沖繩	0.0000	0.0000	0.0000
鹿児島	0.0000	0.0000	0.0000
宮崎	0.0000	0.0000	0.0000
大分	0.0000	0.0000	0.0000
熊本	0.0000	0.0000	0.0000
長崎	0.0000	0.0000	0.0000
佐賀	0.0000	0.0000	0.0000
福岡	0.0000	0.0000	0.0000
高知	0.0000	0.0000	0.0000
愛媛	0.0000	0.0000	0.0000
香川	0.0000	0.0000	0.0000
徳島	0.0000	0.0000	0.0000
山口	0.0000	0.0000	0.0000
広島	0.0000	0.0000	0.0000
岡山	0.0000	0.0000	0.0000
鳥根	0.0000	0.0000	0.0000
鳥取	0.0000	0.0000	0.0000
和歌山	0.0000	0.0000	0.0000
奈良	0.0000	0.0000	0.0000
兵庫	0.0000	0.0000	0.0000
大阪	0.0000	0.0000	0.0000
京都	0.0000	0.0000	0.0000
滋賀	0.0000	0.0000	0.0000
三重	0.0000	0.0000	0.0000
愛知	0.0000	0.0000	0.0000
静岡	0.0000	0.0000	0.0000
岐阜	0.0000	0.0000	0.0000
長野	0.0000	0.0000	0.0000
山梨	0.0000	0.0000	0.0000
福井	0.0000	0.0000	0.0000
石川	0.0000	0.0000	0.0000
新潟	0.0000	0.0000	0.0000
神奈川	0.0000	0.0000	0.0000
東京	0.0000	0.0000	0.0000
千葉	0.0000	0.0000	0.0000
埼玉	0.0000	0.0000	0.0000
群馬	0.0000	0.0000	0.0000
栃馬	0.0000	0.0000	0.0000
栃木	0.0000	0.0000	0.0000
茨城	0.0000	0.0000	0.0000
福島	0.0000	0.0000	0.0000
山形	0.0000	0.0000	0.0000
秋田	0.0000	0.0000	0.0000
宮城	0.0000	0.0000	0.0000
岩手	0.0000	0.0000	0.0000
青森	0.0000	0.0000	0.0000
北海道	0.0000	0.0000	0.0000
北海道府県	率	率	率
北海道	1.0000	0.0000	0.0000
北海道府県	0.0000	0.0000	0.0000
沖繩	0.0000	0.0000	0.0000
鹿児島	0.0000	0.0000	0.0000
宮崎	0.0000	0.0000	0.0000
大分	0.0000	0.0000	0.0000
熊本	0.0000	0.0000	0.0000
長崎	0.0000	0.0000	0.0000
佐賀	0.0000	0.0000	0.0000
福岡	0.0000	0.0000	0.0000
高知	0.0000	0.0000	0.0000
愛媛	0.0000	0.0000	0.0000
香川	0.0000	0.0000	0.0000
徳島	0.0000	0.0000	0.0000
山口	0.0000	0.0000	0.0000
広島	0.0000	0.0000	0.0000
岡山	0.0000	0.0000	0.0000
鳥根	0.0000	0.0000	0.0000
鳥取	0.0000	0.0000	0.0000
和歌山	0.0000	0.0000	0.0000
奈良	0.0000	0.0000	0.0000
兵庫	0.0000	0.0000	0.0000
大阪	0.0000	0.0000	0.0000
京都	0.0000	0.0000	0.0000
滋賀	0.0000	0.0000	0.0000
三重	0.0000	0.0000	0.0000
愛知	0.0000	0.0000	0.0000
静岡	0.0000	0.0000	0.0000
岐阜	0.0000	0.0000	0.0000
長野	0.0000	0.0000	0.0000
山梨	0.0000	0.0000	0.0000
福井	0.0000	0.0000	0.0000
石川	0.0000	0.0000	0.0000
新潟	0.0000	0.0000	0.0000
神奈川	0.0000	0.0000	0.0000
東京	0.0000	0.0000	0.0000
千葉	0.0000	0.0000	0.0000
埼玉	0.0000	0.0000	0.0000
群馬	0.0000	0.0000	0.0000
栃馬	0.0000	0.0000	0.0000
栃木	0.0000	0.0000	0.0000
茨城	0.0000	0.0000	0.0000
福島	0.0000	0.0000	0.0000
山形	0.0000	0.0000	0.0000
秋田	0.0000	0.0000	0.0000
宮城	0.0000	0.0000	0.0000
岩手	0.0000	0.0000	0.0000
青森	0.0000	0.0000	0.0000
北海道	0.0000	0.0000	0.0000
北海道府県	率	率	率
北海道	1.0000	0.0000	0.0000
北海道府県	0.0000	0.0000	0.0000
沖繩	0.0000	0.0000	0.0000
鹿児島	0.0000	0.0000	0.0000
宮崎	0.0000	0.0000	0.0000
大分	0.0000	0.0000	0.0000
熊本	0.0000	0.0000	0.0000
長崎	0.0000	0.0000	0.0000
佐賀	0.0000	0.0000	0.0000
福岡	0.0000	0.0000	0.0000
高知	0.0000	0.0000	0.0000
愛媛	0.0000	0.0000	0.0000
香川	0.0000	0.0000	0.0000
徳島	0.0000	0.0000	0.0000
山口	0.0000	0.0000	0.0000
広島	0.0000	0.0000	0.0000
岡山	0.0000	0.0000	0.0000
鳥根	0.0000	0.0000	0.0000
鳥取	0.0000	0.0000	0.0000
和歌山	0.0000	0.0000	0.0000
奈良	0.0000	0.0000	0.0000
兵庫	0.0000	0.0000	0.0000
大阪	0.0000	0.0000	0.0000
京都	0.0000	0.0000	0.0000
滋賀	0.0000	0.0000	0.0000
三重	0.0000	0.0000	0.0000
愛知	0.0000	0.0000	0.0000
静岡	0.0000	0.0000	0.0000
岐阜	0.0000	0.0000	0.0000
長野	0.0000	0.0000	0.0000
山梨	0.0000	0.0000	0.0000
福井	0.0000	0.0000	0.0000
石川	0.0000	0.0000	0.0000
新潟	0.0000	0.0000	0.0000
神奈川	0.0000	0.0000	0.0000
東京	0.0000	0.0000	0.0000
千葉	0.0000	0.0000	0.0000
埼玉	0.0000	0.0000	0.0000
群馬	0.0000	0.0000	0.0000
栃馬	0.0000	0.0000	0.0000
栃木	0.0000	0.0000	0.0000
茨城	0.0000	0.0000	0.0000
福島	0.0000	0.0000	0.0000
山形	0.0000	0.0000	0.0000
秋田	0.0000	0.0000	0.0000
宮城	0.0000	0.0000	0.0000
岩手	0.0000	0.0000	0.0000
青森	0.0000	0.0000	0.0000
北海道	0.0000	0.0000	

埼玉	群馬	栃木	茨城	福島	山形	秋田	宮城	岩手	青森	北海道	県	都道府
1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	1		A
0	0	0	0	9	9	9	9	9	9	0		
0	0	0	1	9	8	8	8	8	6	0		
7	3	6	0	8	1	2	9	1	8	3		
1	0	1	1	1	0	0	1	0	0	0		B
0	9	0	0	0	9	9	0	8	9	9		
3	7	1	1	1	6	0	1	5	4	8		
2	8	7	1	1	7	2	1	9	4	9		
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		C
0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1		
4	5	2	5	6	4	8	3	1	7	1		
6	6	2	6	6	2	9	8	7	0	7		
1	4	1						1	0	1		D
1								8				

(2) 自動車税の種別割に係る基準税率補正率
(第24条関係)

沖縄	鹿児島	宮崎	大分	熊本	長崎	佐賀	福岡	高知	愛媛	香川	徳島	山口	広島	岡山	島根	鳥取	和歌山	奈良	兵庫	大阪	京都	滋賀	三重	愛知
0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	0	0	1
6	8	8	8	8	8	8	0	9	8	8	9	8	8	9	8	8	0	0	1	1	0	9	9	0
9	7	3	8	5	5	8	1	3	6	8	0	8	2	3	2	8	2	2	2	0	3	1	5	4
3	1	7	4	7	7	8	0	3	8	9	7	7	5	6	0	2	4	3	3	2	6	5	9	1

高知	愛媛	香川	徳島	山口	広島	岡山	島根	鳥取	和歌山	奈良	兵庫	大阪	京都	滋賀	三重	愛知	静岡	岐阜	長野	山梨	福井	石川	富山	新潟	神奈川	東京	千葉			
0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	1	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1	0			
9	9	9	0	9	9	9	9	9	0	0	0	9	9	0	0	0	9	9	0	9	9	9	9	0	0	0	9			
8	9	9	0	8	9	7	8	0	1	2	9	9	0	0	0	0	9	9	0	9	8	8	8	0	0	1	9			
2	7	6	0	1	9	0	3	9	1	4	0	4	6	6	1	7	7	4	7	6	0	3	1	3	2	6	9			
0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1	1			
9	9	9	9	0	9	9	8	9	9	0	0	9	9	8	0	0	9	9	0	9	8	9	9	1	1	1	0			
6	7	7	6	0	9	9	4	9	6	1	4	3	9	1	0	0	8	8	1	3	9	5	9	0	0	1	5			
6	7	3	2	0	0	4	0	0	1	1	7	6	8	1	8	1	0	5	6	0	0	2	7	9	0	0	3			
1	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	0	0	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0			
0	1	0	0	0	9	0	0	1	0	0	0	9	9	0	0	0	9	0	0	1	0	0	0	9	3	3	9			
9	0	1	4	4	9	8	6	0	1	6	0	1	5	5	2	4	9	4	8	6	2	8	9	6	7	5	8			
6	2	3	0	2	8	3	5	5	1	0	9	9	5	5	2	4	9	7	4	9	8	2	8	0	9	7	8			
				9	7	0	8	9	0					0	2	1					9	2	1	8	9	0				
				9			7							5							0			9						
																										6		1		0

沖縄	鹿児島	宮崎	大分	熊本	長崎	佐賀	福岡
0	0	0	1	0	0	0	1
9	9	9	0	9	9	9	0
8	8	9	0	9	9	9	0
3	4	1	1	2	0	4	5
0	0	0	0	0	0	0	0
9	9	9	9	9	9	7	9
0	5	6	4	6	6	4	8
1	3	2	5	3	6	8	3
0	1	1	0	1	1	1	0
9	0	0	9	1	0	0	9
7	3	5	9	0	6	4	9
8	6	8	3	6	5	8	4
6	0	1		1	4	1	0
				8	0	0	2
				1	1	1	4
				1	4	1	4
				3			1